

發刊登録番号：11-1430000-000093-10

2020 年発行

2019 年度知的財産白書

KOREAN INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

韓国特許庁

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「2019年度知的財産白書(2020年5月)」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

https://www.kipo.go.kr/kpo/HtmlApp?c=3072&catmenu=m04_02_03

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

第1編 知的財産政策の概観	34
第1章 知的財産分野における国内外の動向	35
第1節 知的財産分野における国内動向及び政策推進方向-----	35
1. 知的財産分野における国内動向.....	35
2. 対応策.....	38
第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向-----	40
1. 知的財産分野の国際動向.....	40
2. 政策推進方向.....	43
第2章 2019年知的財産行政の戦略システム	46
第1節 特許庁のビジョンと推進戦略-----	46
第2節 ビジョン達成に向けた重点的な推進課題-----	48
1. 信頼される審査・審判サービスの提供.....	48
2. 強い知的財産創出の支援.....	48
3. 国内・国外知的財産保護の強化.....	49
4. 優秀な知的財産に基づく金融及び事業化の促進	50
5. 知的財産人材育成及び国民向けサービスの改善	51
第3節 知的財産政策の国家レベルでの推進-----	53
1. 推進背景.....	53
2. 推進内容及び成果.....	53
3. 今後の推進計画.....	54

第4節 知的財産権政策策定の基盤作り	55
1. 知的財産政策研究の強化	55
2. 知的財産政策研究基盤の構築	57
3. 知的財産権貿易収支を基にした知的財産政策の策定	64

第2編 信頼される審査・審判サービスの提供 67

第1章 産業観点からの審査・審判品質の高度化 . . 68

第1節 特許・実用新案の審査分野	68
1. 概観	68
2. 産業構造の変化に対応した特許審査システムの改編	69
3. 特許・実用新案の迅速な権利化及び審査品質の向上	74
4. 産業・特許動向分析を通じた審査能力の強化	84
5. 特許分類システムの産業的活用度の向上	86
6. 審査支援事業品質管理の強化	89
7. 特許審査分野における国際協力の強化	91
第2節 商標・デザイン審査分野	96
1. 概観	96
2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上	97
3. 商標・デザイン調査分析など審査インフラの改善	102
4. 商標・デザイン分野における国際協力の強化	114
第3節 審判分野	122
1. 概観	122
2. 審判の迅速性・正確性の向上	126
3. 審判公正性の向上	137
4. 審判分野における国際協力の強化	140
第4節 審査品質診断システムの高度化	145

1. 概観	145
2. 審査品質診断制度の運営	145
3. 審査品質向上に向けた審査能力開発支援	151
第5節 出願・登録方式審査分野	154
1. 概観	154
2. 方式審査制度の運営	156
3. 方式審査の品質向上	160
第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化	164
1. 概観	164
2. 実務中心の専門教育課程の運営	166
第2章 環境変化に対応する知的財産権制度の運営	171
第1節 特許・実用新案分野	171
1. 概観	171
2. 第4次産業革命に対応する特許審査制度の改善	173
3. オンラインで流通するSWに使用された特許技術の保護	180
4. 創意的な小発明・アイデア保護制度の導入推進	184
第2節 商標・デザイン分野	191
1. 出願人の利便性向上及び審査品質向上に向けた商標制度の改善	191
2. 出願人の利便性向上に向けたデザイン制度の改善	194
第3編 強い知的財産創出の支援	198
第1章 特許基盤産業競争力の強化	199
第1節 特許ビッグデータ分析を通じた技術自立及び産業育成の支援	199
1. 概観	199

2. 主要産業別の特許ビッグデータ分析	200
3. 特許基盤産業育成戦略の策定支援	203
第2節 特許連携研究開発戦略(IP-R&D)の高度化	208
1. 概観	208
2. 素材・部品・装備分野技術自立に向けたR&D連携IP-R&Dの迅速な支援	209
3. 需要者カスタマイズ型IP-R&D支援の拡大	211
4. 民間のIP-R&D活用拡散	223
第3節 グローバル環境変化に対応した企業IP問題の解消	226
1. 概観	226
2. 技術自立に向けたIP問題解消支援システムの運営	227
第2章 核心・標準特許創出支援の強化	231
第1節 知的財産権観点の政府R&D効率化支援	231
1. 概観	231
2. 政府R&D課題発掘・企画段階における効率化支援	232
3. 政府R&D遂行段階における優秀特許創出支援	241
4. 政府R&D活用・管理段階の特許成果総合管理	244
第2節 標準特許の創出支援	251
1. 概観	251
2. 政府R&Dにおける標準特許確保可能性の向上	252
3. 国際標準化活動に対する標準特許戦略支援	257
第3節 優秀中小企業の海外特許確保支援の強化	259
1. 概観	259
2. 海外知的財産の拡散・保護ロードマップの構築	259
3. 海外特許確保の支援拡大	261
第4編 国内外知的財産の保護強化	266

第1章 国内知的財産権保護基盤の強化 267

第1節 概観 ----- 267

1. 推進背景及び概要 267
2. 推進内容及び成果 268
3. 評価及び発展方向 270

第2節 中小企業のアイデア・技術保護の強化 ----- 271

1. 政府レベルの中小企業技術奪取根絶推進システムの構築 271
2. 故意侵害に対する3倍賠償制度の導入など特許・営業秘密の保護強化 . . . 273
3. 公正な知的財産市場の確立に向けた損害賠償制度改善の推進 275
4. 紛争調停など代替的な紛争解決制度の活性化の推進 278
5. 営業秘密保護支援の強化 281
6. 社会的弱者のための公益弁理サービス支援 285

第3節 知的財産保護執行力の強化及び認識の向上 ----- 289

1. 特別司法警察を通じた知的財産保護執行の強化 289
2. 不正競争行為に対する調査・是正勧告の施行 292
3. 健全な取引秩序を確立するための特許虚偽表示の防止 295
4. 公正な商標使用システムの確立 296
5. 模倣品通報褒賞金制度の運営 298
6. 官民協力を通じた知的財産保護活動の推進 300
7. 知的財産認識向上に向けた市民運動及び広報の強化 303

第2章 海外知的財産紛争対応の支援 306

第1節 概観 ----- 306

1. 推進背景及び概要 306
2. 推進内容及び成果 307
3. 評価及び発展方向 307

第2節 海外知的財産権の保護強化	309
1. 海外韓流便乗企業への対応などK-ブランドの保護強化	309
2. 輸出企業の国際知財権紛争対応能力の向上	314
3. 国家別IP-DESKを活用した海外進出企業支援	318

第3章 知的財産分野におけるグローバルリーダー

シップの強化 322

第1節 概観	322
1. 概要	322
2. 国際動向及び対応策	323
第2節 知的財産先進5カ国協力体制の強化	331
1. 特許先進5カ国特許庁(IP5)の協力体制	331
2. 商標先進5カ庁(TM5)の協力体制	333
3. デザイン先進5庁(ID5)の協力体制	336
第3節 二国間及び多国間協力の積極的な推進	340
1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化	340
2. 新南方など新興市場との戦略的協力の強化	342
3. 知的財産分野の国際機関の懸案に対する能動的な対応	345
4. 環境変化による知的財産権分野の通商交渉対応	355
5. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化	359
第4節 グローバル特許行政情報化の先導	365
1. グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化	365
2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散	370
3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用	372
4. 国内外特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会の開催	374
第5節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大	376

1. 推進背景及び概要	376
2. 主要内容及び成果	376
3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散	378

第5編 優秀知的財産の基盤金融及び事業化の促進 380

第1章 知的財産金融及び知的財産活用の促進 ... 381

第1節 中小企業の知的財産金融・取引の活性化	381
1. 概観	381
2. 知的財産(IP)の価値評価及び金融支援の活性化	383
3. オン・オフライン連携を通じた知的財産取引の支援	387
4. 知的財産活用戦略の支援	393
5. ファンド・オブ・ファンズ特許アカウントの運営	396
第2節 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進	399
1. 概観	399
2. 特許経営専門家の派遣	400
3. 発明インタビュー及び公共IP活用支援	402
4. 製品単位の特許ポートフォリオの構築	404
5. 韓国型特許ギャップファンド(Gap Fund)立ち上げの支援	406

第2章 知的財産基盤の強小企業の育成 408

第1節 地域の強小企業の発掘・育成	408
1. 概観	408
2. 特許バウチャー事業の導入	409
3. IP礎(デディムドル)プログラムの推進	412
4. IP翼(ナレ)プログラムの推進	414
5. 中小企業IP即時支援サービスの提供	418

6. グローバルIPスター企業の育成	420
7. 知識財産プロボノ事業の推進	424
第2節 地域における知的財産インフラの構築	428
1. 概観	428
2. 地域知的財産センターの運営及びIP創造Zoneの構築	428
3. 地域における知的財産権認識の向上	432
第3節 知的財産サービス産業の育成	436
1. 概観	436
2. 知的財産サービス市場の需要拡大	437
3. 知的財産サービス業関連専門人材の育成	441
第4節 中小企業の知的財産創出・活用インフラの強化	445
1. 概観	445
2. 中小企業特許共済制度の導入及び安着	445
3. 知的財産税制改編の推進	448
4. 職務発明補償制度活性化の推進	450
5. 知的財産経営認証制度の運営	455

第6編 知的財産人材育成及び国民向けサービスの

改善 460

第1章 国民向け知的財産教育環境の構築 461

第1節 知的財産専門人材の育成	461
1. 概観	461
2. 知的財産権に強い大学(院)の人材育成	462
3. 企業・大学間の産学協力プロジェクトの推進	473
4. 中小・中堅企業における知的財産専門人材の育成	486

5. 生涯教育に向けた知的財産単位銀行制度の運営	490
6. 弁理士の専門性強化に向けた制度改善	495
7. 弁理士実務見習のための集合教育課程の運営	497
第2節 創意的な発明人材育成に向けたインフラの拡大	501
1. 概観	501
2. 発明教育の活性化基盤構築	502
3. 学生の特性別・学校のレベル別カスタマイズ型発明教育の推進	507
4. 優秀な発明活動を行った学生及び教員の発掘・拡大	520
5. 知的財産スマート教育	525
6. 社会的弱者に対する知的財産教育の強化	531
第3節 発明振興イベントの開催を通じた発明活動の促進及び国民の認識向上	536
1. 概観	536
2. 第54回「発明の日」記念式の開催	536
3. 2019年特許技術賞の授賞	539
4. 2019年大韓民国知的財産大典の開催	542
5. 2019国民安全発明チャレンジの開催	545
第4節 女性発明教育及び女性発明振興活動の展開	548
1. 概観	548
2. 女性発明の底辺拡大及び知的財産認識の向上	548
3. 女性発明の事業化支援	551
第2章 知的財産行政サービスの改善	555
第1節 特許行政情報システムの高度化	555
1. 概観	555
2. 特許行政分野別情報化中長期計画の策定	556
3. 特許ネットシステムの構築・運営	558

4. 知的財産検索システムの構築・運営	566
5. 情報保護システムの強化	569
第2節 ユーザー中心のサービスシステム体制の構築	572
1. 概観	572
2. ユーザー指向的な手数料システムの改編	573
3. ユーザーと共にするサービス・制度の改善	574
4. 24時間電子ユーザーサービスの提供	577
第3節 特許情報DBの構築	580
1. 概観	580
2. 知的財産権データの拡充及び管理・活用	580
3. 韓国特許英文抄録の構築	590
4. 知的財産権公報の発刊	595
5. 特許文書電子化センターの運営	597
第4節 知的財産情報サービスのレベル向上	600
1. 概観	600
2. ユーザー指向型の特許情報検索サービス (KIPRIS) の運営	601
3. 特許文献自動翻訳サービスの拡大	605
4. 知的財産情報統合検索の支援	607
5. オープンプラットフォーム方法の公共データ開放の拡大	609
6. 知的財産統計サービスの提供	614

第7編 産業財産権における出願・登録及び審査・

審判の統計状況 616

第1章 国内出願分野の状況 617

第1節 産業財産権における出願全般 617

1. 産業財産権における出願動向	617
2. 外国人による出願状況	618
3. 法人及び個人による出願状況	620
4. 女性及び学生による出願状況	621
5. 代理人有無別の出願状況	622
6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)による特許出願状況	623
7. 韓国における主要国(米国、日本、中国、ヨーロッパ)への特許出願状況	624
第2節 権利別・産業部門別の出願	625
1. 特許・実用新案登録の出願状況	625
2. 商標登録の出願状況	631
3. デザイン登録の出願状況	632
第3節 公共機関及び大学における特許出願	634
1. 公共機関における特許出願状況	634
2. 大学における特許出願状況	635
第4節 内国人・外国人による地域別・企業別の出願	637
1. 内国人による出願状況	637
2. 外国人による出願状況	639
第2章 PCT、マドリッド及びハーグ国際出願分野	643
第1節 PCT国際出願	643
1. 全世界におけるPCT国際出願状況	643
2. 韓国におけるPCT国際出願状況及び見通し	645
3. 国際調査・国際予備審査の状況及び見通し	651
4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行状況	654
第2節 マドリッド国際商標出願	656
1. 世界における国際商標出願状況	656
2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況	658

3. 韓国を指定国の官庁にした国際商標登録の出願状況	661
第3節 ハーグ国際デザイン登録出願	664
1. 世界における国際デザイン登録出願状況	664
2. 韓国を指定官庁にした国際デザイン登録出願状況	666
第3章 登録分野	667
第1節 産業財産権全般	667
1. 産業財産権登録動向の概要	667
2. 2019年の登録細部状況	667
第2節 年次登録の状況	678
第3節 存続権利の状況	679
第4節 マドリッド国際商標登録の状況	681
第5節 ハーグ国際デザイン登録の状況	682
第4章 審査分野	683
第1節 総括	683
第2節 特許及び実用新案の審査	685
1. 特許出願の審査状況	685
2. 実用新案登録出願の審査状況	687
3. PCT国際調査及び予備審査状況	689
第3節 商標及びデザイン審査	690
1. 商標登録の出願審査状況	690
2. デザイン登録出願の審査状況	693
3. 異議審査の状況	694
第5章 審判分野	696

第1節 審判請求及び処理状況	696
1. 権利別の審判請求及び処理件数状況	696
2. 審判請求人別の審判請求状況	698
3. 内国人・外国人間での当事者系審判請求の状況	700
4. 韓国企業・外国企業間での審判請求状況	701
5. 中小企業・大企業間での審判請求状況	702
6. 審判処理期間の状況	703
第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況	704
第3節 最高裁判所への上告提起及び宣告状況	705
付録	706
1. 歴代庁長	707
2. 機構・定員・予算状況	709
3. 特許庁所管の法令状況	710
4. 2019年長官のマスコミ広報活動	711
5. 2019年長官の現場とのコミュニケーション活動	715

表目次

<表 I -1-1> 韓国における産業財産権出願の推移	35
<表 I -1-2> 主要国における産業財産権の出願推移	36
<表 I -1-3> 主要国PCT国際特許出願の推移	36
<表 I -2-1> 政策研究の推進プロセス及び運営	56
<表 I -2-2> 2019年知的財産政策研究テーマ	56
<表 I -2-3> 2019年フォーラム、シンポジウムなどの開催内容	60
<表 I -2-4> 大学(院)生知的財産優秀論文公募展の受付状況	61
<表 I -2-5> 2019年知的財産基礎研究の主要内容	62
<表 I -2-6> 年度別知的財産権の貿易収支.....	64
<表 II -1-1> 海外特許庁の審査組織.....	70
<表 II -1-2> IP協議体の運営状況.....	73
<表 II -1-3> 特許先行技術調査専門機関の指定・登録状況	89
<表 II -1-4> 特許先行技術調査事業の推進実績	90
<表 II -1-5> 国際出願先行技術調査専門機関の状況	91
<表 II -1-6> 国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況	92
<表 II -1-7> PCT国際調査の依頼状況.....	93
<表 II -1-8> 韓国がPCT国際調査サービスを提供している国	93
<表 II -1-9> PPH施行対象特許庁の状況.....	94
<表 II -1-10> 主要国における商標・デザイン審査処理期間の状況	97
<表 II -1-11> 商標・デザイン審査品質向上推進システム	98
<表 II -1-12> 2019年商標・デザイン制度研究会	100
<表 II -1-13> 2019年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況	101

<表Ⅱ-1-14>2019年度顧客満足度調査の結果	102
<表Ⅱ-1-15>商標調査分析事業の推進実績	105
<表Ⅱ-1-16>国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業の推進実績	106
<表Ⅱ-1-17>指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績	107
<表Ⅱ-1-18>デザイン調査分析事業の推進実績	108
<表Ⅱ-1-19>公知デザイン審査資料の収集・整備状況	109
<表Ⅱ-1-20>デザイン審査資料の保有状況	110
<表Ⅱ-1-21>最近5年間権利別審判請求件数の推移	123
<表Ⅱ-1-22>最近5年間決定系・当事者系別審判請求件数の推移	123
<表Ⅱ-1-23>知的財産権侵害訴訟件数の推移	124
<表Ⅱ-1-24>審判官の定員と審判処理期間	125
<表Ⅱ-1-25>2019年迅速・優先・一般審判の審決件数	129
<表Ⅱ-1-26>口述審理の開催件数	130
<表Ⅱ-1-27>2019年特許商標判例論文公募展の結果	135
<表Ⅱ-1-28>審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況	137
<表Ⅱ-1-29>審査品質診断の種類及び特徴	147
<表Ⅱ-1-30>2019年分野別方式審査の処理状況	155
<表Ⅱ-1-31>協議方式審査のプロセス及び管理	162
<表Ⅱ-1-32>教育訓練状況(2019年実績)	168
<表Ⅱ-2-1>第4次産業革命優先審査対象	174
<表Ⅲ-1-1>ディスプレイ主要製品別特許出願状況	201
<表Ⅲ-1-2>LCDとOLEDを通じた産業現状診断	202
<表Ⅲ-1-3>ネットワーク分析を通じた有望技術発掘の例示(自動車用半導体)	205

<表Ⅲ-1-4>テキストマイニングTFを活用した有望技術の導出例示	206
<表Ⅲ-1-5>特許ビックデータ基盤産業革新戦略の策定プロセス	206
<表Ⅲ-1-6>IP-R&D戦略支援事業の成果	215
<表Ⅲ-1-7>2019年グローバル技術革新IP戦略開発課題類型別の支援内容	218
<表Ⅲ-1-8>2019年グローバル技術革新IP戦略開発事業の実績	219
<表Ⅲ-1-9>2019年企業群共通核心技術IP戦略支援事業の実績	222
<表Ⅲ-1-10>輸出規制による知財権問題の発掘及び支援状況	229
<表Ⅲ-2-1>国家特許戦略青写真構築産業分野(2019年)	234
<表Ⅲ-2-2>国家特許戦略青写真DBの構築状況	234
<表Ⅲ-2-3>政府省庁研究開発課題特許動向調査の支援状況	238
<表Ⅲ-2-4>革新成長対応分野に対する特許分析支援課題の状況	239
<表Ⅲ-2-5>米国登録特許の韓・米質的水準の比較	241
<表Ⅲ-2-6>政府R&D優秀特許創出支援事業	242
<表Ⅲ-2-7>契約年度別技術移転契約件数の状況	246
<表Ⅲ-2-8>2014～2018年権利主体別の政府R&D国内出願特許の状況	248
<表Ⅲ-2-9>大学・公共研の年次別移転特許数	248
<表Ⅲ-2-10>国際標準化機構(ISO、IEC、ITU)に登録された標準特許の状況(2019.12)	253
<表Ⅲ-2-11>2019年R&D標準特許創出支援事業の推進成果	255
<表Ⅲ-2-12>2019年国際標準案開発特許戦略支援事業の推進成果	256
<表Ⅲ-2-13>2019年標準特許後続管理事業の推進成果	256
<表Ⅲ-2-14>2019年標準制定特許対応支援の推進成果	258
<表Ⅲ-2-15>2018～2019年権利別海外出願費用支援の件数	262
<表Ⅲ-2-16>年度別内国人のハーグ国際デザイン出願件数	263

<表Ⅲ-2-17> 年度別内国人のマドリード国際商標出願件数	264
<表Ⅳ-1-1> 技術流出の状況.....	282
<表Ⅳ-1-2> 2019年度営業秘密保護支援事業の実績	283
<表Ⅳ-1-3> 2019年審判・訴訟の支援実績(支援類型別)	286
<表Ⅳ-1-4> 2019年審判・訴訟の支援実績(支援対象別)	286
<表Ⅳ-1-5> 2019年相談、書類作成支援、説明会及び経営コンサルティング の実績(支援類型別).....	287
<表Ⅳ-1-6> 2019年相談及び書類作成支援実績(支援対象別)	287
<表Ⅳ-1-7> 模倣品取締状況.....	290
<表Ⅳ-1-8> 類型別褒賞金の支給状況(2013～2019)	299
<表Ⅳ-2-1> 海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況	316
<表Ⅳ-2-2> 国際知的財産権紛争予防コンサルティングの優秀事例	317
<表Ⅳ-2-3> 2019年IP-DESK支援状況.....	321
<表Ⅳ-3-1> TM5の主要協力事業.....	334
<表Ⅳ-3-2> ID5の主要協力事業.....	338
<表Ⅳ-3-3> FTA協定の主要内容.....	356
<表Ⅳ-3-4> 2019年国際セミナー及び外国人向け教育の運営状況	364
<表Ⅴ-1-1> 知的財産事業化評価支援の実績	384
<表Ⅴ-1-2> 知的財産金融連携評価支援の実績	385
<表Ⅴ-1-3> 発明の評価機関指定状況.....	386
<表Ⅴ-1-4> 権利別の知的財産取引実績.....	390
<表Ⅴ-1-5> 類型別の知的財産取引実績.....	390
<表Ⅴ-1-6> 機関類型別特許分析評価システムの年間契約実績	391
<表Ⅴ-1-7> 機関類型別特許分析評価システムの利用実績	392

<表V-1-8>知的財産活用戦略支援実績の細部状況	394
<表V-1-9>知的財産活用戦略支援事業の活用率	394
<表V-1-10>2019年度発明インタビューの支援実績	403
<表V-2-1>スタートアップ特許バウチャー事業のIPサービスメニュー ..	411
<表V-2-2>企業生滅行政統計.....	415
<表V-2-3>主要国新生企業の1年/5年生存率	415
<表V-2-4>2017～2019年IP翼(ナレ)プログラムの知的財産権出願支援件 数.....	417
<表V-2-5>2017～2019年IP翼(ナレ)企業事業資金の確保状況	417
<表V-2-6>2019年IP翼(ナレ)プログラムコンサルティングの満足度 ...	418
<表V-2-7>2019年度中小企業IP(知的財産)即時支援サービス	419
<表V-2-8>支援対象の選定状況.....	422
<表V-2-9>2019年度グローバルIPスター企業の支援実績	422
<表V-2-10>グローバルIPスター企業の支援成果	424
<表V-2-11>2019年度知的財産プロボノの分野別状況	426
<表V-2-12>地域知的財産センターの設置運営状況	431
<表V-2-13>2019年地域知的財産フェスティバル	433
<表V-2-14>資格検定試験の施行状況.....	439
<表V-2-15>知的財産共済の主要商品内容	448
<表V-2-16>韓国における法人の特許出願の推移	451
<表V-2-17>職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況	453
<表V-2-18>国内企業の職務発明補償優秀企業認証の状況	454
<表V-2-19>知的財産経営認証の実績.....	457
<表V-2-20>知的財産経営認証の審査項目	458

<表VI-1-1>知的財産教育先導大学の運営結果	464
<表VI-1-2>知的財産専門学位課程の運営状況	467
<表VI-1-3>大学における知的財産教授教育(短期集中課程)の状況	470
<表VI-1-4>大学における知的財産教授教育プログラム	471
<表VI-1-5>競合部門別の書面審査基準.....	475
<表VI-1-6>競合部門別の最終審査基準.....	475
<表VI-1-7>2019年の授賞内訳.....	476
<表VI-1-8>参加及び受賞状況.....	478
<表VI-1-9>最多受賞大学及び最多応募大学	478
<表VI-1-10>D2Bデザインフェアの審査手続き	480
<表VI-1-11>2019年D2Bデザインフェアの受賞者状況	480
<表VI-1-12>大会の主要日程及びプロセス	483
<表VI-1-13>大学創意発明大会の出品状況	485
<表VI-1-14>2019年大学創意発明大会における優秀発明受賞作の状況 ..	485
<表VI-1-15>創業保育センター連携のカスタマイズ型知的財産教育のプロ セス.....	488
<表VI-1-16>2019年創業保育センター連携のカスタマイズ型知的財産教育 運営の実績.....	489
<表VI-1-17>2019年協会・団体協力型の海外知的財産実務教育運営の実績49 0	
<表VI-1-18>知的財産単位銀行制度の知的財産一般科目	492
<表VI-1-19>知的財産単位銀行制度の法学科目	493
<表VI-1-20>知的財産単位銀行制度の理工系基礎科目	493
<表VI-1-21>知的財産単位銀行制度の研究開発・経営に関する科目	494

<表VI-1-22>教育課程への反映状況.....	503
<表VI-1-23>発明教師認証制度における等級別の認証基準	505
<表VI-1-24>年度別発明教育センターの設置状況	509
<表VI-1-25>発明教育センターの利用者状況	509
<表VI-1-26>主要発明(英才)教育プログラムの教材	512
<表VI-1-27>発明英才教育の状況.....	515
<表VI-1-28>教師研修の状況.....	515
<表VI-1-29>次世代英才起業家教育院の教育課程	517
<表VI-1-30>2019年の企業連携職務発明プログラムの参加状況	519
<表VI-1-31>優秀な発明活動を行った学生及び教員の発掘・拡大活動 ..	521
<表VI-1-32>大韓民国学生発明展示会の出品件数	523
<表VI-1-33>大韓民国学生創意力チャンピオン大会の参加チーム数	523
<表VI-1-34>YIP(青少年発明家プログラム)の状況	524
<表VI-1-35>知的財産スマート教育の対象別運営状況	529
<表VI-1-36>特許技術賞の施行日程.....	540
<表VI-2-1>特許ネットシステムの稼働時間	563
<表VI-2-2>電算装備の運用状況.....	565
<表VI-2-3>2008年～2019年における検索システム高度化推進の経過 ...	566
<表VI-2-4>直近5年間の特許ユーザー満足度推移	576
<表VI-2-5>24時間電子ユーザーサービスの段階別開通時期	578
<表VI-2-6>電算出願の主要改善事項.....	579
<表VI-2-7>特許及び実用新案検索DBの構築状況	582
<表VI-2-8>デザイン検索DBの構築状況.....	586

<表VI-2-9>商標検索DBの構築状況.....	587
<表VI-2-10>2019年度の教育及び広報状況	589
<表VI-2-11>年度別データ品質の正確度.....	589
<表VI-2-12>2019年度データ管理業務処理の状況	590
<表VI-2-13>韓国特許英文抄録のDB構築状況(2019年12月末基準)	592
<表VI-2-14>韓国特許英文抄録の国内外配布機関の状況(2019年12月末基準)	592
<表VI-2-15>直近5年間の韓国特許英文抄録の検索状況(2019年12月末基準)	593
<表VI-2-16>各国における韓国特許英文抄録の活用状況	593
<表VI-2-17>2019年度の公報発刊件数.....	595
<表VI-2-18>インターネット公報のメーリングサービス加入者及びメール配信件数.....	596
<表VI-2-19>KIPRISの利用状況.....	603
<表VI-2-20>モバイル検索サービスの利用状況	603
<表VI-2-21>翻訳サービスの提供状況.....	605
<表VI-2-22>海外特許文献の引用文献活用推移	606
<表VI-2-23>知的財産情報統合サービス(IPIS)の連携状況	607
<表VI-2-24>機関協業の後続支援プログラム	612
<表VI-2-25>IP情報活用エコシステム造成のための官・民協力活動	612
<表VII-1-1>直近5年間の権利別出願状況.....	617
<表VII-1-2>内国人・外国人別の出願状況.....	619
<表VII-1-3>法人、個人別の出願状況.....	620
<表VII-1-4>女性及び学生による出願状況.....	621

<表Ⅶ-1-5>代理人有無別の出願件数.....	622
<表Ⅶ-1-6>主要国による直近5年間の特許出願状況	623
<表Ⅶ-1-7>直近5年間の韓国における主要国への特許出願状況	624
<表Ⅶ-1-8>産業部門別の特許、実用新案登録出願状況	625
<表Ⅶ-1-9>NICE分類別の商標登録出願状況	632
<表Ⅶ-1-10>デザイン部門別のデザイン登録出願状況	633
<表Ⅶ-1-11>公共機関における特許出願状況	634
<表Ⅶ-1-12>公共機関における特許最多出願順位	634
<表Ⅶ-1-13>大学における特許出願状況.....	635
<表Ⅶ-1-14>大学における特許最多出願順位	635
<表Ⅶ-1-15>内国人による地域別の出願状況	637
<表Ⅶ-1-16>国内における10位圏内の最多出願企業の出願状況	639
<表Ⅶ-1-17>外国(法)人による国籍別出願状況	640
<表Ⅶ-1-18>外国人による10位圏内最多出願企業別の出願状況	641
<表Ⅶ-2-1>韓国におけるPCT国際出願件数	646
<表Ⅶ-2-2>個人対法人のPCT国際出願状況	649
<表Ⅶ-2-3>媒体別のPCT国際出願状況.....	649
<表Ⅶ-2-4>言語別のPCT国際出願状況.....	650
<表Ⅶ-2-5>PCT国際調査用写本の受付状況	652
<表Ⅶ-2-6>PCT国際予備審査の請求状況.....	653
<表Ⅶ-2-7>PCT国際調査機関の指定状況.....	653
<表Ⅶ-2-8>PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数	654
<表Ⅶ-2-9>年度別の韓国における国際商標電子出願状況	659

＜表Ⅶ－2－10＞年度別の外国人が韓国を指定した国際デザイン登録出願状況 （出願件数基準）.....	666
＜表Ⅶ－2－11＞2019年の海外国別韓国指定状況（出願件数基準）.....	666
＜表Ⅶ－3－1＞直近5年間の設定登録状況.....	667
＜表Ⅶ－3－2＞2019年の産業部門別特許・実用新案設定登録状況.....	668
＜表Ⅶ－3－3＞2019年の物品群別デザイン登録状況.....	669
＜表Ⅶ－3－4＞2019年の部門別商標登録状況.....	670
＜表Ⅶ－3－5＞2019年の個人・法人別登録状況.....	671
＜表Ⅶ－3－6＞直近5年間の個人・法人別登録状況.....	671
＜表Ⅶ－3－7＞年度別の代理人有無別登録状況.....	672
＜表Ⅶ－3－8＞直近5年間の内国人・外国人登録状況.....	673
＜表Ⅶ－3－9＞2019年の市・道別登録状況.....	674
＜表Ⅶ－3－10＞2019年外国国家別の設定登録状況.....	675
＜表Ⅶ－3－11＞2019年の韓国内多登録法人の状況.....	676
＜表Ⅶ－3－12＞直近5年間の権利別年次登録状況.....	678
＜表Ⅶ－3－13＞2019年現在の存続権利状況.....	679
＜表Ⅶ－3－14＞2019年の国別国際商標（マドリッド）登録状況.....	681
＜表Ⅶ－3－15＞2019年の国別国際デザイン（ハーグ）登録状況.....	682
＜表Ⅶ－4－1＞権利別の審査処理状況.....	683
＜表Ⅶ－4－2＞特許1次審査の処理状況.....	685
＜表Ⅶ－4－3＞特許審査終結処理状況.....	686
＜表Ⅶ－4－4＞実用新案の1次審査処理状況.....	687
＜表Ⅶ－4－5＞実用新案の審査終結処理状況.....	688
＜表Ⅶ－4－6＞PCT国際調査及び予備審査状況.....	689

<表Ⅶ-4-7> 商標登録出願の1次審査処理状況	690
<表Ⅶ-4-8> 商標登録出願審査の終結処理状況	691
<表Ⅶ-4-9> 国際商標登録出願の1次審査処理状況	691
<表Ⅶ-4-10> 国際商標登録出願の審査終結処理状況	692
<表Ⅶ-4-11> デザイン登録出願の1次審査処理状況	693
<表Ⅶ-4-12> デザイン登録出願の審査終結処理状況	694
<表Ⅶ-4-13> 異議申立件数、異議申立率及び異議認容率	695
<表Ⅶ-5-1> 権利別の審判請求状況.....	696
<表Ⅶ-5-2> 権利別の審判処理及び審査前置登録状況	697
<表Ⅶ-5-3> 審判請求人別の審判請求状況.....	698
<表Ⅶ-5-4> 内国人・外国人間での当事者系審判請求の状況	700
<表Ⅶ-5-5> 韓国企業・外国企業間での審判請求状況	702
<表Ⅶ-5-6> 中小企業・大企業間での審判請求状況	703
<表Ⅶ-5-7> 年度別審判処理期間の状況.....	703
<表Ⅶ-5-8> 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況	704
<表Ⅶ-5-9> 最高裁判所への上告提起及び宣告状況	705

目次

<図 I-1-1> GDP比内国人の特許出願件数(2017)	37
<図 I-1-2> 韓国の知的財産貿易収支(2015~2018)	37
<図 I-1-3> 特許侵害の平均損害賠償額(1997~2016年)	37
<図 I-1-4> IP担保貸出の規模(2017年)	37
<図 I-1-5> 輸出1億ドル当たり海外出願(2017年)	38
<図 I-1-6> 国内出願に比した海外出願の比率(2018年)	38
<図 I-1-7> 国家別韓流便乗企業の分布(2019年)	38
<図 I-1-8> 海外紛争による事業縮小・撤回(2018年)	38
<図 I-2-1> 2019年業務推進方向	46
<図 I-2-2> 知的財産動向の収集・普及の流れ図	59
<図 I-2-3> 知的財産専門図書館	61
<図 II-1-1> 迅速審判の標準プロセス	128
<図 II-1-2> 当事者系口述審理が行われる審判廷	130
<図 II-1-3> 特許審判院の遠隔映像口述審理システム	131
<図 II-1-4> 2019年大田地方裁判所登記課との懇談会	159
<図 II-1-5> 2019年ePCT実務教育及び国際出願下半期説明会	160
<図 III-1-1> 遺伝体分析基盤精密医療サービス分野の出願動向と各国政策 間の相関分析	200
<図 III-1-2> 米・中貿易規制手段などの戦略的な変化	208
<図 III-1-3> 主要国における第4次産業革命関連知的財産戦略の推進動向	211
<図 III-1-4> 製品と技術に対するパラダイムシフト	212
<図 III-1-5> 知財権中心の技術獲得戦略策定プロセス	213

<図Ⅲ-1-6> 知財権連携研究開発戦略支援における個別課題別の進行プロセス	214
<図Ⅲ-1-7> 支援類型別の戦略策定プロセス	220
<図Ⅲ-1-8> 企業群共通核心技術IP戦略支援における個別課題別の進行プロセス	222
<図Ⅲ-1-9> 貿易規制手段などの戦略的な変化	226
<図Ⅲ-1-10> 輸出規制知財権対応ワンストップ解決システム	227
<図Ⅲ-1-11> 輸出規制対応知財権支援団の業務内容	229
<図Ⅲ-2-1> 国家研究開発の段階別特許情報活用支援状況	232
<図Ⅲ-2-2> 国家特許戦略青写真構築活用の推進プロセス	235
<図Ⅲ-2-3> ユーザーカスタマイズ型オンライン特許分析サービス(例示)	235
<図Ⅲ-2-4> 特許技術動向調査事業の推進沿革	236
<図Ⅲ-2-5> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援システム	238
<図Ⅲ-2-6> 特許技術動向調査事業のR&D省庁の活用事例	239
<図Ⅲ-2-7> 政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析	240
<図Ⅲ-2-8> 政府R&D優秀特許創出支援事業の支援内容及びプロセス	244
<図Ⅲ-2-9> 2014～2018年政府R&D特許成果に対する主要分析結果	245
<図Ⅲ-2-10> 標準特許創出支援事業の政府レベルでの推進システム	254
<図Ⅲ-2-11> 年度別内国人のIP5海外特許出願件数	263
<図Ⅲ-2-12> 年度別内国人のIP5海外特許登録件数	264
<図Ⅳ-1-1> 国家別知的財産権保護順位	268
<図Ⅳ-1-2> 営業秘密保護コンサルティング及び保護管理システム	283
<図Ⅳ-1-3> 営業秘密原本証明制度	284
<図Ⅳ-1-4> 模倣品取締りに関するマスコミ報道	291

<図IV-1-5>不正競争行為調査のマスコミ報道	294
<図IV-1-6>不正目的出願人の管理システム	297
<図IV-1-7>模倣品流通防止協議会の活動.....	302
<図IV-1-8>2019知的財産保護消費者キャンペーン	304
<図IV-2-1>法人解散前後の製品ラベル比較	311
<図IV-2-2>タイ内の韓流便乗企業.....	311
<図IV-2-3>海外商標先取モニタリング及び連携支援	312
<図IV-2-4>海外オンライン模倣品流通対応支援	313
<図IV-2-5>K-ブランド保護強化のための冊子発刊及びイベント	314
<図IV-2-6>タイ模倣品識別セミナー(2019年11月)	321
<図IV-3-1>IP5協力システム.....	332
<図IV-3-2>WIPO総会での基調演説.....	346
<図IV-3-3>国務総理表敬訪問.....	347
<図IV-3-4>MOU締結.....	348
<図IV-3-5>WIPO-KIPO会談.....	348
<図IV-3-6>2019年知的財産教育分野における国際協力	362
<図IV-3-7>2019年適正技術開発事業の成果	377
<図IV-3-8>2019年ブランド開発事業の成果	378
<図V-1-1>知的財産取引情報システム(国家知的財産取引プラットフォーム)のホームページ.....	389
<図V-1-2>IP製品革新マニュアル教材.....	395
<図V-1-3>年度別大学・公共機関における特許出願件数の推移	399
<図V-1-4>「特許経営専門家」の主な役割	401
<図V-1-5>特許ポートフォリオ構築・移転モデル	404

<図V-1-6>特許ポートフォリオ構築・移転及び事業化支援のプロセス	405
<図V-1-7>ギャップファンド構築を通じた技術移転Seed Money好循環概 念図	406
<図V-2-1>スタートアップ特許バウチャー事業の推進システム	410
<図V-2-2>IP礎(デディムドル)プログラムの進行プロセス	414
<図V-2-3>知的財産プロボノのCI	425
<図V-2-4>知的財産プロボノの構造図	425
<図V-2-5>地域知的財産センターの状況	430
<図V-2-6>資格制度の機能	438
<図V-2-7>日本特許情報フェア&コンファレンス	439
<図V-2-8>中国知的財産アニュアルコンファレンス	439
<図V-2-9>米国国際商標協会アニュアルコンファレンス	440
<図V-2-10>EPO特許情報コンファレンス	440
<図V-2-11>第9回知的財産情報サービスShow&Fair	440
<図V-2-12>知的財産サービス採用連携教育のプロセス	442
<図V-2-13>研修生選抜の優先順位	442
<図V-2-14>2019IPサービスアカデミー	443
<図V-2-15>採用連携プロセス	444
<図V-2-16>職務発明制度のメカニズム	452
<図V-2-17>職務発明補償優秀企業の認証プロセス	453
<図V-2-18>職務発明制度説明会	454
<図V-2-19>職務発明制度広報館の運営	454
<図V-2-20>知的財産経営認証オンラインシステム	457
<図VI-1-1>大学(院)における知的財産教育の履修システム	464

<図VI-1-2>2019年の大賞(Air Tray、DIYオブジェ空気清浄機、左)及び金賞(AIR TROLLEY、右)受賞作.....	481
<図VI-1-3>KAIST・POSTECHの次世代英才起業家教育院の教育システム .	517
<図VI-1-4>2019年「The共にする発明教室」の活動写真	535
<図VI-1-5>特殊発明教育課程の運営関連.....	535
<図VI-1-6>国務総理の授賞.....	538
<図VI-1-7>記念公演.....	538
<図VI-1-8>2019年今年の発明王授賞.....	539
<図VI-1-9>3分発電所.....	539
<図VI-1-10>2019年上半期受賞作の試演.....	541
<図VI-1-11>2019年上半期授賞式.....	541
<図VI-1-12>2019年下半期受賞作の試演.....	541
<図VI-1-13>2019年下半期授賞式.....	541
<図VI-1-14>大韓民国知的財産大典の開催	543
<図VI-1-15>先端体験館の全景.....	543
<図VI-1-16>授賞式の授与場面.....	544
<図VI-1-17>素材部品館の全景.....	544
<図VI-1-18>知的財産の説明会場.....	544
<図VI-1-19>ソウル展授賞式の全景.....	544
<図VI-1-20>国民安全発明チャレンジの最優秀受賞作	547
<図VI-1-21>女性発明王EXPO.....	553
<図VI-1-22>グローバル女性IPリーダーシップアカデミー	553
<図VI-2-1>特許情報システムインフラの構成図	564
<図VI-2-2>直近6年間の提案件数及び採択件数の推移	575

<図VI-2-3>韓国特許英文抄録の構成項目.....	591
<図VI-2-4>種類別の公報発刊件数.....	596
<図VI-2-5>年度別公報発刊の動き.....	596
<図VI-2-6>電子化処理工程フロー.....	598
<図VI-2-7>年度別の電子化処理期間及びエラー率の状況	598
<図VI-2-8>年度別のカスタマイズ型特許情報検索・電子出願教育の教育回数・受講者数.....	599
<図VI-2-9>KIPRISの画面.....	604
<図VI-2-10>知的財産情報統合サービス(IPIS)の連携拡大	608
<図VI-2-11>KIPRISPlus(Plus.kipris.or.kr)の概要	610
<図VI-2-12>知的財産(IP)データギフト制度	611
<図VII-1-1>直近5年間の権利別出願推移.....	618
<図VII-1-2>代理人有無別の出願推移.....	622
<図VII-1-3>2019年内国人による地域別の出願推移	638
<図VII-2-1>全世界におけるPCT国際出願状況	644
<図VII-2-2>2019年の全世界PCT多出願国の順位	644
<図VII-2-3>2019年の全世界PCT多出願企業の順位	645
<図VII-2-4>韓国におけるPCT国際出願状況	646
<図VII-2-5>2019年の国内多出願法人(企業)別のPCT国際出願状況	648
<図VII-2-6>PCT国内段階(指定官庁)移行状況	655
<図VII-2-7>年度別の世界マドリッド国際商標出願状況	656
<図VII-2-8>2019年の世界マドリッド国際商標10位圏内最多出願国の状況	657
<図VII-2-9>年度別の世界国際商標登録状況	657
<図VII-2-10>2019年の世界10位圏内の指定国状況	658

<図VII-2-11>年度別の韓国における国際商標出願状況	659
<図VII-2-12>2019年の韓国における出願人10位圏内の指定国状況	660
<図VII-2-13>2019年の韓国における10位圏内の国際商標最多出願企業状況66 1	
<図VII-2-14>年度別の外国人が韓国を指定した国際商標登録の出願状況	661
<図VII-2-15>2019年の韓国を指定した10位圏内締約国の状況	662
<図VII-2-17>年度別の世界ハーグ国際デザイン出願状況	664
<図VII-2-18>年度別の世界ハーグ国際出願デザイン件数の状況	664
<図VII-2-19>2019年の世界ハーグ国際出願10位圏内の最多出願国(国際出 願件数基準)	665
<図VII-2-20>2019年のハーグ国際出願10位圏内の最多出願国(デザイン件 数基準)	665
<図VII-5-1>権利別の審判請求状況.....	697
<図VII-5-2>年度別の審判処理状況.....	698

第1編 知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向

第1節 知的財産分野における国内動向及び政策推進方向

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 キム・グァンソク

1. 知的財産分野における国内動向

グローバル金融危機以降、低成長が続くとともに少子高齢化・格差問題などが成長潜在力の低下につながっているにもかかわらず、しばらく国内における産業財産権の出願は全般的に増加傾向にあった。

2019年特許、実用新案、商標、デザインの出願は計510,967件で2018年480,245件に比べて6.4%増加し、史上初50万件を突破した。特許の場合、前年比4.3%増の218,975件が出願され、世界4位の水準を維持し、商標出願は221,506件で前年比10.6%大幅増加した。

＜表 I - 1 - 1＞韓国における産業財産権出願の推移

(件、()は前年同期比増加率、%)

区分	特許		実用新案		商標		デザイン		合計	
2014年	210,292	(2.8)	9,184	(△16.3)	160,663	(0.9)	64,413	(△3.8)	444,552	(0.6)
2015年	213,694	(1.6)	8,711	(△5.2)	185,443	(15.4)	67,954	(5.5)	475,802	(7.0)
2016年	208,830	(△2.3)	7,767	(△10.8)	181,606	(△2.1)	65,659	(△3.4)	463,862	(△2.5)
2017年	204,775	(△1.9)	6,809	(△12.3)	182,918	(0.7)	63,451	(△3.4)	457,955	(△1.3)
2018年	209,992	(2.5)	6,232	(△8.5)	200,341	(9.5)	63,680	(0.4)	480,245	(4.9)
2019年	218,975	(4.3)	5,447	(△12.6)	221,506	(10.6)	65,039	(2.1)	510,967	(6.4)

*PCT、マドリッド、ハーグなど国際出願(指定官庁・指定国基準)を含む

韓国特許庁が受け付けたPCT¹国際出願も2019年は19,085件で2018年に比べて12.2%大幅増加し、出願件数において中国、米国、日本、ドイツの次に多かった。これは第4次産業革命時代に適したグローバル競争力の確保に向けて海外で特許権を確保するために韓国の企業、研究所、大学が絶えず努力していることを示している。

<表 I-1-2> 主要国における産業財産権の出願推移

(千件、前年比増加率%)

区分	2015年	2016年	2017年	増加率
中国	7,159	9,446	11,694	(23.8)
米国	1,042	1,098	1,105	(0.6)
日本	517	545	531	(△2.6)
韓国	464	455	478	(5.1)
ドイツ	162	164	151	(△7.9)

* 出処：WIPO IP Statistics

<表 I-1-3> 主要国PCT国際特許出願の推移

(件、前年比増加率%)

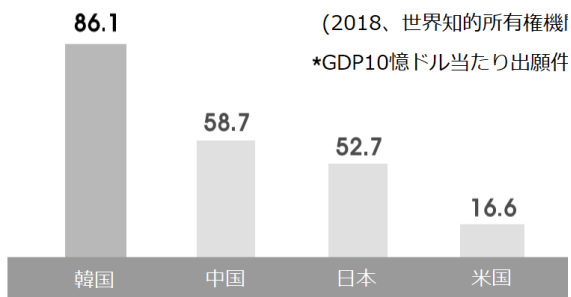
区分	2016年	2017年	2018年	増加率
米国	48,882	53,345	58,990	(10.6)
中国	56,624	56,142	57,840	(3.0)
日本	48,208	49,702	52,660	(6.0)
ドイツ	18,982	19,883	19,353	(△2.7)
韓国	15,763	17,014	19,085	(12.2)

* 出処：WIPO PCT Yearly Review

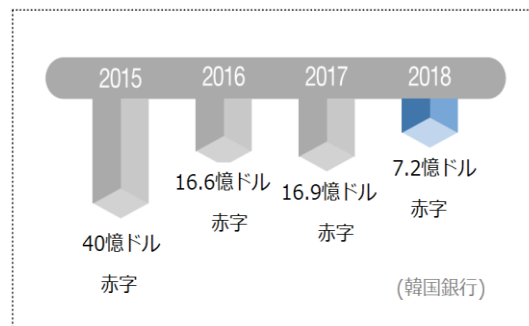
2019年9月韓国は世界で7番目に特許200万号を登録するなどグローバル特許強国の地位を固め、IP金融規模で史上初1兆ウォンを突破するなどIP活用インフラも持続的に改善されつつある。その結果、知的財産権の貿易収支は2017年16.9億ドルから2018年には7.2億ドル赤字へと大きく好転した。しかし、日本の半導体3大核心素材輸出規制など技術的優位に基づく日本との貿易摩擦が発生するなど韓国は依然として厳しい状況に置かれている。

¹ Patent Cooperation Treaty(特許協力条約)：特許または実用新案の海外出願プロセスを統一して簡素化するために発効した多国間条約

<図 I - 1 - 1> GDP比内国人の特許
出願件数 (2017)

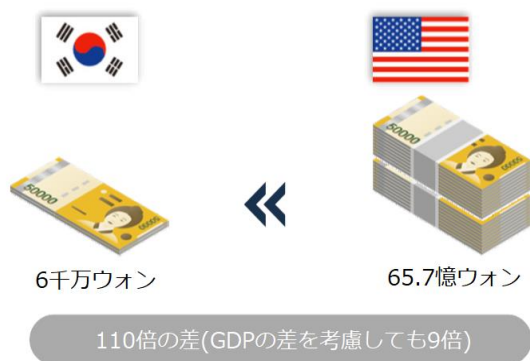


<図 I - 1 - 2> 韓国の知的財産貿易
収支 (2015~2018)



また、特許・営業秘密の故意侵害に対する3倍損害賠償制度を施行(2019年7月)したが、損害賠償額が主要国に比べて依然として低いなどIP保護水準が不十分な状況である。その結果、市場でIPの正当な価値が認められず、優秀なIPを保有する中小企業ですら資金調達に難航している。

<図 I - 1 - 3> 特許侵害の平均損害賠償額 (1997~2016年)

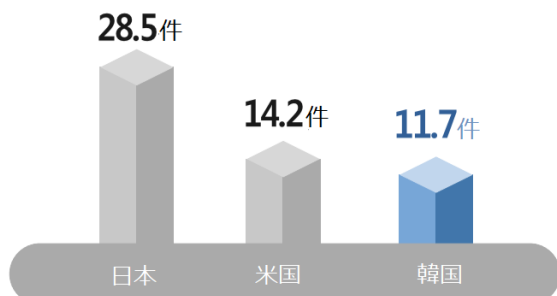


<図 I - 1 - 4> IP担保貸出の規模 (2017年)

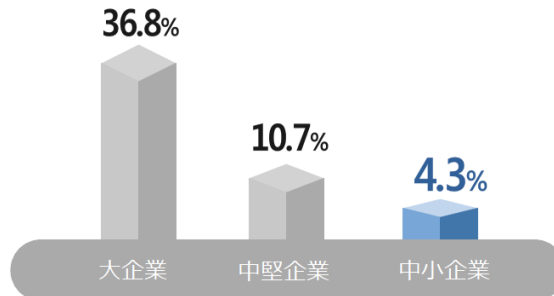


一方、海外市場を先取りするために必要な海外特許の出願は貿易規模に比べて非常に少ないが、輸出1億ドル当たり海外出願を見ると、韓国は11.7件で日本(28.5件)の約41%水準に過ぎない状況である。特に、中小企業の国内出願に比べ、海外出願の比率は4.3%で大企業の1/9水準に過ぎず、深刻な状況である。

＜図 I-1-5＞輸出1億ドル当たり海外出願(2017年)

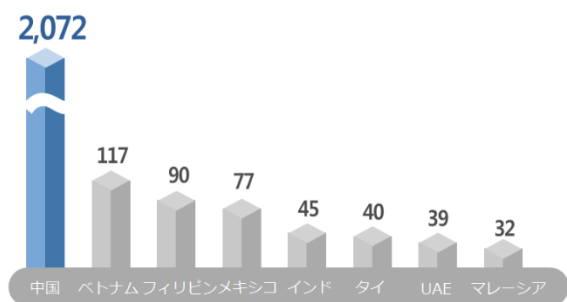


＜図 I-1-6＞国内出願に比べた海外出願の比率(2018年)

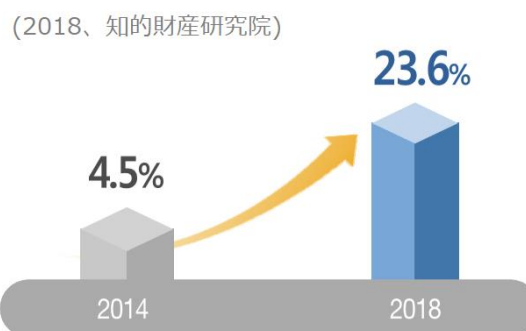


また、米国などでは知財権紛争によって韓国企業の海外活動が委縮する事例が発生し、新南方地域では様々な形態の韓流ブランド侵害が発生するなど、輸出企業が知的財産の問題で難航している。既に活性化している先進国市場と今後急成長すると見られる新興国市場の特性に合わせて差別化・システム化された戦略が求められる。

＜図 I-1-7＞国家別韓流便乗企業の分布(2019年)



＜図 I-1-8＞海外紛争による事業縮小・撤収(2018年)



2. 対応策

このような国内外の政策環境に積極的に対応するためには知的財産を基に革新成長をリードするための政府の取り組みが急がれる。まず、全世界4億5千万件余りに達する特許ビッグデータの深層分析を通じて次世代ディスプレイ・電池など新しく浮上している産業に対して「特許ビッグデータに基づく産業別革新戦略」を構築し、特許連携研究開発戦略(IP-R&D)支援を拡大して中小企業、大学・公共研の優秀特許創出能力

を強化する必要がある。 そのためには専門的に担当する審査組織の新設、優先審査の拡大、3人協議審査、審判－調停制度の連携などを通じて高品質の審査・審判サービスの提供が優先である。

また、IP礎(デディムドル)・IP翼(ナレ)事業、特許バウチャー支援、ファンド・オブ・ファンズ投資などを通じて知的財産基盤の創業・成長を支援し、IP担保貸出の拡大、回収支援システムの導入などを通じて知的財産金融・取引も活性化する必要がある。 知的財産取引を活性化するためには何よりも知的財産が正当な価値が認められる環境作りが重要であるが、特許の故意侵害に対する3倍損害賠償制度、現実を反映した損害賠償額、特別司法警察組織・業務領域の拡大及び専門性の強化などが必須要件である。

同時に、韓国輸出企業の知的財産権が海外で正当に保護されるようにIP-DESKなどを通じた海外現地支援システムを強化し、先進国だけでなくUAE、新南方国家などとの協力を強化することで韓国企業の海外進出基盤を拡大する必要がある。

このように個人と韓国企業の知的財産が効率的に創出・保護・活用され、経済的な付加価値と新しい雇用を生み出すことで、第4次産業革命時代における革新成長エンジンになれるよう、政府の持続的な取り組みが必要である。

第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 チェ・ギュヨン

1. 知的財産分野の国際動向

知的財産が個々の企業だけでなく、国家全体の競争力を左右する核心要素であることは既に全世界の常識となっているため、主要先進国は自国の知的財産制度の改善と国際協力強化を通じた国家革新成長に向けて大きな努力を傾けている。

2019年米国トランプ行政政府は第4次産業革命時代に対応するため、自国の技術保護と革新促進に向けた多様な知的財産関連政策を実施・奨励した。同時に、海外で自国企業と自国民の知的財産権を強力に保護するために保護水準の高い協定の締結を図り、自由貿易を阻害する不公正貿易慣行などを打破するために中国との貿易摩擦を強行することで、自国の知的財産保護政策基調を強くアピールした。

米国特許商標庁 (USPTO) は2018年11月米国の革新競争力向上と雇用を促進するために信頼できる高い品質の知的財産権を創出し、審査及び検討手続きを適切に行えるよう知的財産権政策戦略である「2018－2022戦略計画 (Strategic Plan)」を発表した。同戦略計画には戦略計画8つの主要考慮事項を基に4つの戦略・経営目標を遂行するための細部事項が盛り込まれ、確実かつ適時性のあるIP商品とサービスに対する国内・国外からのニーズに適切に応えられるフレームワーク構築に向けて取り組んでいる。

このような国内政策とともに、米国は自国民または自国企業の特許権が海外でより正しく保護されるよう支援している。代表例として、米国は全世界12の圏域に特許官を配置するとともに、毎年「スペシャル301条報告書」を発刊し、他国が知財権保護水準を高めるように影響力を行使している。

日本知的財産戦略本部は価値デザイン社会の実現に向けた総合的な知的財産戦略実行計画が盛り込まれた「知的財産推進計画2019」を6月に発表した。また、安倍総理

は情報が21世紀における石油であり、グローバル化とデジタル化の急速な発展が情報の流通と拡散を飛躍的に増加させていると判断した後、それによって知的財産の活用及び保護の重要性も比例して増しつつあると説明した。日本が第4次産業革命時代に対応してマルチ能力を最大に発揮できる未来社会を長期的な観点から構想していると評価される。

中国は知的財産に関する業務を国務院の次官レベルの直属機関である国家市場監督管理総局が総括し、国家市場管理監督総局傘下の国家知識産権局(CNIPA)が知的財産権関連の政策を策定・実施している。中国国務院は2018年11月「2018年国家知的財産権戦略深化実施及び知的財産権強国建設加速化推進計画」を発表し、知的財産権分野改革の強化、知的財産権の創出、保護、活用、国際交流協力の強化及び組織的な実施と政策的保障強化の6大重点分野に対する109個の業務を提案した。2019年6月には2019年国家知的財産権戦略を強化実施し、知的財産権強国の建設を迅速に推進する計画を発表した。同計画は2018年計画の内容を強化して展開することを目標に、106個の具体的な措置を提示した。特徴的な部分は知的財産権保護においてインターネット部分の知的財産権保護を強化し、創出と活用において非正常的な特許出願、悪意のある商標登録行為に対して厳しく取締り、中小企業の知的財産権戦略推進などを提示することである。政策的な措置の側面では知的財産権強国戦略の策定、14次5カ年知的財産権計画制定に向けた研究の実施などを提示した。中国は厳しい保護・大きい保護・迅速な保護・同等な保護を呼びかけ、国家レベルでの知的財産保護政策を展開している。これは米-中貿易摩擦の原因と言われる外国企業に対する知財権保護環境を改善し、自国企業の知財権創出成果をフル活用するためには知財権保護環境の改善が欠かせないという認識から始まったものと見られる。このような動きは悪意的な商標出願に対する制裁を強化した商標法の改正と営業秘密保護をさらに強化した反不正競争法の改正から確認できる。

同時に、2015年に知財権専門裁判所を設立することで知財権侵害訴訟などに対する専門性を高めてきた中国は2019年には特許侵害に対する5倍懲罰的損害賠償制度を導入するなど、侵害に対する処罰を強化した。年間特許出願が140万件を突破し、PCT出願もまた世界1位を達成したことで知財権大国となった中国が知的財産強国へとステ

ップアップするための過程と解釈できる。

EUは「EPO戦略計画2023」を通じて世界最高品質の特許を量産するための新しいビジョンを提示し、利害関係者全員に最上のサービスを提供するために達成すべき5つの目標と各分野及び課題別に今後4年間遂行すべき計画を確定して発表した。また、第4次産業革命時代における関心対象である人工知能(AI)と機械学習の特許性判断のためのガイドラインを制定する一方、長らく議論の中心であった植物の特許適格性に対して重要な判断を下した。また、アイデアから商業化に至るまで必要な事業戦略と知的財産情報に関する教育アカデミーを開催して中小企業とスタートアップを支援した。各加盟国ではEU法と加盟国法を一致させるための法改正作業が続き、商標の保護対象と保護期間などに変化があった。また、ヨーロッパ経済における知的財産権の重要性を分析し、雇用創出及びGDPに寄与する特許及び商標、デザイン集約産業を再評価した。

また、EU執行委は2018年から模倣品及び違法コピー行為に関与したり、これを通じて利益を得ると知られているEU域外のオンラインウェブサイトとオフライン市場を監視し、模倣品・違法コピー監視リスト(Counterfeit and Piracy watch list)を発刊している。これを通じてEU域外の政府、関係当局及び該当マーケット運営者などが知財権侵害商品及びサービスを遮断する措置を取るよう誘導するためのものと見られる。

2019年世界主要国はここ数年間持続的に第4次産業革命時代に対応するため、関連先端技術に対する知的財産政策及び戦略を策定している。また、自国の経済成長と知的財産権競争力の強化を図るため、政策・制度・技術など様々な方法を模索している。このようなグローバル環境を基に2019年主要国の知的財産動向を見ると、①第4次産業革命に対応した主要国の産業及び革新関連政策の推進、②自国の知的財産保護及び執行の強化、③国際協力強化措置などで要約できる。

世界各国の保護貿易主義の強化、イギリスのEU脱退(Brexit)宣言、米国と中国の貿易摩擦など国際貿易環境の不安定性は知的財産環境をさらに複雑にしている。自国の保護貿易主義及び知的財産権保護と関連して今年の最も大きな 이슈は昨年に続き

て米国と中国の貿易戦争と言える。2018年12月両国の首脳会談で90日間条件付き貿易戦争の休戦に合意したが、2019年6月中国政府は今回の貿易戦争によって国家的な損失が伴い、それに対する責任は全て米国政府にあると主張する白書を発表した。そこで米国政府は非常に遺憾であるという立場を表明し、このような紛争の原因は中国の古くからの不公正貿易慣行にあるという点を指摘した。一方、米国と中国の1段階貿易交渉は2019年12月12日基準で両国が貿易合意に署名した中で合意事実に対する相当な進展と評価されるが、中国の産業スパイ行為と技術移転強要問題など米中貿易摩擦に対する構造的な問題と敏感な事案が今後予定される2段階交渉で扱われる予定であるため、その成り行きが注目される。

その他にも主要国は中東国家及び発展途上国間の協力に合意し、自国企業の知的財産権が該当国家で迅速かつ円滑に確保され、適切な保護が受けられるように環境整備を図っている。このような国際協力は結局自国企業の海外知的財産権確保を通じて円滑な海外進出の土台を構築すると同時に自国企業の知的財産権の協力的な保護と執行をバックアップできる環境を整えるためのものである。

一方、知的財産権分野において世界特許出願の約80%を処理する韓国、米国、日本、中国、ヨーロッパ特許庁の協力体であるIP5は毎年年次長官会合を開催している。2019年6月韓国松島で開催された第12回IP5長官会合では世界5大特許庁が人工知能(AI)など第4次産業革命の新技术がもたらす変化に備えてグローバル特許システムをともに改善していくという内容の「共同宣言文」を採択した。特に、IP5が技術革新トレンドを反映し、第4次産業革命関連技術分野で設けた分類改正案が国際特許分類(IPC)システムに初めて反映された。AIなど革新特許に対する新しい分類システムの国際標準(IPC)への反映は審査の効率性を高め、ユーザーの特許情報アクセシビリティを高めることができると見られる。

2. 政策推進方向

2019年に特許庁は政府の新南方政策の推進基調に歩調を合わせて新南方及び新興国との知的財産協力を大きく強化した。2019年11月韓・ASEAN特別首脳会議を契機に韓

国で初めて韓・ASEAN特許長官会合を開催し、ASEANの特許審査を支援するための特許審査協力と一般大衆及び公務員の知財権に対する認識と制度に対する理解を高める特許保護インフラ拡充を支援している。特に、カンボジアとは韓国で登録受けた特許が現地で別途の審査なくそのまま特許が受けられる特許認定協力を施行(2019年11月)するなど、韓国の特許システムが新興国でも認められるように取り組んできた。

このような取り組みを通じて韓国企業の国際条約を通じた海外知財権出願数は約11%上昇した。但し、素材・部品・装備分野の日本輸出規制をきっかけに単純に大量の海外知財権確保ではなく、高品質の海外知財権確保が重要であることを肌で感じた。

そこで今後は韓国企業の技術力と結合して技術自立に向けてシナジー効果が出せる新しい知的財産市場を開拓していく方向で国際協力を推進する必要がある。

折しも2020年は韓国政府が新北方の年と宣言し、新北方国家との協力を強化している。特に、素材・部品・装備分野で優秀な基礎技術を保有しているロシア企業と韓国企業が知財権を媒介にともに成長できる環境構築に向けて様々な政策を推進していく予定である。

具体的には、ロシア進出素材・部品・装備企業に該当分野の特許ビッグデータを提供してR&D及び投資方向設定を支援する計画である。また、ロシア特許庁と協力MOUを締結して素材・部品・装備企業の知財権情報交換を活発に推進する一方、ロシア政府が開催する東方経済フォーラムなどを通じて韓・ロ両国企業の特許技術マッチング、取引支援などを推進していく計画である。

同時に、知財権紛争が頻繁に発生するASEAN及び新興国における韓国企業の知財権の確保と保護にも惜しまず支援を続ける予定である。新興国で知財権を確保するためには特許審査ハイウェイ²施行国を拡大する一方、特許審査インフラが十分構築され

² Patent Prosecution Highway(PPH)：二カ国以上の国に重複出願された発明の場合、先に出願された国家から「特許可能」と評価を受ければ、後に出願した国家がそれを活用して迅速に審査を行う制度

ていない低開発国家を対象としては韓国で登録を受けた特許を該当国でそのまま認められる特許認定協力を拡大していく予定である。次に新興国での知財権保護のためには、知財権紛争 이슈の多い新興国にIP-DESKを追加設置する、もしくは既存のIP-DESKを韓国企業のニーズの多い地域へと再配置し、このような地域に特許官を派遣して直接的かつ専門的な支援を可能にする予定である。同時に、韓国企業進出需要が多い国に対して韓国型IPインフラの有償・無償移植を通じて韓国企業に友好的な海外知財権保護環境を構築する努力も怠らず傾けていく計画である。

このような一連の政策推進を通じて韓国企業がより速く安全に海外で知財権を確保して保護受けることができ、結果的に韓国企業が安定的に海外での企業活動を続けていけるよう取り組んでいく計画である。

第2章 2019年知的財産行政の戦略システム

第1節 特許庁のビジョンと推進戦略

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 カン・グァンソク

知的財産が市場競争力の鍵として浮上したことから、主要国は自国の知的財産を徹底して保護し、これを武器としてグローバル競争に乗り出している。

韓国は特許出願において世界4位の水準であるが、源泉・標準特許の不足で知的財産権貿易収支の赤字が続くなど知的財産を通じた経済的価値の創出は不十分な状況である。また、中小企業は優秀特許を保有しても資金調達が難しく、技術奪取に脆弱であるため、特許を媒介とする成長梯子の役割を十分果たしていない。貿易規模に比べて海外特許出願が少なく、グローバル競争力も不足している。

特許庁はこのような診断の下で、「知的財産市場活性化で革新成長をリードする」というビジョンを設定し、その実現に向けた推進戦略を下記のように定めた。

<図 I-2-1> 2019年業務推進方向

ビジョン	知的財産市場の活性化で革新成長をリードする	
目標	<ul style="list-style-type: none"> ▷強い知的財産の創出・活用で知的財産権貿易収支の改善 ▷知的財産に基づく資金調達市場の活性化 ▷グローバル市場先取の核心武器である海外特許の拡大 	
推進戦略	実践課題	
1	強い知的財産の創出で産業革新をリードする	<ul style="list-style-type: none"> ①特許に基づく産業競争力強化を支援 ②高品質の審査・審判サービスの提供 ③知的財産に基づく創業・成長支援

2	知的財産が適正価格で活用される市場作り	<ul style="list-style-type: none"> ①公正経済の実現に向けた知的財産保護の先進化 ②知的財産金融・取引の活性化 ③大学・公共研保有特許の活用促進
3	海外知的財産の先取を通じたグローバル市場の開拓	<ul style="list-style-type: none"> ①友好的な環境作りに向けた国際協力の推進 ②優秀技術の海外特許競争力の確保 ③輸出企業知的財産の保護・支援を拡大
4	未来に備えた知的財産基盤の構築	<ul style="list-style-type: none"> ①創意・融合型人材育成に向けたインフラ拡充 ②第4次産業革命に備えた知的財産制度の改善 ③国民が肌で感じられる特許行政サービスの提供

第2節 ビジョン達成に向けた重点的な推進課題

1. 信頼される審査・審判サービスの提供

第4次産業革命時代の到来、米・中貿易摩擦、日本の輸出規制など全世界的に技術覇権の掌握に向けた競争が熾烈になりつつある中で、審査官・審判官の決定一つ一つが韓国産業の発展方向を決めるくらい特許審査の重要性は増している。

特許庁は2019年第4次産業革命技術専門担当組織である融合・複合技術審査局を世界で初めて新設し、3人合意審査を拡大実施すると同時に、第4次産業革命関連特許出願の審査正確性向上及びR&D・産業政策支援強化に向けて16分野の新特許分類システムを構築した。また、高品質の審査サービスを提供するため、特許チーム長地位の強化・3人協議審査の品質管理責任付与などを通じて2018年導入した特許チーム長中心の品質管理システムをさらに強化した。

審査官・審判官人材の増員とともに内部人材運営効率化を通じて1人当たり処理件数の適正化及び品質管理強化を推進し、商標識別力判断基準の策定、迅速・優先審判対象の拡大など審査・審判に対する基準も整備した。

一方、特許庁は産業界・研究機関とのコミュニケーションを通じて特許ユーザーの声と産業現場の技術特性を積極的に反映するため、2019年産業・特許動向調査事業を推進した。種子産業、炭素素材、ロボット用減速機及び化粧品素材分野に対して特許チーム長が中心となって産業動向、特許動向を分析することで該当分野の産業・技術変化に能動的に対処できる審査能力を強化し、産業界の特性に適した審査基準も構築した。

2. 強い知的財産創出の支援

2019年は第4次産業革命時代の到来とともに日本の素材・部品・装備輸出規制などで技術自立の重要性がさらに浮き彫りになる年であった。そこで、特許庁はAI、IoT、

3Dプリンティングなど第4次産業革命関連核心技術分野のIP-R&D支援を拡大する一方、日本輸出規制に対応して素材・部品・装備分野R&Dに対するIP-R&D並行推進を制度化した。素材・部品・装備関連の核心品目(100+ α)政府R&D課題(500個余り)に対して特許庁とR&D省庁が費用を分担してIP-R&Dを全面的に適用することに合意する成果も上げた。また、2019年7月「輸出規制対応知財権支援団」を発足させ、知財権関連問題及び建議事項のワンストップ解決システムを構築・運営した。

全世界4億5千万件の特許データを産業政策策定の際に活用するため、バイオヘルス、ディスプレイ、次世代電池など5大産業分野特許ビッグデータ分析を通じて有望技術を導出し、それを深層分析して有望産業育成戦略を策定した。

また、海外市場進出に困っている企業を支援するため、「海外特許確保方法(2019年6月)」と「海外知的財産の拡散・保護ロードマップ(2019年7月)」を策定して中小・ベンチャー企業に対する海外出願費用支援及び特許バウチャー支給、知的財産(IP)出願支援ファンド設立及び投資、特許共済などを推進した。

3. 国内・国外知的財産保護の強化

韓流拡散による輸出企業ブランドの無断先取被害など海外での知的財産権侵害の増加、頻繁な技術流出・奪取及び特許侵害に対する低い損害賠償額は韓国企業の技術革新において大きなネックであった。

そこで、特許庁は特許・営業秘密の故意侵害に対して3倍損害賠償制度を導入することで知的財産が適正価格で評価される根拠を作り、営業秘密認定要件の緩和、侵害に対する刑事処罰の強化など技術保護を強化した。また、従来被害者(権利者)が全て立証しなければならなかった特許侵害立証責任を侵害者に一部転換することで権利者の負担を緩和し、紛争調停委員会の調停対象も拡大するなど知的財産保護強化に向けて法・制度を整備した。

このような法・制度を基に厳しい捜査・行政調査を通じて知的財産を実質的に保護

するために取り組んだ。2019年3月特許・営業秘密・デザインに対する産業財産特別司法警察を発足させ、捜査領域を既存商標から知財権の全領域へと拡大した。特に、国民の安全・健康関連模倣品及び大規模・常習的な模倣品に対する重点的な取締りを実施し、オンラインモニタリング団を運営することでオンラインを通じた模倣品の流通も根絶するために努力した。

海外進出企業の知的財産権を保護するため、MUMUSOなど韓流便乗企業に対して国内法人解散、国内商標権取消などの措置を取る一方、外国政府の協力を得て現地取締りを要請するなど強力対応した。また、中国商標ブローカーによる被害企業を探し出して企業共同の異議申出及び無効審判請求を積極的に支援するなどK-ブランド侵害に能動的に対応した。

国際的にはIP5特許長官会合を開催してグローバル知的財産規範議論をリードし、韓・ASEAN特許長官会議の開催で新南方知財権協力を本格的に始めた。また、UAE・サウジアラビアなど中東国家に韓国型特許行政サービスを輸出するなど韓国企業に友好的なグローバル知的財産環境を整えるために取り組んだ。

4. 優秀な知的財産に基づく金融及び事業化の促進

IP金融取扱銀行の拡大などIP投資・融資支援を強化し、特許共済事業を施行することで中小・中堅企業の特許紛争時の費用負担を分散・緩和すると同時に知的財産リスクを管理・支援できるようになった。

また、大学・公共研技術移転支援事業を回収・再投資方法のギャップファンドに転換することで持続可能な技術移転システムを構築し、有望技術分野別IP-PLUG拡大、仮出願活性化及び先行技術調査拡大を通じた需要基盤発明インタビューの充実化などで知的財産取引活性化を図った。その他にも国有特許活用率を高めるために国有特許専用実施処分ガイドラインを設け、専用実施要件の明確化・代理人費用の適正化を推進した。

また、柔軟な活動が特徴であるスタートアップ企業のために需要者中心にタイムリーな支援が可能な特許バウチャーを支援し、知的財産基盤の創業支援システム構築に向けたIP礎(デディムドル)及びIP翼(ナレ)プログラムを推進し、良質な雇用の創出に貢献した。輸出成長潜在力の高い企業をグローバルIPスター企業として選定し、より競争力のある企業として発展できるよう支援した。

5. 知的財産人材育成及び国民向けサービスの改善

特許庁はこれまで知的財産を基にした経済革新をリードする創意的かつ融合的なマインドを兼ね備えた人材の育成が国家競争力の核心要素であると見て、諸省庁が合同で知的財産専門人材を育成するために中長期総合計画(第2次国家知的財産人材要請総合計画(2017~2021年))を打ち出し、推進している。

まず、知的財産教育先導大学の運営、知的財産専門学位課程の運営、知的財産教授教育の運営などを通じて大学の知的財産能力を強化し、全国206の発明教育センターを通じて小・中・高校生にカスタマイズ型教育を提供している。キャンパス特許戦略ユニバーシアード、D2Bデザインフェア、大学創意発明大会など様々な産学協力プログラムを運営して知的財産を兼ね備えた人材を産業界に供給する努力も傾けた。

また、創業インキュベーター連携スタートアップカスタマイズ型知的財産教育の運営及び協力型海外知的財産実務教育の運営を通じて中小・中堅企業の知的財産専門人材育成に寄与し、知的財産単位制度の運営を通じて全国民の生涯教育にも貢献している。一方、弁理士試験と関連して弁理士会・受験生など多様な利害関係者の意見を取り集め、実務型問題を2019年度に廃止することで政策の受容性を高めた。

一方、発明者に対する士気高揚及び国民的な発明ムード拡散のために「発明の日」、「特許技術賞」、「知的財産大典」、「女性発明大会」、「国民安全発明チャレンジ」など多様な発明イベントを開催した。

最後に、モバイル商標出願、24時間無中断出願受付システムの構築、認証手段の多

様化、証明書類提出の簡素化、過誤納手数料の職権払戻制の施行、技術信託管理機関及び銀行に対する年次登録料・スタートアップ優先審査申請料の減免などシステム及び制度改善を通じてユーザー利便性中心の積極的な行政を実践した。

第3節 知的財産政策の国家レベルでの推進

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・チャンスク

1. 推進背景

ハイパーコネクテッド・ハイパーインテリジェントに基づく第4次産業革命時代の到来を受けて、主要先進国及び企業は知的財産中心の国家戦略を推進し、グローバル競争体制に積極対応している。先進グローバル企業は核心知識の蓄積・開発・活用に力を集中させ、持続的な競争優位の確保に乗り出している。米国、日本など主要国政府は実質的な国富の創出主体である知的財産政策を多角的に推進している。

韓国も知的財産強国として跳躍するためには知的財産を国家革新成長エンジンとして活用し、知識基盤の高付加価値経済体制に素早く転換する必要があり、そのためには何よりも国家レベルでの知的財産政策の推進が求められる。

2. 推進内容及び成果

特許庁は2019年3月知的財産生態系の力強さを回復し、未来競争力を強化するための「国家革新成長のための知的財産生態系革新戦略」を策定し、工学翰林院と共同で構成・運営する「第1回知的財産戦略協議会」を通じて発表した。これは①知的財産基盤の産業・技術競争力の強化、②知的財産行政高度化で知的財産価値の向上、③知的財産市場活性化で知的財産活用の拡散、④知的財産通商戦略を通じたグローバル市場開拓などの4大戦略を通じて知的財産生態系作りに焦点を当てている。

また、グローバル市場における競争力確保が重要になっている状況の中で韓国企業の海外特許の確保を支援するため、2019年7月「海外市場における韓国知的財産の拡散・保護ロードマップ」を策定し、IP通商フォーラムを発足させて中小企業の海外特許の確保及び海外市場進出戦略などを議論した。

日本の輸出規制など競争国の技術武器化によって技術自立の必要性が増していることから、2019年8月「素材・部品・装備競争力強化対策」と「素材・部品・装備研究開発投資戦略及び革新対策」を策定し、その後続措置として2019年11月「知的財産基盤の技術自立及び産業競争力強化対策」を講じて関係省庁合同で発表した。これを通じて知的財産を基に素材・部品・装備分野の技術自立を加速化し、韓国の技術でグローバル市場をリードしていくための産業競争力強化戦略を策定した。

3. 今後の推進計画

今後も特許庁は韓国の革新成長をリードするための知的財産政策を講じ、強い特許確保の支援、主要技術分野の競争力強化支援、知的財産保護システムの改善、知的財産基盤スタートアップの育成、IP金融の活性化、知的財産専門人材の育成などを持続的に推進し、主要政策 이슈が政府レベルで議論され、政策化できるよう、現場の声を積極的に聞き入れてイシュー化する計画である。

また、知的財産政策を策定する過程で他省庁・自治体・企業などと多様な協力を推進して政策効果を最大に引き上げるために持続的に取り組んでいく予定である。

第4節 知的財産権政策策定の基盤作り

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・チャンスク

1. 知的財産政策研究の強化

イ. 推進背景及び概要

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど社会全般において知的財産権の重要性が増している。急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を構築・普及して国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変化に先んじて対応することが必要である。

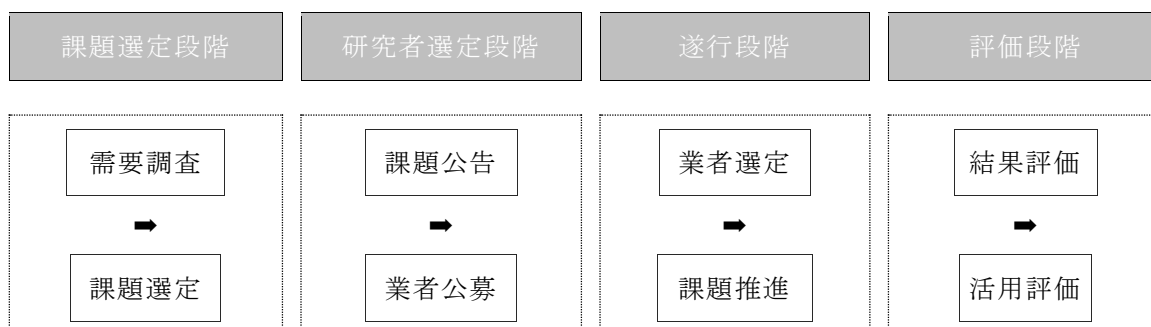
特許庁は米国・日本・欧州・中国など主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して政府の法・制度の改善策を導き出し、政府レベルの知財権政策の策定に積極的に活用している。

ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部・学界・企業などの需要に基づいて政策研究課題のテーマを選定している。

政策研究テーマは政策研究審議委員会が選定し、公開競争を通じて該当分野の専門機関(専門家)と研究契約を締結して行っている。政策研究の推進プロセス及び運営は以下のとおりである。

＜表 I - 2 - 1＞政策研究の推進プロセス及び運営



※特許庁政策研究管理規定(特許庁訓令第909号)運営

2019年度に行った研究課題は以下のとおりである。研究結果報告書は特許庁ホームページ(<http://www.kipo.go.kr>)または政策研究委託管理システム(<http://www.prism.go.kr>)から誰でも閲覧できる。

＜表 I - 2 - 2＞2019年知的財産政策研究テーマ

No	課題名
1	審査品質評価及び分析に関する研究
2	R&D分野における知的財産法制間の不整合性及び死角地帯分析改善
3	発明製品の革新性評価システム開発に関する研究
4	弁理業の実態調査
5	特許法・不正競争防止法の主要改正事項に対する判断基準及び効果分析研究
6	北朝鮮の産業財産権競争力分析及び南北産業財産権協力方法
7	合理的な賦課システム構築のための手数料・登録料システム改編方法に関する研究
8	ニース(NICE)商品目録に対する韓・日類似群コード比較研究(14、16～18、20～22類)
9	出願人のニーズを反映した適正特許審査処理期間の導出及び影響分析代案構築の研究
10	中小企業の小発明・アイデア保護のための知財権制度改善策の研究
11	国家別・出願主体別IP戦略ガイドライン開発に関する研究
12	ランニング・ロイヤリティ活性化に向けた公共特許移転標準契約書の開発
13	知的財産生態系の革新に向けた大学の知的財産教育方法

14	企業規模・業種別の営業秘密標準管理システム構築に関する研究
15	国家科学技術標準分類－特許分類(IPC、CPC)連携表の作成
16	国際標準先取技術に対する特許深層分析ガイド
17	環境変化及需要者ニーズに応えた権利範囲確認審判の改善策
18	特許権の実効的な保護に向けた訂正制度の改善策

ハ. 評価及び発展方向

これまで政策研究の結果が知財権政策を策定する上で直接反映されるように努力した結果、2018年～2019年(上半期)「知的財産政策研究事業」を通じて行われた課題の政策活用率は100%で、2017年(95.5%)、2018年(97.8%)に引き続き活用率が右肩上がりの傾向にある。今後も重複研究を防止するための重複性の事前検討、課題中間点検の充実化など研究管理を強化し、研究課題報告書の品質を改善して活用率を維持していく計画である。

2. 知的財産政策研究基盤の構築

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 アン・グァンリョル

イ. 推進背景及び概要

知的財産の価値がより重要になっている「第4次産業革命時代」において、国家・企業などの知的財産戦略を具体化し、知的財産分野の国際レジーム形成をリードして国家発展を牽引するため、知的財産に関する包括的な研究基盤作りの強化が求められる時点である。国際的な知的財産権法制度及び政策動向を持続的に把握して体系的に分析し、知的財産生態系の環境変化に先んじて対応するとともに、知的財産を戦略的に活用できるように政策開発の基礎資料を蓄積する活動が必要である。特許庁は国内唯一の知的財産権専門研究機関である韓国知的財産研究院を通じて知的財産研究のインフラを構築するための様々な事業を推進することで、知的財産関連 이슈に対する対応及び国家知的財産政策策定に寄与している。

ロ．推進内容及び成果

1) 知的財産動向の収集・普及

2019年には米国、ヨーロッパ、日本、中国など主要知的財産強国の他にもマレーシア、インド、フィリピンなどのように知的財産ニーズが高まっているASEAN国家と中東国家の知的財産動向情報を収集し、主要内容を提供した。その他にも国内外の知的財産情報提供データベースを定期的にモニタリングして国家政策の開発、企業経営戦略の策定に必要な資料を国家知的財産委員会、産業通商資源部などに提供した。

知的財産動向情報を提供するため、「Issue & Focus on IP」、「National IP Policy」、「深層分析報告書」、「イシューペーパー」など4種のウェブ発刊物と「国家別年間知的財産政策の分析」、「知的財産政策」、「Global IP Trend2019」など3種の紙類発刊物を普及した。

収集された知的財産関連情報のうち政策的に示唆する点が多いものやユーザーの興味を引く情報は別途整理して「Issue & Focus on IP」の「Executive summary」で毎週提供した。「深層分析報告書」と「イシューペーパー」は知的財産分野において最近イシューとなっている技術分野または政策分野に関する情報を深く分析したもので、2019年には人工知能、技術革新など懸案中心の報告書を通じて、政策開発者、政策立案者、政策利用者などに直・間接的に役立つ資料を提供(36回)した。

また、世界知的財産の主要報告書及び政策資料の原文を翻訳して資料へのアクセシビリティを高めた「National IP Policy」(20回)をウェブで随時提供し、年末には知的財産の主要イシュー別に専門家の見解をまとめた「Global IP Trend 2019」と2019年の1年間収集された海外知的財産動向情報を国家別に整理した「国家別年間知的財産政策分析」を発刊した。

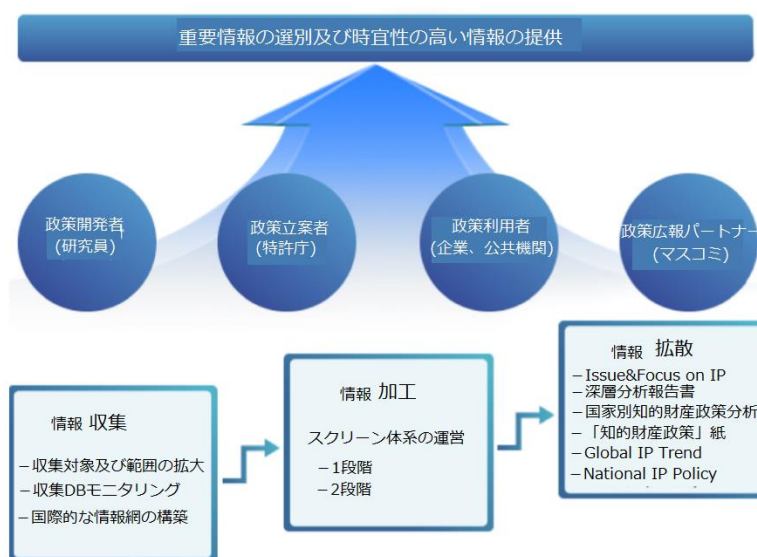
「知的財産政策」は四半期ごとに年4回(3月、6月、9月、12月)発刊しているが、主

な知的財産政策 이슈及び懸案課題に対する専門家の深層分析とともに、知的財産政策の動向、法律、常識などの情報を提供した。特に、2019年には南北の知的財産交流、バイオ医療技術のような最新懸案だけでなく、スタートアップと革新、知的財産ガバナンスなど知的財産の革新的価値とシステム全般に対する議論を取り扱った。これを通じて一般人などの知的財産認識の向上と政策立案者など利害関係者の迅速な政策的対応を図る基盤を構築した。

また、オンラインシステムを通じて国内外知的財産関連情報を収集・加工して政策立案資料及び企業経営戦略の策定に活用できるサービスを提供する「知的財産政策情報サービス」を構築・運営している。

大学、企業、政府機関、法曹機関、研究機関などを含めて会員数は15,445人に達しており(2019.12.基準)、ホームページの利用件数は月平均347,650件(ページビュー)で2018年に比べて約21%程度上昇した。ウェブマガジン及び毎週発送するニュースレターなどを通じてユーザーの情報サービス利便性を高め、論文、動向、人材など多様な分野の知的財産学術情報DBを構築することで知的財産分野の学術振興に向けた総合的なネットワークの構築を目指している。また、知的財産政策情報サービスを通じてユーザーに国内外の知的財産分野の計66,703件の学術情報を提供している。

<図1-2-2> 知的財産動向の収集・普及の流れ図



2) 知的財産研究の底辺拡大

第4次産業革命時代において知的財産の重要性を認識し、革新企業の育成と国家革新成長を支えるための産業政策の方向性を模索するため、「知的財産と革新成長」をテーマとして知的財産先進国の政策・戦略を紹介する「2019知的財産国際シンポジウム」を開催した。また、立法機関である国会議員室を含む産・学・研・官とともに政策フォーラム(6回)を開催し、バイオ経済、雇用創出など知的財産関連主要イシューに対して議論しながら未来を展望する場を設けた。

知的財産関連の懸案を議論するためのシンポジウム・政策フォーラム・専門家フォーラムなどを活発に開催し、政策立案者、政策開発者、政策利用者、マスコミなど多様な利害関係者の参加を誘導して知的財産研究の裾野を広げ、知的財産関連研究者、専門家たちのネットワーク構築及び情報共有を活性化することで専門性を強化した意見収集の場として活用した。

<表 I -2-3>2019年フォーラム、シンポジウムなどの開催内容

行事名
2019知的財産国際シンポジウム(知的財産と革新成長)
2019知的財産政策フォーラム (バイオ革新と知的財産権、知的財産と雇用創出、2019知的財産主要イシューと未来予測)

知的財産権に対する大学(院)生の関心と研究意欲を高め、研究人材を発掘するために「第14回大学(院)生知的財産優秀論文公募展」を開催した。公募展参加申請学生たちを対象に論文作成法教育、研究方向に対するメンターリングを通じて論文のクオリティを高め、第14回からは以前の受賞者を広報、ワークショップメンターなど公募展運営全般に活用することで、知的財産分野の友好的なネットワークとして構築した。

知的財産関連の専門学術誌である「知識財産研究」は知的財産関連法、経済・経営、科学・技術分野の研究成果を発刊・普及するための季刊誌で、年4回(3月、6月、9月、12月)発刊された。現在韓国研究財団の掲載誌として運営されており、2013年から201

9年まで知的財産分野学術誌の中で最も高い引用率を維持している。

知的財産専門図書館は知的財産を研究する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立され、現在単行本約12,623冊、研究報告書4,692冊、フォーラムセミナー資料595冊、定期刊行物8,078冊など計25,988冊に達する膨大な資料を提供している。国内知的財産関係機関との図書館利用協定締結を通じて知的財産専門情報に対するアクセシビリティの向上及び資料利用の拡大を推進している。また、図書館が提供する学術DBとE-Journalの場合、自宅やオフィスなど外部からもアクセスできるように遠隔アクセスシステムを導入して運営するなど積極的に利用者の利便性を高めている。そして、毎年文化体育観光部が主管する「全国図書館運営評価専門図書館部門」でも高い点数を獲得し、図書館運営の専門性が認められた。(計85点獲得/専門図書館平均57点)

<表 I-2-4> 大学(院)生知的財産優秀論文公募展の受付状況

区分		2017年	2018年	2019年
受付チーム数	大学生	20チーム	25チーム	31チーム
	大学院生	16チーム	22チーム	13チーム
合計		36チーム	47チーム	44チーム

<図 I-2-3> 知的財産専門図書館



<知識財産専門図書館の内部>



<知識財産専門図書館の書架>

3) 知的財産基礎研究の支援

第4次産業革命時代の到来、新技術の発展などに対応し、知的財産制度が革新に向けた意欲を高めるといった目的を効果的に達成できるよう、法律・経済・経営など多様な分野の知的財産 이슈と知的財産分野の海外法制度及び政策状況を体系的に分析して基礎資料を提供し、実証的な研究を通じて国家知的財産政策及び企業の知的財産権戦略の策定を支援している。

知的財産権制度及び政策の国際的な推移を持続的に把握し、体系的に分析するため、海外主要国の知的財産関連の法・制度を研究しており、国際規範の形成過程において能動的・先制的に対応するための対外協力研究、知的財産紛争・ライセンス関連情報など国家及び企業の戦略的意思決定に有用な調査・分析、知的財産創出・活用と革新に対する実証分析研究などを通じて基礎資料の蓄積と方法論の開発が行われている。特に、第4次産業革命など技術環境の変化による新しいパラダイムに対応するための制度改善方策に対する中長期研究計画が策定され、2017年から続いている。

知的財産の基礎研究を通じて蓄積された研究結果は国内の知的財産及び技術革新関連の研究を活性化する土台となり、知的財産政策とあらゆる経済部門との関連性分析、特許政策の効果に対する分析を通じて政策執行妥当性の確保及び新しい政策開発の基本資料として活用されている。特に、2019年の1年間219件のマスコミ報道で研究結果が引用され、2011年以後基礎研究の成果が知的財産関係法令の制定・改正、国家知的財産委員会の案件開発、FTA・WIPO交渉案の策定などで771件活用された。その他にも研究結果の拡散及び成果活用度の向上のためにオン・オフラインを通じた多様な方法の広報を強化した結果、報告書の利用件数が毎年20%以上増加するなど民間利用が広がっている。

<表 I - 2 - 5> 2019年知的財産基礎研究の主要内容

区分	課題の概要
未来戦略研究	第4次産業革命による環境変化をマクロ的に眺めて変化に対応し、知的財産パラダイムをシフトするための理論的根拠に関する研究
法・制度研究	国内法の改正経過と関連国法との比較法的検討を通じて対外環境変化に能動的に対処できる基盤構築、関連国の知的財産関連法律・判例・政策の理解と対応

対外協力研究	国際通商、国際協力及び国際調和などに関連する多様な国際関係イシューに対応するため、国際動向を踏まえた知的財産政策及び対応戦略の策定研究
調査・分析研究	韓国企業の国際知財権紛争状況及び対応活動実態を把握して関連政策を効果的に設計する上で必要な基礎資料を生成
革新・経済研究	企業の革新活動を実質的に活性化できる租税支援方法の構築及び知的財産観点での研究開発(R&D)効率性強化のための実証分析など知的財産政策及び戦略方向設定のための情報提供

ハ. 評価及び発展方向

知的財産インフラ構築事業を通じて提供される知的財産関連の懸案イシューに対する情報サービスは、主要国政策の核心内容に対する深層分析を通じて韓国政府に政策的な示唆点を提案すると同時に、国民向け情報サービスを提供することで情報アクセシビリティを高めている。また、国内外知的財産専門家間の交流・協力を支援し、法・経済・経営・科学技術など各学問分野と関連するテーマを選定して融合研究を行うことで、多様な研究が可能になるように研究範囲を拡大している。そして、国家と企業の知的財産戦略、知財権関連の国内外紛争に対する効率的な対応策の策定を支援することで、韓国の国家知的財産競争力の向上に貢献するために取り組んでいる。

特許庁は知的財産研究基盤を構築するため、知的財産制度及び関連イシューに対する情報及び分析結果を多様な形態で提供することで、知的財産研究情報に対する一般人・専門家・政策立案者など多様な需要者からのニーズに応えられるよう努力を傾けていく計画である。

特に、知的財産研究の土台となる中長期基礎研究を強化するが、第4次産業革命など技術環境の急激な変化が続くと予想されることから、それに対応するための研究を引き続き推進し、素材・部品・装備、アイデア取引、ビックデータなど社会的・政策的にイシューとなっている分野に対して知的財産観点からの対応研究を新規推進し、国家競争力の側面から知的財産の重要性が一層浮き彫りになるだけに、知的財産の経済的な波及効果に対する中長期研究を推進する計画である。

3. 知的財産権貿易収支を基にした知的財産政策の策定

産業財産政策局 産業財産政策課 事務官 アン・グァンリョル

イ. 推進背景及び概要

知的財産権貿易とは知的財産権の提供者と受領者間の国際取引に対する契約と条件によって金銭的な補償が伴う取引を指し、既存の知的財産関連貿易統計は国際通貨基金(IMF)の基準による「知的財産権使用料収支」と経済協力開発機構(OECD)の基準による「技術貿易統計」があった。

しかし、既存統計は国際基準に囚われているため、知的財産権の輸出入状況を正確かつ具体的に把握するには限界があるという問題が持続的に提起された。このような状況の中で特許庁は韓国の知的財産権国際取引状況を総合的・体系的に分析できる貿易統計を算出するため、韓国銀行と2014年5月にMOUを締結し、相互業務協議を経て2015年「知的財産権貿易収支」を新規開発して公表した。

2015年5月から韓国銀行の経済統計システム(ECOS)を通じて提供される「知的財産権貿易収支」統計は知的財産権に特化した貿易収支統計であり、既存の知的財産権関連の貿易収支統計より構成項目や編製方法などでより包括的・体系的である。何よりも特許権、デザイン権、著作権など全類型に対する使用料と売買取引が含まれているため、既存統計より包括的な取引内容が把握できる。

知的財産権貿易収支が開発されて以来、韓国の知的財産権貿易収支は赤字が続いているが、赤字規模は減少傾向にある。一方、2019年貿易収支は△8.0億ドルで、前年に比べて赤字規模が1.9億ドル増加した。

<表 I - 2 - 6> 年度別知的財産権の貿易収支

(単位：億ドル)

区分	2014	2015	2016	2017	2018	2019
----	------	------	------	------	------	------

貿易収支(輸出-輸入)		△45.3	△40.0	△16.6	△16.9	△6.1	△8.0
輸出 輸入	知的財産権の輸出	83.7	100.3	108.9	122.7	150.2	152.7
	知的財産権の輸入	129.0	140.4	125.5	139.6	156.3	160.7
貿易取引量(輸出+輸入)		212.7	240.7	234.4	262.3	306.5	313.3
貿易収支費(輸出/輸入)		0.65	0.71	0.87	0.88	0.96	0.95

* 出処：韓国銀行経済統計システム、2019年数値は暫定値

ロ. 推進内容及び成果

知的財産権の国際取引に対する包括的な統計を作成することはそのものでも意味があるが、外国為替取引情報へのアクセスが不可能で知的財産権貿易収支赤字に対する解釈及び改善策を講じる上で限界があった。そこで、統計の有用性及び政策的な活用度を高めるため、外国為替資料に対するアクセシビリティを高めるための取り組みを続けてきた。その結果、発明振興法第20条の8(産業財産権統計と指標の調査・分析)改正を通じて産業財産権と関連する外国為替取引情報アクセスに対する法的根拠作りが行われ、2018年に初めて知的財産権貿易収支に対するより具体的な実態が把握できた。

産業財産権取引が一定規模以上(1年間100万ドル以上)の機関の2018年産業財産権貿易活動を機関形態別に調べてみた結果、国内機関は輸入より輸出が多く、黒字を記録したが、一方の外国投資企業は輸出より輸入が多く、赤字を記録した。国内機関の取引のうち輸出の92.8%、輸入の92.0%を大企業が占めたことに比べて、外国投資企業の取引のうち輸出の77.9%、輸入の90.8%を中小・中堅企業が占め、企業規模別の活動に差が見られた。産業財産権輸出入上位10大機関が全体取引で占める割合は其々輸出の88.3%、輸入の76.2%で、商品輸出入の10大機関が全体取引で占める割合(商品輸出の37.9%、商品輸入の31.2%)に比べて貿易集中度が非常に高いことが分かった。輸出または輸入活動だけの一方向取引は輸出入の約33%を占め、商標及びフランチャイズ権取引規模が相対的に大きく、輸出と輸入活動を並行する双方向取引は輸出入の約67%を占め、特許・実用新案権取引規模が相対的に大きいことがわか

った。国家別の取引では米国、日本、ドイツとの取引で持続的な赤字を記録し、中国、ベトナムとの取引で黒字を記録した。

産業別に見ると、製造業分野は電気電子、化学製品・医薬品、その他機械及び装備分野を中心に赤字を記録した。そのうち化学製品・医薬品分野の産業財産権輸入活動はグローバル製薬・化学企業に対する使用料支払いと国内外国投資企業の海外親会社（または関連支社）への支払いが主となっていることがわかった。また、産業財産権輸出活動はグローバル製薬・化学企業、国内に親会社を置いている海外子会社などを対象に行われるが、海外進出による親会社-子会社間取引比重より実質的な技術輸出契約、権利譲渡などによる産業財産権輸出規模がより大きく、励みになる。化学製品・医薬品分野企業の特許出願活動は地道に行われているが、海外取引企業に比べて平均ファミリー国家数が相対的に少なく（韓国企業平均 5.8、海外企業平均 9.1）、海外特許出願などグローバル競争力強化に向けた持続的に努力が求められる。

ハ. 評価及び発展方向

グローバル市場において特許など知的財産権関連市場規模が急成長している中で、「知的財産権貿易収支」統計は韓国の知的財産権国際取引状況を把握する上で有用な情報になると期待される。今後持続的な実態把握を通じて知的財産取引の主要特徴と推移を導出し、産業別細部分析も続ける予定である。特許庁は知財権貿易収支の実体把握を通じて出た結果を知的財産の政策策定に積極的に反映し、知的財産権貿易収支の改善に向けて取り組む予定である。

第2編 信頼される審査・審判サービスの提供

第1章 産業観点からの審査・審判品質の高度化

第1節 特許・実用新案の審査分野

1. 概観

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 イ・サンドン

第4次産業革命時代の到来による産業環境の急激な変化、米国と中国の貿易摩擦、日本の輸出規制など技術覇権の掌握に向けた主要国の競争が熾烈になっている状況の中で特許審査の重要性はさらに大きくなっている。特許庁は急変している産業環境に最適化した審査環境を構築するため、審査組織の改編、審査人材の増員、先行技術調査事業の拡大、産業戦略の特許審査政策策定など韓国企業が強力な特許を武器に海外市場を先取りできるよう支援している。

特許庁はAI、ビッグデータ、IoT、自動運転車など多様な技術が融合・複合された第4次産業革命技術特性に適した審査システムを構築するため、融合・複合技術審査局を新設した。審査方法も異種技術に対して専門分野がお互い異なる3人の審査官が協力して審査を行うことで最高の審査結果が出せるよう、合意型3人協議審査に転換した。2019年第4次産業革命関連技術など融合・複合分野審査件の15%に対して協議審査を行い、漸進的に対象件数も拡大していく予定である。

また、高品質の審査サービスを提供するために2018年導入した特許チーム長中心の品質管理システムをさらに強化した。そのために「審査技術分野別特許チーム運営規則」を制定することで特許チーム長の地位を強化し、3人協議審査の品質管理責任を与えた。審査官の自発的な能力強化のために「今月の審査官」及び「今年の審査官」褒賞制度を導入し、奨励型審査品質管理システムも構築した。

一方、特許庁は産業界・研究機関とのコミュニケーションを通じて特許ユーザーからの声と産業現場の技術特性を積極的に反映するため、2019年産業・特許動向調査事

業を推進した。種子産業、炭素素材、ロボット用減速機及び化粧品素材分野に対して特許チームが主導して産業動向や特許動向の分析などを通じて該当分野の産業・技術変化に能動的に対処する審査能力を強化し、産業界特性に適した審査基準も構築した。また、特許情報の積極的な活用のため、特許分類と産業品目(HS)コード、国家科学技術標準分類、産業技術分類と連携表を作成した。これを通じて素材・部品分野など技術分野別・産業品目別カスタマイズ型特許情報の提供ができるようになった。

2019年は1948年第1号の特許が登録されてから200万番目の特許登録が行われた年であった。200万番目特許登録時代の幕を開けた国は米国、フランス、イギリス、ドイツ、日本、中国に続いて世界で7番目である。韓国は第1号から100万番目特許登録まで62年がかかったのに比べて、100万番目から200万番目の特許登録までは9年しかかからなかった。2019年には約22万件の特許・実用新案が出願され、世界で第4位の出願量を記録した。このように特許に対する関心と重要性が高くなるにつれ、特許創出のための研究・開発(R&D)革新活動が活発になり、特許出願速度と出願量が増加している中で、特許庁は世界最高水準の特許審査処理期間の維持と高品質の審査サービスを提供するために持続的に努力している。

2. 産業構造の変化に対応した特許審査システムの改編

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 チョ・ウンヨン

イ. 推進背景及び概要

最近産業構造が伝統的な製造業中心から産業間の境界が無くなる技術の融合・複合化を特徴とする第4次産業革命時代に急速に再編されつつある。これを反映するかのように、第4次産業革命技術の特許出願もまたここ10年間(2008~2010年)年平均増加率が7.9%に達するなど急増傾向にある。しかし、単一技術分野の審査官が単一化された審査基準に従って単独で専門分野を審査する既存の特許システムではこのようなハイパーコネクテッド・ハイパーインテリジェントの特性を持つ第4次産業革命技術の権利保護には限界がある。

そして、最近輸出規制・貿易紛争など主要経済懸案が発生していることから特許観点からの産業革新支援に対する外部(国会・産業界など)のニーズが高まっていると同時に、IP5など主要国もまた産業にやさしい特許政策を策定する傾向が現れるなど、特許を通じた産業発展に向けて各国が熾烈な競争を繰り広げている。このような環境の下で技術・産業別特徴を考慮した統一された審査基準の適用、産業界コミュニケーション・支援など技術分野別カスタマイズ型審査政策を策定するなど審査革新の重要性がさらに増している。

＜表Ⅱ-1-1＞海外特許庁の審査組織

区分	審査組織
米国特許庁	8つのTC(バイオ/化学・材料/ソフトウェア・情報/コンピュータネットワーク/半導体・光学/運輸・建設/機械・製造)で構成
中国特許庁	7つの審査部(機械/電気/モバイル通信/製薬・生命/化学/光学・電子/材料)で構成
日本特許庁	4つの審査部(物理・光学・社会基盤/機械技術/化学・生命・材料科学/電子技術)で構成
EU特許庁	68審査室(ヘルスケア/ICT/コンピュータ/モビリティなど)別に6～7つの審査課で構成

しかし、既存の階層別産業構造に基づいた審査局システム(基盤産業、主力産業、成長産業)では効果的な対応に限界があり、専門性中心の審査局運営の必要性が提起された。海外主要特許庁もまた産業分類などを考慮した機能中心の技術分野別審査組織システムを運営し、長期間審査組織のアイデンティティを維持している。そこで、特許庁は融合・複合技術を専門的に担当する審査組織(融合・複合技術審査局)を新設し、技術専門性中心の審査組織に再編することを骨子とする特許審査システムの改編を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 融合・複合技術を専門的に担当する審査組織の新設

第4次産業革命技術を活用した新サービス業の登場など産業構造の変化に迅速に対応するため、2019年11月第4次産業革命関連融合・複合技術を専担して審査する融合・複合技術審査局を新設した。そのため特許法施行令及び告示に記載された第4次産業革命関連7大技術分野(AI、IoT、3Dプリンティング、自動運転車、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、知能型ロボット)と該当特許分類を融合・複合技術審査局の審査課及び業務範囲に振り分けた。新設された融合・複合技術審査局は6つの審査課、24の特許チームで構成され、融合・複合及び第4次産業革命技術に対する高品質な審査を支援するため、働く方を改善するなど審査システムを革新した。

まず、産業界との緊密なコミュニケーションを通じて単一技術中心の現在の審査基準が融合・複合産業に規制として働かないように融合・複合効果の特許性認定など目まぐるしく変わる産業界の状況が反映できるよう取り組んでいく予定である。

また、審査方法を改善して特許チーム長、主審査官、副審査官の3人が各技術分野を協議して特許判断を補完できるよう、11～12月には融合・複合局審査物量の15%に対して3人協議審査を試験的に行った。2020年も融合・複合技術審査過程で革新・創意的な技術を保有する有望企業の発掘を支援し、積極的な現場コミュニケーションを通じて韓国企業が第4次産業革命分野に対して権利範囲が広く、法的安定性の高い「強い特許」が確保できるよう持続的に努力を傾けていく計画である。

2) 技術専門性中心の審査組織へと再編

技術革新を促進するとともに産業競争力を強化するため、現行の階層別産業構造によって「特許審査企画局(総括)」、「特許審査1局(基盤産業)」、「特許審査2局(主力産業)」、「特許審査3局(成長産業)」で構成されている審査局システムを、産業別技術分類システムと連携して改編した。そのため、世界知的所有権機関(WIPO)の国際特許分類(IPC)を5つの大技術分野及び35の細部技術分野にグループ化した原則を適用

し、5つの技術分野のうち電気、機械、化学、その他(土木工学、その他消費財物品など生活安全と関連する技術に該当)は其々電気通信技術審査局、機械金属技術審査局、化学生命技術審査局、特許審査企画局に割り当て、器具(Instrument)は多様な技術分野が混在しているため電気、機械、化学技術分野の類似細部技術分野に独自再分類を実施した。

改編された審査組織(融合・複合技術審査局を除く)は4局23課8チームで構成される。各審査組織の新規役割と機能を見ると、まず特許審査企画局では国際特許審査の遂行及び海外特許庁との審査協力などを通じて韓国企業の迅速な海外特許の獲得と特許権保護支援に向けた特許政策を強化し、生活用品・農林水産食品など国民安全と密接な技術分野に対して差別化された特許審査を行う計画である。また、電気通信技術審査局では国際標準化会議の出席及び情報共有などで標準技術の専門性を強化することでグローバル企業及びパテント・コントロールなどの標準特許に対する審査を強化し、国際標準化政府対応班に参加して韓国企業技術の国際標準化採択を支援するなど産業界支援を強化する計画である。化学生命技術審査局では化学・バイオ・生命工学審査を強化し、名古屋議定書による遺伝資源活用制限及び出処公開など国際知的財産権規約議論に向けた国際交渉支援を通じて韓国企業の立場を代弁する計画である。同時に、機械金属技術審査局では製造業ルネサンスの基盤を構築するため、自動車・造船など地域産業団地及び基礎製造業別に「知的財産協議体」を構成・運営することで、地方企業の特許戦略策定を支援する計画である。

ハ. 評価及び発展方向

特許審査システムの改編によって、韓国企業の第4次産業革命関連技術に対する高品質特許権の確保を支援できる基盤が整えられた。また、技術分野別に審査組織が再編されたことで、同一技術分野間の審査一貫性と処理期間予測可能性が高まると期待される。

今後審査人材の確保などを通じて融合・複合技術審査局物量の最低50%以上に対して3人協議審査を実施するなど協議審査の対象をさらに拡大する計画である。同時に、

IP協議体などを中心に産業界とのコミュニケーションをさらに拡大し、技術分野別の産業特性を考慮したカスタマイズ型特許政策の策定を通じて急変しつつあるグローバル市場で韓国企業が競争に勝てるよう積極的に支援する計画である。これを通じて第1次産業革命をリードしたイギリス、第2次～第3次産業革命をリードした米国に続いて韓国企業が第4次産業革命時代をリードする主役になることを期待する。

＜表Ⅱ－1－2＞IP協議体の運営状況

審査局	IP協議体	審査局	IP協議体
特許審査 企画局	機能性食品IP協議体	電気通信技 術審査局	スマートグリッドIP協議体
	農林水産食品IP協議体		コンピュータIP協議体
	白物家電IP協議体		次世代半導体IP協議体
融合・複合 技術審査局	人工知能IP協議体		通信IP協議体
	IoT IP協議体		ディスプレイIP協議体
	バイオIP協議体		電子商取引IP協議体
	生命情報IP協議体		電子部品IP協議体
	知能型ロボットIP協議体		放送メディアIP協議体
	自動運転IP協議体		
	3DプリントIP協議体		
化学生命 技術審査局	国家炭素素材IP協議体	機械金属技 術審査局	造船海洋IP協議体
	医薬分野IP協議体		建設技術IP協議体

	OLED用化合物IP協議体		金属IP協議体
	グリーンIP協議体		ユビキタスIP協議体

3. 特許・実用新案の迅速な権利化及び審査品質の向上

特許審査企画局 特許審査企画課 農業事務官 ト・ヒョンミ
 特許審査制度課 工業事務官 イ・ドンファン

イ. 推進背景及び概要

最近IP5体制の定着、国家間審査協力体制の拡大などにより、国家別審査結果の相互比較及び活用の機会が増えつつある。また、外国企業がPCT国際調査を韓国に依頼する件数が2006年の735件から2019年の9,206件に増加し、韓国特許庁の審査品質に対する国際社会からの関心が高まりつつある。このようなグローバル特許環境を踏まえると、韓国が知的財産強国としての地位を確固たるものにするためには特許・実用新案の速やかな権利化のみならず全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が増加し、その内容もまた複雑になるにつれ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業が徐々に特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社に対する牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略もまた従来の量中心から質中心へと変わり、国際的な競争力を備えた「強い特許」を確保するための企業の努力はさらに熾烈になりつつあり、それに伴って審査品質に対する関心もまた何時になく高まっている。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査政策のパラダイムを審査処理期間の短縮から世界最高水準の高品質特許審査サービスの提供に転換した。そこで審査品質を高めるための核心要素である審査人材の増員及び

審査官能力強化を持続的に推進する一方、産業現場の外部専門家が審査に参加する現場コミュニケーション型協力審査の拡大、審査全段階の出願人-審査官のコミュニケーションを強化した深層面談・一括審査など出願人カスタマイズ型審査サービスの提供など様々な努力を傾けている。

特許庁のこのような努力は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があると言える。同時に、これは国内外の出願人に先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、今後到来するであろうグローバル特許システムの構築において韓国がリーダーとしての役割を果たせるためのものである。それだけでなく特許審査処理期間の短縮に対する外部ユーザーの持続的な要求、日本輸出規制及び米・中貿易摩擦など技術覇権競争の激化によって高品質審査を通じた強い特許創出の重要性はさらに増している状況である。

ロ. 推進内容及び成果

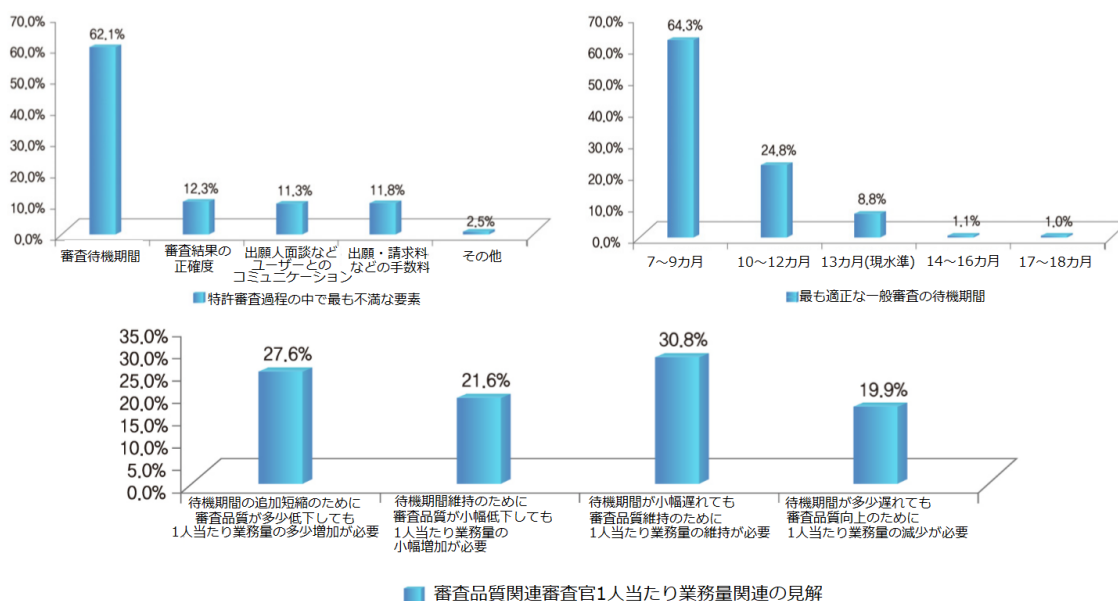
1) 安定的な審査処理期間の維持で迅速な権利化を持続的に推進

2019年審査処理計画策定当時(2018年12月)の審査処理環境は、審査請求期間の短縮(5年→3年、2017年3月特許法改正)、経済規模の増加などで2018年審査請求件数が前年比4.7%p急増したことで2019年特許審査処理対象件数もまた増加するしかなく、2018年年平均審査処理期間が10.7カ月であったものが2019年には特許審査処理期間が11カ月初めへと遅延するものと予測された。

審査処理期間が遅れる場合、その余波が数年にわたって積み重なるため、特許権利化遅延による韓国企業の競争力弱体化及び出願人の不便を招く恐れがある。一方、審査処理期間を維持するために審査官の業務量を増やす場合、主要国に比べて過剰な1人当たり処理件数がさらに増加することで1件当たり審査投入時間が減って審査品質が低下する恐れがあるため、色々な面で困難な状況であった。参考に2018年基準韓国の

審査官1人当たり処理件数は192件で、米国77件、日本166件、ヨーロッパ55件、中国77件に比べて非常に高い状況であった。

また、2014年リサーチバンクのアンケート調査の結果、企業・公共機関などは10カ月以内の審査着手を希望し、特許審査処理期間を11.7カ月から10カ月に短縮した場合GDP1.4兆ウォン増加効果が出るという2013年韓国知的財産研究院の研究結果からもわかるように、安定的な処理期間の維持は重要な課題である。



2019年にはこのような厳しい審査処理環境を克服するとともに審査品質を適正水準に維持するため、一般審査官の業務量は前年と同じ水準を維持しつつ審査人材を増員し、審査管理人材及び審査関係部署などの審査政策・支援人材が審査業務を一定量負担するなど特許庁全体が努力を傾けた。その結果、当初11カ月初めに遅れると予想されていた審査処理期間を先進国レベルの特許審査処理期間である10カ月台(2019年12月、10.8カ月)に維持することで、出願人の不便を最小限に抑えた。同時に、特許審査結果に対する出願人の受入度が高くなるなど審査品質は維持しつつ、審査処理期間の遅延を最小化することで、特許権利化の遅延による副作用を防ぐことができた。

また、2019年下半期には適正審査処理期間及び審査品質に関する出願人の需要調査

のため、規模・技術分野別の出願人、学界及び特許庁労組が参加して特許審査関連意見が開陳できる「特許審査政策フォーラム」を新設し、適正アンケート質問を作成して約800社余りの企業を対象にアンケート調査を実施(2019年7月～11月)した。その結果、出願人は依然として速い審査処理期間を要求していて、優先審査とは別に一般審査処理期間を短縮する必要があるという意見が多数を占めた。一方、審査処理期間が少し遅れても審査品質維持のために審査官の業務量を維持または減らす必要があるという意見が半分以上(50.7%)を記録し、審査処理期間の短縮は重要であるものの審査品質を低下させるまで短縮する必要性は低いものと判断された。したがって、今後も限られた審査環境の下でも審査品質の向上及び適正処理期間の維持という目標を達成するためには、最善の審査政策の策定が重要であることがわかる。

2) 特許チーム長中心の「コミュニケーション型審査品質管理」の定着及び奨励型品質管理システムの強化

「審査品質管理革新(2018年7月)」システムの導入によって従来評価中心の審査品質管理から脱し、パート長中心のコミュニケーション型品質管理に転換した。施行初期コミュニケーション文化の拡散によってコミュニケーション型協議審査件数が2017年161件(件/月)から2018年上半期166(件/月)、2018年第3四半期(7～9月)201(件/月)に増加し、深層レビューのエラー訂正率が2017年0.5%から2018年上半期1.75%、2018年第3四半期(7～9月)3.03%に増加するなどパート長による品質管理充実度が改善されていることが確認された。また、審査官を対象としたアンケート調査(2018年10月)の結果、現在のシステムに満足する回答が半数を超えるなど導入の成功可能性が確認できた。2019年には特許チーム長中心の品質管理システムをより強化するため、「審査技術分野別特許チーム運営規則(訓令)」を制定(2019年5月)して「特許チーム/特許チーム長」の根拠規定を設けることで特許チーム長の地位を強化し、特許チーム長に3人協議審査品質管理の責任を与えるなど特許チーム長中心の品質管理システムの定着を図った。

区分	2017年	2018年	2019年
----	-------	-------	-------

特許チーム中心の	深層レビューエラー訂正率	0.5%	1.5%	2.3%
品質管理	実体審査エラー訂正率	0.482%	0.651%	0.669% (2019年11月)



■ 審査1件当たり先行文献の閲覧件数(件)



■ 出願人との深層面談(件)



■ 審査官間の協議審査(件)

また、「奨励型品質管理システム」を強化するため、審査能力優秀審査官にインセンティブを提供する「今月の審査官」及び「今年の審査官」褒賞制度を導入(2019年3月)し、2019年計4回(5、7、9、11月)にわたって計16人の今月の特許審査官を選定し、そのうち4人の今年の特許審査官を選抜して優秀審査事例を審査官に共有した。このような特許チーム長中心の品質管理、コミュニケーション型審査の拡大などで高品質審査のための審査過程の充実度が持続的に高まる成果を上げた。

同時に、特許審査は限られた検索時間内に適正先行技術を検索するために効果的な検索戦略を策定し、それに対する集中的な検索を行うことが必要である。そのためには検索結果だけでなく、検索キーワード、検索履歴など検索過程を総合的に評価及び発掘して実際の検索における活用性を最大に高めるため、2004年から毎年先行技術検索コンテストが開催された。2019年12月に開催された先行技術検索コンテストは1年間審査官が審査する、もしくは調査員が先行技術を検索した件の中から最も優秀であると判断される件に対してノウハウを共有する方法で行われた。審査官及び調査員が各自保有している審査件または調査件のうち任意選定された件の検索戦略、検索履歴、構成対比表を提出すると、それに対して①検索戦略の適正性、②検索充実性、③検索結果の妥当性、④検索効率性の項目別に評価表基準に沿って評価した。評価の正確性と公正性を保つため、評価委員は審査課長、審査パート長、審査評価官などで構成される。また、2018年には協議審査部門を新設し、2019年には公衆審査及び審査官意見提出(審判段階)部門の新設など他部門を拡大した。その結果、2019年には26人の審査官及び24人の調査員を対象に褒賞するなど奨励型品質管理システムを強化した。また、優秀事例に対する冊子の発刊及び共有セミナーの開催などを通じて優秀事例を共有す

ることで、審査官及び調査員の審査能力強化を通じた審査品質の向上に貢献した。

3) 審査品質能力の強化

イ) 品質関連指標を活用した審査傾向及び品質モニタリング

特許庁は品質中心に政策方向を転換するため、様々な品質関連指標を審査官、審査パート、審査課、審査局別に点検できるよう、審査品質管理カードを2016年4月から特許ネットシステムで提供している。審査品質管理カードは大きく審査段階、再審査及び審判段階、評価及び決裁段階に区分して各段階別に審査傾向を示す代表的な指標をリアルタイムで確認できるように構築された。

2018年にはこのようなシステム構築を基に四半期毎に品質関連指標の変動性を点検し、それを審査部署にフィードバックすることで審査品質を高めるために取り組んだ。2019年にもチーム長の決済管理状況診断、優秀審査官の審査傾向などを分析する上で定性的な分析以外にも品質指標を参考にした。但し、審査品質は少数の指標で代弁できない定性的な性質を持っているため、幾つかの指標数値に対する断片的な資料だけで個別審査官の審査品質を断定して判断することは不適切である。部署またはチーム別に同一技術分野で平均的指標と大きな偏差が発生する場合、その原因を把握して管理方法を講じるなど、組織全体審査状況の診断と代案を講じる手段としての品質指標分析及び活用に意味があると判断される。

ロ) 先行技術検索コンテストの開催

特許審査は限られた検索時間内に適正先行技術を検索するために効果的な検索戦略を策定し、それに対する集中的な検索を行うことが必要である。そのためには検索結果だけでなく、検索キーワード、検索履歴など検索過程を総合的に評価及び発掘して実際の検索における活用性を最大に高めるため、2004年から毎年先行技術検索コンテストが開催された。

2019年12月に開催された先行技術検索コンテストは1年間審査官が審査する、もしくは調査員が先行技術を検索した件の中から最も優秀であると判断される件に対してノウハウを共有する方法で行われた。審査官及び調査員が各自保有している審査件または調査件のうち任意選定された件の検索戦略、検索履歴、構成対比表を提出すると、それに対して①検索戦略の適正性、②検索充実性、③検索結果の妥当性、④検索効率性の項目別に評価表基準に沿って評価した。評価の正確性と公正性を保つため、評価委員は審査課長、審査パート長、審査評価官などで構成される。また、2018年には協議審査部門を新設し、2019年には公衆審査及び審査官意見提出(審判段階)部門の新設など他部門を拡大した。その結果、2019年には26人の審査官及び24人の調査員を対象に褒賞し、優秀事例に対する冊子の発刊及び共有セミナーの開催などを通じて優秀事例を共有することで審査官及び調査員の審査能力強化を通じた審査品質の向上に貢献した。

4) 現場コミュニケーション型審査協力の強化

イ) 現場コミュニケーションの公衆審査

現場コミュニケーションの公衆審査は現場の技術資料及び専門家の知識を活用し、産業界の特性を審査に反映するなど、現場とのコミュニケーションを強化して審査品質の向上に貢献する制度である。

公衆審査のパイロット実施期間であった2015年には9つの生活密着型技術分野(LED照明、靴、保安など)を対象に実施し、2016年からはパイロット実施を補完して効果を最大にするために本格施行となった。非特許文献が多い技術分野を中心に多出願人、産学研専門家、代理人などが参加する審査協議体を構成し、オン・オフラインなど多様なコミュニケーションチャンネルを稼働することで、審査協議体構成員間で深みのあるコミュニケーションを促した。2019年には第4次産業革命関連核心技術を中心に産業現場訪問を通じて現場及び専門家の知識を審査に活用するため、2018年次世代通信などの28分野から2019年革新新薬など37分野に拡大し、公衆審査の活性化に向けて外部諮問委員に対するインセンティブを強化することで参加を促すとともに、公衆審

査対象件を着手以後公開される件の中間書類も円滑に依頼できるようにするなど制度を改善した。

ロ) 予備審査

予備審査は審査着手前に出願人などと審査官が対面面談を通じて審査意見を交換することで正確な審査及び迅速な権利化を図るための制度である。予備審査が申請できる対象は優先審査決定出願の中で審査負担度などを基準に全体特許分類の平均難易度以上の高難易度特許分類に該当する出願としている。

予備審査は優先審査決定後14日以内に申請可能であり、予備審査が決まれば審査官は出願発明に対して先行技術調査を実施し、先行技術文献情報と特許性に対する意見を含む予備審査結果通知書を面談日7日前まで提供する。したがって、出願人との面談実施の時に発明に対する理解度が高いため、より深みのある意見交換が可能になる利点がある。また、出願人も予備審査結果を利用して特許性に対する再検討を行い、面談を行った際により具体的な補正案を審査官と討議できるため、施行錯誤が減り、迅速かつ正確な権利化が可能になる。

予備審査を利用した出願の最終最終までかかる時間は約4カ月程度で、優先審査のみ利用する場合に比べて1カ月以上短縮でき、迅速な権利化に実質的に役立っていることがわかる。また、予備審査申請件数は2018年238件から2019年には367件に1.5倍増加し、出願人にちゃんとしたコミュニケーション窓口としての役割を果たしていることがわかる。

今後も早期権利化と審査効率性の向上という順機能を活かす方向で予備審査制度の活用性を高めていく計画である。

ハ) 補正案レビュー及び再審査面談

深層面談制度の一形態である補正案レビューと再審査面談は出願人などが提出した

予備補正案を審査官が予め検討し、出願人などと対面面談を通じて補正案の拒絶理由の解消状況と補正方向を議論して追加拒絶理由通知を減らすなど審査の効率性を高めるための制度である。

補正案レビューは意見提出通知後、補正書提出期限内に申請可能であり、再審査面談は拒絶決定後、再審査申請期間前に申請できる。

特許路(<http://www.patent.go.kr>)ホームページを通じて申請人情報、出願番号、希望する面談日子、出席者などを記載してオンラインで簡単に申請できる。また、補正案は補正案説明書及び補正書または意見書などを提出して検討してもらうことができる。

補正案レビューの申請件数は216件であった2015年以後急激に増え、2018年には1,761件、2019年には2,407件に急増した。再審査面談もまた2018年には508件、2019年には684件の申請件数を記録し、一般面談を大部分代替していて、今後も申請件数が持続的に増加すると見られる。

補正案レビューと再審査面談は審査官と出願人が事前に提出した補正案を基に通知された拒絶理由を解消できるかどうか検討・協議できるため、正確な補正方向を設計するとともに無理な補正を防止することで強い特許が創出できるメリットがあり、既存面談制度に比べて国内外の出願人からいずれもポジティブな反応を得ている。また、審査品質及び行政効率性の向上という側面でも対内外的に高い評価を得ている。

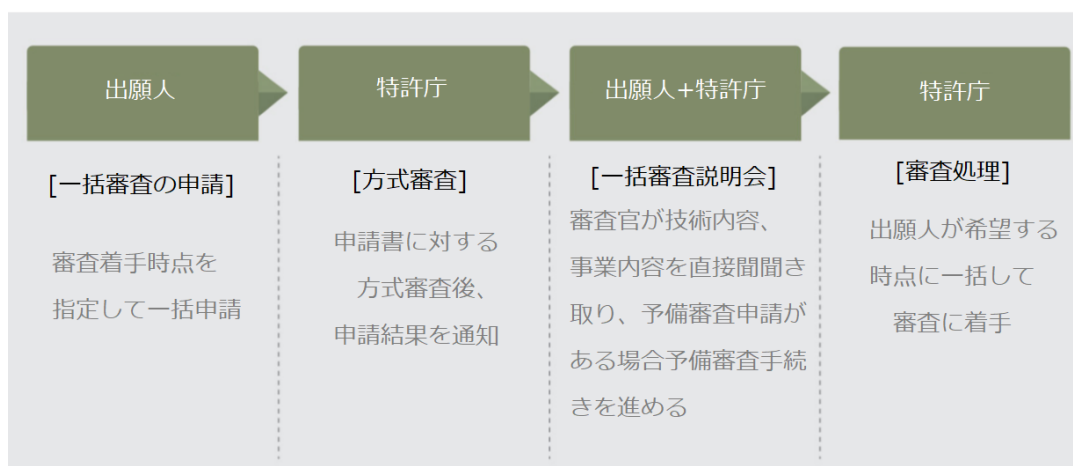
ニ)一括審査

一括審査制度は一つの製品に関連する複数の特許・実用新案登録・商標登録・デザイン登録出願に対して出願人が希望する時期に一括的に審査する制度である。この制度を利用すれば、企業の事業戦略によって希望する時期に権利化することができ、新製品発売時期の前に製品に対する知的財産権ポートフォリオを形成することに役立つ。

一括審査の申請対象は一つの製品に関連する特許・実用新案・商標・デザイン出願であり、「実施または実施準備中の出願」、「輸出促進に直接関連する出願」、「ベンチャー企業や技術革新型中小企業の出願」、「一人創造企業技術開発事業の結果に関する出願」及び同一国家新技術海外支援事業の結果に関連する出願である。これを通じて企業は最適な市場規模を考慮した製品発売の時期などに合わせて一つの製品に対する複数の知的財産権を一括して確保できる。

2018年には50件の出願が含まれた8件の一括審査申請があり、2019年には44件の出願が含まれた13件の一括審査申請があった。一括審査の申請は一回利用した経験のある主体が再び申請する比率が高く、制度のメリットを経験した企業のポートフォリオ戦略に役立っていることがわかる。

今後一括審査の利用対象を拡大し、手続きの利便性を高める制度改善策を講じることで利用を活発化していく計画である。



ハ．評価及び発展方向

以上のように優秀な人的資源の効果的な管理、審査品質管理能力の強化など様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間の国際的な競争力を維持すると同時に、高品質の審査サービスを提供する基盤を整えることができた。

審査処理期間を維持しつつ審査品質を高める最も根本的な解決方法は審査人材の増員を通じた1人当たり審査処理件数の適正化である。特許庁は1人当たり処理件数を先進国並みに適正化するため、行政安全部など関係省庁との協議を通じて持続的に審査人材の増員を推進していく計画である。

また、現場コミュニケーション型公衆審査は外部専門家グループとのコミュニケーションを通じて審査官の検索限界を補完し、業界の現状を審査に反映するなど肯定的な効果をあげている。今後IoT、人工知能、自動運転など第4次産業関連分野に対する産業現場専門家との審査協力を強化して審査品質を持続的に高めていく計画である。

そして、審査の全段階において国民と直接コミュニケーションをとりながら協力し、最終的には高品質特許の創出に寄与することを目指している予備審査、補正案レビュー、再審査面談などカスタマイズ型審査サービスは特許ユーザーから認められるコミュニケーション型審査協力制度として位置づけられるようになった。

今後とも出願人とのコミュニケーション・協力を通じた強い特許の創出に貢献するため、公衆審査及びカスタマイズ型審査サービスのクオリティを高め、産業現場及び特許業界現場からの声により耳を傾けることで現場と持続的にコミュニケーションをとるなど関連特許審査制度を精巧に改善していく計画である。

4. 産業・特許動向分析を通じた審査能力の強化

特許審査企画局 特許審査企画課 放送通信事務官 チェ・ジョンモク

イ. 推進背景及び概要

第4次産業革命、貿易摩擦など産業環境が急変していることから特許確保の重要性はますます高まり、産業界が強い特許を獲得できるように支援する産業支援観点の特許審査役割の必要性が提起されている。これまで特許庁は知的財産先進5カ国協議体(IP5)としては初めて2019年11月に融合・複合審査専担組織と産業革新支援チームを

新設し、特許審査レベルで第4次産業革命技術の浮上に備えるとともに、審査課別技術研究会の運営、産業界とのMOU締結などを通じて特許審査が産業現場と乖離しないよう力を入れてきたが、特許庁審査官が幅広い産業洞察力を基に産業・技術の発展をリードしていける審査能力の強化に向けた基盤作りに対するニーズは依然として存在した。そこで、特許庁は特許を通じて技術発展を促進し、産業発展に貢献するという本来の政策目標を達成するため、「特許チーム長主導の産業・特許動向調査」事業を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

「特許チーム長主導の産業・特許動向調査」事業は特許審査の中間責任者である特許チーム長が第4次産業革命、素材・部品・装備産業の自立化など主要産業懸案に対して関連産業界と直接コミュニケーションを取って産業動向を調査し、特許ビッグデータ分析を行った結果を基に特許出願を奨励し、特許可能な件を積極的に発掘することを主要内容としている。また、新技術・新市場の開拓に向けた未来有望技術分野の発掘及び主要特許技術情報を産業界に提供し、関連分野の研究開発を実質的に支援することを含めている。

2019年には種子事業、化粧品素材、ロボット用減速機、炭素素材分野に対して分析事業を行った。主要成果としては種子産業分野で産業動向調査と特許ビッグデータを分析し、韓国が先取りできる未来有望技術として「遺伝子編集分野の運搬技術」を発掘した。特に、産業界の特許競争力を強化するため、遺伝子編集技術の特許性判断基準を再定立し、その結果を農村振興庁研究開発課題選定基準に反映した。化粧品素材では最近出願が活発である機能性化粧品分野の特許出願を強い特許の確保として支援するために審査基準を設け、化粧品産業の官・民R&D方向をコンセプト素材から基盤素材(物質中心)に転換する必要性を提示した。また、化粧品IPフォーラムを開催し、分析結果を韓国産業界と共有した。ロボット用減速機に関しては国内企業の海外企業に対する技術従属性から脱するための源泉技術開発の必要性を確認し、分析結果を産業部の2020年ロボット産業核心技術開発に向けた国家R&D課題(「新概念の軽量薄型減速機具の開発」)に反映した。また、炭素素材分野では国家炭素素材IP協議体を発足

させ国内炭素産業界に重要特許技術情報を提供することで、特許に基づくR&D戦略の策定を支援した。

ハ. 評価及び発展方向

以上のように「特許チーム長主導の産業・特許動向調査」事業の施行によって特許チーム中心の審査組織が該当所管産業分野の産業・特許動向に対する理解を幅広く深めることができ、分析結果及び産・学・研とのコミュニケーションを基に産業界の特許競争力を強化する審査方向を策定することはもちろん、導出された重要な特許技術情報を産業界に提供することでR&D戦略策定を支援する産業支援観点の審査能力強化を達成することができた。

2019年の成果を基に2020年には分析対象を全技術分野に拡大して特許チームが技術分野・品目別に産業・特許動向分析事業に参加できる機会を増やし、課題別産業特性に適したカスタマイズ型審査政策の策定を推進する計画である。産業別カスタマイズ型審査政策は技術・市場の成熟度、国内外R&D・産業・IP政策動向などを総合的に考慮し、産業構造及び技術の多様な変化に特許審査が柔軟に対応できるよう策定する予定である。

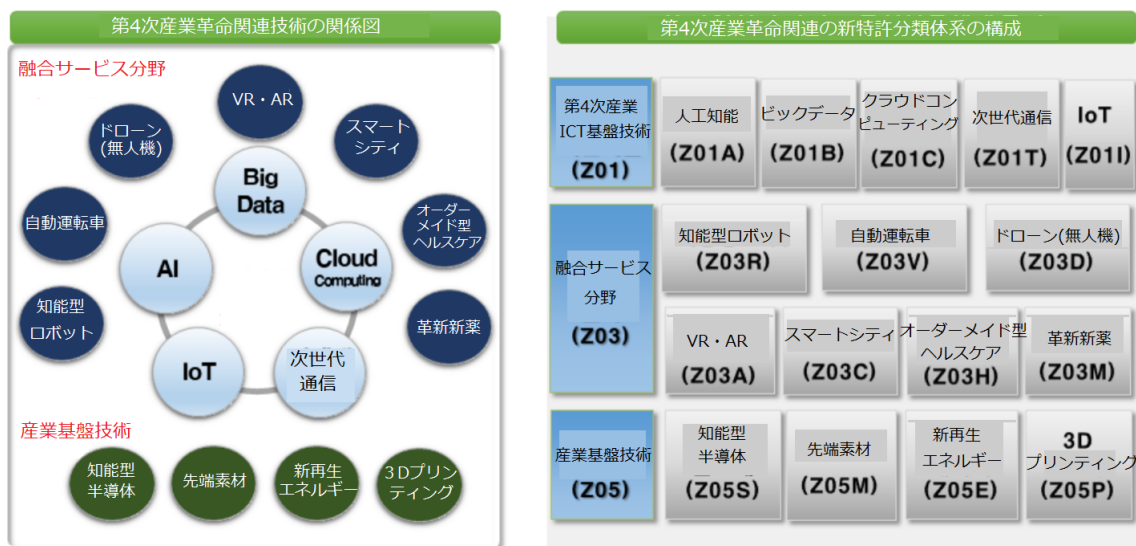
5. 特許分類システムの産業的活用度の向上

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 ナム・ウィホ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は2018年に第4次産業革命技術と関連する特許出願の増加を受け、関連特許出願審査正確性の向上及びR&D・産業政策支援の強化に向けてAI、ビッグデータ、自動運転、知能型ロボット、IoT、3Dプリンティング、クラウドなど7つの分野に対して新特許分類システムを構築し、これを優先審査の対象に含めることで迅速な権利獲得を支援したが(2018年4月)、政府が推進している13大革新成長エンジン分野の活性化

及び素材・部品・装備関連技術革新の支援のためにその対象をより拡大する必要があった。



ロ. 推進内容及び成果

そこでお、2019年には第4次産業革命技術に9つの分野を追加して政府が推進中である革新成長エンジン分野を全て含めるよう拡大し、既存特許分類コードと区別して第4次産業革命関連技術であることが明確に認識できるよう、16大技術分野に対して新しい特許分類コードであるZコード³を付与した。

新しく構築されたZコードを通じて第4次産業革命関連技術が一目で把握でき、関連産業・科学技術政策の策定において新特許分類システムが積極的に活用されると見られる。

また、特許庁は素材・部品・装備関連技術革新対策の一環として特許分類と技術・品目間連携表⁴を構築することで、特許観点の技術動向分析の基盤を整えた。特許分

³ Zコード：人工知能技術(Z01A)のZは「第4次産業革命技術」を、01は「ICT基盤技術」を其々意味し、Aは「Artificial Intelligence」の略字から取ったものである。

⁴ (国家科学技術標準分類)科学技術関連情報・人材・研究開発事業などの管理目的で使用される科学技術情報通信部R&D分類システム(科学技術基本法第27条)

類(IPC、International Patent Classification)は技術の内容と特性によって7万個以上のコードで構成され、国際的に統一されて厳しく管理されている。特許分類は先行技術文献を検索するなど特許審査業務に活用されるだけでなく、研究者たちが膨大な特許情報に簡単にアクセスして効果的な研究開発を行うよう道しるべの役割を果たす。これまで技術革新のために研究開発(R&D)段階から特許ビッグデータを活用することが重要であるにもかかわらず、各省庁が管理する様々な分類システムと特許分類間の基準と特性が異なるために統一的な運用には限界があった。今回の連携表を通じて互いに異なる分類システム間のリンクができ、特許ビッグデータ活用の土台を構築したことに大きな意味がある。

ハ. 評価及び発展方向

新特許分類システム及び特許分類連携表を基に特許中心の技術・品目・産業間で総合的な分類システムが構築され、連携表を通じて提供された特許ビッグデータを分析して核心素材・部品・装備に対する韓国企業のR&D投資戦略整備などが支援できる。

また、国家R&Dのスタート段階から最終段階まで連携表を通じて提供された特許情報を補助指標として活用すれば、重複投資分野及び不足技術分野などが確認でき、これを通じて国家R&Dの効率的な管理及び企画に役立てると予想される。

区分	連携表総合		
	国家科学技術標準分類－特許分類	産業技術分類－特許分類	産業品目(HSK)－特許分類
共通点1	一貫性のある特許情報の提供		
共通点2	特許分類コード連携		
共通点3	即時＋機械的統計産出が可能		

(産業技術分類表)産業技術革新事業の企画・評価・管理の目的で使用される産業部R&D分類システム(産業技術革新事業共通運営要領第16条)

(HSK、Harmonized System of Korea)国際貿易に使用される世界関税機構の国際統一商品分類(HSコード)を韓国の現状に合わせて細分化した関税庁品目分類システム

相違点1		技術分野別	技術分野別	品目群or個別品目
相違点2		国家科学技術標準分類基準 (2,898個の小分類)	産業技術分類表基 準(654個の小分類)	HSKコード基準(12, 232個)
例 示	区分	[NC0209.]有機材料化学	[400305.]基礎有機 素材工程技術	[2902500000.]スチ レン
	関連 特許 分類	C07C*、C07F*、C07G*、 C08F*、C08G*	C08F2*、C08J3*、 C08F212*、C08J5 *、C10G*	C07C15/46 (スチレン；環がア ルキル化されたス チレン)
	統計 産出	有機材料化学分野特許統計	基礎有機素材工程 技術特許統計	スチレン品目特許 統計

6. 審査支援事業品質管理の強化

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 リュ・ジョンヒョン
特許審査企画課 工業事務官 ムン・ヨンジュン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼して迅速な特許審査を支援するとともに、特許審査の品質を高める事業を推進している。特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づき、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合は専門機関に先行技術調査を依頼することができる。現在特許・実用新案出願の先行技術調査専門機関の指定・登録状況は以下の通りである。

＜表Ⅱ－1－3＞特許先行技術調査専門機関の指定・登録状況

技術・登録年度	特許先行技術調査専門機関
1998	(財)韓国特許情報院

2005	(株)WIPS、(株)韓国IP保護技術研究所
2008	(株)IPソリューション
2017	ナラアイネット(株)、DRPソリューション(株)、(株)ミョンユ、(株)アイペックス、(株)TOTALIP、(株)KTG
2018	(株)プロキオン、(株)IPGIN

* (株)韓国IP保護技術研究所は2009年12月に自ら先行技術調査専門機関の指定取消を特許庁に要請したため、専門機関の指定が取り消される。

ロ. 推進内容及び成果

2004年までは特許情報院が単独で本事業を行ってきたが、2005年から(株)WIPS、IPソリューション(株)など民間企業を先行技術調査専門機関として追加指定した。2017年6月には競争体制の強化を通じた調査品質の向上に向けて特許法を改正し、専門機関指定制を登録制に転換した。それによって2017年以後8社の民間企業が先行技術調査専門機関として追加登録された。

特許・実用新案出願先行技術調査事業は当該年度審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングを行っている。2019年には約338億ウォンを投入して100,737件を依頼した。

<表Ⅱ-1-4> 特許先行技術調査事業の推進実績

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
審査処理件数	193,934	176,256	172,342	182,037	177,145	166,908	177,465
アウトソーシング件数	91,941	92,983	97,314	86,811	87,594	105,589	100,737
アウトソーシング比率(%)	47.4	52.8	56.5	47.7	49.4	63.3	56.8
執行額(百万ウォン)	25,760	27,706	31,686	31,826	32,778	36,774	33,825

* アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

また、2019年には品質中心の事業運営のために登録制転換以後2年間運営していた新規機関クォーター制を中断し、既存機関より品質が優れた機関のみ新規参入できる

よう事業運営方法を改善した。それによって今後専門機関の数が増えても調査品質が安定的に維持できる基盤を構築した。

さらに、事業運営方法の改善に合わせて「先行技術調査など特許審査支援事業管理に関する告示」(特許庁告示第2019-12号)を改正する際に、専門機関の調査物量の拡大を合理的な水準に調整するなど、調査品質が安定的に維持・向上できるよう制度を整備した。

一方、特許庁は外国からのPCT国際調査依頼を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、2009年から国際出願先行技術調査事業を推進している。現在国際出願先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。国際出願先行技術調査事業は当該年度国際調査件数の一定量を対象にアウトソーシングを行っているが、2019年には約133億ウォンを投入して全件(27,167件)をアウトソーシングで依頼した。

<表Ⅱ-1-5> 国際出願先行技術調査専門機関の状況

指定年度	国際出願先行技術調査専門機関
2009	(財)韓国特許情報院
2013	(株)WIPS、(株)KTG

ハ. 評価及び発展方向

先行技術調査のアウトソーシングは審査業務の負担を減らすと同時に効率を高め、特許審査処理期間を安定的に維持することに貢献した。特許庁は審査官の審査処理負担緩和を通じた審査品質向上に向けて調査品質管理の強化及び評価システムの改善などを持続的に推進していく計画である。

7. 特許審査分野における国際協力の強化

特許審査企画局 特許審査制度課 工業事務官 カン・ヒマン

イ. PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連する先行技術を検索し、それに対する特許性を検討してその結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2019年末基準で計23の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を行っている。

<表Ⅱ-1-6>国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

オーストリア(1978、1978)、ヨーロッパ特許庁(1978、1978)、日本(1978、1978)、スウェーデン(1978、1978)、ロシア(1978、1978)、米国(1978、1978)、オーストラリア(1979、1980)、中国(1992、1994)、スペイン(1993、1993)、大韓民国(1997、1999)、カナダ(2002、2004)、フィンランド(2003、2005)、ブラジル(2007、2009)、ノルディック(2006、2008)、イスラエル(2009、2012)、インド(2007、2013)、エジプト(2009、2013)、チリ(2012、2014)、ウクライナ(2013、2015)、シンガポール(2014、2015)、ビシェグラード(2015、2016)、トルコ(2016、2017)、フィリピン(2017、2019)
--

* ()で前の数字は指定年度、後ろの数字は施行年度である。

* ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁であり、ビシェグラードはポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの連合特許庁である。

PCT加入国は計153カ国であり、各加入国は受理官庁を指定し、各受理官庁は業務を

行っている23の国際機関のうち一つ以上の管轄国際機関を指定している。出願人はPCT出願を受理した受理官庁の管轄国際機関のうち該当PCT出願の国際調査・国際予備審査業務を行う国際機関を選択することができる。

2019年末基準で韓国を管轄国際機関として選定した受理官庁は米国、インドネシア、シンガポール、サウジアラビア、UAE、メキシコ、コロンビアなど計18カ国(2020年、カンボジア追加予定)である。

2019年の1年間韓国は27,154件の国際調査の依頼を受け、EPO、日本、中国特許庁に続いて4番目に多い国際調査を遂行し、依頼件のうち9,208件が外国出願人のPCT出願で、これを通じて約920万ドルの外貨を獲得した。

一方、特許庁は国内出願人のPCT利用拡大と利便性向上のために内国人を対象とするPCT説明会を2019年5月と12月にWIPO(世界知的所有権機関)と共同で開催したが、今後も毎年同イベントを開催してPCTに対する多様な情報を出願人に提供する計画である。

<表Ⅱ-1-7>PCT国際調査の依頼状況

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
内国	12,442	13,579	15,016	14,798	16,264	18,064
外国	17,718	14,889	12,888	10,361	9,651	9,208
計	30,160	28,468	27,904	25,159	25,915	27,272

<表Ⅱ-1-8>韓国がPCT国際調査サービスを提供している国

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア(2006)、オーストラリア(2009)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)、サウジアラビア(2015)、メキシコ(2016)、コロンビア(2017)、UAE(2018)、ブルネイ(2019)、カンボジア(2020、予定)

また、2018年7月から韓国特許庁はIP5(韓・米・日・中・EPO)とPCT国際調査の品質

向上に向けた協力審査(PCT CS&E Collaborative Search and Examination)を施行するなど、良質のPCT国際調査サービスを持続的に提供するために取り組んでおり、PCTを通じた技術保護と出願人の利便性を高めるための改善活動もリードしていく予定である。

ロ. 特許審査業務協力(WORK SHARING)

グローバル経済の到来とともに一つの発明を複数国に出願するケースが増えていることから、共通出願に対する国際審査業務における協力の必要性が高まっている。

特許審査業務協力は他の特許庁が先に先行技術を調査・審査した結果を活用するためのもので、正式な制度として定着した特許審査ハイウェイ(PPH, Patent Prosecution Highway)の他にも特許共同審査(CSP, Collaboration Search Program)など多様なパイロットプログラムが運営されている。

PPHは一つの特許庁が国内審査またはPCT国際調査を通じて特許可能と判断した出願に対し、他庁がその審査結果を活用して迅速に審査を行う制度である。特許庁は2019年基準で31カ国の特許庁とPPH、29カ国の特許庁とPCT-PPHを施行している(PPHとPCT-PPHを同時に施行している国家が27カ国で、全体施行国数は33カ国)。

<表Ⅱ-1-9> PPH施行対象特許庁の状況

区分	対象特許庁
PPH (31カ国 特許庁)	日本、米国、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、ドイツ、スペイン、中国、メキシコ、シンガポール、ハンガリー、オーストリア、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、台湾、フィリピン、エストニア、コロンビア、ポーランド、ニュージーランド、ユーラシア、ペルー、ベトナム、サウジアラビア
PCT-PPH	日本、米国、中国、オーストリア、ノルディック(北欧特許機構)、デン

(29カ国 特許庁)	マーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、スペイン、ハンガリー、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、シンガポール、ドイツ、フィリピン、エストニア、コロンビア、ポーランド、ニュージーランド、ヴィシェグラード特許機関、ユーラシア、ペルー
---------------	---

2015年からパイロット事業として推進している審査業務協力プログラムである特許共同審査(CSP ; Collaborative Search Program)は特許審査着手前に複数庁の審査官が各庁の先行技術文献情報を共有することで出願人が複数の国で速やかに強い特許が取得できるよう手助けする制度である。2015年9月から韓-米CSPを施行し、2019年1月から韓-中CSPを施行している。また、2018年7月から施行中のPCT協力審査(CS&E)も国際的な特許審査業務協力の事例といえる。

2019年11月始まったカンボジア韓国登録特許効力認定制度はカンボジア特許出願と同じ最善日(優先日または出願日のうち早い日)を持つ対応される韓国特許出願が登録された場合、出願人の申請によって韓国の審査結果がそのまま認められ、該当カンボジア特許出願が登録される特許審査業務協力プログラムである。この制度を通じて特許審査インフラの不足によって審査遅延が起きているカンボジアに進出を図っている韓国企業がカンボジア特許権を迅速に確保する上で役立つと期待される。

第2節 商標・デザイン審査分野

1. 概観

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 キム・デヨン

商品やサービスを差別化する戦略の第一歩は商標とデザインの権利化を通じてブランドを確保することである。消費者は商品の機能と品質をブランド価値を通じて確認する傾向があり、体化されたブランドに信頼を見せ、ブランド中心の購買行動をする。企業が商標権とデザイン権を基にブランドロイヤリティを高めようとするのもそのためである。

主要国はそれぞれ高くなった商標・デザインの重要性と価値を適期に権利化するための努力を傾けている。特許庁は韓国企業と出願人に適正な審査処理期間と品質の高い審査サービスを提供するために取り組んでいる。

2019年審査処理期間は商標6.8カ月、デザイン5.4カ月を記録し、審査処理期間を6カ月内外で安定的に維持するために努力した。但し、2019年商標出願が前年に比べて大幅な増加を記録し、今後処理期間維持という課題を抱えている。デザインは2015年を起点に出願が安定傾向にあり、5カ月台の審査処理期間が維持できると見られる。

審査処理期間の適正化とともに価値のある審査品質を高めるためにも積極的に取り組んだ。チーム長中心の審査品質管理システムを構築することで、品質管理においてコミュニケーションと協議を通じて品質を高めるために取り組み、パート長による深層検討を導入するなど品質管理システムの革新に取り組んだ。

規制緩和と出願人の利便性向上に向けて市場からのニーズに応えるように商標、デザイン法制を整備する一方、医薬品関連商標法の条文別判断基準の整備など商標審査の公正性と審査一貫性を図るための審査基準を改正・運営した。

審査システムの持続的な改善を通じて審査品質を高めるため、スマート商標システムに続いてスマートデザインシステムの構築を完了した。商標に引き続きデザイン審査システムもウェブ基盤に変え、審査過程におけるミスを防止するとともに審査利便性を高めることができた。

国際協力の面では商標とデザイン分野IP5協議体であるTM5/ID5中間・年次会議を開催した。年次会議週間を「商標デザイン週間」に指定して各種商標及びデザイン関連国際イベントを連携開催し、特許庁主導の新規提案事業の成案を得るなどの成果をあげた。

2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上

商標デザイン審査局	商標審査政策課	書記官	クォン・ドフン
	商標審査政策課	行政事務官	ソン・ユンソプ
	商標審査政策課	行政主事	チョ・ムンサン

イ. 推進背景及び概要

商標は既に使用中もしくは使用するために商品発売と同時に出願される場合が多い。デザインはほとんど製品のライフサイクルが短く、迅速な権利化が求められるため、審査処理が適時に行われる必要がある。韓国を始めとする主要国は迅速な審査処理のために力を入れている。

<表Ⅱ-1-10> 主要国における商標・デザイン審査処理期間の状況

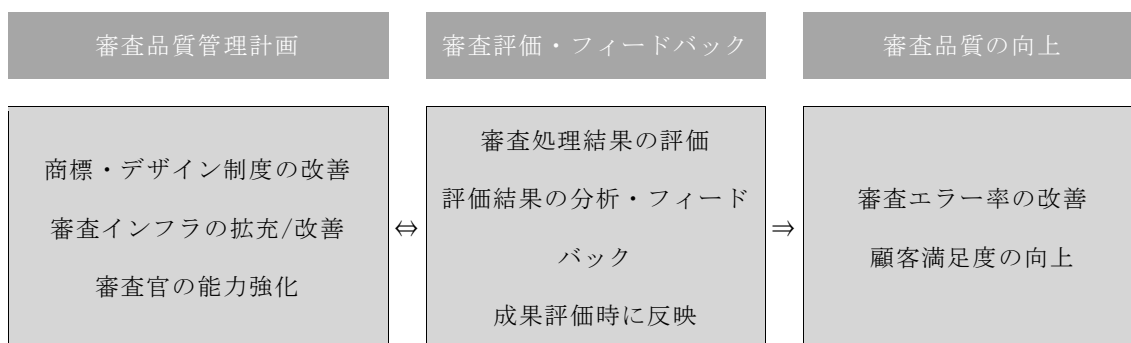
(単位：カ月)

区分	韓国(2019年)	米国(2018年)	日本(2018年)
商標	6.8	3.4	6.3
デザイン	5.4	13.3	5.9

特許庁は1人当たりの審査処理量を調節するなどの自助努力を通じて2019年商標審査処理期間6.8カ月、デザイン審査処理期間5.4カ月を維持し、海外主要国に劣らないサービスを提供している。特に、デザインの場合は主要国の中で最も速い水準の審査を実現した。

一方、審査処理期間の短縮を通じた迅速な権利化支援とともに優れた審査品質を維持するための取り組みも強化した。審査品質の向上は制度改善と審査インフラの拡充、そして審査官の審査能力の強化が調和を成した時にこそ可能になる。特許庁は2013年度にこれらの3要素を盛り込んだ「商標・デザイン品質向上戦略」を策定して持続的に推進している。また、その後続措置として2016年度には直近5年間の商標審査統計分析を基に総合的な「審査品質管理指数」を設計してそれを成果評価に反映した。また、審査官が審査争点事例に対して議論する「審査争点・ノウハウ発表会」及び課長とチーム長中心の「審査品質点検会議」を2019年度にも続けて運営するなど審査品質の向上に向けて多角的な努力を傾けた。

<表Ⅱ-1-11> 商標・デザイン審査品質向上推進システム



ロ. 推進内容及び成果

1) 商標・デザイン制度の改善

特許庁は商標法施行令及び優先審査申請に関する告示を改正し、商標出願人が異なるその商標登録出願と関連して他の商標権者から異議を申し出られた場合と特許長官が定めて告示する専門機関に先行商標の調査を依頼した場合でその調査結果を特許長

官に通知するよう該当専門機関に要請した場合を優先審査の申請対象として追加した。今回の改正によって商標出願人が権利を早期確保できる機会がさらに増えると見られる。

また、消費者の好みによって市場状況の変化が速いデザインの特徴を反映し、より柔軟な制度を構築するために2017年デザイン保護法を一部改正した。出願人の権利確保に有利になるよう新規性喪失の例外範囲を6カ月から12カ月に拡大し、海外出願時に個別国に優先権証明書類を書面で提出する代わりに電子的提出を可能にすることで利便性を高めた。特に、条約優先権主張要件の緩和、新規性喪失例外主張対象の拡大などデザイン創作者・出願人を配慮した関連法改正を2020年にも持続的に推進していくのである。

2) チーム長中心の審査品質管理システムの構築及び討論型共同審査の導入・施行

品質管理システムの改編を通じた高品質審査環境作りのため、2019年商標及びデザイン「審査品質管理計画」を策定・施行した。既存の審査評価による品質管理から審査官・チーム長・課長間コミュニケーションと協議による品質管理システムに切り替え、そ審判品質管理センターとしてチーム長の役割・責任を強化し、課単位の審査品質管理協議会を毎週開催するなど審査品質向上に向けて努力した。また、コミュニケーションと協力中心の審査文化定着で審査一貫性を高めるため、協議審査及び討論型共同審査を導入して施行している。審査官1人が決定し難い審査件に対して集団知性を利用して迅速に判断することで審査品質及び審査効率性を高めるために努力を傾けた。

3) 審査インフラの拡充及び改善

審査インフラの側面では迅速かつ正確な審査のために先行商標・デザイン調査分析事業、商品及びデザイン物品分類事業など審査支援事業を推進することで審査官の審査負担を減らし、審査品質向上のための基盤を整えた。

また、短期間で十分な審査人材の確保が難い状況の中で、審査システムの高度化を

通じて効率性を高めた。デザイン審査の場合、ハングルプログラム基盤の審査メモをウェブ基盤に転換し、通知書自動連動及び標準化、審査エラー自動防止システムの導入を骨子とするスマートデザイン審査システムを2019年構築した。これを通じて検索の正確度と審査の効率性を高め、デザイン審査の品質をさらにアップさせた。

4) 審査官能力の強化

審査品質において最も重要な要素の一つは審査処理業務を直接遂行する審査官の能力である。そこで韓国特許庁は商標及びデザイン審査官の審査能力を高めるため、審査官が参加する発表会・研究会の運営、外部専門家による講演、専門性強化教育、審査参考資料の発刊など様々な取り組みを図った。

審査争点・ノウハウ発表会は経歴の豊富な各審査官の審査処理過程で現れた審査争点の分析結果または自分だけのノウハウを発表させることで、審査官間審査情報の共有・拡散を促す定例品質向上活動である。また、商標・デザイン審査品質点検会議は審査課長及びチーム長中心の研究会で、審査局内で審査政策方向などを共有することで審査の一貫性を高める上で貢献している。一方、学界及び弁理士など民間専門家の講義を通じて第4次産業革命など市場の環境変化を審査に反映した。また、商標・デザイン分野の新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を審査官間で共有するために商標制度研究会・デザイン制度研究会(デザインアカデミー)を2019年計15回開催した。そして、国内外商標・デザイン法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊して審査官が活用できるようにした。一方、審査官の品質管理活動と研究教育活動を客観的に数値化した「審査品質管理指数」を成果評価資料として活用した。

<表Ⅱ-1-12> 2019年商標・デザイン制度研究会

日付	発表テーマ
2019年1月	最近デザイン争点審判決例の紹介
	2019年物品類別物品目録の告示改正
2019年3月	デザイン図面作成ガイドブックの紹介
	2019年デザイン保護法の改正方向

2019年5月	使用による識別力認定基準
	最近デザイン取消差戻件の分析
	2019年デザイン施行規則改正案の紹介
2019年7月	日本意匠法改正内容の紹介
	多機能融合・複合物品分類指針(案)の紹介
2019年9月	中国デザイン検索を中心としたデザイン最新検索技法
2019年11月	キーワード中心の主要国デザインDB基礎検索実習
2019年12月	登録商標を使用した指定商品名称に対する分類指針
	最近特許裁判所・最高裁判所の争点判決及びイシュー分析
	商標審査基準及び商標デザイン審査事務取扱規定一部改正案の発表
	コンテンツ産業の発展による知的財産権保護動向及び紛争事例

<表Ⅱ-1-13>2019年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

日付	審査参考資料
2019年1月	商標/商品審査の審査指針/争点事例
	物品類別物品目録
	デザイン審査基準
2019年4月	一人出願のためのデザイン図面作成ガイドブック
2019年11月	デザイン審査基準
2019年12月	類似商品の審査基準
	商標審査基準
	商標法令集
	デザイン保護ガイドブック

ハ. 評価及び発展方向

特許庁が独自に2019年度商標・デザイン審査品質など顧客満足度を調査した結果、商標・デザイン審査分野の総合満足度は引き続き70点台を維持し、2018年と同水準であることがわかった。顧客満足度をさらに高めるために韓国特許庁は2020年度にも審査品質管理のための主要政策課題推進計画を策定・施行し、審査評価制度を通じた独自の審査品質水準測定と補完、そしてフィードバックシステムを構築しつつ、顧客の立場から見て公正な審査処理が行われるように取り組んでいく予定である。また、審

査処理期間を海外主要国レベルで安定的に維持し、商標・デザイン権が迅速に確保できるよう支援していく計画である。

＜表Ⅱ－1－14＞2019年度顧客満足度調査の結果

区分	総合満足度	記載事項の理解容易性	審査官の審査専門性	法適用の公正性	審査官説明の理解容易性	審査官の親切度	制度改善に向けた努力満足度
商標	74.84	77.06	76.95	78.50	77.57	76.03	75.00
デザイン	75.30	74.86	78.40	79.76	76.90	77.85	79.89

3. 商標・デザイン調査分析など審査インフラの改善

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 クォン・ドフン
 デザイン審査政策課 行政事務官 キム・ヒョンボム

イ. 調査分析など商標・デザイン審査支援事業の展開

1) 推進背景及び概要

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査業務の一部である商標分析・検索を外部専門調査機関に委託して処理している。即ち、外部専門調査機関を通じて出願商標及び指定商品の意味と使用実態を調査・分析し、出願商標と同一・類似、もしくは関連性のある先出願・先登録商標など参考証明資料を検索・提供することで審査人材を増員することなく審査官の審査負担を減らすとともに審査の質を高めている。

2019年には国際商標登録出願に対しても商標調査分析事業を行い、国際商標処理期間の短縮及び審査品質の向上に寄与した。

また、2019年7月商標専門機関登録制の開始を受けて事業運営告示を新たに制定し、事業環境の変化による運営基盤を再構築した。

ロ) 国際商標登録出願の指定商品翻訳分類事業

国際商標登録出願制度の施行を受け、韓国特許庁を指定国官庁とする国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳と分類業務を外部専門調査機関に処理させることで、迅速かつ効率的な国際商標審査業務を図っている。英文指定商品の翻訳は2004年から、英文指定商品の分類は2009年から専門調査機関が行っている。

本事業は国際商標登録出願書と補正書の英文指定商品の名称を韓国語に翻訳し、指定商品を分類して指定商品名が明確である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記して商標審査に活用できるようにする事業である。

ハ) 商品分類事業及び図形商標分類事業

特許庁は審査官の業務負担を減らすことで商標審査の品質を高め、適正期間内に商標審査が行われるようにするため、2009年から外部専門調査機関による商品分類事業と図形商標分類事業を始めた。

商品分類事業は出願商標の指定商品の中で特許庁に構築されている商品分類DBと一致せず自動的に類似群コードが付与されない商品を商品分類システムと商品分類基準に基づいて分類し、明確な指定商品である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記する事業である。

図形商標分類事業は図形商標として出願された商標を図形商標分類基準に沿って分類し、適正なウィーン分類コードを与える事業である。

ニ) デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は審査官の審査負担軽減、審査処理期間の短縮及び審査品質の向上のため、先行デザインの検索及び分析業務を外部専門調査機関に依頼するものであり、2008年から導入された。

ホ) デザイン物品分類事業

デザイン物品分類事業の目的はデザイン審査官が使用する検索システム上で旧韓国分類及びロカルノ国際分類による物品分類を通じて効率的な検索が可能になるよう支援することであり、2009年から外部専門機関に依頼している。また、2014年7月ハーグ協定加盟によってロカルノ国際分類⁵のサブクラス情報を付与する作業も併行することで、審査官の先行デザイン検索に貢献している。

ヘ) 公知デザイン審査資料整備事業

公知デザイン審査資料整備事業は刊行物、インターネット公知デザイン及び海外デザイン公報などを収集及び整備することであり、国際的な審査流れに対応するとともに高品質の審査サービスを提供するために外部専門機関に事業を委託している。特に、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入をきっかけに従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境下で使用できる電子イメージで構築し、2004年からはインターネット公知デザインを追加的に収集・整備している。

ト) 国際デザイン審査基盤構築事業

⁵ 正式名称はデザインの国際分類制定に関するロカルノ協定 (Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs) であり、デザイン物品分類の国際的な統一のための協定で、スイスのロカルノでパリ条約加盟国が集まって1968年10月に採択した。2018年末現在、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、中国、北朝鮮など69カ国が加盟し、世界知的所有権機関(WIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)、アフリカ広域知的財産機構(ARIPO)、ベネルクス知的財産機構(BOIP)及び欧州連合知的財産庁(EUIPO)などハーグ協定に加盟した団体は実質的にロカルノ分類システムを使用している。

産業デザインの国際登録に関するハーグ協定加盟によって2014年7月から韓国特許庁を通じた国際出願及び大韓民国を指定国とする国際デザイン登録出願制度が導入された。そこで指定官庁としての国際デザイン登録出願に対する審査を支援するため、外国語出願書の翻訳及び英文指定物品に対する分類コード付与などを外部専門機関に依頼することで審査効率性を高めている。

2) 推進内容及び成果

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年「(財)韓国特許情報院」を商標専門調査機関として指定して本事業を行ってきたが、競争システムの導入を通じて調査品質を高めるため2005年12月に「(株)WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2015年2月にはナラアイネット(株)、(株)KTGを追加指定し、計4つの専門機関が事業を展開している。

<表Ⅱ-1-15> 商標調査分析事業の推進実績

(単位：件)

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
国内商標調査分析	62,896	74,213	85,082	86,184	88,440	82,410
国際商標調査分析	-	-	-	-	-	5,942

毎年調査員を対象に商標法理論及び審査実務高級教育、調査品質向上策を模索するためのワークショップ、セミナーなどを定期的を実施する一方、2009年から調査報告書の活用による審査官審査実績点数の差引制度を導入することで調査分析事業の効果向上を図り、2010年からは課業対象範囲を拡大して文字だけで構成された商標のみならず、文字商標の約5倍に達する図形要素が含まれた商標も商標調査分析事業の対象にして審査官の業務負担を減らすことで全体的な審査品質の向上を図った。

2012年中盤に審査処理期間の短縮に実質的な効果をもたらす改善策を講じるとともにシステムを構築するなどの準備作業を経て、2013年からは先行商標検索中心から脱して審査に必要な全ての資料を調査するよう事業を改編し、商標審査・審判の経歴者や弁理士などを活用して審査全般にわたって審査官業務を補助する専門調査員制度を導入した。また、経歴審査官と調査員を1:1でマッチングして調査分析件毎に確認・指導を行い、審査ノウハウの伝授を通じて調査品質の向上を図った。その結果、審査業務軽減率を従来15%から最高70%に上げるなど事業効率を画期的に高めた。さらに、2014年10月にはこれまで改編された事業内容を制度化し、事業を体系的に運営・管理するために既存の告示を大幅見直して「商標・デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定した。同時に、品質による事業管理をより強化するため審査官の主観的・形式的な既存の品質点数算出方法を改善して審査官の件別品質点数(40%)、定性的能力評価(20%)及び審査品質担当官の評価点数(40%)を総合して算出した総合品質点数システムを構築した。

2015年には事業物量配分委員会を構成・運営し、専門機関間の事業物量配分において客観性・透明性を図るとともに、評価結果を専門機関事業物量と調査員の個人成果につなげるなど品質管理を一層強化している。

ロ)国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業

特許庁は2004年から「(財)韓国特許情報院」を通じて英文指定商品の韓国語翻訳を始め、2009年度からは「(株)WIPS」を新たに参入させて複数機関競争体制で運営している。また、事業範囲を英文指定商品の分類まで拡大することで分類業務の遅延を予防し、審査官の業務負担を減らすことで、国際商標1次審査処理期間の短縮と品質向上に貢献している。

<表Ⅱ-1-16>国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業の推進実績

(単位：件)

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年

英文指定商品の翻訳 アウトソーシング件数	13,089	14,616	14,933	13,665	14,060	19,521
英文指定商品の分類 アウトソーシング件数	90,218	102,312	104,951	95,774	98,420	136,647

ハ) 指定商標分類事業及び図形商標分類事業

指定商品分類事業と図形商標分類事業は2009年からスタートした。分類品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため、定期的に商品分類と図形分類の理論及び実務高級教育、セミナー、分類品質点検会議、特許庁の審査官と調査機関の分類担当者間の定期的な交流などを実施して業務ノウハウを共有するとともに、審査官と分類担当者が分類結果に対して随時意見を交わすことで誤分類の発生を最小限に抑えられるように様々な努力を傾けてきた。

<表Ⅱ-1-17> 指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績

(単位：件)

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
指定商品分類 アウトソーシング件数	261,162	534,351	356,553	372,315	386,532	392,616
図形商標分類 アウトソーシング件数	51,018	76,450	64,415	68,277	70,198	67,494

ニ) デザイン調査分析事業

特許庁は2008年4月「商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領(特許庁告示第2008-9号)」を制定したことで、該当年度の下半期から「(財)韓国特許情報院」と「(株)WIPS」をデザイン専門調査機関として指定し、2015年にはナラアイネット(株)、(株)KTGを追加指定し、計4つの専門機関が調査分析事業を運営している。一方、デザイン専門調査機関はデザイン保護法第59条の規定に基づき、デザインに対する専

専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)を指定し、専門機関が行う事業物量は事業物量配分委員会を通じて配分している。

<表Ⅱ-1-18>デザイン調査分析事業の推進実績

(単位：件)

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
アウトソーシング 件数	6,445	7,334	6,514	10,228	19,980	23,868	28,519	30,061	28,608	29,208	30,408

同事業の核心は審査活用度が高められる正確な報告書の作成であり、そのためデザイン保護法に関する教育と審査官・調査員間の懇談会開催、審査品質向上に向けた半期別ワークショップの開催などを通じて調査員の業務能力を高めた。2014年10月には「商標・デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定し、専門機関別の事業物量配分のための総合品質点数システムを構築した。総合品質点数は審査官の件別品質点数(50%)及び審査課長の抽出評価点数(50%)を算出した点数であり、これによって専門機関間の事業物量の振り分けにおける客観性・透明性を図っている。

ホ)デザイン物品分類事業

特許庁は審査官が先行デザインを効果的に検索できるようにするため、用途と機能によって固有の韓国物品分類基準を定立し、それによって出願デザインに対して物品分類コードを付与している。2016年度からは全体出願件を外部専門機関に依頼して分類の一貫性を高めている。また、分類専門官、分類員などが参加して分類争点及び改正検討事項などを議論するデザイン物品分類研究会の随時開催などセミナー活動を強化している。

ヘ)公知デザイン審査資料整備事業

この事業は公知された最新デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用できるようにDBを構築する事業であり、これに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。収集対象となるデザインは、第一にインターネットを通じて公開・公知されるデザイン、第二に雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン、第三に米国、ドイツ、日本、EUIPO、WIPOなどのデザイン登録・公開公報に収録されたデザインなど大きく3つで構成される。2012年度にはこれに加えて中国のデザイン公報と伝統文様関連のデザインも審査参考証拠資料として収集した。2013年度には韓国コンテンツ振興院との業務協約を通じて提供を受けたキャラクターデザインと韓国デザイン振興院のデザイン公知証明を通じて寄託されたデザインを審査参考証拠資料として収集・構築した。年度別の事業実績は以下の表のとおりである。

<表Ⅱ-1-19> 公知デザイン審査資料の収集・整備状況

(単位：件)

		～2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
外国 公 報	日本		28,147	25,830	23,572	25,357	30,311	24,120	30,217	27,052	25,139	24,743	27,890
	米国		22,013	22,241	21,608	22,361	28,089	19,883	25,083	31,040	26,882	27,627	33,827
	EUIPO		60,837	59,674	69,585	62,684	89,778	48,644	91,065	102,725	75,432	81,475	96,791
	WIPO		6,934	9,028	3,571	13,079	20,866	11,968	14,207	15,383	17,923	14,954	22,210
	ドイツ		19,968	24,228	22,836	30,788	52,585	45,489	33,289	43,670	37,570	41,625	32,715
	中国					41,747	23,748	45,385	37,049	51,187	101,569	99,492	53,314
	小計		137,899	141,001	141,172	196,016	245,377	195,489	230,910	271,057	284,515	289,916	266,748
実用新案			2,551	4,000	3,768	2,634	4,837	3,945	4,056	2,960	1,982	2,697	2,525
画像			10,336	10,334	5,086	8,037	4,422	1,349	1,603	3,000	1,682	1,628	1,769
フォント			1,534	1,530	1,500	-	575	400	450	556	483	1,093	670
カタログ			185,852	166,853	23,665	20,569	24,626	37,708	24,190	34,519	31,911	29,945	29,438
キャラクタ ーDB							6,549	6,221	5,597	5,354	5,924	6,260	4,661

公知証明						2,240	438	159	248	449	650	713
インターネット 公知		146,000	170,780	180,247	156,160	52,213	81,817	54,835	43,015	50,300	43,380	35,886
合計	5,096,656	484,172	494,498	355,438	383,416	340,839	327,367	321,800	360,709	377,246	375,569	342,410

＜表Ⅱ－1－20＞デザイン審査資料の保有状況

(2019年12月基準)

区分		数量	蓄積期間
国内	デザイン公報	1,636,423件	1960～
	実用新案公報	488,499件	1999～
海外	日本公報	1,477,103件	1999～
	中国公報	465,003件	2012～
	WIPO公報	251,458件	1998～
	EUIPO公報	1,167,972件	2003～
	米国公報	418,148件	2002～
	ドイツ公報	459,521件	2006～
	過去海外公報	676,892件	～1999
その他	カタログ、インターネット	4,759,190件	1980～
	画像デザイン	177,530件	2003～
	フォント	35,068件	2004～
	平面デザイン	217,493件	1960～
合計		12,230,300件	

ト)国際デザイン審査基盤構築事業

2014年7月事業開始によって、英語出願書の翻訳とともに先行デザイン検索のための韓国物品分類コードの付与をより迅速に処理するため、「財韓国特許情報院」と「株WIPS」の複数機関を競争体制でアウトソーシング事業として運営している。これ

によって審査官の業務負担を減らし、国際デザイン1次審査処理期間の短縮と品質向上に貢献している。

3) 評価及び発展方向

イ) 商標調査分析事業

出願は持続的に増加しているものの審査人材の増員には限界がある状況の中で、本事業は審査処理期間を安定的に管理するとともに審査品質の向上を図る上でかなり貢献しているものと評価される。

特に最近5年間商標出願が毎年平均6.8%増加している状況の中でも1次審査処理期間を2012年8.9カ月から2019年6.5カ月に短縮した。今後適正審査処理期間を維持し、審査品質を高めるために2012年基準で全体出願件数の30%水準であるアウトソーシング物量を2018年46%まで拡大し、今後50%まで拡大していく計画である。また、調査品質を高めるための調査員能力強化教育の実施及び品質評価の改善など品質管理努力も続けていく計画である。

また、商標専門機関登録制の導入を受け、専門機関間の競争体制を強化し、調査事業の品質を高めていく計画である。

ロ) 国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業

同事業は国際商標登録出願指定商品の正確かつ迅速な翻訳及び分類を通じて、国際出願制度の施行に向けた条約である「マドリッド議定書」に明示された18カ月の審査処理期間を遵守すると同時に、指定商品審査品質を高めるために持続的な努力を傾けてきた。特に、高品質の審査のため、現在専門機関内の翻訳・分類人材に対する持続的な能力強化教育を実施しているが、今後もワークショップ、セミナー、外部委託教育など様々な努力を傾けて誤訳及び誤分類の発生を最小限に抑えるよう管理していく予定である。

ハ)指定商品分類事業及び図形商標分類事業

指定商品分類の核心は一貫性を維持しながらも正確かつ迅速な分類を通じて円滑な審査業務を支援することである。そのため分類人材の能力を強化するための理論及び実務教育を持続的に実施し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化していく計画である。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと商品類別・図形商標分類別のノウハウを体系的に整理した指針書を活用して誤分類率をさらに下げていく予定である。

また、専門機関内に商品分類及び図形商標分類専門家を指定・育成し、特許庁分類担当審査官を中心に国際商品分類の改編またはウィーン分類の改編など国際商標分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

ニ)デザイン調査分析事業

この事業はデザイン審査の一部業務である先行デザイン調査など登録可能性分析を外部の専門機関に依頼するものであり、専門性を備えた調査人材の確保と審査環境の構築及び非公開デザインなどに対する厳しい保安管理が重要である。特許庁はこのような問題点を克服するため、デザイン審査マニュアルを具体的に作成して専門機関に提供し、より体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual private network、仮想私設網)と特許ネットシステムを通じたデザイン資料の伝送と専門機関の保安管理にも万全を期している。

2018年審査処理期間は4.9カ月を達成し、2018年度以後は5.0カ月を維持しつつ、審査品質を高めるため、2018年基準全体出願件数に比べて42.0%水準であるアウトソーシング規模を今後55%まで徐々に拡大する計画である。特に専門調査の拡大を通じて審査処理期間の短縮と品質向上に大きく役立てるように運営する計画であり、調査分析品質を高めるための調査員能力強化プログラムの改善と総合品質点数に基づいた事業物量配分など品質管理に持続的な努力を傾ける計画である。

ホ) デザイン物品分類事業

ロカルノ協定加盟によって2015年からデザイン公報にロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ協定に加盟した目的は、第一にデザインの物品分類に対する国際的な統一化流れに対応してロカルノ分類システムに転換し、ハーグ協定に加盟するためである。第二に、国際的に統一された分類システムによって海外デザイン権獲得の費用及び時間が節約できる。一方、デザイン物品分類業務は審査官の審査負担を減らし、分類の一貫性及び正確性を確保するために全体出願件数を外部デザイン専門機関にアウトソーシングしている。

特に、分類及び検索効率性の向上など審査品質を高めるために2016年ロカルノ分類基盤の新しい単一分類システムを開発し、2017年デザイン物品分類定義書作成事業などを推進した。また、2018年以降デザイン検索DB再分類事業を推進し、2020年まで段階的な導入及び施行を予定している。

へ) 公知デザイン審査資料整備事業

本事業の核心は多様な最新公知デザイン資料を収集し、それを正確に加工及び分類して速やかに特許庁審査官に提供することである。そのためにロシア、中国など主要国のデザイン公報と最近重要度が増しているキャラクター資料を追加でDBに搭載するなどの努力を持続的に傾けていく計画である。

ト) 国際デザイン審査基盤構築事業

韓国特許庁は国際デザイン登録出願の正確かつ迅速な翻訳及び分類を通じて国際出願制度を施行するための条約である「ハーグ協定」に明示された12カ月の審査処理期間を遵守すると同時に審査品質を高めるために持続的な努力を傾けてきた。特に、正確かつ迅速な翻訳のために翻訳指針書を作成・活用することで翻訳一貫性の維持に万全を期している。今後は研究会の開催など定期的な専門機関内人材の能力強化教育を

通じて誤訳、誤分類の発生を最小限に抑えるよう管理していく予定である。

4. 商標・デザイン分野における国際協力の強化

イ. 商標分野における国際協力システムの構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソ・ナリ

1) 推進背景及び概要

二国間協力が活発に進んでいる特許分野とは異なり、商標分野における二国間協力は相対的に進んでいなかったのが事実である。これは特許分野とは違って商標分野は国内主義原則によって先行商標に対する審査が行われるため、二国間協力を通じて得られる実益が大きくないためであった。

しかし、2000年代初め以後商標分野に対して主要国間で制度を調和させようとする変化の動きが現れ始め、このような流れに変化の風が吹き始めた。

2) 推進内容及び成果

このような流れの変化は商標分野主要3カ国の集まりである商標3極体制(TM3)から始まった。商標3極体制の構成国である米国、日本、ヨーロッパは商標制度の調和を通じて出願人の便宜を図るため様々な事業を推進し、商標分野の国際議論をリードし始めた。

韓国は商標分野の国際議論において韓国の意見を反映させ、韓国出願人の海外出願の際の利便性を増進させるため、商標3極体制加盟に向けた多角的な外交活動を展開した。米国特許商標庁、日本特許庁、ヨーロッパ商標庁との個別的な二国間会議を通じて韓国のTM3加盟の必要性を主張し、その結果2011年5月韓国が正式会員として加盟した商標4カ庁(TM4)体制の発足に成功した。以後2012年5月中国の追加加盟によってT

M5が正式に発足したことで、特許分野のIP5に匹敵する商標分野の多国間協議体が本格的に登場した。

韓国は責任のある国際社会の一員として活動し、韓国出願人の利害関係を国際議論に反映させるため、TM5ウェブサイト構築事業と審査結果比較分析事業をリードし、2013年12月にはTM5新規加盟国の中では初めてTM5年次会議の開催に成功するなどTM5活動に積極的に参加している。2015年12月にはTM5ウェブサイトを全面改編することでユーザーに優しいサイトとして再誕生し、審査結果分析事業の場合は2015年合意された研究進行方向及び研究対象を基に最終報告書を発刊するなど目に見える成果をあげた。

2015年12月には米国特許庁が主催したTM5年次会議に出席して商標分野における協力を主導した。2016年には10月中国昆山市で開催されたTM5年次会議に出席し、韓国特許庁主導事業の結果報告及び今後計画などを紹介して加盟国から大きな反響を得た。2017年にはEUIPOが主催するTM5年次会議に出席して韓国特許庁主導事業である「審査結果比較分析事業」及び「商品名称記載方法に対する情報提供事業」に対する試験ケース分析結果を発表し、TM5ウェブサイト改善事項を発表して加盟国から大きな反響を呼んだ。

また、2019年に開かれたTM5年次会議で特許庁は新規事業である「模倣商標認識向上事業」の進行方向を説明し、加盟国の同意の下で推進計画を策定した。その他にも出願人の便宜を図るため、TM5加盟国の審査結果を分析する「TM5審査結果比較分析事業」、海外出願のための具体的なガイドラインを提供するための「TM5商品名称記載方法情報提供事業」も加盟国からの反響を得て続けて推進することとなった。

同時に、商標分野の先進国である米国、日本、ヨーロッパ及び中国の法制を研究し、先進国の長点を韓国の法制に反映するために個別的に二国間専門家会議も毎年開催している。専門家会議を通じて非典型商標、証明標章、地理的表示などの制度運用に対する3カ国の運用ノウハウを学ぶことができ、商標法及び審査慣行改善のための資料として活用している。また、韓国企業にとって最大の出願国である中国との定例的な

実務者レベル・長官レベル会議の開催を通じて、中国の審査制度・慣行に対する情報を収集すると同時に中国進出企業の商標保護を強化するためのきっかけとして活用している。

3) 評価及び発展方向

韓国は商標分野の国際議論をリードするTM5会議に積極的に参加する予定である。特に、韓国が主導する協力事業として公式に採択された「審査結果比較分析事業」及び「模倣商標認識向上事業」を積極的に推進し、新規事業の発掘を通じて韓国特許庁が主導する事業の範囲を拡大して知的財産G5としてのプレゼンスを高めていく計画である。また、米国・日本・ヨーロッパ・中国との活発な二国間強力を通じてTM5でまだ議論されなかったテーマに対して別途議論し、韓国出願人の海外出願における利便性を高めるために積極的に取り組んでいく予定である。特に、中国での悪意的な商標先取り及び商標ブローカーによる被害問題、韓流拡散による模倣商標問題などに積極的に対応するため、長官会合、専門家会合など定例化された二国間協力チャンネルを活用して中国内韓国企業の商標権創出及び保護環境の改善に向けた協力事業などに積極的に取り組んでいく方針である。

ロ. デザイン分野における国際協力システムの構築

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 ソン・ウンミ

1) デザイン法条約(DLT、Design Law Treaty)

イ) 推進背景

2005年WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会(The Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications、SCT)」では世界各国のデザイン保護法制及び制度が相異なることから出願人の不便が大きいという点で認識を共にし、デザイン条約に関する本格的な議論を始

めた。2007年から2009年まで各国の制度に対するアンケート調査と分析など基礎作業を完了し、2010年から加入国間協議を経て条約案を取りまとめた。

この条約案は世界各国のデザイン保護法制に影響を与える可能性があるため、一部条項をめぐって各国家別に自国の利益を反映するための対立が発生し、現在もその議論が続いている。

ロ) 推進内容及び成果

デザイン法条約(DLT、Design Law Treaty)は産業デザイン出願に関する簡素化した国際規範を設けることでこの条約を履行する国家の国内法に簡素化した産業デザイン手続きを導入するものであり、商標分野の商標法条約(TLT、Trademark Law Treaty)、特許分野の特許法条約(PLT、Patent Law Treaty)などに相応する条約案である。

条約案は出願内容、代理人の選任、出願日の認定要件、新規性喪失の例外、創作者名義での出願、出願の分割、公開延期、交信用の住所、更新、期限の救済、権利回復、実施権、名義変更、名前・住所の変更など32条項で構成され、条約規則は出願手続き、権利回復、実施権、変更または訂正など17条項で構成されている。

この条項の中で出願内容、出願日の認定要件、創作者名義の出願、出願の分割、公開延期、更新など殆どの条項は既に韓国のデザイン保護法に反映されているが、代理人の選任、期限の救済、権利の回復、実施権、名前・住所変更などの条項は出願手続き上の便宜を図るために国内法の検討が求められる部分である。

条約案はほぼ完成の段階に入っているが、一部条文に対する国家間合意において難航している。2014年第32回常設委員会でアフリカグループを中心とする途上国側が伝統知識を直・間接的に表現したデザインの場合はそれに対する出處、情報などを出願書に記載して事前使用の許諾を受けるとする条文の追加を提案した。しかし、デザイン法条約は出願を簡素化するための手続きに関する条約であるため、出願の実体的な内容を定める条文の追加に対して韓国を始めとする先進国グループは反対の意見を示

してきた。以後様々な仲裁案が出たが、依然として合意に至っていない状況である。2019年総会でも交渉に相当な進展はあったものの、最終的に合意には至らなかった。2019年総会での交渉は不発に終わってしまったが、アフリカグループと先進国間の交渉可能性はさらに高まり、特に第42回常設委員会ではロシアとベラルーシが外交会議の開催を提案するなど外交会議の開催に対する各国の期待が高まっている。

ハ) 今後の推進計画

デザイン法条約(DLT)に対する議論は先進国と途上国の間で異見があり、足踏み状態である。両グループ間の意見の食い違いは当分続くと見られるが、議論と妥協に向けた一連の努力は有意味な国際的な合意に達する上で欠かせない過程と言える。このように膠着状態が続いている中で、外交会議を通じて政治的な解決策を模索することには合意したものの、両グループ間の明確な立場の違いによって外交会議の開催決定すら難しい状況である。韓国は発展途上国及びアジアグループとは少し異なる立場を堅持しているが、どの形態の国際規範が韓国に有利であるかを深く考慮し、協議過程に参加する計画である。同時に、条約妥結時の対策と加入検討のために、この条約が国内に及ぼす影響に対する法制やシステム整備などに関する多角的な検討を推進する予定である。

2) 韓・中・日及びID5多国間協力システム

イ) 推進内容及び成果

韓国、中国及び日本は2010年から毎年「韓・中・日デザインフォーラム」を3国が順番に開催している。この行事は3国の特許庁担当者のみならず、一般人、企業人、デザイナー、知財権関連の専門家など200人余りが参加する公開フォーラムであり、3国のデザイン保護制度の主要改正内容や発展動向を共有し、3国の企業を代表する実務者が現場の声を伝える場として設けられる。

2017年には韓国の主管で「キャラクターデザインの保護」をテーマに3国の現状と

制度的調和、そして国際規範形成に貢献できる方法を模索した。日本で開催された2018年度韓・中・日デザインフォーラムではデザイン経営のためのデザイン保護に関して3国の企業と官庁がともに議論する場が設けられた。2019年には中国無錫で「家電製品のデザイン保護」というテーマで最新技術と結合した家電製品デザインのトレンドとデザイン保護戦略に対して共有する時間を設けた。

一方、2015年にはアジア圏のみならず米国とヨーロッパが参加するデザイン分野先進5カ国協力システム(CNIPA、EUIPO、JP0、KIP0、USPTO)である「ID5」が構成された。最初は商標分野先進5カ国協力体であるTM5会議で一つの分科としてデザインセッションを運営したが、デザイン保護の重要性が増してきたため、2015年独立された協議体であるID5として発足した。米国で開かれたID5創立会議ではID5の未来に関する共同ビジョンを盛り込んだ合意文を公表し、計13の共同協力課題を提案した。このうち12の協力課題が承認を得て(2016)、国家別に課題を振り分けて推進し(2017年)、2018年韓国ソウルで開催された会議で12課題のうち5つの課題を無事完了し、新たに6つの課題の推進を承認した。特に、新技術デザイン保護の重要性が高まっている中で韓国特許庁は2018年会議で第4次産業革命に対応した新技術デザインに関する各国の協力を強化するID5共同宣言文の合意に積極的に取り組み、「3Dプリンティングとデザイン保護」というテーマで課題を推進し、デジタル環境における各国のデザイン法制状況を考察した。同時に、韓国特許庁はID5ホームページ(www.id-five.org)の制作と運営を担当し、完了済み課題の結果をユーザーに提供し、ユーザーとID5をつなぐ中心的な役割を果たしている。

ロ)今後の推進計画

韓国は韓・中・日デザインフォーラムを通じて3国の堅調な協力システムを構築し、各国企業及びデザイナーにデザイン保護制度の認識を拡大するため力を入れている。同時に、デザインフォーラムは3国間制度改善事項と発展方向などに関する正確な情報を迅速に取得できる窓口として活用され、相互政策開発及び制度発展に大きく貢献すると見られる。

また、韓国特許庁はID5協力システムの中で中心的な役割を果たし続けていく計画である。2020年からは米国と共同で「デザイン損害賠償制度研究」課題に着手し、加盟国間の協力システムを発展していく計画である。

3) 韓・日、韓・中専門家協力

イ) 推進内容及び成果

韓国特許庁は日本、中国と其々二国間専門家会議を開催している。日本のデザイン保護制度は韓国とかなり類似しているため、相互の制度を理解することが実務的にも大いに役に立つ。中国はデザイン制度の出現や発展はやや遅れているが、韓国との貿易量や世界デザイン出願の比重から見ると、制度変化の推移を持続的に見極める必要がある。そこで、毎年韓・日、韓・中専門家会議を開催している。

韓・日デザイン専門家会議の場合、2014年にはID5体制の構築に対する議論と「韓・日仮想デザイン共同審査結果プロジェクト」を展開し、2015～2016年には日本のハーグ協定加盟を受け、両国共通審査件を抽出して審査結果を比較・分析し、2017年には両国の審査品質を高めるための議論を追加的に展開した。2018年日本側の事情によって一時中止となっていた会議が2019年再開され、特に保護対象の拡大と関連する両国の関心事項を共有する場となった。

韓・中デザイン協力も着実に続けている。2015年韓・中デザイン専門家会議では韓国の部分デザイン及び画像デザイン制度、分類政策を紹介し、デザイン分類実務を共有した。2016年には中国の部分デザイン制度の導入など専利法改正状況及びハーグ協定加盟に向けた準備状況などに対する内容を取り扱った。2017年には中国の特有制度と優先権書類の電子的交換に対する内容を共有した。中国で開かれた2018年会議では家電製品の内臓インテリアと関連するデザイン保護の争点、両国のデザイン分類状況に対して議論した。2019年会議ではハーグ協定加盟を控えている中国に対して韓国特許庁のハーグ制度の運営と関連する多様な情報を共有し、韓国特許庁は中国の検索システムと専利評価報告書に対して現状を把握する機会となった。

ロ)今後の推進計画

韓国はデザイン分野の国際規範を形成するため、二国間及び多国間協力会議に積極的に参加してきた。特に、ハーグ協定を通じて韓・日両国を同時に指定国として指定した国際出願件に対して「韓・日デザイン審査結果の比較プロジェクト」を定例化し、二国間の審査実務を比較・学習することに止まらず、ハーグ国際デザイン出願制度の運営上現れる不備点を相互比較・検証して改善できるよう取り組んでいる。また、韓・日両国はロカルノ分類の導入による新分類システムを開発しているが、相互の試行錯誤経験とノウハウを共有するなど引き続き協力していく計画である。

韓・中デザイン専門家会議も持続的に推進することで、出願人が両国のデザイン制度を活用する上で制度の違いによって発生する不便がないよう、制度改善に向けてさらに取り組んでいく計画である。

第3節 審判分野

1. 概観

特許審判院 審判政策課 技術書記官 チャン・チャングック

特許審判は産業財産権(特許権・実用新案権・デザイン権・商標権)の発生・変更・消滅及びその権利範囲に関する紛争を解決するための特別行政審判であり、一般裁判所が担当している特許侵害訴訟とは違って専門的な知識と経験が求められるため、特許庁所属の特許審判院が担当している。

このような特許審判は審査官の処分不服に不服して請求する「決定系審判」(請求人だけが存在)と既に設定された権利と関連する当事者の紛争に対する審判で当事者間の対立構図を取る「当事者系審判」(請求人と被請求人が存在)に分けられる。決定系審判には拒絶決定不服審判と訂正審判などがあり、当事者系審判には無効審判、取消審判、権利範囲確認審判などが含まれる。

審判請求件数は特許及び実用新案分野の場合、審査前置制度の廃止及び再審査請求制度の導入による影響で減少したが、2015年3月改正薬事法の施行によって本格的に請求され始めた医薬品許可－特許連携審判事件の増加で2015年は前年比23.4%増加したが、許可－特許連携制度導入4年が過ぎ、関連医薬品審判事件が110件余りに安定してきた。2019年特許・実用新案分野は前年比19.1%減少した4,114件が請求された。商標及びデザイン分野の場合は前年比3.4%減少した4,894件が請求された。

全体的に審判請求件数は2015年以後減少傾向にあるが、商標及びデザイン分野は2015年以後年平均1.4%の増加を記録している。

＜表Ⅱ－1－21＞最近5年間権利別審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2015	2016	2017	2018	2019
審判請求 件数 (増加率)	特許	9,364	7,102	6,039	5,083	4,114
	実用新案	(23.4%)	(△24.2%)	(△15.0%)	(△15.8%)	(△19.1%)
	商標	4,622	4,858	4,638	5,068	4,894
	デザイン	(5.2%)	(5.1%)	(△4.5%)	(9.3%)	(△3.4%)
合計	13,986 (16.7%)	11,960 (△14.5%)	10,677 (△10.7%)	10,151 (△4.9%)	9,008 (△11.3%)	

＜表Ⅱ－1－22＞最近5年間決定系・当事者系別審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2015	2016	2017	2018	2019
審判請求件数 (増加率)	決定系	8,041 (△4.0)	7,572 (△5.8)	6,443 (△14.9)	5,609 (△12.9)	4,646 (△17.2)
	当事者系	5,945 (64.7)	4,388 (△26.2)	4,234 (△3.5)	4,542 (7.3)	4,362 (△4.0)
	合計	13,986 (16.7)	11,960 (△14.5)	10,677 (△10.7)	10,151 (△4.9)	9,008 (△11.3)

国内民事裁判所に提起される知的財産権関連の侵害訴訟件数は1審事件が2018年265件で、2審以上の件数も120件以上で、知的財産権をめぐる侵害紛争が先鋭であることがわかる。

また、サムスンとアップル間の特許紛争など韓国企業と外国企業間の特許紛争が益々話題となり、韓-EU(2011年7月)及び韓-米FTAの発効(2012年3月)によって知財権侵害の疑いのある物品に対する税関の水際措置が強化され、医薬品許可-特許連携制度が施行されたことで知財権紛争は今後も持続的に増える見込まれる。

＜表Ⅱ－1－23＞知的財産権侵害訴訟件数の推移

(単位：件数、受付基準)

年度	2014	2015	2016	2017	2019
侵害1審	966	785	381	384	265
侵害2審	91	103	174	182	97
最高裁判所	17	15	26	26	28

* 出処：最高裁判所司法年鑑 (<http://www.scourt.go.kr>)、2017年侵害1審は著作権侵害事件(15件)を除く。

一方、韓国は2016年1月から特許侵害訴訟の1審、2審の管轄集中制度が施行された。全国58の地方裁判所及び支院が管轄していた特許侵害訴訟1審は高等裁判所が所在する全国6つの地方裁判所(ソウル中央地方裁判所は重複管轄を許容、2019年3月水原高等裁判所の新設によって全国5つから6つに増加)へ、特許侵害訴訟2審は特許裁判所へと管轄集中された。

特許審判院は対内外的な環境の変化と需要者からのニーズを考慮して、当事者系(権利範囲確認審判、無効審判など相手と争う事件)の審判処理期間を短縮するために様々な政策を策定・施行した。特に、一般民事裁判所の仮処分事件の平均処理期間が3～5カ月以内であることを踏まえ、2015年11月から民事裁判所の仮処分事件または本案事件などに関係する審判事件に対しては司法部が審判結果を適時に活用できるよう3カ月内に審判を終結する迅速審判プロセスを新たに設計・施行した。制度施行以後1,567件が迅速審判決定され、そのうち1,366件の審判が平均104日以内で終結した。

しかし、2015年度に急増した当事者系審判を優先的に処理した結果、2016年から連鎖的に決定系審判の処理が遅れ、全体的に審判処理期間が伸びてしまった。そこで、審判院は裁判所などに紛争がある当事者系事件と長期未処理事件の処理に力を集中した。

特許審判院は迅速な審判とともに高品質の審判を目指して2016年審判部組織を専門技術審判部中心に改編し、優秀審判官の長期在職を誘導するために力を入れている。

その他にも審判制度の改善、電算インフラの拡充などを通じて高品質の審判に向けた環境作りに取り組んだ。

一方、IP5主要国は知的財産権紛争を早急に解決するための方法を模索しているが、特に日本は特許拒絶決定不服審判の処理期間を2010年24カ月から2018年12.4カ月へと12カ月程度短縮し、米国、ヨーロッパ、中国もまた特許紛争事件を処理するために審判官の増員を持続的に推進している。特に、米国の特許審判院は2011年100人から2016年272人へと審判官を大幅増員した。

一方、韓国の特許審判院は2018年に審判官1人を増員して審判官数が96人に増えたものの、依然として海外審判院に比べるとマンパワーが不足しているだけでなく、審判官1人当たり審決件数が主要国に比べて非常に高い水準である。また、口述審理を拡大施行(2009年165件→2019年497件)したことで審判官の負担が日増しに増えている点を考慮し、優先的に審判官の増員を持続的に推進するとともに、1人当たり審判処理件数もまた適正な水準に調整する必要がある。

<表Ⅱ-1-24> 審判官の定員と審判処理期間

区分		2015	2016	2017	2018	2019
審判官 (人)	特許・実用新案	71	71	71	72	72
	商標・デザイン	24	24	24	24	24
	合計	95	95	95	96	96
審判処理期間(カ月)		6.9	9.5	10.5	12.0	9.6

最後に、特許審判院の審決または審判請求書や再審請求書の却下決定を受けた者がこれに不服する場合、送達で審決または決定の謄本を受け取った日から30日以内に特許裁判所に訴訟を提起することができるが、このような審決取消訴訟の結果として特許裁判所の審決取消判決が確定されると、特許審判院はその事件を再び審理して審決または決定をしなければならない。また、特許裁判所の判決に対して不服する者は最高裁判所に上告できるが、上告は判決文が送達された日から2週間以内に提起しな

ればならない。

2019年に審決に不服して特許裁判所に提訴した比率は2018年よりやや減少し(2017年11.6%→2018年11.7%→2019年9.4%)、特許裁判所で審決が取り消される比率は2018年に比べて3.4%p高くなった(2017年25.1%→2018年22.2%→2019年25.6%)。そして特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した比率は2019年には前年比2.3%p減少した34.2%を記録し、上告審で特許裁判所の判決を破棄した比率は2019年5.0%で前年比2.2%p減少したことがわかった。

2. 審判の迅速性・正確性の向上

特許審判院	審判政策課	技術書記官	ユ・チョルゾン
		工業事務官	チェ・ヨンヒ
		医療技術事務官	キム・ウィテ
		行政事務官	キム・ミンジュン

イ. 推進背景及び概要

現在の知識基盤社会において知的財産は国家と企業、個人の競争力の鍵として浮上しつつあり、中核となる知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。したがって、知的財産権紛争の迅速かつ正確な解決は何より優先すべき政策目標と言える。これまで特許審判院は持続的な革新活動を推進したが、特に迅速な審判処理に向けた制度・実務の改善、審判品質向上に向けた専門性強化など審判インフラの拡充などに大きな努力を傾けた。

ロ. 迅速な審判処理の推進

特許審判院は審判品質を維持するとともに審判処理期間を短縮するために力を入れている。そのためには審判官を増やす必要があるが、経験と能力を持ち合わせた審判官を短期に確保するのは事実上困難である。特許審判院は限られた人的資源を効率的

に運営するため、一般審判、優先審判、迅速審判の3トラック審判制度を運営している。事件の類型を区分して緊急な処理が求められる事件を先に処理し、一般的な事件に対しては当事者に十分な攻撃と防御の機会を提供することで審決の正確性を高めている。

1) 迅速・優先審判制度の運営

特許審判院は特許紛争を効率的に処理するため、審判手続きを3トラック(迅速審判、優先審判、一般審判)で管理している。

迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係留中の権利範囲確認審判または無効審判事件と両当事者が迅速審判の同意書を提出した事件などを対象にし、優先審判は優先審査した出願に対する拒絶決定不服審判、補正却下決定に対する審判、審決取消訴訟で取り消された審判などを対象とする。

審判事件と関係する特許紛争を取り扱う裁判所・検察・貿易委員会などで審判結果を適時活用できるよう、2015年11月に迅速審判適用対象の拡大と審判処理期間の短縮を骨子とする迅速審判標準プロセスを新たに設計した。標準プロセスによれば、審判請求日から10日以内に迅速審判決定を通知し、答弁書提出期間満了日から1カ月以内に口述審理を開催し、口述審理開催日から2週内に審決することを目標として定め、書類提出が遅れるなど特別な事情が発生しない限り、迅速審判決定後3カ月内に迅速に終結できる。

また、中小企業が紛争長期化によって負担しなければならない時間的・経済的費用を最小化するため、「中小企業創業支援法」または「1人創造企業育成に関する法律」による支援を受けた創業初期の中小企業または1人創造企業が当事者である審判と、大企業と争う中小企業の当事者系審判を迅速審判の対象として追加した。

そして、政府レベルで推進する規制サンドボックス政策(情報通信振興及び融合活性化、産業融合促進、金融革新支援、規制自由特区及び地域特化発展特区関連法な

ど)の定着に成功するため、規制サンドボックスと関連する審判を迅速審判対象として追加した。

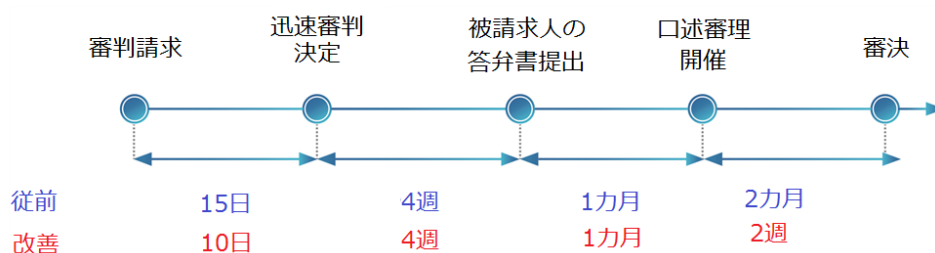
その結果、迅速審判の審理対象は2016年以後年平均379件で2015年219件に比べて73%以上増え、平均審判処理期間が104日で一般審判に比べて約6カ月早く終わっている。裁判所に訴訟中もしくは検察・警察に立件された事件が90%以上で、個人または中小企業の請求比率が2019年83%を記録し、社会的弱者である個人・中小企業に大きく役立っていることがわかる。

一方、優先審判の対象は既に拒絶決定不服審判があった出願に対して取消審決後再び請求された拒絶決定不服審判、発明(考案)の名称のみ訂正する訂正審判、薬事法による再審査期間の満了日があまり残っていない審判などを優先審判の対象として追加した。また、従来権利範囲確認審判という理由だけで優先審判処理していたものを、侵害紛争の事前または予防段階で活用するために警告状などで疎明した審判にその対象を変更することで迅速な処理が求められる審判に審判資源を集中した。

また、登録遅延による存続期間延長登録出願が今後本格的に登場することに備えて、医薬品特許分野の拒絶決定不服審判事件を優先的に処理できるよう優先審判対象として追加した。

そして、素材・部品・装備産業の競争力を強化するための特別措置法が設けられたことで、該当法による特化先導企業、専門企業、強小企業及び創業企業として選定または確認された企業が当事者である権利範囲確認審判または無効審判を優先審判対象として追加した。

<図Ⅱ-1-1>迅速審判の標準プロセス



＜表Ⅱ－1－25＞2019年迅速・優先・一般審判の審決件数

2018年審決	特許・実用新案	商標・デザイン	合計
迅速審判	179	135	314
優先審判	648	164	812
一般審判	6,091	5,641	11,732
合計	6,918	5,940	12,858

2) 迅速・正確な審理のための口述審理の拡大

口述審理は審判の両当事者が審判廷に出席し、審判官合議体(審判長、主審、副審)の前で口述攻防する審理方式であり、透明・公正な審判進行とともに早期に争点の整理が可能であるため、審判官及び当事者の事件に対する理解を深め、迅速な処理及び審判品質の向上に寄与するという長点がある。

そこで、特許審判院は2010年から口述審理支援人材の専門性を強化し、速記者を拡充するとともに、審判廷の各種施設を確保するなど口述審理基盤を整えた。また、口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための実質的な方法を講じて推進した。

また、遠いところに居住する審判当事者の時間及び費用負担の増加による不便を解消するため2014年には「遠隔映像口述審理システム」を導入して大田審判廷とソウル審判廷間で遠隔口述審理を可能にした。

(イ) 口述審理の基盤作り及び口述審理の充実化

2010年以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、現在は審判廷を7室(大田6、ソウル1)まで拡充して運営している。円滑な口述審理のため、口述審理支援及び調書作成のために審判事務官3人と速記録作成のための速記者4人を補充して運営している。

2016年に5人合議体口述審理、同一権利に対する多数審判の併合事件などに対する口述審理のために多数の当事者を受け入れられる大審判廷を大田に追加開所した。2019年10月特許審判院商標・デザイン審判部が特許審判院別館(大田西区屯山中路に位置している教職員共済会)に移転したことで、特許審判院別館に大審判廷及び小審判廷を追加開所した。特許手続きに口述審理を本格導入して以来、口述審理の開催件数は2009年165件に過ぎなかったが、2019年497件に大幅増加した。

<図Ⅱ-1-2>当事者系口述審理が行われる審判廷



<表Ⅱ-1-26>口述審理の開催件数

(単位：件)

年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
口述審理件数	646	590	646	530	497
映像口述審理件数	189	248	272	291	262

(ロ)遠隔映像口述審理の活性化

特許審判院は首都圏に居住または勤務する絶対多数の審判当事者及び代理人が大田にある特許審判院を直接訪問することで発生し得る時間及び費用負担などの顧客の不便を解消するため、2013年「遠隔映像口述審理システム」の導入を検討した。2014年3カ月間のシステム安定化期間を経て2014年4月から特許審判院(大田)と特許庁ソウル事務所(ソウル駅三洞)の映像審判廷を専用網でつなげ、遠隔での口述審理が可能になった。また、2016年1月から遠隔映像システムを口述審理だけでなく技術説明会、審

判官面談などにも活用した。遠隔映像口述審理制度は当事者及び代理人に大きな反響を呼び、2015年189件から2019年には262件の口述審理が遠隔映像方法で活性化された。

<図Ⅱ-1-3> 特許審判院の遠隔映像口述審理システム



(ハ) 標準プロセスの構築を通じた顧客利便性の向上

特許審判院ホームページの口述審理公開傍聴予約システムを通じて審判廷で行われる口述審理を一般人、学生、審査官などが傍聴できるようにするなど、口述審理傍聴に対する案内システムを改善した。また、庁舎管理所との業務協力を通じて審判廷に出入する代理人、当事者たちの庁舎出入要件を簡素化した。

また、審判廷の秩序を維持するために非常ベルを設置し、庁舎管理所との防護官協

カシステムを構築することで、万が一発生し得る無秩序状態など非常事態に備えた。

そして、口述審理の速記録及び調書様式を標準化し、口述審理に不慣れな審判当事者、代理人及び審判官のために口述審理進行プロセス及び口述審理シナリオを収録した『口述審理マニュアル』を2017年改正した。また、口述審理動画を製作し、代理人及び見習い弁理士などを対象に動画を用いて教育・広報することで口述審理進行プロセスに対する理解を深めた。

今後は国民のアクセシビリティを強化するため、社会的に重要な事件に対しては最高裁判所のように口述審理映像を公開する予定である。

3) 迅速な審判処理に向けた制度改善の推進

特許紛争の過程で審判の代わりに紛争解決が可能な調停・和解など代替的な紛争解決制度が設けられて最近調停申込が増加しているが、審判とは制度的に分離されているため、特許紛争の解決に必要以上に長い時間と費用がかかる場合もある。一例として特許無効審判の場合、終結前審判取下処理率が13.4%(2018年)に過ぎない。米国の場合、無効審判制度(IPR、PGR、CBMR)を導入して以来、2018年末まで審判進行中の和解比率が約29%に達している。特許審判初期段階で当事者間の合意を誘導して紛争を早期に終わらせ、審判処理期間を短縮するため、既存の産業財産権紛争調停委員会制度と審判を連携する制度の導入を推進中であり、関連法案が発議されて現在国会に係留中である。

ハ. 正確な審理のための審判能力の強化

1) 審判部の運営

イ) 特許・実用新案分野における専門技術審判部中心の運営

2013年9月以後特許・実用新案分野の審判部は3つの専門技術審判部(機械、化学、

電気)と4つの複合技術審判部で運営されたが、複合技術審判部の規模に比べて請求される複合技術審判物量が少なく、複合技術審判部が多量の専門技術審判事件を処理する現象が発生した。それによって、審判長が担当しなければならない技術分野があまりにも広範囲になり、担当事件の技術把握に負担が加重する問題も発生した。

このような点を改善するため、2016年2月から4つの複合技術審判部のうち3つを機械、化学、電気分野の専門技術審判部に変更し、各専門技術審判部に専門分野審判長と審判官を配置して技術専門性を高める一方、複合技術審判部は複合技術分野の審判事件に集中できるようにした。

ロ) 優秀な審判人材の確保及び長期在職の誘導

審判官が長く在職することを推奨するため、審判官の専門職位制度を運営している。専門職位に指定されると最低4年以上審判業務を行う。2019年末現在審判官専門職位は19人で、審判官定員の22%に該当する。また、審判官在職経歴を昇進人事評価に反映して優秀な審判官が長く在職できるように人事規定を改正し、審判官の中から課長級昇進人事を断行することで長期勤続を誘導した。

ハ) 優秀審決文の選定・共有及び成果評価への反映

特許審判院は審判品質向上を促すために四半期毎に優秀審決文を選定・褒賞し、それを成果評価に反映している。審判部別に推薦された審決文と審判官別に任意抽出された審決文候補の中から分野別審判官評価団が優秀審決文選定委員会に上程する最終候補を選定する。優秀審判文選定委員会はこれらのうち商標・デザイン分野及び特許・実用新案分野の優秀審決文を其々選定し、それを審判部にフィードバックすることで審判品質の向上に活用した。

2) 審判官の育成及び教育課程の充実化

イ) 予備審判官育成の推進

第4次産業革命など未来に備え、優秀な審判官を要請するため、2018年に9人の審査官を審判支援人材として選抜した。審判支援人材は担当審判官の指導の下で審判事件の資料収集・調査及び研究活動を担当しながら審判官業務を支援し、今後審判官になるための資質を涵養している。一方、審判品質を高めるため既存運営中であった審判品質委員会の審決取消事件の分析業務を専担し、判断基準、判例研究など審判の専門性向上に大きく貢献した。

ロ) 審判官課程OJT教育の実施

審査官に審判業務を体験させるとともに審判官の判断基準を習得させ、予備審判官としての能力を備えさせるため、国際知的財産研修院の審判官候補者課程内に2週間の特許審判院OJT課程を進行した。特許審判院OJT課程は指導審判官との1:1マッチングを通じて教育対象の審判事件を選定した後、合議要旨書の作成及び審決文作成補助を中心に行われ、指導審判官の指導の下で口述審理または技術説明会にも参加させる。本教育は年1回運営され、審判の観点から事件を見極める経験を通じて審査官の審査品質向上に大きく貢献している。

ハ) 審判部における自主学習組織の運営及び審判院教育課程の充実化

特許審判院は自主学習セミナーなど学習方法に制限なく毎月1回以上(半期8回)各審判部が自律的に運営する審判品質協議体活動を展開している。審判品質協議体活動は今後成果評価及び優秀審判部の選定などの基礎資料としても活用する予定である。

一方、審判官の専門性を強化するために様々な教育も実施している。特許裁判所の判事及び法科大学の教授を講師として招聘し、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を行うことで審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因分析結果及び最近の審決及び判決動向分析結果などに対する補修教育を実施している。

3) 審判品質改善活動

イ) 特許裁判所及び最高裁判所判例分析集の発刊

特許審判院は知的財産紛争の1次的な解決機関として特許審判の迅速性と正確性を高めるため、特許裁判所及び最高裁判所の関連判例を分析してこれまで多様な判例集を発刊してきた。

2019年にも1年間判決宣告された後に確定された特許裁判所及び最高裁判所事件に対する原告・被告の主張、審決・判決の要旨及び訴訟遂行官の検討意見まで争点を中心にまとめた決定系審決取消訴訟整理集を発刊した。

また、審査・審判に活用するため、毎年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理して「商標判決文要旨集」及び「デザイン判決文要旨集」を発刊している。

ロ) 特許商標判例研究論文公募展

特許審判院は産業財産権判例を研究して審判品質を高めると同時に専門性を確保することを目的として、2007年から特許商標判例研究論文公募展を実施している。判例論文公募展は初めは特許庁の職員を対象に実施していたが、2012年から外部弁理士やロースクールの学生に拡大し、2013年は弁護士までその対象を拡大した。2014年からは応募資格要件自体を廃止し、誰でも公募展に参加できるように変えた。2019年公募展では優秀2件、奨励3件を受賞作として選定した。選定された優秀判例論文は特許庁ホームページなどに掲載、発表会の開催、「優秀論文集」の発刊を通じて庁内外の知識として共有している。

<表Ⅱ-1-27> 2019年特許商標判例論文公募展の結果

等級	受賞者	所属	分野	論文題名
優秀	イ・ダナ	通信審査課	特許	未完成発明の判断基準

(2件)	パク・サンボム	延世大学	商標	全体観察、要部観察または分離観察に対する批判的な検討及び改善策
奨励 (3件)	チェ・ホンソク	ソウル中央 地方裁判所	特許	効果達成に失敗した実施例を含む発明が未完成発明であるかどうか
	クオン・ミンジ ミョン・ジェジュン	特許情報振 興センター	特許	効果の達成可能性を予想することが発明完成の成否に及ぼす影響の分析
	キム・ボムジン	西江大学	商標	結合商標類似判断における一般需要者認識の段階別考慮

4) 審判の正確性向上に向けた制度改善の推進

イ) 審判研究官制度の導入

知財権紛争は権利者とその権利を使用する者間の利害関係に及ぼす影響が大きいいため、迅速な解決が必要である。審判研究官は審判官の事件調査研究業務を分担して迅速な審判処理と審判品質の改善を支援する人材であり、裁判所及び主要国の審判院も類似した制度を運営している。そこで、特許審判院に審判事件を調査・研究する審判研究官を置くよう根拠規定関連法案が発議され、現在国会に係留中である。

特許審判院は審判の迅速性・正確性向上に向けて審判処理管理活動を強化する一方、審判インフラの改善・拡充に重点を置きながら様々な改善課題を推進した。その結果、特許審判院のプレゼンスが高まり、特許紛争において特許審判院が先導的な役割を果たせる上で大きく貢献した。

特許審判院が審判品質向上に努力を傾けた結果、2019年審決に不服して特許裁判所に提訴する比率は2016年以後大幅減少し(15.4%→9.4%)、特許裁判所で審決が取り消される比率も大きな変動は見られなかった。

＜表Ⅱ－1－28＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

年度	2015	2016	2017	2018	2019
審決取消率(%)	24.2	25.3	25.1	22.2	25.6
提訴率(%)	13.8	15.4	11.6	11.7	9.4

特許審判院は今後も審判の迅速性・正確性を高めるために3トラックの審判処理(迅速・優先・一般審判)、審判官の長期在職誘導、審判品質管理活動及びフィードバックの強化など審判部を充実に運営していく計画である。

また、経歴審判官の補修教育を最近重要判決のうち審決取消事例中心の敗訴原因分析及び討論方法中心で行うなど審判官教育を強化する計画である。

同時に、特許商標判例論文公募展をさらに活性化し、審判-調停連携制度・適時提出主義の導入などのような革新的な審判制度の改善を推進し、審判事件の迅速かつ正確な処理に向けて最善を尽くす計画である。

そして、特許裁判所は特許審判院で実施される口述審理が技術争点に対して議論された内容を正確に把握できるという点で肯定的に評価し、審判当事者からはリラックスした雰囲気の中で実物製品及び動画を利用した技術内容の把握を通じて事件の争点を明確にすることができるため、大いに役立っていると評価を得た。また、対内的には口述審理の拡大によって審判の迅速性及び正確性が高まっただけでなく、事実上第1審の機能を果たす特許審判院のプレゼンスを高めることにも大きく貢献している。今後特許審判院は遠隔映像口述審理システムを拡大して実施するなどユーザーの不便を最小化する一方、口述審理の期日前に当事者に尋問する事項を明確に通知する争点審問書事前通知制度を活性化することで争点に対する集中審理で口述審理の効率を最大に引き上げるなど各種制度の改善努力を持続的に傾けていく計画である。

3. 審判公正性の向上

特許審判院 審判政策課 技術書記官 ユ・チョルゾン
医療技術事務官 キム・ウイテ
行政事務官 キム・ミンジュン

特許審判院は審判の迅速性・正確性の向上に向けた取り組みとともに、公正な紛争解決基盤の構築、審判官の公正な審判業務遂行のための環境作り、外部専門家の審判参加及び審判品質委員会への参加など様々な方法で審判の客観性、透明性を高め、審判の公正性を高めるための努力も同時に傾けてきた。

1) 審判長及び審判官職位の民間への開放

審判長と審判官を特許庁からのみ補充することで発生し得る公正性に対する懸念を払拭し、優秀な審判人材を確保するため、2017年には民間開放型職位公募を通じて産業界と弁理業界現場での長い勤務経験と専門知識を保有する外部専門家を審判長と審判官として直接採用した。特許・実用新案分野の局長級審判長1人、課長級審判官1人、商標・デザイン分野の課長級審判官1人を採用し、審判長及び審判官職位の民間への開放を通じて審判の公正性を高めた。

2) 国選代理人制度

知的財産権紛争にかかる費用及び時間は中小企業など社会的・経済的弱者にとって大きな負担であり、時には公正な競争を妨げる要因となっている。したがって、資金やマンパワーが不足している審判当事者が審判過程で十分に対応できず無念に負けてしまうケースを防止するため、医療給付受給者、障害者、小企業などが知的財産審判に関する代理サービスが受けられるようにする国選代理人制度の導入に向けて特許法令を設け、2019年7月から施行中である。

申請方法は国選代理人選任申請書と社会的・経済的弱者など支援対象適否が確認できる証明書類を添付して提出する。但し、電子政府法施行令第43条による共同利用対象行政情報に該当する書類(例：中小企業確認書、医療給付受給者証明書、障害者証

明書類など)に対しては提出を省略することができる。

3) 外部専門家の審判品質委員会への参加

既存の審判品質委員会は商標・デザイン/機械/化学/電気通信の4つの分野別に開催され、委員長は該当分野の審判長、委員は該当分野1人、他分野1人の審判官と学界、産業界、弁理業界など多様な分野の専門家3～4人で構成して四半期ごとに開催される。2008年までは特許裁判所の審決取消が「確定」した事件だけが検討の対象としたが、2009年からは特許裁判所が審決取消を「宣告」した事件まで検討対象に入れることで、取り消された審決が審判官に迅速に差し戻されるようにした。また、審判院長が主宰する最終品質委員会を新設して分野別品質委員会が1次検討した事件を再検証することで公正性及び客観性を高めた。

公正性・専門性を強化する取り組みの一貫として審判品質委員会に学界、公共機関、産業界、弁理業界など多様な分野の専門家を参加させた。これまで特許庁の内部人事のみで構成されていた委員会に外部諮問委員を持続的に参加させるよう関連規定を改正したことで、客観性と透明性をさらに強化した。

4) 審判の公正性向上に向けた制度改善の推進

審判の公正性・専門性を補完するために専門審理委員制度の導入を準備している。専門審理委員制度は第4次産業革命のように技術間の垣根を越える融合・複合技術、最先端技術分野や現場の知識が必要な分野に限定して専門家の意見や諮問が十分に受けられるよう審判官を支援し、外部の専門家が審理に参加できる道を開く制度である。そこで特許審判院は審判官の個人的な専門性だけに頼るよりは現場専門家からの意見を集め、審判の公正性が更に高められる専門審理委員制度の導入計画を策定した。審判官の判断過程において専門審理委員として委嘱された外部専門家の諮問、争点事項に対する意見を反映させることで審判の専門性を補完するだけでなく、国民が特許審判に参加する道を開いて審判の公正性も高められると期待される。

特許審判院は法と良心に従って公正な審判を行っているとは自負しているが、高くなった国民の期待を満足させる審判の公正性を確保するためにはより多くの努力が必要である。そこで、特許審判院は審判官及び審判長の職位を積極的に民間に開放することで審判官人材構造の公正性を高めた。また、審判結果に対する評価過程にも外部専門家を参加させ、審判結果の評価に対する透明性と客観性を高め、国選代理人制度を導入することで当事者間の不公正な審判紛争環境を改善した。今後は審判の公正性を高めるため、外部専門家が参加する専門審理委員制度を導入するために積極的に取り組む予定である。

4. 審判分野における国際協力の強化

特許審判院 審判政策課 行政事務官 ムン・ヨンフン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権は国家と企業の競争力を左右する核心要素であり、世界各国と企業は良質の知的財産権を確保するために熾烈な競争を繰り広げている。特に、最近第4次産業革命によってより創意的なアイデアと先端融合・複合技術が浮上していることから、技術的・経済的に優位に立つための知的財産権確保競争はますます激しくなり、グローバル知的財産権紛争も同時に増加している。

現在世界各国は知的財産権紛争を予防するとともに効率的に解決するために大きな努力を傾けているが、国家間協力の必要性も増している。特に、韓国の場合は中国、日本などに韓国企業の進出が活発になり、グローバル経済においては北東アジア地域が占める比重が日増しに増加していることから、韓・中・日3国間審判分野の協力に対する必要性も大きくなった。

そこで特許審判院は中国・日本を中心に審判分野の協力を推進することで、現地に進出した韓国企業の知的財産権紛争を予防し、迅速かつ正確な紛争解決を通じて知的財産権が保護される環境を整えるために取り組んでいる。

そのため韓・中・日3国が参加する審判専門家会議、審判官交流、審判制度比較研究など多様な協力プログラムを基に3国間の審判協力を持続的に拡大している。

また、最近は中国、日本だけでなく全世界知的財産権分野をリードしている米国、EUとも新規協力チャンネルを構築し、審判協力範囲を徐々に拡大している。

ロ．国際協力強化の推進

特許審判院は2019年6月ソウルで韓・中・日・ヨーロッパ4カ国特許審判院長多国間会議を開催し、各国の審判分野における関心事項を発表し、4カ国協議体の構成及び共同協力方法を議論した。主要4カ国の審判院長レベルの協力チャンネルを構築したことで、中長期的に米国審判院の参加を呼びかけ、韓国主導の特許先進国(IP5)協力システムの基盤を構築した。また、関係者180人余りが出席した特許審判国際セミナーを開催し、4カ国の共通関心事項に対する討論を行った。

審判分野の国際協力は2010年「韓・日特許庁長官会合」の合意によって同年度から毎年韓国特許審判院と日本特許庁審判部が「韓・日審判専門家会議」を開催することでスタートした。韓・日両国は「審判専門家会議」を通じて審判制度に対する情報を相互交換し、両国審判制度の相異点と長・短所を分析することで、自国の審判制度を改善・発展させるために取り組んでいる。

特許審判院は2012年「韓・中・日特許長官会合」で3国が参加する審判専門家会体の新設を提案し、翌年の2013年8月日本で韓国の特許審判院と日本特許庁の審判部、中国国家知識産権局の専利復審委員会間の「第1回韓・中・日審判専門家会議」を開催して以来、毎年3国が順次に協力会議を開催している。

一方、2013年日本で開かれた「第4回韓・日審判専門家会議」では、新規審判協力プログラムとして両国審査官が相手国の口述審理を傍聴した後に関連案件について討論する「審判官交流会議」の実施に合意した。それを受け、同年11月には日本の審判

官が韓国特許庁審判院を訪問して第1回「韓・日審判官交流会議」を開催し、以後毎年交互に交流会議を実施した。しかし、2015年「韓・中・日審判官交流会議(韓国開催)」の誕生によって3国間審判協力を効率的に推進するため、2016年2月「第3回韓・日審判官交流会議」を最後に「韓・中・日審判官交流会議」に統合した。

2019年7月日本で開かれた第10回韓・日審判専門家会議で審判主要現状情報交換、審判制度の比較分析、主要4カ国特許審判院長会議の定例化など協力方法を協議し、ユーザーセミナーを通じて韓国の特許無効審判制度に対する日本弁理士たちの理解を深めた。

中国との審判分野協力は2012年「韓・中特許・商標長官会合」合意によって翌年3月北京で韓国特許審判院と中国国家知識産権局専利復審委員会間の「韓・中特許審判院長会合」を開催し、ハイレベル会合の定例化、審判官の交流、審判情報の交換などを骨子とするMOUを締結することでスタートした。以後2015年4月MOUを実行するための「韓・中審判分野業務計画(Work Plan)」に合意して本格的な二国間審判協力を始め、審判制度の比較研究、審判制度ユーザーセミナー、PPH(特許審査ハイウェイ)審査事件の優先審判処理など多様な協力を推進している。特に2017年11月「韓・中特許長官会合」では両国の最新審判基準と審決動向を相互共有するための「主要審決文の発表・討論」を新しく推進することに合意した。

2019年6月中国で開かれた韓・中特許審判ハイレベル会談を通じてソフトウェア関連特許及び医薬品多形体進歩性に対する審判制度などを比較研究し、ユーザーセミナーを通じてソフトウェア及び医薬品特許の進歩性判断基準事例を発表した。

一方、特許審判院はこれまで北東アジア中心の審判協力から脱して、全世界知的財産権分野をリードしている米国、EUとの新しい審判協力にも取り組んでいる。

ヨーロッパの場合、2016年にEUの特許審判を担当するヨーロッパ特許庁(EPO)の特許審判院を訪問して両機関間審判協力に対して互いに合意し、2017年実務協議を経て韓国特許庁とヨーロッパ特許庁間二国間協力業務計画によって毎年審判協力会議を通

じて本格的な審判協力推進基盤を構築した。2019年11月ソウルで韓・ヨーロッパ特許審判院長協力会議を開催し、審判官定期交流のための方法を提案して後続協議を進めることに合意し、訂正認定範囲、進歩性判断基準に対して議論を行った。

2018年6月ヨーロッパ商標審判院(EUIPO BoA)と定例的な商標審判協力に合意し、同年9月審判分野ベンチマーキング協力のためにビデオコンファレンスを開催するなど、商標審判分野における協力ネットワーク構築に向けた基盤を整えた。

2019年6月スペインで開催された韓・ヨーロッパ商標審判ベンチマーキング研究会議を通じて両国は商標分野の定例協力に合意し、ビデオコンファレンスの開催及び課長級審判長制度及び調停制度の導入のための事例分析及び次期共同研究テーマを選定した。

そして、米国とは2017年11月初めて米国特許審判院(PTAB)、商標審判院(TTAB)とそれぞれ院長レベル会議を開催(米国ワシントンDC)して審判協力に相互合意した。

このような取り組みの結果、2018年4月特許審判院の開院20周年「知的財産国際コンファレンス」で米国、中国、日本、EUの特許審判院長が一堂に会し、審判分野における協力に向けた会議体構成に合意する実質的な成果をあげた。同行事では知財権分野の弁理士、企業など顧客を対象に各国審判政策の紹介などユーザーの目線に合わせたセミナーを開催した。

ハ. 今後の推進方向

特許審判院の審判分野国際協力は2010年日本との韓・日審判専門家会議を始めに、審判官交流などを通じて両国審判院間の定期的な協力システムが構築され、中国とも2013年韓・中特許審判院間の審判協力に向けたMOU締結でハイレベル定期協議体を中心に多様な審判協力を推進している。

更に、2019年は韓・中・日・ヨーロッパの4カ国特許審判院長多国間会議を開催し、

審判分野の多国間協力時代を本格的に迎えた。また、審判協力の内容も審判行政協力、審判官交流協力など機関間協力から、各国の政策と制度など審判ユーザーの国際紛争対応力を高めるために必要なコンテンツを共有して討論することへ拡大されたことに大きな意義があると言える。

また、特許審判だけでなくヨーロッパ商標審判院(EUIPO)、中国商標表評審委員会(TRAP)との新しい審判協力チャンネルが構築されたことで、今後韓国主導の下で知的財産権分野の主要5カ国間審判協力が活性化できるきっかけが作られた。

一方、特許審判院は今後日本、中国、EU、米国だけでなくアジア主要国とも二国間及び多国間協力を推進する計画である。

第4節 審査品質診断システムの高度化

1. 概観

審査品質担当官 技術書記官 イ・ソンヒ
工業事務官 ソ・サンヨン

世界的に知的財産権の重要性が増していることから、知的財産権の出願が持続的に増加し、審査処理期間の短縮とともに審査品質の向上に対する必要性も益々増大している。そこで、特許庁は審査の品質を高めるために審査品質を独自に測定する審査品質診断制度を運営している。

審査品質診断制度の運営を通じて特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査・国際予備審査業務が法令及び審査基準などに基づいて正しく行われているかをモニタリングすることで審査エラーを防止し、審査過程において補完が必要な部分を探し出して改善することでユーザーに高品質の審査サービスを提供する環境を構築している。

審査品質診断制度を通じた品質管理活動の他にも審査品質指標に対する統計的な品質管理など審査品質管理の多角化を図る一方、審査決裁過程に対する支援、審査官の審査に対するコンサルティング、優秀審査官の選定、審査官を対象に診断結果をフィードバックする説明会及び懇談会の開催など審査官とのコミュニケーションを強化するための制度を構築することで実質的な審査品質の向上に貢献できる政策を施行している。

2. 審査品質診断制度の運営

審査品質担当官 技術書記官 イ・ソンヒ
工業事務官 ソ・サンヨン

イ. 推進背景及び概要

審査品質診断制度の目的は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査、国際予備審査業務に対する自主診断を通じて不良審査を防止し、審査業務に関する制度的な補完事項を持続的に発掘して改善することで高品質の審査サービスを提供することである。

1984年から始まった審査品質診断制度を更に発展させるため、2000年3月に「審査評価規定」を制定し、2000年8月に次長直轄の審査評価担当官（現在の審査品質担当官）を新設した。審査品質診断制度による審査診断を行うために審査品質担当官室に審査品質官が配置され、2019年12月末現在審査品質官は特許（PCTを含む）・実用新案分野8人及び商標・デザイン分野2人など計10人の審査官で構成されている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 審査品質診断

審査品質診断は審査品質担当官室所属の10人の審査品質官によって行われ、審査品質診断規定及び審査品質診断指針に基づいて行われる。審査品質診断の公正性及び正確性を確保するため、全診断過程において審査品質官が審査官関連情報を知らない状態で診断が行われるブラインド診断システムを運営している。

2018年上半期まで登録・拒絶決定書の発送前に診断対象件を抽出して診断を行った後、診断した全ての件に対する結果を審査官に通知し、その中でエラーが発見された件は、修正後に登録・拒絶決定書を発送する審査最終前診断体制を運営した。しかし、2018年上半期に特許庁全体の議論を経て導出された審査品質管理革新方法を基に既存の審査最終前診断を正規診断として改編する一方、脆弱部分の診断及び品質管理支援のための企画診断を導入することで立体的な品質診断システムを構築・運営した。

さらに、2019年上半期のうちに正規診断を常時診断に改編し、診断件数を減らしな

がらも効果的な点検になるよう取り組み、審査決裁支援、審査官コンサルティング、今月の審査官選定を通じて多様な観点から品質向上活動が行われるように診断システムを高度化した。

＜表Ⅱ－1－29＞審査品質診断の種類及び特徴

診断区分	診断の目的	診断の対象
常時診断	品質変化のモニタリング及び現状点検	深層レビュー、深層検討、 専決権者審査件
企画診断	脆弱部分の点検及び品質管理支援	政策的な必要または 審査局要請事項
決裁支援	決裁者の検討過程協力	決裁過程で診断要請した審査件
審査官 コンサルティング	審査官本人の審査パターンを測定	要請審査官の一定期間審査件
今月の審査官	優秀審査官の選定	審査局が推薦した候補の審査件

イ) 常時診断

既存の正規診断の代わりに審査チーム長(特許チーム長、商標チーム長及びデザインチーム長を通称)中心の品質管理体制に適したカスタマイズ型診断方式として常時診断を導入した。常時診断は審査チーム長の品質管理状況に対する診断と審査チーム長の品質管理領域外の部分に対する診断に分けられる。この二つの診断を常時化し、審査品質の変化を持続的に点検する。

まず、前者は審査官の個別審査件に対して審査チーム長が品質管理を専門的に担当し、審査品質担当官は審査チーム長の品質管理手段として活用される深層レビュー(特許・実用新案分野)及び深層検討(商標・デザイン分野)実施件を一定比率診断することで審査チーム長の品質管理が充実に行われているかどうかを確認する方法で行われる。この過程で個別審査件の品質も並行して診断できるため、正規診断を通じて確認してきた審査品質の水準及び変化の推移も同時に把握できる。

また、後者は審査チーム長の決裁を経ずに審査官の専決で終結する審査件に対して審査品質担当官室が診断する方式である。審査官の専決で終結されて出願人に発送される前の登録・拒絶決定書を抽出し、診断した後、誤謬発見もしくは再審査の必要がある場合、審査官に差し戻してそれを修正した後に発送させている。即ち、審査チーム長が決裁過程で検討すべき事項であるが、審査官専決で終結する件は決裁を経ないため、審査品質担当官室が審査チーム長中心品質管理の死角地帯にある部分に対して診断を行うものである。

深層レビュー実施件のうち特許チーム当たり3件ずつ387件を診断対象として抽出し、深層レビューの充実性及び個別件の品質を診断し、深層検討実施件のうち商標チーム及びデザインチーム当たり6件ずつ計168件を診断対象として抽出し、深層検討の充実性及び個別件の品質を診断した。審査官専決権は特許・実用新案分野に対して専決権を持っている109人の審査官に対して1人当たり1件または2件ずつ計144件を診断対象として抽出し、審査品質を診断した。

ロ) 企画診断

企画診断は脆弱部分や品質政策の運営状況把握など審査品質管理のために必要な分野に対して診断することで、より効果的で直接的な改善事項を発掘するためのものである。2018年下半期から本格的に導入された企画診断は多様な側面から審査品質が診断できるため、立体的診断の軸としての役割を果たしている。

2019年に特許・実用新案分野は2種類の企画診断対象に対して計1,004件、商標・デザイン分野は3種類の対象に対して計1,664件を診断し、各企画診断を通じて審査関連規定、電算システム、教育、業務方式などに対する改善案を導き出し、関連部署との協議の下で実務に反映できるように推進した。

特許・実用新案分野は先行技術調査機関の調査品質及び審査官の追加検索原因、決裁過程で差し戻された件に対する差し戻し事由及び適切性に対する企画診断を実施し、

商標・デザイン分野は拒絶理由2回以上通知件に対する発送事由適切性(商標)、デザイン調査報告書の調査品質、審査保留件の処理適切性に対する企画診断を実施した。

ハ) 決裁支援及び審査官コンサルティング

審査チーム長が決裁過程で諮問が必要もしくは争点が発見された場合、審査品質担当官室に品質診断を要請し、その診断結果を参考した後、後続処理を進める決裁支援システムは特許・実用新案分野だけで6件に対して活用された。初めて導入された方式であるために要請件の数は多くなかったが、要請件の大部分は診断意見が後続処理に反映されたことが判明し、今後より積極的な利用が期待される。

審査官が本人の審査パターンや審査慣行などに対して客観的な診断を希望する場合、審査品質担当官室にコンサルティングを依頼すると、該当審査官が一定期間に審査した件を診断対象として抽出して診断結果を提供することで、自分の長所・短所を把握して審査品質を高めることに役立っている。特許・実用新案分野だけで17人の審査官が申請し、コンサルティング診断結果を送付したが、診断結果には次に説明する今月の審査官受賞者と比較した内容が含まれているため、自分の品質水準が確認できる。

二) 今月の審査官

審査局が審査能力の優れた審査官を推薦し、彼らの最近終結件を審査品質担当官室が診断して隔月に今月の審査官を選定することで、優秀な審査官の持続的な発掘を通じて単純に審査過程の中でのエラーを最小化するための品質管理から一歩進んで、高品質審査を志向する審査文化を作っている。

隔月に特許・実用新案分野4人、商標・デザイン分野1人を選定しているが、2019年5月から11月まで特許・実用新案分野計16人、商標・デザイン分野計4人の今月の審査官が選定された。候補者は特許・実用新案分野が全部で89人、商標・デザイン分野は全部で16人であり、特許・実用新案分野は候補者1人当たり拒絶決定3件、登録決定2件に対して診断し、商標・デザイン分野は候補者1人当たり登録決定10件、拒絶決定5

件に対して診断した結果で選定した。

2) 審査品質診断規定及び指針の改正

2018年度に正規診断と企画診断中心の品質診断システムを構築したことで全面改正となった審査品質診断規定を再び現在のシステムに適用できるように改正し、審査品質診断指針もまたこれまで診断過程で補完が必要であった事項を反映するなど細部事項を整備した。

主な改正事項として、正規診断で審査官に通知されなかった診断結果、優秀事例及び企画診断結果を全て含む課別結果レポートを年1回審査課長に提供するように規定していた部分を正規診断の廃止とともに削除し、正規診断と企画診断に区分された部分を統合して常時診断とその他診断を包括するように整備した。

ハ. 評価及び発展方向

審査品質担当官による常時診断は審査着手から最終決定に至るまで審査の全過程に対する審査品質を測定することで、審査品質管理のための基礎データを提供し、審査品質政策の方向を提示する役割を果たしている。常時診断の中で審査官専決件に対する診断は審査品質診断過程で発見された誤謬を修正し、審査品質をリアルタイムで測定する機能を維持している。また、深層レビュー及び深層検討に対する診断は審査チーム長中心の品質管理システムの定着状況及び審査品質水準を測定する上で重要な役割を果たしている。

企画診断は一般的な審査過程に対する点検だけでなく、多様な観点から診断できるため、審査過程はもちろん出願段階、先行技術調査段階、登録後段階まで外延を拡大することができる。そこで、企画診断の対象は審査品質担当官室が独自に選定したもの以外にも審査局が必要とする部分に対する需要調査を通じて実質的に審査品質向上に役立てるかどうかを選定の基準として実施する計画である。

審査決裁支援、審査官コンサルティング、今月の審査官の選定は常時診断や企画診断のような伝統的な品質診断と違って、審査品質担当官室と審査局の相互協力・支援・コミュニケーションを通じた総合的審査品質向上手段として機能しているため、今後品質中心の審査文化定着に大きく貢献できると期待される。

3. 審査品質向上に向けた審査能力開発支援

審査品質担当官 技術書記官 イ・ソンヒ
工業事務官 ソ・サンヨン

イ. 推進背景及び概要

審査業務は特許庁の最も基本的で重要な業務であり、迅速かつ正確な審査業務処理のためには技術分野に対する専門知識のみならず関連法令の解釈及び適用、審査基準の熟知程度、通知書の作成など審査実務に対する知識と能力が非常に重要である。

審査官の業務能力を培うためには、審査品質診断結果に対する分析を通じて審査基準の改善が求められる事項と審査官に対する教育が必要な事項を探し出してフィードバックする活動が必要である

ロ. 推進内容及び成果

1) 品質診断説明会及び教育課程への参加

審査品質の向上に実質的に役立つ審査品質診断事例に対する深層分析結果を共有し、審査品質診断結果に対する徹底した事後管理を持続的に実施することで、審査官の審査能力を高め、審査チーム長の品質管理活動を支援する目的で、品質診断説明会を運営している。品質診断説明会を通じて審査品質診断制度を含め審査品質管理制度全般に対する意見を取り集め、それを審査品質管理政策の策定の際に積極的に反映している。

一方、国際知的財産研修院が提供する新規審査官課程、前任審査官昇級課程、審査指導課程、PCT審査課程など審査能力を高めるための職務教育課程において審査品質管理と関連する教育を実施している。また、外部調査機関の規先行技術調査員教育課程において特許・実用新案・PCT審査品質診断事例に対する教育を実施することで、外部先行技術調査員の先行技術調査能力の強化にも努めている。

2) 審査品質管理業務を支援するための審査品質関連統計指標の提供

審査課長及び審査チーム長の審査品質管理業務を支援するため、特許・実用新案分野に対して登録率、無効審判認容率、取消差戻率、拒絶決定不服審判請求率、再審査請求率及び登録率などに対する統計指標を提供している。また、商標・デザイン分野の場合、着手公告(登録)決定率、登録決定率、無効審判認容率、拒絶決定不服審判請求率、取消差戻率、商標異議申出件数及び認容率、デザイン新規性・容易創作・拡大された先出願・先出願違反指摘率などに対する統計指標を提供している。このように多様な審査品質関連統計指標の提供を通じて、サンプル抽出による審査品質診断制度の限界を克服し、審査件全数に対する統計的管理を可能にすることで審査課長及びパート長の実質的な審査品質管理業務を支援している。

3) ユーザーとの持続的なコミュニケーション努力

今月の審査官選定のための診断時に発見した優秀事例を審査局にフィードバックして共有することで、他の審査官もそれをベンチマークできるように運営している。審査官コンサルティングを通じた今月の審査官との比較もまた間接的なコミュニケーションになり、自発的な品質向上努力を誘導する機能を果たしている。

その他にも内部共有サイト(KOASIS)に審査品質診断指針を掲載し、審査品質診断と関連するQ&Aコーナーを常時運営することで、審査業務を行う審査官が必要な時はいつでも関連指針を確認して疑問を解決できるように支援している。

また、外部ユーザーである代理人と出願人を対象に審査品質に関するアンケート調査を実施して不備点や改善事項を探し出し、それを審査品質診断及び品質管理の方向設定に活用した。

ハ．評価及び発展方向

品質診断説明会及び教育プログラムの運営、審査品質関連統計指標の提供、カスタマイズ型品質診断コンサルティング、審査決裁過程に対する支援など様々な活動を通じて、自発的な改善努力だけを期待するのではなく、体系的な品質管理手段を提供することで総合的な審査品質管理システムを構築している。

また、外部ユーザーの審査品質に対する満足度を高めるため、アンケート調査システムを精巧化して需要者が必要とする点を正確に把握することで効果的な品質政策が講じられるように専門機関による調査を実施し、審査局と審査品質担当官が相互協力して審査品質診断制度だけでなく多様な品質管理活動を展開することで、最終的には審査品質の重要性を全体構成員が共有・実践して審査品質を高めていく計画である。

第5節 出願・登録方式審査分野

1. 概観

情報顧客支援局	出願課	工業事務官	イ・ジェフン
	登録課	行政事務官	ソ・ジェチョン
	国際出願課	工業主事補	パク・ウンビ

方式審査は特許法など産業財産法令で規定している出願人・代理人の行為能力、提出された書類の記載方法及び添付書類の提出有無、手数料の納付事項など出願、登録、国際出願関連書類の形式及び手続きに対して不備なところがないか審査するものである。

これは特許要件などを審査する実体審査とは区分される概念で、このような方式審査手続きを踏ませるのは、特許など産業財産権に関して方式と手続きを統一することで特許行政を円滑に行うためである。

出願課、登録課、国際出願課では方式審査を通じて出願人が提出した書類の受理可否を決めるが、方式審査の結果もし方式に問題がなければ出願・登録関連書類を受理し、不備なところがある場合は出願人などに補正の機会を与えている。にもかかわらず瑕疵が解消されなかった場合は該当手続きを無効にする一方、重大な瑕疵がある場合は疎明機会を与えた後、出願・登録関連書類を受理せず差し戻している。

2019年出願・登録など方式審査処理件数は計232万件で前年比4.9%増加し、方式審査件のうち99.9%を6日以内に処理することで迅速・正確な方式サービスの提供を通じて顧客満足度の向上と同時に迅速な知財権の創出に大きく貢献した。

分野別方式審査処理を見ると、第一に国内出願の場合全体出願件数は前年より6.4%増加し、出願方式審査処理件数は129万7千件で前年比約4.14%増加した。これはユーザーの便宜を図るための職権受理、積極的なサービス対応及び多件併合申請可能

書類の増加など、ユーザーを配慮したポジティブ方式審査の提供及び出願制度の変更によるものである。

第二に、2019年登録方式審査の処理件数は89万5千件で前年比約5.8%増加し、そのうち新規年次登録が74万8千件、変動登録が4万7千件、その他が10万1千件である。これは産業財産権存続件数の持続的な増加による権利変動登録など申請件の増加と登録提出書類及び手続の簡素化、顧客に必要な書式の制定・改正などユーザーに優しい登録制度の実現に向けて積極的に取り組んだ結果である。

第三に、特許協力条約(PCT)、マドリッド議定書、ハーグ協定による国際出願書類の方式審査処理件数は12万7千件で前年比7.2%増加した。このような増加はPCT国際出願及びマドリッド国際出願の増加に起因する。このような国際出願の増加に対応し、提出書類の瑕疵を防止するためにユーザー中心の国際出願環境を整え、適時性のあるコンテンツ普及など国際出願認識基盤の拡大を通じた高品質出願書類の提出を誘導することで、方式審査処理件数は出願件に比べて小幅上昇した。

今後も品質の高い知財権を創出するため、統合書式作成機などユーザーの便宜を図るサービスを提供することで不備なところのない書類が提出されるよう持続的に取り組んでいく予定である。

<表Ⅱ-1-30> 2019年分野別方式審査の処理状況

(単位：件、%)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年
国内出願	1,244,830(1.7)	1,217,248(△2.2)	1,246,103(2.4)	1,297,747(4.1)
国際出願	120,529(7.6)	115,747(△4.0)	119,184(2.6)	127,742(7.2)
登録	769,536(5.4)	805,511(4.7)	846,762(5.1)	895,233(5.8)
合計	2,122,456(3.3)	2,138,506(0.2)	2,212,049(3.4)	2,320,722(4.9)

2. 方式審査制度の運営

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン
登録課 行政事務官 ソ・ジェチョン
国際出願課 工業主事補 パク・ウンピ

第4次産業革命の到来によってAI、IoTなど核心技術に対する知的財産の確保が企業の生き残りや国家競争力に直結するなど知財権の重要性がさらに増していることから、特許庁も強く競争力のある特許を創出するために全周期にわたる特許創出管理システムを構築している。

その一環として出願及び登録段階においても高品質の出願書が作成され、速やかに知財権が獲得できるよう、顧客志向の知的財産権関連制度を運営し、持続的な改善を通じて出願人の便宜を図っている。

イ. 出願分野の制度改善

1) 弁理士無料相談サービスの実施

明細書の作成相談など出願人のサービスニーズに応えるため、大韓弁理士会所属の弁理士を活用して顧客支援室内で弁理士無料相談サービスを週3回提供することで知的財産権出願及び紛争解決に積極的に乗り出している。

2) 「出願制度巡回説明会」の運営

出願と顧客支援室及び国民申聞鼓(政府に対して政策提案やサービス要請が可能なインターネットコミュニケーション窓口)を通じて寄せられた出願分野の苦情を総合的に検討した結果、出願人は主に手続き、法令に困難を抱えていることがわかった。そこで積極行政の一環として顧客の多様なニーズに応えるため、学校を始めとして産業団地、知財権関連機関などに出願制度説明会及び相談・コンサルティングなどのサ

ービスを提供した。

3) 特許顧客満足度向上に向けた高品質出願サービスの提供

特許庁は顧客を最優先とする特許行政サービスを提供するため、知的財産権関連法令改正による出願関連書式の変更事項及び特許路システムの改善事項などを反映した「出願実践ガイドブック」と「出願書式標準事例集」を制作した。これは出願人に出願関連法令改正と変更されたシステム内容を案内することで、出願人が出願書類の作成不備による不利益を被ることを未然に防ぎ、正しい書式の作成例示を提供することで、瑕疵のある書類を減らして迅速な出願サービスを提供するためのものである。

同時に、「出願方式審査指針書」を提供することで、一貫した方式審査処理基準で特許顧客からの信頼を確保し、その指針を公開することで出願人などに各種書類作成の際に役立てようとした。

その他に、中小企業が手数料減免書類の審査要件及び各種証憑書類の確認事項などを逃して損することがないように、「中小企業証明書類ハンドブック」を発刊・提供した。

ロ. 登録分野の制度改善

1) 顧客の利便性向上に向けた「特許権などの登録令及び同施行規則」の改正

登録申請手続きの簡素化及び利便性向上などのため、商標権共有者の中で一部の申請だけでも存続期間更新登録ができるように改善した。以前は商標登録証に表示される代表指定商品を変更するためには登録証の再発行を別途申請する必要があったが、商標権者が設定登録料を納付する際に代表指定商品が選択できるように書式を改正した。

そして、登録令など上位法令の改正によって登録事務取扱規定を改正することで、

国民の法的安定性を高めた。

2) 顧客満足度向上に向けた持続的な登録サービスの改善

2018年7月施行された電子登録証発行サービスは特許権者などの権利者のみ事前申込が可能であったが、代理人も電子登録証の発行が事前申込できるようにしなければならないというニーズが持続的に発生された。そこで、代理人も電子登録証の発行を事前に申し込めるようにサービスを改善した。但し、権利者が書面登録証の発行を事前に申し込んだ場合は、代理人の電子登録証事前申込有無とは関係なく書面登録証が発行できるようにした。

また、電子登録証の活用・拡散を積極的に誘導するため、設定登録の際に電子登録証発行を申し込めば、納付しなければならない設定登録料から1万ウォンを減免する制度を2019年7月から実施した。

そして、登録申請書類に瑕疵があれば、方式審査官は補正または差し戻し理由文句を作成して申請人に通知するが、このような通知文句のうち方式審査官が個別的に保有している文句を統合して標準化した。また、登録手続き全般に関する案内用小冊子をソウル事務所・顧客サービス室などに配布し、持続的な登録手続き事前案内を通じて顧客の便宜を図った。

3) 対内外機関とのコミュニケーション・協力の強化

弁理業界従事者、裁判所登記所などと定例会議を開いて知的財産権の発展方法に対する意見交換などを推進し、国民を対象に説明会、特許顧客相談センター相談員との懇談会などを通じて登録関連業務に関するコミュニケーション及び協力を強化した。

<図Ⅱ-1-4> 2019年大田地方裁判所登記課との懇談会



ハ．国際出願分野の制度改善

1) PCT出願事実立証書類提出手続きの改善など出願人の利便性向上

未公開PCT国際出願が審査請求される場合、特許庁は出願人に審査のために必要な書類の提出を要求して書類が入手できるまで国内審査を先送りしていたが、手続き改善を通じて国際事務局から関連書類をリアルタイムで送ってもらえるように改善した。

また、PCT通信アドレスを使用する出願人は特許路を通じた履歴照会など電子サービス利用が不可能であったが、特許ネットシステムの改善を通じて特許路電子サービスの利用が可能になるよう措置を取った。

2) マドリード国際出願関連の代理人選任申告効力発生の詳細根拠規定の制定

PCT及びハーグ国際出願の場合、出願書など書類提出の時に代理人選任申告なく委任状を添付するだけで前任申告の効力を持つが、マドリード国際出願の場合は明確な根拠規定が存在しなかった。

そこで、商標法施行規則第2条第2項第5号に代理人選任関連の根拠規定を新設し、既存のPCT及びハーグ国際出願と同様に代理人選任申告なく委任状の添付だけで選任申告の効力が持てるよう措置を取った。

3) 国際出願認識基盤の拡大

出願人が感じる国際出願における難しさを解消するため、「PCT国際出願ガイド」と「マドリッド国際出願の主要国ガイドⅡ」を改正・発刊し、PCT、マドリッド、ハーグ国際出願を統合した国際出願ニュースレターを定期的に発刊・配布するなど最新の国際出願情報を提供した。

また、PCT出願書作成を支援するためのePCT実務教育と国際出願説明会を実施し、国際出願を計画している企業に実質的に役立つように取り組んだ。

同時に、特許顧客相談センターなど実務者を対象とする国際出願懇談会、地域企業人の国際出願認識向上に向けた出張方式の国際出願教育の実施などで国際出願関連相談人材の専門性を強化し、地域の国際出願認識を高めた。

今後もより便利な国際出願環境を構築するため、PCT、マドリッド、ハーグ国際出願に対する適時性のあるコンテンツの普及、説明会などを実施する予定である。

< 図Ⅱ-1-5 > 2019年ePCT実務教育及び国際出願下半期説明会



3. 方式審査の品質向上

登録課 行政事務官 ソ・ジェチョン
国際出願課 工業主事補 パク・ウンビ

出願・登録の方式審査品質向上は結果的に迅速かつ正確な知財権創出を担保する結果につながるため、その重要性がさらに大きいと言える。出願・登録段階での方式エラーによって書類提出期日を逃したり、関連手続きが終了するなど出願人の立場からすると公式的に意見を述べる機会も得られず知財権獲得が難しくなる可能性がある。

したがって、このようなケースを防止するとともに方式審査の信頼性を高めるため、知財権関連制度の改善、方式審査官の能力強化を通じた専門性の向上、通知書及びシステムの改善など方式審査の品質向上に向けて地道に努力している。

このような努力の結果として、出願・登録方式審査の平均処理期間は3日を超えず、国際出願もまた方式審査処理を6日以内で維持している。方式審査の正確度も最近4年間99.9%以上達成し、名実ともに世界最高の迅速・正確な方式審査サービスを提供することで特許庁のプレゼンスを高めた。

イ. 方式品質向上に向けた制度改善

1) 登録証再発行申請時の委任状審査基準の緩和

弁理士法に基づいて弁理士が登録証の再発行を申請した場合、委任状の署名または捺印が特許顧客番号に登録されている署名または捺印と一致せずとも差し戻さないように方式審査基準を緩和した。

登録証を発行するだけでは特許(登録)権者に権利侵害などの損害や第三者との利害関係が発生しないため、弁理士が提出した委任状を通じて特許(登録)権者の登録証再発行申請の意思表示を認めることに改善した。

2) 通知書及びシステム整備

補正要求書、無効処分通知書、書類差戻理由通知書、書類差戻通知書など国民に提供する通知書の文句を出願人の立場から理解しやすいように整備し、改正法令などを反映することで需要者中心の特許行政サービスを提供した。また、産業財産権法令改正に伴って出願・登録関連システムにその内容を即時反映することで、出願人の誤認・混乱を招かないように整備し、今後も持続的に国民の立場から通知書及びシステムを整備していく予定である。

ロ. 方式審査官の専門性向上

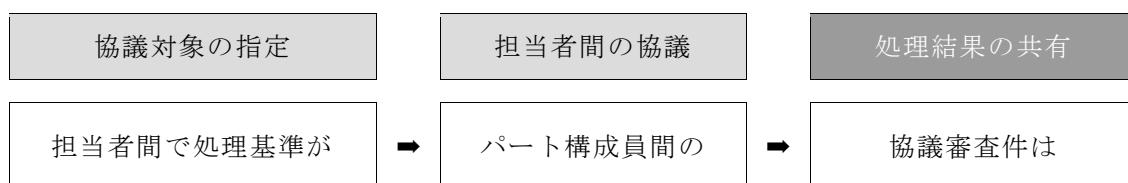
1) 出願・登録方式審査研究会の運営

産業財産権の出願・登録業務方式審査過程において出願人が間違いやすい事例、特異な事例、関連規定を綿密に確認しなければならない事例、資料として残して今後参考する必要がある事例などを中心に研究会を開催し、収集された事例に対して問題提起及び処理方法、改善事項などを議論することで、方式審査の品質向上と業務の一貫性、連続性を高め、方式審査実務に活用した。

2) 方式審査品質向上に向けた協業実施

迅速・正確な方式サービスを提供するためにパート構成員間、パート構成員-上位決裁者間の期間管理状況をクロスチェックさせることで担当者の不在などによる処理遅延を予防し、担当者間で判断が異なり得る事例に対してパート内協議審査を通じてその内容を共有・活用して方式審査の一貫性を高めた。

<表Ⅱ-1-31> 協議方式審査のプロセス及び管理



相違する余地のある件を
協議対象として指定

協議を経て
協議対象件を処理

今後類似事例に
参考できるように活用

第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化

1. 概観

国際知的財産研修院 教育企画課 施設事務官 キム・チョルホ

国際知的財産研修院は1987年開院して以来、知的財産専門家を育成するための多様かつ革新的な取り組みと努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材育成において中心的な役割を果たしている。世界最高の審査・審判サービスを提供するため、実務中心の専門教育を強化することで審査・審判の能力を強化し、主要事例と判例を中心に討論を通じた実務教育と知的財産権関連法律教育など多様な課程を運営している。

まず、特許庁公務員を対象に審査・審判経歴に合わせて基本必須教育である新規審査官、前任審査官昇級、責任審判官昇級、審判官候補者課程を水準別・段階別に運営している。特に、審査・審判官の問題解決能力を高めるために事例中心の教育と討論授業を進行している。また、審査品質管理のパラダイムが審査チーム中心にシフトしたことで、2018年から組織的な品質管理の最前線にいる審査チーム長のリーダーシップを高めるためにチーム長課程を新設して計5回99人のチーム長に対する教育を実施した。

2019年には審査官経歴別に職務教育を実施したが、前任以下は理論・実習中心に、責任以上は事例・討論中心に差別化して運営した。特許・商標・デザイン審査事例研究(基礎、高級)及び審決・判例研究、特許法・商標法・デザイン保護法(理論、争点と事例)、先行技術調査、海外知的財産権制度課程など計44の正規教育課程を運営し、職員及び部署が必要とする教育課程を随時把握して行政法課程、新規公務員課程、引退設計課程、特別司法警察職務教育課程など計6つの特別教育課程を運営した。

また、第4次産業革命など技術の融合・複合化によって新技術教育を多角化し、新技術に対する学習効果を高めるために既存の審査課別新技術教育の他にAI、IoT、ビ

ックデータなど第4次産業革命技術の基本概念に対する教養講座(16回)、展示会・博覧会などを通じて新技術トレンドが把握できる開かれた探訪課程(6回)などを新設して運営した。企業、研究所など新技術教育関連機関との協業を強化するために出願人一審査官双方向のテークフェアを開催(4回)し、ETRI、SK Telecom、AMORE PACIFIC、現代自動車など13機関が参加する反響を得た。既存の審査課別新技術教育は特許技術分野に対して56回の教育課程を運営し、新たに登場する技術とトレンドに対して専門性と実務能力を強化していけるようサポートした。

その他に知的財産業務従事者の能力を高めるため、他省庁・自治体公務員、企業・研究所、特許法律事務所など関連業務従事者、一般人などを対象に知的財産教育を実施している。特に、知的財産関連省庁の職務能力向上に向けた教育を拡大し、2018年からは検察、警察など捜査機関の知財権犯罪捜査能力向上に向けた専門教育を強化して実施した。検察を対象としては知財権犯罪の重点検察庁である大田地検など全国検察庁の検事たちに特許法、デザイン保護法、著作権法など法・制度教育を実施し、警察を対象としては2018年全国地方警察庁を対象にした知財権認識向上教育を始めに、2019年警察捜査研修院、警察人材開発院、警察大学など警察教育機関を対象に知的財産専門教育を拡大した。

また、国民の知的財産能力を高めるため、オンライン環境を基にカスタマイズ型学習を支援する知的財産スマート教育を通じた知的財産の拡散に力を入れている。IP-R&D分野に対する教育を強化して特許情報検索・分析及び実習、IP-R&D方法論の理解と実習などの教育を提供することで強い知的財産権の創出を支援している。特に、知的財産単位銀行制を通じた知的財産専門人材の育成にも力を入れ、2019年知的財産概論など16科目を8,007人が受講し、これを通じて2015年単位銀行制導入以来2019年まで計88人の知的財産学学士を輩出する成果を収めた。また、2019年には成均館大学と業務契約を追加締結するなど全国13校との業務協約を通じて大学との単位交流にも力を入れている。その成果として、2019年大学生スマート教育の受講生は46,035人で前年7,777人に比べて約6倍近く大きく増加した。

また、国際知的財産研修院はWIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグ

ローバルIP専門家を育成し、知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで途上国の知的財産専門人材育成を支援することで、知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

2019年にはWIPO協力課程、KOICA協力課程、途上国カスタマイズ型課程など11課程を開設し、計184人の外国人を教育し、WIPOのIP専門家課程及び主要国特許庁の実務課程及びサウジアラビアとの戦略的審査協力によるカスタマイズ型教育など審査に実質的に役立つ教育課程を追加発掘して運営した。

一方、国際知的財産研修院は中国知的財産研修機関との協力を通じて2018年から中国進出韓国企業向けの中国現地知財権教育プログラムを運営し、中国特許庁、司法機関及び韓国企業間で交流できる機会を提供した。2018～2019年の2年間サムスン電子・AMORE PACIFIC・LG生活健康など関係者110人余りが出席し、企業関係者たちが知財権紛争に効果的に対応できるようにサポートした。2019年6月には中国北京で韓・中研修機関長会合を開催し、韓・中相互進出企業教育の定例化及び韓・中・英知財権用語辞書の発刊などを議論し、10月には韓国の江陵で「韓・中・日IP研修機関長会合」を開催し、審査官・企業・他省庁公務員対象の知的財産教育協力、知的財産人材開発政策に対する情報交換など協力関係をより深めた。

2. 実務中心の専門教育課程の運営

国際知的財産研修院 知的財産教育課 行政事務官 ファン・イエウオン

イ. 推進背景及び概要

国際知的財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の育成を目標に掲げ、世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。審査官の経歴に合わせた水準別の教育と各分野別の事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、前任審査官昇級及び審判官候補者課程を経歴に合わせて水準別・段階別に運営し、各分野別(商標・デザイン、機械金属、化学生命、電気電子)に審決・判例研究・分析、審決文作成練習など実務中心の教育と評価及び現場職務教育(OJT)を通じて審査・審判専門人材を育成している。また、審査・審判官の問題解決能力を高めるために事例中心の教育と討論中心の授業を行っている。

その他にも特許、商標・デザイン審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、先行技術調査、海外特許制度課程、海外商標・デザイン制度課程など様々な実務中心の教育課程に優秀な審査・審判官を講師として招聘し、審査業務と直結する現場教育を実施している。一方、教授・弁護士・弁理士など外部専門家を講師として招聘するなど、基礎から高級まで水準別・分野別に問題解決能力及び審査ノウハウ教育を実施することで教育品質を高めるための努力を傾けている。

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、特許法教育の上・下課程への拡大、法律教育のサイバー教育提供、優秀な講師の招聘など知的財産関連法律及び制度の教育において専門性を大幅に高めた。そして、法改正事項、国際協定など対内外的な環境変化に備えてグローバル知的財産権核心リーダーを育成するために関連専門教育を拡大した。

同時に、情報セキュリティー、公職倫理教育などを通じて公職価値の基本素養を増進させ、庁内職員に対する職務能力及び特別教育課程の運営を通じて職務に対する実務能力を高めている。審査・審判官の実務能力向上を通じて高品質の審査・審判サービスが提供できるように、審査・審判経歴、審査等級制などを考慮して経歴の豊富な職員向け専門課程を開設し、教育内容や水準など難易度を変えた教育課程を編成・運営している。

＜表Ⅱ－1－32＞教育訓練状況(2019年実績)

(単位：日、人)

	課程名	教育日数	修了者数
基本 課程	第7期新規公務員職務教育課程	5	24
	第1期前任審査官昇級課程(技術)	7	35
	第1期前任審査官昇級課程(行政)	7	10
	第51期新規審査官(技術)課程	18	25
	第51期新規審査官(行政)課程	18	10
	第1期責任審査官昇級課程(技術)	7	69
	第1期責任審査官昇級課程(行政)	7	19
	第1期審判官候補者(技術)課程	5	34
	第1期審判官候補者(行政)課程	5	8
	第52期新規審査官(技術)課程	18	45
	第52期新規審査官(行政)課程	18	5
専門 課程	第9期審査事例研究基礎(技術)課程	2	76
	第9期審査事例研究高級(技術)課程	3	56
	第9期審査事例研究基礎(行政)課程	1	21
	第16期PCT審査課程	2	13
	第15期先行技術調査(機械)課程	2	36
	第15期先行技術調査(電気)課程	2	27
	第15期先行技術調査(化学)課程	2	27
	第19期審決・判例研究(行政)課程	2	38
第19期審決・判例研究(技術)課程	3	53	
第2期特・実審査基準ハンドブック読会(上)課程	2	51	

	第1期米国特許制度課程	2	69
	第8期審査事例研究高級(行政)課程	2	16
	第10期審査事例研究高級(技術)課程	3	25
	第5期海外特許制度(ヨーロッパ、日本、中国)課程	2	71
	第2期特・実審査基準ハンドブック読会(下)課程	3	41
	第5期CPC分類審査課程	1	34
	第20期審決・判例研究(技術)課程	3	44
	第10期審査事例研究基礎(技術)課程	2	44
	第2期海外商標・デザイン制度課程	2	31
	第7期著作権法の理解課程	3	51
	第20期商標法(争点と事例)課程	3	57
	第23期特許法(争点と事例)課程	3	104
	第15期民事訴訟法(争点と事例)課程	3	32
	第23期特許法理論(上)課程	5	72
	第14期デザイン保護法(争点と事例)課程	3	50
	第20期商標法理論(上)課程	5	70
	第15期民事訴訟法(理論)課程	5	49
	第7期不正競争防止及び営業秘密保護の理解課程	3	50
	第14期デザイン保護法(理論)課程	5	65
	第15期民法の理解課程	5	39
	第2期不正競争防止及び営業秘密保護法(争点と事例)課程	3	46
	第23期特許法理論(下)課程	5	64
特別	第20期商標法理論(下)課程	5	64
課程	新規公務員職務教育特別課程	5	43

	2019年上半期引退設計課程	3	31
	行政法課程	2	32
	2019年下半期引退設計課程	3	17
	第7期審査指導課程	2	53
	特別司法警察課程	2	32
合計		229	2,078

ハ. 評価及び発展方向

審査官に対する経歴別教育、先行技術検索・審査事例など審査実務課程及び法律専門性を高めるための様々な知的財産権関連法律教育課程は審査・審判人材の専門性と実務能力を強化するとともに現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。今年度は審査官・審判官のコミュニケーションリーダーシップ能力を高め、等級別教育課程の専門家・細分化、知的財産法律教育の細分化など総合的な能力開発に向けた教育システムを構築し、高品質の審査・審判サービスを提供する上で重要な役割を果たせるよう持続的に努力していく計画である。

第2章 環境変化に対応する知的財産権制度の運営

第1節 特許・実用新案分野

1. 概観

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 ナム・ギヨン

AI、IoT、ビッグデータなど新技術が様々な業種間の融合・複合化を通じて新しい産業と付加価値を創出する第4次産業革命を牽引している。第4次産業革命時代には情報通信技術(ICT)を基に異なる分野の技術が融合して新しい価値が創出され、知的財産にも画期的な変化が現れている。

特に、データを基にするAI技術は韓国社会の各分野で様々な変化をもたらし、伝統的な特許制度の特許性判断基準の変化を求めている。特許庁はこのようなニーズに応えるため関連産業界と綿密に協力し、新しく発展する新技術に適した制度に改善するため持続的な努力を傾けている。

まず、2019年6月からは国家競争力の向上に向けた核心産業の迅速な権利創出基盤を確保するため、第4次産業革命技術関連の新特許分類システムを既存の7大技術分野から13大革新成長エンジン分野技術を含む16の技術分野に拡大し、第4次産業革命関連技術分野の優先審査対象を拡大した。拡大された技術分野は非メモリ半導体、バイオ産業、未来型自動車など国家未来成長エンジン3大分野及び核心素材分野を包括しているため、多様な技術分野における迅速な技術の確保が支援できる。

また、第4次産業革命時代に歩調を合わせて患者カスタマイズ型治療剤及びデジタル診断技術が特許を受けられるようにし、知能型新薬開発関連技術に対する特許付与基準を明確にした。

第4次産業革命時代における新しいヘルスケアパラダイム変化を受け、遺伝体情報、診療記録、状態情報などビッグデータを活用して個人の特性別に最適化したカスタマ

イズ型精密医療サービスが提供されている。このような時点でカスタマイズ型精密医療とデジタル手段による診断方法を特許保護対象と明確にしたバイオヘルス分野に対する審査基準の改正は、新しく発展するバイオヘルスケア分野の新技术を知的財産権として保護することで精密医療サービスを活性化し、今後バイオヘルスケア産業の育成にも大いに役立てるものと予想される。

コンピュータ関連発明は2005年改正以後実質的に改正されたことが無く、現行の特許・実用新案審査基準や審査実務と合わない部分があり、特にコンピュータ関連発明特有の成立性判断基準は適用対象の判別が難しく実務に適用することは難しい部分があった。そこで、コンピュータ関連発明の審査基準を再検討し、審査実務に明確に適用させると同時に、出願人がコンピュータ・ソフトウェア発明の審査結果を手軽に予測できるよう全面改正した。

特許庁はデジタル・ネットワーク環境に適した特許保護システムの改善に向けて関連省庁との協議を経て2018年5月発議された「オンライン伝送SWに含まれた特許技術を保護するための特許法改正案」が国会を通過し、2018年12月10日に公布されたことで、2020年3月11日付で改正法が施行される。第4次産業革命時代の基盤となる先端情報通信技術においてその根幹となるコンピュータプログラムの重要性は言う必要もない。第4次産業革命時代には産業環境がデジタル・ネットワーク環境への急速な変化が予想されるため、特許保護システムにもそれに応じた変化が求められている。今回施行される改正法によれば、特許を盗用したSWのオンライン伝送と関連する特許保護の死角地帯を解消できるようになった。

また、間接侵害改正案は2019年3月18日国会発議され、法律改正中である。間接侵害改正案はデジタル手段による侵害誘発行為も間接侵害として制裁できるようになり、第4次産業革命技術の特許保護の実効性が高まると期待される。

最後に、実用新案制度を改編することで小発明に対して既存特許・実用新案制度とは異なる新しい権利を付与し、知的財産権基盤が相対的に脆弱である中小企業などが事業化中の小発明に対する排他的権利を比較的簡単に獲得できるようにする計画であ

る。小発明が権利化された以上、中小企業は侵害が発生した時に無理に訴訟を起こしたり、政府の仲裁に頼ることなく、事前に積極的な権利行使が可能になると見られる。

但し、実用新案制度の改編と関連してまだ細部的な法改正に対しては議論の最中である。上記の改編策が「小発明の保護」という実用新案法本来の趣旨を生かせるものと期待しているが、新しい権利の創設はむしろ市場の歪曲や混乱を招く可能性があるという反論も十分あり得る。今後制度ユーザーの類型別・技術分野別など多様な層位における持続的かつ深みのある討論が求められる。

2. 第4次産業革命に対応する特許審査制度の改善

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 ソン・ヒョンチェ
工業事務官 イ・ドンファン

イ. 推進背景及び概要

AI、IoT、ビッグデータなど新技術が様々な業種間の融合・複合化を通じて新しい産業と付加価値を創出する第4次産業革命を牽引している。特に、データを基にするAI技術は韓国社会の各分野で様々な変化をもたらし、伝統的な特許制度の特許性判断基準の変化を求めている。特許庁はこのようなニーズに応えるため関連産業界と綿密に協力し、新しく発展する新技術に適した制度に改善するため持続的な努力を傾けている。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は第4次産業革命をリードする産業を支援するため、迅速かつ正確な審査サービスの提供を目標に掲げて関連制度を改善した。日々発展する第4次産業革命関連新技術が他技術に関する特許出願に優先して審査が受けられるように優先審査の対象を拡大すると同時に、新しく発展する技術分野に対する特許性判断基準を点検して関連出願に対して正確かつ一貫した審査を可能にし、審査結果に対する出願人の予測可

能性を高めた。

1) 第4次産業革命優先審査支援の拡大

特許に関する審査順位は原則として審査請求順位によるが、国家産業発展や公益上緊急処理が必要と認められる出願に対しては例外なくこのような原則を適用した場合、国益及び発明の適切な保護が疎外される可能性があるため、特許庁は特許法第61条に基づき、一定理由に該当する出願に対しては審査順位と関係なく審査できるようにする優先審査制度を運営している。

審査官の決定によって優先審査が認められた出願は特許登録までかかる期間が平均5.5カ月で、一般審査に比べて10カ月以上早く権利化が可能である。

第4次産業革命関連技術が発展速度が非常に速く技術寿命も短いため、国家産業発展や公益上緊急に処理する必要があるため、2018年4月から第4次産業革命技術と直接関連して新特許分類が付与された特許出願を優先審査対象に追加した。

そして、2019年6月からは国家競争力向上に向けた核心産業の迅速な権利創出基盤を確保するため、第4次産業革命技術関連新特許分類システムを既存の7大技術分野から13大革新成長エンジン分野技術を含む16大技術分野に拡大し、第4次産業革命関連技術分野の優先審査対象を拡大した。拡大された技術分野は非メモリ半導体、バイオ産業、未来型自動車など国家未来成長エンジン3大分野及び核心素材分野を包括しているため、多様な技術分野における迅速な技術確保を支援することができる。

<表Ⅱ-2-1> 第4次産業革命優先審査対象

従来(7)	AI、IoT、3Dプリンティング、自動運転車、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、知能型ロボット技術を活用した特許出願で、別表3で定める第4次産業革命関連の新特許分類に該当する特許出願
-------	---

改正(16)	AI、IoT、3Dプリンティング、自動運転車、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、知能型ロボット、 <u>スマートシティ、VRAR、革新新薬、新再生エネルギー、カスタマイズ型ヘルスケア、ドローン、次世代通信、知能型半導体、先端素材技術</u> を活用した特許出願で、特許庁が別表3で定める第4次産業革命関連新特許分類を付与した特許出願
--------	--

第4次産業革命関連特許出願は新しいアイデアを保有する創業初期企業(スタートアップ)によって出願される場合が多いが、スタートアップに対する経済的な負担を緩和し、スタートアップが保有する新技術を基に特許権を早期確保できるように優先審査申請料を70%減免する減免制度を新設した。

第4次産業革命関連技術に対する優先審査の拡大によって新産業分野の技術革新が迅速に支援でき、スタートアップに対する優先審査申請料減免でスタートアップが早期の特許獲得によって安定的に事業を営み、グローバルユニコーン企業として成長できる土台になれると期待される。

2) 優先審査対象の整備

優先審査制度は1981年導入以後時宜性のある優先審査対象を持続的に追加し、正確かつ迅速な権利確保に寄与してきた。しかし、産業発展のスピードが速くなり、それによる政策環境が変化したにもかかわらず、相対的に必要性が低いものや利用率の低い優先審査対象もそのまま残っていたため、迅速な処理がより必要な分野に優先審査のメリットを満遍なく提供し難い面があった。

そこで、特許庁は第4次産業革命によって大きく変わった産業環境に対応するために優先審査制度の充実化を図り、優先審査の効果と衡平性及び実質的なニーズなどを考慮して優先審査が申請できる対象を合理的に調整した。

優先審査のニーズが極めて低い品質認証事業の結果物に関する特許出願、産業全般

の技術寿命が短くなって早い審査の提供当為性が低くなった出願後2カ月内優先審査を申請する実用新案出願及び関連産業の生まれ初期に発展を支援するために提供されていた電子取引と直接関連した出願などを優先審査対象から除外した。

その代わりに第4次産業革命関連技術に対する優先審査対象を拡大し、特許庁が国際調査機関として国際調査を行った国際特許出願を優先審査対象に追加するなど、現行制度の運営上現れた一部不備なところを改善し、除外される優先審査対象も一部含めることで除外による副作用を最小化した。

このような実質的な制度改善とともに審査処理期間を考慮した優先審査政策を講じるための政策研究を実施した。優先審査政策に対する内・外の意見を取り集め、其々の優先審査対象に対する必要性を再点検した結果、ユーザーたちは早期権利化を支援する優先審査制度に対して満足していて、専門機関先行技術調査による優先審査もまた緊急な処理を必要とする人なら誰にでも公平な機会を与えている点でその必要性を感じていることがわかった。

今後政策研究を通じて導出された示唆点と対象整備による効果などを総合的に考慮して緊急な処理を求めるところに公正に利用できるよう、優先審査制度を運営していく予定である。

3) バイオヘルス分野の審査基準整備

第4次産業革命時代に歩調を合わせて患者カスタマイズ型治療剤及びデジタル診断技術が特許を受けられるようにし、知能型新薬開発関連技術に対する特許付与基準を明確にした。

以前は特定遺伝子を持つ癌患者にだけ顕著な治療効果を示す標的治療剤が開発されても、その成分と対象疾患で同一先行技術がある場合は特許取得が難しかった。しかし、遺伝体情報のようなバイオビクデータを活用して特定薬物に感応性の高い患者群を探した発明を特許と認め、同一成分を持つ同一疾患の治療剤であっても特定患者

群にだけ顕著な効果を示すことが確認できる場合は特許が獲得できるように審査基準を整備した。また、身体の診断方法は医療行為に該当するために特許獲得が不可能なのが原則であるが、バイオビックデータ処理方法などコンピュータ上の情報処理方法による診断技術は医療人による行為でないため医療行為に該当せず、特許として保護できることを明確にした。同時に、知能型新薬開発のようにバイオビックデータ人工知能技術が融合した革新技術の場合、これまでコンピュータ発明と見るか、それとも医薬発明と見るか、その基準が定立されておらず、どの審査基準によって特許性が判断されるか予測し難かった。しかし、バイオビックデータを基に人工知能を活用して新薬候補物質を探索する方法の発明はコンピュータ・ソフトウェア発明として分類し、コンピュータ関連発明の審査基準を適用させ、コンピュータ上でビックデータ及び人工知能技術を活用して開発された新薬発明は請求対象が化合物そのものであるため、特許を受けるためには化合物発明と同様製造法や薬理効果を明細書に記載するよう明確にした。

4) コンピュータ関連発明審査基準の整備

コンピュータ関連発明は2005年改正以後実質的に改正されたことが無く、現行の特許・実用新案審査基準や審査実務と合わない部分があった。特に、コンピュータ関連発明特有の成立性判断基準は適用対象の判別が難しく、実務での適用が困難であった。そこで、コンピュータ関連発明の審査基準を再検討し、審査実務で明確に適用されるようにする同時に、出願人がコンピュータ・ソフトウェア発明の審査結果を簡単に予測できるよう全面改正を行った。

コンピュータ関連発明の成立性は大きく2段階に分け、自然法則を利用した発明であるかどうかを判断する第1段階判断と、自然法則を利用した発明でない場合ソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されるかどうかを判断する第2段階判断に区分して判断させた。特に、ソフトウェア関連発明であっても機器の制御のための処理であるか、もしくは対象の技術的性質に基づく情報処理を具体的に遂行する場合には第1段階判断で自然法則を利用する発明と判断して発明の成立性を認めるという明確な基準を提示した。

そして、コンピュータ分野専門でない審査官でも簡単に理解して審査実務に活用できるよう、特許性判断基準の説明とともに多様な事例を付加した。

5) 許可など存続期間延長制度の改善

特許権の存続期間は特許権の設定登録がある日から特許出願日後20年になる日までに限定される。しかし、医薬品と農薬など一部分野ではその特許発明を実施するために他法令による許可や登録が必要であり、許可や登録にかかる期間のうちはその発明を独占的に実施できないため、5年の期間内でその実施できなかった期間に対して該当特許権の存続期間を延長してあげる制度を運営している。このような趣旨によって特許権存続期間延長登録出願の対象になる特許発明は実施のために他法令によって許可を得た物質と同一かどうかを判断しなければならない。

以前は製造方法に関する特許であるにもかかわらず、許可を得た物質と該当特許の製造方法によって製造された物質の同一性を判断して許可を得た物質関連発明の後続である製造方法特許の延長で物質の存続期間が延長される問題があった。しかし、製造方法発明特許に対する同一性判断基準を許可を得た物質の製造方法と比較することと明確にしたことで、許可を得た物質と関係のない後続製造方法特許の存続期間が延長される不合理を防止することができた。

6) AI関連発明の審査事例発掘

特許庁は2018年1月ICT基盤第4次産業革命の核心技術であるIoT、AI、ビッグデータなど関連発明に対する正確な審査のために関連技術に対する審査事例を提供した。しかし、AI関連技術の特許出願が急増し、関連産業界の関心が集中したことで、AI技術と関連した出願で特許性を認めてもらうためには明細書をどのように記載すべきか、具体的な特許性判断方法はどのようなものかに対するガイドラインを求めるようになった。そこで、特許庁はAI関連産業界と緊密に協力し、関連発明の特許性判断基準を点検して進歩性、請求範囲記載要件、明細書記載要件の判断に関する事例を発掘した。

コンピュータ関連発明の一種であるAI関連発明に対する審査は原則的にコンピュータ関連発明の審査基準に沿って特許性を判断するが、明細書記載要件にはAI関連発明の特殊性を考慮してAI関連発明を実現するための具体的な手段である学習データ及び学習モデルを記載し、具体的な実施例を記載することで該当発明の解決課題及び効果が理解できるようにした。進歩性判断においては先行技術に比べてAI発明の具体的な手段である学習モデルや学習データに差異があり、このような差異によってより良い効果が認められる場合は進歩性が認められるとし、進歩性が認定または否定される事例を提示することで該当発明の審査結果の予測性を高めた。

ハ. 評価及び発展方向

優先審査制度は緊急処理の必要性がある出願に対して迅速な審査で特許権を確保させることで該当技術分野の産業発展を促進する国家政策的な制度である。したがって、産業環境の変化と国家産業政策を考慮して優先審査対象を整備することが重要である。特許庁が新しく発展している第4次産業革命新技術分野に対して優先審査対象を拡大して該当分野の技術革新を迅速に支援することは優先審査制度の趣旨及び国家産業政策に合致するものと言える。今後政策研究を通じて優先的に急いで審査しなければならない分野に対する適切な設定で優先審査の趣旨を最大にしつつ、効率的に運営できる方向で優先審査制度が改善されることを期待する。

第4次産業革命時代の新しいヘルスケアパラダイムの変化によって遺伝体情報、診療記録、状態情報などビックデータを活用して個人の特性別に最適化したカスタマイズ型精密医療サービスが提供されている。この時点でカスタマイズ型精密医療とデジタル手段による診断方法を特許保護対象と明確にしたバイオヘルス分野に対する審査基準の改正は、新しく発展するバイオヘルスケア分野の新技術を知的財産権として保護することで精密医療サービスを活性化し、今後バイオヘルスケア産業の育成にも大いに役立つと予想される。

コンピュータ関連発明の審査基準改正は最近産業技術の発展を反映し、最近判例な

などを考慮して明確な審査基準を提示したもので、コンピュータ関連発明を出願する出願人やこれを審査する審査官に明確な審査基準を提示することで関連技術に対する審査の一貫性維持及び予測可能性を高めたものと言える。今後コンピュータ関連特許品質の向上にも寄与できると思われる。

特に、AI関連発明に対して判断基準と特許性判断に対する多様な事例を提示したものは関連分野の特許出願を控えている出願人及び代理人にAI関連発明に対して明細書をどのように記載すれば特許性が認められるのかを教えてくれるガイドラインになった点で意味がある。AI関連技術は急速に発展している分野であるため、該当技術的特許性に対して特許性を如何に認定して保護すれば関連産業の発展に役立つのか関連産業界との緊密なコミュニケーションが求められる。

特許庁は今後も急変する産業環境と社会的な変化に素早く対処し、韓国の産業発展に実質的に寄与する方向で特許制度が改善されるよう絶えず努力を傾けていく計画である。

3. オンラインで流通するSWに使用された特許技術の保護

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 ナム・ギヨン

イ. 推進背景及び概要

鉄道と蒸気機関の発明が第1次産業革命を触発し、電気と生産ライン組立による大量生産が第2次産業革命、半導体とメインフレームコンピュータの発達が発達第3次産業革命を牽引し、今や第4次産業革命の真最中である。第4次産業革命のハイパーコネクテッド・ハイパーインテリジェントの特性を実現する核心技術はソフトウェア(SW)にはかならない。第4次産業革命の核心エンジンとされるクラウドコンピューティング、ビッグデータ、AI、ロボット工学、3Dプリンティング、ブロックチェーンなどはいずれもSW技術を基にしているため、SWは産業全般の知能化、融合化を牽引し、全産業で高付加価値を創出する中心的な役割を果たしている。したがって、世界の主要企業は

SW技術に対する特許の確保に力を入れ、SW技術保護 이슈も全産業に広がりつつある。

しかし、現行の韓国特許法はSW技術と関連する特許保護がやや不十分であった。日本は2002年に既にプログラムを特許法上モノと定義して強く保護しているが、韓国特許法は他人の特許技術を無断で使用して開発したSWをCDなどを通じてオフラインで流通する場合のみ特許侵害と認め、同一なSWをオンラインで流通(伝送)する場合は特許として保護されなかった。したがって、SW関連特許技術を正しく保護し、優秀なSW技術が開発できるようにするためには、形態も従来特許発明の実施形態とは違う様相を呈しているSW流通形態(オンライン、オフライン)とは関係なくSW技術が保護できる制度改善が急がれる。

一方、プログラムを特許法に基づいて保護すること自体を反対する見解もあった。即ち、プログラムを特許法に基づいて出願及び登録して保護する場合、新しいプログラムを開発する開発者からすれば、その都度先に特許登録されているプログラムがあるかどうかを事前に調査する必要があるだけでなく、情報通信技術を基にする多くの産業が無料配布されたプログラムを使用していて、またプログラムの場合特許として保護されない状態で多くの発展を成したが、もしプログラム特許を認める場合はそれに反する新しいプログラムを開発できなくなる。また、プログラムのソースコードを公開する行為自体が新しい産業と技術革新を阻害し、結局全てのビジネスが特許攻撃の対象となり、プログラム特許のメイン供給者である大企業の独占現象と中小企業の負担加重現象が発生する恐れがある。このような観点から改正案に対しても自由/オープンソースソフトウェア生態系を脅かし、実際必要でもなく、「方法の使用をサブスクリプションする行為」の意味が不明確であり、プログラムを特許の保護対象から除外する国際的な流れにも逆行するという理由で反対するものであった。

それにもかかわらず産業構造がハードウェアからソフトウェアへと急激に移動し、2014年特許審査基準の改正でハードウェアと結合して特定の課題を解決するために「媒体に保存されたコンピュータプログラム」を特許として登録できるようになり、情報ネットワークを通じてプログラム特許が不法流通することを禁止することで新技

術として開発されたプログラム特許を保護する必要性があることは否定できない。

一方、SWを核心とする第4次産業革命技術はデジタル・ネットワークを基盤とするものである。クラウドコンピューティング、IoTなどの登場によってインターネットにつながっていれば何処からでもアクセス可能なサーバー群、サービスが普及していて、それによって多様なサービスが国境を越えて何処でも利用可能となった。また、スマートフォンやスマートウォッチのようなモバイル端末だけでなく、従来はネットワークにつながっていなかった自動車や家電を含む全てのモノがインターネットにつながることで一つのハードウェアで完結しないシステムが増加し、そのような発明を実施する主体と場所も多様になりつつある。さらに、3Dプリンターが普遍化したことで3Dプリンティングファイルだけでも家で簡単に製品を生産することができるようになり、3Dプリンティングファイルの流通(伝送)が特定製品の流通に代わる可能性が高い。

デジタル・ネットワーク技術環境では多くの発明が一つのモノで完結せず、個人的・家庭的実施も容易になるため、特許発明の構成要素全部を業として実施する直接侵害が成立し難くなり、このような状況に合理的に対応するためには間接侵害の拡大を通じた解決が必要である。

しかし、現行の韓国特許法に規定されている間接侵害規定は特許となったモノの生産や特許となった方法の実施にだけ使用するモノと限定されているため、3Dプリンティングデータまたは情報データなどのデジタル手段による侵害誘発行為は制裁できない限界があった。

したがって、特許庁は第4次産業革命技術が実現されるデジタル・ネットワーク環境に適合する特許保護システムを構築するため、政策研究などを通じて間接侵害規定整備策を講じ、これを基に特許法の改正も推進している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は政策研究の結果、産業界からの意見聴取などを基に2018年5月にSW特許保護改正案が国会に発議され、2019年12月10日公布され、2020年3月11日付で改正法が施行される。間接被害規定の改正案も2019年3月国会に発議され、法律改正を進めている。

SW特許保護改正法は既にヨーロッパ(イギリス)で適用中の法理を採用したもので、特許技術が含まれたSWのオンライン伝送保護のために「方法発明」の実施規定(第2条第3号ナ目)に「使用サブスクリプション」を追加した。

SW関連特許発明の実体は方法発明に該当し、通常は方法発明と関連する請求項が含まれているが、SWを実行するとそのような方法発明を「使用」することになるので、SWの伝送はその方法を使用するように提案または誘因する「使用サブスクリプション」に該当することになる。したがって、改正法のように方法発明の実施規定に使用サブスクリプションを追加すれば、特許技術が含まれたSWを無断伝送する場合にも特許技術を効果的に保護できるようになった。

間接侵害の改正案は米国、日本、イギリス、ドイツなど主要国レベルに間接被害の認定範囲を拡大することである。現在韓国は専用性を持つ(特許発明の実施にのみ使用されることを要求)モノに対してのみ間接被害を認めているが、主要国では非専用品、非モノ対象も間接被害に含めている。

改正案は現行特許法第127条の専用物対象の関節侵害規定に加えて、新しい間接侵害の類型として「特許モノの生産にのみ使用する電子的手段を情報通信網などを利用して提供する行為」、「特許発明の課題解決に不可欠なモノを生産、譲渡など実施する行為」及び「積極的に侵害を誘発する行為」を新設することで、3Dプリンティングデータ、情報データなどのようなデジタル手段による間接侵害及び専用性のない非専用品に対する間接侵害だけでなく、誘導侵害も認めることである。但し、間接侵害範囲の拡大による産業界の負担を減らし、特許権者の無分別な適用を防止するため、新設された間接侵害類型に対しては「知りながら」という故意性を持つ場合のみ適用する。

ハ．評価及び発展方向

第4次産業革命時代には産業環境のデジタル・ネットワーク環境への急速な変化が予想されるため、特許保護システムにもそれに適した変化が必要である。今回施行される改正法によれば、特許を盗用したSWのオンライン伝送と関連する特許保護の死角地帯を無くすることができる。間接侵害改正案はデジタル手段による侵害誘発行為も間接侵害として制裁できるため、第4次産業革命技術の特許保護の実効性が高まると期待される。

今の韓国社会はIoT、ビッグデータ、AI、クラウドコンピューティング、フィンテック (FinTech) など先端情報通信技術を基にハイパーコネクティビティ、ハイパーインテリジェンスを特性とする第4次産業革命の時代を迎えており、このような第4次産業革命時代の基盤となる先端情報通信技術において根幹となるコンピュータプログラムの重要性は言うまでもない。2020年3月11日に施行されるオンラインSW伝送保護改正案こそ第4次産業革命時代の核心技術であるSWを確実に保護できる手段になると見込まれる。

4. 創意的な小発明・アイデア保護制度の導入推進

特許審査企画局 特許審査制度課 施設事務官 ヒョン・ジェヨン

イ．推進背景及び概要

韓国は1908年から日本の特許法をそのまま適用したが、1961年になって初めて近代的な形態の特許法を制定した。初期の特許法は他途上国のように国内の脆弱な産業基盤を考慮して特許権者の権利を適切な水準で制約する形態で規定していたが、国内産業の競争力が備えられ始めた1980年代中盤以後特許権を強化する政策基調を反映する特許法へと転換された。特に、1987年導入当時国内と先進国間の技術格差によって外国技術への隷属化という懸念から議論となった物質特許制度は国内製薬産業の研究開

発投資を飛躍的に増やし、技術核心を促進したことで肯定的な評価を得た。

このように特許制度は各国家の産業政策によって自国産業の保護や利益のために多様な方法で運営されている。特許のように技術的思想を保護しつつ類似するシステムを持つが、特許制度よりさらに自由な方法で活用される制度が実用新案制度である。1891年ドイツで初めて導入された実用新案制度は小さいけど有用な技術核心を保護するための技術保護制度であり、国ごとにその運営方式が千差万別である。

例えば、実用新案保護対象の場合、日本、中国などは形状・構造を持つ物品に限定されるが、一方ドイツ、フランスなどはその対象が特許と同じである。登録要件の場合、日本・中国などは低い進歩性、ドイツ・フランスなどは特許と同じ進歩性、オーストラリア・ロシア・ウクライナなどは新規性をその要件としている。存続期間も6～10年で様々であり、審査方法においても出願すれば実体的審査なく直ぐに登録してあげる国もあれば、特許と同じ審査手続きを踏む国もある。韓国もまた1999年から2006年まで実用新案制度を先登録制(無審査)で運営した点を見ても実用新案制度は特許制度に比べてはるかに柔軟な方式で運営可能である。

しかし、現在韓国の実用新案制度は特許と大差ない。特許制度と比較する時、保護対象と存続期間において一部差異があるだけで、大部分の出願人は「小発明」を奨励するためのものである実用新案制度の導入趣旨を肌で感じていないようである。即ち、実用新案の出願人は特許に比べて登録受けやすいと期待して出願するが、主要登録要件である進歩性判断基準は実質的に特許と変わらない。結局、特許と比べて実用新案だけの差別性が無い状況である。

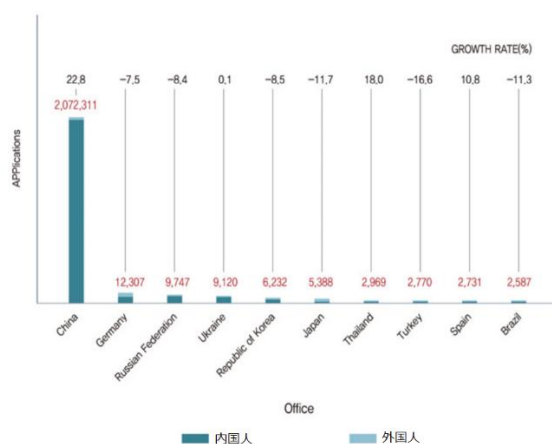
そこで、特許庁は2019年に公開フォーラムを含む計8回の小発明・アイデア保護フォーラムを開催し、国内・外の実用新案制度に対する統計的分析、比較法的考察などを通じて現行実用新案制度の改編策を議論した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 統計的分析

世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization、WIPO)によれば、現在実用新案制度を設けている国は75カ国である。全世界実用新案出願における上位国家(2018年基準)は中国(2,072,311件)、ドイツ(12,307件)、ロシア連邦(9,747件)ウクライナ(9,120件)、韓国(6,232件)、日本(5,388件)の順である。

[2018年全世界実用新案出願における上位10カ国]



全世界の全体実用新案出願の約96.6%を中国が占め、他の国家の出願件数を全て合算した比率は3.4%に過ぎない。殆どの国家で実用新案出願が減少しているか、中国では特許出願より多いくらいで実用新案出願が増加傾向にあるためである。

[韓国特許・実用新案の出願動向(1980~2018年)]



2019年韓国の実用新案出願は5,447件で、全体特許・実用新案出願件数に比べて約2.4%に過ぎない水準である。しかし、1989年以前は実用新案件数が特許出願を圧倒し、1996年実用新案出願は現在の12倍を超える68,822件を記録した。以後実用新案出願は制度の変化(先登録制、1999～2006年)にもかかわらず特許出願との格差が持続的に広がりつつある。

最近10年間(2009～2018年)実用新案出願人の類型を見ると、個人62.8%、中小企業19.6%、大企業7.4%、外国人4.0%で実用新案制度のメインユーザーは相対的に知的財産基盤の脆弱な個人・中小企業と言える。

2) 比較法的考察

世界各国は諸般の環境を合わせて多様な方式で実用新案制度を運営している。国際的に比較的統一性を持ち、国際調和が追求されている特許制度とは全く違う様子である。したがって、実用新案制度はメインユーザーである個人及び中小企業をターゲットに産業政策的観点から改編策を自由に議論する方が妥当である。

[主要国実用新案制度の比較(①審査主義/②制限された無審査/③完全無審査)]

区分	韓国 (類型①)	ドイツ (類型③)	日本 (類型②)	中国 (類型③)	フランス (類型②)	オーストラリア (類型②)	ロシア (類型①)
保護対象	物品の形状・構造など	特許と同一(方法除外)	物品の形状・構造など	物品の形状・構造など	特許と同一	特許と同一	装置
保護要件	低い進歩性	進歩性(特許)	低い進歩性	低い進歩性	進歩性(特許)	革新性	新規性
存続期間	10年	10年	10年	10年	6年	8年	10年
審査	実体審査	無審査登録(基礎要件審査)	無審査登録(基礎要件審査) *方式、単一性	無審査登録(初歩審査) *方式、単一	無審査登録(基礎要件審査)	無審査登録(基礎要件審査) *方式、単一性	実体審査

		*方式、単一 性など	など	性、 新規性 な ど	*方式、単一 性など	など	
権利 行使	-	-	技術評価 *権利行使要件	-	予備調査 報告書 *権利行使要 件	審査認証書 *権 利行使要件	-
特許 と連携	変更出願 (特⇄実)	四半期出願 (特→実)	変更出願 (特⇄実)	二重出願 (最終1選択)	変更出願 (特→実)	分割(特→実) 変更(実→特)	変更出願 (特⇄実)
備考	-	刊行物調査 報告書制度 *裁判所 参考資料	-	権利評価 報告書制度 *裁判所 参考資料	-	-	均等論 排除

3) 実用新案制度の改編策

知的財産基盤が相対的に脆弱である中小企業の立場から特許獲得の敷居は低くない。特許統計を基準にすれば、中小企業出願の登録率は大企業に比べて10～15%程度低く、大体過半数が特許特許登録のハードルを越えることに失敗していることがわかる。それだけでなく最近では技術的難易度が高くないが革新的な事業になるケースが多く、特にスタートアップが事業化した製品・サービスは既存技術の単純な結合・変更が多数であるため、現に特許の獲得は容易ではない。結局特許制度と特別な差別性のない実用新案制度をこのような観点で改編することが望ましい。

小発明・アイデア保護フォーラムなどを通じて議論された実用新案制度改編策の主な骨子は特許受け難い低い水準の技術であっても国内で事業化中の発明に対して素早く審査を進め、短い期間で排他的な権利で保護することである。

代表的な登録要件である進歩性を削除し、特許と区別できるよう登録というハードルの高さを下げ、特許優先審査水準で早く審査する。一方、事業化中の発明に限って

のみ審査請求できるよう基礎的要件を強化し、存続期間は審査請求日または設定登録日から3年に大幅縮小する。簡単に権利獲得が可能な点を考慮して侵害判断において権利範囲の拡張を排除し、侵害禁止請求本案訴訟で裁判所が権利者の実施有無など衡平性を考慮して侵害禁止可否が判断できるよう裁量権を与える。

進歩性要件削除の場合は特許と差別化された進歩性要件を定立しなければならないという意見など議論があり得るが、既に現行法文上特許は「簡単に」、実用新案は「極めて簡単に」と明示しているにもかかわらず裁判所の判決や特許庁の実務でこれを明確に区別できていない現状を踏まえると、実用新案固有の進歩性要件の定立は現実的に容易ではないと判断される。

審査請求の前提条件となる事業化要件の導入は単純に権利取得だけを目的とするのではなく、実際市場に参入する発明に対してのみ排他的権利を付与するという趣旨であり、低い敷居を考慮して一種のハードルとしての役割を念頭に置いたものである。存続期間を事業化要件を満たす審査請求日または設定登録日から3年と設定した理由は、一般的に商品開発にかかった資本の回収に必要な期間が3年⁶程度と知られているため、その期間であれば該当小発明がコピーまたは模倣による被害から保護された状態で市場に安着できると見るためである。

侵害判断において均等論の適用を排除することで権利範囲の拡張を禁止することは立法でなく判例で確立されることが一般的なアプローチ法であり、実際裁判所では既に権利の価値(創作性の程度)によって権利範囲を適切に解釈⁷していると判断される。衡平法的要素を導入して裁判所が本案訴訟で侵害禁止有無を裁量判断することもまた既に仮処分訴訟で「補填の必要性」を判断していることを考慮すると合理的な水準で権利行使を制限できる方法と見られる。

⁶ 韓国不正競争防止法によれば、商品形態模倣の場合商品の形がなされた日から3年まで保護しているが、日本不正競争防止法の商品形態模倣やヨーロッパ未登録共同体デザインの保護期間も3年である。

⁷ 特許権侵害関連(2017フ424、2018タ267252)、デザイン権侵害関連(2003フ762)、著作権侵害関連(2016タ227625)など

一方、保護対象の場合は現行実用新案制度の形状・構造を持つ物品性範囲を越えてモノまで拡大する。特許と同水準で保護対象を拡大することも考えられるが、現行実用新案制度を大幅改編すると同時に保護対象を大幅拡大する場合今後事業化要件の判断など制度運営の不確実性を加重する恐れがあるため論外とする。

最後に、一部から実用新案の無審査主義への回帰を主張するが、既に数年前に運営して廃止された制度を蘇らせるためには確固たる名分と理路整然とした論理による裏付けが必要がある。しかし、韓国の実用新案統計や他国の制度運営状況を見ると、無審査主義に回帰しなければならない根拠は殆ど見当たらない。むしろ無分別な権利濫用を防ぎ、実用新案権が大勢効のある排他的権利という点に相応するためにも審査主義は厳しく維持される必要がある。

ハ．評価及び発展方向

実用新案制度の改編策は小発明に対して既存特許・実用新案制度とは異なる新しい権利を付与することで、知的財産権基盤が相対的に脆弱な中小企業などが事業化中の小発明に対する排他的権利を比較的到手軽に獲得できるようにする。小発明が権利化された以上、中小企業は侵害発生の際に無理に訴訟を提起する、もしくは政府の仲裁に頼らずとも事前に積極的な権利行使が可能になる。

実用新案制度の改編と関連してまだ細部的な法改正方策に対する議論が行われている最中である。上記に言及した改編策が「小発明保護」という実用新案法本来の趣旨を活かせると期待しているが、新しい権利の創設はむしろ市場の歪曲や混乱をもたらすという反論も十分あり得る。今後制度ユーザーの類型別、技術分野別など多様な層位での持続的かつ深みのある討論が求められる。

第2節 商標・デザイン分野

1. 出願人の利便性向上及び審査品質向上に向けた商標制度の改善

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ジョンウン
商標審査政策課 行政事務官 キム・ワンゴン

イ. 推進背景及び概要

現行商標法によれば商標権の存続期間は設定登録のある日から10年とし、存続期間更新登録申請によってその存続期間を10年ずつ更新でき、商標権が共有である場合は共有者全員が共同で存続期間更新登録申請をする必要がある。しかし、共有者のうち一部の所在が不明もしくは一方当事者が悪意的に更新登録申請を拒否した場合、商標権が消滅して同一商標を再び出願せざるを得ないなど時間的・経済的費用がかかるだけでなく、第三者が先に出願した場合は商標登録ができなくなる不合理なケースが発生する恐れがある。

また、商標登録出願審査と関連する商標検索などの業務を行う専門機関を指定制から登録制に変更するなどの内容を盛り込んだ「商標法」の改正(法律第16205号、2019年1月8日公布、7月9日施行)を受け、専門機関の指定制度関連規定を登録制度及び登録基準関連規定に整備する必要があり、関連商標法施行令及び施行規則を改正した。

一方、新しい優先審査ニーズに対応するなど他の商標登録出願より優先して審査するよう要請できる商標登録出願対象を拡大する必要性が増したことで、優先審査の対象を拡大する商標法施行令を改正し、国際出願関連代理人選任規定の整備及び外国法人の代理人委任状証明書類提出の改善など商標登録出願人などの便宜を図る商標法施行規則を改正した。

ロ. 商標法の改正(法律第16362号、2019. 4. 23. 公布、2019. 10. 24. 施行)

商標権が共有である場合共有者全員の同意をもらわなければならない手続きの困難を解消するため、共有者全員が共同で更新登録申請を行っていたものを共有者のうち一部も申請できるよう更新手続きを緩和する内容で商標法を改正した。

ハ．商標法施行令の改正(大統領令第29826号、2019. 6. 11. 改正)

1) 専門機関の指定制度関連規定の整備

特許長官が指定した専門機関のみが商標検索または商品分類付与などの業務を行っていたものを、一定要件を満たして特許庁に登録された法人は該当業務が担当できるように関連規定を整備した。

2) 専門機関業務に対する管理・評価代行専門担当機関の基準設定

専門機関業務に対する管理及び評価業務が代行できる専門担当機関を、該当業務の遂行に必要な専門人材と専門担当組織及びセキュリティシステムを備えたと特許長官が認めた機関または団体と定めた。

3) 優先審査の対象拡大

優先審査が要請できる商標登録出願対象に商標登録出願人が他の商標権者から異議を申し出られた場合を優先審査対象に追加し、商標専門機関に商標調査を依頼した出願を優先審査対象に追加した。

ニ．商標法施行規則の改正(部令第339号、2019. 6. 14. 改正)

1) 国際出願関連代理人選任規定の整備

マドリード国際出願の場合、一部書類提出の時に別途の代理人選任申告手続き無く委任状を添付するだけで選任申告の効力を持つよう、代理人選任の際に国際出願書に

委任状を添付して提出する場合は代理人に関する申告書を提出せずに済むように改正した。

2) 外国法人の代理人委任状証明書類提出の改善

外国法人の代理人委任状処理基準の改善によって、署名権限を証明する書類に対する根拠作りが必要であり、外国人の本人署名確認書類を本国役所の証明書類だけでなく署名に対する権限が証明できる書類に拡大することで出願人の便宜を図った。

3) 専門機関の登録申請方法構築及び専門機関の登録取消などの処分基準の整備

特許長官が指定した専門機関に商標検索などの業務を依頼できるようにしていたものを専門機関の登録申請方法と登録取消基準を定める規定を設けた。

ホ. 商標審査基準の改正

1) 使用による識別力取得判断基準の具体化

使用による識別力取得判断に対する商標使用期間を具体化し、消費者認知度調査の信頼性判断のために世論調査機関、アンケート対象の代表性及び標本数に対する基準を定め、使用による識別力判断を審査官単独審査から協議審査及び使用による識別力判断審査委員会で議論して決定する手続きに改善するなど、審査の一貫性を高めるよう審査基準を整備した。

2) 地理的表示団体標章出願審査基準の設定

地理的表示団体標章の指定商品が加工食品である場合は地理的環境との関連性が自然食品とは異なる産業的特性を反映し、地理的環境との関連性よりは歴史性及び周知性を考慮して審査するよう基準を設定した。

3) 医薬品関連商標出願審査基準の定立

他人が既に製造販売・輸入品目許可・申告をした医薬品名称と同一名称を出願する場合、商標使用意思を確認するなど国民の命と直結する医薬品分野の商標出願に対して審査基準を定立した。

へ. 評価及び発展方向

今回商標法の改正で共有商標権の消滅を防止して商標権者の持続的な事業展開が可能になり、優先審査申請対象を整備・補完することで出願人の利便性向上及び迅速な審査処理を通じて安定的に事業を営むことができるようになった。また、施行規則の改正を通じて現行制度の運営上現れた一部不備なところを改善して出願人の便宜を図った。

その他にも、商標審査基準の改正を通じて使用による識別力判断基準を具体化し、加工食品を指定商品とした地理的表示団体標章の審査基準及び医薬品関連商標出願と関連した審査基準を設けたことで、関連審査の一貫性及び出願人の権利確保に対する予測性を高める上で大きく貢献できると見込まれる。

2. 出願人の利便性向上に向けたデザイン制度の改善

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 書記官 ペ・フンソン
デザイン審査政策課 行政事務官 ソン・ユンソプ

イ. 推進背景及び概要

21世紀感性の時代を迎え、グローバル一流企業は革新的なデザイン、創造的なブランドイメージなど差別化されたデザインで企業の競争力を高めている。

そこで特許庁はデザイン団体、企業、学界及び弁理業界など多様な分野の意見を反

映してデザインの創作性要件を強化し、複数デザイン登録出願の要件を大幅改善する一方、類似デザイン制度を廃止して関連デザイン制度を導入する内容を骨子とするデザイン保護法全部改正案を講じ、2014年7月1日から施行している。

そして、2017年にはデザイン保護法のうち新規性喪失例外主張期間及び時期を拡大し、2018年にはデザイン書類電子化機関の役職員に秘密保持を義務付け、優先権証明書書類を書面で提出する代わりに電子的に提出するよう変えた。2019年には社会的弱者の知的財産権保護を強化するために低所得者層、障害者、青年創業者などにデザイン審判を無料で支援するデザイン審判国選代理人制度を施行した。

ロ. デザイン保護法令の改正内容

1) 国選代理人制度の施行

低所得者層、障害者、青年創業者など社会的弱者の知的財産が十分保護されるようデザイン審判を無料で支援する審判国選代理人制度を施行した。支援を希望する審判当事者は国選代理人選任申請書と支援対象であることが確認できる証憑書類を添付して特許審判院に申請できる。請求人は審判請求日から1カ月、被請求人は答弁書提出期間の満了日まで国選代理人選任申請ができる。特許審判院は各専門分野別国選代理人人材プールを構成し、申請がある場合特許審判院長は人材プールの弁理士の中から国選代理人を選任した後、それを申請人に通知する。

2) デザイン図面の簡素化

施行規則の改正を通じてデザイン出願の利便性を高めるため、現行の基本図面、付加図面、参考図面から基本図面と参考図面に簡素化した。これによって出願人は図面名称に対する混乱を解消して図面作成が容易になり、審査官の拒絶理由通知なく早く審査処理結果がもらえるようになった。参考図面は使用状態図として出願デザインの用途などに対する理解と説明に必要な場合、選択的に提出できるようにした。また、現行の特殊記号フォントは出願人の使用意思と関係なく119字を指定しなければなら

なかったが、今後は16字だけ図示し、その他に登録受けようとするフォントは追加出願可能にしたことで、出願人が希望する特殊記号の作成・登録が便利になった。

3) デザイン出願の利便性向上に向けた優先権証明書類の電子的交換サービスの拡大

従来米国・中国特許庁のみ可能であったデザイン出願の優先権証明書類オンライン交換(DAS: Digital Access Service)を日本特許庁まで拡大し、韓国出願人の費用負担を軽減し、以前より出願が便利になった。

ハ. デザイン審査基準の改正

デザイン保護法施行規則改正(2019.10.1.施行)による措置事項を反映するため審査基準を以下のように改正した。

第一、デザイン図面統合(基本図面、参考図面)による「付加図面」用語を削除し、図面名称に対する混乱解消で図面作成及び出願が容易になった。

第二、フォント図面(特殊記号)の指定文字数を最小化(119→16字)することで出願人の不便を解消し、出願人の必要によって希望する特殊記号を作成できるようにした。

第三、一対の物品の図面審査要件を緩和し、一般的な常識と認められる一対の物品の場合、省略された図面に対するデザイン説明の記載が無くても認めるよう変更し、迅速な審査処理を可能にし、出願人の補正負担を解消した。

二. 評価及び発展方向

今回のデザイン保護法令の改正で低所得者層、障害者、青年創業者などにデザイン審査を無料で支援し、社会的弱者の知的財産権を十分保護し、施行規則の改正を通じてデザイン図面を基本図面と参考図面に簡素化し、便利で手軽な出願・登録を支援した。

また、デザイン審査基準の一部改正を通じて容易な出願を支援し、迅速な審査処理の実現で出願人の簡単かつ迅速なデザイン権の確保を支援した。

2020年には関連デザイン登録に関する要件緩和など産業界の競争力強化・支援に向けたデザイン保護法の改正とデザイン先進国(ID5)の国際的な基準に合致するとともに出願人の優先権主張利益保護のための条約優先権主張制度の改善を推進する計画である。また、新規性喪失例外主張機会の拡大、審査官職権再審査の導入、無権利者に対応した正当な権利者の保護強化などの法令改正を通じて創作者の権利保護を強化し、出願人の利便性を高める計画である。

第3編 強い知的財産創出の支援

第1章 特許基盤産業競争力の強化

第1節 特許ビッグデータ分析を通じた技術自立及び産業育成の支援

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム技術書記官 カン・ユンソク

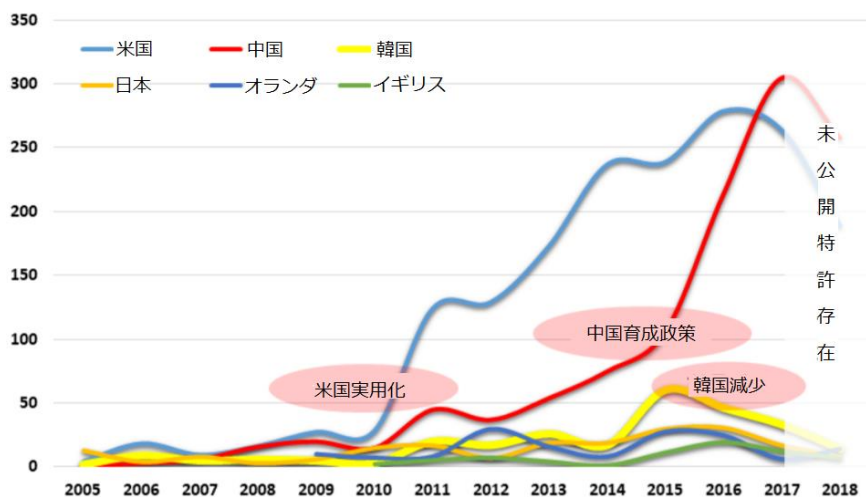
特許は新しく進んだ技術に対して与えられるもので、既存存在する問題とこれを解決するための技術的手段が特許文献に詳細に提示されている。全世界特許文献は約4億5千万件で、ヨーロッパ特許庁によれば現代技術情報の約80%は特許文献にだけ存在し、他のところでは発見できないと言う。したがって、産業・技術核心のために技術情報の宝庫である特許ビッグデータの活用に対する必要性が強調されつつある。

海外では特許ビッグデータを活用しようとする動きがあり、民間特許情報サービス企業が多様なビッグデータ分析サービスを提供している。代表的に米国のLexisNexisはキーワードを利用したポートフォリオ分析、地域別特許状況分析など特許ビッグデータ分析結果を視覚化してサービスユーザーに提供することで大きな反響を得ている。また、各国特許庁及び公共機関も特許ビッグデータ分析を提供するための活動を活発に推進している。

このような特許ビッグデータ分析結果は企業の次世代ドル箱、空白分野の発掘を通じた市場先取などに活用でき、特許出願の動向と各国のR&D投資政策、法・制度の変化などを時系列的に分析すれば政策及び制度改善に関する有意味な示唆点も導き出せる。しかし、韓国の現状は未だに政府R&D課題発掘から企画段階まで各分野の専門家集団の直観と経験により頼っていて、限界に直面している。

特許庁はこのような特定専門家による方向決定から脱して、データに基づく客観的な政策及びR&D方向性を提示するため、特許ビッグデータ分析を通じて産業を診断し、今後有望な分野を予測してみる新しい戦略を提示した。

＜図Ⅲ－1－1＞ 遺伝体分析基盤精密医療サービス分野の出願動向と各国政策間の相関分析



2. 主要産業別の特許ビッグデータ分析

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 技術書記官 カン・ユンソク

イ. 推進背景及び概要

特許は全世界企業・研究所などが独自開発した技術競争力を確保・保護するために多額の費用を支払って生産した技術情報であるため、国家企業別技術水準と今後予想される市場シェアの変化を先に示す羅針盤のような役割を果たす。そのため、全世界R&D動向などが集約された約4億3000万件の特許ビッグデータをうまく活用すれば、産業融合・複合時代において国家競争力が確保できる客観的かつ正確なR&D戦略及び革新対策の道しるべになれる。

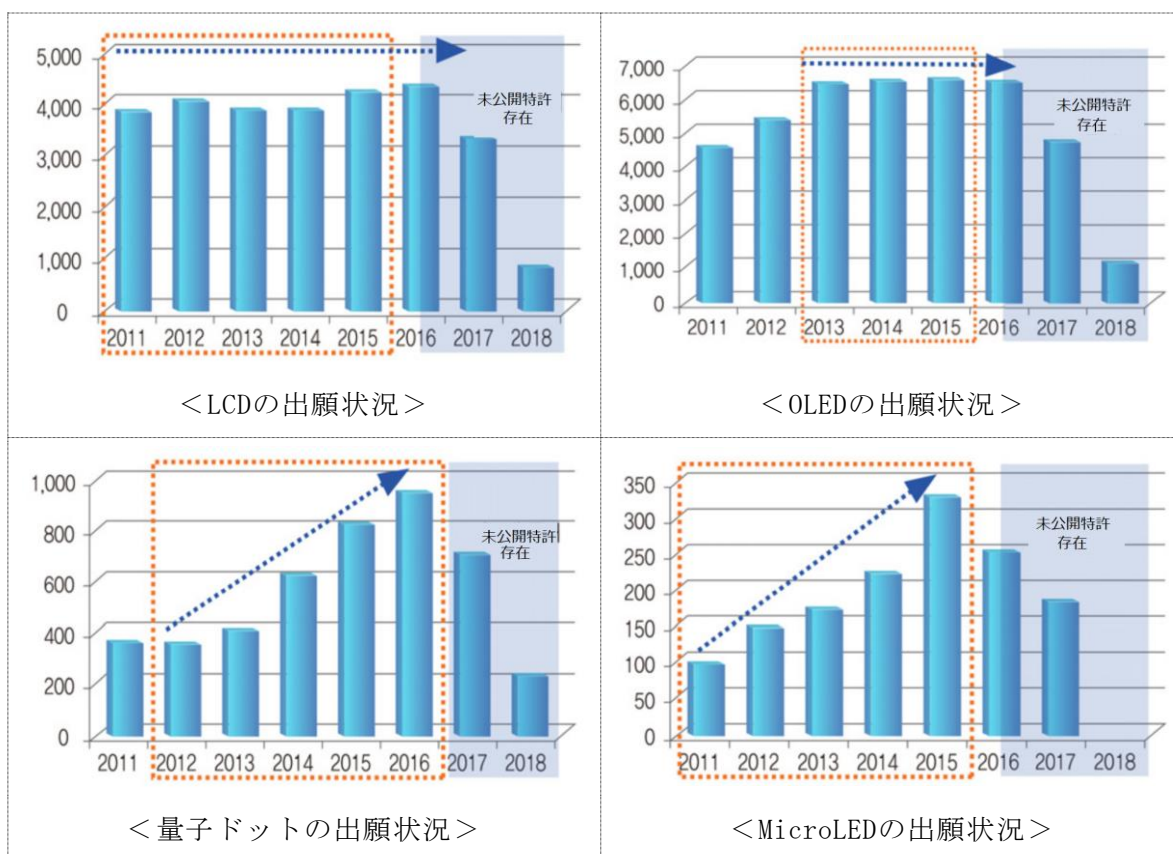
ロ. 推進内容及び成果

まず同一産業分野の先行技術を参考にして新技術市場を予測することと同様、同一産業分野の特許出願量と世界市場シェアを参考にして韓国産業の危機信号を先に把握することも可能になると予想される。そこで、特許庁は韓国の主要産業の一つである

ディスプレイ産業に対する特許ビッグデータ分析を実施し、現状を診断した後、次世代ディスプレイ産業の可能性確認及び有望産業の発掘を行った。

日本は2000年代初めデジタル時代に転換していく過程でLCD技術の潜在力を過小評価し、アナログ技術のCRTに集中した結果、世界ディスプレイパネル市場の主導権を韓国に渡す結果となった。2004年日本を追い越して以来14年間世界市場シェア1位を維持している韓国の現状を診断し、LCD市場シェア世界1位を中国に奪われた痛い経験を踏襲しないための方向を見出すため、特許庁はディスプレイ関連の特許ビッグデータ分析を実施した。

<表Ⅲ-1-1>ディスプレイ主要製品別特許出願状況



<表Ⅲ-1-2>LCDとOLEDを通じた産業現状診断

国籍	LCD出願量(シェア)	国籍	OLED出願量(シェア)
日本	18,785件 (35.2%)	韓国	22,423件 (35.1%)
中国	13,671件 (25.6%)	日本	18,373件 (28.7%)
韓国	12,193件 (22.9%)	中国	10,130件 (15.8%)
台湾	4,106件 (7.7%)	米国	6,472件 (10.1%)
米国	2,945件 (5.5%)	ドイツ	2,086件 (3.3%)
その他	1,640件 (3.1%)	その他	4,471件 (7.0%)
合計	53,340件 (100%)	合計	63,955件 (100%)

<LCD出願人の国籍別出願動向>	

<OLED出願人の国籍別出願動向>	

現在市場で脚光を浴びている、もしくは今後その地位を代わると言われる次世代ディスプレイのLCD、OLED、量子ドット、MicroLEDなど計4つの技術に対する特許出願状況を調べてみた結果、LCDは出願量の変化が見当たらない技術の停滞段階にあり、市場規模もまた停滞段階に入っているため、遠くない未来には衰退するものと見られる。OLEDの場合技術は停滞段階であるが、市場規模は増加しているため、商用化市場は成長すると見込まれる。一方、量子ドットとMicroLEDの場合、最近出願量が急増する技術の導入段階に該当し、市場規模も持続的に増加すると見られる。

LCDを見ると、2011年中国のLCD特許出願量が韓国の出願量を追い越して6年が過ぎた2017年には結局中国に世界市場シェア1位を渡してしまった。ディスプレイ分野の他の製品であるOLEDの場合、未公開特許を踏まえると2017年に韓国の特許出願量を中国が追い越すと予想されるため、約2023年には世界市場シェア1位の地位を奪われる

可能性が高い。

そこで、次世代ディスプレイで政府支援が最も必要な技術を見出せるため、予測される市場規模、年平均成長率の予測値、産業発展方向との合致性、技術市場成長段階を総合分析してMicroLEDを次世代積極支援技術分野として選定した。

以後選定されたMicroLEDの深層分析と専門家の意見聴取を経て、MicroLEDチップの製造、超精密転写技術が後発走者に該当する韓国が優先して推進すべきR&D方向として選定された。海外グローバル企業のスタートアップ買収などのような特許ポートフォリオ強化戦略を把握し、チップ製造技術のうち収率向上のために細部技術に対する空白を見つけてそれを政府R&D関係省庁及び国内企業に提供して活用させた。

ハ．評価及び発展方向

ディスプレイ産業に対する特許ビックデータの現状診断及び有望技術の導出結果を数回にわたって産業部及びディスプレイ官民合同TFに発表・共有する機会を設けることで該当方法論の有用性を検証した。その結果、特許ビックデータを活用して導出したMicroLED分野の有望性と核心R&D課題は国内大企業S社が独自に分析して予測した市場展望及び有望技術と一致したことが確認され、中堅企業T社は本結果を基に新事業推進に活用するため追加分析のためのデータを要請してきた。

特許庁はこのような特許ビックデータ基盤主要産業分析の効果と産・学・研に及ぼす影響力を考慮して漸進的に全産業分野へと分析を拡大する計画である。

3. 特許基盤産業育成戦略の策定支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 技術書記官 カン・ユンソク

イ．推進背景及び概要

主要産業の一つであるディスプレイ産業に対する特許ビッグデータ分析を実施した結果、特許基盤産業育成の必要性がさらに浮き彫りになり、特に政府R&D関連省庁からも客観的なデータを基に産業育成政策を導出する必要があることにコンセンサスを得た。

特許庁は主要産業に対する特許ビッグデータ分析を通じた現状診断に止まらず、今後有望技術及び有望R&D課題を発掘・提案するため、予測分析をより強化して特許ビッグデータ分析を行った。

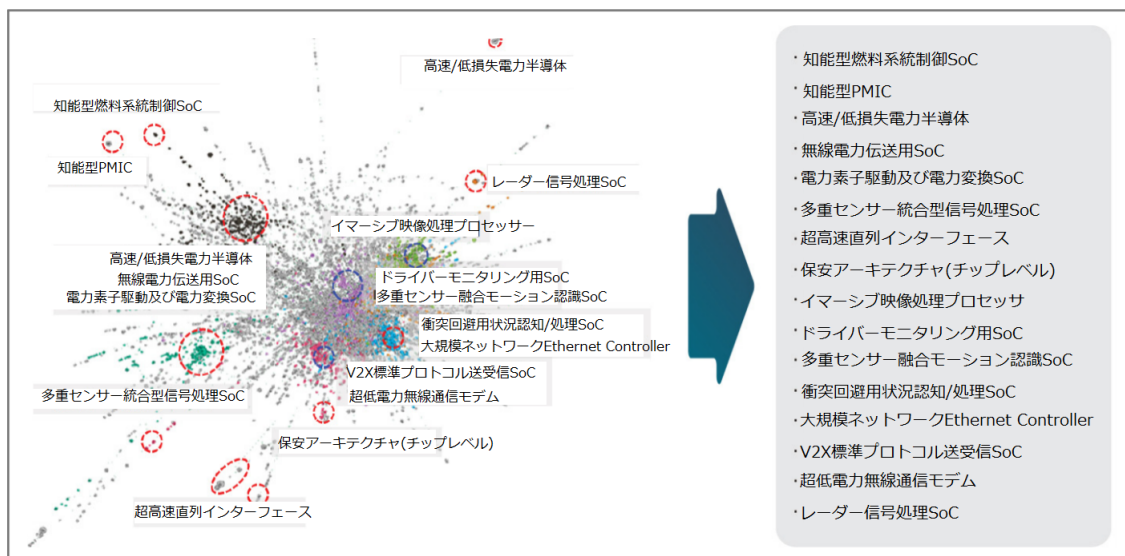
ロ．推進内容及び成果

韓国主要産業の中で緊急性、波及性などを考慮してシステム半導体、バイオ・ヘルス、水素産業、次世代電池に対する特許ビッグデータ分析を実施した。

韓国がファストフォロワーからファーストムーバーに申し上がるためにはファーストムーバーの必須条件であるR&D先導及び市場先取が必要であり、そのための有望技術及び政策示唆点を導出して提示することを目標に分野別新しいアプローチを試みた。

システム半導体の場合有効特許のネットワーク分析(SNA、Social Network Analysis)を通じて特許間の引用関係を視覚化して有望R&D課題を導出した。以後導出された有望技術候補を基にシステム半導体分野専門家を通じたAHPアンケート(Analysis Hierarchy Process:候補間の相対比較結果を統計処理してアンケート回答の信頼性と候補技術に対する優先順位を導出する方法)を通じて最終有望技術を選定した。次世代電池の場合、特許文献に登場する代表キーワードの頻度(TF、Term Frequency)を区間別に分析して新しく登場する技術 이슈を導出するテキストマイニング技法を適用して有望技術候補を導出し、該当分野専門家との会議を通じて最終有望技術を選定した。

＜表Ⅲ-1-3＞ネットワーク分析を通じた有望技術発掘の例示(自動車用半導体)



このような分析方法を通じてディスプレイ、システム半導体、バイオ・ヘルス、水素産業、次世代電池の5大分野に対する有望R&D課題を導出した。ディスプレイはチップ製造及び収率向上技術、自動車用応用技術、通信・繊維用応用技術など10大有望R&D課題を導出し、バイオ・ヘルス分野は幹細胞の免疫細胞分化、ARを活用した施術・手術用ナビゲーション技術など計20の有望R&D課題を導出した。また、システム半導体はエッジコンピューティング用人工知能プロセッサ、知能型戦略管理ICチップなど24の有望R&D課題を、水素産業はエネルギー低減型有機液状水素化合物、水素タービンなど8つの有望R&D課題を、次世代電池は固体電解質組成及び微細構造制御技術、電解液・硫黄比率の最小化技術など13の有望R&D課題を導出した。

ディスプレイを含む5大主要産業に計75ノ有望R&D課題を導出して産・学・研に提供することで特許ビックデータ基盤産業の育成に向けた方向を提示した。また、バイオ・ヘルス分野の場合、先進国の事例を参考にして障害要因を把握し、投資拡大のためにはホワイトリストからブラックリストへの規制改善が必要であることを提示した。

<表Ⅲ-1-4>テキストマイニングTFを活用した有望技術の導出例示

'07~'10	'11~'14		'15~'18	
hydrogen	hydrogen		hydrogen	
gas	dehydrogenation	↑	organic hydride	↑
electrolyte	ruthenium		dehydrogenation	↑
organic hydride	alumina		catalyst	↑
ammonia	reaction		temperature	
storage material	heat		organic	
catalyst	energy		hydride	
electrode	ammonia		exhaust gas	
ammonia borane	toluene	NEW	liquid hydrogen	
heating source	temperature		hydrogen storage	
temperature	production system		storage material	
liquid	steam		ammonia	↓
anode	organic carrier	NEW	liquefied gas	
cathode	metal hydride	↑	fuel cell	

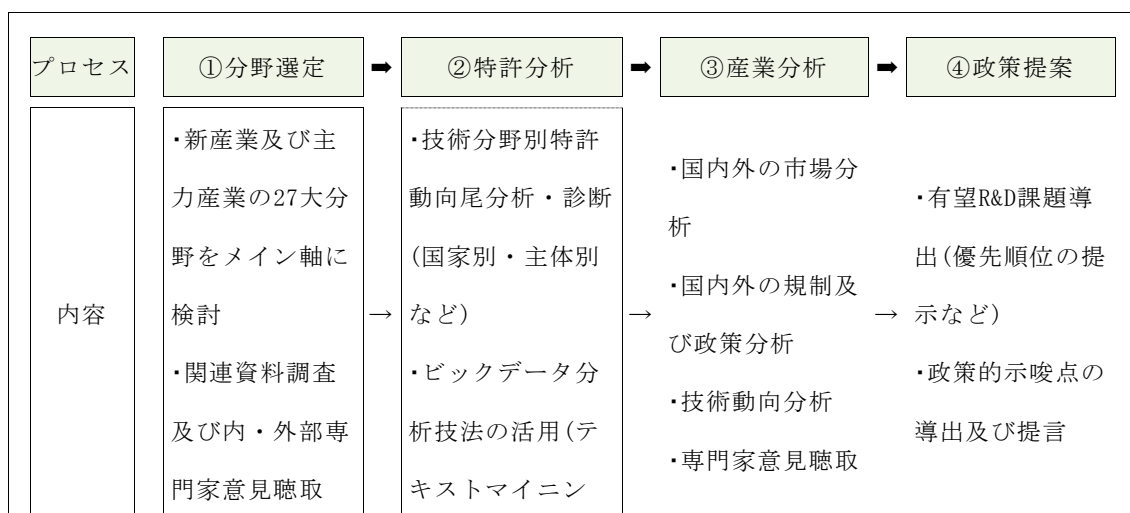
(水素貯蔵) 有機液状水素化合物関連キーワードが持続的に登場し、最近区間

(2015~2018)に有機水素化合物構造*関連キーワードが多様化

*biphenyl, aminoethanol, methylenedioxy benzene, benzene, methylenedibenzeneなど

⇒多様な構造の有機水素化合物に研究が広がりつつあることを示唆。

<表Ⅲ-1-5>特許ビクデータ基盤産業革新戦略の策定プロセス



		グ、SNAなど)	市場規模及び成長率予測、韓国と日本の育成政策比較、各種規制による市場への影響	集中育成分野の導出、人材育成方法の提示、規制緩和の提言など
例示	次世代電池、システム半導体など主力産業の選定	技術成長性、韓国の競争力、障壁度、影響力などを導出		

ハ．評価及び発展方向

2019年5月ムン・ジェイン大統領は忠北梧倉で韓国新成長エンジンとしてバイオ・ヘルス分野を挙げ、そのための特許ビッグデータの重要性を言及したが、この時特許庁のバイオ・ヘルス分野の分析結果を引用した。

水素産業と関連しては科学技術関係長官会議の後続措置として特許ビッグデータ分析結果を基に水素技術開発ロードマップを策定し、科学技術情報通信部、産業部、国土部、海水部、環境部、特許庁で構成される政府レベルの水素R&D協議体を構築した。

ディスプレイ分野は計172機関が特許ビッグデータ分析結果を活用してR&Dに参考し、水素産業は41機関、システム半導体35機関、バイオ・ヘルス31機関、次世代電池37機関が分析結果を参考にしてR&Dを企画及び遂行している。

今後協会や学会などを通じて結果普及に力を入れ、セミナーなどを通じて特許ビッグデータ分析結果を配布して特許ビッグデータの活用を促すために関連機関との協議を進めている。

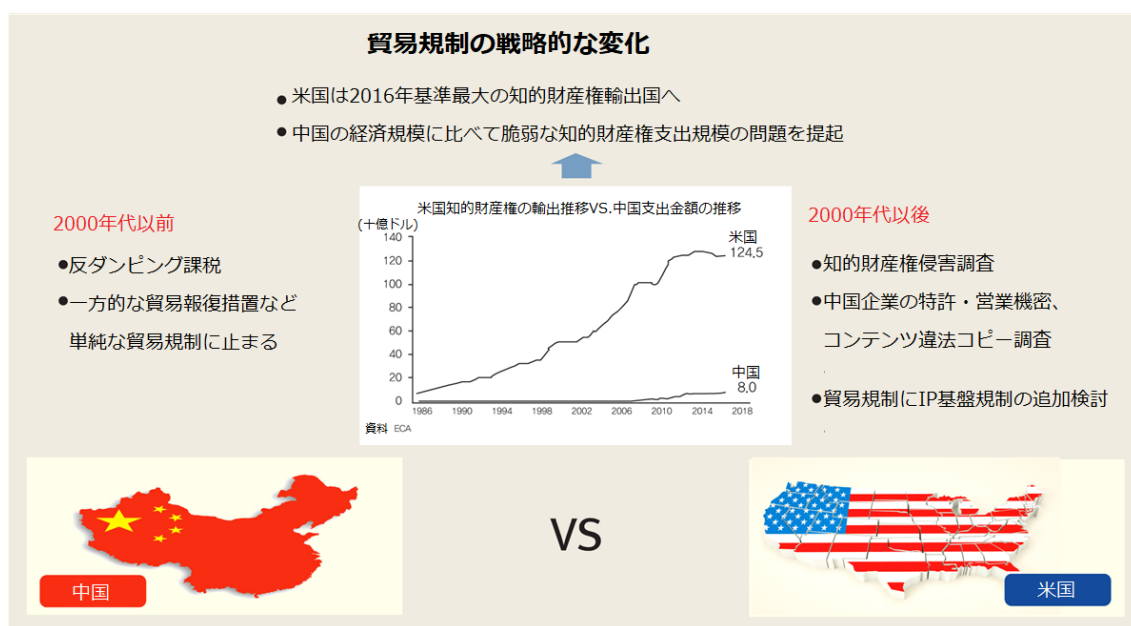
第2節 特許連携研究開発戦略(IP-R&D)の高度化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

21世紀は技術とアイデア、ブランドなど無形資産が付加価値創出のエンジンになる知的財産の時代である。各国は創意的なアイデアを知的財産権として確保して未来市場を先取りすると同時に独占的な地位を構築するための競争を繰り広げ、銃声なき戦争と呼ばれる特許紛争と訴訟も熾烈になりつつある。

<図Ⅲ-1-2>米・中貿易規制手段などの戦略的な変化



パテントトロールと呼ばれる特許管理専門会社(NPEs)と製造企業間の特許訴訟が持続的に増えているだけでなく、クアルコムとアップル、サムスンとファーウェイ間の訴訟からもわかるように、グローバル企業も知的財産を武器にして市場で有利な位置を占め、収益を最大に引き上げるために攻撃的な知的財産戦略を推進している。

今やこのような特許紛争は大企業に限った話ではない。特許訴訟で提訴された国内の中小・中堅企業の状況を見ると、2015年には6件に過ぎなかったものが2018年に

は26件に増え、わずか4年で4倍水準にまで増加した。これは特許紛争の対象が普遍化し、それによって中小企業における知財権戦略が如何に重要であるのかを示している。

特許庁は韓国中小企業の知的財産競争力を強化するため、2009年からIP-R&D戦略支援事業を推進してきた。特許(IP)分析を基に産業界R&D現場で新規IP創出戦略、最適なR&D方向、IPインフラ構築などカスタマイズ型知財権コンサルティングを支援している。

今年で12年目を迎えたIP-R&D戦略支援事業はこれまで計1,900社余りの中小・中堅企業課題を支援し、参加企業の知的財産中心R&D戦略の策定や特許経営認識の向上に大きく貢献している。また、単に個別企業に対する支援に止まらず、韓国産業界に知財権の重要性を伝えるためにCEO・CTO懇談会、企業R&D現場訪問、優秀事例共有会、方法論コンペティションなどを通じて知的財産基盤R&Dの民間への拡散も図っている。同時に、IP-R&D大衆化における中心的な役割を果たすように民間主導の自律協議体である「知的財産革新企業協議会」を6年間運営している。

このようなシステムを基に2019年には知財権と連携した研究開発戦略支援、グローバル技術革新IP戦略開発、企業群共通核心技術IP戦略支援など企業のR&D現場にカスタマイズ型・密着型IP-R&D支援を積極的に推進した。

2. 素材・部品・装備分野技術自立に向けたR&D連携IP-R&Dの迅速な支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

核心素材・部品・装備は韓国主力産業のバックボーンであり、製造業競争力の必須要素であるが、依然として日本に対する依存度が非常に高い。また、核心素材・部品・装備分野は韓国中小企業の技術水準も米国など先進国に比べて85～89%水準に過ぎない状況である。

このように現在は日本などが先取りした特許障壁に対する克服無くては代替技術の確保も不可能であり、ライセンス中断、知財権訴訟の提起など特許攻撃も懸念される状況である。

この問題を解決するためには素材・部品・装備R&D革新と知的財産を基にした韓国企業のグローバル競争力の確保が必要であるため、そのための総合的なIP-R&D戦略支援計画の策定が求められる。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2019年8月「素材・部品・装備競争力強化対策」、「素材・部品・装備R&D投資戦略及び革新対策」を通じて特許障壁克服などに向けた素材・部品・装備分野のIP-R&D拡大を政府対策に反映し、11月にその後続措置として「知的財産基盤の技術自立及び産業競争力強化対策」を関係省庁が合同発表した。これを通じて素材・部品・装備分野R&Dに対するIP-R&D並行推進を制度化するなど国家R&Dに特許ビッグデータを活用して技術自立加速化を推進している。また、素材・部品・装備関連核心品目(100+ α)政府R&D課題(500課題余り)に対して特許庁とR&D省庁が費用を分担してIP-R&Dを全面適用することに合意する成果も収めた。

また、2019年11月「素材・部品・装備技術の早期確保に向けたIP-R&D強化策」を策定し、核心品目(100+ α)政府R&Dに対するIP-R&D全面拡大を推進し、「IP-R&D戦略支援」予算も2019年212億ウォン(263課題)から2020年308.2億ウォン(389課題)に45.4%増えた。

ハ. 評価及び発展方向

2019年早期技術自立に向けた特許観点の対応戦略の策定と素材カスタマイズ型特許分析方法論開発のために3大素材に対するIP-R&Dを実施したが、関連業界の反応が非常にポジティブであった。今後も特許庁は素材・部品・装備R&Dに対するIP-R&Dを全

面拡大し、核心品目及びIP-R&D制度化課題を対象にR&D省庁とIP-R&D費用を分担して共同支援を続けていく計画である。

3. 需要者カスタマイズ型IP-R&D支援の拡大

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

イ. 知的財産権連携研究開発戦略支援

1) 推進背景

米国・日本など主要先進国は国家経済の付加価値を高める新成長エンジンとして創意的な知識活動を奨励している。また、その結果物の保護・活用を促進するために政府レベルの知的財産政策を推進・運用中であり、知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用している。その例として、最近米国と中国間貿易戦争の裏には特許権侵害と不正技術移転など、知的財産権紛争が少なくない比率を占めている。

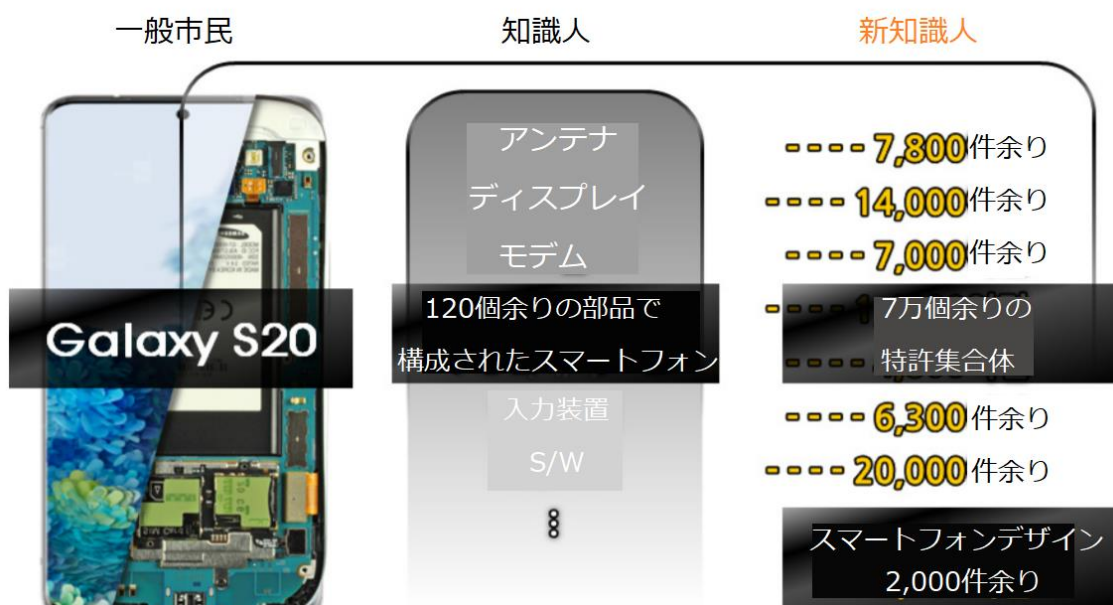
<図Ⅲ-1-3> 主要国における第4次産業革命関連知的財産戦略の推進動向

<p>米国 先端分野R&D支援及び国際的なIPの保護強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造部門の革新に向けた先端製造パートナーシッププログラムの運営及び先端IT技術研究に集中支援 国内外における自国IP侵害防止に向けたIP保護・執行システムの強化 	<p>日本 ビックデータなど第4次産業革命に備えたIP政策の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4次産業革命に備えるためにデータ基盤の経済構造革新を推進する「未来投資戦略2018」発表 ビックデータ、AIの活用を促進するIPシステムの構築及びIP活用促進など第4次産業革命に対応したIP政策の推進
<p>ドイツ 政府レベルの協力ネットワークに基づく革新プラットフォームの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> プラットフォームインダストリー4.0の構築で製造部門と先端IT技術の融合及び国際標準化をリード 中小企業向けIP・標準化支援プログラムの運営及びIP保護強化 	<p>中国 国家主導の下で強力な第4次産業革命に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 「製造2025」と「インターネットプラス」を革新戦略として提示し、製造業の革新と産業構造の転換を図る 核心技術別発展計画の策定・施行、IP創出と標準化の連携及びIP保護の強化

今日のように熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器とする企業だけが生き残ることができる。しかし、これまで韓国のR&Dは持続的な量的投資成長にもかかわらず質的生産性は低かった。

そこで、特許庁はR&Dの体質を改善して効率性を高めることで、韓国中小企業が未来有望技術分野の知財権を先取りできるように「知財権連携研究開発戦略支援」事業を推進した。

<図Ⅲ-1-4>製品と技術に対するパラダイムシフト



2) 推進内容及び成果

「知的財産権連携研究開発戦略支援」事業は知財権中心の技術獲得戦略という方法論を適用し、特許分析を基に既存競合社の特許を回避して有望な新技術を開発するためのR&D方向と、それと連携した強い知財権ポートフォリオ確保戦略を韓国中小企業に提供する事業である。これは製品を「部品の結合体」と見ていた従来の見方に「特許複合体」という観点を追加的に取り入れ、研究開発の主な目的を「収入源となる強い特許」の獲得及び先取にすることである。

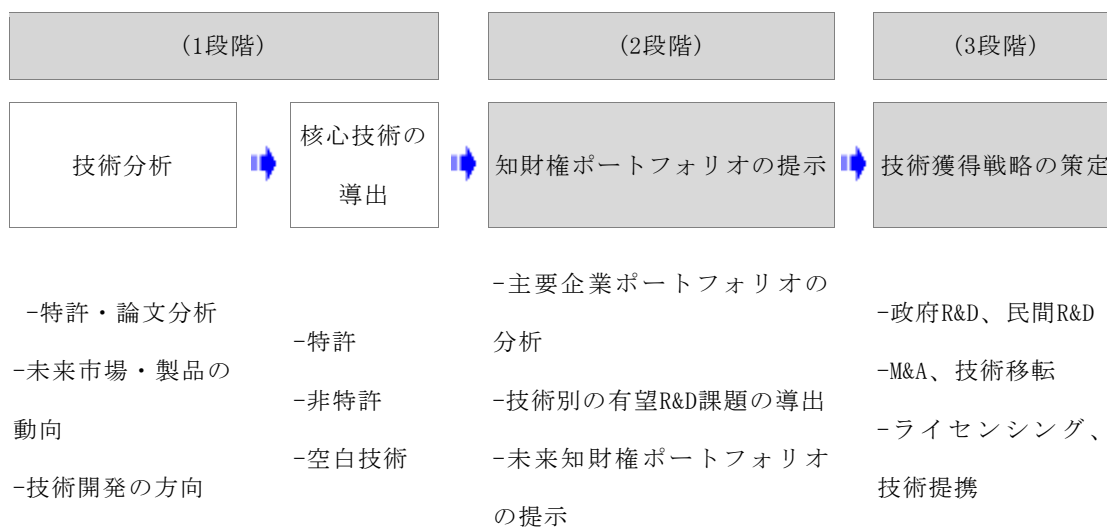
知財権獲得戦略の策定プロセスは以下のとおりである。

(1段階) 未来市場ニーズ、消費トレンド、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、未来市場をリードすると思われる製品や核心・源泉技術を予測し、

(2段階) 国内企業が特許攻勢に揺れることなく特許そのもので収益を上げる上で有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強い特許確保型R&D課題を提示する。

(3段階) 最後に「知的財産権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(政府R&D、独自R&D戦略、第3企業との技術提携、クロス・ライセンスなど)を産業界などに提供する。

<図Ⅲ-1-5> 知財権中心の技術獲得戦略策定プロセス



知財権連携研究開発戦略支援事業の支援プロセスは環境分析、特許分析、IP-R&D戦略策定の全3段階で構成されている。

第一、環境分析の段階では企業ニーズ及び現状把握などの自社分析を通じて戦略目標を設定し、市場及び主要競合社の分析とともに特許紛争の現状、国家政策動向など技術課題に対する総合的な環境を分析する。

第二、特許分析段階では企業保有技術に対する関連特許及び論文の定量・定性分析を実施し、それに基づいて主要コア特許を導き出す。

第三、導き出されたコア特許に対応するための非侵害論理の開発及び回避設計の実施、新規IPの創出及び有望R&D課題を提示する。また、企業の事業化方向の設定、特許DBなどの特許インフラの構築を支援する。

<図Ⅲ-1-6>知財権連携研究開発戦略支援における個別課題別の進行プロセス



2019年には計210件の中小企業課題にカスタマイズ型知財権戦略コンサルティングを提供し、韓国中小企業の第4次産業革命対応能力を高めるために8大スマート基盤技術及び9大国家戦略プロジェクトなど第4次産業革命核心分野を重点的に支援した。

これまで支援してきた再創業、社会的企業だけでなく障害者企業、女性企業を支援対象に追加して別途支援トラックを設け、一般小企業に比べて低い企業負担金を適用することで社会問題解決型カスタマイズ型IP-R&Dを支援した。

また、省庁R&Dに対するIP-R&D拡散に向けて産業部、中小企業部など主要R&D省庁との多様な共同事業に対して支援規模を拡大した。

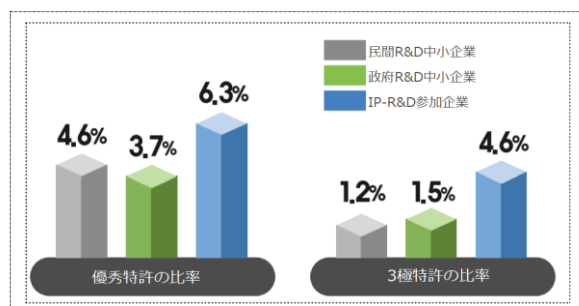
①創業企業などにR&D資金とIP-R&Dをパッケージ支援する事業、②IP-R&Dで企業共同開発が必要なR&D課題を企画する事業、③IP-R&Dでまず細部計画を策定した後にR&D資金を支援する方法で段階別役割を分担する事業、④中大型R&D課題にIP-R&Dを必須支援し、「IP主治医」が特許戦略を後続管理する事業など省庁共同事業を通じて有望な中小企業を共同発掘・支援することで中小企業の知財権競争力を強化し、R&D効率性を最大に引き上げた。

IP-R&D拡散のために2019年には産業技術R&D革新策、国家研究開発事業管理規定、素材・部品・装備競争力強化特別法などにIP-R&D並行根拠の制度化を推進した。

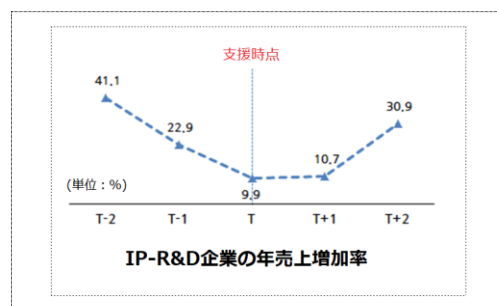
一方、IP-R&D拡散に向けて多数の企業を対象に知財権戦略を支援するパイロット事業も推進した。既存の個別IP-R&D支援が受けられなかった大多数の劣悪な中小企業も最小限の特許戦略を講じて研究開発ができるよう、産業分野別中小企業群を対象にした「企業群共通核心技術IP-R&D」を産業団地の15ミニクラスターに試験的に支援した。

<表Ⅲ-1-6> IP-R&D戦略支援事業の成果

< IP-R&D特許の質的水準(2014~2018) >



< IP-R&Dの経済成果(2012~2016) >



3) 評価及び発展方向

2019年に計210社の中小企業に対する知財権連携研究開発戦略支援を通じて計545件の特許を創出し、高い特許生産効果を上げた。

IP-R&D戦略支援を受けた研究開発課題は未支援課題に比べて優秀特許比率は1.4倍、三極特許比率(米国、ヨーロッパ、日本の特許庁に同時出願された特許数)は3.8倍高いなど、事業支援による成果が非常に大きいことがわかった。

代表的な成果事例の一つである㈱ポイントエンジニアリングはアルミニウム両極酸化膜技術を基に新市場への進出を模索している中で2013年から「IP-R&D戦略支援事業」に参加した。IP-R&Dを通じて不良率を画期的に下げられる新技術を開発し、それが適用できる新市場分野を発掘して紫外線LED金属基板分野に進出した後、実際製品生産にまでつながり、年間数十億ウォンの新規売上を記録するとともに60人以上の新規雇用を創出した。また、それに満足せず再びIP-R&D事業に参加して小型・低電力ガスセンサーの開発に成功し、スマートフォン装着ガスセンサー市場にまで進出して約100億ウォンの売上を期待するなど驚くほどの成果を収めた。

また、もう一つの成功事例を挙げると㈱Biototechがある。㈱Biototechは医薬品などの安全性・有効性評価の依頼を受けて代行する非臨床専門企業であり、政府R&Dを行う中で新薬候補物質の新規用途発掘に困っている状況であった。このような状況の中で、IP-R&D支援を通じて全世界特許空白領域を分析し、新しい肝疾患治療剤用途を導出したことで最低数十億ウォンの実験費用及び時間を節約し、源泉特許まで出願するなど卓越した成果を収めた。これを通じて数十兆ウォン台のグローバル市場を先取りすることも期待できる。

これまでの成果を基に2020年度には知財権連携研究開発戦略支援事業に計326課題、228億ウォンを投じて、第4次産業革命の核心分野技術を持つ中小企業に対する支援を拡大し、新成長エンジンを発掘する予定である。

同時に、産業部、中企部など主要R&D省庁との連携・協業を強化し、IP-R&D戦略をさらに広げ、R&D支援効果を最大にする一方、企業群共通核心技術IP-R&Dを本格的に

推進して産業団地ミニクラスターと創造経済革新センター特化企業群など多様な分野別企業群に知財権戦略と有望R&D課題発掘を支援する計画である。

グローバル特許戦争時代において韓国経済の根幹である中小企業が生き残るためには、政府レベルの支援が切実であり、特許庁は今後もIP-R&D戦略支援を通じて多くの中小企業が優秀な研究開発成果を収めるよう取り組んでいく計画である。

ロ. グローバル技術革新IP戦略開発事業

1) 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA)の締結によって経済領土が拡大したことで、技術と製品の競争力確保を通じたグローバル市場の先取が重要になっている。そこで、先進企業は核心知識の蓄積・開発・活用に集中する知的財産戦略を推進し、このようなグローバル競争体制に効果的に対応している。また、保有する知的財産を武器として市場を先取りし、競合社を攻撃して収益を創出するなど市場における独占的な地位を確保するために努力している。

一方、最近感性を重視する消費の拡散によって製品の機能・品質など伝統的な価値よりブランド・デザインなどソフト要素に対する好奇心で商品を選ぶ傾向が現れ始めている。このような状況とともに輸出企業の海外IP紛争も特許とともにブランド・デザイン紛争まで広範囲にわたって発生しているが、対応能力の足りない中小・中堅企業にグローバル市場で競争力を持たせるためには顧客視点からの差別化されたIP総合支援が求められている。また、第4次産業革命によって高付加価値創出に向けた製品ーサービスの融合が現れ始めているため、サービス分野への知財権戦略の拡大が求められている。

そこで、特許庁は2016年から特許(技術)戦略だけでなく、一つの製品を中心の製品の性能と外観、製品名が互いに調和を成してグローバルヒット商品になれるよう、特許・デザイン・ブランドの融合戦略を支援する事業を初めて展開した。2018年には技

術・製品だけでなく、サービスなど顧客が体験する全ての有形・無形要素まで考慮する製品－サービス融合IP-R&Dを新たに推進し、2019年には新製品創出型13課題、製品高度化型20課題、製品－サービス融合型10課題など計43課題を支援した。

2) 推進内容及び成果

2019年には企業のニーズに応じて既存の新製品創出型と製品高度化型を持続的に推進し、特許・デザイン・ブランドの各パート間協業に向けたプロセス・方法論の具体化及び高度化を推進した。また、第4次産業革命核心分野の中小・中堅企業を重点的に支援し、第4次産業革命に備えてICTサービス融合を通じた高付加価値化のために製品－サービス融合型IP戦略支援も持続的に推進した。一方、ターゲットになる海外市場(中国、新南方など)の現地制度及び環境を考慮したカスタマイズ型IP戦略支援を推進した。まず中国特許専門人材を活用して中国進出カスタマイズ型IP戦略を2つ課題に支援し、新南方地域への進出を目標としている国内製薬・バイオ企業を対象にターゲット市場特化戦略を2つ課題に新しく支援した。

このような2019年事業の主な成果として、計43課題(企業)支援を通じて90件の国内出願と84件の海外出願など計174件の知財権出願に成功した。

＜表Ⅲ－1－7＞2019年グローバル技術革新IP戦略開発課題類型別の支援内容

課題 類型	細部類型	支援期 間	支援内容
製品－ サービス 融合 型	製品－サービス 戦略(SPI)	28週 (7月)	製品関連技術(特許など)・市場・競合社分析を通じた製品特許・デザイン及びサービス方法特許、UX/UIデザイン開発戦略支援
	サービス戦略 (SI)	20週 (5月)	市場・ユーザー・競合社IP分析などを通じてサービス関連UX/UIデザイン開発及びIP戦略支援
新製品 創出型	特許・デザイ ン・ブランド	28週 (7月)	製品に対する市場・デザイン・技術(特許など)分析によるトータルアイデンティティ(TI)を策定し、そ

	(TI)開発		れに対する特許・デザイン・ブランド融合開発戦略支援
	特許・デザイン(PI)開発	20週 (5月)	製品関連IP及び環境分析に基づいた品質・機能が向上されたデザイン開発及びIP融合戦略支援
	特許・ブランド(BI)開発	20週 (5月)	製品関連IP分析に基づいた製品品質の向上及びブランド認知度の向上に向けたブランド開発及びIP融合戦略支援
製品高度化型	特許(技術)開発	20週 (5月)	特許・市場・競合社分析などを通じた製品・技術関連R&D方向、革新特許に対する先立った対応、強い特許の先取及びポートフォリオ構築など総合特許戦略支援

<表Ⅲ-1-8> 2019年グローバル技術革新IP戦略開発事業の実績

<製品-サービス融合型戦略の提案>

区分	IP獲得戦略	核心IP対応戦略	製品デザイン開発戦略	UX/UIデザイン開発戦略	R&D方向戦略提示	IPインフラ構築戦略	合計
10社 (平均)	70(7.0)	41(4.1)	3(1.5)	39(3.9)	46(4.6)	7(0.7)	206 (21.8)

<新製品創出型戦略の提案>

区分	IP獲得戦略	核心IP対応戦略	デザイン開発戦略	ブランド開発戦略	R&D方向戦略提示	ライセンスリング戦略	IPインフラ構築戦略	合計
13社 (平均)	106(8.2)	44(3.4)	46(5.1)	44(4.9)	38(2.9)	2(0.2)	20(1.5)	300 (26.2)

<製品高度化型戦略の提案>

区分	IP獲得戦略	核心IP対応戦略	R&D方向戦略提示	ライセンスリング戦略	IPインフラ構築戦略	合計
20社(平均)	168(8.4)	99(5.0)	68(3.4)	2(0.1)	37(1.9)	374(18.7)

<図Ⅲ-1-7> 支援類型別の戦略策定プロセス



3) 評価及び発展方法

第4次産業革命によって既存産業とICTが融合する新成長サービスが登場し、サービ

スの差別化が付加価値創出の核心要素として浮上したことで、サービス事業の保護とサービスアイデアを知財権として確保するための製品－サービス融合IP戦略支援を持続的に推進する必要がある。また、中国進出特化課題に続いて、製薬・バイオ企業の新南方進出に向けたカスタマイズ型IP戦略支援を通じて国内企業の小規模途上国市場の先取も持続的に支援する予定である。

今後も韓国特許庁は韓国中小・中堅企業が海外知財権という武器を持って世界市場で通じるヒット商品及びサービスを創出し、グローバル強小企業として成長できるように様々なカスタマイズ型支援を続けていく計画である。

ハ．企業群共通核心技術IP戦略支援事業

1) 推進背景及び概要

パテント・トロールの無差別的な特許訴訟によって知財権対応能力の足りない国内中小企業が特許紛争に巻き込まれていることで、産業群別特許分析支援に対するニーズが高まっている。

そこで、2018年特許庁はIP-R&D拡散のために多数の企業を対象に知財権戦略を支援するパイロット事業を推進し、2019年から分野別・業種別に業界ニーズが反映できる多数の中小企業を参加させ、業界共通核心技術(新技術、問題技術など)に対してIP戦略の導出及び有望R&D課題発掘を支援する「企業群共通核心技術IP戦略支援事業」を新規推進した。該当事業を通じて海外先導企業特許などを体系的に分析して国内ベンチャー・中小企業に有望共通核心技術の技術把握及び習得を支援することはもちろん、製品開発戦略も支援している。

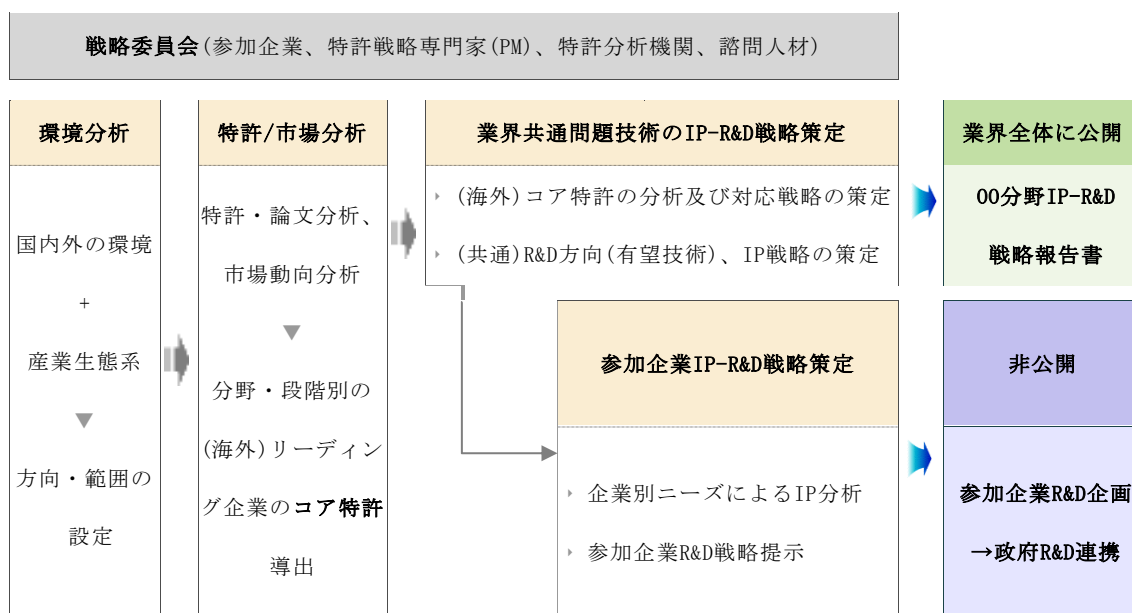
2) 推進内容及び成果

企業群共通核心技術IP戦略支援事業は業種別・分野別の共通核心技術に対する環境分析を通じて特許分析方向及び範囲を設定し、該当分野の特許・市場分析を通じて海

外リーディング企業の核心技術特許を導出してそれに対する対応策を講じ、それを基に導出した今後有望R&D課題を業界全体に共有・拡散することで、該当分野中小企業全体のIP競争力を高めようとした。

2019年には韓国産業団地公団、創造経済革新センター、中小企業中央会との協力の下で医療機器、IoT、水素、自動車、環境、バイオ、二次電池分野を対象に11課題を支援し、計11回の成果共有会を開催して課題別共通核心技術特許戦略を77の産・学・研に共有・拡散した。そして、11課題を通じて計303件のR&D戦略及びIP戦略を導き出した。

<図Ⅲ-1-8> 企業群共通核心技術IP戦略支援における個別課題別の進行プロセス



<表Ⅲ-1-9> 2019年企業群共通核心技術IP戦略支援事業の実績

<2019年企業群共通核心技術IP戦略支援事業の課題別成果の共有・拡散機関数>

区分	課題参加企業/機関			小計	共有・拡散企業/機関			小計	合計
	産	学	研		産	学	研		
企業/機関数	35		1	36	35	1	5	41	77

<2019年企業群共通核心技術IP戦略支援事業の課題別戦略導出状況>

区分	企業群共通核心技術導出戦略	参加企業別IP-R&D導出戦略	合計

	有望 R&D	特許技 術プー ル	コア特許 活用戦略	産業 生態系	小計	IP 獲得	コア特許 の無力化	R&D 方向提示	ライセ ンシン グ	特許イン フラ構築	小計	
戦略	78	30	22	8	138	86	33	37	4	5	165	303

3) 評価及び発展方法

本事業のために協力した協業機関を通じて事業成果を業界に共有・拡散することで事業に参加した企業はもちろん、間接的にメリットを享受した企業の技術力向上にも貢献した。また、該当業界で協業機関のプレゼンス向上にも寄与したという反応を示した。

そして、本事業に参加した企業を対象に実施したアンケート調査の結果、90.9%の高い満足度を記録したが、特に各企業に提供された特許戦略及び海外リーディング企業の製品・技術情報に満足度が高いことがわかった。

2020年にも分野別・業種別共通核心技術に対する特許戦略支援を拡大することはもちろん、2019年7月に発生した日本輸出規制と関連して素材・部品・装備分野の核心品目を対象に特許分析を推進し、これを通じて導出された特許戦略を共有・拡散することで該当品目関連産・学・研全体のIP競争力向上を図る計画である。

4. 民間のIP-R&D活用拡散

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 キム・サンウン

イ. 推進内容及び成果

特許庁は中小・中堅企業の技術問題を解決するために企業のIP-R&D能力を強化し、インフラ構築のための様々なカスタマイズ型参加チャンネルを構築している。

IP-R&D事業に参加した企業及び産・学・研の関連団体が集まって相互コミュニケーション及び協力する民間中心の自律的な協議体である「知的財産革新企業協議会」を運営し、IP-R&D大衆化に向けた研究と人材育成及び雇用創出のために取り組んでいる。2019年には産・学・研CEO/CTOを通じてIP-R&Dを広めようと朝食セミナーを4回開催したが、1回当たり50人程度のCEO/CTOが参加した。210人余りが参加した総会ではIP-R&D支援企業のうち卓越した成果を収めた9つの機関に対する授賞と優秀事例共有を通じてIP-R&Dの裾野を広げるためのインフラ作りに力を入れた。

これまで特許庁は2008年～2019年まで2,590件の課題を通じて企業と大学・公共研などに「IP-R&D戦略策定支援」コンサルティングを提供すると同時に、そこから導き出した方法論を基に研究会及び優秀事例共有会を開催し、IP-R&D活用書を発刊した。

2019年には政府の政策基調に合わせてIP-R&D教育を拡大し、関係機関との協業を通じた雇用創出のために特に力を入れた。また、IP-R&D戦略支援事業の参加企業や協力機関を対象にオフライン637人、オンライン3,196人など計3,833人に需要者カスタマイズ型教育を実施した。

一方、キャリアが途切れた女性を対象とする実務中心のIP-R&D教育を女性家族部傘下3つの女性再就職センターと共同で運営し、教育修了生51人のうち35人が就職に成功する成果をあげた。

2019年に大学(院)生及び一般人を対象に推進したIP-R&Dサマーキャンプを通じても現場事例中心のIP-R&D講義が行われ、終了の際に「特許データ論」を開催して特許長官賞3つなど9つの賞を授与した。「特許データソン(Datathon)」は特許ビッグデータを活用して社会問題を解決するコンテストで、19人が12チームを構成して無泊二日間で実力を競い合った。

また、全国6つの知的財産先導大学と連携した大学(院)生向けのIP-R&D教育講座を開設・運営することで知的財産産業界の就職や創業に向けた活動を支援し、特許マッ

プなど知的財産関連教育を行うために国際知的財産研修院にも講師を派遣した。

IP-R&D品質向上のために専門委員が参考できるマニュアルを新たに作成し、知的財産先導大学の教授や学生たちが直ぐに使用できるだけでなく現場実務に適用しやすい実習中心IP-R&D教材である「現場で通じるIP-R&Dガイドブック」を発刊した。

ロ. 評価及び発展方策

IP-R&D方法論を広めるための教育が既存事業の参加企業や協力機関だけを対象にするのではなく、キャリアが途切れた女性や大学(院)生などへとその幅が広くなり、教育後は就職のような目に見える成果をあげるなど発展しつつある。

政府の雇用創出基調に合わせて今後もIP-R&D戦略拡散に向けた実務中心の雇用創出教育を持続的に運営し、第4次産業革命時代に適用可能な創業課程連携教育を新しく運営する予定である。

同時に2020年には企業カスタマイズ型コンサルティングであるIP-R&Dの効果をさらに高めるために産業・技術分野別特性を反映したIP-R&D方法論の高度化を推進する予定である。IP-R&Dの教育対象も女性に限定せず、理工系卒業者、一般人にまで拡大して雇用創出に力を入れる予定である。同時に、IP-R&D拡散需要に比べて支援規模が限られているため、企業・公共部門において自発的にIP-R&Dが広がるように産・学・研カスタマイズ型教育課程を運営し、民間拡散に向けたIP-R&D協議体もまた活性化していく計画である。

第3節 グローバル環境変化に対応した企業IP問題の解消

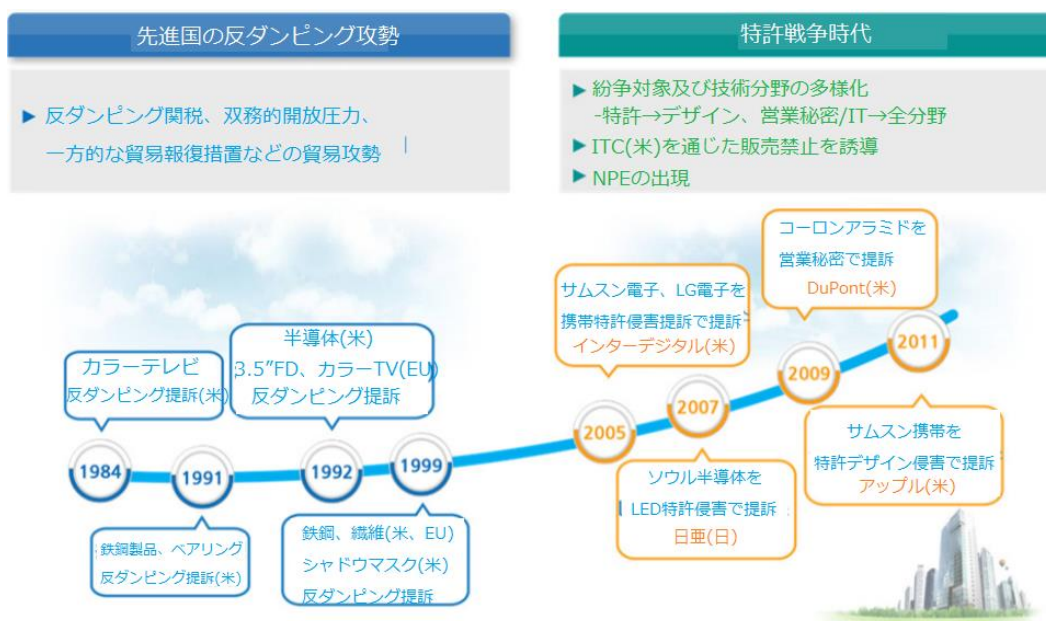
1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

今日の世界は知的財産が付加価値創出の源泉として企業競争力を強化し、富を作り出す原料であると同時に、企業の生き残りとは直結した核心エンジンとして作用する知的財産の時代である。2000年代以前は先進国の反ダンピング関税による貿易攻勢によって市場参入を牽制していたが、21世紀は知的財産権を武器に後発走者を牽制・妨害することで市場に有利な位置を先取りし、収益を最大化するための知的財産戦略を推進している。

2019年7月素材・部品強国の日本は先取りしている知的財産権を武器として半導体、ディスプレイなど3大核心素材に対する輸出規制措置を取ることで、韓国主力産業分野の危機を招くなど国家経済に大きな影響を及ぼしているが、これは関連分野に従事している企業の技術自立のために知的財産権戦略が如何に重要であることを如実に知らしめた出来事である。

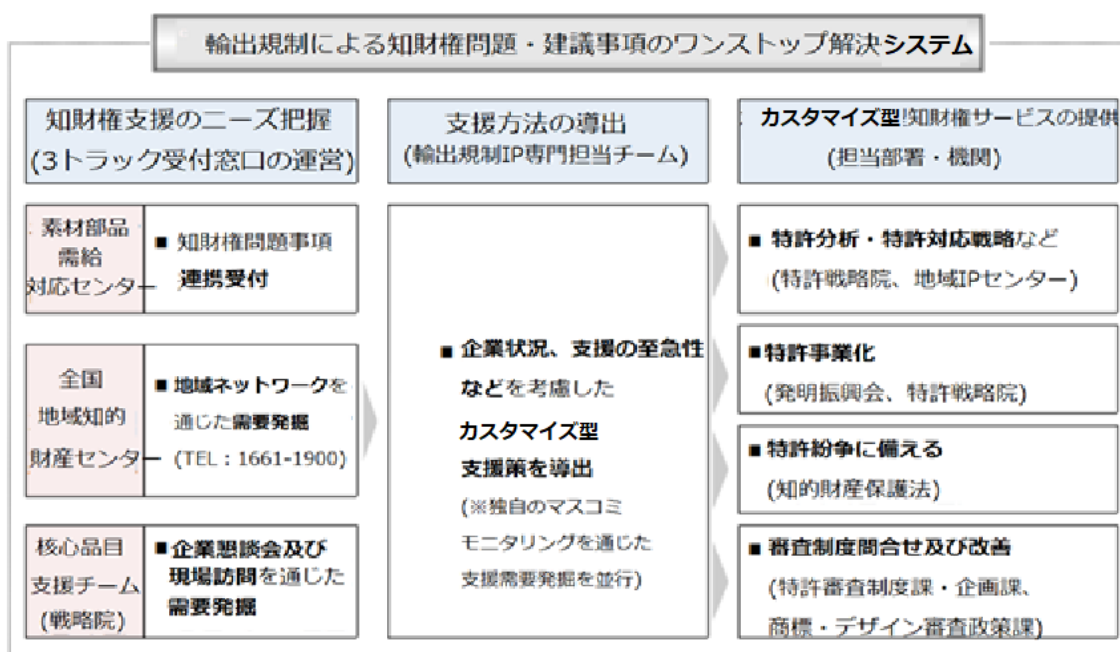
<図Ⅲ-1-9> 貿易規制手段などの戦略的な変化



特許庁は今回の輸出規制措置に対応するため、「輸出規制対応知財権支援団」を発足させ、知財権問題を抱えている企業のために「ワンストップ解決システム」を構築・運営した。

2009年から現在まで韓国産・学・研の技術上・特許上の問題に対してIP-R&D戦略支援で解法を提示する過程で蓄積した方法論及びノウハウなどの核心能力と加用資源を総動員し、輸出規制で困っている知財権問題企業の発掘からカスタマイズ型知財権サービスの提供まで支援することで、企業の問題解消に大きく貢献した。今後も急変しつつある国内外の情勢に先んじて対応できるように持続的な関心を傾け、積極的に対応できるよう特許庁が先立って支援する予定である。

<図Ⅲ-1-10> 輸出規制知財権対応ワンストップ解決システム



2. 技術自立に向けたIP問題解消支援システムの運営

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

グローバル競争時代の核心武器として特許の重要性が浮き彫りになったことで、国家競争力を左右する知的財産権に対する争奪戦が激化している。先進企業は核心知識の蓄積・開発・活用に集中する知的財産戦略を推進し、保有する知的財産を武器に後発企業に特許侵害訴訟提起などを通じて輸出入を禁止する、もしくは巨額の損害賠償金を請求することで優越的な地位に立っている。即ち、知財権戦争時代には強い知財権を持つ企業だけが生き残れることを物語っている。しかし、経営インフラが劣悪な韓国中小企業は知財権専門担当部署及び人材の不在などで先進企業の特許攻勢にうまく対応できていない状況である。

そこで、特許庁は2019年7月知財権を武器とした日本の3大核心品目に対する輸出規制措置で困っている韓国企業の危機を克服させるため、輸出規制対応カスタマイズ型知財権サービスを提供した。

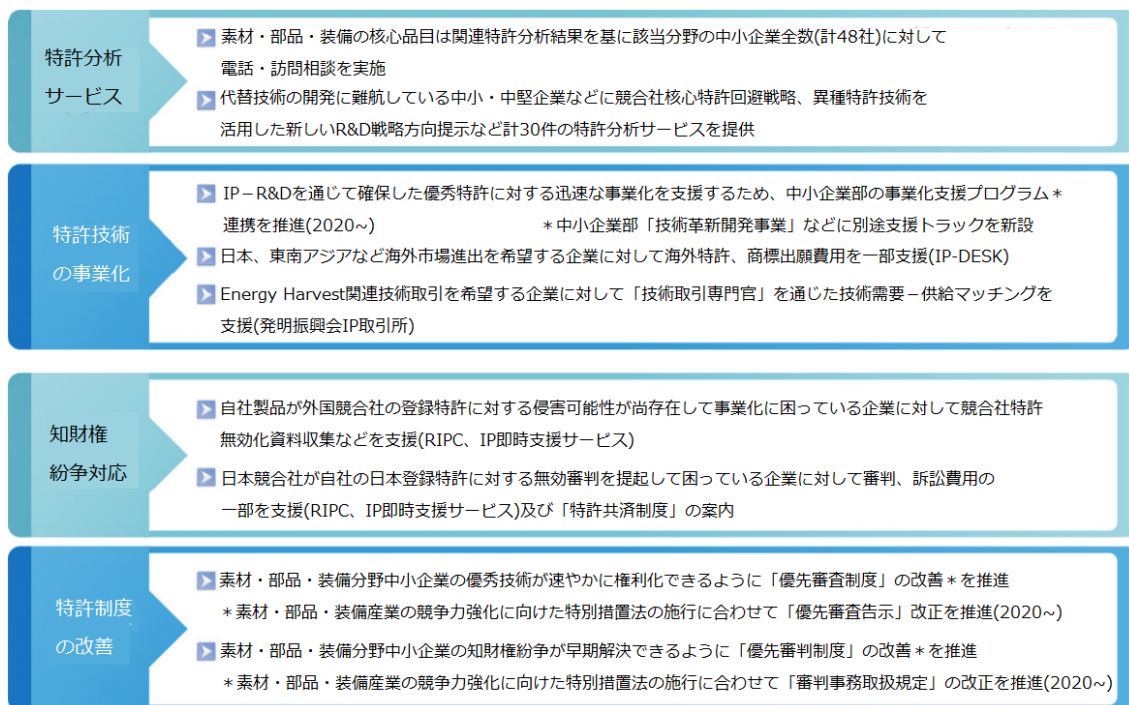
ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2019年7月日本の輸出規制措置に対応するため、知財権問題を体系的に統合支援するための「輸出規制対応知財権支援団」を発足させ、知財権問題及び建議事項のワンストップ解決システムを構築・運営した。地域IPセンター・素材部品需給支援センターを通じた知財権支援需要企業の受付及び企業懇談会、現場訪問などを通じた問題・建議事項を発掘した後、その解決に向けて多様なカスタマイズ型支援サービスを構築した。即ち、知財権問題企業のニーズに応じて、①日本が先取りした特許で技術開発に困っている企業は代替技術の開発または技術確保のための特許分析・戦略支援、②韓国産・学・研が保有している優秀特許の事業化促進のための事業化支援、③紛争に巻き込まれたり、紛争発生の恐れのある企業は公益弁理士、特許紛争コンサルティング支援、④知財権出願に対する制度改善など多様なニーズに応えるための支援サービスを提供することで効果を最大にした。

輸出規制の短期特許分析を支援するために知財権問題を抱えている企業を発掘した結果、計60件の知財権問題企業を発掘した。技術移転及び金融支援を要請した3件は

関係機関に伝え、特許戦略を要請した57件のうち素材・部品・装備分野の適合性及び至急性、加用予算の範囲などを考慮して計43件を選別し、それに対して4週間の短期特許分析を支援した。

< 図 III - 1 - 11 > 輸出規制対応知財権支援団の業務内容



< 表 III - 1 - 10 > 輸出規制による知財権問題の発掘及び支援状況

輸出規制による知財権問題の発掘				⇒	輸出規制による問題に対する支援状況
特許戦略	技術移転	金融支援	合計		短期特許分析43件支援 その他問題は関係機関に伝える(3件)
57件	1件	2件	60件		

ハ. 評価及び発展方法

輸出規制短期特許分析の支援を受けた企業を対象に実施したアンケート調査の結果、97.6%が知財権問題の解消に役に立ったと回答し、競合社コア特許の導出及び対応戦

略、IP創出戦略に対する満足度が高いことがわかった。また、該当事業の支援を受けることで特許紛争などによって被り得る被害も予防できたことがわかった。

短期特許分析を通じて特許戦略の必要性を認識した企業が追加的な特許戦略支援を要請する場合、IP-R&D戦略支援事業に連携してより本格的な特許戦略を支援する予定である。

第2章 核心・標準特許創出支援の強化

第1節 知的財産権観点の政府R&D効率化支援

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 チョン・ヒョンス

最近第4次産業革命が本格的に到来したことで、主要国とグローバル企業は革新を具現した知的財産を競争優位を確保するための手段として積極的に活用している。革新的なアイデアは知的財産を通じて正しく補償され、新しい技術革新につながるだけに、第4次産業革命の主導権を握るためには国家研究開発事業を通じた新技術分野の高品質源泉・コア特許を先取りすることが何より重要である。

このような状況であるにもかかわらず、韓国は先進国に比べると国家研究開発事業の質的な技術革新成果は低い水準であり、研究開発の結果を技術移転・事業化などの経済的成果につなぐ知的財産管理システムもまだ不十分な状況である。

最近5年間(2015～2019年)韓国の政府研究開発予算規模は年平均1.6%増加し、2019年にはその規模が約20.4兆ウォンに達するなど量的には大きく成長した。しかし、政府研究開発特許成果の質的水準を示す政府R&D優秀特許比率⁸(3.8%)は全体優秀特許比率(21.7%)より低く、外国人(69.6%)の5.5%水準に過ぎず、政府R&D米国特許成果の優秀特許比率(8.7%)も全体米国登録特許の優秀特許比率(14.3%)に及ばないなど量的成長に似合う質的成長は達成できていない。

このように国家研究開発事業の低い質的水準と効率性を高め、第4次産業革命時代の新成長エンジンを確保するためには、政府R&Dの全過程において特許情報の活用を支援するとともに特許情報の活用戦略を高度化することが必要である。

⁸ SMART特許評価システムの9等級のうち上位3等級以内(23%)特許の比率

国家研究開発事業は課題発掘、企画、遂行、成果管理の段階に分けられるが、特許庁は特許情報を活用してその過程で核心優秀特許の創出、重複研究開発の防止など政府R&D効率化及び質的水準を高めるために取り組んでいる

課題発掘段階では国家戦略事業を選定し、核心技術を創り出すための「国家特許戦略青写真の構築・活用」、研究企画段階では特許が先取られていない方向に研究開発を誘導する「政府R&D特許技術動向調査」及び「研究者中心の戦略的R&D先企画支援」、課題遂行段階では知的財産観点から研究開発戦略を策定する「政府R&D優秀特許創出支援」、課題完了後は「政府R&D特許成果管理」事業などを行い、政府R&D政策の策定及び事業評価を支援している。

<図Ⅲ-2-1> 国家研究開発の段階別特許情報活用支援状況

R&D 段階	課題発掘	研究企画	課題遂行	課題完了及び事後管理
特許技術調査分析事業内容	国家特許戦略青写真の構築・活用	政府&D特許技術動向調査 研究者中心の戦略的R&D先企画支援	優秀特許創出支援 (政府 R&D 特許戦略支援)	優秀特許創出支援 (政府 R&D 特許設計支援) 政府R&D特許成果管理 (特許成果調査・分析保有特許診断の支援)

2. 政府R&D課題発掘・企画段階における効率化支援

イ. 国家特許戦略青写真の構築・活用

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 チョン・ヒョンス

1) 推進背景及び概要

第4次産業革命に備えた国家技術競争力を高めるため、未来有望技術を発掘して集中的に投資することが求められ、先進国は既に未来主導権を確保するために政府レベルで中長期計画を立てて国家戦略事業を選定し、核心技術の導出に力を入れている。

このように第4次産業革命時代に対応するため、知的財産権観点から優秀特許の創出が可能な有望技術を発掘し、技術先取り戦略を策定する必要がある。政府のR&D投資拡大政策の結果、特許の量的規模は世界水準に達しているものの、質的水準は相対的に不十分な水準であり、特に源泉・コア特許の不足で知的財産貿易収支は持続的な赤字傾向にある。

現在政府R&D事業の研究開発課題発掘は専門家の主観的評価(peer review)に頼っているため、限られた専門知識と経験に頼るしかなく、未来市場及び有望産業に対する片寄った予測が発生する恐れがある。また、R&D機関の特許情報分析経験及びインフラ不足によって課題発掘段階で特許情報を活用しようとしても取り入れることが容易ではない。そこで各省庁はR&D課題発掘のための特許情報分析における知的財産専門省庁である特許庁の役割を期待している。

特許庁はこのようなニーズに応え、全世界の特許情報データを分析して未来有望技術を発掘する「国家特許戦略青写真構築事業」を企画し、2012年から推進している。

2) 推進内容及び成果

2012年バイオ、モバイル通信、ロボットの3大産業分野を始めに、2013年産業融合、素材、エネルギー、環境、2014年新再生エネルギー、LED/光、農林水産食品、部品、海上航空輸送及び2015年陸上交通、情報通信メディア、半導体、ディスプレイ、電力/原子力、製造基盤分野に対する特許DBを構築し、産業別特許動向と特許基盤R&D戦略を策定し、政府省庁及び企業に提示した。

2016年からは2012～2015年まで構築した産業分野に対する技術システムを基に最新の特許データにアップデートし、2019年には第4次産業革命分野を含む17大産業分野

に対して未来成長エンジンを発掘するための特許分析を推進している。

<表Ⅲ-2-1> 国家特許戦略青写真構築産業分野(2019年)

17大産業分野
① LED光 ② 建設交通 ③ 農林水産食品 ④ ディスプレイ ⑤ ロボット ⑥ バイオ
⑦ 半導体 ⑧ 素材 ⑨ 再生エネルギー ⑩ エネルギー資源 ⑪ 電力/原子力 ⑫ 情報通信メディア
⑬ 製造基盤 ⑭ 造船/海洋 ⑮ 航空宇宙 ⑯ 環境気象 ⑰ 第4次産業革命

<表Ⅲ-2-2> 国家特許戦略青写真DBの構築状況

区分	特許戦略青写真の技術システム		
	大分類	中分類	小分類
2012～2015年の構築状況	101	355	1,276
2016年の構築状況	106	368	1,297
2017年の構築状況	107	377	1,327
2018年の構築状況	113	406	1,430
2019年の構築状況	102	356	1,178

3) 評価及び発展方向

国家特許戦略青写真構築・活用事業を通じて制作した産業別メガトレンド報告書など特許分析報告書は韓国特許戦略開発院ホームページ(Bbiz.kista.re.kr)を通じて提供し、報告書を活用した大学・公共研究所及び民間企業の活用状況を調査した結果、相当の数がR&D企画及び産業戦略の策定に有効活用したことがわかった。

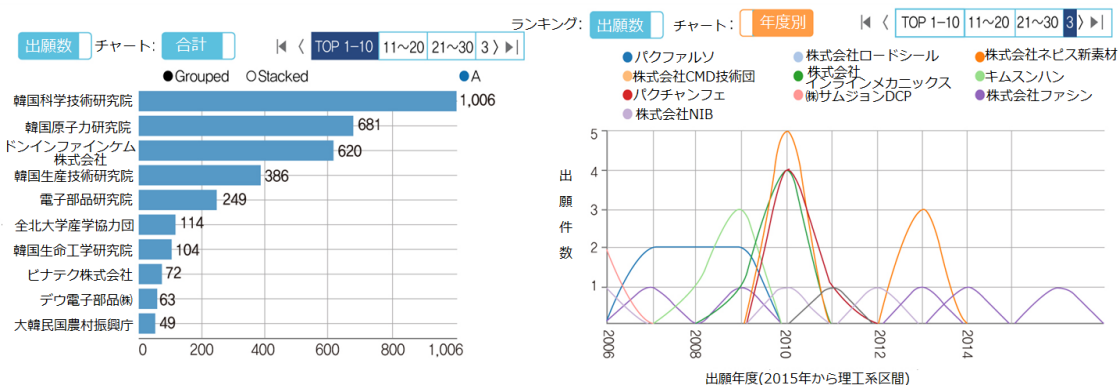
一方、R&D省庁及び産・学・研関係者に対する意見収集の結果、特許ビッグデータ分析結果の活用を強化するためには、オンラインを通じたユーザーカスタマイズ型サービスが必要であることがわかった。

特許庁はそのために特許分析情報を適時提供し、特許分析の効率性を改善して迅速な情報提供に向けたユーザー中心のオンラインサービスを開発し、特許分析システムを公開する予定である。これを基に政府及び民間に対する特許ビッグデータ基盤の未来有望産業発掘支援を拡大する計画である。

<図Ⅲ-2-2> 国家特許戦略青写真構築活用の推進プロセス



<図Ⅲ-2-3> ユーザーカスタマイズ型オンライン特許分析サービス(例示)



ロ. 政府R&D特許技術動向調査

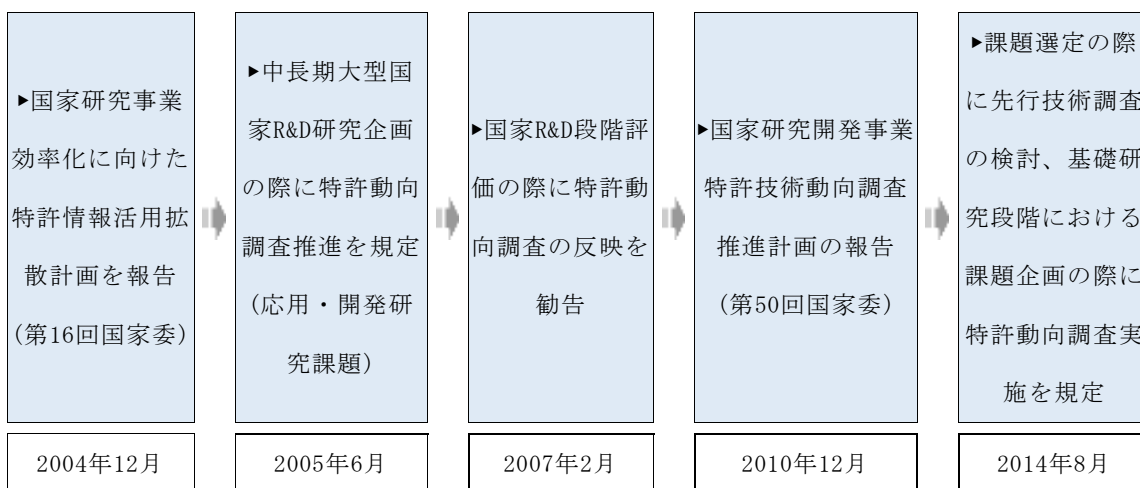
産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 技術書記官 カン・ユンソク

1) 推進背景及び概要

特許庁は政府予算が投じられる研究開発事業の企画段階から特許情報の積極的な活用を通じて技術がグローバル市場において競争力を持つように支援し、それを知的財産権の確保につなげて国家研究開発の質的成果を高める方法を模索してきた。

特許庁は第16回国家科学技術委員会に「国家研究開発事業の効率化に向けた特許情報活用拡散計画」(2004年12月)を報告し、その後続措置として省庁が推進する研究開発事業の課題を企画する際には特許動向調査、課題選定の過程では先行特許調査を2005年から其々支援してきた。

<図Ⅲ-2-4> 特許技術動向調査事業の推進沿革



国家研究開発事業の管理などに関する規定(大統領令)

第4条(事前調査及び企画) ② 中央行政機関の長は第1項による事前調査または企画研究をする場合、国内外の特許動向、技術動向、標準化動向及び標準特許動向(標準化動向及び標準特許動向は研究開発成果と標準化及び標準特許を連携する必要がある場合のみ該当する)を調査しなければならない。

⑦ 第6項によって科学技術情報通信部長官に提出する具体化された事業の企画案に含まれなければならない事項は次の各号のとおりである。

7. 国内外特許動向、技術動向、標準化動向及び標準特許動向(第2項本文によって調査した場合のみ該当する)

第7条(研究開発課題の選定) ③ 中央行政機関の長は研究開発課題を選定する時には次

の各号の事項を検討しなければならない。但し、第11号の場合には応用研究または開発研究段階の研究開発課題である場合に限る。

11. 公知された技術及び知的財産権存在の有無（主管研究機関が中小企業で、総研究期間が1年以内の課題は除外する。）

第16条(研究開発成果の評価) ⑤ 第1項但し書きによる**段階評価**をする際にはその研究開発課題と関連する**国内外特許動向**、技術動向、標準化動向、標準特許動向（標準化動向及び標準特許動向は研究開発成果と標準化及び標準特許を連携する必要がある場合のみ該当する）及び事業化可能性などを調査し、その段階評価に反映できる。

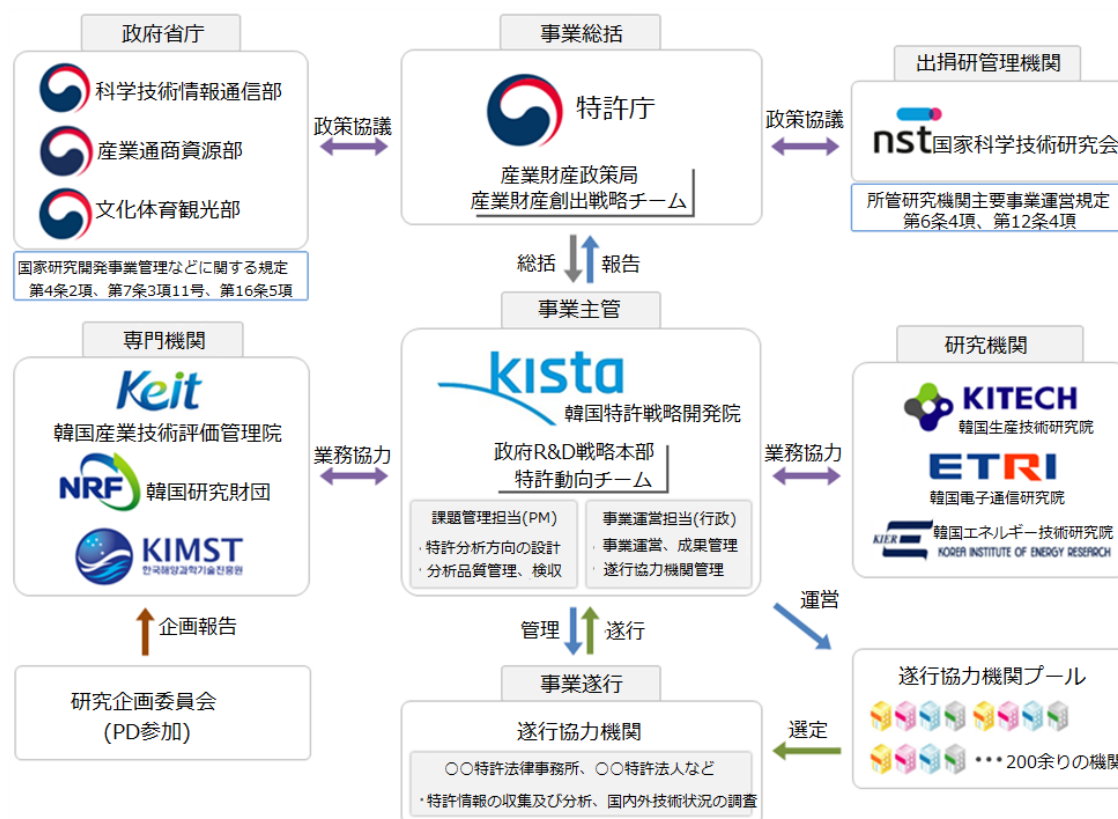
特許動向調査は科学技術情報通信部、産業通商資源部など研究開発遂行省庁が研究開発課題を企画する際に該当技術と関連する特許動向の全般及び特許確保可能性まで分析することで特許が先取られていない技術分野に研究開発を誘導することであり、先行技術調査は研究開発課題を選定する際に研究内容と同一・類似する特許の存在有無を調査して不必要な重複研究開発が行われないようにするものである。

上記のように国家研究開発課題の企画と選定の段階で行う特許動向及び先行技術調査に対して大統領令である「国家研究開発事業の管理などに関する規定」第4条第2項及び第7項、第7条第3項第11号及び第16条第5項にその内容が規定されている。

2) 推進内容及び成果

特許庁は主要研究開発省庁からのニーズを把握して特許動向調査を支援する事業及び課題を確定し、特許動向調査の結果を該当省庁に提供する。各省庁では提供された特許動向調査の結果を課題企画に反映して研究の方向を設定・変更するなど競争力のある研究課題を導出する上で活用する。

<図Ⅲ-2-5> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援システム



実際研究開発事業の企画担当者を対象に実施したアンケート調査の結果、2019年に特許動向調査の結果を課題企画に反映して方向を変更もしくはより具体化したと答えた比率が71.98%であることがわかった。

毎年主要研究開発省庁の核心課題のうち、相当数が特許動向調査を基にして企画され、2017年623課題、2018年及び2019年には275課題に対して特許動向調査を実施した。

先行技術調査は2017年から民間の役割を増やすという意味で特許庁予算分担を中断し、各省庁が独自推進する方式に変わった。

<表Ⅲ-2-3> 政府省庁研究開発課題特許動向調査の支援状況

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年

事業予算 (億ウォン)	112.8	146.5	86.4	91.5	91.5	93	93	64.3	28.8	20.8
支援R&D省庁(個)	13	16	16	16	16	16	16	16	10	8
特許動向調査(個)	558	694	735	703	723	751	741	623	275	275
先行特許調査(個)	2,777	3,730	2,914	3,182	2,491	2,078	2,372	-	-	-
合計	3,335	4,424	3,649	3,885	3,214	2,829	3,113	623	275	275

特許庁は支援予算減少傾向が続く中でも革新成長投資分野に対する特許分析を優先支援し、革新成長投資分野課題の支援比率は全体支援課題に比べて2018年39.6%から2019年48.4%へと22.2%上昇した。

<表Ⅲ-2-4>革新成長対応分野に対する特許分析支援課題の状況

区分	2018年			2019年		
	革新成長対応 分野	全体	革新成長対応分野 の比率	革新成長対応 分野	全体	革新成長対応分野の 比率
支援課題数	109	275	39.6%	133	275	48.4%

<図Ⅲ-2-6>特許技術動向調査事業のR&D省庁の活用事例

<代表活用事例>

- ・(支援事業) 科学技術情報通信部の国家研究開発妥当性調査事業(2018)
国家新薬パイプラインの発掘・確保事業など18件の事業
- ・(支援内容) 国内外の特許出願動向及び細部技術別の技術水準・循環周期(TCT)分析など
- ・(支援結果) 特許動向調査の分析結果を該当予備妥当性報告書に充実に反映して妥当性調査を進行

特許動向調査の結果報告書(特許庁)	予備妥当性調査報告書(KISTEP)
I. 概要(分析背景、分析範囲) II. 技術トレンド分析 1. 国家別・内外国人別の動向、特許技術成長 2. 細部技術別の特許動向分析 3. 技術循環周期(TCT)分析 III. 技術水準分析 1. 技術水準指標分析 2. 市場進入競争水準分析 IV. 結論及び示唆点	第1章. 事業概要及び調査方法 第2章. 基礎資料分析 第3章. 科学技術的妥当性分析 1. 科学技術開発計画の適切性 2. 科学技術開発の成功可能性 3. 既存事業との重複性 第4章. 政策的妥当性分析 第5章. 経済的妥当性分析 第6章. 総合分析及び結論

3) 評価及び発展方向

韓国特許戦略開発院が特許技術動向調査支援R&Dに対する2018年事業成果を分析した結果、579.8億ウォンの国家研究開発予算の節減効果があることがわかった。研究開発事業のうち特許動向調査の支援を受けた場合はそうでない事業に比べて1課題当たりの出願特許が190%増加し、そのうち優秀特許比率も18%増加する成果を収めた。

<図Ⅲ-2-7> 政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析



現在「国家研究開発事業の管理などに関する規定」には応用・開発研究段階国家研究開発事業を新規企画する場合、特許動向調査の履行が義務づけられている。しかし、未だに企画段階で特許分析を履行しなかったり、省庁が独自に行う場合が多く、国家研究開発全般において特許能力を高めるためには直接・間接的な支援を持続的に展開する必要がある。そこで、特許庁は研究開発の際に特許分析を行うよう促す一方、特

許技術動向調査事業の予算減少に対応して2018年からR&D省庁及び専門機関の能力強化に向けた特許分析・管理能力強化支援事業も同時に推進している。

3. 政府R&D遂行段階における優秀特許創出支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 チョン・ヒョンス

1) 推進背景及び概要

政府R&Dで創出された国内の出願特許は最近5年間年平均3.6%増加したこと(2014年27,005件→2018年31,108件)がわかった。国内出願特許全体で政府R&D特許が占める比重も2013年11.6%から2018年15.1%に増加した。

しかし、政府R&D特許の優秀特許比率(8.7%)は米国登録特許全体の優秀特許比率平均(14.3%)と米国連邦R&D比率(10.1%)より低い水準であり、ファミリー特許国家数(2.2)も米国(全体4.6)に比べて少ないことがわかった。

韓国の技術自立、産業競争力の強化のためには国家R&Dの核心主体である大学・公共研究機関(政府R&D予算の68.9%を使用)の役割が重要であるが、公共部門の特許競争力はまだ不十分な状況である。

そこで、特許庁は大学・公共研究機関の政府R&D課題を対象に活用度が高く、収入源となる強い特許が確保できるよう、知的財産権観点の研究開発戦略と研究結果物に対する特許設計を支援する「政府R&D優秀特許創出支援事業」を展開している。

<表Ⅲ-2-5> 米国登録特許の韓・米質的水準の比較

区分		SMART ⁹ 優秀特許比率(%)	ファミリー特許国家数
韓国	韓国全体	18.0	2.8

⁹ SMART：韓国発明振興会のオンライン特許評価分析システムを通じて算出された指標

	韓国政府R&D	8.7	2.2
米国	米国全体	14.3	4.6
	米国連邦R&D	10.1	4.0

*2018年度政府R&D特許成果調査・分析報告書(特許庁、韓国特許戦略開発院、2019)

2) 推進内容及び成果

「政府R&D優秀特許創出支援事業」は「政府R&D特許戦略支援事業」と「政府R&D特許設計支援事業」で構成されている。

このうち2012年からスタートした「政府R&D特許戦略支援事業」は大学・公共研究機関で行われる政府R&D課題を対象に既存特許を深層分析し、優秀特許が確保できる研究開発方向を示し、立ちはだかる障壁特許に対応するための戦略と特許ポートフォリオの構築などを提供する事業であり、2019年度には84課題を支援した。

そして、研究開発の結果を高付加価値特許として完成するため、2016年から新たにスタートした「政府R&D特許設計支援事業」は主に研究開発完了段階にある政府R&D課題を対象に最適な国内外特許明細書の作成を支援する事業であり、2019年には66課題を支援した。

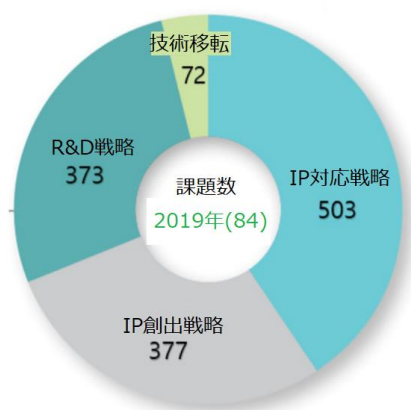
<表Ⅲ-2-6> 政府R&D優秀特許創出支援事業

区分		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
支援課題数		59	68	78	80	134	162	162	150
支援対象機関	大学	18	6	17	16	44	39	44	45
	公共研	34	53	46	57	82	116	116	96
	その他	7	9	15	7	8	7	2	9

*政府R&D優秀特許創出支援事業は政府R&D特許戦略支援事業(2012～2019)と政府R&D特許設計支援事業(2016～2019)で構成

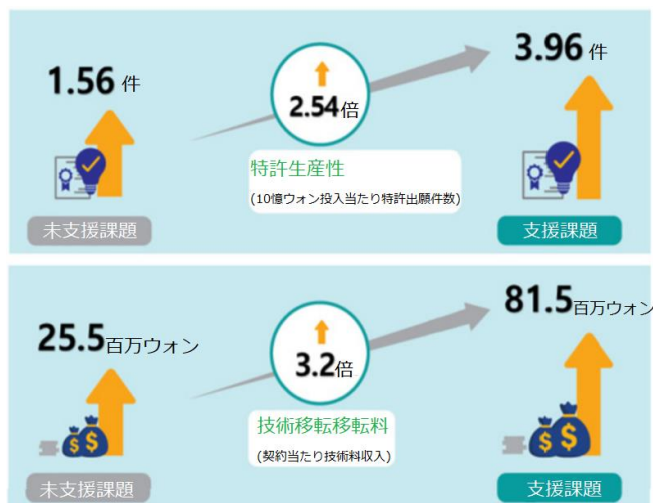
具体的な成果を見ると「2019年度政府R&D特許戦略支援事業」を通じて優秀特許が確保可能な研究開発方向に関する提案373件を支援し、特許ポートフォリオ強化に向けたIP創出戦略を377件支援し、障壁特許対応戦略を503件支援した。

「2019年度政府R&D特許設計支援事業」では最適権利範囲の設計を通じて327件の特許(国内241件、海外86件)を創出した。



<2019年度特許戦略導出支援の結果>

最近5年間の政府R&D優秀特許創出支援事業の成果を政府R&D全体特許成果と比較分析した結果、本事業の支援を受けた政府R&Dの特許成果が支援を受けていない政府R&D特許成果に比べて特許生産性(量的成果)が高く(2.54倍)、技術移転契約当たり技術料(質的成果)も3.2倍水準で、事業の効果が高いことを確認した。



<最近5年間事業成果の分析結果>

3) 評価及び発展方向

「政府R&D優秀特許創出支援事業」は政府R&D課題を通じた特許成果を質的・量的に高めると同時に、技術移転・事業化など成果拡散に大きく貢献し、大学・公共研究機関の研究者から高い満足度を獲得した。また、「政府R&D優秀特許創出支援事業」を通じて政府R&D特許成果を質的・量的に高めると同時に、技術移転・事業化を拡大し、大学・公共研の保有技術と企業ニーズ間のギャップを解消するため、中小企業のニーズを既に確保している大学・公共研R&Dを通じて技術移転可能性の高い優秀特許を創出する企業カスタマイズ型IP-R&Dを拡大している。

そして、特許庁は「政府R&D優秀特許創出支援事業」を通じて第4次産業革命の加速化による知能化及び融合・複合技術分野の源泉・コア特許を早期に先取りするため、革新成長エンジンなどの国家重点分野に対する支援を拡大している。また、国家政策に合わせて国家経済及び国民生活と密接な関係にあるR&Dを対象に特許観点の先制的なR&D方向を提示することで国家懸案の解決を積極的に支援している。

＜図Ⅲ－2－8＞政府R&D優秀特許創出支援事業の支援内容及びプロセス



4. 政府R&D活用・管理段階の特許成果総合管理

イ. 政府R&D特許成果の調査・分析

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 ファン・スジン

1) 推進背景及び概要

政府は革新能力の蓄積と持続成長を可能にするため、政府研究開発(R&D)投資*を持続的に拡大してきた。

* (2003年)6兆5,154億ウォン→(2019年)20兆5,328億ウォン

このような政府R&D予算規模の拡大によって、R&D投資及び制度革新に対する関心もまた高まっている。そこで韓国政府は益々大型化・融合化・複合化しつつある政府R&D事業に対する政府レベルの総合管理システムの構築に向けて1998年から国家科学技術諮問会議(旧国家科学技術委員会)を中心に毎年「国家研究開発事業調査・分析・評価」を実施している。

特許庁は成果中心の政府R&D事業評価制度を定着させるとともに、質中心の特許成果評価を支援するため、国家研究開発事業で発生した特許成果を体系的に調査・分析している。また、分析結果を科学技術情報通信部などR&D省庁と研究管理専門機関などに提供して研究開発活動に活用させている。

2) 推進内容及び成果

政府R&D政策策定及び事業評価を支援するとともにR&D事業の効率性を高めるため、2018年度政府R&D特許成果を省庁別、研究主体別及びR&D事業目的別など様々な角度から分析し、2014～2018年に国内及び外国に登録された政府R&D特許に対して特許分析評価システム(SMART3、韓国発明振興会)を活用して特許品質を測定・分析した。

< 図Ⅲ-2-9 > 2014～2018年政府R&D特許成果に対する主要分析結果

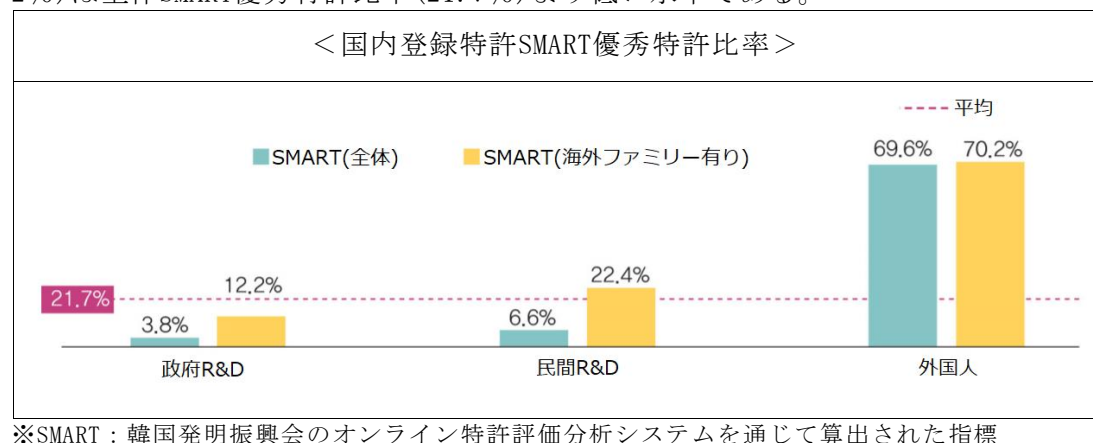
・ (量的成果) 2018年国内特許出願31,108件、国内特許登録19,200件など政府R&Dで創出された特許の量的状況は前年比減少。

< 最近5年間(2014～2018年)政府R&D特許出願・登録状況 >

区分	2014	2015	2016	2017	2018	合計	増加率(%)	
							前年比	年平均

出願(件)	27,005	28,192	30,807	32,501	31,108	149,613	△4.3	3.6
登録(件)	15,193	14,975	16,670	19,641	19,200	85,679	△2.2	6.0

・(質的成果)海外ファミリー特許がある政府R&D特許のSMART優秀特許の比率(12.2%)は全体SMART優秀特許比率(21.7%)より低い水準である。



大学・公共研が政府R&Dを通じて創出した特許を如何に活用しているかについて、特許成果活用実態を調査・分析した結果、政府R&D特許成果の活用実績は持続的に改善されていることがわかった。政府R&D特許が含まれた技術移転契約件数は最近5年間年平均10.9%ずつ持続的に増加し、2018年には3,358件の技術移転契約が締結された。2014～2018年大学・公共研で行われた技術移転の平均金額を見ると政府R&D国内特許が含まれた場合(53.5百万ウォン)が全体平均金額(31.3百万ウォン)に比べて高いことがわかった。

＜表Ⅲ－2－7＞契約年度別技術移転契約件数の状況

(単位：件、%)

区分	契約年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計	比重*	年平均増加率
総技術移転契約件		6,486	8,150	9,145	8,405	7,700	39,886	100.0	4.4
国内特許を含む契約件		3,012	4,161	4,852	4,761	4,449	21,235	53.2	10.2
政府R&D国内特許を含む契約件		2,217	3,127	3,523	3,609	3,358	15,834	39.7	10.9

*総技術移転契約件に比べた比重

3) 評価及び発展方向

特許庁は特許成果全体の量・質・活用状況を中心とする既存調査・分析の限界を克服するために2020年から主要イシュー中心に特許成果を深層分析し、特許成果調査・分析結果に対する産・学・研専門家の諮問を追加で実施する予定である。これを通じて分析結果の活用度を高め、統計数値の含意を専門的に把握することはもちろん、政策的示唆点をより積極的に発掘する計画である。

また、不適合な政府R&D個人名義の特許出願を防止するため、特許出願書に研究課題情報が記載された特許は出願時点で個人名義か否かの判断及び適法性を点検し、関係省庁に通知できるように個人名義特許管理システムをより強化する予定である。

同時に、中小企業などが政府R&D特許成果を導入・活用できるように関心技術と関連性の高い大学・公共研所属の主要研究者情報をRIPIS(特許成果管理システム)を通じて提供することで、需要者中心のカスタマイズ型情報提供も持続的に拡大する計画である。

ロ. 公共機関保有特許の診断支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 キム・サンウン

1) 推進背景及び概要

政府は国家レベルの技術革新能力を強化するために持続的にR&D規模を拡大している。政府R&D事業で創出された特許成果のうち2/3が大学・公共研が創出した特許で、韓国R&Dにおいて大学・公共研は非常に重要な役割を果たしている。

しかし、2018年締結された大学・公共研の技術移転契約における登録年次6年以内特許の比重(国内登録特許基準)は大学85.8%、公共研83.8%で、登録年次7年以上特許の比重は大学14.2%、公共研16.2%を記録し、長期保有特許の移転率は極めて低い

ことがわかった。

＜表Ⅲ－２－８＞2014～2018年権利主体別の政府R&D国内出願特許の状況

(単位：件、%)

区分	年度						合計	比重(%)
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年			
大学	10,538	11,970	12,434	12,746	12,417	60,106	40.2	
公共研	7,330	7,543	7,905	7,691	7,274	37,743	25.2	
企業など	9,133	8,677	10,467	12,053	11,408	51,738	34.6	

＜表Ⅲ－２－９＞大学・公共研の年次別移転特許数

(単位：件)

登録年次	大学		公共研	
	特許数	比重(%)	特許数	比重(%)
登録前	794	32.0	866	36.6
1~3年	838	33.8	616	26.0
4~6年	497	20.0	501	21.2
7~9年	259	10.4	225	9.5
10年以上	92	3.7	157	6.6
合計	2,480	100.0	2,365	100.0

このような現象が長期化する場合、機関は特許維持料に対する経済的負担を抱えることになり、特許活用に向けた戦略的な努力もなく権利を放棄してしまう。

そこで、特許庁は政府R&D特許成果の活用性を高めるための取り組みとして、公共機関が保有している未活用特許を分析・診断し、特許を管理・活用するための戦略をコンサルティングする公共機関保有特許診断支援事業を2016年から推進した。

2) 推進内容及び成果

特許庁は2016年パイロット事業を始めに、2018年まで計40機関を対象に保有している特許の質的優秀性と活用可能性を診断し、それによる機関レベルの総合的な特許管理・活用戦略を支援した。

2018年には需要中心の統合支援とカスタマイズ型支援に二元化(①機関パッケージ支援、②技術分野カスタマイズ型)し、15機関のカスタマイズ型診断結果を提供するために取り組んだ。

本事業は該当機関のニーズ、環境及び特許動向分析を実施する第1段階と機関の個別特許及び核心技術を診断して特許管理・活用戦略を策定する第2段階で構成される。

第1段階では該当機関が保有する特許の出願・登録状況及び法的状態、技術移転有無などを含む特許管理状況を把握し、機関の特性を考慮した機関固有の技術システムを構築し、技術別・主要発明者別の特許動向を分析する。

第2段階では特許診断を通じて等級を付与し、核心技術分野を導出した後、深層的なトレンド分析を実施して保有特許管理・活用戦略を提示する。

これを通じて2019年には機関が保有する未活用登録特許8,394件を対象に等級診断及び深層分析を実施して特許の管理・活用戦略を策定した。

3) 評価及び発展方向

2016～2018年事業成果を追跡した結果、計40機関(計10億ウォン投入)に提示した有望特許活用戦略で特許831件移転・技術料収入約140億ウォン、特許処分戦略で特許1,261件放棄・特許維持料節減約53億ウォンの効果を創り出した。

また、2019年には事業に参加した機関の特許処分戦略履行を支援するために個別請

求項分析を提供する後続支援を新しく実施し、3つの機関に対して特許維持料節減に向けた請求項削減方策を提示した。後続支援対象の3つの機関は特許199件から請求項1,478個を削減することで、約6億ウォンの特許維持料が節減できると期待される。

特許庁は2020年にオンライン自主診断、カスタマイズ型診断支援、後続支援など3段階支援システムを構築して保有特許診断支援をより強化する計画である。

第2節 標準特許の創出支援

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政主事 ナ・スンギョ

技術融合・複合が加速化している知能情報社会では製品・サービス間相互互換性の確保に向けた国際標準と標準特許の重要性が拡大しつつある。特許庁は韓国産・学・研における標準特許に対する認識を高めるとともに標準特許の創出能力を強化するため、2009年から標準特許創出支援事業を推進している。

2019年には標準特許創出が有望な技術を導出してR&D企画段階での活用を拡大するため、科学技術情報通信部の他に産業部を追加支援した。ブロックチェーン、サービスロボット分野に対する標準・特許情報を分析して有望技術(17個)を導出し、産・学・研対象の公開発表会を開催して活用・拡散を誘導した。研究遂行段階における標準特許創出可能性を高めるために計28課題に66件の戦略を提供し、62件の有望特許が反映された54件の標準案(寄稿文)を国際標準化機構に提案させた。

また、国際標準化対応の主管省庁である科学技術情報通信部(国立電波研究院)及び産業部(国家技術標準院)との協力の下で、量子暗号通信及びスマートシティ分野の国際標準化が韓国産業界の利益になる方向で行われるよう関連特許を深層分析し、外国特許技術が反映された海外寄稿文に対応するための戦略と国内特許技術の国際標準化に向けた特許戦略を提供した。

中小・中堅企業の標準特許確保能力を強化するため、優秀技術を保有する企業が短期間で標準特許創出能力を確保できるように7社の強小企業候補企業別カスタマイズ型R&D－特許－標準総合戦略を支援し、30件の特許出願を通じて本格的な標準化段階への進入に向けた基盤を構築した。

最新標準特許の情報を提供するため、標準化機構の標準特許DB5,000件を新規構築

して2019年累計52,000件の標準特許情報サービスを提供し、標準特許専門誌であるSEP Insideを計4回発刊することで標準特許情報の拡散に取り組んだ。また、標準特許専門弁理士育成教育、標準特許認識拡散教育及び訪問型のカスタマイズ型標準特許教育サービスなどを通じて標準特許の創出基盤を強化した。

2020年には国際標準化能力を備えた標準特許有望中小・中堅企業及び大学・公共研を対象に標準化全周期において標準特許戦略を多年(3年以上)にわたって支援する事業を新しく推進し、標準開発スピードが遅い公的標準化機構の代わりに標準技術の迅速な製品適用が可能な標準化機構(3GPP、IEEEなど)を目標にする課題支援を強化する予定である。

2. 政府R&Dにおける標準特許確保可能性の向上

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政主事 ナ・スンギョ

イ. 推進背景及び概要

標準は特定技術を使う時に誰でも常に同じ方法で実施できる技術規格を意味し、これまで産業発展及びユーザーの利便性向上に貢献してきた。このような標準は技術の互換性を重視するIT技術の発展と国家間の貿易が活発になるにつれ、その重要性も増している。¹⁰

このような環境の中でグローバル企業は市場での主導権を握るために標準と特許を戦略的に活用している。すなわち、市場性の高い標準と独占排他的な権利である特許を戦略的に結合した標準特許という新しい高付加価値特許を作り、ロイヤリティ収益を通じて世界経済の激しい競争で優位に立ち続けている。

韓国の状況を見ると海外の核心・標準特許技術が多く使用される製品を大量生産し

¹⁰ 1995年に締結されたWTO/TBT(貿易技術障壁)協定でWTO加盟国は国際標準を国内標準や技術基準の基礎として使わなければならない義務を付与(TBT Article 2.4参考)

て輸出する産業構造によって知財権貿易収支の赤字が続いているが((2017)△16.9→(2018)△7.2(億ドル))、最近はIoT、5Gなど通信標準特許が他の産業分野に拡大適用されることで自動車・家電企業など海外にロイヤリティを支払う企業が増えている。

国際標準化機構に登録された韓国の標準特許は2019年12月調査の結果、全体の10.3%で、標準特許政策支援以後約2倍以上の成長を記録しているが、保有率の側面ではまだ不十分である。また、標準特許は長い標準化期間とR&D・特許・標準能力の戦略的な結合によって創出されるものであるだけに、一部の大企業などを除いた大半の中小・中堅企業が確保することは難しい状況である。

＜表Ⅲ－2－10＞国際標準化機構 (ISO、IEC、ITU) に登録された標準特許の状況 (2019.12)

順位	国家	個数	比率	順位	国家	個数	比率
1	米国	4,418	23.9%	6	ドイツ	1,057	5.7%
2	フィンランド	3,606	19.5%	7	オランダ	810	4.4%
3	日本	2,702	14.6%	8	カナダ	522	2.8%
4	大韓民国	1,911	10.3%	9	スウェーデン	412	2.2%
5	フランス	1,886	10.2%	10	中国	283	1.5%

* 出所：韓国特許戦略開発院標準特許センター

特許庁は2009年「標準特許の戦略的な創出支援総合対策」を打ち出し、それによる専担組織を編成し、国家レベルの標準特許創出支援政策を推進している。2019年には標準技術に基づく未来市場確保に向けた標準特許中長期(2019～2022年)政策として「標準特許競争力強化方策」を策定し、第25回国家知的財産委員会で審議・議決した。

ロ. 推進内容及び成果

標準特許創出支援事業は技術互換性で市場支配力の高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出される高付加価値標準特許を確保するため、「R&D－特許－標準」の相互間有機的な連携を通じて、R&D課題企画の時から国際標準案の開発、標準

化活動に至る全段階にわたって標準特許の創出を支援する事業である。

従来標準を獲得するためのR&Dの場合、R&Dに対する成果である特許と標準が相互連動されず、R&Dを通じて作られた標準案が最終国際標準として採択されても実質的な標準特許は獲得できないケースが度々発生した。したがって、本標準特許創出支援事業は標準と特許の戦略的な連携を通じて優秀なR&D成果が標準特許につながるよう支援している。

<図Ⅲ-2-10> 標準特許創出支援事業の政府レベルでの推進システム



まず、韓国の標準特許能力強化と政府R&D資源の効率的な投資という観点から、R&D課題の発掘段階から標準特許確保の可能性を考慮する必要がある。そこで特許庁は2015年から国家戦略技術1つ分野に対する標準・特許評価を通じて標準特許戦略マップを試験的に構築し、2019年には支援省庁を科学技術情報通信部の他に産業部まで拡大して2つ分野(ブロックチェーン、サービスロボット)を推進した。これを通じて標準特許有望技術17個(ブロックチェーン分野10個、サービスロボット分野7個)を導出し、

導出された有望技術のうち韓国の標準特許確保が急がれる18個のR&D課題(ブロックチェーン分野10個、サービスロボット分野8個)を最終導出し、2020年情報通信放送研究開発事業(科学技術情報通信部)と産業技術R&D事業統合技術需要調査(産業部)の標準特許有望課題需要として提供した。

研究遂行段階ではR&Dと国際標準化を並行推進しているR&D課題遂行機関と連携してR&D環境と国際標準環境を綿密に分析する一方、特許とR&D、標準の連携戦略を支援するが、R&Dと標準環境による細部戦略をより多様化して事業成果の向上を図った。2019年には知能型Internet of Energy (IoE) Data研究など12件の政府R&D課題を支援して計40件の戦略を導出し、51件の国内外特許が出願された。そのうち41件の特許が反映された35件の標準案(寄稿文)がIEEE¹¹など国際標準化機構に提出された。

＜表Ⅲ－２－11＞2019年R&D標準特許創出支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機構	①戦略	②特許		③標準
			戦略提示	国内特許出願	海外特許出願	標準案(寄稿文)提案
知能型 Internet of Energy (IoE) Data など12課題	国民大など8つ	IEEE など6つ	40件	43件	8件	35件

そして、国家標準化機関の標準開発課題(情報通信放送標準開発支援事業、国家標準技術力向上事業)と連携して既存の技術中心から特許中心の戦略的な標準案を開発することで、標準特許が創出できるよう支援した。2019年には5Gモバイル通信基盤の非免許帯域通信標準開発など計16件の課題を支援し、標準、特許分析などを通じて26件の戦略を導出し、35件の国内外特許が出願された。そのうち21件の特許が反映された19件の標準案(寄稿文)が3GPP¹²など国際標準化機関に提出された。

¹¹ IEEE(Institute of Electrical and Electronics Engineers)：国際電気電子技術者協会(WiFi、WiMAXなど標準化)

¹² 3GPP(3rd Generation Partnership Project)：モバイル通信関連国際標準を制定するための標準化技術協力機構

＜表Ⅲ－2－12＞2019年国際標準案開発特許戦略支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化 機構	①戦略	②特許		③標準
			戦略 提示	国内特許 出願	国外特許 出願	標準案(寄稿文) 提案
5G モバイル通信基盤の 非免許帯域通信標準開 発など計 16 の課題	WILUS な ど 13 機 関	3GPP な ど 6 つ	26 件	28 件	7 件	19 件

また、標準特許創出支援事業による特許成果が最終的な標準特許として完成できるように体系的なモニタリングと標準特許化戦略を支援した。これを通じて計578件の事業特許成果及び28件の追加出願特許に対して標準整合性を確保するための権利範囲補正戦略36件と海外出願戦略2件を提供した。

＜表Ⅲ－2－13＞2019年標準特許後続管理事業の推進成果

後続管理の対象		標準特許化戦略支援(529件)			
特許成果	追加出願件	権利範囲の補正	海外出願戦略	仮出願権利設計	分割
578 件	28 件	36 件	2 件	—	—

ハ．評価及び発展方向

2009～2010年に推進された事業は標準特許の重要性に対する国民の認識を高め、標準特許の戦略的な創出基盤を確保するための国家戦略レベルでのアプローチであった。以後、2011～2013年の標準特許創出支援事業はR&D現場及び標準開発現場に直接入り込み、実際R&Dと標準化活動を展開する研究員に標準特許創出方法論を伝播し、実際標準特許が作られる過程を経験をさせることでその基盤を拡大することに重点をおいて推進された。

2014年からは政府R&Dの全周期にわたる支援標準特許の創出成果を最大に引き上げるシステムの構築を進め、2015年には標準特許有望課題を発掘するための標準特許戦略マップを試験的に推進した。2016年から国際標準化及び標準特許支援を通じて蓄積したノウハウを結集し、中小・中堅企業の標準特許競争力を強化するため、関係省庁と共同で「標準特許強小企業育成方策」を講じ、2019年には標準特許専門機関の育成

を含む中長期(2019～2022年)政策として「標準特許競争力強化方策」を策定した。

このような支援を通じて2012～2019年「標準特許創出支援事業」に参加した8つの機関が主要国際標準化機構に宣言した146件の標準特許を確保した。最近5年間「標準特許創出支援事業」を通じて創出された特許の質的成果は未支援政府課題に比べて三極特許の比率は約24倍(26.8%対1.1%)とはるかに高く、技術移転契約当たり技術料収入も23倍(583.8百万ウォン対25.7百万ウォン)高く、事業を通じて創出された特許の質的水準と産業界における活用価値が非常に高いことがわかった。

今後中小企業ニーズの発掘及びインセンティブ加点の付与などを通じて優秀中小企業の事業参加を拡大し、標準化速度の速い市場標準獲得目標の課題支援を強化して政府R&Dの標準特許成果を高め、韓国産・学・研が新産業分野の核心標準特許を先取りできるように努力する予定である。

3. 国際標準化活動に対する標準特許戦略支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政主事 ナ・スンギョ

イ. 推進背景及び概要

これまでは国際標準化活動の際に知財権に対する検討が不十分な状態で標準が採択されたため、相当規模の特許料が発生している。特に、韓国の主要輸出品目である電気電子及び情報通信技術分野の製品が技術貿易規模の約73.6%を占め、主要標準技術分野別に形成された特許プールによる特許料の負担も増加している。

そこで標準制定の段階別に特許を検討することで国益を考慮した国際標準が制定されるようカスタマイズ型特許戦略を支援する「標準制定特許対応支援」を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2019年には量子暗号通信分野(科学技術情報通信部、ITU-T SG13)とスマートシティ分野(産業部、ISO TC268)の国内対応研究班を支援したが、計52件の主要特許分析を遂行して各分野別の国際標準化推進状況に合わせて対応特許戦略を策定・支援した。

＜表Ⅲ－2－14＞2019年標準制定特許対応支援の推進成果

技術分野	主要特許 分析提供	応用特許 提供	戦略策定	戦略内容
量子暗号通信分野 (科学技術情報通信部、 ITU-T SG13)	16 件	1,916 件	2 件	<ul style="list-style-type: none"> ・標準コア特許の確保に向けた積極的な特許攻略が必要 ・国内対応班の活動を通じて連続的な特許対応支援が必要
スマートシティ分野 (産業部、ISO TC268)	36 件	2,677 件	2 件	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能関連特許を通じたサービスアイデアの探索 ・主要サービス別の特許連携可能な標準指標の発掘

ハ. 評価及び発展方向

2019年標準制定特許対応支援を通じて海外で主導する標準に国益が反映できるよう対応し、特に利害当事者が直接参加して能動的に対応できるよう誘導した。

今後特許支援が急がれる他の標準化研究班まで特許戦略支援範囲を拡大し、標準化能力及び国内対応環境を考慮した成果類型別支援の多角化を模索することで需要カスタマイズ型国際標準共同対応システムを構築して支援する予定である。

第3節 優秀中小企業の海外特許確保支援の強化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・チャンスク

知識・情報・技術の移動が中心となる「世界化4.0時代」において国家と企業の競争力を左右する革新の中心には知的財産(IP)がある。既に主要国は自国の利益を図る強力な武器として特許を活用しており、いわゆる「銃声なき特許戦争の時代」と言える。中国は政府の支援で海外出願が2013年28,365件から2017年59,220件に増加し、PCT出願も2013年21,508件から2017年48,904件に増加するなど最近5年間国内外の出願量が急増した。世界各国は海外市場で技術覇権を握るために特許の確保に死活をかけている。

韓国は特許出願世界4位の知的財産強国でありながらも海外市場を先取るには欠かせない海外特許を確保する努力はやや不十分であった。輸出中心の経済構造で企業の付加価値を拡大するためには海外特許が欠かせないが、2015年基準で国内出願された技術のうち11.7%だけが海外に出願され、特に中小企業・大学の技術は4.3%だけが海外に出願され、韓国企業が海外で収益を上げる機会にはつながらなかった。また、海外で出願されても米国・中国を中心に平均1.9カ国にだけ出願され、輸出市場の多角化に対する対応も容易ではない。

そこで、特許庁は韓国企業・大学特許の海外市場進出活性化・多角化に向けて「海外知的財産の拡散・保護ロードマップ」を講じて海外特許確保支援を拡大している。

2. 海外知的財産の拡散・保護ロードマップの構築

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 チェ・ギュヨン

イ. 推進背景

韓国は「ファースト・フォロワー(Fast follower)」戦略に基づく輸出主導型経済成長を通じて狭い内需市場の限界を克服し、世界6位の輸出強国に成長した。

しかし、金融危機以後世界的な景気低迷、保護貿易主義の拡散など最近のグローバル貿易環境の変化は外国への依存度が高い韓国経済には常にリスクとなっている。特に、特定の市場・品目に集中された大企業主導の輸出構造は貿易環境の変化に弱く、経済成長の持続可能性を阻害している状況である。また、韓国は高齢化及び賃金上昇などによって中国、新興国に比べて労働力の質、人件費など生産要素の競争力が殆ど劣っている状況である。

そこで、貿易環境の変化に柔軟に対応できるように輸出市場及び品目の多角化、中小企業の輸出を拡大できる戦略の策定が求められている。

韓国は全世界特許出願第4位国家として米国、ヨーロッパ、中国、日本など世界4大強国とともにIP5をリードし、知的財産G5のプレゼンスを高めることで、知財権分野の新しい挑戦に主導的に対応できる基盤を整えている。そこで、特許庁は知財権分野の能力とプレゼンスを基に韓国企業の輸出拡大・輸出市場の多角化を支援するための戦略である「海外知的財産の拡散・保護ロードマップ」を講じて2019年7月第1回IP通商フォーラムを通じて発表した。

ロ. 推進内容

韓国知的財産の世界的な拡散・保護を通じた海外市場の拡大を目標とする「海外知的財産の拡散・保護ロードマップ」は大きく3大戦略と9つの核心課題で構成される。

3大戦略は1)韓国知的財産の世界市場への拡散、2)海外における韓国知的財産の保護強化、3)企業の海外進出を支援する国内外知的財産インフラの整備である。

まず、知的財産拡散戦略の場合、①中小・中堅企業などに対する海外出願戦略の策

定、海外知財権費用支援などを通じて「海外知財権出願の拡大及び多角化」を目標とする。これを通じて現在7万件余りに該当する海外特許出願件数を2030年まで20万件に拡大する計画である。また、②国内出願・審査システムを海外出願にやさしく改編し、知財権国際規範議論をリードする。③主要先進国と高強度審査協力を推進し、新興国・途上国と新規審査協力を推進する。

第二の戦略である「海外知的財産保護」戦略の場合、①後を絶たない韓国企業の海外知財権侵害に対して効率的に対処するための現地知財権紛争対応支援システムの構築と、②韓国企業知財権侵害品の主要生産・流通国と政府間における協議体の新設、③K-ブランド「現地登録優先(Register First)」プロジェクト、模倣・偽造商品関連オンライン監視強化を通じた知的財産紛争予防の支援手段及び分野の拡大を核心課題とする。

最後のインフラ戦略の場合、①海外知財権保護支援に向けた法・制度の整備及び人的ネットワークの構築、②新興国及び低開発国に対する知財権協力・支援メカニズム整備を通じた新興国・低開発国知的財産能力強化支援、③韓国型特許行政サービスの海外進出拡大を通じて新興国・低開発国における韓国知財権の予防的保護を核心課題とする。特許庁は同ロードマップの9つ核心課題の推進を通じて韓国企業が知財権を基に海外市場で競争力を確保し、知財権リスクを管理して安定的に企業活動を営めるように持続的に支援していく計画である。

3. 海外特許確保の支援拡大

産業財産政策局	地域産業財産課	行政事務官	ユン・セギョン
	地域産業財産課	行政事務官	パク・インピョ

イ. 推進背景及び概要

現在世界各国はグローバル支配力を強化するため、積極的に知的財産を活用している。米・中貿易摩擦や日本の輸出規制など当面の危機は結局特許技術を武器とする技

術覇権争いである。

急変しつつあるグローバル環境で韓国の技術と製品を安全に保護するためには、海外知的財産確保を何より優先する必要があるが、現地における知的財産権の確保はまだ不十分な状況である。

その原因は韓国の中小・ベンチャー企業が優秀な特許製品を開発したにもかかわらず、資金不足、言葉の壁、現地情報とネットワークの不足で海外知的財産権の確保に容易く挑戦できなかつたためである。そこで、特許庁は韓国企業が積極的に海外市場に進出して世界市場をリードしていけるよう、海外知的財産権の確保を最優先に支援した。

ロ．推進内容及び成果

特許庁は海外市場の進出に困っている企業を支援するため、2019年国家レベルの海外知的財産確保戦略(海外特許確保方策(2019年6月))、海外知的財産の拡散・保護ロードマップ(2019年7月)を講じ、中小・ベンチャー企業に対する海外出願費用支援及び特許バウチャー支給、知的財産(IP)出願支援ファンドの立上げ及び投資、特許共済などを推進した。

そのために海外出願支援予算を2018年28億ウォン規模から2019年62億ウォンに117.2%増額し、海外出願支援件数も2,039件から2,626件に28.8%拡大した。

<表Ⅲ-2-15> 2018～2019年権利別海外出願費用支援の件数

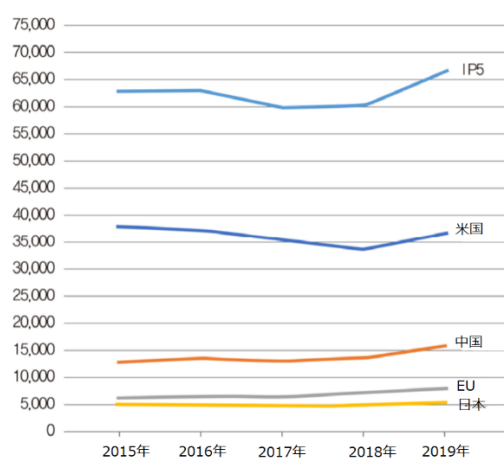
区分	2018	2019	増加率
特許	649	877	35.1
商標	1,217	1,599	31.4
デザイン	173	150	△13.3
合計	2,039	2,626	28.8

韓国企業はこのような支援政策のおかげで海外知的財産権の確保に積極的に乗り出した結果、2019年海外に出願した知的財産件数が大きく増加した。

2019年世界先進特許庁であるIP5国家のうち韓国を除いたIP4(米国、中国、EU、日本)に対する韓国企業の海外特許出願件数は計66,792件で2018年60,186件より10.9%増加(暫定値)した。これは3万8,000件余り水準であった2009年に比べると1.5倍以上増加した数値で、1994年以後の数値を見ても最大値である。

国家別に見ると、米国が36,852件で半分を超える55.1%を記録し、続いて中国16,019件、ヨーロッパ8,287件、日本5,634件の順であった。特に、米国に対する出願は2016年以後減少傾向から2019年に大きく増加傾向(8.5%)へと転じた。

<図Ⅲ-2-11>年度別内国人のIP5海外特許出願件数



ハーグシステムを通じた国際デザイン出願件数は2018年2,026件から2019年4,235件が出願され、2018年に比べて2倍以上増加(暫定値)した。

<表Ⅲ-2-16>年度別内国人のハーグ国際デザイン出願件数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
出願件数	1,371	2,439	2,201	2,026	4,235

増減(%)	-	77.90	△9.76	△7.95	109.03
-------	---	-------	-------	-------	--------

また、マドリッドシステムを通じた国際商標出願件数も2018年9,660件から2019年11,309件が出願されて前年比17.0%増加(暫定値)した。

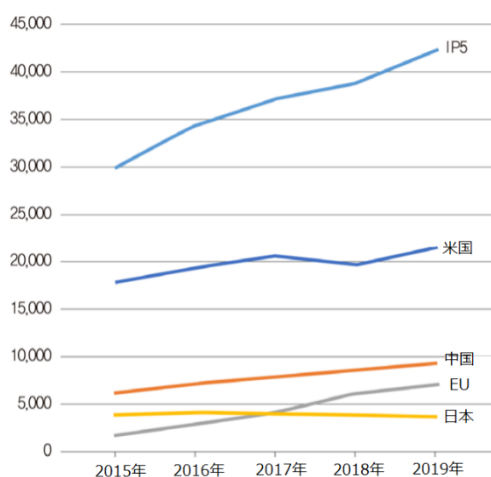
<表Ⅲ-2-17>年度別内国人のマドリッド国際商標出願件数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
出願件数	6,501	7,855	6,995	9,660	11,309
増減(%)	-	21.29	△10.95	38.10	17.07

一方、2019年韓国企業のIP5海外特許登録件数は計42,306件で、2018年38,860件より8.8%増加(暫定値)した。

国家別では米国に計21,684件が登録されて全体の半分(51.2%)を占め、続いて中国9,437件、ヨーロッパ7,247件、日本3,938件の順であった。特に、ヨーロッパと中国に対する特許登録は最近5年間年平均其々39.1%、10.9%急増した。

<図Ⅲ-2-12>年度別内国人のIP5海外特許登録件数



ハ. 評価及び発展方向

このような海外出願及び登録の急増は韓国企業が海外知的財産権を先取ることによって海外市場進出の足場を確保し、グローバル市場で韓国の技術と製品を保護するために積極的に乗り出したためと解釈できる。

輸出主導型産業構造の中で韓国企業が安定的に海外に進出して市場を拡大するためには、紛争予防と競合社の市場参入を抑制する海外知的財産権の先取りが何より重要である。未来技術の覇権を握るために世界各国の技術競争が熾烈さを増している中で韓国特許庁は迅速な海外知的財産権の先取りを通じて韓国企業がグローバル市場を開拓して輸出を増やすよう、海外権利化の負担を緩和する政策事業をさらに強化する予定である。

第4編 国内外知的財産の保護強化

第1章 国内知的財産権保護基盤の強化

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 工業事務官 チョン・スファン

1. 推進背景及び概要

知的財産は高付加価値を生み出す重要な資源で、製品とサービス競争力の重要な要素として認識されている。しかし、このような知的財産権は情報通信と科学技術の発達によってより速くより簡単に世界各地に伝わり、簡単に盗用・侵害されるようになった。

韓国も例外ではなく一例として模倣品の場合、国内模倣品市場規模は流通価額基準で約5兆2千億ウォン(国外流入2兆3千億ウォン、国内生産2兆9千億ウォン)に達している(2014年、現代経済研究院)。このように模倣品の不法流通が拡散すると正規品市場の被害が深刻になり、国家イメージにもマイナス影響を与える。





実際各国の知的財産権保護水準を示す国家別知的財産権保護順位(スイス国際経営開発院(IMD))を見ると、韓国は2019年評価対象63カ国のうち37位で前年より2段階上昇したが、ドイツ(3位)、米国(13位)、日本(31位)より依然として低い水準と評価されている。

特に、中小企業は取引において不利な立場に置かれ、知的財産権保護能力が不十分であるため、中小企業の技術流出被害が続いている。(技術流出件当たり被害規模は2016年18.9億ウォン、2017年13.1億ウォン、2018年16.7億ウォン)

天然資源に乏しい代わりに優秀人材が豊富な韓国は生まれながら知的財産を基に製品とサービス競争力を確保し、国家競争力も確保しなければならない運命である。したがって、知的財産の保護を強化することは国家レベルの重大な政策イシューと言わ

ざるを得ない。

＜図IV-1-1＞国家別知的財産権保護順位

国家					
保護順位	3位	13位	31位	37位	48位

(IMD(スイス国際経営開発院)、2019年)

2. 推進内容及び成果

2019年には韓国知的財産の保護水準を一層高められる重要な法・制度の変化があった。

まず、改正された特許法と不正競争防止法が2019年7月から施行された。主な内容としては、特許と営業秘密の故意侵害に対する3倍賠償制度を導入し、特許侵害訴訟で特許権者などの立証責任を緩和するための「具体的な行為態様の提示義務」と実施料による損害額を「合理的」にもらえる金額に変更して実施料による損害額算定範囲を拡大した。

これまで少ない損害賠償額によって侵害したほうが得であるという認識が形成されていたが、故意侵害の場合は増額賠償させることで知的財産侵害の悪循環を切ることができるかと期待している。

また、中小企業の営業秘密保護を強化するために営業秘密の認定要件を緩和し、営業秘密侵害行為類型の拡大と処罰の強化も実施した。

そして、特許庁特別司法警察の捜査範囲を拡大して知的財産侵害に対する執行力を強化した。司法警察職務法の改正で特許庁特別司法警察の捜査範囲が商標から特許、デザイン、営業秘密まで拡大されたことで、2019年3月正式に「産業財産特別司法警察」が発足した。これによって特許庁が技術専門性を基に正確かつ迅速に捜査するこ

とで被害者の効果的な権利救済が可能となり、発足以後特許・営業秘密・デザイン侵害に対する積極的な捜査を通じて193人を立件する実績を達成した。

技術奪取の根絶に向けた政府省庁間の協力も続いた。中小企業部長官を委員長とする共生調停委員会が設置されて省庁間協力がより強くなり、2018年に策定された中小企業技術奪取根絶対策の補完策を省庁合同で講じた。

健全な取引秩序を確立するために韓国知的財産保護院の「知財権虚偽表示通報センター」を通じて2019年3,128件に対して是正を完了し、国民の健康・安全と関連するPM2.5用マスクと幼児用教具に対する企画調査を通じて1,817件を摘発して是正措置を取った。「知的財産権虚偽表示指針」を制定して知財権表示方法に対する基準を明確にした。

そして、国民生活に影響が大きい模倣品根絶に向けた取締りとオンライン上模倣品に対する対応を強化した。特許庁商標特別司法警察は2019年に模倣品事犯計376人を刑事立件し、模倣品630万点余りを押収した。特に、安全・健康関連模倣品及び大規模な製造・流通事犯の取締りに集中し、その結果関連分野で26人を立件して偽造化粧品など610万点余り(正品価額約540億ウォン)を押収した。これまで模倣品の流通チャンネルがオンラインに大挙移動したことでオンライン上の模倣品販売が増加しているが、限られた取締り人員でそれに対応するには限界があった。特許庁はオンライン流通チャンネルの模倣品揭示物モニタリングを強化するため、2019年110人で構成されたオンライン模倣品在宅モニタリング団を発足させた。その結果、模倣品揭示物121,536件を取り締まって9,382億ウォン相当の消費者被害を予防する効果を上げた。

そして、アイデア奪取、商品形態模倣など不正競争行為に対する調査を通じて公正な商取引秩序の確立を推進した。昨年計130件の通報件を処理し、不正競争行為頻発企業との懇談会を実施するなど不正競争行為予防にも取り組んだ。

知的財産保護に対する国民の認識を高めるための市民運動及び広報も強化した。官民合同で模倣品流通根絶のための巡回キャンペーンを開催し、国民が参加する公募展

を通じてコミュニケーション型認識向上活動を展開した。

3. 評価及び発展方向

2019年は知的財産の保護という側面で有意味な変化が多い年であった。特に知的財産侵害訴訟に3倍賠償制度が導入され、侵害を抑制するとともに知的財産に適正な価格を支払う文化を定着させた。

それに加えて知的財産分野の専門性を持つ特許庁が特許、デザイン、営業秘密侵害に対する捜査業務を開始することで、知的財産侵害に対して効果的に対応し、権利者を保護出来る環境が整えられた。

また、知財権虚偽表示の積極的な取締り、不正競争行為に対する行政調査、知的財産保護認識拡散に向けた広報活動を通じて健全な取引秩序と公正な競争のための文化を定着させつつある。

2020年には知的財産が適正な価格で評価される好循環知的財産生態系が作られるよう、知的財産の実効的な保護をさらに強化していく計画である。具体的には、侵害者に証拠が偏在しているため侵害立証と損害賠償額の算定が難しい知的財産訴訟の問題を解決できるように韓国型ディスカバリー制度の構築を推進し、権利者の生産能力を超える侵害者の利益に対しても実施料で賠償させる損害賠償制度の改善も続けていく予定である。

第2節 中小企業のアイデア・技術保護の強化

1. 政府レベルの中小企業技術奪取根絶推進システムの構築

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 工業事務官 チョン・スファン

イ. 推進背景及び概要

韓国では大企業による中小企業技術の奪取が根絶されない深刻な問題となっている。技術に対する正当な対価を支払う認識の不足と大企業－中小企業間の従属構造から起因する技術奪取は低迷する技術取引とM&Aにつながり、中小企業技術の価値に対する低い評価と技術開発の動機づけを阻害する結果につながる。革新的な中小企業が成長できず、革新成長を妨害するだけでなく、結果的には大企業の競争力低下にもつながり、国家経済に悪影響を与える。

これまで韓国政府は中小企業の技術を保護するために様々な対策を講じて施行したが、形だけの法・制度改善に止まり、執行機関の技術専門性不足によってその効果には限界があった。それによって持続する技術奪取問題を根絶するため、政府レベルの協業システムと現場で働かせる予防及び制裁手段を設ける必要性が提起された。

ロ. 推進内容及び成果

2018年2月特許庁、中小企業部、公正取引委員会、産業部など関係省庁は党政協議を経て「中小企業技術奪取根絶対策」を発表し、「中小企業技術奪取根絶TF」を構成して関係省庁間の協業と情報共有のためのシステムを構築した。

2019年6月には中小企業部長官を委員長として、特許庁、公正取引委員会、検察庁、警察庁と民間委員で構成された共生調停委員会が発足した。

中小企業の技術侵害事件は違反した法律によって特許庁、中小企業部、公正取引委

員会に通報され、行政調査が行われるが、その中には複数の省庁に通報されて同時に調査が行われる件もある。共生調停委員会はこのように複数の省庁に跨がる事件の迅速な調停・仲裁を強化するために設置された。

2019年度には三回にわたる共生調停委員会を開催し、特許庁と中小企業部に同時に受付けられた技術奪取事件に対して共同調査を推進するなど省庁間協力を強化している。特に、特許庁は技術専門性を基に他省庁の調査事件の中で技術関連判断が必要な部分に対して検討意見を提示するパイロット事業を実施して省庁間協業モデルを作り上げている。

また、特許庁を含む関係省庁は中小企業技術奪取根絶対策の後続補完対策として中小企業技術保護強化方を講じた。今回の中小企業技術保護強化方は2018年2月講じられた中小企業技術奪取根絶対策の推進成果を点検し、技術保護 이슈に先制的に対応するための補完課題を発掘した。

中小企業技術奪取根絶対策を講じてから特許庁は特許、営業秘密の故意侵害に対する3倍賠償と特許共済の導入、特別司法警察の捜査範囲拡大を滞りなく行い、中小企業の技術奪取根絶のための制度的装置を強化した。

今回の対策で特許庁は知的財産訴訟において証拠を効果的に確保できる韓国型ディスカバリー制度の導入と特許とデザイン侵害罪を親告罪から反意思不罰罪に転換して知的財産侵害犯罪の捜査を強化する方を講じた。

ハ. 評価及び発展方向

中小企業の不十分な訴訟対応能力、被害立証の難しさ、法制不備による保護の死角地帯などで中小企業が大企業との技術奪取関連紛争で勝利することは極めて難しいことであった。そこで、韓国政府は中小企業技術奪取を根絶するため、政府レベルの推進システムを講じて関連制度の改善と執行力を強化している。

但し、中小企業が大企業に従属的な位置にある経済構造上、中小企業が簡単に問題を提起することは難しい状況である。したがって事後的な救済だけでなく、技術奪取が発生しないように事前予防が重要である。損害賠償と処罰を強化し、技術奪取の意志を事前に根絶することはもちろん、大企業と中小企業が相互の知的財産を保護・尊重し合い、ともに成長する知的財産生態系を構築する必要がある。また、知的財産保護に対する企業と国民の認識を拡散する努力を並行することが必要である。

2. 故意侵害に対する3倍賠償制度の導入など特許・営業秘密の保護強化

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ヒョンウォン

イ. 推進背景及び概要

韓国は特許侵害に対する損害賠償額が先進国に比べて非常に少なく、侵害立証も困難であるため、特許侵害を助長する恐れがあるという指摘が多い。国内の研究結果によれば、韓国の特許侵害訴訟において認められた損害賠償額は約6千万ウォンで、GDPの差を考慮しても米国の65.7億ウォンの1/9水準に過ぎず、損害賠償額の算定が難しくて弁論全体の趣旨などを考慮して裁判所が職権によって算定する事例も全体判決の約65% (2010～2014年判決分析) に達している。このような環境の中では企業が技術開発を通じて合理的な利潤活動を追求することは期待できない。そこで特許庁は損害賠償額を常識水準に引き上げるとともに特許権者の立証負担を軽くするために特許法改正案を講じて2016年から多角的な検討を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

3倍賠償制度の導入は特許庁内・外からの意見聴取(2013.9.～2016.9.)、技術流出関連法令改正TF(8回)、中小企業技術保護全省庁TF(6回)、専門家懇談会(2回)などを通じて草案を作成した。この作業には大検察庁(幹事)、法務部、産業部、産業技術保護センター、特許庁などが参加し、同時に政策研究委託(刑事処罰実効性の向上など不正競争防止法の改善策研究、韓国知的財産学会)を実施した。

その結果、法務部、産業部、知財委など全省庁にわたる「中小企業技術保護総合対策」を2016年4月に設け、そのフォローアップとして営業秘密に対する3倍賠償制度の導入を骨子とする不正競争防止法改正案を設けて国会に提出(2017.1.)した。

また、侵害者が優越的地位を利用して特許権を侵害した場合、3倍賠償を可能とする改正案も発議された(2017.8.)。

政府レベルの「中小企業技術保護総合対策」(2018.2.)にも盛り込まれた法律案は2018年12月国会を通過して2019年7月施行された。

不正競争防止法と特許法上の3倍賠償制度に関する内容は以下のとおりである。

(特許法) 裁判所は他人の特許権または専用実施権を侵害した行為が故意的なものと認められた場合には、損害として認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を決めることができる。

賠償額を判断する際には次の事項を考慮しなければならない。

1. 侵害行為をした者の優越的地位の有無
2. 故意または損害発生 of 懸念を認識した程度
3. 侵害行為によって特許権者または専用実施権者が被った被害規模
4. 侵害行為によって侵害した者が得た経済的利益
5. 侵害行為の期間・回数など
6. 侵害行為による罰金
7. 侵害行為をした者の財産状態
8. 侵害行為をした者の被害救済努力の程度

(不正競争防止法) 裁判所は営業秘密侵害行為が故意的なものと認められる場合、損害と認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を決めることができる。

賠償額を判断する際には次の事項を考慮しなければならない。

1. 侵害行為をした者の優越的地位の有無
2. 故意または損害発生の懸念を認識した程度
3. 侵害行為によって営業秘密保有者が被った被害の規模
4. 侵害行為によって侵害した者が得た経済的利益
5. 侵害行為の期間・回数など
6. 侵害行為による罰金
7. 侵害行為をした者の財産状況
8. 侵害行為をした者の被害救済努力の程度

これと関連して特許庁は3倍賠償制度の安定的な施行のために「3倍賠償制度の判断基準に関する研究」を推進した。関連資料は特許庁ホームページを通じて確認できる。

ハ．評価及び発展方向

特許及び営業秘密侵害に対する3倍賠償制度の導入によって、今後特許権及び営業秘密侵害に対する正当な賠償システムが確立し、知的財産制度の実効性が高まることで、健全な知的財産生態系作りに大きく貢献できると期待される。

特許庁は知的財産全般にわたって保護基盤が構築できるように商標法及びデザイン保護法などにも3倍賠償制度の導入を推進する予定である。

3. 公正な知的財産市場の確立に向けた損害賠償制度改善の推進

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ヒョンウォン

イ．推進背景及び概要

特許制度は特許権者が自分の発明を公開することで該当発明に対する独占権とそれによる利益を享受できるように保障する制度である。これは新技術開発の動機となり、最終的には韓国の産業競争力と国民経済発展の根幹となる。

しかし、このような特許制度のポジティブな要素にもかかわらず、市場では特許権者の特許発明に対する生産能力が侵害者の生産能力より劣る場合、侵害者は特許権者に損害を賠償しても侵害による利益が多いため、特許権を侵害したほうがむしろ利益という間違った認識が根付いている。

代表的な特許市場である米国の場合、特許権者の生産能力を超える部分に対しても特許権者の損害として認められることに問題がない。特許権者の生産能力を超える部分は合理的な実施料で計算してもらえらるからである。しかし、韓国は実損填補原則を理由に特許権者の生産能力限度内で特許権者の損害を認める。実際、侵害者の立場で特許権者の生産能力を超える利益は特許権侵害が発生する前に既に実施料などで支払うべき金額であるが、侵害として認められた後もこれを特許権者に支払わないで済む。

これは特許権のような知的財産の特性が損害賠償関連訴訟において積極的に考慮されないためである。即ち、特許権者は自分の特許を基に直接生産しながら、第3者に使用を許諾して追加的な使用料を受け取ることもでき、自分が直接生産をしなくても不特定多数に使用を許諾することで利益を得ることも可能である。このように特許権など知的財産の特性を考慮すると、侵害者が特許権者の生産能力を超えて取得した利益は当然特許権者が得うる利益になるべきである。

韓国特許市場がこのような状態であるため、市場では特許権に対して適正価格を正當に支払うよりはまず侵害を通じて利益を得た後、事後的に侵害が確認されればその時損害賠償額を支払ったほうがより利益という認識が広がっている。

このように特許権侵害に対する不公正問題を解消し、公正な知的財産市場を確立するため、特許庁は損害賠償制度の改善を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

そこで次のように特許法の改正(パク・ボムゲ議員代表発議)を推進した。

1)特許侵害によって被った損害に対する賠償だけでなく、取得した利益額全部に対して返還請求を可能にするために利益返還請求権を新設する(第128条第1項)。

2)取得した利益の返還を請求する場合、特許権または専用実施権を侵害した者が控除しようとする費用に関する主張をしない場合、その侵害した者の売上を侵害行為で取得した利益とすることを可能とし、侵害者に侵害費用を立証させることで立証責任を転換する(第128条第4項)。

このような改正案に対して裁判所及び企業は多様な意見を提示した。

被告に費用に対する立証責任を負担させると、実際訴訟で企業の営業秘密が露出する懸念があり、他の側面で損害賠償請求権と利益返還請求権が一つの条文で背馳することで条文の複雑性が加重する恐れがある。また、特許権者の損害額と侵害者の利益額が明確に区分できない点、侵害者の売上高全体が侵害者の利益額として算定されて特許権者に返還されることは過剰賠償の懸念がある点などの意見が提示された。

その結果、2019年9月産業通商資源中小ベンチャー企業委員会法案小委過程で小委委員長を始め、小委委員たちは上記のような理由で、修正及び業界からの十分な意見聴取が必要であるという意見を提示し、引き続き審査すると決めた。

特許庁は産業通商資源中小ベンチャー企業委員会法案小委で指摘された内容を積極的に解消するため、国民を対象に公聴会を開催(2019年10月)した。また、特許長官が経済5団体及び企業などと直接会って意見を積極的に聞き入れ、「侵害者が故意または重大な過失がある場合はその利益額を算定する時、特許権者の生産能力を考慮しないようにする」修正案を設けた結果、2019年11月産業通商資源中小ベンチャー企業委員会法案小委2次審査で審議を通過し、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会全体

会議で議決された。しかし、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会の議決案が法制司法委員会に回付される過程で裁判所行政処の慎重な検討の意見によって法制司法委員会第2小委に回付された。

裁判所行政処は同議決案が実損填補原則に違背する懸念があり、他の規定とのバランスが取れないという理由で慎重な検討の意見を提示した。

ハ．評価及び発展方向

特許権を侵害したほうがむしろ利益になる市場秩序は正す必要がある。そのためには侵害によって発生した特許権者の損害が積極的に認められる必要がある、裁判所が特許権者の損害に関しては既存の認められる実損填補原則の例外を認める必要がある。これと関連して実際特許権者の生産能力範囲内の損害額と生産能力を超えて侵害者が譲渡した侵害物品の数量に対する実施料相当額を合わせた金額を全体損害として認める米国の判例と日本特許法上の損害額推定規定を参考にする必要がある。

特許庁は特許権侵害に対する損害賠償額を現状に合わせて納得できる水準で決めるための制度改善を今後も積極的に推進し、韓国でも知的財産がその値打ちに相応した価格で評価される特許取引市場が構築できるよう取り組んでいく予定である。

4. 紛争調停など代替的な紛争解決制度の活性化の推進

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 工業主事 イ・ドンヒョン

イ．推進背景

最近知的財産権の出願・登録が増加し、産業財産権(特許権、実用新案権、商標権、デザイン権)の重要性が増していることから、それに伴って紛争件数も増加している。訴訟を通じた産業財産権紛争は解決過程が複雑で、莫大な時間と費用が発生するため、個人発明家、零細企業及び中小企業などはその解決に頭を抱えている。特許庁の調査

によれば、産業財産権侵害紛争発生の際は平均5,800万ウォンの対応費用と40カ月の期間がかかるという。経済的に余裕のない零細企業には産業財産権紛争は負担にならざるを得ないのが現状である。

そこで、産業財産権専門機関である特許庁は産業財産権紛争によって発生する国民の悩みの解消し、不必要な社会的費用を節減するため、1995年から産業財産権紛争調停委員会を設置・運営して関連紛争を低費用・短期間で解決できるようにサポートしている。

ロ. 推進内容

1) 産業財産権紛争調停委員会の運営

特許庁は産業財産権紛争を速やかに解決するため、産業財産権紛争調停委員会を設置して1995年から運営している。産業財産権紛争調停委員会は専門分野によって調停委員が構成されているが、基本的に3カ月内に手続きが終了するため、関連紛争を審判や訴訟を通じて解決するより迅速に解決できるメリットがある。調停が成立する場合、調停調書を作成することになるが、調停調書は裁判所の確定判決と同じ裁判上和解の効力を持つ。最近紛争調停制度に対する関心が高まって需要も毎年増加している。2015年からは検察庁が捜査している事件の中で調停可能な事件を特許庁産業財産権紛争調停委員会に回付して処理する刑事連携調停も推進しており、紛争調停制度は持続的に活性化されている。

産業財産権紛争調停委員会の調停対象は産業財産権(特許権、実用新案権、商標権、デザイン権)、職務発明、技術上営業秘密に関連する紛争であり、これと関連して利害関係のある者は誰でも申請可能である。

< 産業財産権紛争調停委員会の処理件数 >

区分	1995	2001	2006	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	計

	～ 2000	～ 2005	～ 2010										
申請	46	33	21	2	2	3	11	17	47	57	53	45	337

また、最近発明振興法の改正で不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律による不正競争行為と営業秘密全般にまで調停対象が拡大され、これは2020年8月に施行予定である。

2) 産業財産権紛争調停委員会事務局の設置及び調停制度の広報

特許庁は韓国知的財産保護院に産業財産権紛争調停委員会事務局を新設(2017年)し、産業財産権紛争相談、申請事件の受付、紛争調停制度の広報などを推進している。産業財産権、職務発明、技術上営業秘密と関連する紛争発生の際に事務局を通じて相談することができる。調停制度の利用を希望する場合はホームページ(<http://www.koipa.re.kr/adr/>)を通じて申請書をダウンロードして作成した後、ホームページや委員会の代表メールアドレス(ip.adr@korea.kr)を通じて申請できる。

産業財産権紛争調停委員会事務局は紛争調停制度の活性化のために多様な広報活動を展開している。地下鉄を活用した広報動画の送付、SNS及びポータルサイトなどオンラインを活用した広報、関係機関との協力を通じた制度説明会の開催など多くの国民が紛争調停制度を活用するように広報活動を展開している。

ハ. 評価及び発展方向

産業財産権紛争調停委員会は設立以後337件の産業財産権紛争事件を処理し、2019年には45件の事件を処理し、43%の調停成功率を記録した。これは民事本案事件の調停成功率である16%より高い数値で、産業財産権紛争調停委員会が産業財産権分野の紛争解決に貢献していると評価できる。

第4次産業革命によって特許を始めとする産業財産権は重要なキーワードとして取り上げられている。将来産業財産権の保護はさらに重要になり、産業財産権保護のための紛争もまた持続的に増えると予想される。このような紛争を迅速に解決できる代替的な紛争調停制度の重要性と利用率は益々高くなる見込みである。特許庁は調停制度の活性化に向けて特許審判院との連携調停、不正競争行為行政調査との連携調停など多様な制度改善を準備しており、今後産業財産権紛争調停委員会の役割は益々大きくなる見通しである。

5. 営業秘密保護支援の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 チョン・ヒギョン

イ. 推進背景及び概要

技術及び知識が無限競争時代の核心的な生産要素として登場したことで、知的財産管理の重要性も増しているが、連日営業秘密や技術・アイデア奪取と関連する事件・事故が新聞の社会面を埋め尽くしている。特許庁が2013年と2016年の2回にわたって実施した営業秘密被侵害実態調査の結果によれば、営業秘密流出を経験した企業の比率は9.4%から14%に増加しているが、一方営業秘密流出時に何の対応もしていないと答えた企業の比率は31.1%から41.9%に増加し、国内企業の営業秘密流出紛争対応能力は依然として不十分であることがわかった。新しいアイデアや技術を活用して市場で競争力を確保するためには、新しい技術を創り出すことと同様に外部に流出しないように企業の秘密を保護することが重要であるが、企業の営業秘密保護に対する認識度及び管理能力は極めて不十分な水準であり、これに対する対策が求められている。

そこで、特許庁は2012年に営業秘密保護センター(www.tradecret.or.kr)を開所し、教育・相談・コンサルティング・広報など営業秘密保護基盤作り事業を遂行することで、韓国企業の営業秘密管理能力を強化し、保護の必要性を高める努力を傾けている。

＜表Ⅳ－1－1＞技術流出の状況

(出処：大検察庁統計年報)

区分	2014	2015	2016	2017	2018	2019
処理件数(件)	412	467	528	403	449	481
人数(人)	972	1,129	1,125	791	970	986

ロ．推進内容及び成果

特許庁は営業秘密管理の重要性に対する認識を強化するため、訪問型教育、地方所在企業密集地域を対象にした地域説明会などを実施し、オンライン教育コンテンツを制作して企業の教育アクセシビリティを拡大するとともに、ラジオや地下鉄、自治体電光掲示板などを活用して大衆の営業秘密関連認識を高めている。同時に、営業秘密管理優秀事例の公募、企業協会との連携広報など多様な広報チャンネルを活用している。

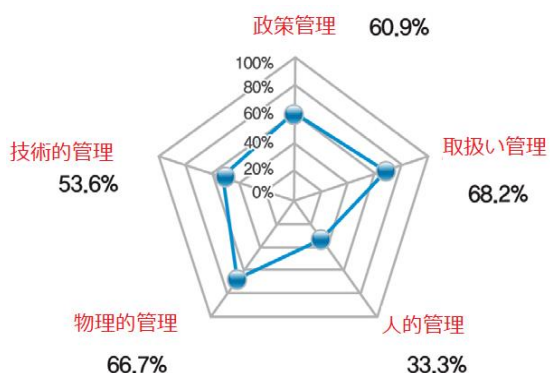
また、企業に営業秘密保護コンサルティングを通じて企業の営業秘密管理実態を診断し、診断結果に適した管理方法を提示している。また、営業秘密管理システムを備えていない企業が最小の費用と人材で営業秘密が管理できるように営業秘密管理システム普及を拡大するなど、企業の営業秘密管理システムの構築を直接的に支援している。その他にも簡単に営業秘密文書等級を分類するための自己確認サービスを構築して普及しており、取引段階別・対象別に活用可能な契約書・秘密保持誓約書など標準様式を提供している。

同時に、営業秘密流出の時は初動対応のための法律諮問を実施し、会員として加入した企業に対して無料普及している営業秘密管理システムの機能を改善してファイルを一括削除する、もしくはファイル検索機能を追加することでユーザーの利便性を高めた。

<表IV-1-2> 2019年度営業秘密保護支援事業の実績

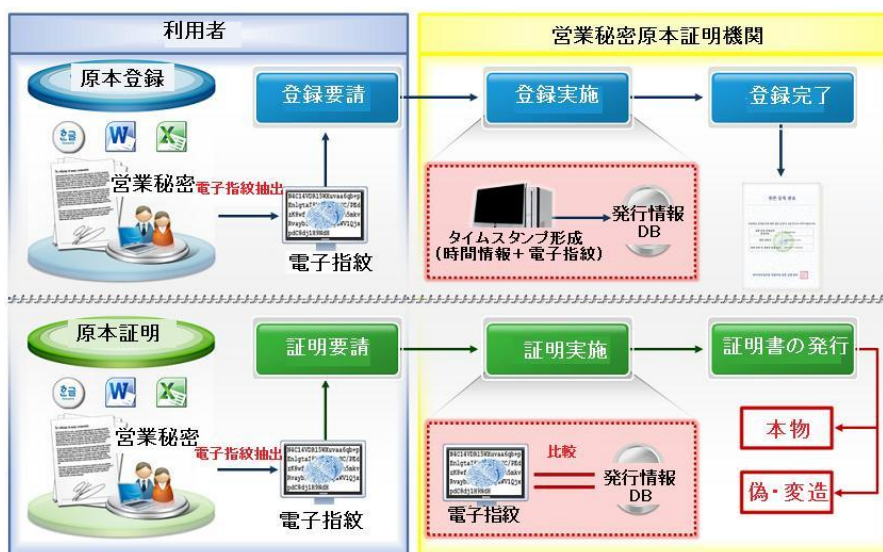
営業秘密保護コンサル ティング	システム普及	訪問教育	地域説明会	団体教育
101社	101社	60社	37回	2回

<図IV-1-2> 営業秘密保護コンサルティング及び保護管理システム



のみならず特許庁は営業秘密侵害訴訟における営業秘密保有事実に対する立証負担を緩和するため、2010年度から電子文書から抽出した固有識別値と公認認証機関の時間情報を合わせてタイムスタンプを生成し、これを原本証明機関に登録することで該当電子文書の存在及び保有時点が立証できる制度である原本証明サービスを運営している。2015年1月には原本として登録された情報に対して原本証明書を発行する場合、該当情報の保有事実に対する推定効を持つという法的根拠を設けることで既存制度の不備点を補完し、韓国知識財産保護院と大中小企業農漁業協力財団を原本証明機関として指定して企業との接点を拡大している。2019年基準で原本証明サービスの累積利用件数は151,613件で、原本登録の法的効力とともに複数の原本証明機関を運営することで、原本証明サービス利用の信頼性と効率性が高まり、今後企業の利用がさらに活性化すると期待される。

<図IV-1-3> 営業秘密原本証明制度



ハ. 評価及び発展方向

中小企業の技術奪取が社会問題として台頭したことで、産業部、中企部、検・警、公正取引委員会、特許庁など6省庁が合同で中小企業技術奪取根絶対策を発表した。営業秘密保護政策の所管省庁である特許庁は営業秘密侵害が故意的な場合は3倍以内で損害賠償額を賦課する3倍賠償制度を導入し、営業秘密の認定要件である「秘密管理性」を緩和するなど経済的弱者の営業秘密保護の実効性を高めるための制度的装置を整備した。また、無断流出及び返還拒否など立法の死角地帯で発生していた侵害行為に対して刑事処罰できるように不正競争防止法を改正した。その結果、営業秘密管理システムの不備によって営業秘密性が認められなかった中小企業など経済的弱者の営業秘密保護にも大きく貢献できると予想される。

特に、2020年から特許庁は営業秘密保護基盤作りに向けた支援事業を強化していく予定である。海外進出企業を対象に営業秘密管理システムの普及を活性化し、営業秘密専門家が企業を直接訪問して企業状況を考慮した営業秘密管理システム及び戦略に対するコンサルティングを行い、管理方策を履行して内在化できるように支援する。また、裁判所など関係機関と営業秘密争点討論会を通じて企業の現状を反映した法制度の改善及び法解釈方向の点検を実施し、大企業や中堅企業が協力会社である中小企業と共有する営業秘密を保護できるように特許庁が支援し、大企業－中小企業－特許

庁がこれに対する業務協約を結んで相互ウィンウィンできる方策を講じる計画である。

6. 社会的弱者のための公益弁理サービス支援

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ソン・ウンジョン

イ. 推進背景及び概要

高価な弁理サービスが受けられない国民基礎生活受給者、障害者、国家功労者、学生、小企業などの社会的弱者に権利確保から紛争対応に至る全過程を支援することで、知的財産権分野における社会的衡平性を高め、彼らの産業財産権を創出・保護するため、2005年4月から公益弁理士による特許相談センターを開所して運営している。

公益弁理士特許相談センターは計12人(2019年末基準)の公益弁理士が関連相談、明細書など出願・審査・審判関連書類の作成支援、産業財産権関連説明会、審判・審決取消訴訟の直接代理及び紛争コンサルティングなどの業務を遂行している。

また、社会的弱者の産業財産権を保護するため、審判・訴訟代理費用を支援する特許法律救助事業を2001年から施行中であり、2009年からは「社会的弱者のための知的財産権保護支援事業」に改編して「公益弁理士特許相談センター」と統合・運営している。

ロ. 推進内容及び成果

社会的弱者に対する産業財産権保護支援を強化するために従来代理人費用を支援していた特許法律救助事業方式を改編し、2011年からは審判・審決取消訴訟の場合は公益弁理士が直接事件を代理している。

2015年からは審判・審決取消訴訟の直接代理に力を集中した結果、支援実績は2015

年53件、2016年109件、2017年120件、2018年136件、2019年134件と増加傾向にあり、勝訴率は2015年72.5%、2016年87.1%、2017年68.2%、2018年68.8、2019年78.6%を記録している。(2019年12月基準、係留中の事件を除く)

2017年度には権利者の権利濫用によって発生する非権利者である社会的弱者の被害救済のために商標・デザイン消極的権利範囲確認審判に対する支援根拠を設ける一方、民事侵害訴訟費用支援の場合は支援対象者の相手が大企業・中堅企業などである場合のみ支援可能とした。

特に、2018年には公益弁理士特許相談センターの支援対象に青年創業者、予備青年創業者、一人親家族及び多文化家族を新たに加え、地域知的財産センターなど関係機関との業務協力及び小商工人放送など多様な媒体を通じた支援事業広報を通じて社会的弱者に対する無料弁理サービスの支援拡大に取り組んだ。

<表IV-1-3> 2019年審判・訴訟の支援実績(支援類型別)

(単位：件)

審判代理	直接代理			計	民事侵害訴訟 費用支援	合計
	審決取消 訴訟代理	審決取消訴訟 上告代理				
114	19	1	134	2	136	

<表IV-1-4> 2019年審判・訴訟の支援実績(支援対象別)

(単位：件)

中小企業	零細個人 発明家	障害者	基礎生活 受給者	国家 功労者	学生	その他	合計
90	21	10	5	5	2	3	136

公益弁理士特許相談センターの相談実績は特許庁顧客相談センター(☎1544-8080)及び政府統合コールセンター(☎110)との業務協力によって重複業務が調整され、2015年16,041件、2016年11,783件、2017年12,360件、2018年11,605件、2019年11,256件

で減少傾向にある。また、2015年から複合紛争対応及び非権利者保護などのための特許紛争経営コンサルティングを新設して2015年37件、2016年80件、2017年67件、2018年77件、2019年74件を支援した。

書類作成支援の場合、紛争予防関連防御及び回避設計出願や今後紛争発生時に法的活用可能性の高い件などを優先的に支援するなど、2015年895件、2016年491件、2017年383件、2018年475件、2019年489件を支援した。

＜表IV-1-5＞2019年相談、書類作成支援、説明会及び経営コンサルティングの実績(支援類型別)

(単位：件)

知的財産権関連相談					コンサル ティング	書類作成	知的財産 権説明会	合計
電話相談	オンライン相談	来訪者相談	巡回相談	計				
9,591	518	883	264	11,256	74	489	12	11,831

＜表IV-1-6＞2019年相談及び書類作成支援実績(支援対象別)

(単位：件)

小企業	学生	障害者	基礎生活 受給者	次上位 階層	国家 功労者	満19才 未満	軍服務 遂行者	その他	合計
5,382	619	687	375	105	393	102	52	4,030	11,745

ハ. 評価及び発展方向

公益弁理士特許相談センターは知的財産権関連紛争の際に審判・訴訟費用が負担となっている低所得者層、零細企業に実質的な支援になれるように審判・審決取消訴訟の直接代理を持続的に拡大している。また、特許・実用新案など出願方法や書類作成に悩んでいる社会的弱者には出願関連相談及び書類作成支援を通じて知的財産権の出願・登録において疎外されることがないようにする一方、社会的弱者であるにもかかわらず支援対象から漏れることがないように支援対象者の拡大も持続的に推進した。

今後より多い社会的弱者が支援を受けることができるように支援事業のニーズに積極的に応え、関係省庁及び関係機関との業務協力を強化していく計画である。

第3節 知的財産保護執行力の強化及び認識の向上

1. 特別司法警察を通じた知的財産保護執行の強化

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 ユン・ギョソン

イ. 推進背景

韓国は特許、デザイン、商標など知的財産権出願において世界5位を記録し、知的財産権創出の面では米国、日本などと肩を並べる知的財産強国としての地位を固めている。このような国際プレゼンスの強化によって知的財産権保護分野における政府の役割と責任がより強調されている。

2019年スイス国際経営開発院(IMD)が発表した世界競争力評価資料によれば、韓国の知的財産権保護水準は全体63カ国のうち37位となっている。韓国の知的財産権保護水準が主要先進国に比べて低評価される原因の一つが国内で模倣品の流通が持続的に発生していることである。国内に模倣品が氾濫すれば健全な商取引秩序が崩壊し、国家ブランドの失墜による輸出競争力の低下及び外国人投資の萎縮など国家経済全般にわたって深刻な副作用を招かざるを得ない。

特許庁は模倣品流通を根絶するとともに知的財産権保護の基盤を強化するため、特別司法警察権の導入を積極的に推進した結果、2010年4月特許庁に特別司法警察権を付与する法律案が通過された。また、2019年3月司法警察職務法の施行によって特許庁特別司法警察の捜査権限が既存商標から特許・営業秘密・デザイン侵害捜査に拡大され、産業財産特別司法警察が発足した。

これによって特許庁は知的財産・技術に対する専門性を発揮し、知的財産侵害行為に対して積極的に対応できるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は模倣品犯罪を効率的に取り締るため、2010年9月に「商標権特別司法警察隊」を発足し、3つの地域事務所(ソウル、釜山、大田)に捜査官を配置し、模倣品事犯に対する刑事立件を強化している。2013年9月には既存産業財産保護課内に所属されていた特別司法警察隊を拡大し、模倣品取締り専門担当部署である産業財産調査課を新設した。また、2019年3月には特許・営業秘密・デザイン侵害の捜査権限を持つ産業財産特別司法警察が発足し、知的財産侵害犯罪全般に積極的に対応している。

特許庁は2019年の1年間模倣品に対する強力な取締り活動を展開して376人を刑事立件し、模倣品約630万点余りを押収するなど所期の成果を上げた。特に、大規模な有名マスクパック偽物の製造・流通業者の取締りを通じて模倣品を大量押収し、国民の安全・健康を脅かす模倣品の流通に積極的に対応した。また、オンラインでの模倣品流通問題に体系的に対応するため、NAVER、KAKAO、11stなど韓国を代表するオンライン事業者10社と業務協約を結んで協力を強化した。2019年には大企業宅配代理店の社長が共犯として加担した大規模オンライン模倣品販売組織を検挙する成果も達成したが、オンライン事業者との協力を通じて効果的に対応できた。今後もオンライン上の模倣品問題に対応するため、体系的な協力システムを維持していく予定である。

<表IV-1-7> 模倣品取締状況

区分		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
刑事 立件	人数 (人)	45	139	302	376	430	378	351	362	361	376	3,120
	押収 (点)	28,629	28,589	131,599	822,370	1,114,192	1,197,662	584,094	691,630	542,505	6,269,797	11,411,067

*特別司法警察権の導入(2010.9.)以後の実績

2019年10月には韓国を代表する韓流アイドルグループであるBTSの商標権侵害対応活動も展開した。BTSのコンサート期間前後に事務所Big Hit Entertainmentと共同でオン・オフライン模倣品を取締り、ファンや一般人を対象にキャンペーンを展開した。

その結果、BTS関連の模倣品を大量に押収し、コンサート現場周辺における模倣品販売行為を根絶するなど韓流コンテンツ侵害に積極的に対応した。特許庁は今後も韓流エンターテインメント侵害行為に対して積極的に取締る予定である。

<図IV-1-4> 模倣品取締りに関するマスコミ報道



2019年3月発足した産業財産特別司法警察は発足初期から特許・営業秘密・デザイン侵害に対する積極的な捜査を実施し、2019年3月発足以後計193人を立件するなど中小・ベンチャー企業の知的財産保護を通じて公正経済の実現に貢献している。

ハ. 評価及び発展方向

2019年3月司法警察職務法の改正で特許庁特別司法警察の捜査権限が既存商標から特許・営業秘密・デザインに拡大され、知的財産全般に対する特別司法警察権を確保することで、他捜査機関に頼らず独自に知的財産侵害に対する強力な取締りを体系的に推進している。

産業財産特別司法警察はオン・オフラインを問わず出回っている模倣品を根絶するため、常習的な製造・流通業者及び模倣品流通頻発地域に対する集中取り締まりだけでなく電子部品類、マスクなど国民の命と健康を脅かす模倣品事犯に対する企画捜査を強化する予定である。また、中小・ベンチャー企業の革新成長を阻害する特許・営業秘密・デザインの侵害など知的財産侵害行為に引き続き積極的に対応していく予定

である。

また、オープンマーケット、SNSなどオンライン上で流通する模倣品問題を解決するため、2019年に新しく導入された「オンライン模倣品在宅モニタリング団」を2020年にも持続的に拡大・運営し、オンライン事業者たちとの協力も強化していくなど、オンライン上の模倣品問題を解決するために持続的に取り組んでいく予定である。

2. 不正競争行為に対する調査・是正勧告の施行

産業財産保護協力局 産業財産調査課 放送通信事務官 ムン・ヘジン

イ. 推進背景

2004年不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律改正の際に商品の形態模倣行為を不正競争行為として新設した。これは商品形態模倣行為が正当な権利者の努力に無断で便乗して経済的な利益を追求するものであり、正当な権利者の権益侵害はもちろん、取引者や一般需要者にもその正当な権利者の商品と誤認、混同を招く懸念があるためであった。

但し、2004年不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律改正時には商品形態模倣行為に対する民事上救済のみ可能であったため、その実効性に限界があった。そこで2017年の法改正で商品形態模倣行為者に対する行政措置として特許庁に調査、是正勧告の権限を与え、刑事処罰の対象にすることで行政・民事的救済及び刑事的制裁手段を全て揃えるようになった。

また、2018年法改正では営業外観模倣によっても営業主体の混同及び著名商標の希釈化を招く懸念があることを規定し、取引交渉や取引過程で経済的価値を持つ他人のアイデアの奪取行為を新しい不正競争行為の類型として追加した。営業外観模倣規定を新設した理由は、他人が一定の努力を傾けて一般消費者に知られるようになった売場の室内・室外装飾など営業の総合的な外観を無断で使用して損害を与える不公正

な行為を防止する必要があったためである。また、アイデア奪取行為を新設した理由は、中小・ベンチャー企業または開発者の経済的価値を持つ技術・営業上のアイデアを取引相談、入札、公募展などを通じて取得し、それを何の補償もなく事業化して経済的な利益を得る一方、逆に開発者は廃業に追い込まれるなどの不公正な行為を防止する必要があったためである。営業外観模倣行為の場合、それによって営業主体の混同、著名商標の希釈化に至る場合は行政・民事的救済及び刑事的制裁を加えることができ、アイデア奪取行為に対しては行政的な救済が可能である。

ロ. 推進内容及び成果

2017年7月不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律を改正・施行した直後の2017年8月30日、あるメディアから「一時期大ブレイクしたフードテックスタートアップの涙」という記事が報じられた。同記事は商品形態模倣による企業間紛争を取り扱った内容で、不正競争行為に該当するかどうかを調査する必要があるという判断から職権調査を決定した。

特許庁は公正な決定を下すため、事件当事者だけでなくPETボトル容器製作会社、金型会社などの意見を聴取し、裁判所の多様な判例分析及び内外専門家の意見聴取を経て不正競争行為に該当すると最終結論を出した。他人の商品形態を無断で模倣して製造・販売した中小企業とこれを流通した量販店に対して是正勧告決定書を通知(2017年12月4日)し、該当企業などは特許庁の勧告を受け入れて模倣商品の生産・販売を中断した。

上記の初の職権調査以来、2019年12月末まで158件が不正競争行為として通報された。その中で他人の商品形態を模倣した行為が65件で最も多かった。商品形態を模倣した行為の場合、不正競争行為を自主是正もしくは特許庁の是正勧告を受け入れる場合が約85%に達しているため、紛争対応力の足りない個人及び中小企業、スタートアップなどに効果的な紛争解決手段を提供した。

アイデア奪取行為に関する通報は商品形態模倣の次に多い44件が受け付けられた。

通報人は全て個人・中小企業で、主に技術提案が活発であったり、下請取引関係が多いITや建設業分野からの通報であった。

2018年12月特許庁が専門性を発揮して中小企業の微生物製剤技術を奪取した大企業に対して初の是正勧告の決定を下した後、持続的なアイデア奪取行為に対して是正勧告をしているため、優越的な地位を利用した技術・アイデア奪取慣行に警鐘を鳴らして類似事例の再発防止にも寄与できると期待される。

同時に、特許庁はアイデア奪取行為に対する調査及び是正勧告によって企業間取引が委縮する可能性があるという懸念を払拭するため、アイデア奪取行為の概念と取引過程で留意する点などを紹介した「アイデア保護及び奪取予防ガイドライン」を2019年4月発刊した。

<図IV-1-5>不正競争行為調査のマスコミ報道

不正競争行為通報100件突破	アイデアの保護及び奪取予防ガイドラインの発刊
----------------	------------------------

<p>京郷新聞 2019年03月10日(日) 地域</p> <p>「商品形態コピーにアイデアまで奪う」...特許庁に 不正競争行為通報が100件を超える</p> <p>新生企業であるA社は2016年9月意匠代用意を願出して発売した、トウモロコシと梨などを粉末形態でプラスチック瓶に入れ、水で溶かして食べるようにした製品であった。一時期口コミで市場でいい反応を博していたこの製品は、また他の食品会社が模倣品を発売すると売り上げに大きな打撃を受ける。</p> <p>模倣品は販売容器からラベルに至るまでほぼ類似する形態で作られ、量販店で売られた。食品業界ではこれをめくって「商品/クリ」議論が始まり、特許庁が調査に乗り出してA社の製品を模倣した食品会社に対して製品生業と販売を中断させる是正勧告を行った。</p> <p>特許庁が「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」(不正競争防止法)によって企業に下した初の是正勧告であった。特許庁は2017年12月中小企業模倣品形態を模倣した企業に初の是正勧告をしてから1年余りで不正競争行為通報が100件を超えたこと10日明らかにした。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">A社の先行商品</th> <th style="text-align: center;">B社の後行商品</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">  </td> <td style="text-align: center;">  </td> </tr> </table> <p>京郷新聞</p> <p>他社の商品形態を模倣した不正競争行為で特許庁から是正勧告を受けた事例/特許庁提供</p>	A社の先行商品	B社の後行商品			<p>連合ニュース 2019年04月16日(火) 総合</p> <p>特許庁「アイデア保護及び奪取予防ガイドライン」を発刊</p> <div style="text-align: center;">  </div>
A社の先行商品	B社の後行商品				
					

ハ. 評価及び発展方向

他人の商品形態を模倣した行為に対して行政調査権を発動して是正勧告して以来、

多様な不正競争行為で苦しんでいる中小・ベンチャー企業など社会的弱者が裁判所の裁判より迅速かつ手軽に行政救済が受けられるようになり、特許庁は今後も健全な取引秩序の確立と企業運営しやすい環境作りに向けて不正競争行為を積極的に取り締まっていく予定である。

3. 健全な取引秩序を確立するための特許虚偽表示の防止

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・チャンヤン

イ. 推進背景及び概要

最近オンラインショップでのみならず新聞及びチラシなどの広告でも特許を受けていないのに特許を受けた製品として広告するなど、知財権の虚偽表示行為が頻繁に発生している。2015年6月特許庁が実施した特許虚偽表示実態調査の結果によれば、国内主要オンラインショップで特許を活用した広告の中で正しく表示した場合は56.9%、明らかに虚偽表示の場合は6.0%、特許番号を不明確に表示したり特許番号がない場合は37.1%（虚偽表示に該当する可能性が高い）であることがわかった。知財権虚偽表示は消費者に間違った情報を提供し、製品の品質に対する誤認と混同を引き起こし、不良製品の購買による金銭的な被害を与える可能性が高い。

特許庁は知的財産権専担省庁としてこのような問題を解決するため、2015年7月に開催された国家知的財産委員会の案件として「健全な取引秩序を確立するための知的財産権表示改善策」を上程・議決した後、特許法施行規則を改正し、知財権虚偽表示通報センターを運営するなど、知財権全般に対する虚偽表示問題を防止し、正しい知財権表示文化の定着のために様々な政策を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

虚偽表示ではないが、不正競争防止法上の不正な方法で表示する不当な表示を防止し、インターネット表示など多様な表示方法を許容するために「知的財産権表示指針」

を制定した。このような表示指針を反映して「知的財産権表示ガイドライン」を改正・配布し、正しい知財権表示方法に対する具体的なガイドラインを国民に提供した。知財権虚偽表示による消費者の被害を防止し、正しい知財権表示文化の定着に向けて法制を改善するなど多様な政策を推進する一方、知財権虚偽表示に対する行政的な対応を強化するために2015年度から「知的財産権虚偽表示通報センター」を開所して運営している。

通報センター(☎1670-1279、www.ip-navi.or.kr)は知財権虚偽表示行為を通報したり、関連相談サービスが受けられる専門担当サービス窓口として、2019年まで計12,138件の通報が受け付けられ、11,789件の虚偽表示に対する是正が完了した。また、国民の健康・安全と直接関連する分野で知財権虚偽表示が氾濫しないよう、PM2.5マスク、幼児用教具などを対象に特許虚偽表示広告集中調査及び啓道活動を推進し、多様な広報チャンネルを通じてオン・オフライン広報を展開した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は虚偽表示通報センターの運営だけでなく、知財権虚偽表示を根絶するための専門家懇談会を半期毎に開催し、オンライン事業者、知財権関係機関、民間企業などとのネットワークを構築した。また、オンライン事業者に虚偽表示摘発件に対する情報を共有し、掲示内容の削除、販売中止などオンラインショップで自主是正ができるようにインフラを構築することで、虚偽表示摘発件に対する是正の効率化に取り組んだ。今後特許庁は知的財産権全般に対する虚偽表示問題を防止し、正しい知財権表示文化を定着させるため、多様な広報チャンネルを通じて多角的な国民向けキャンペーンと教育を拡大する予定である。特に、オンライン事業者、関係機関などとの協力システムを強化し、正しい知財権表示方法が効果的に広がるように取り組んでいく計画である。

4. 公正な商標使用システムの確立

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政主事 チョ・ムンサン

イ. 推進背景及び概要

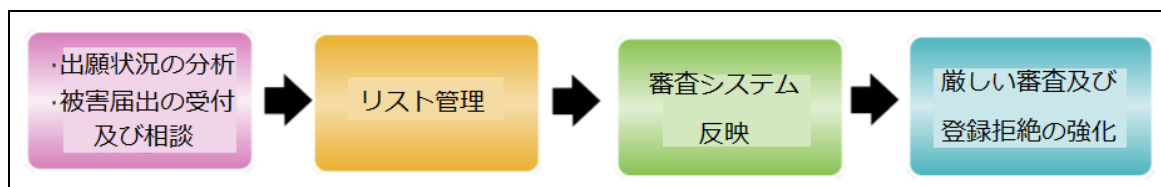
「商標ブローカー」とは自分の商品に使用する目的で商標を出願するのではなく、登録を受けた商標権を根拠に他人に商標使用料または商標移転による示談金を要求するなど不正な目的で商標を出願する人を指す。2012年から2014年までこのような商標ブローカーによって小商工人など善良な商標使用者の被害が急増した。

ロ. 主要内容及び成果

1) 商標ブローカーの商標権登録を防止するための職権調査の強化及び実態把握

特許庁は出願履歴、苦情、マスコミなどを通じて持続的に商標ブローカーに対する実態を把握し、商標ブローカーリストをアップデートして彼らの商標登録出願に対して特別に管理することで、不正な目的の商標ブローカー出願商標が登録されることを徹底的に防止している。また、商標ブローカーの商標登録出願でなくても全ての出願商標に対して審査官が職権で商標使用実態を調査することを可能とし、既に使用中の他人の商標を先取って不当な利益を得るなど、不正な目的で出願しないよう厳しく審査している。また商標基準を改正して2015年1月から有名芸能人・番組名の先取目的出願などに対する拒絶決定を強化した。

<図IV-1-6>不正目的出願人の管理システム



また、商標法を改正して使用しない商品に対する商標登録の取消審判を誰でも請求できるように請求人の範囲を拡大(2016. 9.)した。

2) 商標ブローカー被害届出サイトの開設及び運営

商標ブローカーの商標登録を防止するために法制を改善するなど多様な政策を推進すると同時に、商標ブローカーが既に登録受けた商標で善意の商標使用者に被害を与えることを防止するため、2014年1月被害届出サイトを開設(<http://www.kipo.go.kr>)して被害届を受理し、電話相談も実施している。2019年被害届出サイトの改善を通じて商標ブローカーが登録受けた商標であっても出願前から商標を使用してきた場合、登録商標とは関係なく引き続き使用する権利がある先使用权に対する案内及び警告状または告訴状の受理による対応方法などを案内することで、商標ブローカー被害防止に実質的に寄与している。また、公益弁理士相談センターとの連携を通じて被害防止のための無効審判制度など商標制度を案内している。

ハ. 評価及び発展方向

2019年商標ブローカーによる新規出願は計250件で、2013年計7,307件に比べて96.6%(7,057件)減少した。同時に、登録件数もまた2013年計213件から2019年計21件に大きく減少し、間違った慣行の正常化で最も成功した事例として評価されている。

今後も商標ブローカーの行為に対する警戒心を高め、善意の商標使用者が不測の被害を被らないようにするため、出願及び紛争事例を分析するなど商標ブローカーを常時モニタリングして商標ブローカー情報を維持・管理するだけでなく、被害防止のために様々な広報活動を持続的に展開して商標ブローカーを根本的に遮断する努力を続けていく計画である。

5. 模倣品通報褒賞金制度の運営

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 ユン・ギュソン

イ. 推進背景

模倣品の流通を根絶するためには捜査機関の強力な取締りが求められるが、模倣品

の不法性に対する国民の認識転換と官民協力が伴わないと限界を露呈せざるを得ない。そこで、特許庁は2006年から模倣品の不法性に対する国民の認識向上と模倣品流通行為に対する通報を活性化するために「模倣品通報褒賞金制度」を運営している。

ロ. 推進内容及び成果

通報対象は模倣品の製造業者や販売業者であり、国民誰でも通報可能で、通報の信頼性を確保するために実名通報を原則としている。

2018年8月には大規模事件の通報を呼びかけるため、最高支給額を4百万ウォンから1千万ウォンに引き上げ、褒賞金支給対象を特許庁に通報する者のみに制限するなど規定を一部改正した。

2019年の支給状況を見ると、53件の通報に対して計7,700万ウォンの通報褒賞金を支給した。通報内容を類型別に見ると、卸・小売流通通報は13件(2,170万ウォン)、オンライン販売は40件(5,530万ウォン)が通報された。2006年模倣品通報褒賞金施行以来摘発された模倣品に対する正規品価額は計3兆8,282億ウォンで、褒賞金支給総額23億400万ウォンに比べて1,662倍の効果が発生した。

＜表IV-1-8＞類型別褒賞金の支給状況(2013～2019)

(単位：件、百万ウォン)

区分	細部類型	2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
流通業者	卸・小売流通	55	38.5	40	38	48	61.6	57	72.7	28	57.2	48	85.2	13	21.7
	オンライン販売	2	1	5	3.8	7	6.6	23	22.3	25	45.8	25	35.3	40	55.3
	倉庫	18	17.5	14	24.7	9	24.5	2	8.0	0	0	0	0	0	0
	小計	75	57	59	66.5	64	92.7	82	103	53	103	73	120.5	53	77
製造業者	製造工場	26	27	19	36.5	8	10.3	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		101	84	78	103	72	103	82	103	53	103	73	120.5	53	77

ハ．評価及び発展方向

模倣品通報褒賞金制度の運営を通じて国民の自発的な通報を誘導し、模倣品の不法性及びその弊害の深刻さを国民に広く知らせる土台を構築した。

模倣品通報褒賞金制度の運営に必要な予算に比べ、模倣品の製造・販売業者に対する不法行為の抑制効果が非常に大きいため、この制度は模倣品の流通根絶のために必ず必要な制度であり、今後も引き続き維持・発展させていかなければならない政策である。

6. 官民協力を通じた知的財産保護活動の推進

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 ユン・ギョソン

イ．推進背景

国内オンライン市場の規模が拡大し、SNS、ポータルサイトなどオンラインを通じた物品の取引が爆発的に増加していることから模倣品の流通・販売もまた急増している。特に、インスタグラムのような個人間コミュニケーション手段が多様化していることから模倣品取引のような不法行為はさらに知能化しており、その対策が急がれる状況である。

そこで特許庁は官・民協力システムの構築などを通じた模倣品流通根絶に向けて2014年5月に模倣品の多い商標権保有企業26社、模倣品流通が頻繁に行われるオンライン運営企業12社、そして特許庁、警察庁、関税庁など6つの政府関係機関など計44機関で構成された「模倣品流通防止協議会」を公式に発足した。2019年現在協議会の構成員は計78機関に拡大された。

同時に、特許庁は知的財産権保護の重要性に対する国民の認識と実践が不十分であ

ると判断し、国民を対象に認識向上及び社会雰囲気作りに向けた多角的な政府政策活動を展開した。

そのため、2015年5月国家知的財産委員会、文化体育観光部、特許庁、関税庁などが主管し、Naver、SK Planet、e-bay Koreaなど民間が参加する官・民知的財産保護の日記念式など国民向け知的財産保護活動を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 模倣品流通防止協議会の活動

これまで模倣品流通防止協議会は定期懇談会及び分科会議、模倣品取締り機関と常習販売地域に対する合同取締り、全体ワークショップなどを通じて模倣品流通根絶方策を模索してきた。

2019年定期懇談会(6月)及び分科会議(6月)で協議会運営に関する意見収集、模倣品流通に対する定期・随時情報共有を通じて協議会の運営及び知財権保護教育の方向、模倣品流通防止対策などを議論した。

10月にはオンライン事業者と商標権者など会員社の大半が参加するワークショップを開催して模倣品の流通根絶に向けて相互協力をさらに強化し、商標法と不正競争防止法に対する理解強化教育及び国内外商標権紛争事例などに対する実務教育を通じて企業の商標権保護及び侵害対応力の向上を図った。

11月にはスマートフォンケース、エアポッズカバーなど人気電子製品アクセサリ模倣品の流通に対して合同モニタリングを実施した。模倣品流通防止協議会に参加するオンライン事業者と商標権者が参加し、協議会の会員社は模倣品の真偽鑑定などを迅速に実施することで合同モニタリングが円滑に行われる上で一役買った。

2) 政府レベルでの知的財産保護活動

特許庁は効果的な模倣品流通取締りのために検察、警察など関係機関及び民間企業と協力して知的財産保護活動を推進している。

模倣品流通を根絶するためには個別的な捜査取締りの限界を克服し、関係機関間の協力に基づいた総合的な捜査が欠かせない。検察庁は同種前歴のある模倣事犯に対しては原則として懲役刑を求刑して常習侵害者の再犯を防止し、警察庁は各地域別模倣品頻発流通地域に対する定期合同取締りを行い、大規模な製造・流通事犯などが海外に逃げる場合はインターポールを通じた国際捜査協力を推進した。

そして、関税庁との協力の下で水際(国境)段階で模倣品流通情報を共有し、合同捜査を展開した。また、オンライン事業者及び商標権者など民間企業との協力の下で国民健康と安全に係る品目及び大規模な模倣品製造・流通事犯事件に捜査力を集中するなど企画捜査を強化した。

<図IV-1-7>模倣品流通防止協議会の活動

協議会定期懇談会(2019.6.)	協議会オンライン事業者懇談会 (2019.6.)	協議会ワークショップの開催 (2019.10.)
		

ハ. 評価及び発展方向

オンラインなどの模倣品流通根絶は特許庁のような取締り機関の活動だけでは限界があるため、民間との協力が必ず必要である。模倣品流通防止協議会はこのような民間の自発的な模倣品流通根絶に向けた取組みを誘導するだけでなく、模倣品取締機関と協力して模倣品の根絶に取り組む官・民協力体である。今後、協議会を通じた多様

な活動を展開して知的財産保護分野の代表的な協力モデルとして発展させていく予定である。

7. 知的財産認識向上に向けた市民運動及び広報の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 工業主事 イ・ドンヒョン

イ. 推進背景

グローバル化が進む経済市場において模倣品の流通は企業の知的財産創出努力を阻害し、健全な商取引秩序を乱すだけでなく、韓国ブランドイメージを毀損して国家経済にマイナス影響を与える。そこで、特許庁(特別司法警察)、警察庁などは不法模倣品の流通を取締っているが、オンライン、海外輸入・ダイレクト購入など流通経路が多様化しているため、取締だけでは効果的な対応が困難である。

さらに、技術奪取のように知的財産権侵害行為の方法が多様化し、侵害規模もまた大きくなっているが、それに対する国民の問題認識及び根絶認識は極めて低い水準である。したがって、特許庁は根本的に知財権侵害行為を根絶し、知的財産を尊重する社会雰囲気を形成するため、知的財産保護認識向上事業及び多様な広報活動を展開した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 全国巡回キャンペーンなどの認識向上活動

特許庁は市民参加を中心とする知的財産権尊重文化を形成するため、模倣品流通根絶のための巡回キャンペーンを開催した。キャンペーンは青少年・大学生・小商工人などを対象に「ニセモノOUT、ホンモノOK」というスローガンを活用し、ソウル及び全国主要都市の模倣品頻発地域で行われた。学生たちの自発的な参加を通じて知的財産権保護に対する重要性を認識させるように知的財産権保護理論教育、実習教補材を

活用した保護体験活動、模倣品の比較展示などの体験型知財権保護教育を運営することで、学生たちが知財権保護の重要性を肌で感じられるように取り組んだ。

また、関係機関及び自治体との協力を通じて全国模倣品流通頻発地域を対象に消費者及び販売者向け街頭キャンペーンを展開し、消費者の知的財産保護認識の強化だけでなく、販売者の模倣品不法流通行為の根絶を呼びかけた。そして、オンライン販売者を対象に模倣品の問題点、知財権侵害事例及び関連法規定などを教育することで、知財権保護の重要性を知らせることに力を入れている。

同時に、知的財産保護に脆弱な中小企業、スタートアップの認識向上活動の一環として企業密集地域で知的財産保護街頭キャンペーンを展開し、知的財産保護失敗事例公募展を開催して5作品を選定した。

<図IV-1-8> 2019知的財産保護消費者キャンペーン



2) メディアを活用した知的財産権保護広報の強化

特許庁はTV、ラジオ、映画館スクリーン、地下鉄、YouTubeを活用して模倣品の不法性と弊害を知らせ、中小企業の技術奪取を予防するためのコンテンツを制作して知財権保護の広報を展開した。さらに、オンラインコミュニティ(ブログ、SNSなど)を運営して知財権保護情報を共有し、正規品消費文化を定着させるための様々なイベントを開催することで、双方向コミュニケーションを通じた消費者主導の知財権尊重ムード形成に力を入れた。

また、最近は知財権保護広報の内容を模倣品流通根絶に限らず不正競争行為通報の案内、産業財産権特別司法警察職務範囲の拡大、3倍賠償制度の施行など強化された知的財産保護制度に拡大することで、知的財産保護に対する国民認識の向上に取り組んでいる。

ハ．評価及び発展方向

官・民合同の全国巡回キャンペーンは不法著作物と模倣品を追放する上で実質的な国民の参加を呼びかけ、知的財産保護に対する政府の政策意志を対内外的に知らせる機会となった。また、現場体験学習、学習用コンテンツの開発・普及、青少年と一般市民に対する教育及び認識向上活動などを通じて市民の遵法意識及び知的財産保護認識強化のきっかけを設けた。また、生活と密接な関係にあるメディア(ブログ、Facebookなど)を活用した広報活動を通じて国民の認識を改善するために努力している。

このように多様な広報活動は知的財産の創出・活用を通じた企業の競争力確保を可能とし、さらには知的財産保護を通じた国家イメージ向上に肯定的な影響を及ぼす。

今後も知的財産尊重文化の拡散に向けて、青少年・大学生・主婦・会社員など年齢別消費者を対象にカスタマイズ型教育・広報を推進し、放送・オンライン・モバイルなど多様な媒体を活用した広報を持続的に実施する予定である。また、模倣品根絶に止まらずアイデア及び技術奪取、不正競争行為の根絶など知的財産権保護内容を持続的に拡大することで、多様な知財権侵害行為根絶に向けた認識向上事業を展開する予定である。

第2章 海外知的財産紛争対応の支援

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 書記官 パク・ゾンピル

1. 推進背景及び概要

韓国は2018年に史上最大輸出(6,049億ドル)を達成するなど貿易指標が大幅改善された。にもかかわらず米・中貿易摩擦で代表される国際的な保護貿易主義を打開し、輸出を通じて経済成長率を高めるため、韓国政府は新しい輸出市場を積極的に発掘し、韓国企業の海外進出を牽引しなければならない課題に直面している。

新しい輸出市場の発掘と企業の活発な海外進出の必要条件を選定する場合、知的財産権が優先的に考えられる。海外で韓国企業が安定してビジネスを展開するためには、特許、商標など企業状況に適した知的財産権を取得しなければならない。そうでない場合、現地の競合社から警告状をもらうか、もしくは侵害訴訟の被告になるなど各種紛争に巻き込まれる恐れがあるためである。

最近韓国企業の対外輸出も大きく増え、2018年284件の国際特許紛争が発生するなど、毎年数百件の紛争が発生している。また、海外オンラインプラットフォームで流通している模倣品も数万件に達しているが、さらに最近は典型的な知的財産権侵害ではなく韓国企業のふりをしながら韓国商品の外観や携帯の誤認・混同を誘発する新しい類型の侵害まで発生している状況である。

海外における知的財産権の侵害及び紛争の激化は韓国企業の売上減少、対外イメージの下落、過剰な訴訟費用負担などにつながり、韓国経済の成長における直・間接的な足枷となっている。輸出過程で先進国においては特許保証の要求、展示会物品の押収などによる苦情が多く、途上国においては模倣品流通などによる被害が多く発生している。特に、現地人による韓国ブランドの先取は韓国企業の海外進出における大き

な足枷となっているため、海外進出を準備している企業及び政府には示唆を与えている。

2. 推進内容及び成果

特許庁はこのような海外知的財産侵害及び紛争に対する企業の対応を支援するため、従来消極的に企業申請に頼っていた支援方式から脱して革新成長輸出企業を積極的に発掘し、特許紛争予防戦略及び回避設計など海外進出に向けた総合的なコンサルティングを提供した。また、海外現地で知的財産権紛争が発生した場合、米国、中国など8カ国の15地域(2019年末基準)に設置されている海外知的財産センター(IP-DESK)を通じて効果的に対応させ、知的財産権紛争頻発地域を中心に40の在外公館及び21のKOTRA現地貿易館に知的財産担当者を指定して現地での対応を支援した。一方、共同対応協議体の構成及び運営、海外模倣品流通モニタリング、韓流コンテンツ保護コンサルティングなど多様な事業を通じて海外進出企業を支援した。

特許庁は2019年に全体15のIP-DESKで8,527件の知財権法律相談を支援し、紛争コンサルティングで403社、16の共同対応協議体の構成で51社の企業を支援した。また、中国オンラインショップで模倣品掲示物(URL)21,242件を削除することで、韓国企業の海外進出を積極的にサポートした。

3. 評価及び発展方向

大企業に比べて海外知的財産権紛争に対する認識と対応能力が不十分な中小企業を対象に紛争コンサルティング、侵害モニタリング情報を提供する政策的な努力を通じて、実際海外輸出の前後段階で発生した様々な紛争状況にうまく対処して良い成果をあげた事例が多く登場した。

今後も持続的に海外知的財産紛争予防及び対応支援を拡大していく予定である。特に、量的には紛争コンサルティング支援を受ける企業をさらに増やし、質的には知財権紛争情報を産業別に細分して提供するなど、様々な方式の実効的な政策を企画・遂

行していく予定である。

また何より重要なことは海外進出を控えている企業はまず進出しようとする国で知的財産権を確保することが紛争予防の最善策であるということである。最近韓流が人気を集めているアジア諸国を中心に商標権をめぐる紛争が持続的に増加していることを考慮し、韓国特許庁も韓国企業が商標権を先に確保してから進出するよう、企業及び業種団体と協力して多様な政策的支援を強化していく計画である。

第2節 海外知的財産権の保護強化

1. 海外韓流便乗企業への対応などK-ブランドの保護強化

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ソン・ウンジョン
施設主事 イ・ジホ

イ. 推進背景及び概要

最近爆発的に拡散している韓流は韓国企業に新しい機会となっている。韓流ブームの中心地である中国、ASEANが韓国化粧品類全体輸出の57.7%を占めたという2019年関税庁輸出入貿易統計を見ると、韓国大衆文化の拡散は国家イメージの上昇及び韓国商品のブランド競争力の向上だけでなく、韓国企業の輸出拡大に貢献していると言える。しかし、このような韓国商品の競争力向上によって、海外での知的財産権侵害事例も続出している。

特に、最近では韓国ブランドを全面に出して偽物の韓国商品を販売する外国企業(韓流便乗企業)が中国、東南アジアなど全世界に売り場を拡大しているため、韓国ブランドイメージが失墜し、消費財産業を中心にその被害が拡散することが懸念される。

それだけでなく韓国企業の商標を無断で出願・登録する商標無断先取り事例も発生している。特に、商標ブローカーの手法がより巧妙になっている。彼らは法人を設立して法人名で自分の活動を隠し、他の商品・サービス分類に出願して登録するなど多様な方法で韓国企業の商標を先取っている。2019年末まで中国商標ブローカー268個(個人及び企業)によって韓国企業の商標3,700個が先取られ、1,506社の企業が海外進出遅延、企業ブランドイメージの下落などの被害を被った。

また、中国オンラインショップで韓国企業製品の模倣品が流通する事例が持続的に発見されたが、特に知財権を専門的に担当する人材が不足な中小・中堅企業は適切な対応が難しく、政府レベルの支援策が必要となった。

ロ. 推進内容及び成果

1) 韓流便乗企業への対応

韓国の中小企業は知的財産権侵害状況を把握するためのインフラ、対応戦略、専門人材などの諸般環境が不十分で、適時に対応することに悩んでいた。そこで、特許庁は関連状況の調査を行い、その内容を企業と共有して企業の対応を支援した。

特許庁は韓流便乗企業に対する実態調査及び国家別販売方式に対する現地法律の検討を行った結果、一部韓流便乗企業の違法性を確認した。彼らは国内で書類上だけの法人を設立し、その法人の名称と韓国内住所を製品ラベルに表示していた。また、韓国有名製品の容器とデザインの形態を模倣する、もしくは粗悪な韓国語で製品説明書を記載した製品を販売することで、現地の消費者が韓国企業または韓国製品として誤認するよう誘導する営業方式を使っていた。

そこで、特許庁は韓流便乗企業が韓国企業として偽装する根拠を取り除くため、大田地方検察庁との協力の下で彼らが国内に設立した法人に対する解散を推進し、2019年8月韓流便乗企業2社が設立した国内法人に対する裁判所の解散命令を獲得した。

また、実態調査の結果を国内被害企業と共有し、被害企業が韓流便乗企業を対象に韓国製品の模倣品販売中断を要求する共同警告状を発送する、もしくは現地政府機関に取締りを申請するなどの共同対応を支援した。

このような対応の結果、韓流便乗企業が製品ラベルに表示してきた韓国法人と韓国住所表記が中断され、タイなど一部国家では韓国産と虚偽記載した模倣品が大挙押収されるなどの成果を収めた。

＜図IV-2-1＞法人解散前後の製品ラベル比較

			
(前) 韓国法人の表記	(後) 該当文句を削除	(前) 韓国法人の表記	(後) 該当文句を削除

＜図IV-2-2＞タイ内の韓流便乗企業

			
タイ内の韓流便乗企業の営業方式		タイ税関による韓流便乗企業の取締り	

2) 海外商標の先取りに対するモニタリングの強化

2017年には中国商標局に出願されるハングル商標を毎月モニタリングして韓国企業無断先取と疑われる商標が発見されれば、被害企業が早期に法律対応できるように被害情報及び対応方法を提供する「中国商標ブローカー無断先取早期警報システム」を構築した。それによって、中国商標出願公告後3カ月以内のみ可能な異議申出など無断先取対応可能件数が早期警報システム導入前より大幅増加した。

また、企業被害及び対応情報の伝達力を高め、随時変化する商標ブローカーの無断先取状況及び書誌情報に対する効果的な情報管理のために国際知財権紛争情報ポータル(IP-NAVI)に海外商標ブローカー情報を提供するウェブページを構築した。

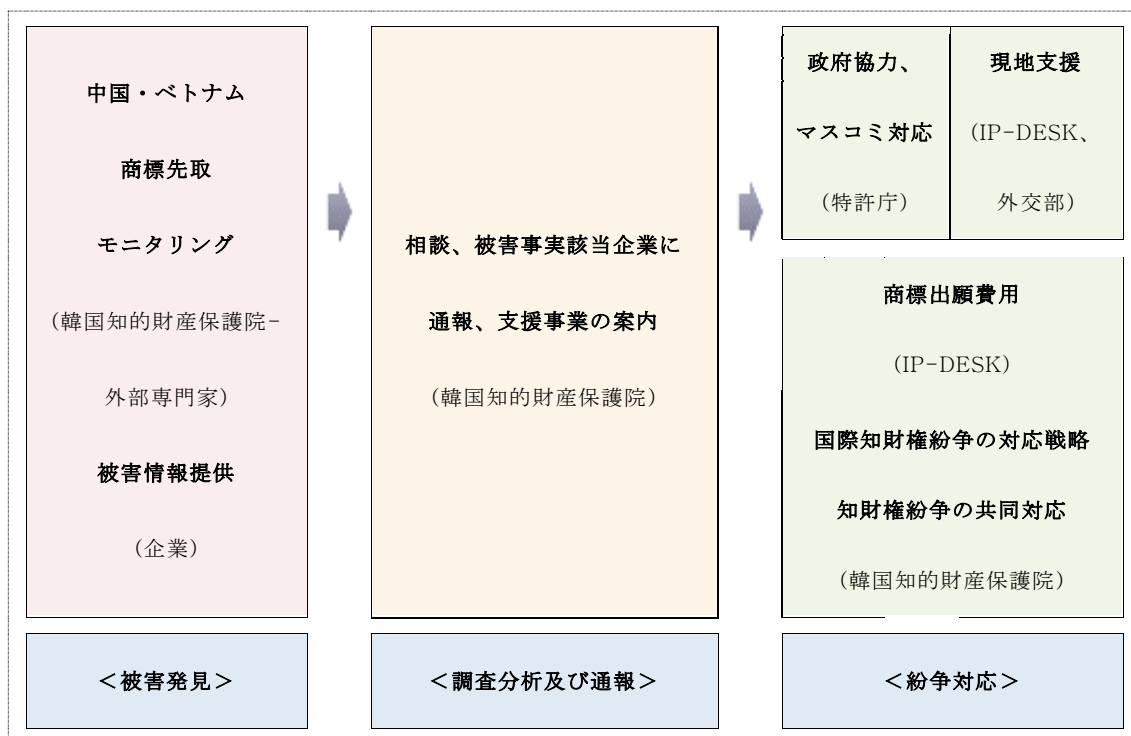
2018年からはモニタリング対象商標をハングル商標だけでなく中文・英文商標にまで拡大し、2019年には韓流ブームによるKブランド商標先取りが懸念されるベトナムまでモニタリング国家を拡大した。その結果、2019年の1年間中国では738件の商標が、

ベトナムでは66件の商標が無断で先取られた事実を発見した。そして、先取られた商標の出願または登録日付、対応策、対応時限だけでなく「国際知財権紛争対応戦略」、
「知財権共同対応支援事業」のような対応に必要な情報も企業に提供した。

3) 国際知財権紛争対応戦略の支援及び知財権紛争の共同対応など連携支援

海外商用先取モニタリングなどを通じて確認されたK-ブランド知財権被害企業に対しては「国際知的財産権紛争予防コンサルティング支援事業、共同対応協議体支援事業、コンテンツ知財権保護支援事業」を通じて紛争リスクの調査・分析、警告状及び提訴されることへの対応、ライセンス更新、権利行使など多様な知財権紛争保護戦略を提供した。2019年には156社及び11協議体(共通した紛争イシューを持っている企業群)にK-ブランド知財権紛争対応戦略を支援した。

<図IV-2-3> 海外商標先取モニタリング及び連携支援



4) 海外オンライン模倣品流通対応支援

2015年から施行された中国オンライン模倣品流通対応支援事業は現地主要オンラインショップとのMOU締結を基に販売掲示物のモニタリング及び代理通報を行った。その結果、2015年から2019年まで約10万件余りの中国オンライン模倣品販売掲示物を削除した。特に、2019年から「企業別専門担当人材」を割り当てるなど事業システムを改編して企業とのコミュニケーションを強化し、年間最大3回まで繰り返し支援が可能とした。それだけでなく、支援企業に年間模倣品流通推移、流通手法の変化、企業の準備事項などを盛り込んだ企業別カスタマイズ型「年間流通分析報告書」を提供した。また、中国・ASEAN主要電子商取引企業と共同セミナーを開催し、韓国企業に海外進出戦略及び現地ショッピングモールの知財権保護政策も紹介した。

<図IV-2-4>海外オンライン模倣品流通対応支援



5) K-ブランド保護認識の向上

海外での商標先取りによって被害を受けた企業や関連産業団体との懇談会を開催し、被害予防のために周期的に「Kブランド保護強化教育」を実施し、中国商標法の改正による商標保護戦略、海外オンライン模倣品対応戦略、グローバル商標DB活用法などの内容で参加企業の関心を集めた。

また、グローバル商標DBを含め、中国、ベトナム商標局での商標検索マニュアルも製作・普及し、中国商標先取り業種の中で最も被害の大きいフランチャイズ業種商標ブローカーの企業情報、商標出願状況、訴訟判決例などを盛り込んだ「中国内韓国企業商標多数先取者の深層分析報告書」を発刊して関連産業団体に提供した。これを通じて韓国企業の自社商標管理の重要性に対する認識を高め、企業が自ら商標先取対応

戦略が策定できるように支援した。

<図IV-2-5>K-ブランド保護強化のための冊子発刊及びイベント



<海外商標検索マニュアルの製作・配布(2019年11月)>	<中国内における韓国企業商標の多数先取者の深層分析報告書の製作・配布(2019年12月)>	<中国及びASEANオンライン知的財産保護セミナーの開催(2019年5月)>	<K-ブランド保護強化教育(2019年上・下半期計2回)>
-------------------------------	---	--	-------------------------------

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は国内外の多様なチャンネルを通じた協力で韓流便乗企業に対する対応を続ける一方、韓流ブームの中心であるASEAN地域に海外における商標先取り及びオンライン模倣品流通に対する対応システムを拡大する予定である。2020年からは既存国際知財権紛争情報ポータル(IP-NAVI)内の初動相談掲示板を「K-ブランド侵害通報センター」に改編し、海外での商標先取り、模倣品流通による被害など知財権侵害事例の通報を受け、今後統計資料として活用させる計画である。

今後も特許庁は他省庁及び韓国知的財産保護院、KOTRAなど関係機関と協力し、各種支援施策を持続的に推進して韓国企業の海外知的財産保護を強化し、韓国企業の海外輸出競争力向上に貢献する計画である。

2. 輸出企業の国際知財権紛争対応能力の向上

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 チャン・ソングック

イ. 推進背景及び概要

韓国企業の世界市場進出拡大によって外国企業からの特許攻勢が激化している。紛争の対象になる企業も大企業のみならず中堅・中小企業まで拡大し、半導体・デジタル分野は売上高10億ウォン以下の小企業も紛争の対象となっている。海外競合社からの過剰なロイヤリティ及びライセンスの要求によって韓国企業の価格競争力が低下している。一方、莫大な特許訴訟費用は韓国企業の輸出に足枷となっている。

しかし、韓国企業の知的財産権紛争に対する対応環境は不十分な状況である。2019年特許庁が実施した知的財産活動実態調査結果によれば、知的財産権専門担当人材を保有している企業は全体企業の約30.8%に止まるなど紛争対応インフラが不十分であり、紛争対応の際も過剰な時間と費用が発生するなど困難を感じていることがわかった。

そこで特許庁は韓国企業の知的財産権紛争への対応能力を強化するため、紛争情報及びコンサルティングの提供など紛争発生による産業被害を最小化するための様々な紛争対応支援政策を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に円滑に対応できるように知的財産権紛争情報インフラを構築し、特許管理専門会社の活動動向を随時把握する一方、関連データを体系的に整理して国内企業が紛争対応に活用可能な定期ニュースレター及び各種分析報告書を発刊している。また、海外進出(予定)企業を対象に専門コンサルティングなど紛争対応に必要な資源を提供した。

1) 国際知的財産権紛争関連情報の提供

国際的に発生している知的財産権紛争関連情報を迅速に提供するため、米国、中国など主要国から発生した紛争速報、知財権ニュース及び研究報告書などを提供してい

る。

国内企業の特許管理専門会社(NPE)に対する対応力を強化するため、主要NPEを選定し、該当NPEの訴訟履歴、保有特許を分析して訴訟方向が予測できる報告書を提供した。また、IP Insight報告書を通じて最近海外知財権のイシュー判例を分析して実務で直ぐに活用できる実用的な法律情報を提供した。

<参考> 特許管理専門会社(NPE:Non-Practicing Entity)とは?

NPEは様々な定義があるが、一般的に特許を活用して製品を生産せず、保有した特許権を行使して収益を創り出す企業を意味する。NPEは①特許権を企業に行使してロイヤリティをもらう攻撃型NPE、②攻撃型NPEに対応して今後攻撃を受け得る特許を買収することで将来特許紛争を遮断する防御型NPEに分類できる。最近イシューになっているパテント・トロール(Patent Troll)は攻撃型NPEの一部に該当する。

また、輸出企業の現地における知財権保護強化のため、国別の知財権制度の動向及び戦略的紛争対応策を考慮して海外知財権保護ガイドブックを提供している。2019年には中国、ベトナム、インドネシア、タイなど4カ国のガイドブックを最新化・オンライン化し、海外進出(予定)の韓国企業実務者たちが簡単に理解して対応できるようにした。また、韓国中小企業が海外標準特許プールや特許権者を対象にライセンス交渉を行う際に参考できる標準特許紛争対応戦略ガイドを設けた。

<表IV-2-1> 海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況

(計30種：地域別27種、特性別3種)

アジア(13種)	中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦(UAE)、インドネシア、イラン
ヨーロッパ(7種)	ドイツ、イギリス、オランダ、ロシア、トルコ、EU、フランス
アメリカ(5種)	米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、チリ
オセアニア(1種)	オーストラリア
アフリカ(1種)	南アフリカ共和国

特性格別(3種)

輸出企業チェックポイント、EU圏の保護実務ハンドブック、IP Business 契約書ガイドブック

2) 国際知財権紛争予防コンサルティング

2019年には知的財産権紛争発生への恐れがある、もしくは紛争が発生した中堅・中小企業403社を選定し、紛争予防・対応コンサルティング費用の一部(中小企業70%、中堅企業50%)を支援した。コンサルティング支援事業に選定された企業はコンサルティングを通じて自社が他社の権利を侵害しているか否かを確認したり、他社の権利侵害主張にどのように対応していくのかに対する戦略の策定が可能となった。

＜表Ⅳ-2-2＞国際知的財産権紛争予防コンサルティングの優秀事例

(支援背景)特殊材質のクレジットカード生産企業であるA社は米国企業〇〇社と納品契約を締結して輸出を準備していたが、米国内の競合社からカード製造方法関連特許に対する警告状を受け、コンサルティングを申請。

(支援内容及び結果)競合社の警告状及び保有特許の調査・分析、紛争性格調査を通じて無効資料を確保し、競合社の警告状に対応→米国企業〇〇社と供給契約を進めて輸出実績を拡大。

ハ. 評価及び発展方向

2019年には毎日紛争続報の利便性を改善し、中国・ASEANなど4カ国の既存ガイドブックを最新化・オンライン化すると同時に、標準特許紛争対応に向けた特許紛争対応戦略報告書など韓国企業のための紛争対応実務情報を提供した。2020年には訴訟活動が活発なNPEを中心にポートフォリオ分析を行い、情報入手が困難である新興国を中心に知的財産保護情報を拡充し、国家別Q&A掲示板を運営することでより需要者に密着した情報提供のための生態系作りに取り組む予定である。

一方、2009年から2018年までの国際知的財産権紛争予防コンサルティング支援を受けた企業を追跡調査した結果、コンサルティング支援を受けた後、該当企業は総売上

高・輸出額の増加、国内外特許件数の増加、全体雇用人材及びIP専担人材の増加効果が現れ、輸出活動及び知財権紛争対応能力が高まったことがわかった。（国際知的財産権紛争コンサルティング支援事業の経済的効果分析、2019.12. 韓国生産性本部）

今後も韓国企業が自ら外国企業との知的財産権紛争を円滑に解決できるように知的財産権紛争関連情報を量的・質的に持続的に拡充してだけでなく、企業が情報を有用に活用できるよう積極的に支援する計画である。それによって今後は海外知的財産権保護ガイドブックを随時改訂することで常に最新の情報を提供し、企業が「国際知的財産権紛争情報ポータル」が保有するデータベースを自社のデータベースのように自由に活用できるようにデータを積極的に開放する計画である。

また、国際知的財産権紛争予防コンサルティングでは権利種類を全て包括する範囲のコンサルティングを拡大支援することで、現地ビジネスに最適化した保護戦略を提供し、韓流ドラマ・芸能など韓流コンテンツから派生する商品の知財権保護戦略コンサルティングを提供する計画である。一方、支援事業説明会及び知財権保護セミナーの開催を支援して知的財産権紛争対応の重要性に対する企業の認識向上にも取り組む計画である。

3. 国家別IP-DESKを活用した海外進出企業支援

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ク・ジョンミン

イ. 推進背景及び概要

中国、ASEAN地域との貿易が活発になり、韓国ドラマ、K-POPなど韓流ブームでK-ブランドの認知度が高くなるにつれ、フランチャイズ、化粧品、衣類、食品など全産業にわたるK-ブランド侵害の被害も益々増加している。

これまで韓国企業は海外市場を開拓するため、まず輸出して輸出量が増加する過程で商標確保の必要性を認識し、商標権の確保努力を傾ける場合が多かった。このよう

な状況を海外商標ブローカーが悪用し、海外韓国企業の商標を先登録して商標ロイヤリティを要求したり、海外流通市場進出を妨害するなどの被害事例が続出している。

特許庁は海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の確保及び保護を目的に海外知的財産センター(IP-DESK)事業を運営している。2008年知識經濟部と特許庁の共同運営を始めに、2009年からは特許庁が単独で中国、タイ、ベトナムなど7つの地域でIP-DESKを運営した。2012年LA、2013年ニューヨーク、2014年フランクフルト、2015年東京、2016年西安、2017年ニューデリーとジャカルタ、2019年香港にIP-DESKを追加開所し、2019年末基準で8カ国、15地域でIP-DESKを運営している。

ロ. 推進内容及び成果

海外での知的財産権紛争を予防するためには、まず先に現地において韓国企業の知的財産権を確保することが何より重要であり、紛争に適切に対応するためには侵害内容を正確に調査・把握し、現地の法律と手続きによる適切な戦略を講じることが重要である。

しかし、韓国の中小企業は「先輸出、後出願」という企業慣行によって海外における権利確保を通じた紛争予防努力も不十分であるだけでなく、知的財産権専門人材や管理戦略の不在によって知的財産権紛争対応能力も足りない状況である。

そこで特許庁はIP-DESKを通じて知的財産権無料相談とともに、現地商標出願費用など権利確保支援はもちろん、海外模倣品侵害調査及び取締費用の支援、展示会参加企業の知財権紛争対応のための移動式IP-DESK、現地取締公務員に対する模倣品識別セミナーとともに国内招請研修事業も展開するなど多様な形態の支援事業を行っている。

特に、2019年にはインド知的財産権担当公務員を初めて韓国に招いて韓国企業が現地で経験している知的財産権問題を建議した。中国、タイ、ベトナムでは計6回にわたって模倣品識別セミナーを開催し、現地の取締公務員490人余りを対象に韓国企業

の正規品と模倣品を区別する方法を伝授した。

海外に設置された唯一の知的財産権保護専門担当機関として、現地で収集した情報を国内で共有することにも力を入れている。2016年から知財権保護をテーマとするコンファレンスを開催して専門家による知財権講義、輸出企業のIP-DESK利用事例などを共有することで、韓国企業の認識向上に貢献した。また、8カ国の主要知財権政策動向とイシューを収集して深層報告書を発刊することで、各国の韓国支出企業が現地の知財権情報を把握して戦略を講じるように支援した。

その他にも、IP-DESKが支援できる地域的な限界を補完するため、KOTRA韓国投資企業支援センターの企業説明会の際に知的財産権セッションを設けて連携説明会を開催することで、IP-DESK未設置地域韓国企業の知的財産権に対する認識を高めると同時に、関連支援事業に対する広報を展開した。

ハ. 評価及び発展方向

IP-DESKを通じた知財権相談及び権利確保支援申込が毎年増えつつあるなど、海外知財権の確保及び保護に対する関心と需要が高まっている。今後もIP-DESKは多様な輸出支援事業との連携・協業を通じて韓国企業の知財権認識を高めるために努力を傾ける予定である。

一方、新南方地域の経済成長と政府の新南方政策の推進によって、企業進出と知財権保護に対するニーズも拡大すると予想される。そこで、2020年度にはフィリピンマニラにIP-DESKを新設し、韓国進出企業の知財権保護基盤を強化する計画である。

<図IV-2-6>タイ模倣品識別セミナー(2019年11月)



<表IV-2-3>2019年IP-DESK支援状況

(単位：件)

細部事項	2019年	中国							タイ	ベトナム	米国		ドイツ	日本	インド	インドネシア	
		北京	上海	青島	広州	瀋陽	西安	香港	バンコク	ホーチミン	LA	ニューヨーク	フランクフルト	東京	ニューデリー	ジャカルタ	
知的財産権 相談	8,527	377	780	297	543	151	6	75	323	304	2,522	839	524	1,242	364	180	
出願	受付	2,106	200	195	92	55	65	31	38	86	228	436	232	109	205	62	72
	出願	1,329	134	104	66	40	34	17	14	47	152	285	127	77	142	44	46
侵害調査	38	4	2	0	2	1	7	0	2	0	3	7	7	2	1	0	
説明会	58	1	1	3	8	0	1	7	0	2	12	9	5	4	5	0	
協力 チャンネル	116	21	5	0	32	3	0	17	12	10	1	3	0	11	1	0	
情報提供	198	4	0	24	13	2	1	70	12	5	39	15	0	13	0	0	

第3章 知的財産分野におけるグローバルリーダーシップの強化

第1節 概観

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 キム・スンオ

1. 概要

韓国企業の活動舞台が全世界に広がり、知的財産分野における国際協力の重要性も増大しつつある。特許庁は知財権を活用した海外進出の多角化、現地カスタマイズ型支援システムの構築、韓国型IPインフラのグローバル拡散及びグローバル知財権規範の形成などを目標に多様な国際協力活動を推進している。このような国際協力活動は二国間協力、IP5協力及び多国間協用に大きく分けられる。

2019年の二国間協力は既に韓国特許庁と長期間協力関係を築いてきた中国、米国、ヨーロッパなど先進国特許庁との長官会合などを続ける一方、新興国、特に新南方国家との二国間協力を強化した年と評価される。韓・ASEAN長官会合を初めて国内で開催し、韓・ASEAN知財権協力共同宣言文を採択してASEANとの協力基盤を構築した。同時に、ラオス、ブルネイ及びサウジアラビアとは両国首脳が臨席した中で包括協力MOUを締結し、個別国とのカスタマイズ型協力も強化した。特にカンボジアとは韓・カンボジア特許認定協力(PRP)MOUを締結し、充実した協力を開始した年でもあった。

IP5協力においても2019年は非常に重要な成果を収めた年と言える。2019年仁川松島で開催されたIP5長官会合では第4次産業革命時代特許制度の挑戦に対応し、未来協力分野を発掘することを骨子とする共同宣言文(IP5 Joint Statement)を採択した。また、5カ国の特許長官は技術変化に対応するためのIP5 NET/AIタスクフォース設立を承認するなど知財権制度の未来挑戦課題に共同対応していくことに合意した。

知財権をめぐる国際関係はWIPOとWTOを主な舞台として知財権制度の強化を図る先進国と、開発アジェンダ(Development Agenda)の履行及び知財権制度の弱体化を図る途

上国の対立が依然として続く中、地理的表示の国際的な保護 이슈をめぐって旧大陸と新大陸という先進国間の新たな対立構図でさらに複雑化している。韓国特許庁はこのような国際知財権の力関係の中で韓国と利害関係を共にする国家との協力関係を強化し、共同対応することで、国際機関の多国間規範的議論において韓国の国益を最大に反映するために戦略的かつ主導的な対応活動を展開した。

一方、自国の知的財産権が海外で安定的に保護されることを希望する各国の取り組みも強化されているが、貿易交渉において知的財産権分野を核心議題として持つていくことが代表的な事例である。それを反映して殆どのFTAにおいて知的財産権分野は一つの独立したチャプターとして構成されるのが一般的である。韓国は現在進行中のRCEP(協定文妥結)及び韓・中・日FTA交渉においても知的財産権分野の議論をリードしている。特に、2019年には韓-イギリスFTA、韓-イスラエルFTAが妥結し、今後も知財権分野の貿易交渉は持続的に拡大する見込みである。

韓国の高まったプレゼンスを基に特許行政サービスの輸出を拡大している。UAEとは2014年から審査代行業を行き、2018年にはUAE特許行政システムの開発を完了してメンテナンス契約にも合意した。また、サウジアラビアとは2019年6百万ドル規模の協力事業契約を締結し、国家IP戦略の策定、情報化コンサルティング、審査官教育など知財権全分野にわたる行政韓流輸出成果を収めた。

特許情報を活用した知的財産シェアリング事業も持続的に拡大している。途上国の生活問題の解決と所得増大のために、適正技術及びブランド開発を持続的に支援し、国際知的財産教育を通じて途上国の知財権能力を強化し、知財権格差(IP-Divide)を解消すると同時に、ASEANなど支援を受ける国との協力関係を固めて政府の新南方政策など政策基調にも寄与している。

2. 国際動向及び対応策

米国、中国、日本などの主要国は知的財産を国家競争力強化における核心要素の一つとして認識し、知的財産競争力の強化に向けて国家レベルでの努力を傾けている。

イ. 米国

2019年米国のトランプ行政政府は第4次産業革命時代に対応して自国の技術を保護し、革新を促進するため、多様な知的財産関連政策を実施・奨励した。同時に、海外で自国企業と自国民の知的財産権を強力に保護するため、保護水準の高い協定の締結を図り、自由貿易を阻害する不公正貿易慣行などを打破するため、中国との貿易摩擦を強行し、自国の知的財産保護政策基調を強くアピールした。

米国特許商標庁 (USPTO) は2018年11月米国の革新競争力の向上と雇用を促進するため、信頼できる高い品質の知的財産権を創出し、審査及び検討手続きを適切に遂行させるため、知的財産権政策戦略である「2018－2022戦略計画 (Strategic Plan)」を発表した。同戦略計画は8つの戦略計画の主要考慮事項を基に、4つの戦略・経営目標を遂行するための細部事項を盛り込んでいる。また、確実に適時性のあるIP商品とサービスに対する国内外からの経済的要求にUSPTOが対応できるよう、フレームワークの拡張に取り組んでいることを明確にした。

このような国内政策とともに、米国は自国民または自国企業の特許権が海外でよりうまく保護されるように支援している。代表的な例として、米国は全世界12の圏域に特許館を配置し、毎年「スペシャル301条報告書」を発刊することで、他国が知財権保護水準を高めるように影響力を行使している。

ロ. 日本

安倍総理は2019年1月世界経済フォーラムと6月知的財産戦略本部会議で経済成長のエンジンとして情報の重要性を言及し、そのために知的財産の役割を強調しただけに、日本特許庁の知財権政策は中小・ベンチャー企業の知財権利用及び活用を支援することで安倍政府の政策基調に応えると予想される。

宗像尚子日本特許長官は2019年の年頭所感で、AI、IoTのような新技術によって大

きな変化の時期を迎えてそれに対応するとともに、安倍政府の製作基調に対応して分野別重点課題を言及した。その中でも注目すべき課題としては、世界で最速・最高品質の審査、中小・ベンチャー企業に対する特許料金軽減、知的財産保護強化、新技術を反映したデザイン制度の改善、迅速な商標審査などが挙げられる。

日本特許庁は「世界最速・最高品質の特許庁の実現」に向けて契約職員の採用などを通じて審査官1,682人を確保し、9つの先行技術調査機関を通じて152千件を処理した結果、特許平均終結期間14.1カ月を維持した。

また、日本特許庁はスーパー早期審査制度の導入に向けてパイロット事業を実施し、2019年スーパー早期審査要請1,125件を平均0.6カ月内で処理した。これは出願と同時に実施される発明を保護し、技術基盤のビジネスに肯定的な役割を果たしている。

その他にも2019年4月から全ての中小企業を対象に簡単な手続きだけで特許料金を一律50%軽減し、GIなど画像デザイン保護と建築物及びインテリアをデザインとして保護する内容を意匠法改正案に反映した。

日本ではスタートアップ企業を支援するため、IP加速化プログラム(IPAS、IP Acceleration Program for Startups)を運営している。本プログラムを通じてベンチャー資本家、ビジネスコンサルタント、弁護士/弁理士で構成されたIPメンタリングチームが直接スタートアップを訪問してIP戦略、生産戦略などを支援する。2019年には計15社が対象であった。また、「IPBASE」のウェブサイトを構築し、IP関連知識のアップロード、手数料の割引、IPセミナーなどを提供している。

審判分野においても審判手続きマニュアルを改正し、日本の司法部と連携して国際IP審判シンポジウムを開催した。その他にも模擬裁判や審決文の英語翻訳文を公開して審判制度に対する国内・外の認識を高めている。

一方、日本企業の新興国に対する投資及び進出環境を改善するため、戦略的に新興国知財権システムの構築を支援している。2012年から毎年開催されているASEAN特許

長官会議を始め、インド、中東及びアフリカ個別国との長官会合を推進した。インド、サウジアラビアと特許審査ハイウェイ協力を締結し、28人の審査官で構成された国際教育専門家グループを海外に派遣すると同時に、日本に他国審査官を招いて教育を推進した。

ハ. 中国

2019年中国知財権分野のキーワードは知財権の保護である。中国政府の知財権保護政策は厳しい保護、大々的な保護、速い保護、同一な保護と要約可能であるが、これは米－中貿易摩擦の原因と指摘される外国企業に対する知財権保護環境を改善すると同時に、中国自国企業の知財権創出、金融方面の成果をうまく活用するためには知財権保護環境の改善が欠かせないという認識に基づいている。2019年中国は特許権者の合法的な権利を保障するため、知財権保護関連法制度を高度化し、知財権侵害行為に対する行政取締りを強化した。商標法を改正して使用を目的としない悪意的な商標出願に対する制裁を強化し、反不正競争法の改正を通じて営業秘密侵害の時は懲罰的損害賠償を適用した。

中国の知財権保護基調は国家知的財産権戦略要綱にも盛り込まれると予想される。最近の20年間余り中国政府の知財権戦略の根底には2008年策定した「国家知的財産権戦略要綱」が存在した。2020年まで長期知財権発展ビジョンが盛り込まれた戦略要綱を基に、中国知財権市場は爆発的な成長を記録して知財権大国と位置づけられ、2019年には知財権大国から知財権強国に跳躍するための戦略要綱(2021年－2035年)を講じるための準備作業に突入した。

中国知的財産市場の発展を確認できる指標は出願件数である。2019年商標出願件数が783万件、発明特許出願件数は140万件、PCT国際特許出願は6.1万件を記録した。急増する出願量に対応して中国知識産権局は審査品質と審査効率を持続的に高めるために努力し、その結果として商標平均審査処理期間が4.5カ月に短縮でき、特許審査モデルも改善された。知財権活用分野では、2019年度知財権使用料輸出入総額が370億ドルを超過し、特許・商標担保融資額は1,515億元(2018年に比べて23.8%増加)を記

録した。

グローバル交流協力もまた持続的に拡大・強化した。習近平政府の中国と東南アジア、中央アジア、北アフリカ、ヨーロッパを道路、鉄道、海路などでつなぐ経済ベルト構築計画である一帯一路計画の下で周辺国と積極的に知財権協力を推進している。習近平国家主席は2019年4月一帯一路国際協力首脳フォーラムで、革新なくては進歩もないように、知財権の保護を強化することは国外企業の合法的な権益を守護する要求であるだけでなく、革新的な国家の建設と質的發展を構築する内在的な要求であると述べ、知財権保護に向けた国際的な協力の強化と、知財権保護を強化して知財権の価値を尊重する経営環境作りを力を入れることを明言した。このような努力の結果、中国は世界知的所有権機関が発表したグローバル革新指数で14位を記録した。

二. ヨーロッパ

ヨーロッパではEPOを中心とする単一特許システム(Unitary Patent System)の踏み込んだ議論が進んでいる。協定発効には特許出願件数基準で加盟国のうち上位3カ国であるイギリス・ドイツ・フランスを必ず含め、最低13カ国以上の批准が求められる。2018年4月イギリスが統合特許裁判所協定(UPC Agreement)に対する批准書を寄託することで、2018年末基準でイギリスとフランスを含めて計16カ国が批准手続きを完了した。それによって当初ヨーロッパ統合特許裁判所準備委員会は2018年末には協定が発効すると予想していたが、ドイツの批准が遅れる(関連憲法訴願(異議)が進行中)及びイギリスのEU離脱(Brexit)によるイギリスの態度変化などで発効時期が確定されず、ヨーロッパ統合特許裁判所準備委員会はまだ具体的な発効時点を明らかにしていない状況である。

EUは模倣品及び盗用に対する監視を強化するため、EU知的財産庁内に「ヨーロッパ知財権侵害監視機関」を設置し、知的財産権執行業務を行っている。2018年12月にはマーケット運営者、地方執行当局及び政府の知財権侵害取締措置を誘導し、模倣品購買に対するEU市民の認識を高めるため、EU執行委工商総局がEU初の「模倣及び違法コピー監視リスト(Counterfeit and Piracy Watch List)を発表した。

2019年末、欧州連合知的財産庁(EUIPO)では「戦略計画2025」を発表し、ヨーロッパの企業と市民のための知的財産権価値を提供した。この計画は知的財産権知識ハブの構築、中小企業のための知的財産権サービス、知的財産権の執行強化などを盛り込んでいる。

ホ. 対応策

特許庁の国際協力活動は韓国企業の海外進出の拡大及び支援という大きい目標の下で行われる。このような点で相手特許庁や国際機関が展開している政策が変化したり、法・制度などが改正された時、それを適時に把握して韓国の知財権制度ユーザーに伝えることが何より重要である。海外に進出する韓国企業が進出国で知財権法・制度の変更事項を的確に熟知できず発生し得る不利益を予防し、該当国が施行している多様な特許権者保護政策などを十分に活用して現地で幅広く保護されるよう支援する必要がある。特に、韓国企業の進出需要が米国、中国、日本などから徐々に新興国・途上国に拡散し、今後このような傾向はさらに強くなる見込みで、韓国企業の進出需要が発生する新しい国家との協力を開始する必要がある。

そこで、特許庁は海外特許庁との協力システムの策定だけでなく、韓国企業の声に耳を傾けるように企業との常時協力システムも備えておく必要がある。このような常時協力システムの構築と運営は韓国企業に特許庁を名実ともに海外進出における知的財産パートナーとして認識させるきっかけになるはずである。

さらに、激化している知的財産権紛争の流れを十分見極める必要がある。米中貿易摩擦から触発された知財権の通商武器化とともに全世界的に景気低迷傾向が長期化していることから、先進国を中心に技術保護主義がさらに強まる見通しである。それによって海外進出あるいはグローバル市場において存在感を増している韓国企業は大中小企業を問わず海外競合社とパテントトロールの標的になる可能性が常に存在する。したがって政府レベルでは中長期的な観点から健全な知財生態系作りに向けた政策を展開し、企業の知的財産権関連競争力を高めていかなければならない。特許ビッ

クデータ分析結果などを基に韓国企業にR&D方向を提示し、強い知財権を獲得させ、獲得した知財権が新しい投資の種になれるよう知財権が活発に取引される市場環境を構築する必要がある。同時に、他人の知的財産を侵害して利益を得ることがないように侵害行為に対する処罰を強化することで、健全な知的財産生態系作りが完成できる。このような健全な知的財産権生態系の構築こそ、韓国企業の世界市場進出と成長のための土台である。

また、増えつつある中国及び新興国での韓国企業の知的財産侵害被害の事例に積極的な対応が求められる。幸い最近では中国に知財権専門の裁判所が設置され、知財権侵害に対する懲罰的損害賠償が導入されるなど中国政府が権利者保護を強化する傾向にあるが、依然として知財権侵害に対する中国一般大衆の認識は低いほうである。したがって、様々な方法を通じて中国大衆の知財権保護に対する認識を高める取り組みが求められる。

特に、最近では韓流ブームのためにASEAN地域における韓国ブランドの侵害被害事例が急増しているが、中国よりも低い大衆の知財権侵害に対する認識水準、知財権保護のための法制度の不備などで、これらの国家において韓国知財権の保護に骨が折れる状況である。したがって、これらの国家では知的財産が正しく保護される環境を早期定着させることが極めて重要な課題であり、そのために無償コンサルティングなどをより積極的に行う必要がある。

同時に、IP5の一員としての責任感を基にグローバル知的財産規範関連議論に積極的に参加し、グローバル知財権制度の発展に寄与しなければならない。IP5協議体はグローバル知的財産規範を改正し、国家別に異なる制度を調和させていく作業を地道に行っている。したがってIP5協議体内での議論がグローバル知財権制度の発展に向けた方向で推進されるように絶えず省察する努力が求められる。また、韓国企業が多く活用しているPCT制度、マドリッド国際商標制度、ハーグ国際デザイン制度、特許審査ハイウェイ制度に対するユーザーの不便を解消し、その利用率を高めていく必要がある。また、両国が共同で先行技術を調査し、それを他の件より早く審査する特許共同審査の施行を持続的に拡大することで、国際的により強力な特許権を持つことを

希望する出願人がいつでも特許共同審査サービスが受けられる環境を整えることが重要である。

最後に特許庁は新技術のは他店とそれによる変化に常に目と耳を開いておく必要がある。第4次産業革命時代を迎え、AIを知財権行政と審査に活用するための議論が国際的に活発である。AIのような新技術は新しい形態の知財権認定を強要するなど、全世界特許庁に様々な挑戦課題を投げかけ、世界各国はそれに対する解法を見つけ出すために多様な議論を続けている。このような国際議論の流れを熟知していつでも議論をリードする準備をしておくことが、新技術時代において知財権分野のグローバルリーダーシップを発揮するための基盤となる。

第2節 知的財産先進5カ国協力体制の強化

1. 特許先進5カ国特許庁(IP5)の協力体制

産業財産保護協力局 国際協力課 工業事務官 キム・ヨンフン

イ. 推進背景及び概要

知識基盤経済への経済体制の変化と先進国の知的財産重視政策によって世界全体の知的財産出願が着実に増加傾向にある。特に、韓・米・日・中・ヨーロッパなど先進5カ国特許庁の出願が世界全体出願の約80%を占めているだけでなく、2カ庁以上に対する重複出願比重が高くなるにつれ、IP5間の協力の必要性もまた高くなりつつある。

このような審査協力が必要であることに意見が一致した5カ国の長官は、2008年10月韓国済州で開催されたIP5長官会合において、IP5業務協力のビジョンとこのビジョンを実現するためのIP5の10大基盤課題策定に合意し、IP5協力の実体的な議論が始まった。

ロ. 近年先進5カ国特許庁長官会合の主な成果

2017年マルタのバレッタで開催された長官会合ではIP5協力発足10周年を迎え、これまで10年間の成果を集約した成果報告書を発刊し、長官会合で発表された共同声明書には今後10年のに向けた新しいIP5協力ビジョンを盛り込んで採択した。

新しい協力ビジョンは「IP5内で特許慣行と手続きの調和を図る」、「品質管理の最適化」、「IP5庁間業務協力(work-sharing)の最大化」、「特許情報サービスの向上」など4つの主要事項を核心価値として明示している。

韓国特許庁が仁川松島で開催した2019年長官会合でIP5特許庁は第4次産業革命時代における特許制度の挑戦に対応し、未来協力分野を発掘することを骨子とする共同宣

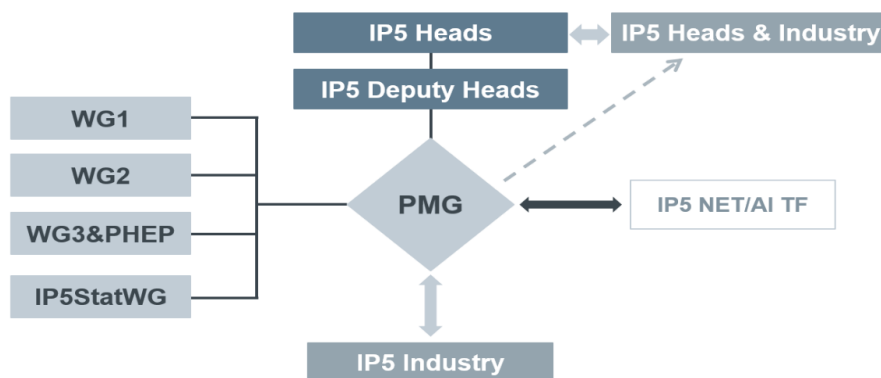
言文(IP5 Joint Statement)を採択した。また、5カ国特許長官は技術変化に対応するためのIP5 NET/AIタスクフォースの設立にも合意した。2019年長官会合はグローバル新技術の変化に対応してIP5特許庁間の協力を本格的に推進する原動力となったと言える。

ハ. 今後の推進計画

IP5協力がスタートした2007年に比べて今は5庁の審査着手期間が多く短縮された点で、IP5発足初期の主要目的である「審査滞積解消」はある程度達成されたと見られる。また、分類(CPC)、情報化(OPD)、審査協力(PPH)など各実務グループの主要成果はIP5特許庁を超えて全世界にそのメリットを広げている。現在IP5間のパイロット事業で進行中のPCT協力審査もまた安定的に定着すれば、国家間審査協力の新たな転機を迎えると期待される。

発足以後10年を過ぎて新しい協力ビジョンを履行していくIP5協力は中長期的な観点で協力課題の効率的な履行方法を考え、新しい協力システムの策定を模索しつつ、5庁間の協力が質的な面で跳躍できるよう取り組んでいる。また、第4次産業革命時代に備えるため、IP5は各実務グループ(WG)別に多様な協力課題を進行する同時にNET/AIタスクフォースの運営を通じて新技術分野のIP5協力ロードマップを導出する計画である。先進5庁間IP5協力は、IP5が最終的に追求する「効率的かつユーザーフレンドリーな国際特許環境作り」という協力ビジョンの達成に向けて持続され、その深さと幅をさらに広げていく予定である。

<図IV-3-1> IP5協力システム



2. 商標先進5カ庁(TM5)の協力体制

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソ・ナリ

イ. 商標先進5カ庁協力推進の経過

1) 推進背景

中国は近年10年間余り連続して商標・デザイン出願において他の国を圧倒する出願量を記録しており、伝統的な多出願国である米国、日本、ヨーロッパ、韓国だけでなく最近ではインド、ブラジルなどの商標、デザイン出願もまた急増している。

各国の商標、デザイン出願の増加とともに注目すべきことは、一つの商標が複数の国に出願される多国出願が増加傾向にあるという点である。複数国において商品とサービスを販売している企業の立場からすると、一つの商標を複数国で登録を受けて使用する商標管理が必須の時代となっている。このような状況の中で韓国企業が主要出願国において商標・デザインの権利を簡単に確保できるように支援するため、商標、デザイン分野における国際協力の強化が求められるようになった。

2) 商標先進5庁体制の形成

商標・デザイン分野における国際協力の強化を求めるニーズに応え、韓国特許庁は2009年4月既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3庁(TM3)体制への加入に対する議論を始め、2011年正式会員として加入した。また、2012年にはオブザーバーとしてのみ参加してきた中国の正式会員としての参加が決まり、4庁間協力体は先進5庁間の協力体制であるTM5に拡大した。

韓国特許庁は2011に正式会員として加入して以来商標・デザイン分野の協力事業に積極的に参加し、TM5協力の進展に貢献した。その結果、2012年10月に開催された初

のTM5定例会合では韓国特許庁が2013年TM5の議長国に選任され、2013年の中間会合と定例会合を開催した。

ロ．最近商標先進5庁会議の主な成果

2018年TM5会議の議長国は韓国で、年次会議は11月ソウルで開催された。

2018年TM5年次会議では海外商標出願の際に国内とは異なる商品名称のために商標登録が拒絶される問題を解決するための「共通認定商品目録の構築方法(米国)」及び海外出願の際に商品名記載関連情報を提供するための「商品名称記載方法(韓国)」などが議論された。

また、TM5年次会議では既存協力課題の他に第4次産業革命時代に登場する新しい革新的な商品やデザインを効果的に保護するために韓国が提案してこれまで議論してきた「TM5間の新しい協力ビジョンを盛り込んだ共同宣言文(Joint Statement)」も採択された。同時に、TM5年次会議の開催をきっかけとして10月30日から11月7日までの期間を「2018商標・デザイン週間」として定め、世界知識所有権機関(WIPO)、国際商標協会(INTA)などと共同でソウル国際商標・デザインコンファレンス、KIPO-INTA国際シンポジウム、マドリード国際商標出願コンファレンス、デザイン法研究公開セミナー、WIPOハーグ国際コンファレンスなど多様な国際イベントを連続的に開催した。

2019年TM5会議の議長国は日本で、年次会議は12月東京で開催された。年次会議では韓国が新規事業として提案した「商標侵害認識向上」事業に対して履行方向を議論した。

<表IV-3-1> TM5の主要協力事業

事業名		事業内容
KIPO	TM5 ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・ TM5 公式ウェブサイトの構築・運営(2013～) － 国家別協力事業の紹介及び進捗状況の説明、機関別最新ニュース及び年報・統計資料のアップデート実施、TM5 会議日程・議題の掲載など実務者間業務協議など多様な機能の構築

		<ul style="list-style-type: none"> -History ページの新設、ウェブサイト UI 改善(2019)
	審査結果比較分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 カ国共通出願審査事例の比較・分析 - 国家別主要拒絶条項(識別力など)など TM5 国家間の商標制度及び審査慣行を比較・分析して海外出願人の便宜を図る。 - 100 件の事例分析完了及び結果報告の加盟国回覧(2019)
	商品名称記載方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ TM5 加盟国の商品及びサービス業記載方法の分析 - 商品名称に対する国家別拒絶理由、補正案などを分析して海外出願の際に活用できる具体的なガイドラインを提供、100件分析結果の発表(2019) - パイロット事業200件分析完了(2017)、新規100件分析(2018)
JPO	悪意的な商標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪意的な商標出願事例の研究及び関連セミナーの開催 - 事例整理内容の発表(2019)
	イメージ検索	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各国の図形商標検索システムの構築情報の共有 - TM5 ウェブサイトにイメージ検索情報共有セクションの新設(2019)
EUIPO	Taxonomy	<ul style="list-style-type: none"> ・ Nice 商品・サービス業名称の階層的構造化 - ニース 11 版 Taxonomy 化実施(2017)、Taxonomy ユーザー意見収集後事業終了(2018)
	TM-view	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標出願・登録情報検索システムの構築・運営 - 韓国、日本など 47 カ国加入(2017)、中国加入推進(2019)
	共通統計指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計の収集及び共有：事業終了(但し、毎年アップデート実施) - 国家別統計資料の収集及び共有(毎年)
	優先権書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先権証明関連制度の調和を図る：新規事業 - 国家別優先権関連制度及び審査実務の把握(2018)、アンケート調査(2019、上半期)
USPTO	共通認定商品目録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加盟国が認定する商品名称目録の構築(毎月 30 個) - 18,151 個の共通認定名称 DB を構築(2017)、非加盟国の加入推進(2018)
	共通状態指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標出願の法的な処理状態の表示指標を構築 - システム反映(2017)、非加盟国指標導入(2018)、履行ガイドライン構築(2019)
	非典型商標 Indexing	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非典型商標関連の国家別索引(Indexing)基準の構築 - 3D 商標関連アンケート調査の実施結果を基にユーザーガイド制作(2019)
	詐欺性広告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁なりすまし、詐欺性広告事例の収集及び根絶方法研究：新規事業 - 国家別関連事例の実態を把握(2018)、米国事例分析(2019)
ヨーロッパ	ユーザー参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ TM5 会議時のユーザー参加方法を模索 - 第 1 次ユーザーワークショップ開催(2017)、第 3 次ユーザーワークショップ開催(2019)

パ・ 日本	品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・品質向上関連情報交換を通じた改善策の模索：新規事業 －品質専門家会議の開催(2019)
----------	------	---

ハ．今後の推進計画

2020年にはTM5会議の議長国として米国が選定され、米国のアレクサンドリアで年次会議(10月)が開催される予定である。それに備えて、韓国側の新規事業及び継続事業の履行を綿密に準備し、既存協力事業の充実化を通じた成果導出に万全を期する計画である。のみならずこのような商標先進5庁協力体制を今後も強化することで各国の制度理解を深め、長期的には制度の調和に対する基盤を構築していく必要がある。

3. デザイン先進5庁(ID5)の協力体制

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 ソン・ウンミ

イ．デザイン先進5庁会議の創立背景

先進5庁はTM5協力体制を通じて商標だけでなくデザイン制度に関する議論も活発に展開した。2012年からはTM5の協力システム内でデザインセッションを運営することで、各国の異なるデザイン制度と審査システムに対する理解増進に向けた議論を発展してきた。特に、韓国特許庁は2012年年次会議で3Dファイルデザイン出願システムを紹介するなど積極的に議論をリードしてきた。2013年にはデザイン分野における協力活動の一環として、国家間デザイン図面提出要件の差異による出願人の不便を解消するためには共同の取り組みが必要であることに認識をともにして、「デザイン図面提出要件比較報告書」を最初の協力課題と決めた。

2014年TM5年次会議ではデザインの重要性が大きくなるにつれ、デザイン関連の議題を分離して独立的に議論する場が必要であるという認識を共にした。そこで、2015年12月米国でID5創立会議を開催し、TM5から分離した独自のデザイン分野先進5カ国(CNIPA、EUIPO、JPO、KIPO、USPTO)の協議システムを構築した。

ロ. デザイン先進5庁会議の主要成果

尖鋭なグローバル市場において産業デザインは企業の成敗を分ける重要変数として認識されている。同時に、産業デザインを制度的に保護できるデザイン権は国内だけでなく、諸国の利害関係が衝突する重要争点として浮上している。そこで、ユーザーに優しく全世界で相互互換可能な産業デザイン保護制度の定立が急がれる。

そこで、2015年創立会議では各国共同の協力課題を提案し、2016年ID5年次会議で提案された13のプロジェクトのうち12課題を採択した。このプロジェクトは審査実務と統計情報の共有、デザイン保護のための各国の手続きの比較、審査政策及び審査の一貫性向上、新しい分野のデザイン保護など5つの範疇に分けて行われ、2019年まで11のプロジェクトが完了した。また、国家別統計情報の聚合、ID5ウェブサイトの運営など一部課題は毎年アップデートを続けている。

韓国特許庁はID5課題のうち国家別デザイン登録要件の比較研究事業とID5ウェブサイト開発事業を主導して完了し、デザイン分類政策及び実務研究事業は日本と共同遂行した。新しいデザインの保護に対する関心が高まる中で、これと関連して韓国ソウルで開催された2018年度ID5会議では第4次産業革命に対応した新技術デザインに関する各国の協力を強化するID5共同宣言文を發表することで、デザイン分野の新しい挑戦課題に対する共同協力を主導した。同時に、2018年会議では韓国特許庁が主導する3Dプリンティング課題を含む6件の新規課題が提案され、2019年度から各課題が推進された。韓国特許庁は「3Dプリンティングとデザインの保護」をテーマに新しい技術発達によるデザイン侵害の多様な様相と対応策を模索する研究を協力課題として提案し、2019年年次会議で完了が承認された。

ハ. 今後の推進計画

ID5は全世界デザイン出願の70%を占める主要5カ国で構成された協議体である。したがって、この協議会で議論される数多い議題は実質的に世界のデザイン権制度にお

いて重要な役割を果たしている。

韓国特許庁はID5国家の中で唯一審査と一部審査の2-Track審査を運営する国であり、ID5で議論されるデザインの国際規範形成のためにより合理的な意見を開陳できる位置に立っている。また、韓国特許庁はID5国家のうち審査主義国家としては初めてハーグ協定に加盟し、実体的・手続的要件が調和を成す国際規範の形成に向けた制度整備の経験があり、他加盟国に比べて画像デザイン審査制度や3Dファイルの直接出願など実験的な制度を多数リードしてきた経験も蓄積している。

ID5加盟国はいずれも国家間デザイン制度の差異から起因する問題点を認識しており、今後互いに調和を成す制度運営に対する必要性を感じているだけに、韓国特許庁の経験を基に国際社会に寄与する方向を探し、ID5協力課題を充実に履行するとともに、ID5加盟国間の友好的な交流を通じてデザインの国際規範形成において主導的な役割を果たしていく計画である。

＜表IV-3-2＞ID5の主要協力事業

区分	テーマ		目的
完了 ・ 維持 課題	CN	優先権主張制度の実務比較	-優先権主張制度及び先出願拡張効果特有制度の加盟国別比較
		電子的優先権書類交換 (USPTO共同)	-加盟国間のデザイン分野電子的優先権書類交換状況の点検 (DAS及びVPD実行時期の検討)
	EU	物品名称実務比較	-加盟国間物品名称の実務/法令の比較研究
		デザイン出願に影響を与える官庁の政策と基本経済要素の分析	-基本経済要素とデザイン出願に関するIP庁の政策が出願に影響を与えるかを研究
	KR	ID5ウェブサイトの構築及び運営	-加盟国間のデザイン制度及び協力事項の共有及び一般ユーザーに関連情報を提供
		デザイン登録要件の比較	-加盟国間デザイン保護制度及び登録要件の比較研究
US	新技術デザイン保護 (EUIPO共同)	-新技術の発展による新しいデザイン保護状況の考察	

		部分デザイン制度の比較(JPO共同)	-部分デザインの表現及び関連規定を加盟国別に比較研究
		新規性喪失例外主張制度の比較(JPO共同)	-新規性議題関連規定を加盟国別に検討
	JP	国家別デザイン関連統計の聚合	-加盟国別に共通の統計指標を開発し、該当指標を定期的に交換して共有
		デザイン分類政策及び実務(KIPO共同)	-加盟国別に固有デザイン分類システム及びロカルノ分類の運営状況
2019年 新規 協力 課題	CN	デザインデータ保有状況(JPO共同)	-データの活用に関する加盟国別制度状況の共有
		デザイン審査品質管理(EUIPO共同)	-デザイン権利の品質管理状況に対する比較
	JP	新規性審査におけるインターネット参考証拠の活用	-インターネット参考証拠資料に対する加盟国別審査実務の比較
	KR	3Dプリンティングとデザインの保護	-3Dプリンティングプロセスの段階行為別のデザイン権保護領域を国家別に比較考察(2019年12月完了)
	US	デザイン損害賠償制度の比較(KIPO共同)	-加盟国別のデザイン損害賠償制度の現状を比較
デザイン実務勸奨案(JPO共同)		-DLT草案にID5加盟国の勸奨実務を記載	

第3節 二国間及び多国間協力の積極的な推進

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 ソ・ジョンソク

イ. 推進背景及び概要

韓国の企業、研究院などが海外主要国に出願する国際出願が増加していることで、韓国の出願人が海外市場において特許権、商標権などの正当な保護を受け、事業を遂行するためには、海外での韓国知的財産権に対する保護基盤を強化する必要がある。そこで韓国特許庁は中国、米国、日本など韓国企業の進出が活発な主要国と持続的に二国間会合を開催することで、韓国企業が現地において知的財産を出願して保護を受ける上で支援が受けられるように協議を続けている。

特に、特許審査分野では特許審査滞積による経済損失が全世界的に重要問題として浮上していることから、特許庁間の業務協力(work-sharing)が審査滞積の解消のための効果的な解決策として注目されるようになった。そこで先進国特許庁を中心に外国特許庁との審査協力を通じてより早く、より品質の高い特許審査サービスを提供するための方策を模索することに至った。

主要国との二国間協力は相手国の特許長官と長官会合を開催し、二国間知的財産権関連の主要懸案及び協力事業の推進に合意し、これを基に両特許庁の該当実務部署が後続処置を取るプロセスで行われる。長官会合とともに両庁間局長レベル以上のハイレベル実務会合と課長レベル以下の実務会議も主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

ロ. 推進内容及び成果

2018年の1年間韓国特許庁は中国、米国、ヨーロッパなど世界各国の特許・商標所

管機関と長官会合を開催し、特許共同審査(CSP、Cooperative Search Program)協力、商標専門家会議の新設、AI特許行政システムの開発協力、特許適格性と関連する国際的な議論への参加などの合意に達した。

中国政府の組織改編によって商標業務が既存特許、デザインなどを管掌していた国家知識産権局に統合・移管されたことを契機に、両庁間の協力を商標及び知財権保護分野まで拡大し、知財権全般にわたる体系的な協力システムを構築した。同時に、韓一中特許共同審査の施行を通じて世界最大市場である中国で迅速な特許獲得が可能となったことで、中国に進出した韓国企業が技術競争力を確保し易くなった。また、世界最大特許出願国家である中国が特許共同審査プログラムの初のパートナーとして韓国を選択したことで、韓国の特許審査能力が認められると同時に、今後他国へのプログラム拡大に向けた推進動力を確保することができた。

韓・中・日協力と関連しては第19回韓・中・日長官会合とユーザーシンポジウムが日本神戸で開催された。2019年には中国知識産権局の組織改編によって商標協力が新設され、専門家会議とユーザーフォーラムが立て続けに開催され、民間協力である韓・中・日知的財産権学術大会を通じて3カ国の知財権訴訟制度に対する比較考察も行われた。今後韓・中・日協力がIP5協力とは別に隣国という地理的利点を活用して3国ユーザー間交流の接点としての裾野を広げ、持続的に3国ユーザーの利便性を高める方向へ発展していくと見られる。

米国とは韓・米ハイレベル会合(2019年6月仁川松島、2019年10月スイスジュネーブ)を通じてIPの重要性及びIPが革新に及ぼす影響に対して議論し、特許庁だけでなく一般大衆を対象に知財権認識を高めていく必要性に対するコンセンサスを得た。同時に、特許分類システム(CPC)協力に対するMOUの更新にも合意した。

ヨーロッパ特許庁(EPO)とは韓・EPO長官会合(2018年9月、ジュネーブ)で未公開段階の特許情報交換関連パイロット事業の推進に合意し、これをIP5の新規議題として上程する方法に対しても相互協力することを決め、審査協力の新たな地平を開いた。2019年6月にはIP5長官会合中に開催された韓・EPO長官会合でそのためのMOUを締結し

た。

ヨーロッパ商標庁(EUIPO)とは韓・EUIPO長官会合(2018年6月、ジュネーブ)で商品目録の韓国語サービス支援協力、両機関の知的財産権執行分野政策に対する情報交流実務議論を進めると同時に、両審判院間審判品質管理政策、効果的な紛争解決のためにもともに努力することに合意し、毎年審判院間会議を開催している。

韓国特許庁は韓国の出願人が主に申請する主要33カ国と特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムを施行している。海外で特許登録を受けられる新しい「高速道路(ハイウェイ)」が開通することである。韓国企業の観点から見ると海外で特許登録をより迅速かつ容易に受けることができ、特許庁の観点から見るとPPHは外国で登録を受けた特許出願の審査結果をより簡単かつ正確に審査官に活用させることで、審査の品質を高め、審査期間を短縮する効果が上げられる。

ハ. 評価及び発展方向

韓国企業の活動舞台が世界全体に広がったことで、知的財産分野においても国際協力の重要性が増大している。そこで韓国特許庁は韓国国民に実質的に役立つ国際協力の推進を目標として韓国企業の海外における知的財産権獲得及び保護のための多角的な協力事業を展開している。主要拠点国との二国間会合を通じて知的財産権協力基盤を持続的に拡大し、特許共同審査、特許審査ハイウェイ、特許認定協力対象国の拡大を通じて韓国企業が海外においてより迅速かつ効率的に知的財産権を取得できるように支援した。今後も特許審査協力などの二国間協力は引き続き拡大する見通しである。

2. 新南方など新興市場との戦略的協力の強化

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 チェ・ギュヨン

イ. 推進背景及び概要

成長エンジンとしての知的財産に対する認識が広がり、韓国企業が知的財産権を獲得する国家も多角化している。そこで韓国特許庁は韓国企業の進出・交流が拡大している主要途上国及び次世代有望経済圏国家を中心に知的財産行政韓流を伝播し、知的財産権外交の外延を拡張するために努力を傾けていく必要がある。

ロ. 推進内容及び成果

2018年の1年間、韓国特許庁は米国、日本、中国、ヨーロッパなど主要パートナーとの二国間協力を持続的に推進するとともに、政府の新南方・新北方政策の基調に定めるため、アジア、ロシア・CIS(独立国家連合)地域を始め、中東、中南米地域へと知的財産権協力の外延拡大に向けて取り組んだ。

アジア諸国は韓国と地理的にも近く、韓国企業の進出と投資が活発に行われてきた。その中でもASEANは韓国における第2位の貿易対象であり、特に現政府の新南方政策によってその重要性がさらに注目されている。2019年11月には韓国で初めて「韓-ASEAN特許長官会合」を開催し、知的財産分野の未来協力に向けた共同宣言文を採択した。また、ASEAN国家の知財権能力を高めるために2020年から2022年までの3年間KOICAグローバル研修事業を支援する予定で、韓国特許庁は知財権オンラインコンテンツを無償で支援するなど両側は教育協力を強化していくことに合意した。両側が教育協力を持続していくことで、今後ASEAN IP Training Center設立の土台になると期待している。韓国とASEAN加盟国との特許審査協力に向けて多国間新しい審査協力モデルを構築することにも同意した。

ブルネイ、カンボジアとは韓国がPCT国際出願の国際調査機関として指定するMOUを締結し、ラオスとも議論中である。

カンボジアとは韓国の登録特許がカンボジア内で効力を発生させる韓国初の「特許効力認定協力MOU」を締結して2019年11月1日から施行し、カンボジアに進出する韓国企業が現地で早期権利取得が可能となった。

特に、韓－ブルネイ首脳会談、韓－ラオス首脳会談をきっかけとして両国首脳臨席の下で知財権分野のMOUを締結し、国家経済発展における知財権の重要性を首脳に認識させる機会となり、韓－ASEAN特別首脳会議議長共同声明にも知財権分野の協力必要性が盛り込まれる成果を収めた。

2018年ロシア、ユーラシア特許庁(EAPO)との協力に続いて2019年にも新北方地域との協力は持続的に行われた。特に、2019年4月新北方主要国の一つであるウズベキスタンと知的財産包括協力MOU締結を通じて両庁間の実質的な協力関係構築に向けて滑り出した。以後両庁間の重点協力分野として情報化分野が選定され、ウズベキスタンが韓国特許庁が行う2020年情報化コンサルティング事業の対象国として最終選定され、2019年11月にはウズベキスタン現地調査を通じて現在ウズベキスタンの情報化インフラ構築状況調査が行われた。このような一連の協力を通じて新北方地域への進出を希望する韓国企業に友好的な現地環境を整えられると期待される。

中東地域では韓国の特許行政サービスが広がりつつある。2014年から行われてきたアラブ首長国連邦(UAE)特許審査代行事業を通じて2019年まで計1,685万ドルに達する公共および民間外貨獲得の成果を収めた。また、2016年2月に450万ドル規模で締結した特許行政情報システム開発事業が2年間の開発及び運営期間を終え、2018年2月現地で開通式を開催し、2018年12月には最初開発事業の契約期間が満了する2019年2月以後の情報システムのメンテナンスのための契約を締結した。

UAEとの知的財産協力の成功を基にサウジアラビアとの知的財産分野協力も本格的に進められている。2019年6月首脳たちが臨席した中で締結されたMOUと3回にわたる両庁機関長会合を通じて韓国特許庁とサウジアラビア知財権庁(SAIP)はサウジアラビア知的財産生態系作りに向けた6百万ドル規模の協力事業契約を締結した。これを通じて11人の韓国知財権専門家が2019年8月サウジアラビアリヤド現地に派遣され、サウジアラビアの国家IP戦略策定、ITコンサルティング、審査コンサルティングなどを含む知財権全分野にわたる協力事業を活発に展開している。

南米知財権連合(PROSUR)をリードしている国であるブラジルとは実務会議、ハイレ

ベル会合及び長官会合を連鎖的に開催した。このような努力の結果、2019年10月WIPO総会で開かれた韓・ブラジル特許長官会合で包括的協力MOUを締結し、特許審査ハイウェイMOUの締結にも合意した。

ハ. 評価及び発展方向

2019年は初めての韓－ASEAN特許長官会議の韓国開催、韓国知財権専門家のサウジアラビア派遣及び協力事業契約締結などを通じて韓国型行政韓流を新興市場に積極的に広めた元年と記憶される。特に、これまで協力基盤構築のために努力してきたASEANと公式的な協力システムを構築することはもちろん、韓－カンボジア特許認定協力の締結のような目に見える成果を上げたことに大きな意味があると言える。

また、韓国企業の進出が活発でKブランドの人気の日増しに拡散しつつあるアジア地域における審査協力の拡大はもちろん、「保護」分野までその協力の領域を拡張したと評価できる。

3. 知的財産分野の国際機関の懸案に対する能動的な対応

産業財産保護協力局 多国間機関チーム 行政事務官 ホ・ウォンソク

イ. WIPO(World Intellectual Property Organization、世界知的所有権機関)

1) 第59回WIPO総会

2019年9月30日～10月9日スイスジュネーブにて開催された第59回WIPO総会でジョン・セチャン韓国特許庁次官は基調演説を通じて、新しい国際知的財産秩序の形成と協力拡大に対する先導国としての韓国の積極的な役割と努力、そしてそれによる成果を強調した。具体的にAIなど第4次産業革命技術の保護と特許行政システムへの適用、そして懲罰的損害賠償制度の導入など韓国のIP環境改善努力を紹介し、韓国特許庁の国際出願拡大目標とそれによって国際IP出願拡大の活性化が可能なWIPO地域事務所の

韓国への設置必要性を力説した。

第59回総会では既存7カ所(シンガポール、日本、ブラジル、中国、ロシア、アルジェリア、ナイジェリア)WIPO地域事務所を2020～2021年に評価し、10カ国のWIPO地域事務所誘致希望国(韓国、インド、UAE、サウジアラビア、イラン、オマーン、トルコ、アゼルバイジャン、ルーマニア、コロンビア)の中から4つの新規地域事務所の設置を2022～2023年会期に再び議論することを決めた。デザイン法条約と関連しては、出処公開条項に対する加盟国間の異見によってデザイン法条約外交会議の開催有無を次期総会で再び議論することを決め、遺伝資源、伝統知識及び伝統文化物保護に向けた2020～2021年政府間委員会(IGC)マンデート更新に合意した。そして、現在53カ国で構成された事業予算委員会及び83カ国で構成された調停委員会加盟国数の拡大に向けた議論が次期総会でも続く予定である。

一方、韓国特許庁は特許長官－WIPO事務総長会合を通じて特許庁－WIPO間の協力、WIPO地域事務所の誘致、WIPOへの韓国特許庁職員の進出拡大など主要懸案を議論することで両機関間の協力を深めた。

<図IV-3-2>WIPO総会での基調演説



2) WIPO事務局長の訪韓

Francis Gurry WIPO事務局長は2019年6月11日から14日(3泊4日)まで韓国を訪れて国務総理及び最高裁判所長に表敬訪問し、韓国特許長官と会談し、韓国特許庁(KIPO)－世界知的所有権機関(WIPO)－KDIS(KDI国際政策大学院)間の知的財産・開発修士課程MOUを締結した。

6月12日政府ソウル庁舎で行われた国務総理表敬訪問でイ・ナギョン前国務総理は国際社会で知財権の創出・保護・活用を活性化するための韓国の努力に対する支持を呼びかけ、Gurry事務局長はIP関連懸案を多国間協力で円満に解決していくことを期待していると述べた。

6月13日ウェスティン朝鮮ソウルホテルで開催された知的財産・開発修士課程MOU締結式に出席したGurry事務局長は知的財産開発政策及び経験の伝播において韓国が最も適合する国家と述べた。

MOU締結式以後行われた韓国特許庁－WIPO二国間会合で事務局長は韓国信託基金を利用したWIPOと韓国特許庁間協力事業に対して感謝の意を表した。また、両機関はAIの特許行政への適用に対するWIPOと韓国特許庁の成果及び今後の計画に対して議論し、韓国信託基金など両機関の協力強化方策に対して踏み込んだ議論を進めた。

そして、6月14日Gurry事務局長はウェスティン朝鮮ソウルホテルで開催された「国際知的財産及び産業セキュリティコンファレンス」に基調演説者として出席し、第4次産業革命など新しい環境の中で革新を成し遂げていくためには、開放と保護間の適切なバランスの取れた知的財産政策の策定及び多国間議論を通じて新しい規範と標準の形成が必要であると力説した。

< 図IV-3-3 > 国務総理表敬訪問



<図IV-3-4>MOU締結



<図IV-3-5>WIPO-KIPO会談



3) 特許法常設委員会 (SCP)

WIPOは特許法の世界的統一化に向けて1998年から特許法常設委員会 (SCP : Standing Committee on the Law of Patents)を通じて特許出願人の利便性向上、費用節減を図るため、2000年に特許手続きを統一する特許法条約 (PLT)を妥結した後、実体的な特許要件の統一に向けて特許実体法条約 (SPLT)に関する議論を進めているが、先進国と途上国間の対立はもちろん、先進国間の意見対立によってなかなか合意点を見出せていない状況である。

2005年6月に開催された第11回SCPにおいて特許実体法条約 (SPLT)の対象範囲の設定に関する合意に達することができず議論が中断された。2008年6月、3年ぶりに再開された第12回SCP会議では特許システムに関する今後の検討課題として技術移転など18のイシューを選定して今後議論を行うことにしたが、「規範統一化」は議論の対象からは事実上除外された。以後第13回会議 (2009年3月)～第27回会議 (2017年12月)では各議題に対する先進国と途上国間の著しい立場の違いによって主要争点の大半に対して最終合意に至ることはできなかった。

2019年6月に開催された第30回会議と2019年12月に開催された第31回SCP会議でも国

際特許システム報告書(各国制度の現状)、特許権の例外及び制限、特許の品質(異議申出及び取消申請制度を含む)、特許と公衆保健、依頼人と特許アドバイザー間コミュニケーションに関する秘密保持(依頼人－代理人特権)、技術移転などの議題に対する議論が続いたが、先進国と途上国間の異見によって議論は足踏み状態である。

4) 商標法常設委員会(SCT)

各国の商標出願及び登録手続きの簡素化と統一化に向けた商標法条約をWIPOの主管で構築した後、WIPO加盟国は1998年3月に特定テーマの個別的な議論のために商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT: Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications)を設置し、関連事項について持続的に議論している。

代表的に2005年からはデザイン出願及び登録手続を国際的に調和させるためのデザイン法条約(DLT: Industrial Design Law and Practice Treaty)に対する議論が提起され、最近まで続いている。

これと関連して第27回会議(2012年9月)でEU国家を中心にデザイン法条約の採択に向けた外交会議の開催が本格的に取り上げられたが、途上国の技術支援問題を中心にアフリカグループとEUグループ間で意見の食い違いが続き、第32回SCT会議(2014年11月)ではアフリカグループがデザイン法条約文案で遺伝資源、伝統知識、表現物関連新規条項の追加を提案したため、外交会議の開催はさらに不透明になった。

以後第41回(2019年4月)会議ではデザイン法条約案と関連して、2019年WIPO総会での議論に従うことに合意したが、WIPO総会で合意に至らず、議論の進展がないままである。一方、国家名称保護及び地理的表示保護などのイシューに対しては持続的な議論が行われている。

5) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に対する政府間委員会(IGC)

WIPOは遺伝資源及び伝統知識の保護問題を議論するため、2001年4月「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に関する政府間委員会(IGC; Intergovernmental Committee on IP and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore)」を構成した。

2013年及び2014年IGCでは外交会議開催の可否及び遺伝資源などの効果的な保護方法について議論を続けた。途上国を主軸とする資源提供国は十分な議論がなされたことを理由にしてIGC活動を終了して外交会議を開催することを主張する立場であり、一方韓国及び先進国を主軸とする資源利用国は依然として両グループ間の立場の差が大きいため外交会議の開催は時期尚早という立場であった。

以後2014年WIPO総会(2014年9月)で外交会議の開催可否及び2015年会議日程に対する加盟国の合意に至らなかったことで、2015年IGC会議の開催は失敗した。そして、2015年WIPO総会(2015年10月)でIGC mandateの更新及び会議日程に合意したことで、2016～2017年計6回にわたるIGC会議が開催されたが、依然として先進国を主軸とする資源利用国と途上国を主軸とする資源提供国間の立場の違いが大きい状況で、2017年WIPO総会(2017年10月)でIGC mandate更新及び会議日程に合意したことで、関連議論が2018年～2019年会期で引き続き議論することになった。

2018年には4回の遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会が開催されたが、第35回(2018年3月)、第36回(2018年6月)会議では遺伝資源の保護を中心に議論が行われ、第37回(2018年8月)、第38回(2018年12月)会議では伝統知識及び伝統文化表現物保護を中心に議論され、遺伝資源などの提供国と利用国間の意見の対立を再確認した。

2019年行われた第39回(2019年3月)、第40回(2019年6月)会議では伝統知識及び伝統文化表現物の保護を中心に議論が交わされ、①保護範囲、そして②制限及び例外を中心に伝統知識及び伝統文化表現物提供国と利用国間で活発な協議が進められたが合意には至らず、2019年WIPO総会(2019年10月)でIGC mandate更新及び会議日程に合意したことで関連議論が2020～2021年会期で引き続き議論されることとなった。

6) 開発アジェンダ

WIPOは開発分野活動を拡大するため、2004年に開発アジェンダ(Development Agenda)を設立した。WIPO加盟国は開発アジェンダの議論を発展させるため、2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年まで計4回の会議を開催した。2007年9月総会でWIPO公式活動領域に途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ関連6つのクラスター(A~F)¹³、45の勧告を採択した。そして具体的な履行方法を議論するため、2008年開発委員会(CDIP: Committee on Development and Intellectual Property)を発足した。

2019年第23回(2019年5月)CDIP会議では「知的財産と開発」に関連する国際コンファレンスが開催され、各国代表団、知財権分野の教授と専門家など200人余りが「IPシステムを通じた利益創出」をテーマに意見を交わした。第24回(2019年11月)会議では先進国と途上国間でIPを活用した技術援助に対する議論が今後も続けられる必要があるという合意に至った。また、同会議期間中に「零細・中小企業と革新」をテーマにMIKTA(メキシコ、インドネシア、韓国、トルコ、オーストラリア協議体)会議が開かれ、韓国は中小企業のための海外知財権保護に関して紹介した。

ロ. APEC知的財産専門家会議(IPEG)

1996年に発足したAPEC知的財産専門家会議(IPEG; Intellectual Property Rights Experts Group)はAPEC貿易投資委員会(CTI; Committee On Trade And Investment)傘下の非拘束的会議体であり、知的財産関連の協力構想(Initiative)の採択及び事業遂行を通じて域内加盟国の知的財産権発展と相互協力を追求している。

IPEGは基本的にAPEC域内の知的財産権発展のための協力関係を追求するが、敏感な

¹³ Cluster A(技術的支援及び能力向上)、B(規範形成、柔軟性および共同政策と公共の領域)、C(技術移転、情報通信技術及び知識接近)、D(分析、評価、影響研究)、E(機構運営)、F(TRIPS第7条遵守)

イシューに対しては国益によって立場が対立している。2012年第34回会議で米国が提案した「地理的表示制度：原則と勧告」、2012年第35回会議で日本、韓国、米国、メキシコが共同で提案した「知的財産権関連国際条約の加盟拡大」協力構想などが利害関係国の反対によって採択されなかったのが実例である。

従って、非拘束的協議体であるAPEC会議の特性を鑑み、APECを加盟国間の知的財産権政策情報交流の窓口として活用する一方、韓国の実質的な影響力の確保が可能な議題及び事業を発掘・提案することで持続的な協力を強化する必要があると判断される。そこで、韓国は第36回会議(2013年1月)で先進-途上国間の開発格差を縮め、APECレベルの適正技術開発事業モデルの発掘及び拡大を目標に「持続可能な成長のためのIP基盤知識シェア議題」を提案し、ベトナム、メキシコ、チリ、パプアニューギニアが共同後援国となって最終的に採択された。

2014年にAPECは「未来指向的なアジア太平洋地域の同伴者関係構築」をその基調と定めて加盟国の協力を求めた。そこで韓国特許庁は2014年2月第38回IPEG会議で2014年APEC基調と関連性を持ち、加盟国間の実質的な協力を導き出せる議題として「中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想」を提案し、本協力構想は万章一致で承認された。

2015年に韓国は同協力構想履行の一環として「中小企業の革新のためのIPビジネスマニュアル」開発事業を提案し、APEC基金10万ドルの承認を受けた。2016年事業を進め、第44回会議(2017年2月)で加盟国に発表した。「IPビジネスマニュアル」は各国の中小企業を対象にIP創出・活用促進支援政策を深層調査し、優秀事例を発掘してIP支援政策総合ガイドブックを製作する事業であり、先行技術調査、特許経営専門家の派遣などIP創出関連6つの事業、優秀発明試作品の製作、特許技術評価支援などIP活用関連12の事業で構成されている。其々異なる環境に直面しているAPEC加盟国が自国に適した政策を選択できるように難易度の低い政策から難易度の高い政策まで段階別に整理し、加盟国の政策担当者がマニュアルを見て該当事業を即時実行できるように中小企業、政府及び関連機関の役割を具体的に提供した。

2018年APEC IPビジネスワークショップを開催してベトナムを対象にAPECと共同開発したIPビジネスガイドブックを紹介し、2019年に特許庁のCSP、CS&Eなど迅速かつ強い特許の確保のための制度を紹介した。

このように韓国特許庁はAPEC知的財産権専門家会議(IPEG)において加盟国間の持続的な協力を導き出せる議題を提案し、会議を主導することで知的財産権先導グループとしての役割を果たすことに最善を尽くしている。今後も韓国特許庁は知財権と関連して韓国のプレゼンスを高めるために絶え間なく努力する予定である。

ハ. その他国際機関及び国際規範の議論

1) WTO TRIPs理事会

世界貿易機関(WTO)創設以来、貿易の円滑化に向けた後続交渉が持続的行われてきた。2001年11月カタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議を通じて発足された世界貿易機関(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)の交渉は、WTO発足以後初の多国間貿易交渉である。「開発」という名がつけられた理由は、以前行われた交渉とは違って途上国の開発に重点を置くべきという途上国の主張を反映したためである。交渉開始当時の計画は2005年以前に交渉を一括妥結方式で終了させることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工製品の市場開放に対する先進国と途上国間の対立等によって未だに交渉が続いている。

2019年に開催された理事会でもやはり生命工学 이슈、非違反状況提訴、知財権と公益など主要事案に対する加盟国間で異見を示し、持続的な協議が求められる。

2) 生物多様性条約(CBD)と遺伝資源へのアクセス及び利益共有(ABS)

1992年に生物多様性条約(CBD:Convention On Biological Diversity)が採択された。CBDは生物多様性の保全、生物多様性構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利用によって発生する利益に対する公平な共有を目的とする。CBDの採択によって

国際社会は生物遺伝資源を含む自国の生物資源に対する主権的な権利を認めることとなった。

CBDは先進国の生物資源の利用から正当な利益を分けてもらえず被害を受けたと主張する途上国の主張が反映され、「遺伝資源の利用から発生する利益の公平な共有」を協約目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには遺伝資源提供国から事前通報承認(PIC: Prior Informed Consent)を得る必要があり、利用方法及び正当な利益の共有条件などに対して相互合意条件(MAT: Mutually Agreed Terms)に従うことを規定した。

2010年第9回ABS(Access and Benefit Sharing、アクセス及び利益共有)作業班会議(2010年3月)において既存文案を改善した31条項の簡潔な議長修正案(ガリ草案)が作成され、法的拘束力のあるABS議定書の採択が目に見えるようになった。第9回ABS作業班再開会議(2010年7月)ではガリ草案を基に主要論点に対する意見収集が行われ、2010年9月地域間交渉グループ会議を経て2010年10月30日第10回生物多様性条約当事国総会の最終日にABS議定書(名古屋議定書)が採択された。

2014年10月12日に名古屋議定書を正式発効され、2018年3月基準でEU、中国、ドイツ、インド、日本、韓国を含む105カ国が批准を終えた。韓国は環境部主管の下で名古屋議定書履行TFチームを構成して履行準備に取り掛かったが、最も重要なイシューである連絡機関(Focal Point)、責任機関(Competent National Authority)、点検機関(Check Point)など主要機関の指定、遺伝資源アクセス要求の際にPIC(事前通知承認書)を発行する責任機関の指定及び遺伝資源モニタリング機関である点検機関指定と関連して関係省庁間で議論が行われてきた。

その結果、遺伝資源のアクセス・利用及び利益共有に関する法律(案)が2016年12月国会を通過し、名古屋議定書批准同意案が2017年3月国会を通過したことで、「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益共有に関する法律」が2017年8月17日から施行された。これによって海外の遺伝資源を利用しようとする者はこれに対する徹底した準備が求められる。

4. 環境変化による知的財産権分野の通商交渉対応

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 工業事務官 チェ・ギョスク

イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA:Free Trade Agreement)は特定国家間で排他的な貿易メリットを付与する協定であり、FTAに代表される地域主義(regionalism)はグローバリゼーションとともに今日国際経済を特徴づける明確な潮流となっている。

1995年WTO体制の発足を前後して、多国間貿易交渉などを通じて全般的な関税水準が低くなり、他の分野に協力領域を広げようとする傾向が強まり、FTAの適用範囲及び対象範囲が徐々に広がっている。このような傾向によって最近のFTAは商品の関税撤廃の他にもサービス及び投資自由化まで包括することが一般的であり、知的財産権分野が別途のチャプターとして含まれる場合がほとんどである。このような知的財産権分野の通商環境の変化によって、韓国特許庁はFTA交渉を通じて知的財産権分野の貿易摩擦を予防し、韓国の知的財産権が海外でより保護される環境づくりに取り組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

韓国と交渉中の国家として、韓・中・日、RCEP¹⁴、MERCOSUR¹⁵、イギリス、イスラエル、エクアドルなどがある。韓・中・日FTAは2012年11月交渉開始を宣言し、2019年第16回公式交渉まで行われ、追加交渉を行う予定である。RCEPは2012年11月交渉開

¹⁴ RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership;東アジア地域包括的経済連携)
： ASEAN10カ国、韓・中・日、オーストラリア、ニュージーランド、インドなどアジア/太平洋16カ国が参加する経済交流協定

¹⁵ MERCOSUR(スペイン語である「Mercado Comun del Sur (Common Market of the South/Southern Common Market)」の略語)：ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイなどが参加する南米国家間経済共同体

始を宣言してから、2019年11月協定文妥結が宣言され、2020年残り交渉の妥結を目標に進められている。韓-MERCOSUR TAは2018年1月第1次交渉が行われた後、2019年10月第4次交渉まで行われた。韓-イギリスFTAは2016年12月貿易作業班発足以後7回にわたる議論を経て2019年8月妥結し、韓-イスラエルFTAもまた2016年5月交渉を開始し、2019年8月妥結した。一方、韓-エクアドルFTAは2015年8月交渉を開始して以来計5回の公式交渉が開催された。このように各FTAで相手国の知財権保護水準を強化するために多様な努力を傾けている。

一方、既に締結したFTAの活用度を高めるための取り組みも続けている。FTA知財権委員会の会議を通じてFTA履行を点検するための協議を続けている。代表的に「韓-中FTA知財権委員会」、「韓-英貿易作業班会議」、「韓-EU FTA貿易委員会」に対応した。また、海外進出企業及び一般国民のFTA知財権分野に対する理解を深めるため、2016年から「知的財産権分野FTA総合説明会」を開催し、FTA認識向上及び効率的な知財権戦略の策定を支援した。

そして、保護貿易主義の拡散、CPTPP、RCEPなど巨大拠点市場中心のFTA拡大及び途上国・新興国へのパラダイムシフトなど国際貿易環境の変化に適切に対応し、知財権分野FTAの効果を最大に引き上げるため、知財権分野FTA総合戦略を策定している。これによって知財権保護水準の強化、行政手続きの改善など韓国企業のニーズを最大に反映できる基盤を構築した。

<表IV-3-3>FTA協定の主要内容

区分	主要内容
韓・チリFTA (2004. 4. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・(韓国GI)高麗人参、キムチ、寶城緑茶 ・(チリGI)Pisco(葡萄酒、蒸留酒), Pajareto(葡萄酒、蒸留酒), Vino Asoleado(葡萄酒)
韓・シンガポールFTA (2006. 3. 2. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国特許庁をシンガポールPCT国際出願のISA/IPEA指定 ・韓国特許出願と同一なシンガポール出願の早い審査処理
韓-EFTA FTA	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年までローマ協約など3つの国際条約に加入及び遵守

(2006. 9. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIの保護、未公開情報 (undisclosed information) の保護
韓-ASEAN FTA (2007. 6. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・知財権保護強化 ・知財権分野の情報交換及び協力強化
韓-米 FTA (2007. 6. 30. 署名、 2012. 3. 15. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録遅延による特許権存続期間延長制度の導入 ・特許公知例外適用期間を12ヵ月に延長 ・音、におい商標認定及び証明標章制度の導入 ・商標侵害に対する法廷損害賠償制度の導入 ・知財権侵害関連の民事訴訟において裁判所の権限強化
韓-インド FTA (2010. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・PCT国際調査及び予備審査、特許手続き簡素化分野などで協力 ・両国特許庁間で別途協力MOUの締結を推進
韓-EU FTA (2011. 7. 1. 暫定発効、 2015. 12. 13. 全体発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書*交換方式で保護及び今後追加可能(使用が確立された先行商標は継続保障) ・*(EU GI) チーズ、ワインなど162個(韓国GI) 寶城緑茶など64個 ・医薬品分野の特許期間延長、資料独占は既存制度を維持
韓-ペルー FTA (2011. 8. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書*交換方式で保護 ・*(ペルー)Pisco Peruなど4個、(韓国GI) 寶城緑茶など82個 ・遺伝資源/伝統知識はCBD Textの宣言的内容などで妥結
韓-トルコ FTA (2013. 5. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書*交換方式で保護及び今後追加可能 ・*(トルコGI) Hereke, Bunyan(カーペット)、(韓国GI) 高麗紅参、高麗白参 ・有名商標保護に関するパリー条約及びTRIPs義務遵守
韓-コロンビア FTA (2013. 2. 11. 署名)	<ul style="list-style-type: none"> ・音商標、におい商標の保護 ・有名商標の保護強化
韓-オーストラリア FTA (2014. 12. 12. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録有名商標の保護 ・特許公知例外の適用期間を12ヵ月に延長など
韓-カナダ FTA (2015. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・(韓国GI) 高麗紅参、白参、水参、利川米 ・(カナダGI) カナダウィスキー、カナダライ麦ウィスキー
韓-ニュージーランドFTA (2015. 12. 20. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録有名商標保護、団体標章保護(特許条項は含まれない)

韓-ベトナムFTA (2015. 12. 20発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・有名商標の保護強化 ・特許公知例外要件の緩和及び優先審査制度導入への取組みを明示
韓-中FTA (2015. 12. 20. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・有名商標保護(中国内の消費者に広く知られている韓国企業の商標は中国商標庁に登録有無とは関係なく有名商標として保護) ・実用新案権紛争時に裁判所に根拠資料(評価報告書)の提出規定 ・知財権チャプターの履行・協力などを議論するための知財権委員会の構成
韓 - 中米FTA (2018. 2. 21. 正式署名)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録有名商標の保護、特許優先審査の提供、公知例外期間12カ月、未登録製品形状保護などTRIPs以上の保護水準確保 ・知財権チャプターの履行・協力などを議論するための知財権委員会の構成
韓-イスラエルFTA (2019. 8. 21. 妥結)	<ul style="list-style-type: none"> ・商標出願時の意見提出機会の保障、未登録有名商標の保護(同一類似群、混同誘発) ・特許公知例外12カ月、優先審査(自己実施など条件を明示)、優先権証明書類提出手続きの簡素化 ・デザイン15年保護、審査手続きの簡素化
韓-イギリスFTA (2019. 8. 22. 署名)	<p>※Brexit対応・知財権保護連続性の確保に向けて、韓-EU FTAを基に最小の部分だけ修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・韓-EU FTAが保護する水準でイギリス内韓国企業の知財権を保護 ・地理的表示「アイリッシュウイスキー」保護手続きを明示、未登録機能デザインの自由実施保障

ハ. 評価及び発展方向

2018年4月発表された政府の「新通商戦略」によって、今後FTA交渉はさらに活性化
 する見通しである。特に、近年FTAが二国間貿易自由化を超え、RCEP、CPTPP¹⁶などMeg

¹⁶ CPTPP(Comprehensive and Progressive Trans-Pacific Partnership;包括的・漸進的
 環太平洋戦略的経済連携協定):オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、
 ペル、チレ、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、日本など12カ国が参加し
 ているアジア・太平洋地域の関税撤廃と経済統合を目標とする多国間自由貿易協定

a-FTAが発足・進行され、中・南米など新興巨大市場(MERCOSUR)とのFTA推進によって地域経済統合議論が一層加速化する見通しである。また、韓・中FTAとは別に、韓・中・日FTAとRCEP交渉などが推進されており、近いうちに名実ともに東北アジアの経済時代を迎えると見られる。

韓国は今後も戦略的にFTAに対応し、韓国が既に施行している制度の効果を最大に引き上げ、海外における韓国企業の知財権の保護を強化するために引き続き努めていく予定である。

5. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知的財産研修院 国際教育課 行政事務官 イ・イクジュ

イ. 推進背景及び概要

国際知的財産研修院は1987年開院以来国内外の知的財産人材育成のために精進してきた。審査官、外国人及び学生・企業人など多様な教育対象に面対面(face to face)教育、オンライン教育、訪問型教育など多様な方法で知的財産教育を提供しており、このような努力と成果に対する国際社会からの高い評価を基に2006年世界初のWIPO公式パートナー教育機関として指定され、国内だけでなく海外でも知的財産分野のリーディング教育機関として地位を高めている。

これまで30年間余り蓄積してきたノウハウと名声を基に国際知的財産研修院は知的財産教育を通じて国際社会に寄与できる方法を見つけ出すために努力している。実際海外知的財産専門家育成に向けた教育は開院当時から毎年行ってきた。しかし、最近先進制度をベンチマークしようとする知的財産分野後発国家の動きが活発になり、このような外国のニーズと韓国の能力がマッチングする教育分野でより積極的に活動できる外部環境が作られた。

そこで国際知的財産研修院は重い責任感を感じながら知識基盤社会をリードする海

外専門家を育成する上で中心的な役割を果たしている。特に、WIPO、KOICAなど関連機関との協力を通じて途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで、知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

具体的には、WIPOの教育機関であるWIPO Academyと協力して海外の特許・商標・デザイン審査官を対象にした教育課程を運営しており、全世界IP分野大学生及び初めて社会に出た人たちのための「WIPO-KOREA Summer School on IP」など多数の共同外国人教育課程を運営している。また、WIPOのアジア・太平洋地域との協力の下で開院以来毎年「WIPOア・太地域セミナー」を開催している。その他にも毎年2～3つのKOICAグローバル研修プログラム(CIAT)を誘致して運営し、個別国家の知的財産教育機関との協力の下でカスタマイズ型知的財産教育を提供するなど国際教育分野における様々な取り組みに力を入れている。

また、中国の知的財産権培训中心(China Intellectual Property Training Center; CIPTC)及び日本の工業所有権情報研修院(National Center for Industrial Property Information and Training; INPIT)とMOUを締結し、3国の知的財産教育機関間の二国間及び多国間協力関係を維持している。毎年「韓・中・日IP研修機関長会合」を通じて新規協力事業を発掘するなど交流を深めており、民間対象の共同セミナーの開催、E-Learningプログラムの相互交換、IP人材教育政策情報交換など対外活動を通じて国内知的財産教育の充実化に向けた取り組みもまた並行している。

ロ. 推進内容及び成果

2019年国際知的財産研修院はWIPO協力課程、KOICA協力課程、カスタマイズ型教育課程など計11回の課程を運営して184人の海外専門家を教育し、1987年研修院の開院以後現在まで計3,691人の外国人教育生を輩出した。

具体的にはWIPOと共同でインドネシア、カザフスタン、インドなど世界各国の特許及び商標審査官を対象に特許法と商標法、そしてデザイン法専門教育課程を運営し、

初の特許庁－WIPO－司法研修院共同教育課程で途上国の裁判官を対象とする「IP紛争解決教育」課程を開設・運営することで、国際教育の外延を広げた。

また、「WIPO-Korea Summer School on IP」課程を開設して世界各国の大学生及び初めて社会に出る人を対象に知的財産分野の基本素養を教育し、2回にわたるKOICAグローバル研修プログラムを通じて多様な地域の知的財産権専門家が韓国の特許審査制度、発明教育政策などを学び、韓国の文化と産業発展様子を体験する機会を設けた。

その他にも1988年から毎年WIPOと共同で途上国の国家知的財産戦略策定に関連する有用な情報を提供するためのセミナーを開催している。2019年には各国の知的財産教育担当者及び審査官を招き、「革新環境づくりのための国家間協力の増進」をテーマに意見を交わし、発展方向を模索する時間を設けた。

一方、国際知的財産研修院は主要国知的財産教育機関との協力にも力を入れている。まず、2018年12月12日中国武漢で開催された「第9回韓・中・日IP研修機関長会合」で小・中学生、企業人、IP活用人材を対象に各国の知的財産教育経験と情報を交換し、今後同分野で3機関が協力する方法を模索した。

一方、国際知的財産研修院は主要国の知的財産教育機関との協力にも多大な努力を傾けている。まず、2019年10月30日韓国江陵で開催された「第10回韓・中・日IP研修機関長会合」で3カ国のIP人材政策に関する踏み込んだ議論を交わすと同時に、審査官・一般公務員・民間分野教育に対する情報を交換し、今後同分野で三機関が協力していける方法を模索した。

そして、6月中国北京で中国研修機関と二国間会談を実施し、協力関係をより深めた。韓・中二国間会談では「相互進出企業対象の教育課程議論」、「韓・中・英知的財産権用語辞書の発刊及び活用」など有意味な協力事業を実施することに合意した。また、9月日本東京で「AI関連発明の特許」をテーマに韓・中・日IP研修機関共同セミナーを開催し、日本の審査官、企業関係者、弁理士など200人余りの出席者に3国のAI関連審査基準に対する理解を高める機会を提供した。

韓－サウジアラビアIP協力事業の一環として12月にはサウジアラビアの特許・商標審査官を招いて韓国の審査制度を紹介し、実務・実習を行う教育課程をスタートした。これを通じて韓－サウジアラビア特許庁間の協力を一層強化する契機となった。

国際知的財産研修院の対外協力分野で一軸を担当しているカスタマイズ型教育課程もまた着実に運営されている。2019年にも国際知的財産研修院は中国湖北省審査協力センターの特許審査官を対象とする教育課程を引き続き運営し、12月にはベトナム商標審査官を招くなど需要者の水準に合わせた教育課程を持続的に運営した。

<図IV-3-6> 2019年知的財産教育分野における国際協力



ハ. 評価及び発展方向

IP5システム構築の主役である韓国特許庁は国際的に知財権分野の先進国としてその能力が認められている。しかし、それはそれだけの国際的な責任や義務も伴うことを意味する。

そこで国際知的財産研修院は現在の成果に満足せず、今後も知的財産教育分野の国際協力を通じて構築した相互信頼関係を基に研修生のニーズを把握して新規課程を開設し、カリキュラムを改善するなど知的財産権先進国として国家のプレゼンスを高め、優秀なグローバル人材育成機関になるための努力を傾けていく計画である。

2020年からは既存のWIPO及びKOICA協力教育プログラムの他にも初めてUNESCOと協力してWIPOと共同で途上国の女性と学者を対象に知的財産権に関する教育課程を新設する予定であり、個別国家との協力関係を持続的に拡大して多様なカスタマイズ型教育課程を通じて韓国の進んでいる知的財産権分野に対する経験とノウハウを伝授し、途上国の知的財産権分野の発展をサポートするために力を入れる予定である。また、サウジアラビア、UAE、バーレーンなどペルシア湾の6カ国が参加するガルフ協力会議の教育訓練機関(GCC-IPTC)との講師派遣教育協力事業を続け、その他にも低費用高効率の講師派遣型教育課程を海外国家及び機関にも拡大できるよう積極的なニーズ発掘活動を展開していく予定である。

これを通じて形成された国際知的財産分野のネットワークは今後国内企業の海外進出及び活動に肯定的な影響を与えると期待される。また、KIPO-SAIP(サウジアラビア知的財産権庁)間の協力関係構築によってサウジアラビアの特許・商標・デザイン審査官を対象にカスタマイズ型教育を実施するなど特許庁の多様な国際協力及び行政輸出事業と連携して戦略的に教育事業を展開することで、シナジー効果を出す方法を絶えず考えていく計画である。

韓・中・日IP研修機関間の協力は利益を得る他事業とは違って、情報及び資料交換を通じて各機関の優れた部分をベンチマークし、各国の知的財産能力強化に向けた協力事業を発掘して推進できるという点でその関係を持続的に強化していく必要がある。2020年には中国北京で中国に進出した韓国企業を対象に中国知財権制度教育課程を開設する予定であり、韓・中・日間で二国間及び三国間会合を続けることで新しい協力事業を発掘して可視化できるよう努めていく計画である。また、インド商務産業部と協力してインドに進出した韓国企業を支援するために現地の知財権制度に関する教育プログラムを開催する予定である。

同時に、他の外国政府及び海外IP教育機関との協力関係を新たに発掘・強化し、韓国企業の海外進出をサポートする一方、国際知的財産研修院が世界的に認められる知的財産人材育成機関として発展できるよう最善の努力を尽くしていく予定である。

＜表Ⅳ－3－4＞2019年国際セミナー及び外国人向け教育の運営状況

(単位：カ国、人)

区分	教育課程	期間	参加 国	人数
WIPO協 力課程	WIPO－KIPO特許法・特許審査課程	03. 11～03. 22	13	17
	WIPOア－KIPO－JRTI IP紛争解決課程	04. 11～04. 19	17	21
	WIPO－KIPOデザイン法課程	05. 20～05. 24	14	18
	WIPO－Korea Summer School on IP	07. 08～07. 19	13	26
	WIPO－KIPO商標法・商標審査課程	11. 11～11. 15	17	20
	WIPOアジア・太平洋地域セミナー	12. 10～12. 12	7	20
KOICA協 力課程	KOICA創意発明教育課程	06. 13～06. 29	4	11
	KOICA知的財産制度課程	10. 13～10. 29	6	20
カスタ マイズ 型教育 課程	中国湖北省審査協力センター審査官課 程	09. 23～09. 27	1	6
	ベトナム商標審査官課程	12. 02～12. 06	1	10
	サウジアラビア特許・商標審査官課程	12. 02～12. 13	1	15
合計				184

第4節 グローバル特許行政情報化の先導

1. グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化

情報顧客支援局 情報顧客政策課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

知的財産情報化分野の国際的な流れを見ると、持続的に増加している各国の審査・審判業務の負担を減らすため、グループ別、地域別ブロック化を通じた協力が活発になっている。先進国は既存の3極(米・日・ヨーロッパ)体制から変わった5極(IP5:米、日、ヨーロッパ、韓、中)体制の下で、庁間業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に注力している。カナダ、イギリス、オーストラリアなどもバンクーバーグループ(Vancouver Group)を設立して審査結果を互いに活用する基盤を構築する活動に力の注ぎ、アジア途上国も東南アジア諸国連合(ASEAN: Association of Southeast Asian Nations)を通じて知的財産権協力を強化するとともに、ITインフラの拡充及び共通教育課程案の策定に集中している。

韓国特許庁はこのように急変するグローバル知的財産権の環境において、知的財産権情報化分野を持続的に先導するため、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁などの主要特許庁との情報化協力システムを持続的に強化している。韓国は米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁と3極文書アクセスシステム(TDA: Trilateral Document Access)を通じて相互間の審査情報及び優先権書類を交換して審査結果の相互活用を増大し、行政効率を高めた。特に、韓国特許庁は2015年3月韓国国民が他国の審査進行情報を簡単に照会できるように審査官にだけ提供されていた審査情報統合照会システム(OPD: One Portal Dossier)を国民に拡大開放することで、グローバル特許情報に対する敷居を下げた。

また、IP5特許庁の一つとして国際的なプレゼンスを高めるための活動も活発に行っている。WIPOの統計によれば2019年韓国は特許協力条約(PCT)による国際特許を19,

085件出願したが、これは中国、米国、日本、ドイツに続いて世界5位の多出願国に該当する。また、韓国特許文献が2007年4月から「PCT最小文献」として指定されたことで、国際調査機関がPCT国際出願を審査する場合、韓国特許文献を必ず事前検討するよう義務づけられた。2009年からは韓国語がPCT国際公開語として指定されたため、韓国語でもPCT出願書を作成・提出することが可能となった。

ロ. 推進内容及び成果

1) 主要国特許庁との情報化協力の強化

イ) IP5特許庁との情報化協力

全世界特許出願の急増による審査滞積と審査期間短縮がグローバルイシューとして台頭し、これを解消するためにIP5協力の必要性が大きくなった。このような状況の中で韓国特許庁はIP5体制の発足を国際社会に提案し、2008年10月済州にてIP5特許長官会合を開催した。

韓国特許庁は機械翻訳課題を主導する庁として、2011年にはIP5機械翻訳エラー検収事業を無事完了し、2012年にはエラー検収結果を反映するための機械翻訳品質改善事業を遂行し、ヨーロッパ及び米国審査官の評価を通じて「先行技術調査に使用可能な品質」を達成したことを確認した。

また、審査官が一つの画面でIP5特許庁の審査進行情報を確認できる審査情報統合照会システム(OPD: One Portal Dossier)を2013年8月に開発して審査官に普及し、2015年3月別途のウェブサイトを構築して国民へのサービス提供を完了した。また、2015年12月にはOPD審査官サービスをWIPO-CASEシステムと連携してIP5庁だけでなく、イギリス、カナダ、オーストラリアなどに照会サービス範囲を拡大した。

審査官の審査利便性を高めるためにOPDシステムの機能改善も持続的に推進している。2018年には未公開出願の海外ファミリー審査情報照会機能などを追加し、国民向

けOPDもまた審査官用と類似する水準にすることで利便性を高めた。2019年には光学的文字判読機能を導入し、海外文献に対する言語の壁を解消した。

また、特許情報の自由な利用を骨子とする「IP5特許情報普及政策(IP5 PI Policy)」と関連して具体的な実現方策に対する合意に至った。先進5庁の特許公報、英文抄録、書誌事項をテキスト形態で配布することで、韓国国民の活用度の高い先進海外特許庁の特許文献により簡単にアクセスできると期待される。

2016年にはグローバルドシエ構築においてユーザーからのニーズを反映した5大優先課題¹⁷の推進方向が定まり、改善された範囲文書(scope documents)が2016年6月IP5長官会合で承認された。韓国特許庁の主導課題である出願人名称の標準化を推進するためにパイロットプロジェクトを推進し、2019年6月58社のグローバル企業を対象に出願人名称マッピングテーブルの構築を完了した。

ロ)韓-日特許庁の情報化協力

2019年8月日本東京で開催された第22回韓・日情報化専門家会議では両庁間でデータ交換目録をアップデートし、優先権証明書類交換方式をPDX¹⁸からDAS¹⁹に一元化する日程に合意した。

ハ)韓-中特許庁の情報化協力

2019年7月中国北京で開催された韓・中特許庁情報化専門家会議では国際出願文書に対するM2M(Machine to Machine)サービスの拡大推進に対するコンセンサスを得て、公開を前提とした引用詳細情報の交換に合意した。

¹⁷ 5大課題：出願人名称の標準化(韓国)、通知サービス(ヨーロッパ)、XML基盤文書(日本)、法的状態情報(中国)、庁間文書交換(米国)

¹⁸ PDX(Priority Document Exchange)：両特許庁間のセキュリティネットワークを利用して優先権主張証明書類を交換する方式

¹⁹ DAS(Digital Access Service)：WIPOを経由する優先権主張証明書類交換方式でPDXに比べてセキュリティ性が優秀で、他特許庁の進入が容易であるというメリットを保有

二) 韓－ヨーロッパ特許庁の情報化協力

韓・ヨーロッパ特許庁(EPO)は2005年6月に両庁間で包括的な協力事項を盛り込んだMOUを締結した後、MOUの充実な履行のために2年毎に協力計画を策定して体系的に情報化協力を推進している。

2019年1月ミュンヘンで開催された韓－EPO実務会議では未公開段階の審査情報交換パイロット事業のために両庁が好むデータ形式と交換方式に対して議論し、それを基に2019年6月両庁は未公開段階の審査情報交換パイロット事業のためのMOUを締結した。同時に、両庁は2019年から未公開段階の審査情報交換パイロット事業、コンピュータ発明関連協力を新しく始めたことで、2年毎に策定してきた協力計画を「2019－2021協力計画」に変更して策定した。

ホ) 韓－米特許庁の情報化協力

韓・米特許庁は2008年9月に包括的協力に向けた了解覚書(MOU)を締結してから、PC/T文書の交換、仮想協業システムなど多様な協力事業を推進してきた。

2019年9月ワシントンD, C,で開催された第3回韓－米情報化専門家会議では特許優先権証明書類交換方式の転換(PDX→DAS)に対する書面合意録の作成に合意し、両庁間未公開段階の審査情報交換パイロット事業を推進するために出願統計調査及び分析の実施に合意した。同時に、両庁は化合物・合金など専門分野検索のための両庁のシステム開発及び運営状況を共有し、今後それに対するテレビ会議の開催を決めるなど情報化協力分野をさらに拡大した。

2) 国際機関との情報化協力事業の拡大

韓国特許庁は世界知的所有権機関(WIPO)と情報システムの連携、相互間文書送受信方式の電子化など多様な情報化協力事業を推進している。

韓国特許庁は国内PCT出願人の利便性及び政府の役割を総合的に考慮してePCT出願サービス²⁰を拡大しているが、特に2019年出願人がePCTで作成した国際出願書を韓国特許庁出願システム(特許路)ではなく、ePCT上で直接出願できるようにすることで、出願人の利便性を高めた。また、従来韓国特許庁がWIPOに送付する国際出願中間書類を全て電子的に伝送することで、韓-WIPO間文書送付にかかる予算を節減した。

2019年3月ソウルで開催したWIPO標準委員会(Committee on WIPO Standards, CWS)傘下のXML4IP TFでは米国、ヨーロッパ、日本など主要国はもちろんサウジアラビア及びイタリアなどが新たに参加し、歴代最大規模会議の開催に成功して多国間会議で韓国特許庁のプレゼンスを高め、情報化協力をリードした。

2019年7月ジュネーブで開催されたWIPO標準委員会で韓国特許庁は知財権統合XML標準が改正されても韓国特許庁データの受信に問題が発生しないようにする仲裁案を提案して合意に至り、3Dモデル出願制度を発表することで韓国特許庁の3Dモデル出願システムが世界標準の基準になれるよう関連 이슈をリードした。

3) 国家間特許情報交換・活用システムの構築及び運営

世界特許分野において韓国のプレゼンスが高まったことで、2007年には韓国特許文献がPCT国際調査及び国際予備審査機関が必ず参照しなければならないPCT最小文献として指定された。そこで韓国特許庁は韓国特許情報に対する海外特許庁審査官のアクセシビリティと理解を深めるため、2005年11月に韓国特許公報の韓・英機械翻訳サービス(K-PION:Korean Patent Information Online Network)を開始し、サービス品質を高めるための改善を持続的に推進している。

2018年にはIP5との優先権証明書類の交換もDASを通じてできるように合意した。また、2018年7月と12月には世界で初めて中国及び米国とDASを通じたデザイン優先権証

²⁰ 別途のS/Wダウンロードなく、ウェブ上で国際出願書式を作成するサービス

明書類の電子的交換をスタートすることで、出願人の利便性を高めた。

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁はK-PION及び3極文書アクセスシステム(TDA)を通じて韓国特許情報を海外に普及するなど、国内特許権を保護するための努力を続けている。また、IP5各特許庁の審査情報に対するアクセシビリティを改善するため、機械翻訳サービス品質を改善するための課題を持続的に推進している。

また、審査効率性を高める努力も続けている。審査情報統合照会システム(OPD)の開通以後持続的な機能改善を推進し、その結果既存米国、ヨーロッパ及び日本特許庁の審査情報とともに中国特許庁の審査情報まで一目瞭然に見ることができるようになった。

韓国特許庁は今後も二国間及び多国間で多様かつ充実した情報化協力事業を推進する計画である。また、韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼の確保に力を入れ、特許行政情報化分野における世界標準の定立に主導的な位置を確保し、さらに世界特許行政情報化の発展に寄与できるモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業として推進して行く予定である。

2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

情報顧客支援局 情報顧客政策課 電算事務官 アン・ジョンファン

イ．推進背景及び概要

今日世界各国の特許庁は特許出願を効率的に処理するとともに出願人の利便性を高めるため、「特許行政情報化システムの高度化」を重要な政策目標として定めて取組んでいる。IP5はもちろん近年特許出願が急増している途上国もまた特許行政情報システムに大きな関心を示し、情報システムの構築に向けた様々な取り組みに励んでい

る。

韓国は2010年OECD開発援助委員会(DAC: Development Assistance Committee)への加入をきっかけに持続的にODAを拡大することで、国際社会において経済規模に適した役割を果たしている。2019年のODA支援規模は前年比5%増加した計3兆2,003億ウォンで、国際社会に約束した援助規模の拡大を充実に履行している。特に、短期間で先進国仲間入りを果たした発展経験を基に、経済発展共有事業(KSP: Knowledge Sharing Program)などの韓国型ODAモデルを定立している。特許分野でもODAを活用した韓国型特許情報化システムの海外普及活動を活発に展開している。これを通じて知的財産権行政情報化分野において技術標準の国際的主導権を確保し、発展途上国との戦略的パートナー関係を形成することで国際社会において国益優先の協力関係形成に向けた拠点を構築するとともに、韓国IT企業の海外市場への進出を支援することにその意義がある。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁が世界で初めて開発したオンライン基盤特許行政情報システムである特許ネットは1999年から蓄積されたノウハウと技術を基にIP5を始めとする世界各国特許庁からベンチマークの対象となっている。このような特許ネットを基に世界各地で韓国型特許行政情報システムを輸出している。

2019年には米州開発銀行と協力してパラグアイ特許庁を対象に特許文書電子化システム構築事業を行い、エジプト特許庁にKOICA資金を活用した特許行政情報システム構築事業を10月に着手した。また、中東の拠点国家アラブ首長国連邦(UAE)とは特許行政全過程に対するオンライン特許行政情報システム構築を完了し、2019年2月に2021年末までのシステムメンテナンス契約を締結した。システム開通以後UAEのオンライン出願率は90%以上を記録するなど構築されたシステムが現地で活発に利用されている。

UAEでのシステム構築成功経験を基にサウジアラビアとの協力も本格的に推進され

ている。2019年6月にはサウジアラビア知的財産庁と知的財産情報システムの構築に向けた情報化コンサルティング契約を締結し、4カ月のコンサルティング期間を経てシステムの青写真を提示した。

ハ．評価及び発展方向

2009年アジア最大の電子商取引協議体であるア・太平洋電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例として選定されるなど、韓国特許庁の情報化レベルはAPEC、WIPOなど国際機関と海外特許庁から好評を得た。また、2016年UAE政府とのシステム輸出契約締結は韓国特許行政情報システムの優秀性が世界的に認められるきっかけとなり、これを機に韓国型特許行政情報システムの海外進出がこれまでの無償援助方式から脱し、相手国政府が費用を負担する有償輸出方式に改善された点で意味がある。今後特許ネット基盤技術の海外拡散及び国家プレゼンスを高めるため、韓国型特許行政情報システム構築モデルを多様化し、専門性を基に韓国特許庁のイニシアチブを強化して行く方針である。また、情報化標準議論において主導的な役割を果たすと同時に、主要特許庁との協力を深めることで知的財産権分野の先導特許庁として位置づけられるよう取り組んでいく予定である。

3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用

国際知的財産研修院 国際教育課 行政事務官 アム・ジェシク

イ．推進背景及び概要

韓国特許庁は知的財産先進5カ国の一員として、国際社会における知的財産権の格差問題を解消し、国内外知的財産権保護環境作りに寄与するため、知的財産権専門人材の育成を目標に、2006年から国際機関との協力を通じて知的財産権教育コンテンツを制作・普及し始めた。

ロ．推進内容及び成果

韓国特許庁は途上国支援の一環としてIPパノラマ開発に関する協定を締結して17種類の言語でIPパノラマを開発し、現在韓国語を含めて24種類の言語で普及している。このような努力の結果として2012年には「IPパノラマ」として初めて海外民間企業（インド Reliance Industries社）とライセンス契約（8千ドル）を締結する成果を収めた。持続的なコンテンツの活用と拡散のため、世界知的所有権機関(WIPO)と共同で「IPパノラマ」を活用した英文教育課程を2010年から運営し、2019年まで167カ国8,000人以上の受講生を対象に知財権教育を実施している。

また、2018年に新設したAPEC IPビジネスセミナーを通じてAPEC加盟国を対象に知的財産権関連政策を共有し、APECと共同開発した「IPビジネスワークブック」を活用した教育課程を運営している。

急速に広がりつつあるモバイル情報通信環境に柔軟に対処し、コンテンツ教育の実効性を高めるための取り組みも並行している。2018年度にはAPECと共同開発した「IP Xpedite」改訂版の開発を完了し、2019年度には代表的なグローバル知財権教育コンテンツである「IPパノラマ」コンテンツを最新の状態で維持するためにWIPOアカデミーと共同で3カ年で推進されるリニューアル開発事業を開始した。

韓国特許庁が開発した知的財産教育コンテンツは知的財産権に関心があれば誰でも利用できるよう、知的財産教育ポータルサイトのIP Discovery(<http://ipdiscovery.net>)を通じて普及している。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は時代の変化及びニーズに応じて多様な種類と方法でグローバル知財権コンテンツを提供してきた。これは知的財産先進国として知的財産格差問題の解消に大きく寄与したと評価できる。2020年にはこれまで開発してきた年齢別、対象別のカスタマイズ型知的財産教育コンテンツの活用を更に拡大し、国際知的財産教育市場において先導的な役割を果たしていく予定である。

4. 国内外特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会の開催

情報顧客支援局 情報顧客政策課 電算事務官 アン・ジョンファン

イ. 推進背景及び概要

特許情報が国家・企業競争力の核心要素として浮上したことで、特許情報を戦略的かつ体系的に活用するため、政府レベルの国際イベントが必要となった。そこで韓国特許庁は国内外の最新特許動向を共有し、特許情報会社にマーケティングの場を提供できる特許情報博覧会を企画し、第1回イベントを2005年11月にCOEXにて開催した。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2005年から毎年特許情報博覧会(PATINEX: Patent Information Expo)を開催している。イベントは大きく特許情報分野主要イシューに対する国内外有識者による基調演説と講演、特許庁・特許情報会社・企業の特許情報普及政策及び活用実態を主に紹介するテーマ発表、特許庁・特許情報会社のサービスと商品を展示する展示ブースの運営、特許情報商品・サービスに対する専門的なコンサルティング及び教育が行われるワークショップで構成された。

PATINEX2019は2019年9月5日から6日まで二日間ソウルインペリアルパレスホテルで開催されたが、「知的財産情報、革新成長のモメンタム(IP Knowledge for Driving Innovative Growth)」というテーマで3つのセッション、13のワークショップ及び企業21社の展示会で構成・開催された。

ハ. 評価及び発展方向

PATINEX2019はOcean Tomo China社のDarius Sankey社長とClarivate AsiaのYu Liu支社長の基調演説を始めに、各セッション別テーマに対する国内外講演者の講演を通

じて特許情報を活用している多様な分野の企業・機関のノウハウを共有することで参加者の関心と参加を呼びかけ、パネルディスカッションとQ&Aセッションを通じて講演者－参加者間交流の機会を設けることでイベント満足度を高めるきっかけとなった。また、WIPS、WERT INTELLIGENCE、Anyfive、LexisNexisなど国内外特許情報サービス提供会社の展示イベントを通じて、参加者が特許情報の活用に関する国内外市場の動向が把握できるようにした。

これを基に翌年度のイベントは国内外著名スピーカーの渉外強化とバランスの取れたセッション構成、参加者と展示会社間のコミュニケーション機会の拡大を通じてコンファレンスの充実化と展示イベントの活性化により集中する計画である。

第5節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大

1. 推進背景及び概要

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 キム・ヒョナ

2015年9月国連開発首脳会議では2030持続可能開発議題(2030 Agenda for Sustainable Development)を公式採択し、17つの持続可能開発目標(SDGs)を提示した。既存のミレニアム開発目標(MDGs)が社会開発中心であったとすれば、持続可能開発目標では社会開発、経済開発、環境保全など開発の分野を多様化した。このような変化に応じて、韓国は援助の効果を高めるために開発分野間で戦略的な統合推進システムの構築に取り組んでいる。特許庁もまたこのような基調に合わせると同時に、知的財産5大先進国という国際社会における位置と期待に適した知的財産分野の政府開発援助事業を推進するため、事業計画段階から経済開発と環境保存など多様な側面を考慮して事業を高度化するための努力を傾けている。途上国に適正技術を開発して提供する一方、途上国の優秀な商品に対してブランド獲得を支援する事業を通じて先進国－後進国間開発格差問題を解消し、韓国知的財産権の外交力強化に寄与した。

適正技術(Appropriate Technology)とは「高額投資の必要がなくエネルギー使用が少ない、誰でも簡単に習って使え、現地の原材料を使用し、少数の人々が集まって生産可能な技術」である。一言でいえば、先進国では活用価値がそれほど高くないが、途上国では効用が大きい技術のことである。飲料水の不足、コレラ、疫痢のような水系感染症に苦しんでいるアフリカ住民のため、一度に75リットルの水を汲んで簡単に転がして運搬できるように円柱形で設計された「キュードラム」と、汚染された浄水水源から99.9%のバクテリアを除去できる携帯用浄水器である「ライフストロー」がまさに適正技術の代表的な製品である。

2. 主要内容及び成果

韓国特許庁は2010年からグッド・ネイバーズ、ハビタットなどのNGO及びWIPO、APE

Cなど国際機関と協力し、途上国に適正技術を開発普及してきた。また、途上国の農産品、特産品が優秀な品質であるにもかかわらず、ブランドの不備で適正な価額がもらえない問題を解決するため、途上国にブランドを開発して支援する事業を推進してきた。

2019年にはスリランカのアヌラーダプラ地域に蔓延している慢性腎臓疾患を解決するために浄水システムを普及した。国内中小企業の特許とスリランカ機関の技術を組み合わせて現地赤土(Red Clay)技術を前処理過程に導入した、現地の状況に合わせた浄水システムを開発することで、現地住民の飲み水及び生活用水問題が解決できるように支援した。最終報告会にはスリランカ科学技術革新部長官が出席し、シェアリング事業の技術支援を通じた経済発展モデルが新任大統領の主な関心事であることを明かし、今後も引き続き協力してほしいという意を示した。

一方、ドミニカ共和国住民が主食として活用するキャッサバと関連して、既存製品の衛生と効率性を改善したキャッサバ粉砕機を普及した。国内特許情報を活用して製品デザインと機能を改善した低廉なキャッサバ粉砕機を開発し、現地の住民が簡単に購入できるようにした。また、キャッサバ粉砕機とともに機械ブランド及びキャッサバ協同組合団体標章を開発してシナジー効果を創出した。

<図IV-3-7>2019年適正技術開発事業の成果



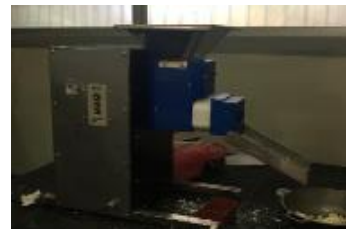
設置された膜ろ過浄水システム

(スリランカ)



開発されたキャッサバ粉砕機(家庭用)

(ドミニカ共和国)



開発されたキャッサバ粉砕機(町用)

(ドミニカ共和国)

<図IV-3-8>2019年ブランド開発事業の成果



ドミニカ共和国のキャッサバ粉碎機ブランド及びモンシオンキャッサベ団体標章

3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 キム・ヒョナ

韓国特許庁は世界知的所有権機関(WIPO)と共同で2019年11月に知的財産分野の代表ODA事業である国際知的財産シェアリング事業10周年を迎え、「KIPO-WIPO適正技術ブランドシンポジウム」をソウルで開催した。ASEAN特許長官、国内外の事業関係者など150人余りが出席してシェアリング事業の成果を共有し、適正技術開発の需要を発掘するなど適正技術ODAを広げる契機を作った。

また、韓国特許庁は2004年WIPOと「韓-WIPO信託基金設置に向けた機関間約定」を締結してから、WIPO韓国信託基金の出捐を通じて途上国及び最貧国の知的財産分野の能力強化及び認識向上のための支援事業を提供している。代表的な事業としては2011年から毎年開催している、特許情報を活用した適正技術コンペティションがある。2019年にはベトナムとドミニカ共和国で途上国の日常生活における問題解決及び特許情報を活用した適正技術開発方法論の拡散を目標に同大会を開催した。

また、特許庁-WIPO-KDI共同知的財産開発政策修士課程を世界で初めて開設し、韓国特有の発展経験に関心を示す途上国のニーズに応え、知的財産分野の国際的な影響力を強化した。同時に、途上国公務員(審査官、裁判官など)に対する招請教育及び知財権認識向上プログラムなどを通じて韓国中小企業の進出と現地における韓国企業知財権の保護基盤を確保した。

その他に韓国特許庁は幼児用知財権教育アニメーション及び青少年発明教育用ゲームなどを製作・普及するなど需要者である子供及び青少年に慣れ親しんだキャラクターを利用して面白く知財権が理解できる教育教材を開発してきた。

また、韓国信託基金の支援で途上国審査官を対象にする特許法商標法及び審査実務などの教育を通じて知的財産格差問題を解消し、先進国と途上国間の知的財産権分野における架け橋の役割を果たした。

このように韓国特許庁は国際知的財産シェアリング事業を積極的に行うことで、途上国国民が知的財産を創出・活用する能力を高めて生活の質を改善するとともに経済発展が達成できるよう支援し、今後も知的財産5大強国として知的財産を活用した開発援助分野において国際的な責任を果たすことで国のプレゼンスを高めていく計画である。

第5編 優秀知的財産の基盤金融及び事業化の促進

第1章 知的財産金融及び知的財産活用の促進

第1節 中小企業の知的財産金融・取引の活性化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 書記官 ソン・ソクミン

韓国は国内特許出願及び国際特許出願の実績がそれぞれ世界4位(2018年)、5位(2019年)で、知的財産の創出においてはIP5(先進5庁特許庁間協議体)の地位にふさわしい成長を成しており、標準特許保有の順位も世界4位(2019年)で、知的財産の質的な面でも着実に上昇傾向にある。しかし、知的財産に対する社会的認識が依然として低く、知識財産の侵害に対する処罰が不十分であるため、知識財産取引市場が活性化していない。そのため、知的財産の保護を強化するために知的財産侵害に対する懲罰的損害賠償制度、損害賠償額の適正化など多様な制度改善を推進している。

政府は「革新成長と雇用創出」を国政目標として提示している。中小企業の技術力とグローバル競争力を高めて革新成長を実現するというものである。そのためには活用価値の高い知的財産を創出し、創出された知的財産を安定的に保護すると同時に、積極的な活用を通じて付加価値を創出する知的財産好循環システムの構築が必要である。

これまでは政府調達、認証など各種政府支援政策を通じて中小企業が知的財産を創出するように働きかけてきたが、これからは「創出された知的財産を如何に活用するか?知的財産の内在的な価値を如何に現実のものにするか?」という側面から、特許庁は創出された知的財産が企業成長のエンジンとして働くように支援することで、革新成長の実現及び雇用創出に寄与する政策を講じるために取り組んでいる。

最近「知的財産活動実態調査」の結果によれば、中小企業にとって事業化における最も大きな問題の一つが事業化資金の不足である。物的担保は不足しているものの優

秀な知的財産権を保有している中小企業が知的財産権を基に資金が調達できるように、特許庁は2013年から既存の保証、投資用知的財産評価支援とともに担保貸出のための評価費用支援を本格的に施行した。

しかし、国内金融権の保守的な貸出慣行によって依然として知的財産が金融に積極的に活用されず、優秀特許を保有しているものの不動産や信用度が不足している中小・ベンチャー企業が資金確保に悩んでいる状況である。

そこで、特許庁は2018年12月知的財産金融の再跳躍のために金融委員会と共同で「知的財産金融活性化総合対策」を発表した。同対策の主要内容は、第一に銀行が知的財産担保貸出に積極的に乗り出すように債務不履行の際に担保IPを買取る回収支援事業の推進などIP担保・保証貸出の活性化、第二にファンド・オブ・ファンズ政策資金の投資及びIPプロジェクト投資の強化などIP投資規模の拡大、第三に需要に応じたIP評価モデルの導入・IP価値評価支援の拡大など金融に関わり易いIP価値評価システムの構築などである。このような政府の努力で2019年度にはIP担保貸出が前年比4.9倍、IP保証が1.5倍が増加し、全体知的財産金融規模が1兆ウォンを初めて突破した。

また、国家公務員の職務発明に対する結果物である国有特許はこれまで量的成長にも関わらず、中小企業の売上増大及び事業化への連結が不十分であったため、特許庁など関係省庁は2018年10月中小企業競争力向上に向けた「国有特許活用革新方策」を発表した。同革新方策の主要内容は、まず既存の画一化されていた実施料納付方式から選択の幅を広げる方向に納付方法を柔軟化し、技術移転費用など直接費用を先に控除した後に収入を配分する方式に改善するとともに、国有特許の独占使用を阻害する規制を緩和し、国立研究機関が所管職務発明を研究所企業に出資できる法的根拠を作ることである。このような取り組みで国有特許の活用率を2018年21.8%から2022年35%まで高める計画である。

最近特許管理専門会社の活動領域が広がり、知的財産の活用形態が知的財産を製品化して価値を実現する方式の他にも知的財産に直接投資してロイヤリティ収益などキャッシュフローを創り出す方式に市場が広がりつつある。

特許庁は今後市中流動資金の産業界への流入及び知的財産金融ビジネスという新しい市場を形成するため、知的財産金融投資の活性化に政策能力を集中する計画である。同時に、優秀知的財産が死蔵されることなく事業化につながるように官民合同知的財産取引プラットフォームの構築、IP価値評価信頼性の向上など知的財産市場を活性化し、国有特許活用度の向上及び職務発明に対する認識改善など多様な活用政策を策定することで、韓国企業の知的財産競争力を持続的に高めていく計画である。

2. 知的財産(IP)の価値評価及び金融支援の活性化

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 カン・ヒョンジ

イ. 推進背景及び概要

知的財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な権利を付与するもので、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化に欠かせない必須要素として認識されている。しかし、知的財産として登録された技術が全て事業化及び資金確保などに活用されているわけではない。「2018年度中小企業金融利用及び問題実態調査」(2018年12月、中小企業中央会)によれば、中小企業の金融機関貸出条件は不動産担保(49.2%)と信用度中心(32.6%)で、優秀特許を保有している中小企業が資金確保に難航していることがわかった。

また、創出された知的財産の活用率を高めるためには、知的財産が企業経営戦略の核心要素として働くように活用分野を多様化する政策が必要である。そのためにはまず知的財産価値評価に対する信頼性と公正性が担保されなければならない。特許庁はこのような価値評価基盤を構築するため、発明の評価機関を指定・運営しており、評価技法の開発と普及を持続的に推進している。

また、評価結果が技術取引、技術認証及び事業妥当性分析などに活用できるよう「事業化連携知的財産評価支援事業」及び金融(投資)機関との協力を通じて事業化資

金が確保できるように「金融連携知的財産評価支援事業」を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

知的財産評価費用支援は発明振興法第30条に基づいて施行され、事業化連携特許技術評価支援事業の場合は技術評価にかかる評価費用の70%以内で申請者1人当たり年間5千万ウォン限度まで支援している。評価費用は事前相談(評価機関)→申込及び受付(韓国発明振興会)→審議→支援対象者の選定→契約締結→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給の流れで支援される。

評価費用が申請できる対象者は申請日現在、特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者であり、個人、中小企業基本法第2条による中小企業は誰でも申請可能である。

評価費用支援対象者は特許技術の技術性と活用性などを総合的に審議して選定する。また、職務発明補償制度の実施企業、国家功労者または障害者、特許庁が主催する発明関連行事で受賞した個人または企業などに対しては加点を付与している。

最近7年間の評価費用支援実績を見ると以下のとおりである。

<表V-1-1> 知的財産事業化評価支援の実績

(単位：百万ウォン、件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
予算	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
支援件数	64	71	97	84	85	75	75

知的財産を評価する時は権利性、技術性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われる。この評価を通じて該当知的財産の優秀性と事業化の妥当性、そして知的財産の金銭的な価値まで算定できるため、知的財産の譲渡、ライセンス(Licensin

g)のための適正移転取引価格の算定、貸出担保の設定、ベンチャー投資、現物出資、企業の破産または構造調整による資産評価、長期戦略的な経営計画の策定、紛争・訴訟資料として使用できる。

特許庁は2006年から技術保証基金との業務協約を通じて創業初期企業など資金確保が必要な中小企業を対象に保有特許に対する価値評価を通じて保証が行われるように保証連携特許技術評価費用を支援しており、2013年信用保証基金に協約機関を拡大した。

2013年特許庁が評価費用を支援して価値評価金額以内で知的財産(IP)だけを担保として貸し出しを行うIP担保貸出を国内で初めて産業銀行を通じて実施して以来、2014年企業銀行、2015年国民銀行へとIP担保貸出を拡大した。その他にも投資対象企業が保有する特許に対して投資機関のニーズに応じたカスタマイズ型評価報告書の作成を支援し、特許基盤投資活性化を誘導している。

2018年には金融委員会と特許庁が共同で「知的財産(IP)金融活性化総合対策」を発表し、中小・ベンチャー企業が知的財産を活用して事業化資金をスムーズに調達できるように政策的な基盤を整えた。2019年には市中銀行7社までIP担保貸出商品を拡大し、IP金融の裾野を広げた。

このような努力の結果、本格的にIP金融が施行された2013年から最近7年間知的財産評価支援を通じて計2兆2,825億ウォン規模の資金を中小企業に支援したが、これは同期間投入された予算(225億ウォン)に比べて約101.4倍の効果として現れた。最近7年間の金融連携実績は以下のとおりである。

<表V-1-2>知的財産金融連携評価支援の実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
予算	1,650	2,310	3,570	3,270	3,270	3,770	4,620	22,460

連携金額	73,807	165,820	200,904	303,559	367,951	453,703	716,794	2,282,538
------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-----------

特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業を円滑に運営するため、発明振興法第28条に基づいて国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に行う機関を発明の評価機関として指定・運営している。発明の評価機関を指定する時は評価可能な技術分野、専門人材及び評価業務を遂行する上で必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁は20の評価機関(2019年基準)を指定して運営しているが、評価機関の専門性を持続的に維持・管理するとともに、評価機関の能力を高めるために定期的に発明の評価機関運営協議会を開催している。

<表V-1-3>発明の評価機関指定状況

指定機関
韓国産業技術振興院、韓国産業銀行、韓国発明振興会、技術保証基金、特許法人 Darae、特許法人 Dana、(株)WIPS、(株)ナイス評価情報、(株)ECREDIBLE、農業技術実用化財団、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機械電気電子試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国化学融合試験研究院、韓国科学技術情報研究院、信用保証基金、特許法人 Dodam、(株)KTG、韓国企業データ、ナイス D&B

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は中小企業の知的財産を死蔵せずに価値評価を通じて事業化につなげ、金融として事業化資金の確保に活用させることで、中小企業が知的財産を基に成長できる基盤を構築した。

今後も発明の評価機関指定を民間中心に拡大し、評価機関間の品質競争体制を構築する予定である。また、IP価値評価実務ガイド及び品質管理指針を開発・普及し、知的財産評価基盤を拡充していく計画である。

特許庁は中小企業がIP事業化における最も大きな問題として挙げている資金不足問題をIP金融で解決するため、IP価値評価費用支援を持続的に拡大し、IP金融市場の信頼性を高めるために価値評価体制を改善していく計画である。

3. オン・オフライン連携を通じた知的財産取引の支援

産業財産政策局 産業財産活用課 工業事務官 ソ・ジョンイル

イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術など無形資産に移動しつつあり、企業価値においても無形資産が占める割合が持続的に増加している。そこで、国家の持続可能な成長のためには核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権を確保してビジネスに活用することで収益を生み出すことが重要である。

しかし、現代技術の多角化・高度化及び熾烈な技術革新競争によって技術の寿命が短くなっているのに対し、技術の融合化・複合化による技術開発の所要期間及び費用は増加するなど技術革新環境は益々悪化している。このような環境の中で競争優位を確保するためには独自技術の開発に力を入れる慣行の代わりに、外部の革新技術を積極的に取り入れて技術開発に必要な時間と費用を節減し、活用されない技術はライセンスリングして活用する開放型革新が求められる。

特許庁は特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するために知的財産取引情報システムを構築し、特許取引専門官を運営するなどオン・オフライン連携を通じた特許技術取引を支援することで、第4次産業革命時代における知的財産活用システムの先進化を通じた国家知的財産競争力強化をリードしている。

ロ. 推進内容及び成果

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は産業の生産性を画期的に

高め、ユーザーにより便利で有用なサービスを提供することはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいスタイルへの変化を促している。

特許庁は2000年4月に情報技術を活用した取引情報交換及び提供を通じて技術取引が活性化できるように知的財産取引情報システム(www.ipmarket.or.kr)をオープンした。

2009年からは技術取引と関連する情報のアクセシビリティを強化するため、個別的に運営していた技術取引情報サイトと連携し、2015年には地域別創造経済革新センターで分散提供していた開放特許を統合提供し、2016年には需要者・供給者観点のシステムに全面改編した。また、2017年には一般ユーザーが供給知的財産を簡単に選別できるシステムに高度化し、2018年には技術取引の主な障害要因である適正技術料算定の問題を解決するために技術分野別知的財産取引統計内訳を提供した。2019年にはオンライン知的財産取引需要発掘を拡大して計1,046件の知的財産取引需要DBを構築するなど、知的財産取引を希望する個人及び中小企業が活用できる多様なIP取引関連オンラインサービスを提供している。

知的財産取引情報システム(IP-Market)は現在8万4千件余りの移転希望特許技術の有効DBを構築し、関心技術分野の類似特許を持っている潜在的な購買者情報と販売しようとする知的財産と類似する知的財産情報を同時に提供することで、より効率的な特許技術需要・供給マッチングを支援している。

＜図V-1-1＞知的財産取引情報システム(国家知的財産取引プラットフォーム)のホームページ



技術取引の特性上、両当事者は取引を希望しても特許取引価格に対する不一致及び手続きの専門性不在など実際取引に成功するまではあらゆる障害要因が存在する。また、国内企業は技術導入より独自開発の比重が高いために技術取引市場が狭く、民間取引期間の公信力不足、正当な仲介手数料納付文化の未形成などで知的財産取引期間が自己持続力を確保することが難しい。

そこで、特許庁は技術分野及び圏域別に構築された特許取引専門官(計17人)をソウル、釜山、光州、大邱、世宗など全国主要地域に拡大配置し、企業が常に技術移転相談が受けられるようなチャンネルを構築した。これを通じて知的財産取引専門人材及び情報の不足で困っている個人や中小企業の知的財産取引が適材適所で行われるように支援している。

特許取引専門官は個人、中小企業を対象に需要発掘及び面談、適正供給技術のマッチング、仲介交渉及び契約関連法律の検討など特許技術取引全般に関する知的財産仲

介サービスを提供している。取引成功後もIP・技術金融、R&BD(Research & Business Development)など技術事業化に向けた支援事業とも連携している。これまでこのようなオン・オフライン知的財産取引支援事業を通じて成功した取引状況を見ると、2006年以後2019年末まで計3,710件に達している。

＜表V-1-4＞権利別の知的財産取引実績

(単位：件)

取引実績	2006	2007	20008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	計
特許	19	40	55	92	112	119	132	171	185	275	416	458	531	590	3,195
実用新案	14	6	10	7	8	11	22	4	8	6	6	2	2	5	111
デザイン	1	-	7	1	12	17	18	26	51	27	9	27	19	35	250
商標	-	-	-	-	8	13	13	18	11	1	3	1	6	22	96
その他*	-	-	-	-	-	3	11	12	16	6	-	3	6	1	58
計	34	46	72	100	140	163	196	231	271	315	434	491	564	653	3,710

*ソフトウェア、半導体設計など

＜表V-1-5＞類型別の知的財産取引実績

(単位：件)

取引実績	2006	2007	20008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	計
権利譲渡	32	26	43	62	89	82	101	120	114	188	285	253	339	376	2,110
実施許諾	2	20	29	38	51	81	95	111	157	127	149	238	225	277	1,600
計	34	46	72	100	140	163	196	231	271	315	434	491	564	653	3,710

技術取引は特許権など無形資産を移転対象としているため、技術取引当事者間の情報インバランスが発生するケースが多い。合理的な技術仲介交渉を進めるためには、該当技術の優秀性が立証できる効果的な手段が必要である。特許庁はオンライン特許評価サービスを提供するため、2009年に「特許分析評価システム(SMART3)」を開発した。

特許分析評価システム(SMART3)は出願・登録、審査・審判情報など客観的かつ定量的な特許情報を活用して大量の特許を低費用、リアルタイムで評価し、技術購入者に供給技術に対する客観的な分析資料(権利性、技術性、活用性)をオンラインを通じて提供している。

2010年4月から国内登録特許を評価するサービスを開始して以来サービス範囲を持続的に拡大してきた。2018年にはSMART3の韓国・米国・ヨーロッパ特許評価情報を民間に開放することで、知的財産サービス企業が多様なIPビジネスを開発し、知的財産市場が活性化できるように積極的な支援政策を展開している。それによってSMART3サービス開始以後2019年12月まで累積817機関が91万4千件余りに達する評価サービス支援を受けるなど特許の質的評価活用は持続的に拡大されている。

<表 V-1-6> 機関類型別特許分析評価システムの年間契約実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学・ 公共研	公共機関	合計
2010	7	5	11	10	33
2011	12	4	16	11	43
2012	8	8	24	11	51
2013	10	3	30	18	61
2014	25	4	29	12	70
2015	41	5	46	27	119
2016	44	5	51	24	124
2017	40	1	50	24	115
2018	43	4	35	29	111
2019	34	0	20	36	90
合計	264	39	312	202	817

＜表 V-1-7＞ 機関類型別特許分析評価システムの利用実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学/ 公共研	公共機関	個人	合計
2010	6,046	3,364	3,444	13,864	455	27,173
2011	9,727	5,558	6,982	11,336	139	33,742
2012	6,046	5,464	7,084	13,276	258	32,128
2013	11,073	4,721	10,611	18,984	354	45,743
2014	40,170	4,858	13,453	53,260	978	112,719
2015	26,926	4,261	22,241	61,462	1,514	116,404
2016	77,320	802	20,565	67,308	1,759	167,754
2017	51,880	2,849	26,638	44,079	2,128	127,574
2018	50,689	629	25,791	70,462	522	148,093
2019	36,846	207	19,427	45,639	582	102,701
合計	316,723	32,713	156,236	399,670	8,689	914,031

ハ．評価及び発展方向

IoT、人工知能、ビッグデータなど第4次産業革命をリードする技術の浮上によってグローバル市場の産業構造が急変し、製造業、サービスと文化など産業間の境界が崩れ、連結と融合を通じて新しい産業と市場が誕生している。

そこで、グローバル企業は新事業を先取りするために外部技術の導入、技術革新型M&Aなど開放型革新に積極的に取り組んでいる。しかし、国内は知的財産に対する社会的な認識が低く、知的財産侵害に対する処罰が不十分であるため、知的財産取引市場が活性化できていない状況である。

このような環境にもかかわらず特許庁のオン・オフラインを通じた特許技術取引支援の実績が増加している。これは長期的な観点から特許技術取引基盤を構築し、効果的な支援政策を通じて取引市場が拡大する可能性があることを示している。

今後も特許庁は特許取引専門官、知的財産取引情報システムを通じて特許取引を希望する個人及び中小企業に知的財産仲介サービスを提供することで、知的財産の価値を高めると同時に中小企業の技術競争力を高める計画である。

また、2020年には民間IP取引機関を育成するため、官民合同知的財産取引プラットフォームを構築して特許取引専門官の経験とノウハウを民間機関に伝授し、知的財産の全過程を支援する計画である。また、SMART3の民間開放を拡大して新しいIP情報サービスが発売されるように支援するなど、民間中心の知的財産取引市場生態系が形成されるように取り組む予定である。

4. 知的財産活用戦略の支援

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 カン・ヒョンジ

イ. 推進背景及び概要

韓国は特許出願件数において世界最上位水準であるにも関わらず、毎年知的財産権貿易収支で赤字を記録している。これは特許の量的成長に比べて質的水準が足りない側面もあるが、企業の特許に基づいた付加価値創出能力が不足していることも大きな原因と言える。特許庁は知的財産に基づいた事業化で付加価値を創出するIP強小企業を育成するため、中小企業を対象に保有知的財産の戦略的な活用を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

知的財産活用戦略支援はIP製品の革新及びIP事業化戦略の策定のためのカスタマイズ型コンサルティングを提供するものであり、支援プロセスは事業公告→支援企業選

定(書類及びPT審査)→コンサルティング遂行機関の選定(制限競争入札)及び契約締結
→企業負担金の納付→IP活用戦略策定及び実行方策の提示→事後管理という流れで行
われる。

最近3年間の知的財産活用戦略の支援状況は以下のとおりである。

<表V-1-8> 知的財産活用戦略支援実績の細部状況

(単位：百万ウォン、件)

区分	2017	2018	2019
予算	3,234	3,884	3,884
支援件数	59	77	81

特許庁は特許製品の革新、デザイン製品の革新という2つの分野に対して中小企業が抱えている問題のカスタマイズ型解決策を提供する。具体的に見ると、特許・デザイン製品の技術的な問題を解決したり、新製品が開発できるようにTRIZ(創意的問題解決理論)及び異種分野の特許検索方法論を活用して短期間内に革新的な解決策を提示している。既存のIPコンサルティングが回避設計及び権利侵害予防の観点で行われたのに比べて、同コンサルティングでは知的財産観点から製品の問題を解決し、消費者、市場トレンド及びIP分析などを通じて最適なIP製品商用化戦略を講じるように支援している。

特許庁は毎年支援事業の成果を分析するため、直近3年間支援を受けた企業を対象に成果活用度調査を実施している。2019年調査の結果、97%以上の成果活用率を記録した。コンサルティングの結果はIP戦略の策定、新規事業の企画及び事業性の検討、デザイン開発を通じた新製品・改善製品の競争力強化などに活用され、参加企業の製品開発及び市場競争力の強化に大きく貢献していることがわかった。

<表V-1-9> 知的財産活用戦略支援事業の活用率

(単位：%)

区分	2016	2017	2018	2019	平均
活用率	90.67	95.12	97.26	97.25	95.08

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は知的財産活用戦略支援を通じて中小企業の特許技術事業化能力を強化している。IP製品革新方法論は同コンサルティングの製品開発過程における技術的難題の解決をサポートするために使う方法論である。これは知的財産情報活用の目的と用途を既存の「登録可能性の検討」、「特許侵害予防」から「製品の技術ソリューションの提供」にまで拡大したものである。

2016年にIP製品革新マニュアルを制作し、2017年9回、2018年19回、2019年20回など計1,578人に対するIP製品革新方法論の教育を行った。今後関係省庁との協業を通じてIP製品革新方法論を普及・拡散し、専門人材の育成に取り組む予定である。

<図V-1-2> IP製品革新マニュアル教材



5. ファンド・オブ・ファンズ特許アカウントの運営

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 オ・セジン

イ. 推進背景及び推進方法

優れた技術と創意的なアイデアを備えたベンチャー企業は国家の産業地形を変えるくらいの潜在力を持っているが、失敗のリスクもまた高いため、資金調達が難しい。政府は民間ベンチャーキャピタル市場活性化における誘い水の役割を果たすため、2005年「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」に基づいて韓国ファンド・オブ・ファンズを立ち上げた。

ファンド・オブ・ファンズとは企業に直接投資せず、個別ファンドに出資するファンドであり、民間ベンチャーキャピタル市場が形成されていない、もしくはその規模が小さい状況で政府が一定規模の基礎資金を投資市場に提供する政策手段である。

ファンド・オブ・ファンズは毎年予算配分によってその都度投資予算が決められる方法から脱し、一つのファンドが投資後回収した財源を再び他のファンドに出資して投資に活用する再循環(リボルビング)方式で30年間運営される。このようなやり方で長期間安定的なベンチャー投資の財源確保が可能となる。

また、投資の専門性を高めるため投資財源の供給は政府が担当するが、個別ファンドの立ち上げ及び管理監督は韓国ベンチャー投資㈱、投資意思決定など個別ファンドの運営は民間専門投資会社であるベンチャーキャピタルが担当している。

ファンド・オブ・ファンズが各アカウントの特性に適したファンド立上げ計画を公告し、個別ファンドを運用するベンチャーキャピタルを選定すると、選定されたベンチャーキャピタルはファンド・オブ・ファンズ出資金の他に民間出資金を募集して子ファンドを結成し、個別企業に投資する。

特許庁も優秀特許技術を保有する中小・ベンチャー企業の資金調達を支援し、特許技術の事業化及び知的財産基盤の創業・投資を促進するため、2006年ファンド・オブ・ファンズに特許アカウントを開設した。2019年には政府予算100億ウォンを出資するなど、持続的な予算確保及び出資を通じて2019年末まで総出資金1,900億ウォンの出資金を集めた。

ロ. 推進内容及び成果

ファンド・オブ・ファンズの特許アカウントは出資金1,900億ウォンを基に2019年まで計1兆4,381億ウォン規模の子ファンド55個を結成し、751社に1兆505億ウォンを投資した。

特許アカウント投資資金は優秀な特許技術を事業化するベンチャー企業がデスバレー(Death Valley)を克服して強小・中堅企業として成長する土台となっている。また、この投資資金はアイデアと特許の買入、特許開発、技術移転などを専門的に行う民間特許管理会社と知的財産関連サービス企業にも投じられ、国内特許ビジネスの活性化にも貢献している。

特許アカウントは2016年からIP価値評価連携投資を強化することで、経営実績及び信用等級はまだ不足しているものの技術及びアイデアが優秀な企業に対する投資を強化している。

ハ. 評価及び発展方向

特許アカウントは2006年開設以来特許技術に基づいた投資を行う多様な子ファンド作りを展開してきた。特許アカウントの子ファンドは一時流行りの容易い投資対象ではなく、優秀特許技術を備えた技術革新型ベンチャー中心の投資を通じて国家産業構造の革新に寄与してきた。

特許アカウントは今後もIP直接投資、海外IPの確保及び収益化、企業のIP創出・保

護、IP基盤創業の活性化など産業革新のために欠かせないが民間資金が投じられ難い分野に先制的に資金を供給する役割を果たし続ける予定である。

また、IPそのもので収益を上げるように政策資金のIP直接投資を拡大し、民間IPファンド立ち上げの支援、IP投資促進のための規制緩和などIP投資拡大に向けて多角的な努力を傾けていく計画である。

このような取り組みを通じて新しいIP金融投資市場を形成し、特許競争力の高い強いベンチャー・中小企業を育成することで、IP創出・保護・活用に流れる知的財産生態系作り及び国家革新成長に貢献する予定である。

第2節 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進

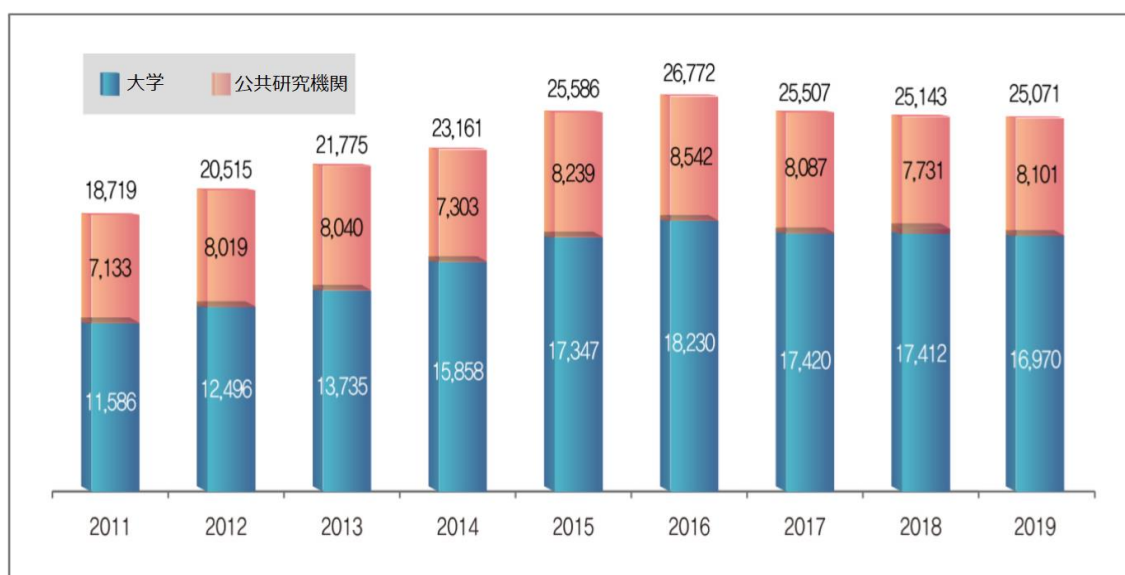
1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 キム・ミンヒ

国内大学・公共研究機関は政府R&D予算の68.8% (13.6兆ウォン)を使用し、博士級人材の76.1% (8万1千人)を保有(2018年基準)している技術革新の源である。大学・公共研究機関の特許出願件数は2011年に比べて30%以上増加し、2019年には全体特許出願の12.3%を占めた。

大学・公共研究機関から創り出された特許を基にした技術移転件数は11,000件余り(2018年)で、そのうち約90%は中小企業に移転(譲渡または実施権設定)され、大学・公共研究機関の技術革新が国家経済発展につながる好循環システムの求心的な役割を果たしている。このように大学・公共研の研究成果を強い特許として確保し、企業に効果的に移転して事業化する時こそ革新成長と良質な雇用の創出が可能となる。

<図V-1-3>年度別大学・公共機関における特許出願件数の推移



* 出処：特許庁の独自統計

特許庁はこのような市場からのニーズに応え、2006年から大学・公共研究機関の知的財産に対する認識向上と特許管理システムの整備などを通じて知的財産インフラの構築と能力強化を支援するための「特許管理専門家派遣事業」を始めた。有望な特許技術が死蔵されることを防止するとともに未活用特許技術の活用を促進するため、2013年から「発明インタビュー及び公共IP活用事業」を推進した。2017年には市場のニーズを中心に特許出願する需要基盤発明インタビューを試験的に導入し、2018年には全体発明インタビューを需要基盤発明インタビューに転換した。2016年には企業が必要な特許を多数の大学・公共研から探し出してポートフォリオを構築して企業に移転する「製品単位特許ポートフォリオ構築事業」を推進し、2017年には需要企業の商用化における利便性を高めるために有効性検証まで支援し始めた。2019年には技術移転と再投資の好循環特許生態系作りのために「韓国型特許ギャップファンド事業」をスタートした。最後に、IP取引活性化のためにIP需要者－供給者－仲介者－投資者間情報交流の場である知的財産活用ネットワーク(IP-PLUG)を運営して優秀特許の創出及び活用基盤作りに力を入れている。

2. 特許経営専門家の派遣

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 キム・ミンヒ

イ. 推進背景及び概要

2017年韓国大学の技術移転効率性(調査対象年度の技術移転収入/研究開発費支出)は1.24%で、4.61%である米国大学の1/3にも及ばない。国内大学・公共研究機関の技術移転・事業化専担人材も2.9人で米国の6.5人に比べて大きく不足しており、専門人材の不足によるIP経営能力の低下が知的財産活用成果低迷の原因と見られる。

そこで大学及び公共研究機関に知的財産分野に専門性を備えた特許経営専門家を派遣して知的財産経営インフラの構築と能力強化を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

企業などが知識財産経営の経験豊富な特許専門家を大学・公共研究機関に派遣し、関連規定の整備、知的財産権経営プロセスの標準化、特許ポートフォリオ戦略の策定など多様な活動を通じて大学・公共研究機関の状況に適した特許経営システムを構築し、セミナー及び説明会の開催、知的財産権相談及び諮問などを通じて知識財産に対する認識と能力を高めることに貢献している。

2019年計14人の特許経営専門家を派遣し、相談及び諮問658件、セミナー及び説明会122件を実施し、技術移転227件の成果を達成した。

＜図V-1-4＞「特許経営専門家」の主な役割

認識向上	説明会及びセミナー、発明インタビュー、広報
基盤構築	規定整備、マニュアルによる業務プロセス
能力強化	相談及び諮問、教育、資産実査の定例化、協力ネットワークの構築
技術事業化	特許技術の移転・事業化の支援で高成果の創出を促進

ハ. 評価及び発展方向

2006年から実施中である特許経営専門家派遣事業が安定化段階に入ったことで、2010年からは大学のみならず知的財産経営能力が不足している公共研究所まで支援対象を拡大した。特許経営専門家は地域の産・学・研人材プールを構築し、自治体、特許情報・事業化コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連情報交流に積極的に邁進することで、大学・公共研究機関の技術移転及び事業化に多くの成果を上げている。

世界的に特許競争が過熱し、その様子も複雑になりつつある。また、大学・公共研究機関の知的財産能力が高くなるにつれ、特許経営専門家の役割も既存のインフラ構築と能力強化中心から技術移転・事業化及びIP戦略策定中心に拡大している。

今後は知的財産能力が不足している中小型大学・公共研究機関を引き続き支援し、一方では大型事業団及びスーパーTLO支援の拡大を通じて特許活用戦略を伝播するなど大学・公共研究機関の技術移転・事業化及びIP戦略策定を一層強化していく計画である。

3. 発明インタビュー及び公共IP活用支援

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 キム・ミンヒ

イ. 推進背景及び概要

2019年知的財産活動実態調査によれば、大学・公共研究機関の特許活用率は25.8%で保有特許の3分の2程度が活用されていない状況である。その主な原因は研究者が特許を企業で活用するよりは研究実績として提出するために量中心に出願することで、特許の数は多いものの使えそうな特許が不足しているためである。

国内大学の特許生産性(研究費10億ウォン当たり特許出願件数)は2.86(2018年基準)で、米国大学の0.20、日本の0.27に比べて非常に高い。また、発明届出に比べて特許出願の比率は韓国が91.9%で米国の64%に比べてはるかに高く、事業化が有望な技術を選別せずほとんど出願していることがわかった。

特許庁は出願前の相談・審議を通じて発明を補強し、事業化が有望な技術を中心に国内外の権利化と技術移転・事業化を推進するように「発明インタビュー制」の運営を支援し、活用されていない優秀な特許技術の産業界における活用を促進するために「公共IP活用」を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

大学・公共研所有特許の活用度を高めるため、以前の「発明インタビュー」を「需要基盤発明インタビュー」に改善している。「需要基盤発明インタビュー」は出願前

発明に対する事前技術マーケティング及び企業需要の発掘を通じて企業のニーズに適した技術を選別・出願し、残りの発明に対して外部専門家(IP専門家、技術専門家、市場専門家)が参加して発明相談・評価・補強を通じて優秀発明を選別する方式である。企業需要が発掘された発明や選別された優秀発明に対しては特許分析、事業化戦略の策定、特許補強、特許価値評価、需要企業の発掘及び技術マーケティングなどを通じて公共IP活用を支援した。

「需要基盤発明インタビュー」は2019年に30の大学・公共研究機関を支援し、計3,955件の発明届出件を審議し、1,327件の優秀技術(S、A級)を発掘した。同時に、特許性または事業性のない(D級)281件の発明に対して未承継決定を下すことで特許費用の浪費を防止した。また、「IP活用支援」を通じて72件、契約金額126億ウォンの特許技術を移転した。

<表V-1-10>2019年度発明インタビューの支援実績

全体	S級	A級	B級	C級	D級
3,955件	225件	1,102件	1,986件	361件	281件
100.0%	5.7%	27.9%	50.2%	9.1%	7.1%

ハ. 評価及び発展方向

需要基盤発明インタビューを通じて市場で価値のある発明を選別・出願するように誘導し、特許明細書の高品質化及び海外出願の拡大などで特許管理の質を高めた。

また、発掘された有望技術に対しては特許技術マーケティングなど事業化を重点的に支援して優秀な技術移転・事業化成果を創出した。

今後も需要基盤型発明インタビューを通じて収益化観点の活用性の高い特許を選別・支援することで未活用特許の発生を減らしていく予定である。

4. 製品単位の特許ポートフォリオの構築

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 キム・ミンヒ

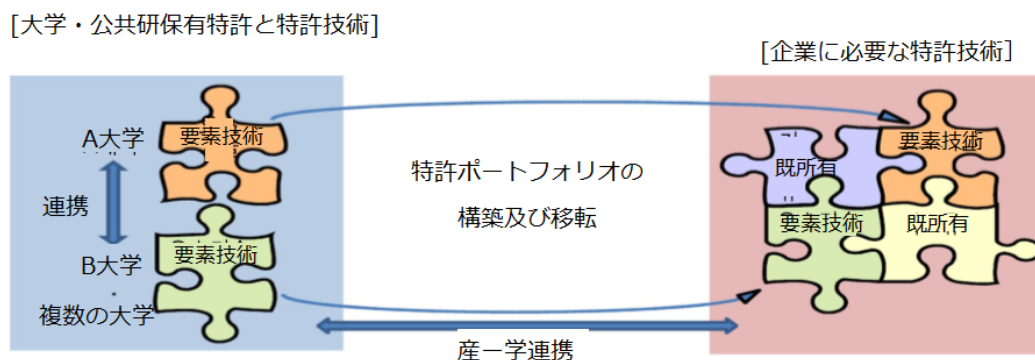
イ. 推進背景及び概要

最近技術の融合・複合が活発になるにつれ、単一特許では製品生産が不可能になっている。企業に技術を移転するためには、既に保有している技術だけでなく関連技術をポートフォリオで構成して移転するほうが有利である。

また、大学・公共研の技術は初期段階であるケースが多いが、一方企業は直ぐに事業化可能な技術を希望するため、供給技術と需要技術間で技術成熟度の差が大きい。

したがって、複数の大学・公共研が保有している特許を市場ニーズに合わせてパッケージングし、商用化失敗の可能性が高い初期段階革新技術の場合は技術完成度を高めるために概念の検証及び試作品の検証など特許商用化検証を追加的に支援して公共IPの活用を促進しようというニーズが高まっている。

<図V-1-5>特許ポートフォリオ構築・移転モデル



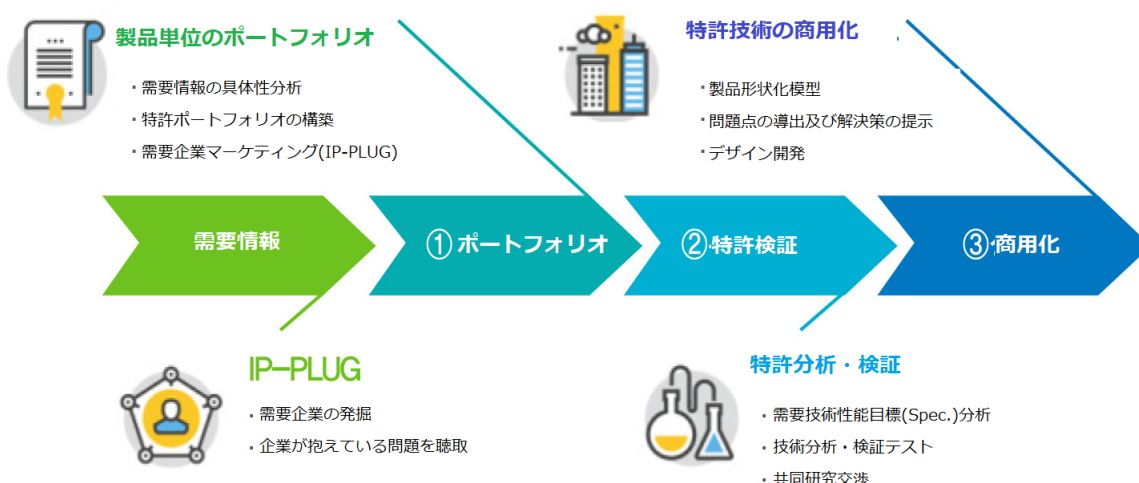
ロ. 推進内容及び成果

2011年から特許庁は様々な大学・公共研究機関が個別的に保有している特許技術を産業界で簡単に活用できるようにするため、特定技術テーマ別ポートフォリオを構築して技術移転・事業化する「公共機関保有技術の共同活用支援事業」を推進した。

2016年には製品単位で特許ポートフォリオを構築して技術移転・事業化する「製品単位特許ポートフォリオ構築事業」に転換し、2017年には特許ポートフォリオ構築支援の他に商用化検証支援を追加した。

同事業は2019年に18件の特許ポートフォリオ課題を支援し、計63件の技術移転契約を通じて282億ウォンの契約成果をあげた。

<図V-1-6>特許ポートフォリオ構築・移転及び事業化支援のプロセス



ハ. 評価及び発展方向

この事業は特許ポートフォリオの構築及び有効性検証を通じて企業のニーズに合わせて特許技術の価値を高めるため、大学・公共研の未活用特許の活用にも効果的な方法論として評価されている。

今後大学・公共研が自らこのような特許技術事業化を行うシステムを構築するように、特許移転収益を回収・再投資する特許ギャップファンドと連携して技術事業化を

促進する予定である。

5. 韓国型特許ギャップファンド(Gap Fund)立ち上げの支援

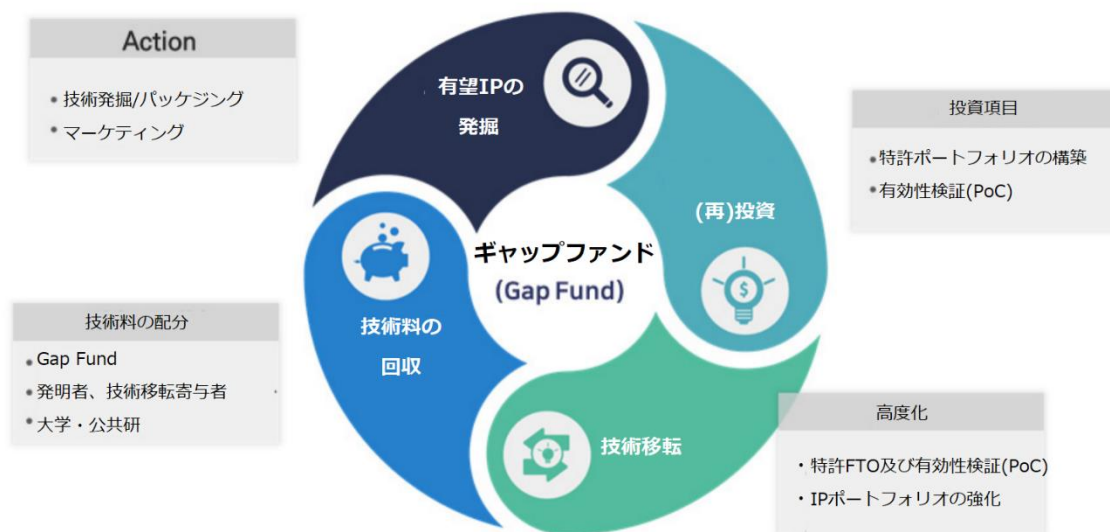
産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 キム・ミンヒ

イ. 推進背景及び概要

大学・公共研の研究成果を強い特許として確保し、企業に効果的に移転・事業化する時、革新成長と良質な雇用の創出が可能となる。しかし、大学・公共研の特許活用率は25.8%(2019年)に止まるなど研究成果が特許技術移転及び技術創業につながる好循環生態系作りは程遠い状況である。

このような特許供給及び技術需要間のギャップ(gap)を縮めるため、技術マーケティング及び商用化検証に対する必要性が増大したことで、有望特許技術の商用化検証(Proof of Concept)などに投資し、回収された収益の一定部分を他の有望特許技術に再投資するように支援する「韓国型特許ギャップファンド立ち上げ支援事業」が2019年にスタートした。

<図V-1-7>ギャップファンド構築を通じた技術移転Seed Money好循環概念図



ロ. 推進内容及び成果

既存の製品単位特許ポートフォリオとの差別化を図るため、大学・公共研の成長段階別に支援し、能力のある技術移転成果上位機関の場合は回収－再投資プロセスの構築が可能な「技術移転好循環先導モデル」として位置づけられるように成長を支援している。

2019年大学5校及び公共研究機関1機関を支援し、特許移転59件及びロイヤリティ78.7億ウォンの成果を上げ、支援金の40.7%(8.4億ウォン)を回収して今後大学・公共研が自ら特許技術化に再投資することで、政府支援終了後も独自運営ができる財政的基盤を構築した。

ハ. 評価及び発展方向

同事業以前と比較して支援機関の技術移転実績の向上及び投資金の回収など多数の機関で肯定的な成果が発生した。

今後製品単位のポートフォリオ事業を通じて企業需要に最適化技術を移転した経験のある一定規模以上の大学・公共研を重点的に支援し、大学・公共研独自の知的財産取引・事業化のための能力を高め、知的財産の活用及び成果を最大にする予定である。

第2章 知的財産基盤の強小企業の育成

第1節 地域の強小企業の発掘・育成

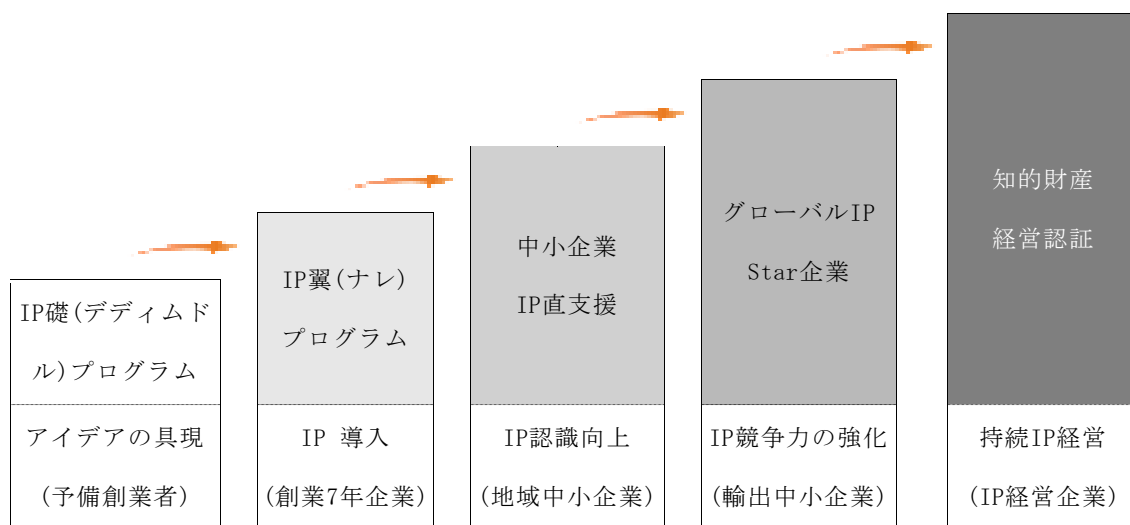
1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ユン・セギョン

第4次産業革命時代を迎えて中小企業支援政策はアイデア基盤の核心技術と知的財産の育成を通じた新付加価値の創出という新しいパラダイムに帰結している。これを通じて創業と雇用創出につながる知的財産生態系作りは何時になく重要になっている。

一方、このような動きは製造業を基に伝統主力産業を営んできた「地域」にも新しい変化が求められている。地方化時代と集約されるダイナミックな環境変化と相まって、地域の積極的な知的財産権の創出と活用が先進化した地域産業構造への転換と競争力のある地域強小企業育成の誘い水になっている。

このような理由から特許庁は全国を対象に予備創業者を含む個人創業者から輸出中小企業まで企業成長の全段階をカバーする知的財産創出支援システムを構築し、地域中小企業の知的財産創出を集中支援することで、首都圏と非首都圏の知的財産格差問題の解消に取り組んでいる。



段階別に見ると、予備創業者向けの「IP礎(デディムドル)プログラム」を始めに、7年以内創業企業を支援する「IP翼(ナレ)プログラム」、そして中小企業の海外進出を支援するための「グローバルIPスター企業育成」事業を経て、知的財産優秀中小企業に対する「認証」に至るまで、必要であれば有望な中小企業が知的財産を基にする強小企業として成長する上で段階別に持続的な支援を受けることができる。具体的な支援内容を見ると、予備創業者にアイデアの具体化・高度化コンサルティングを、初期創業企業に融合・複合IP技術と経営戦略コンサルティングを、一般中小企業を対象にIP経営コンサルティング及び懸案解決を、輸出(予定)中小企業には海外出願及び海外技術進出戦略の策定などを支援した。また、中小企業の知的財産経営環境作りを誘引し、認証企業の対外信頼度を高めるため、知的財産経営認証制度を運営している。

2. 特許バウチャー事業の導入

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 パク・インピョ

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

国家の未来成長エンジンの発掘及び持続可能な成長において技術に基づいた創業が核心要素として台頭し、世界各国はスタートアップ支援に力を入れている。

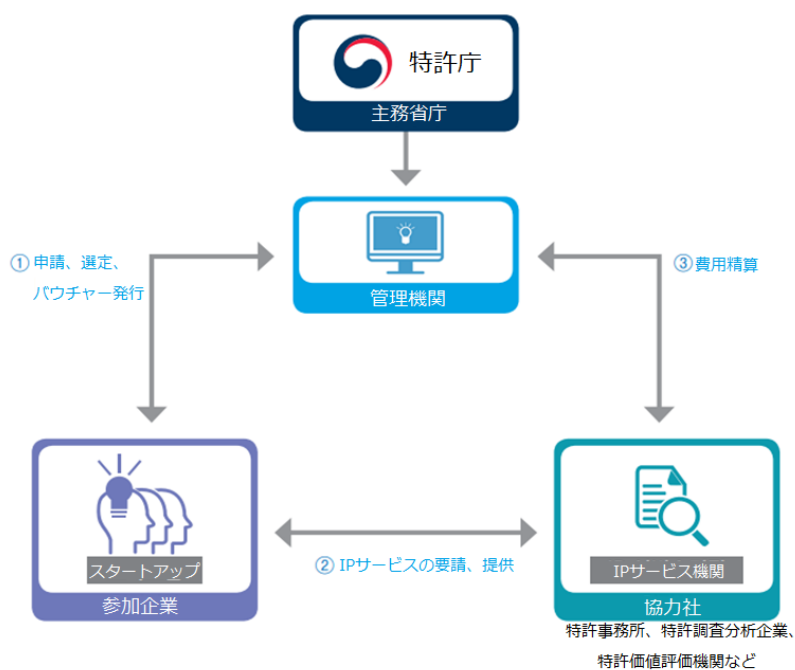
国内でも政府レベルの創業支援政策が推進され、創業費用・リスク減少、投資拡大などスタートアップの生き残りや成長環境が改善されつつあるが、依然として国内スタートアップ生態系の生命力は先進国に比べて不十分であり、グローバルな成功事例も不足しているのが現状である。

また、IPがスタートアップの成長と成功における核心要素であるにもかかわらず、IPサービスの高い費用によって多数のスタートアップが悩みを抱えて支援を求めている

る。しかし、創業・中小企業IP支援施策が創出・保護・活用分野別に備えられているものの、スタートアップの柔軟な活用には限界があるのが現状である。

そこで、特許庁は一般中小企業の創業とは違って、事業アイテム・BM(Business Model)変更が頻繁でタイミングが重要なスタートアップの特徴を考慮し、従来の供給者観点から脱してタイムリーな支援が可能な新しい支援方式を設けることとなった。

<図V-2-1>スタートアップ特許バウチャー事業の推進システム



※ IPサービス機関は事業管理システムに登録されたPOOLの中からスタートアップが自由に選択

2) 概要

スタートアップ特許バウチャー事業は需要者自律選択型IPサービス統合支援を通じてスタートアップのIP競争力を強化し、自生的なスタートアップ生態系を構築することに意義がある。

スタートアップにバウチャーを発行すると、スタートアップはIPサービスメニューとPoolに登録されたサービス提供機関の中から自由に必要なサービス及び機関を選択して利用した後、バウチャーでサービス手数料を支払えば良い。

IPサービスメニューは大きく国内外IPの権利化、特許調査分析・コンサルティング、特許技術価値評価、技術移転の4つに分かれる。この時バウチャーはポイント形態で発行され、サービス費用は結果物確認など一定の精算手続きを経て管理機関がIPサービス機関に直接支給する。

支援対象は第4次産業革命関連または挑戦的な課題を追求する技術・IP基盤スタートアップで、国内に設立された非上場会社でなければならず、予備創業者は除外される。

<表V-2-1>スタートアップ特許バウチャー事業のIPサービスメニュー

IPサービス項目	細部内容
国内・海外IPの権利化	特許(PCT)、実用新案、デザイン(ハーグ)、商標(マドリッド)出願の弁理サービス
特許調査・分析及び コンサルティング	先行技術調査、無効資料及び侵害資料の調査・分析、特許マップ、IPコンサルティング
特許技術価値評価	移転・取引、金融、事業化、訴訟、技術上場などのための特許技術価値評価
技術移転	特許技術の販売・購買(またはライセンス)仲介

ロ. 推進内容及び成果

2019年スタートアップ特許バウチャー事業は101社のスタートアップに特許バウチャーを支援した。

特許バウチャーの利用内訳を見ると、優秀技術力及び潜在力を保有したスタートアップが成功可能性を高めるように創出・保護・活用の全分野に対するIP統合サービスに使用された。

特に、特許バウチャーがIP権利化分野で費用負担の大きい海外出願(PCTなど)サービスに半分以上活用され、スタートアップの海外IPポートフォリオ構築に寄与し、市

場進出国に対する綿密な特許調査及び特許マップ分析で海外進出の足場を設けた。スタートアップはこのように確保したIPを通じて投資誘致を促進したり、技術性評価に備えて企業上場(IPO)を推進し、国内外の各種大会で受賞・褒賞を獲得することに活用して競争力を強化した。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許戦略開発院が2019年スタートアップ特許バウチャー事業成果を分析した結果、特許バウチャー事業による売上増加効果は46%、輸出増加効果は16.3%であり、投資を通じた資金誘致比率は一般創業企業に比べて180倍、新規人材雇用創出は303人に達していることがわかった。

また、スタートアップにタイムリーで便利なIPサービスを提供することで、他の類似IP支援事業に比べて優秀性(80%以上肯定)及び高い満足度(88.7点)が立証された。2020年にもIP基盤スタートアップの成長のために135社余りのスタートアップを支援する予定であり、IPに対する専門知識が足りないスタートアップがバウチャーをより効率的に使用できるように管理機関の専門家がバウチャー使用に対するガイドや諮問を提供する計画である。

3. IP礎(デディムドル)プログラムの推進

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 パク・インピョ

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

最近第4次産業革命と人口構造の変化がスピードアップする一方、世界的な景気低迷と雇用なき成長が続く中で、革新型技術創業は新しい領域の高付加価値創出を通じた成長と雇用拡大の新しいトレンドとして位置づけられている。このような技術創業

を活性化するためには創業以前の段階から知的財産中心の創業を誘導する必要がある。

そこで特許庁はIP礎(デディムドル)プログラムを通じて予備創業者の単純な初期アイデアが知的財産に基づく事業アイテムとして育成できるようにすることで、予備創業者が創業で成功する上で「礎(デディムドル)」となることを期待している。

2) 概要

IP礎(デディムドル)プログラムは個人及び予備創業者のアイデアを熟成させて事業アイテムとして具体化し、特許権の確保、事業計画書の策定を支援することで知的財産を活用する創業を支援するコンサルティング基盤のプログラムである。

支援対象は創意的なアイデアを保有する予備創業者で、事業申請は全国の広域市・道の地域知的財産センターを通じて年中随時受け付けている。また、オン・オフライン基礎相談を通じてアイデアの事業可能性診断を受けた後、参加申請書とアイデア要約書などを提出する必要がある。

事業の支援内容は①段階：IP創業ゾーン、創造経済革新センターなどのアイデア相談窓口で知的財産及び創業専門家と基礎相談を進行する。基礎相談を通じて同事業の支援対象を選定する。②段階：IP創業ゾーンでアイデア発想技法、創意的な問題解決方法、特許情報検索などの教育を通じて予備創業者に必要な知的財産と創業に対する基本能力を備えさせる。③段階：アイデア高度化コンサルティングを通じて先行技術調査分析結果を基に技術が事業アイテムとして競争力を備えるようさらに発展させる。④段階：高度化されたアイデアを権利として保護し、経営・マーケティングに活用できる最適な特許技術として出願する。⑤段階：アイデアを実際具現可能な製品として発展させるために3D模型設計を支援する。⑥段階：創業コンサルティングを通じて事業計画書、ビジネスモデルなどを策定し、他機関の資金・試作品製作などの支援が受けられるように連携する。

ロ. 推進内容及び成果

IP礎(デディムドル)プログラムを通じて2018年には計935件のアイデアが事業アイテムとして導出され、2019年には計942件の知的財産基盤事業アイテムが導出された。このうち2018年には199件が創業し、2019年には243件が創業に成功した。これらの創業企業の売上高は2018年には計7億ウォン、2019年には計28億ウォンであり、2018年には47人、2019年には101人を新規雇用して新しい雇用を創り出した。

また、創業コンサルティングを通じて他省庁の多様な創業支援事業に連携支援し、2018年には221件、2019年には275件が創業資金、試作品製作などの支援を受けた。

ハ. 評価及び発展方向

IP礎(デディムドル)プログラムはアイデアはあるものの創業に困難を感じる地域住民が知的財産を基にする競争力のある事業アイテムで創業できるように支援することで、地域における新しい雇用創出に貢献した。同時に、地域の多様な関係機関との協力を通じて地域の特性に適した知的財産基盤の創業が活性化できるように運営していく予定である。

<図V-2-2> IP礎(デディムドル)プログラムの進行プロセス



4. IP翼(ナレ)プログラムの推進

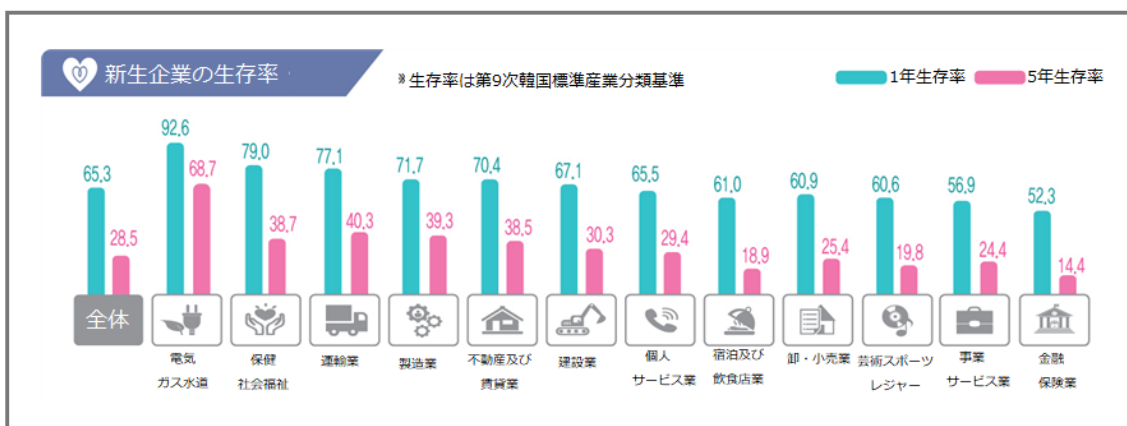
産業財産政策局 地域産業財産課 放送通信事務官 チャン・ギョンジン

イ. 推進背景及び概要

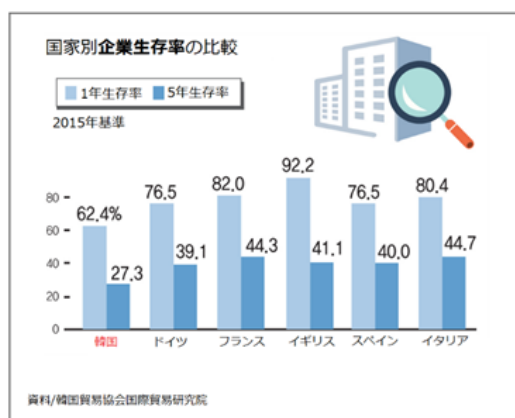
1) 推進背景

創業初期を少しだけ耐えれば名実ともに成長軌道に乗れる技術創業企業には政府の多様な支援事業が誘い水の役割を果たしている。しかし現実には多様な創業育成政策にもかかわらず、新生企業の5年以内生存率が30%に止まっている状況である。それほど初期技術創業企業が情熱とアイデアだけでは市場で生き残ることが容易ではないことを示している。統計庁の「2018年基準企業生滅行政統計結果」報告書によれば、新生企業の1年生存率は72.7%、5年生存率は39.8%であることがわかった。一方、2019年中小ベンチャー企業部が発表した2017年創業支援企業の5年後生存率は53.1%で一般創業企業より優れているが、これは創業支援企業の成長を牽引するための政策の重要性を物語っていると言える。そのため特許庁は単に費用を支援するのではなく、専門家IPコンサルティングを支援する「IP翼(ナレ)プログラム」の運営で創業企業の生存率を高め、健全な創業生態系作りのために取り組んでいる。

<表 V-2-2> 企業生滅行政統計



<表 V-2-3> 主要国新生企業の1年/5年生存率



2) 概要

IP翼(ナレ)プログラムは全国地域知的財産センター(RIPC)を通じて運営されている。

IP翼(ナレ)プログラムは創業企業が直面している技術及び経営上の懸案に対してIP側面から問題解決を支援する事業であり、地域知的財産センターの担当コンサルタントが100日の課業期間の間BP(Business Producer)となって企業にIPコンサルティングを支援する。

まず、事業運営の面で課業期間100日の間8回の企業現場訪問コンサルティングを義務付け、地域コンサルタントがBPの役割を充実に果たせるようにした。

次に、事業遂行の面で、担当コンサルタントは8つのソリューション(強い特許権の創出、R&D方向設定、紛争予防戦略の策定、IPカスタマイズ型教育、IP活用戦略の策定、IP融合・複合戦略の策定、職務発明制度・営業秘密戦略など知的財産管理戦略の策定、知的財産経営認証など企業成長のための認証獲得及び活用戦略の策定)の中から企業に必要なものを選別してカスタマイズ型コンサルティングを提供する。

支援を受ける企業はコンサルティング期間の間、担当コンサルタント及び専門家とチームを組んで企業の懸案事項に対して対策を講じることになるが、特許専門人材が不足している創業企業にはこのような密着コンサルティングが干天の慈雨となっている。

ロ. 推進内容及び成果

2017年にスタートしたIP翼(ナレ)プログラムはここ3年間1,179社の企業にIPコンサルティングを支援した。2017年には636社が申請して294社を支援し、2018年には1,258社が申請して425社を支援した。2019年には1,756社あ申請して460社を支援し、事業の需要が爆発的に増加している。

ここ3年間IP翼(ナレ)プログラムを通じて特許出願だけでなくIP融合・複合を活用した商標、デザイン出願、海外出願も支援し、計1,590件の知的財産権の出願を支援した。

<表V-2-4>2017～2019年IP翼(ナレ)プログラムの知的財産権出願支援件数

特許	商標	デザイン	海外	合計
1,311件	100件	76件	103件	1,590件

また、IP経営戦略コンサルティングを通じて政府機関の事業化支援、IP金融、エンジェル投資などから計1,927億ウォンの事業資金を確保し、計1,827人の新規雇用を創出することに直間接的に寄与した。

特に、このような雇用は知的財産戦略を通じて企業の成長を誘導する過程で生まれた雇用で、単純な雇用ではなく、企業の技術及び知的財産分野で創出した良質の雇用という点で意味がある。

同時に、2019年度から政府の創業支援事業連携の一環として、IP(知的財産)翼(ナレ)プログラムの支援を受ける企業を対象に中小ベンチャー企業部創業成長技術開発(ディディムドル創業課題)事業に連携推薦して書類審査を免除するメリットを与え、IP(知的財産)翼(ナレ)プログラムの支援を受ける企業50社を推薦して最終的には18社が最終選定されて連携支援を受けた。

<表V-2-5>2017～2019年IP翼(ナレ)企業事業資金の確保状況

他機関連携	技術金融など融資	外部機関投資	合計
866億ウォン (473社)	447億ウォン (134社)	614億ウォン (99社)	1,927億ウォン

ハ. 評価及び発展方向

2019年IP翼(ナレ)プログラムコンサルティングに対するサービス品質を高めるため、支援企業に該当事業に対する品質及び満足度調査を実施した。その結果、満足度平均は97.14点で、支援企業の大多数がIP翼(ナレ)プログラムに対して満足していることがわかった。調査結果で足りない部分に関してはコンサルタント能力向上教育を通じてコンサルティングの品質向上を図る予定である。

<表V-2-6>2019年IP翼(ナレ)プログラムコンサルティングの満足度

調査対象	回答企業	平均点数
460社	437社	97.14点

今後増加する事業需要に対応するため、該当事業を行う地域知的財産センターを拡大再編し、中小ベンチャー企業部創業成長技術開発課題連携の拡大及び多様な連携課題の発掘を通じて支援できる方策を講じるなど関係機関との協力を持続的に強化し、事業資金、技術開発、マーケティング支援など後続連携を通じてIP翼(ナレ)事業の確実な成果を創出する計画である。

5. 中小企業IP即時支援サービスの提供

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ユン・セギョン

イ. 推進背景及び概要

中小企業は専門特許チームを保有する大企業より知的財産能力が不十分で、IP専門家から知的財産権に対するコンサルティングを受け難い状況である。特に、地方中小企業の場合はその問題がより深刻で、地方中小企業には迅速な知的財産支援及び問題解決が必要である。中小企業IP即時支援サービスは中小企業のIP問題を探し出し、知的財産コンサルティング及び問題解決を通じて企業成長の障害要因を取り除くことを目的として施行された中小企業支援事業である。

同事業は2010年からIP Start-up、IP Scale-up支援事業として施行されてきたが、年1回事業実施という従来の事業構造では中小企業の即時的な要求には対応できなかった。

そこで、中小企業の経営現場で発生する知的財産関連の急な問題に対して即時的に対応する必要があり、2017年から地域中小企業のIP成長における障害要因を取り除くために地域知的財産センターを通じた随時・即時支援事業に変更した。

ロ. 主要内容及び成果

中小企業IP即時支援サービスは中小企業に小規模の特許マップ、デザインマップ、ブランド開発、デザイン開発、特許技術広報映像などを支援し、地域知的財産センターのコンサルタントを通じて国内外IPコンサルティングを提供する事業である。中小企業はコンサルタント及び協力機関の専門家から企業の懸案課題の分析及び診断を受けた後、必要事業の支援を受けるが、通常2～3カ月がかかる。

2019年度中小企業IP即時支援サービスの支援実績は以下のとおりである。

<表V-2-7>2019年度中小企業IP(知的財産)即時支援サービス

支援事業	支援件数
特許マップ	341
ブランド開発	187
デザイン開発	350
特許技術広報映像	112
海外出願	54
デザインモックアップ	41
国内・外IPコンサルティング	386

ハ. 評価及び発展方向

中小企業IP即時支援サービスは2019年計1,471件のIP問題に対して直ちに相談・支援を実施し、事業施行前(2005年)24.6%に過ぎなかった中小企業の特許出願比率が2018年基準で62.0%まで漸進的に上昇し、大企業と中小企業の間格差解消に寄与した。

また、同事業施行前(2005年)は21%に過ぎなかった非首都圏の特許出願比率が2018年38%まで上昇し、首都圏－非首都圏IP能力格差の解消に寄与した。

6. グローバルIPスター企業の育成

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ユン・セギョン

イ. 推進背景及び概要

知的財産を活用する経営戦略が企業の競争力を左右しており、特許などの知的財産権を先取りした企業の紛争提起も増加傾向にある。大企業は知的財産専担組織を備え、自社の特性に適した知的財産経営モデルを独自に策定して運営するなど知的財産基盤時代に着実に対応している。また、一部中小・中堅企業は積極的な知的財産権の確保及び活用を通じて持続的に成長している。

このように知的財産が企業の長期的な成長において欠かせない要素であるにもかかわらず、大半の中小企業は知的財産の重要性に対する認識が依然として不十分な状況である。そこで、特許庁は2010年から地域中小企業の間格差解消に向けてIPスター企業育成事業を初めて導入・施行した。特に、特許庁は2017年から従来の「IPスター企業」を「グローバルIPスター企業」に変更し、輸出中もしくは輸出予定の中小企業に対するIP総合支援を通じて地域中小企業の間格差解消に向けて取り組んでいる。

韓国の場合、国内総生産(GDP)に比べて内需の比重が徐々に減少し、中小企業はこ

のように低迷している内需市場の状況を打開するために海外市場攻略に拍車をかけている。研究結果によれば、輸出企業は内需中心の企業に比べて企業の成長及び良質の雇用創出面において優れているため、韓国企業の海外市場進出を積極的に支援する必要がある。

ロ. 主要内容及び成果

2019年グローバルIPスター企業育成事業はグローバル競争力のある地域の輸出(予定)中小企業を発掘して知的財産に対する総合支援を提供した。

知的財産総合支援は海外出願支援、カスタマイズ型特許/デザインマップ提供、非英語圏ブランド開発、特許技術広報動画制作、特許・デザイン融合開発、ブランド・デザイン融合開発、デザイン開発、ブランド開発、企業IP経営診断・構築などを通じた随時課題支援などで構成されている。このような細部課題を地域知的財産センターのコンサルタントを通じて集中支援することで、該当企業の輸出能力が強化できるように支援する事業である。

特許庁は2010年のIPスター企業育成事業を導入して以来2019年現在まで計1,899社の地域有望中小企業を支援した。

特許庁は地方自治団体との協力の下で地域別の有望輸出中小企業を選定しているが、「グローバルIPスター企業」に選定されるためにはIP-Spectrum評価、現場実査、対面審査につづく厳しい審査プロセスを全て経る必要がある。支援対象として選定された企業はコンサルティング及び需要調査の結果によって上述した多様な支援プログラムを最大3年間支援してもらうことができる。

特にグローバルIP経営診断・構築の場合を例に挙げると、地域知的財産センターが中小企業を専担してIP資産構築戦略、IP事業化戦略、IPリスク管理戦略、ブランド経営戦略、デザイン経営戦略の計5つのモジュールを選択的に支援し、地域知的財産センターのコンサルタントは選択されたモジュールを基に企業のコンサルティング要求

事項を反映して自由にコンサルティングを実施する。

2019年度「グローバルIPスター企業」に対する細部課題支援実績は以下のとおりである。

<表V-2-8>支援対象の選定状況

選定年度	選定(社)
2010年	108
2011年	203
2012年	157
2013年	151
2014年	227
2015年	220
2016年	100
2017年	288
2018年	205
2019年	240
合計	1,899

<表V-2-9>2019年度グローバルIPスター企業の支援実績

支援事業	支援件数
海外出願費用支援	851
海外出願OA・登録費用支援(パイロット事業)	9
カスタマイズ型特許マップ・デザインマップ	261
特許技術広報動画	118
デザインモックアップ	31
非英語圏ブランド開発	24

特許&デザイン融合	39
IP経営診断・構築	41
ブランド開発	71
デザイン開発	197
特許・デザインマップ(一般)	45

ハ. 評価及び発展方向

グローバルIPスター企業育成事業を通じて支援対象として選定された中小企業は毎年一般中小企業より高い成長を記録している。

2018年もまた全体中小製造企業に比べてグローバルIPスター企業の売上高、輸出額、雇用人数増加率などで高い成果を記録した(グローバルIPスター企業の92%が製造業分野)。特に輸出の側面で優れた成果をあげたが、支援前の未輸出企業60社のうち52%である23社が新規輸出に成功し、輸出対象国は1,549カ国から1,685カ国に8.8%増加、輸出額もまた1%増加した。

特許庁は今後もグローバルIPスター企業育成事業を通じて輸出中心の強小企業を持続的に育成するために関連予算を拡大し、特に中小企業の海外進出と関連するIPニーズに直ぐに応えられるように時宜を得た支援事業を導入するために取り組んでいく予定である。また、第4次産業革命など融合技術が急激に発展する現状に合わせて、企業からのニーズを基に特許・デザイン・ブランドを融合したコンサルティングを地域知的財産センターのコンサルタントを通じて行い、海外カスタマイズ型コンサルティングの提供と事後管理システムの構築を通じた知的財産経営を企業に導入していく計画である。

＜表V-2-10＞グローバルIPスター企業の支援成果

	2018年グローバル IPスター企業	IPスター企業(2015 ～2017年平均)	中小製造企業(2015～ 2017年平均)
売上高増加率	8.2%	9.7%	4.2
輸出額増加率	8.6%	9.5%	△0.7
雇用者数増加率	8.1%	7.7%	△0.4

*2019年売上高及び輸出額は2020年5月中に確定予定

7. 知識財産プロボノ事業の推進

産業財産政策局 地域産業財産課 行政主事 ユン・ゾンオ

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

知的財産が企業の重要な資産として浮上し始め、企業は知的財産権の確保のために活発に動いている。特許庁は地域の中小企業を支援するために多様な知的財産経営支援政策を推進しているが、限られた予算と高い競争率で小企業、予備創業者など多くの零細企業は支援が受けられない状況にある。特に、零細企業は特許出願、ブランド、デザイン開発による費用負担で知的財産の経営に困難を覚えている。

そこで、特許庁は零細企業の知的財産活動を支援するため、自分が持っている才能を助けを求める人にシェアする「プロボノ」を知的財産分野に取り入れ、「知的財産プロボノ」を2012年から推進している。

2) 概要

「知的財産プロボノ」は弁理士、デザイナー、教授など知的財産に関する才能及び

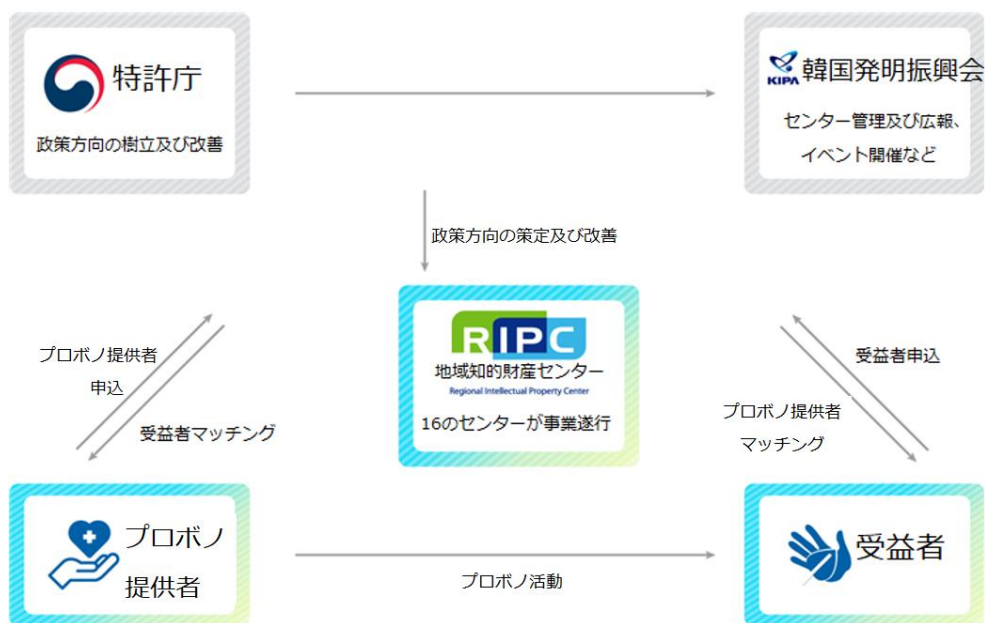
専門知識を持つ個人または団体が知的財産活動に困っている小企業、社会的企業、予備創業者などをサポートする活動である。プロボノを通じて支援が受けられる知的財産分野は知的財産相談、先行技術調査、知的財産教育、ブランド・デザイン開発などである。

<図V-2-3>知的財産プロボノのCI



プロボノまたは支援を希望する者は各地域の知的財産センターに直接相談するか、もしくは知的財産プロボノホームページ(www.ripic.org/ipnanum)を通じて申込可能である。申し込みが完了すれば、地域知的財産センターがプロボノ・プロボノ支援を受ける者の適否を判断し、担当コンサルタントが分野毎に適合するプロボノ提供者とプロボノ受益者のマッチングを行う。マッチングされたプロボノ提供者と受益者はプロボノ分野と細部進行事項などに対して協議を行い、以後プロボノを通じて知的財産活動を支援することになる。

<図V-2-4>知的財産プロボノの構造図



ロ. 推進内容及び成果

「知的財産プロボノ」は17の広域知的財産センターを通じて参加者を募集し、現在まで1,472件の知的財産プロボノが行われた。

2019年には250人のプロボノ提供者と195人の受益者を募集し、282件のプロボノを支援した。細部支援状況を見ると、知的財産相談75件、先行技術調査78件、知的財産教育13件、ブランド開発44件、デザイン開発60件、その他12件であり、参加者たちを通じて積極的な知的財産プロボノが行われた。

<表V-2-11>2019年度知的財産プロボノの分野別状況

(単位：件)

知的財産 相談	先行技術 調査	IP教育	ブランド 開発	デザイン 開発	その他	合計
75	78	13	44	60	12	282

知的財産プロボノを奨励するために2013年には大韓弁理士会、サムスン電子、金&張法律事務所、第一特許法人などと業務協約を締結し、企業のプロボノへの参加を呼びかけ、2014年からは地域大学のデザイン学科の教授と学生が参加する産・学連携のプロボノを推進することで大学内のプロボノ文化の拡散と学生の実務能力向上に貢献している。さらに「知的財産プロボノ」以後、支援を受けた企業はプロボノを通じて得た収益または製品を地域の脆弱階層に寄付するなどシェアリングの好循環につなげ、好循環のシェアリング文化の拡散に肯定的な役割を果たしている。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産プロボノは知的財産活動に困っている零細企業を支援し、地域企業の知的財産競争力を高める上で大きな役割を果たしている。同時に、多様な観点から受益者カスタマイズ型プロボノが行われるように、発明教師、R&D研究員、デザイナーなど

の多様な分野へのプロボノ参加を呼びかけている。

同時に、プロボノ提供者たちが一堂に会してプロボノ事例とノウハウを共有し、プロボノの必要性に対してコンセンサスを得る場を設けることで、プロボノ参加者の功労を称えるとともに地域へのプロボノ文化拡散にも寄与する計画である。

第2節 地域における知的財産インフラの構築

1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ユン・ゾンオ

特許庁は地域知的財産の創出・活用の戦略拠点として全国に「地域知的財産センター」を設置・運営している。地域知的財産センターは1978年から特許資料の利用を目的として15の市・道商工会議所を指定・運営していた「地方特許資料閲覧所」にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連相談などを提供した。そして、2004年1月に再び改編を行い、地域知的財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたカスタマイズ型サービスを提供している。

2. 地域知的財産センターの運営及びIP創造Zoneの構築

産業財産政策局 地域産業財産課 書記官 ユン・ヒョンジン
地域産業財産課 行政事務官 パク・インピョ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は全国に25の地域知的財産センターを設置・運営(自立型知的財産センター2カ所を除く)している。そして、同センターを通じて知的財産権の総合相談、知的財産権の総合コンサルティング、訪問型知財権教育及び地域関係機関との多様な協力事業を展開している。

一方、2014年には江原、光州、大邱、釜山の地域知的財産センターに、2015年には仁川、全北の地域知的財産センターに、2016年には済州、忠南地域知的財産センターに、2017年には慶北、蔚山地域知的財産センターに、2018年には京畿、忠北、ソウル、大田、慶南、全南地域に、2019年には世宗に「IP創造Zone」を設置することで全国17

の広域圏基盤を完了し、このようなインフラを基に予備創業者のアイデアに対する知的財産・創業教育とコンサルティングを支援するプログラムを展開している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知的財産センターを地域の知的財産権創出支援と創業促進のための総合インフラとして機能させ、地域の発明ムード作りと同時に知的財産権創出の促進及び積極的な活用を目指している。

地域知的財産センターは特許、ブランド、デザインなど知的財産総合コンサルティング及び総合相談サービスを提供し、知的財産基盤を構築するための知的財産説明会及び教育課程を運営することで、地域の知的財産権に対するニーズをユーザーの近い場所で満足させることで顧客価値経営を実現している。

2006年に本格的に自治体マッチング事業を始め、地域住民及び中小企業に対する知財権教育、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて地域知的財産センターが地域における知的財産権創出の前進基地となった。2019年には地域の知的財産インフラ構築のために発明振興イベント29回、自治体公務員懇談会・ワークショップ29回、IP経営者クラブ92回を開催した。

このように地域知的財産センターという知的財産権総合支援体制の構築を通じたワンストップサービスを提供することで、地域知的財産権の創出・活用を促進して地域の経済活性化に貢献している。

一方、「IP創造Zone」を通じてアイデア発想から特許調査を通じた事業アイテムの具体化、事業計画策定教育、創業コンサルティングを通じた事業化連携を支援している。

2019年には計69期数、1,426人が教育を修了し、IP礎(デディムドル)プログラムを通じて243人の創業者を育成し、275件の事業アイテムが他事業に繋がって創業の夢を

叶える土台となった。

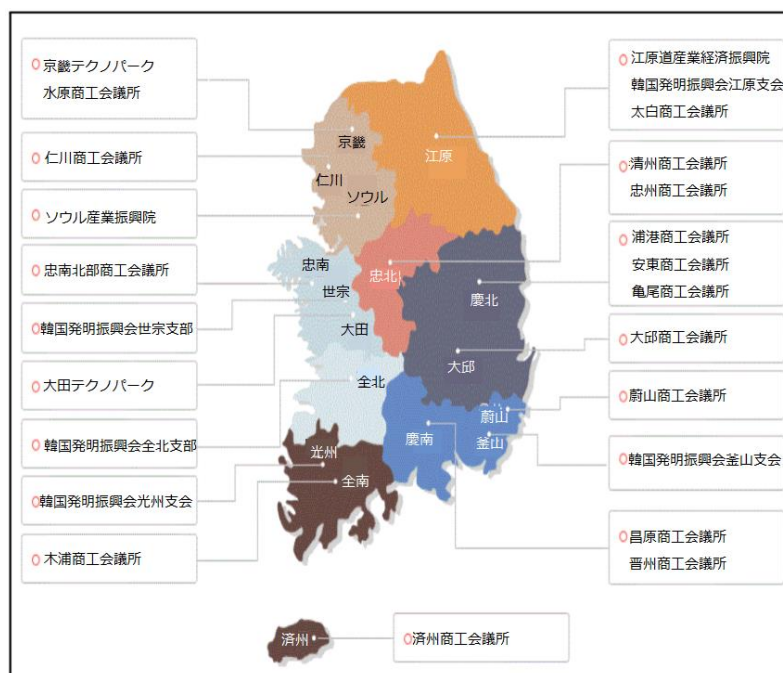
ハ. 評価及び発展方向

特許庁は地域知的財産センターの機能を知的財産の創出支援から保護・活用はもちろん新知的財産権分野まで包括させ、知的財産基盤の中小企業支援拠点として育成する計画であり、そのために地域環境に適したカスタマイズ型知的財産政策の策定を支援し、産・官・学界の参加を呼びかける地域機関との共同事業及び協力システムをさらに強化していく計画である。

また、IP創造Zoneを通じて発掘されたアイデアに対する創業及び事業連携コンサルティング支援、創造経済革新センターを通じたアイデア相談窓口の運営など創造経済革新センターとの業務協力を続けていく予定である。

一方、地域知的財産センターを地域のIP拠点機関として発展させるため、専門コンサルタント中心のIPコンサルティングも強化していく計画である。

<図V-2-5> 地域知的財産センターの状況



＜表V-2-12＞地域知的財産センターの設置運営状況

No	センター名	運営機関	連絡先	登録日	住所
1	ソウル知的財産センター	ソウル産業振興院	02-2222-3860	2009.02.18.	ソウル市麻浦区ワールドカップ北路400ソウル産業振興院13F
2	京畿知的財産センター	京畿テクノパーク	031-500-3043	2003.10.16.	京畿道安山市常緑区海岸路705、京畿テクノパーク支援便宜棟1階
3	仁川知的財産センター	仁川商工会議所	032-810-2882	2001.07.01.	仁川広域市南東区ウンボン路60番ギル46、仁川商工会議所6階
4	江原知的財産センター	江原道経済振興院	033-749-3326	2001.07.01.	江原道原州市好楮路47江原道経済振興院1F
5	忠南知的財産センター	忠南北部商工会議所	041-559-5746	2001.07.01.	忠南天安市西北区広場路215、忠南北部商工会議所
6	世宗知的財産センター	韓国発明振興会(世宗支部)	044-998-1000	2018.10.30.	世宗特別自治市鳥致院邑郡廳路93世宗SBプラザ402号
7	大田知的財産センター	大田テクノパーク	042-251-2890	2008.04.01.	大田広域市中区中央路119(宣化洞)、D∞-Station15階
8	忠北知的財産センター	清州商工会議所	043-229-2732	2001.07.01.	忠北清州市上党区上党路106、清州商工会議所1階
9	釜山知的財産センター	韓国発明振興会(釜山支会)	051-645-9683	2001.07.01.	釜山広域市沙上区ハッカムデロ257、ボセンビル3階
10	蔚山知的財産センター	蔚山商工会議所	052-228-3087	2001.07.01.	蔚山広域市南区トッジッ路97、蔚山商工会議所2階
11	大邱知的財産センター	大邱商工会議所	053-242-8079	2001.07.01.	大邱広域市東区東大邱路457、大邱商工会議所5階
12	慶北知的財産センター	浦港商工会議所	054-274-5533	2001.07.01.	慶北浦港市南区ポスコ大路333、浦港商工会議所2階
13	慶南知的財産センター	昌原商工会議所	055-210-3085	2001.07.01.	慶南昌原市義昌区中央大路166、昌原商工会議所1階
14	全南知的財産センター	木浦商工会議所	061-242-8587	2005.07.01.	全南務安郡三郷邑五龍3ギル2、全南中小企業総合支援センター4階
15	光州知的財産センター	韓国発明振興会(光州支部)	062-954-3841	2001.07.01.	光州広域市北区チュアム路249、INNO-BIZセンター7階(月出洞987)
16	全北知的財産センター	韓国発明振興会(全北支部)	063-252-9301	2014.03.26.	全北全州市徳津区盤龍路109、全北TPベンチャー支援棟105号
17	済州知的財産センター	済州商工会議所	064-755-2555	2001.07.01.	済州特別自治道済州市中央路217(二徒二洞)済州ベンチャーマル6階
18	京畿南部知的財産センター	水原商工会議所	031-244-8321	2001.07.01.	京畿道水原市長安区水城路311水原商工会議所1階
19	江原西部知的財産センター	韓国発明振興会(江原支会)	033-264-6580	2001.07.01.	江原道春川市江原大学キル1、江原大学ポドゥム館403号
20	江原南部知的財産センター	太白商工会議所	033-552-4779	2005.11.18.	江原道太白市黄池路188-1、太白商工会議所
21	忠北北部知的財産センター	忠州商工会議所	043-843-7005	2005.07.05.	忠北忠州市ウトム路31、忠州商工会議所1階
22	慶北北部知的財産センター	安東商工会議所	054-859-3093	2005.11.18.	慶北安東市祝祭場ギル240、安東商工会議所1階

23	慶北西部知的財産センター	亀尾商工会議所	054-454-6601	2001.07.01.	慶北亀尾市松亭大路120、亀尾商工会議所3階
24	慶南西部知的財産センター	晋州商工会議所	055-762-9411	2001.12.24.	慶南晋州市東晋路255、晋州商工会議所3階
25	忠南西部知的財産センター	瑞山商工会議所	041-663-0041	2020.01.16.	忠南瑞山市邑内3路28ソリムビル4階
26	富川知的財産センター	富川産業振興院	070-7094-5483	2005.07.05.	京畿道富川市遠美区平川路655富川TP401棟1503号
27	江陵知的財産センター	江陵商工会議所	033-643-4413	2003.10.16.	江原道江陵市総合運動場ギル88、江陵商工会議所5階

* 富川、江陵知的財産センター：人件費、事業費の国費支援なく運営機関が自律的に運営する「自立型知的財産センター」

3. 地域における知的財産権認識の向上

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ユン・ゾンオ

イ. 地域知的財産フェスティバルの開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は2006年から広域自治体と共同で地域の知財権状況に対して議論する地域巡回知財権フォーラムを開催し、2017年からは地域住民が参加する知的財産フェスティバルの発掘を通じた地域への知的財産認識の拡散及び知的財産に親しみやすい雰囲気を作るために地域知的財産フェスティバルを開催している。

2) 推進内容及び成果

2019年には全北、大田、江原、慶南、済州、全南、仁川など計7つの広域市・道とともに地域知的財産フェスティバルを開催した。

2019年地域知的財産フェスティバルには自治体の首長、市・道議会議員、国会議員など地域の政策リーダーが参加した中で地域の知的財産協力ネットワークを構築し、産・学・研とともに地域住民が参加できる多様な知的財産イベントを発掘することで

全住民の参加を促した。

<表V-2-13>2019年地域知的財産フェスティバル

地域	日付	主要内容
全北	6. 25.	地域IP優秀技術製品の展示及び新技術体験、授賞及び知的財産講演大会 知的財産写生大会－青少年ビズクール連携の小・中学生美術コンテスト の開催
大田	7. 15. ～7. 1 6.	IPスケッチブック－IP基盤スタートアップの核心革新成長のためのトー クコンサートの開催 IPトレンド戦略セミナー－IP関連国内外の動向及びビジネス事例の共有
江原	9. 6. ～ 9. 7.	融合技術関連技術移転協約及び有望技術セミナーの開催 地域人材の就業能力の強化及び就業活性化に向けたIP地域人材PRコンペ の開催
慶南	9. 26.	地域優秀IP企業、求職者をマッチングするIP企業採用博覧会の開催 BTI戦略を基にした企業生存のための特許戦略の講演
済州	10. 11.	IP経営者、青年求職者、予備青年創業者などと特許長官がともにするト ークコンサートの開催 済州IPスター企業就業博覧会の開催
全南	10. 22.	第11回中小企業IP経営者大会授賞式の開催 IPアイデア、創業、金融、法律など総合相談ゾーンの構築・運営
仁川	11. 6.	優秀IP保有企業のIRピッチ及び投資誘致機会を提供するためのIP創業デ モデーの開催 優秀創業企業の成長ノウハウの共有及び創業コンサルティング

3) 評価及び発展方向

地域知的財産フェスティバルは地域の特色を表す知的財産イベントを通じて地域に知的財産の重要性を共有し、地域住民の知的財産に対する認識向上に貢献した。また、地域の特色・参加誘導要因などを踏まえてIP採用博覧会、技術移転、発明体験など

「IP融合・複合」をテーマに地域固有のIPフェスティバルを構成した。特に、2019年には知的財産の重要性を伝える「IPトークコンサート」、「IP創業デモデー」など新しいプログラムを発掘し、知的財産イベントに対する地域住民の関心を呼び起こすために取り組んだ。

今後特許庁は地域の他行事との連携、流動人口の多い場所を渉外して地域知的財産フェスティバルの活性化・大衆化に向けて取り組んでいく予定である。優秀IP製品バザー・IP採用館の運営など優秀な事例を共有することで地域知的財産フェスティバルの品質向上を図り、さらに地域企業及び産・学・研関係者とともに技術交流及び技術懸案を共有する知的財産ビジネスの場として拡大していく計画である。

ロ．地域知的財産政策協議会の開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は2013年4月、17の広域自治体とともに地域知的財産政策を発掘し、知的財産に優しい政策を地方政府に広げる方法を模索するために「地域知的財産政策協議会」を新設した。特許庁は政策協議会を通じて国家知的財産政策方向の共有、中央・地方政府間、自治体間の政策協議を通じた政策シナジー効果の向上、地域間の知的財産格差問題の解消及び地域知的財産の活性化を誘導した。そこで特許庁は2013年4月11日に第1回政策協議会を開催し、以後毎年定例的な政策協議会を開催している。

2) 推進内容及び成果

2013年4月第1回政策協議会を始めに、毎年定例的に17の広域市・道とともに知的財産政策協議会を推進している。

2019年8月濟州で開催された「第11回地域知的財産政策協議会」では特許庁次長の主宰の下で16の広域自治体の担当者と17の広域地域知的財産センター長が出席した。その場で効率的な地域IP政策支援のための知的財産創出支援及び創業促進事業の改善

策と、国家知的財産政策方向の共有を通じた政府政策と地域政策間ギャップの最小化及び協業シナジー発生方策を議論した。具体的に事業運営方向に対して知的財産創出事業の他に販路開拓、試作品の製作、IP取引など事業化支援事業の運営必要性が議論され、政策方向と関連して国庫と自治体予算のマッチング比率調整に関する議論も行われ、特許庁と広域自治体間で率直なコミュニケーションを通じて共存発展を目指す場となった。続いて行われた企業支援優秀事例共有の場と自治体及び地域知的財産センター職員などを対象に行われた特講は出席者から好評を得た。

3) 評価及び発展方向

知的財産政策に対する中央と地方の情報共有及び政策連携のために2013年初めて設立された「地域知的財産政策協議会」はこれまで計11回開催された。これは知的財産の創出・保護・活用システムの先進化政策を地方自治体とともに議論し、地域知的財産センターを中心とする協力案及び地域知的財産ガバナンス構築の第一歩と言える。

今後も特許庁は知的財産の創出・保護・活用システムを先進化し、地域間知的財産不均衡の解消、地域知的財産の活性化を通じた知的財産行政サービスの提供を目指して自治体及び関係省庁との知的財産政策協議会を定例開催する計画である。主要懸案事項は「IP政策フォーラム」の案件として上程し、新しい政策代案を模索する予定である。

第3節 知的財産サービス産業の育成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 アン・ソンジェ

知的財産サービス産業とは知的財産権の創出・保護・活用を支援して新しい財貨やサービスを創り出す産業であり、調査・分析、取引、評価、コンサルティング、翻訳、教育など伝統的な事業領域から金融、経営・管理など高付加価値分野へその領域が広がりがつつある。

知的財産サービス産業は知的財産強国の実現に向けた国家知的財産政策の核心産業であり、企業経営における知的財産権紛争の増加、企業価値における知的財産比重の増加などで知的財産の重要性が増しており、今後成長可能性の高い産業である。また、知的財産サービス産業の育成は国家知的財産基本計画の20大戦略目標の中の一つであり、知的財産を基に技術間の融合が求められる第4次産業革命時代を迎えてその重要性がさらに強調されている。

知的財産サービス産業は研究開発段階から活用(事業化)段階に至るまで知的財産を創出・保護・活用する過程で発生する中間需要を支援するため、全産業にわたって影響を及ぼしている。このような産業的特性によって付加価値と雇用誘発効果が高い。IPサービス業の付加価値率は70.1%(全産業平均:37.8%)、付加価値誘発係数は0.916(全産業平均:0.726)で他産業より高い付加価値を持つ。また、IPサービス業に対して10億ウォンを投資すると21人の雇用誘発効果があると推定される。(IPサービス業の経済的な効果に関する研究、2012、韓国知的財産研究院)

韓国は特許出願世界4位(2019年)、GDPに比した内国人特許出願世界1位(2018年)であることを考えると、今後知的財産サービス業の成長可能性が非常に高い。しかし、国内知的財産サービス産業は知的財産の重要性に対する社会的な認識と知的財産侵害に対する問題意識の不足及び制度上の処罰不足などでまだ市場が活性化されていない

状況である。したがって国家知的財産の競争力を確保し、良質な雇用を創出するためには、知的財産サービス業の市場規模を拡大し、全般的な能力を強化する政策支援が求められる。

2. 知的財産サービス市場の需要拡大

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 アン・ソンジェ

イ. 推進背景及び概要

最近特許出願及び紛争などの増加によって海外では知的財産サービス産業が主要産業として浮上しているが、2017年基準で国内知的財産サービス産業の市場規模は約9,914億ウォン(知的財産出願・登録及び紛争・訴訟代理を除く)、雇用規模も約14,124人に過ぎないものと推定されている。これは国内サービス業全体の売上高(1,900兆ウォン、2016年)の0.05%に過ぎない水準で、知的財産サービス市場がまだ初期段階であり、関連企業もまた零細な状況である。

このように市場が成熟しておらず、まだ基盤が整えられていない状況の中で知的財産サービス企業は生き残りに苦戦している。特に、海外市場の場合個別企業の能力だけでは市場参入に限界があるため、政策を通じた体系的な支援が求められている。

これを通じて知的財産サービス市場が成長し、高品質のサービスが提供されれば、企業、大学、研究機関など国家全体の知的財産競争力が高まると期待され、雇用創出及び経済発展にも寄与すると見られる。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産サービス産業の支援根拠作り

特許庁は2014年1月に発明振興法を改正して知的財産サービス支援政策の推進根拠

を作ると同時に育成分野を具体化した。

既存法律(知的財産基本法)に政府は知的財産サービス業を育成しなければならないという内容が盛り込まれていたが、その主体が具体的に特定されておらず、実質的な政策につながらない限界があった。そこで、発明振興法では特許庁に知的財産サービス業育成施策を策定させて関連業務を行わせることで、知的財産の主務省庁として支援政策が推進できる根拠を作った。また、既存法律上知的財産サービス業は調査・分析過程で作られる情報を加工して財貨やサービスを創出するサービスだけを指していたが、改正法律はそれに加えて教育・相談・広報・金融・保険などの業務を含めて支援分野を拡大した。

2) 知的財産サービス資格検定制度の施行

特許庁は知的財産サービス分野における優秀・高級人材の識別システムを構築し、高級人材を持続的に育成するための基盤を構築するため、専門資格制度を2013年から施行している。

<図V-2-6> 資格制度の機能



知的財産検定試験の導入に関する研究委託の結果と知的財産問題銀行を基に知的財産教材を開発して特許事務所及び専門会社など知的財産サービス従事者たちに教育を実施するとともに、資格制度専門家会議を通じて細部検定運営・管理方策を策定し、IP情報検索士、IP情報分析士及びIP翻訳士の資格検定試験を施行している。

＜表V-2-14＞資格検定試験の施行状況

2019年実施資格検定		受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率(%)	備考
IP情報検索士(I PS)	一般(GL)	690	435	63.0	定時2回、随時30回
	高級(PRO)	111	96	86.5	定時3回
IP情報分析士(IPA)		44	24	54.5	定時2回
IP翻訳士 (IPT、韓→英)	2級	16	11	68.8	定時1回
	3級	31	18	58.1	定時1回、随時1回

3) 知的財産サービス産業の海外進出及び国内販路開拓支援

特許庁は零細な国内知的財産サービス企業の海外進出及び国内販路開拓を促進するため、海外有名展示会と国内主要セミナーに知的財産サービス企業が参加できるように支援している。

海外進出の場合、個別企業の努力だけでは限界があるため、企業、関係省庁、関係機関で構成された協議体を構成して総合的な支援を実施し、韓国知的財産サービス協会を通じて中国特許コンファレンス(CPAC)、日本特許情報フェア&コンファレンス(PIFC)など海外主要国展示会への参加を支援し、国内企業の広報、海外動向把握、ネットワーク形成などの機会を提供した。

＜図V-2-7＞日本特許情報フェア&
コンファレンス＜図V-2-8＞中国知的財産アニュー
ルコンファレンス

<図V-2-9>米国国際商標協会アニ
ュアルコンファレンス



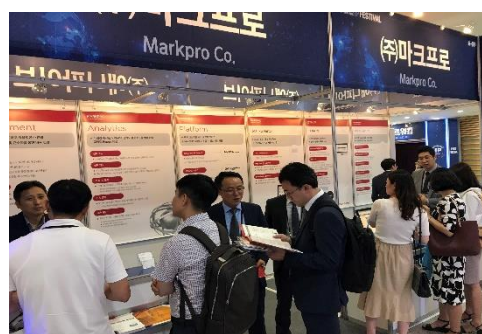
<図V-2-10>EPO特許情報コンファ
レンス



また、国内市場活性化のために企業・機関内の知的財産・R&D関係者など特許情報ユーザーを対象に特許・商標DB及びソリューション関連コンファレンスを開催して企業の参加を支援した。

このような取り組みの結果、最近国内特許翻訳企業(2社)が外国系大企業が受注していた世界知的所有権機関(WIPO)の翻訳事業者として選定され、今後5年間160億ウォンの収益が期待できるようになった。

<図V-2-11>第9回知的財産情報サービスShow&Fair



ハ. 評価及び発展方向

特許庁は零細な知的財産サービス産業を育成するため、具体的な法的根拠を設けると同時に、知的財産調査・分析及び翻訳資格検定制度を施行することで知的財産サービス人材の能力向上を支援した。また、海外進出及び国内販路開拓の支援を通じて知

的財産サービスに対する認識向上と需要活性化に寄与した。

しかし、国内の知的財産サービス産業はまだ初期市場段階で自発的な需要が不十分であり、政府の積極的な支援が必要な状況である。したがって特許庁は知的財産サービス産業の競争力を強化するため、ビジネスモデルの開発を通じた知的財産サービスの高度化・多様化、知的財産サービス産業インフラの革新など具体的かつ強化された支援政策を講じて推進する計画である。

3. 知的財産サービス業関連専門人材の育成

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 アン・ソンジェ

イ. 推進背景及び概要

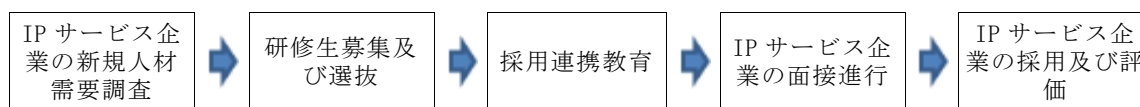
知的財産サービスは高度の専門知識と能力を備えた専門人材の確保が欠かせないが、初期段階である国内の知的財産サービス市場では知的財産サービス能力と専門技術知識を備えた人材の確保が容易ではない。さらに知的財産サービス企業に人材を供給するための教育インフラが不十分であることは知的財産サービス企業にとって専門人材の不足とともに大きな課題となっている。国内知的財産サービス関連企業を対象にした調査では全体の39.5%(2018知的財産サービス産業の国内外現状実態調査)が知的財産専門人材が不足していると認識していることがわかった。そこで特許庁は知的財産サービス市場における専門人材不足及び人材育成システムの不在という問題を解決する一方、雇用創出のために2011年から採用連携教育支援を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は未就業大学生、R&D退職人材などを研修生として選抜して知的財産サービス市場が求めている実務中心の教育を実施し、以後教育修了生が知的財産サービス企業に就業または創業するよう誘導することで、知的財産サービスの発展に寄与する専門人材を育成している。採用連携教育課程はIPサービスアカデミー、IP翻訳アカデミ

一、IP事務管理員課程に分けて実施する。

<図V-2-12>知的財産サービス採用連携教育のプロセス

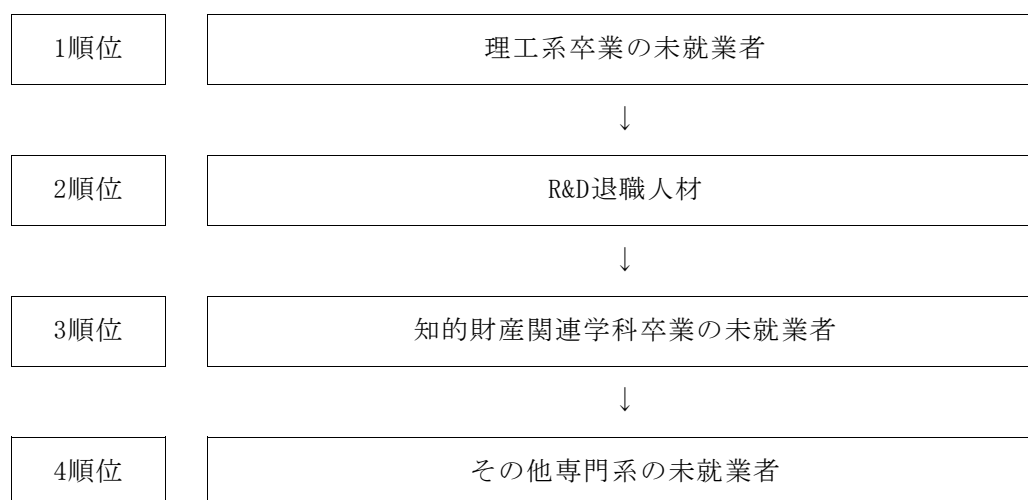


1) 教育広報及び研修生の選抜

教育広報及び優秀研修生の選抜のために全国の主要大学及び韓国特許戦略開発院、韓国特許情報院などの関係機関ネットワークを活用し、採用情報サイト及び就職関連コミュニティなどを通じて本教育の趣旨と内容を広報した。また、R&D退職人材を選抜するため、ハイキャリア科学技術者、研究開発特区支援本部などのホームページを活用した。

研修生募集の結果、計289人が教育参加を志願し、1.1 : 1の競争率を記録した。このうち知的財産専門人材育成という教育の趣旨を活かすため、知的財産サービス市場で好まれる理工系卒業生及びR&D退職人材などを優先して研修生を選抜した結果、計252人の研修生を選抜した。

<図V-2-13>研修生選抜の優先順位



2) 知的財産教育の実施

採用連携教育課程はIPサービスアカデミーとIP翻訳アカデミー、IP事務管理員育成教育に分けて実施した。各教育課程はIPサービスに対する専門的な内容を提供すると同時に、採用支援教育ということを踏まえて研修生が就業後に必要な職場及びビジネスマナー、プレゼンテーションスキルなどの内容を加えることで、就職に実質的に寄与した。

IPサービスアカデミー6回、IP翻訳アカデミー1回、IP事務管理員課程2回の教育が行われた。全体教育修了生は251人で、修了者のうち男性(107人)より女性(144人)の比率が高かった。

<図V-2-14> 2019IPサービスアカデミー



3) 知的財産サービス企業採用との連携

採用連携教育の趣旨を活かすため、教育開始前から採用を希望する企業を把握した後、教育が始まると企業に研修生リストを提供した。書類審査を経て採用意思のある企業は教育1週目から面接を始め、教育終了後まで引き続き採用プロセスを進めた。

このような採用連携教育の結果、計176人(70.1%)が採用される成果を収めた。これを課程別に見ると、IPサービスアカデミーを通じて115人、IP翻訳アカデミーを通じて31人、IP事務管理員課程から30人が其々採用された。

＜図V-2-15＞採用連携プロセス



ハ. 評価及び発展方向

知的財産サービス採用連携教育に対するアンケート調査を行った結果、79%が満足していることがわかった。特に、知的財産サービス業の多様な職務に対する理解と知的財産サービス業界へと就職方向を決める上で大いに役立ったという意見が多かった。

教育運営に対するアンケート調査の結果、個人/チームプロジェクト実習など実習教育に対するニーズが高く、持続的に実習中心の教育運営を目指すとともに、特許一般及び翻訳分野の他に専門人材育成が難しいものの企業採用需要はある分野の課程を追加開発して運営する予定である。

また、教育満足度だけでなく採用連携率(就業率70.1%)も高く、事業成果が大きいことがわかった。そこで特許庁は知的財産サービス人材の新規採用需要を調査して採用連携教育を拡大し、知的財産サービス企業への採用連携とともに中小・ベンチャー企業に対する採用連携を同時進行して専門人材の知的財産サービス市場への流入を拡大することで、知的財産サービス産業の競争力を強化する。

第4節 中小企業の知的財産創出・活用インフラの強化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 パク・チャンスク

第4次産業革命時代の到来によって世界経済は特許、ブランド、デザインなど知的財産が国富創出と競争力の源泉となる知識基盤経済へと変貌しつつある。また、グローバル競争が加速化することで先進国は知的財産権は市場主導力を確保するための手段だけでなく、後発走者の市場参入を封鎖する手段として活用している。

知的財産権に対する権利保護意識が高まるにつれ知的財産権紛争も急増し、特に核心技術保有企業の特許攻勢が強まり、巨額のロイヤリティを要求したり、特許侵害訴訟を通じて莫大な賠償金を支払わなければならない場合が増えている。

国内外で知的財産権を巡る戦争が熾烈になっている中で、中小企業は専門人材の不足と劣悪な資金事情などによって知的財産紛争に効率的に対応し難い状況である。特許庁の「2015年度国内知的財産権紛争実態調査」によれば、全体知的財産権被害者のうち中小・ベンチャー企業の65.1%を占め、大半が訴訟までつながるため、経営に甚大な支障をきたしていることがわかった。

そこで特許庁は中小企業の知的財産関連費用の負担を緩和し、知的財産に対する正当な補償を通じて研究意欲を高められるように特許共済制度の導入、知的財産関連租税制度の改善、職務発明補償制度の活性化など多様な制度的な取り組みを続けている。

2. 中小企業特許共済制度の導入及び安着

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 クァク。ヒョギョン

イ. 推進背景及び概要

特許共済は中小・中堅企業の知的財産費用負担を分散・緩和することで企業の成長及び海外進出をサポートする公的共済制度であり、中小企業団体を中心に持続的に制度導入の必要性が提起されてきた。

第4次産業革命とグローバル競争の加速化によって中小企業が特許紛争に巻き込まれる可能性は高くなっているが、企業は費用負担または専門人材の不在及び能力不足によって知的財産紛争に効率的に対応し難い状況である。特許紛争の場合、損害賠償金の他に訴訟費用も2億ウォン程度かかるため、資金繰りに悩んでいる中小企業により莫大な経営リスクをもたらしてきた。

また、直接的な訴訟費用の他にも紛争予防のための特許戦略の策定、海外進出に向けた特許の確保などは中小企業に新たな費用負担となっている。中小企業の特許出願・維持費用は2013年4千2百万ウォンから2017年8千万ウォンへと約2倍増加し、輸出契約の際に相手国が自国特許登録及び特許保証を要求しているため、特許登録にかかる費用及び特許保証費用が欠かさず発生し、その費用も増加傾向にある。

一方、訴訟費用及び海外出願を支援する政府支援事業は支援対象を選定する基準が厳しく、手続きが複雑であるため、緊急需要に対する即時支援が困難で、支援範囲も予算の制約で限られている。

このような政府支援の限界及び知的財産費用の負担が増加する状況の中で、第4次産業革命時代において強小企業育成に向けた中小・中堅企業のセーフティーネットとして特許共済制度の導入を推進する運びとなった。

ロ．推進内容及び成果

特許庁は2018年5月発明振興法及び同法施行令の改正によって「知的財産権関連共済事業の管理・運営(第50条の4、施行令第28条の3)」及び「特許共済事業の委託及び資金造成など(第50条の5、施行令第28条の4、第28条の5)」に関する条項の新設を受

けて、2019年事業施行のための政府出捐金を確保した。

特許共済の専門的かつ効率的な運営のために発明振興法第50条の5に基づいて1カ月(2018.12.14.～2019.1.15.)の募集公告、提案書の発表及び評価を経て2019年1月最終的に技術保証基金を事業委託運営機関として選定した。

また、発明振興法及び同法施行令の改正で新設された共済の細部運営及び管理監督規定を設けるため、「特許共済事業の運営に関する指針」(特許庁告示第2019-1号、2019.1.28.)を制定した。

一方、以前類似する共済が皆無であった知的財産共済の特性を踏まえ、特許庁は共済運営システム及び商品設計のために技術保証基金と業務協約を締結し、2019年3月共済事業推進団を発足した。

共済事業推進団検討の結果、技術保証基金が受託した共済事業を円滑に運営するためには技術保証基金の補償アカウントと分離された別途の事業アカウント及び重要意思決定事項の議決機構として共済運営委員会の設置が必要であるという建議があった。そこで、特許庁は発明振興法施行令第28条の4及び第28条の5を改正して技術保証基金に共済事業アカウントの設定・運営のための法的根拠を作り、2019年5月民間の知的財産及び金融専門家が参加する共済運営委員会を設置した。

特許共済商品は顧客に親しみやすい商品設計を通じて2019年8月末に本格発売され、商品発売以後全面的な商品広報とオン・オフラインにわたる顧客誘致活動のおかげで84営業日(2019年12月末)ぶりに2019年企業誘致目標(1,040社)を約36%超過達成(1,409社)した。

ハ. 評価及び今後の計画

知的財産共済は特許庁が以前施行していた知的財産権訴訟保険に代わる商品で、訴訟保険は9年間(2010年～2018年)109.1億ウォンを投じて1,020社を支援したのに比べ、

知的財産共済は施行初年度70億ウォンの予算投入で1,409社に知的財産安全網を提供した点で知的財産共済の優秀な政策的効率性が確認できる。

知的財産共済の施行で中小・中堅企業が相互扶助を通じて自動的に知的財産費用負担を分散・緩和できる基盤が整えられた。

2020年には知的財産及び経営安定資金貸出支援を施行し、積立掛金を活用した資産運用管理を強化して中長期知的財産共済の自立運営基盤を構築する計画である。

＜表V-2-15＞知的財産共済の主要商品内容

<p>(掛け金商品) 加入する時に月別納入掛け金を選択し、毎月銀行の積立預金の形態で一定金利の適用を受けながら掛け金を積み立て、積み立てられた元利金は共済契約の時に一括して払う。</p> <p>* 掛け金の種類：30万ウォン、50万ウォン、80万ウォン、100万ウォン、200万ウォン、300万ウォン、500万ウォン、1,000万ウォン</p> <p>(貸出商品) 掛け金納付1年後から知的財産及び経営安定資金の貸出利用が可能</p> <p>①(知的財産貸出) 海外出願、国内外審判・訴訟などが発生した場合、積立掛け金の最大5倍以内で所要費用を貸出。</p> <p>※5億ウォンを積み立てた場合、最大25億ウォンまで貸付可能で、海外訴訟費用に充てられる。</p> <p>②(経営安定資金の貸出) 緊急な経営資金が必要な時、積立掛け金の90%以内</p>
--

3. 知的財産税制改編の推進

産業財産政策局 産業財産政策課 主務官 チャン・ナムジン

イ. 推進背景及び概要

中小企業の知的財産競争力強化に向けた特許庁の取り組みは多方面で行われている。このような取り組みの一環として、知的財産関連費用及び所得に対する税制上の支援

方法を講じることは企業の負担を減らす役割を果たすと同時に、企業の知的財産経営活動を奨励する誘因策として機能する。

産業財産権によって発生する所得や費用に対する税制上の支援を可能とするため、発明振興法第40条では「政府は「租税特例制限法」で定めることに従って、発明の振興、産業財産権の出願と登録または産業財産権の譲渡と実施などによって発生する所得や費用に対する税制上の支援が可能である」と規定し、その法的根拠を設けている。しかし、現行の租税特例制限法規定では知的財産の活性化のための租税支援には限界があり、税制メリットに対する追加的な要請が必要な状況である。そこで、特許庁は企業の知的財産競争力向上と関連する租税制度の改善に向けて持続的に努力を傾けている。

ロ．推進経過

特許庁では企業の知的財産活動を奨励するための租税支援策を模索し、それを関係省庁に建議する作業を持続的に行っている。

このような努力の結果、2014年には技術移転及び貸出所得に対する税額減免制度が導入され、R&D成果を拡散させて技術移転が活性化できる基盤が整えられた。2018年には職務発明補償金の非課税限度額を300万ウォンから500万ウォンに増やして研究者の課税負担を減らした。

2017年には知的財産税制改善を今後5年間(2017～2022年)施行される第2次知的財産基本計画の長期課題として定めたが、特許調査・分析費用、技術取得金額に対する税額控除、技術移転所得及び技術貸出所得に対する税額減免拡大などがそれに該当する。

ハ．評価及び今後の計画

租税特例制限法には企業のR&D投資に対して技術・人材開発費、準備金などに対する税額控除規定を設けている。研究開発投資に対する租税支援の主な目的は租税減免

を通じた企業の研究開発活動の促進である。しかし、残念なことに研究開発活動と密接な関係にある知的財産活動に対する租税支援は不十分な状況である。

R&D活動を通じて強い知的財産を創出するためには事前企画段階での技術調査・分析が必要である。「特許情報の調査・分析」は既存国内外特許情報を分析することで競合社の特許技術を回避し、最適な研究開発の方向を提供すると同時に、技術的な問題に対する多角的な解決方法が導出できるため、普遍的なR&D過程の一環として位置づけられている。政府もR&D投資の効率性を高めるため、政府R&D事業で特許動向調査、先行技術調査など特許調査・分析を義務付けているにもかかわらず、特許などに対する事前技術調査・分析の費用は税額控除対象から除外されている。特許庁は知的財産競争力を強化するため、特許情報調査費など知的財産関連調査分析費用に対するR&D税額控除を可能とするために持続的に力を入れる計画である。

強い知的財産を創出した後は海外特許の確保を通じて企業がグローバル競争力を備えるように支援する必要がある。そのため、特許庁は海外特許の出願・登録・維持費用に対する税額控除の導入を推進し、韓国企業が輸出国で市場競争力及び特許紛争対応能力が確保できるように支援する計画である。

また、知的財産金融活性化のために個人投資家たちが創業中小企業保有特許に直接投資する金額に対しては所得控除を新設する方法などを検討する計画である。

特許庁は知的財産の活性化のために多様な租税支援策を講じており、今後も引き続き取り組んでいく計画である。

4. 職務発明補償制度活性化の推進

産業財産政策局 産業財産政策課 主務官 キム・ナムギョン

イ. 推進背景及び概要

職務発明とは従業員、法人の役員または公務員(以下「従業員など」とする)がその職務に関して発明したものが、性質上使用者・法人または国家や地方自治体(以下「使用者など」とする)の業務範囲に属し、その発明をした行為が従業員などの現在または過去の職務に属する発明である(発明振興法第2条第2号)。すなわち、職務発明は発明振興法上の概念で、一般的に従業員などが業務遂行過程で創り出した発明といえる。また、発明振興法上の発明とは特許法、実用新案法またはデザイン保護法によって保護される発明、考案及び創作であるため(発明振興法第2条第1号)、職務発明には特許法上保護される発明のみならず、実用新案法またはデザイン保護法上保護対象となる考案及び創作が含まれる。

韓国で職務発明に対する権利は発明者である従業員などに帰属(発明者主義)することになっており、従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継したり、専用実施権を設定するためには、契約や勤務規定に基づいて正当な補償をしなければならない(発明振興法第15条)。したがって、職務発明補償制度は従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継(設定)する代わりに、それに対する正当な補償をする制度といえる。但し、職務発明の場合、従業員などが職務発明を創出できる基盤である研究費や研究施設などを提供するなど使用者などの寄与があつてこそ可能であるため、従業員と使用者間の合理的な利益調整が必須であるという点で一般的な権利移転による反対給付の提供とは区別される。

<表V-2-16>韓国における法人の特許出願の推移

(単位：件、%)

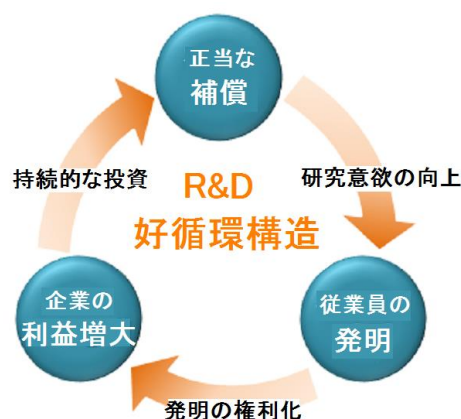
区分	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
個人出願(A)	38,356	39,041	41,972	40,878	41,671	42,487	44,735
法人出願(B)	166,233	171,251	171,722	167,952	163,104	167,505	174,240
計(C)	204,589	210,292	213,694	208,830	204,775	209,992	218,975
法人出願比重(B/C)	81.3%	81.4%	80.4%	80.4%	79.7%	79.8%	79.6%

職務発明が重要である理由は、今日大半の核心・源泉技術が企業・研究機関及び大

学など法人の主導の下で開発され、法人で開発される発明の大半は職務発明であるというところにある。

職務発明制度を通じて使用者などは職務発明を簡単に権利化し、独占的な権利を基に迅速に事業化することで売上を高めて利潤を創出する。一方、従業員は職務発明に対する正当な補償を受け取ることで、創造的な発明に邁進できるため、使用者、従業員がともにウィンーウィン(Win-Win)できる。

＜図V-2-16＞職務発明制度のメカニズム

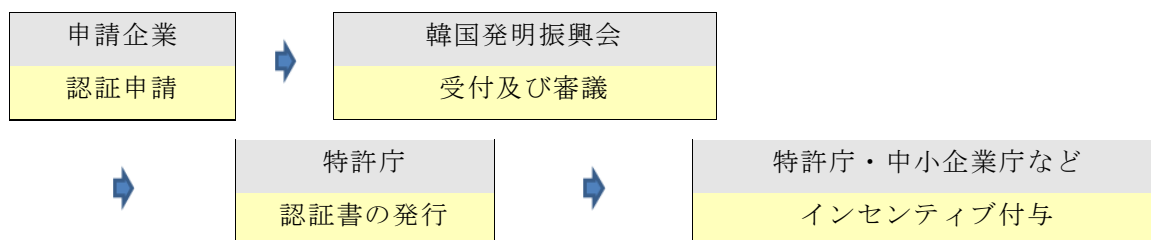


そこで特許庁は国内企業が職務発明補償制度を手軽に導入して運営できるようにするため、職務発明補償優秀企業認証の施行、中小・中堅企業に対する職務発明制度無料コンサルティング、職務発明補償制度説明会、職務発明制度の改善に向けたフォーラム及び恩恵を受けている企業の懇談会開催など多様な支援を施行している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は職務発明制度が韓国の産業発展及び知的財産に対する正当な補償文化の基礎になるという認識の下で、発明振興法令の改正を通じて職務発明補償優秀企業を選定・支援できるようにし、2013年4月から職務発明補償優秀企業認証を実施して2019年末基準で計955社を優秀企業として認証した。

＜図V-2-17＞職務発明補償優秀企業の認証プロセス



職務発明補償優秀企業として認証を受けた企業は特許、実用新案及びデザイン出願に対する優先審査資格付与と4～6年次登録料に対して追加20%減免を受けることができると同時に、特許庁、中企部及び科学技術情報通信部の支援事業に参加する際に加点が与えられる。

＜表V-2-17＞職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況

- ▶ 政府支援事業に参加する際に加点を付与
 - (特許庁) 事業化連携特許技術評価支援事業、優秀発明品優先購買推薦事業、知的財産活用戦略支援事業
 - (中小ベンチャー企業部) 創業成長技術開発、中小企業技術革新開発、商用化技術開発事業、中小企業 R&D 企画能力向上事業、技術規制解決型技術開発事業
 - (科学技術情報通信部) グローバル SW 専門企業育成事業
- ▶ 特許・実用新案及びデザイン出願に対する優先審査対象
- ▶ 特許・実用新案及びデザインの4～6年次登録料20%追加減免

一方、専門人材や専門組織がなく職務発明制度の導入や運営に困難を覚えている中小・中堅企業を支援するため、専門家が直接企業の職務発明と関連する現状を診断して企業に適した職務発明補償規定を整備したり、職務発明制度の運営と関連する問題解決を支援するため、職務発明制度コンサルティングを行った。さらに、職務発明制度に対する国内企業の理解を深めるため、企業の従業員や役員を対象に職務発明制度に対する説明会を開催し、特許庁ブログ及びSNSに職務発明制度の紹介及びメリットなどを案内するカードニュースを掲載して職務発明制度の認識向上に向けて取り組んだ。

<図V-2-18>職務発明制度説明会



また、「職務発明制度革新研究会」、「支援企業懇談会」を開催して職務発明制度と関連する法令の改正事項と国内・外の重要懸案に対する情報を共有し、支援事業の改善策、制度運営上の問題など意見収集を通じて改善方向を模索する機会を設けた。

同時に、2019大韓民国知的財産大典、G-FAIR KOREA (Good Merchandise Fair Korea) など展示会内に職務発明制度広報館を運営し、広報館の来館者を対象に職務発明制度の現場相談などを行うことで、職務発明制度の拡散に取り組んだ。

<図V-2-19>職務発明制度広報館の運営



<表V-2-18>国内企業の職務発明補償優秀企業認証の状況

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
申請	120	152	162	180	257	259	309
認証	91	132	123	131	147	147	184

ハ．評価及び今後の計画

地域別職務発明制度説明会の開催など地方の企業を対象に広報を展開したにもかかわらず、2019年コンサルティング参加企業の地域別分布を見るとソウル・京畿地域が全体の56%を占め、一部地方の場合はコンサルティング申込など参加率が低迷していることがわかった。したがって、今後地域知的財産センター(RIPC)及び地域中小企業関係機関などと積極的に協力して職務発明制度説明会及びセミナーを実施する予定であり、特に非首都圏地域の場合は事前広報を通じて該当地域中小企業の参加を積極的に呼びかけるとともに企業別カスタマイズ型コンサルティングを提供する計画である。また、職務発明制度の導入から制度の効率的な運営のためにIP能力・専門人材が不足している中小企業が独自活用できるように職務発明制度のガイドラインを開発・普及し、中小企業の職務発明制度の導入率を高めていく計画である。

同時に、職務発明制度を導入した企業と職務発明補償優秀企業認証手続きで選定されなかった企業を対象に制度運営を点検・補完するための事後コンサルティングを拡大し、職務発明制度運営の効率性を強化していく計画である。

5. 知的財産経営認証制度の運営

産業財産政策局 地域産業財産課 行政主事 ホ・ジュンホ

イ．推進背景及び概要

第3次産業革命(ITと産業の結合)までの工場自動化は予め入力されたプログラムに従って生産施設が手動で動くものを意味していたが、第4次産業革命における生産設備は製品と状況によって能動的に作業方式を決め、企業の経営方法にも変化が予想される。したがって知的財産の創出－保護－活動の知的財産ライフサイクルを活用した企業の知的財産管理も変化が求められている。

かつて知的財産の重要性に対する認識不足によって知的財産権確保の努力が足りな

かったが、最近知的財産権紛争が 이슈 となって知的財産権に対する関心が高まっている。さらに、攻撃的なR&D投資や技術移転などを通じて知的財産権を確保することで企業価値を高める事例も増加傾向にあり、知的財産権を通じた価値創出の重要性が増している。今や知的財産は企業経営において価値創出を超えて多様な方式で管理・活用されている。もはや知的財産は企業の発生、変更、消滅の全領域において影響を及ぼしていると言える。

企業経営における知的財産権の重要性にもかかわらず、限られた規模の予算・人材で多数企業の知的財産能力を高めるには限界があるため、中小企業を対象にした既存の支援事業の他に中小企業現場に知的財産経営を広く伝播するための誘引策が必要である。

そこで、特許庁は知的財産経営を中小企業の普遍的な経営方法として広め、知的財産経営企業の信頼性を高めるため、2015年にパイロット事業を始め、2016年に知的財産経営認証事業を本格的にスタートした。

ロ. 主要内容及び成果

知的財産経営認証事業を推進するため、知的財産基本法、発明振興法及び同法施行令を改正して法的根拠を作り、特許庁告示で知的財産経営認証運営要領を制定して2016年4月28日に施行した。

体系的な審査及び認証のために自己診断、書類審査、現場評価、認証可否の決定を認証ホームページ(www.ipcert.or.kr)上で行い、申込企業及び認証状況を管理するためにオンラインシステムを構築した。

＜図 V-2-20＞知的財産経営認証オンラインシステム



特に、2017年からは脱落企業に対する事後管理の側面から知的財産経営メンタリングプログラムを設け、このプログラムを通じて2017年度には計33社のうち6社、2018年度は計41社のうち11社、2019年度は計41社のうち8社が再申請を通じて認証を獲得した。

また、地域IP経営者団体など需要企業保有機関のネットワークを活用して事業を案内することで認証申請を呼びかけ、認証企業の知的財産創出、保護及び活用促進必要性の共有及び企業間ネットワーク構築のためのワークショップを開催した。2016年経営認証企業の3年有効期間満了によって更新企業評価基準及び手数料基準を設け、更新対象企業53社のうち21社が更新完了した。

＜表 V-2-19＞知的財産経営認証の実績

区分	2016	2017	2018	2019	合計(累積)
申請企業	80	225	268	213	786
認証企業	53	150	180	154	537

知的財産経営認証の申請対象は中小企業基本法第2条に基づく中小企業であり、年中常時申請可能である。申請手数料は2018年6月から33万ウォン(既存66万ウォン一時

的減免状態)で運営している。

知的財産経営認証は2019年213社が申請し、そのうち154社が認証を受け、認証率は72.3%であった。認証申請率は首都圏が全体の33%で最も高く、申請に対する認証率もまた首都圏が84.5%で最も高かった。

認証審査項目は国内外産業財産権の保有件数など10項目、100点満点で70点以上の場合認証企業となる。

<表 V-2-20> 知的財産経営認証の審査項目

審査項目	配点
知的財産担当組織及び人材	10点
職務発明の活性化	5点
国内外産業財産権の出願実績	8点
国内外産業財産権の保有件数	16点
知的財産権教育	5点
研究開発人材及び金額	12点
知的財産権の動向把握及び活用	21点
知的財産権適用製品の売上比重	8点
知的財産権の実施権など活用	8点
知的財産権紛争の事前点検	7点

制度の初期広報を通じてより多い企業を募集するため、2017年からは認証企業には特許庁の特許・実用新案・デザイン権年次料20%追加減免、特許庁が主管する一部支援事業参加時の加点付与、中小企業政策資金融資事業のうち開発技術事業化資金の支援対象企業、韓国放送広告振興公社のTV・ラジオ放送広告費の70%割引などの認証施策が施行された。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産経営認証率の場合は2017年66.7%、2018年67.2%、2019年72.3%を記録し、上昇傾向にある。しかし、全国中小企業数(2018年70万社、営利法人基準)に比べて知的財産経営認証累積企業数は0.07%に過ぎず、持続的な広報と中小企業に必要な実質的なメリットを与えることが求められる。

また、認証企業に対して経済的・制度的に役立てる認証施策を持続的に拡大し、中小企業の知的財産経営導入を誘導する方策を講じる必要がある。

最後に、認証審査の品質を維持するため、審査委員の教育及び中小企業知的財産経営の懸案問題、改善事項を導出し、認証審査に反映する方向で制度を運営していく必要がある。

第6編 知的財産人材育成及び国民向けサービスの改善

第1章 国民向け知的財産教育環境の構築

第1節 知的財産専門人材の育成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 キム・キョンナン

2016年に開催された世界経済フォーラム(WEFダボスフォーラム)において、経済問題ではなく、科学技術のテーマである「第4次産業革命」に関する議論が行われた。その議論の中で、とりわけ「柔軟な知的財産制度」について、大きく取り上げられた。この議論を通して経済専門家たちは、第4次産業革命は技術分野だけの問題ではなく、技術に取り入れるソフトウェア・コンテンツ・アイデアを含めた包括的な概念として説明した。今後ますます知的財産権分野が拡大するものと窺える。さまざまな技術分野において、知的財産を理解し作り出せる創意的な人材育成が、国際競争力の基盤となるため、そのための準備が必要である。

特許庁はこれまで知的財産を基盤とする経済革新をけん引する創意的で融合的なマインドを備えた人材育成が、国際競争力の中核的要素であるとみて、政府省庁合同で協力システムを構築し、知的財産専門人材育成に向けた中長期総合計画(第2次国家知的財産人材育成総合計画(2017~2021))を策定し取り組んでいる。

特許庁は大学における知的財産教育を十数年間実施してきており、理工学部の学生を創意的な知的財産能力を備えた研究者に育成する教育と、医薬学部、デザイン学部、商経学部等学部ごとに知的財産講座を開設する等の支援を行ってきた。また、第4次産業革命時代が到来する前から複合的な問題を解決するため、知的財産を基盤とする複数学部間における融合教育を実施している。専担教授の任用等を通じ、大学の自立的な知的財産教育の基盤構築ができるよう大学を支援し、知的財産標準教育課程を開発して全国の大学に普及するとともに、大学教授を対象に知的財産の基礎から上級まで様々な教育課程の運営を通じて知的財産の認識向上及び専門性の強化に努めている。

この他、キャンパス特許戦略ユニバーシアード、大学創意発明大会、D2Bデザインフェア等、企業と大学が協力して創意的なアイデアを発掘し、問題を解決する開放型革新(OpenInnovation)形態の多様な産学協力プログラムを運営している。このプログラムを通じ、参加企業は多様なアイデアを活用して企業の問題を解決するだけでなく、優秀な知的財産の人材を確保することができ、また、学生は知的財産を基盤とするアイデアの発掘及び商品化の経験を通じて就業・創業の競争力を高めることができる。

そして、現在熾烈に行われているグローバル特許戦争に効果的に対応し、企業の知的財産経営基盤の構築及び競争力の向上に向け、一部の大学を指定して知的財産専門修士課程の運営を支援している。また、地域における中小企業と地域大学を連携する実務型の知的財産教育、企業の実務者及びCEO向けの知的財産教育を実施している。

2. 知的財産権に強い大学(院)の人材育成

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 キム・キョンナン

イ. 大学(院)における知的財産教育の運営

1) 推進背景及び概要

コア特許、収入源となる特許の創出は研究者の創意的な能力だけではなく、特許に対する事前調査を通じた特許戦略の策定によって成否が左右される。日増しに増加する韓国企業に対する海外先進企業と、特許パテントトロールによる特許紛争も、特許に対する事前調査と適切な特許戦略の策定により被害を最小化することができる。よって、当該技術分野の専門知識と特許活用能力を備えた研究者と特許専担人材の育成が必要である。

これを受けて、特許庁は大学(院)生の知的財産教育を強化するため、2006年に「知

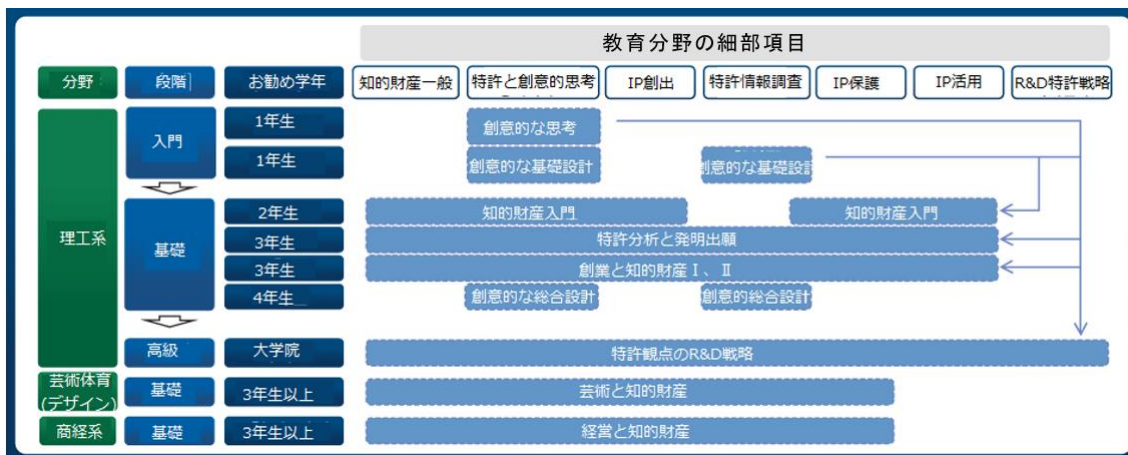
的財産に関する講座支援事業」(同事業は2017年に終了)、2012年に「知的財産教育先導大学の事業」を新設して推進している。

2) 推進内容及び成果

知的財産教育先導大学事業は、大学における知的財産能力を強化し、大学自ら体系的な知的財産教育を実施することができるように知的財産専門教授を採用・運営する事業である。2012年に江原大学、仁荷大学、全南大学(1次)をスタートに、檀国大学、釜慶大学、ソウル大学(2次)、公州大学、金烏工科大学、東国大学(3次)、慶熙大学、国民大学、牧園大学、安東大学(4次)、群山大学、大真大学、東亜大学(5次)、ソウル科学技術大学、延世大学、嶺南大学、済州大学(6次)、京城大学、成均館大学、漢城大学(7次)、崇実大学、安養大学(8次、東明大学、清州大学等27の大学を知的財産教育先導大学として指定した。2019年には計17大学において1,433の知的財産に関する講座が開設され、43,735人が受講する等、知的財産教育先導大学を運営する前と比べて講座数が17倍、受講者数は13倍も増加した。また、校内の教授等教職員向けに独自に教育を実施して知的財産に対する認識を高め、地域における大学及び企業と連携して特別講義及び産学連携プログラムを通じて地域への知的財産拡大活動を展開した。

また、体系的な教育を実施するため、大学の現状に合わせた教材を開発して活用しており、慶熙大学、大真大学、済州大学、漢城大学等は、独自に知的財産教育の活性化に向け、知的財産教育センター、知識創業教育センター、IP-R&Dセンター等を開設して活発に運営している。そして、創意的な融合型人材育成のため、多様な学問領域にわたる融合講座も開設して教育を実施し、企業が求める実務中心の現場型知的財産人材育成に向けてIP-R&D教育課程も拡大して開設している。

<図VI-1-1> 大学(院)における知的財産教育の履修システム



3) 評価及び発展方向

大学(院)の知的財産講座は2006年から本格的に実施しており、その後量質ともに着実に成長している、先導大学の講座を含めた大学(院)全体における知的財産講座は、2006年に48講座であったのが、2019年には1,433講座に30倍増加した。

知的財産先導大学で教育を受けた生徒の感想

知的財産について全く知らなかったが、IP講義を受講してから知的財産の重要性を悟りました。専攻科目とIPを融合させることが重要であると学べてよかったです。
 【K大学2年生 ジョン・〇〇】

知的財産という単語について聞いたことはあります。あまりにも不慣れで、学べば学ぶほどもっと知りたくなる分野です。今後、企業の知的財産専担部署への就職を目標にしたいと思います。
 【D大学4年生 イ・〇〇】

<表VI-1-1> 知的財産教育先導大学の運営結果

次数	大学	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年	
		講座(個)	受講者(人)	講座(個)	受講者(人)	講座(個)	受講者(人)	講座	受講者(人)	講座	受講者(人)	講座	受講者(人)	講座	受講者(人)	講座	受講者(人)

2019年度知的財産白書

								(個)		(個)		(個)		(個)		(個)	
1次 (2012年)	江京大学*	26	1,084	29	1,042	38	1,434	33	1,042	42	1,206	-	-	-	-	-	-
	仁荷大学*	31	1,407	54	2,130	58	2,544	62	3,166	62	2,228	79	2,889	-	-	-	-
	全南大学*	26	950	27	1,167	31	1,288	33	1,253	37	1,278	41	1,329	46	1,421	-	-
2次 (2013年)	檀国大学*	-	-	54	2,362	61	2,806	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	釜慶大学*	-	-	21	508	24	753	30	790	31	941	35	1,160	-	-	-	-
	ソウル大学*	-	-	15	429	15	526	14	525	14	559	17	621	-	-	-	-
3次 (2014年)	公州大学**	-	-	-	-	79	2,348	89	2,259	76	1,971	-	-	-	-	-	-
	金鳥工科大学	-	-	-	-	36	1,101	64	1,757	74	1,707	62	1,258	75	1,465	75	1,781
	東国大学*	-	-	-	-	76	3,202	88	3,349	87	3,132	109	3,832	110	3,771	-	-
4次 (2015年)	慶熙大学	-	-	-	-	-	-	26	883	32	1,441	38	1,447	42	1,910	31	1,613
	国民大学	-	-	-	-	-	-	85	2,157	82	2,162	117	3,001	103	2,718	100	2,590
	牧園大学	-	-	-	-	-	-	56	1,743	69	1,946	75	2,199	76	1,897	75	1,963
	安東大学	-	-	-	-	-	-	31	1,104	32	1,117	34	1,173	36	1,320	34	1,162
5次 (2016年)	群山大学	-	-	-	-	-	-	-	-	186	3,870	181	3,888	183	3,837	163	3,721
	大真大学	-	-	-	-	-	-	-	-	44	1,419	42	1,842	42	1,683	52	1,988
	東亜大学	-	-	-	-	-	-	-	-	155	3,959	102	2,857	112	3,281	118	3,435
6次 (2017年)	ソウル科技 大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	161	2,891	120	3,026	135	3,365
	延世大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74	3,920	74	3,791	77	4,425
	嶺南大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67	3,786	60	3,901	62	3,273
	済州大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	217	5,571	209	6,857	226	5,471
7次 (2018年)	京城大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	814	61	1,894
	成均館大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51	2,127	51	1,862
	漢城大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	1,359	43	1,111
8次	崇実大学															82	2,609

(2019年)	安養大学															48	1,472
合計	計	83	3,441	200	7,638	418	16,002	611	20,028	1,023	28,936	1,451	43,664	1,410	45,178	1,433	43,735

* 壇国大学(2015年～)、東国大学(2019年～)は知的財産専門学位課程へと転換、江原大学・公州大学は2016年末に事業終了、仁荷大学・釜慶大学・ソウル大学は2017年末に支援が終了、全南大学は2018年末に支援が終了、金烏工科大学、慶熙大学、国民大学、牧園大学、安東大学は2019年末に支援が終了した。

また、多様な学問領域の融合教育を運営することで2019年は248件を出願(特許・実用新案・デザイン)し、138件の試作品を製作する成果を収め、第4次産業革命時代に適した人材を育成する方向へと教育を進展させている。また、IP-R&D教育を運営し、2019年には238講座に拡大・開設して企業が求める知的財産人材を育成する教育システムを構築している。

今後は教養授業又は理論中心の教育から脱して、工学認証プログラム、専門科目との連携や知的財産を基盤とする工学、経営、医学、デザイン系列等、多様な学問領域にわたる融合を通じて知的財産教育を持続的に推進する計画である。特に、産業現場においても優秀IP企業が採択しているIP-R&D等、技術競争力の確保に実質的に役立つ教育の運営ができるよう努力していく計画である。

ロ. 知的財産専門学位課程の運営

1) 推進背景及び概要

近年国内外における知的財産紛争の激化によって、知的財産保護と知的財産権基盤の戦略的なR&D・技術投資戦略の策定に従事する知的財産専門人材の育成が必要となった。知的財産専門人材は工学的な知識だけでなく、知的財産に対する法学と経営戦略に対する総合的な理解が求められるが、このような人材を育成するためには大学院レベルの学問間融合教育を実施することが望ましいものの、既存の工科大学、法科大

学、経営大学間の融合教育では難しい部分が多かった。

そこで、特許庁は2009年から知的財産専門人材育成に向け、特化された大学院修士課程である「知的財産専門学位課程」を支援することになった。1次としてKAISTと弘益大学が運営大学として選定され、2010年に初めて新入生を募集して本格的な知的財産専門人材育成に乗り出した。

その後、KAIST、弘益大学、高麗大学は、特許庁の支援終了後も独自で知的財産学位課程を運営している。現在は壇国大学と東国大学等の2大学に対し、修士学位課程の運営を支援している。

<表VI-1-2> 知的財産専門学位課程の運営状況

大学	学位名称	授業形態別	授業年限	単位	登録者数	
KAIST	工学修士 経営学修士 (知的財産権法 専門)	週末	2年 (6学期)	33単位	2011年45人	2015年48人
				(論文修士)	2012年58人	2016年48人
				39単位	2013年48人	2017年63人
				(教科修士)	2014年45人	2018年53人
弘益大学	知的財産学 修士	平日夜間/ 週末昼間	2年 (4学期)	36単位	2011年44人 2012年45人 2013年26人 2014年30人	2015年12人 2016年26人 2017年22人 2018年6人
高麗大学	工学修士(知的 財産専門学位)	週末 (夜間可能)	2年 (4学期)	34単位(研究 指導単位別 途)		2015年20人 2016年19人 2017年20人 2018年17人
壇国大学	工学修士(知的 財産専門学位)	週末 (夜間可能)	2年 (4学期)	33単位 (論文)/ 39単位 (教科修士、		2016年28人 2017年26人 2018年21人 2019年17人

				研究指導)		
東国大学	知的財産学 修士	週内 (平日夜間)	2年 (4学期)	24単位		2019年37人

2) 推進内容及び成果

KAIST、弘益大学、高麗大学は支援終了後も独自で知的財産専門学位課程を引き続き運営している。壇国大学は2015年に選定され、2016年～2019年の間に90人の新入生を選抜して修士学位の知的財産専門学位課程を運営しつつ、知的財産に関する研究活動のために国内外の企業及び大学と活発な交流を推進している。東国大学は2019年に選定され、知的財産専門学位課程の運営とともに、産業界の新規需要を反映した短期実務教育課程を新規に導入して運営している。

知的財産専門学位課程を受けた生徒の感想

本学位課程を通じて知的財産管理政策について多くの情報を得ることができ、現在の職場で技術経営コンサルタントとしての業務に大変役立ちました。また、教科課程の中で学んだ特許分析は、業務の一つである技術ロードマップ作制の際に、量的・質的な面で業務に大きく役立っています。

【K大学2期 ジョン・〇〇】

外部の特許法律事務所に全的に一任し、頼っていた特許出願、登録に関する業務を学位課程終了後は該当業務に関心を持つことによって、より良質の特許を既存より低い費用で遂行することができました。

【D大学4年生 イ・〇〇】

3) 評価及び発展方向

知的財産専門学位課程は、韓国で初めて実施する、知的財産分野における専門家を育成するために工学-法学-経営学の学問間の融合教育である。この課程を修了した専門人材は、特許戦略の策定、特許紛争に対する戦略的な対応、知的財産の創出及び活用等において、企業と国の知的財産競争力の強化に重要な役割を果たすものと期待さ

れる。今後、大学別に特性化された課程を強化するとともに、社会から求められる教育を実施する等、活発な活動を展開していく計画である。

ハ. 知的財産教授向け教育の運営

1) 推進背景及び概要

大学における知的財産に関する知識と、これを活用する能力は、学生よりも教授に対してより必要なものである。特に理工系の教授は、知的財産に関する理解を基に教育を実施すべき知的財産の教育者であり、科学技術研究の最前線に立つ研究開発者でもある。

大学に開設される知的財産講座は、大半が特許庁の支援により弁理士等の特許関連専門家を招聘して講義が行われている。その理由は、多くの理工系大学において専門分野と融合した知的財産に関する教育を行える教授がいないか、もしくは不足しているからである。そして、教授が研究開発を行う場合、知的財産を基盤とする研究戦略を策定して推進することにより、収入源となる強い特許権が創出できる等、成果を最大化することができる。そのためには、研究教授が知的財産に関する基本的な素養と能力を備える必要がある。

従って、知的財産講座を運営する理工系の教授を中心に、知的財産に関する教授教育を施行している。

2) 推進内容及び成果

大学教授が教育課程を修了した後、これを教育や研究に活用できるよう、段階別・分野別の教育プログラムを構築し、実際の講義に適用できる事例中心の教育を実施した。

教育への参加が難しい教授の便宜を図るため、大学へ直接出向いて講義をするプロ

グラム、中間テスト期間や夏・冬休みを利用した短期集中教育プログラムを運営した。また、知的財産教育に関する認識向上と知的財産に関する 이슈を伝えるため、韓国知的財産教育研究学会等の計5つの専門学会と協力し、定期学術大会において知的財産セッションを開設して、イシューとなる分野の特許動向や研究戦略の発表を行い、知的財産に関する講義を実施した。

2008年に初めてスタートしたこの教育課程は、知的財産の必要性を認識した教授の参加が徐々に増え、2019年まで計3,095人が教育を受ける等、大学内の知的財産教育の底辺拡大に寄与した。教育全般に対する満足度は90点以上で、高い満足度を示した。

但し、2016年からは関連予算が削減され、知的財産教授教育という別途のプログラムの代わりに、知的財産教育先導大学を通じて大学内における独自教授教育を運営することになった。2016年は1,413人、2019年は3,171人が大学の独自運営による教授教育を受け、先導大学内の教授教育が活性化となり、教育を受けた人数の増加以外にも、他大学の教授を招聘して連合教育の実施や、他大学に出向いて教授教育を進行する等、地域におけるIP教育の拠点としての役割を遂行している。

今後も知的財産教育先導大学等の知的財産に関する教育基盤を活用し、大学教授向けの知的財産教育を持続的に運営することで、教授が自律的に大学における知的財産教育の拡大を図り、自分の研究成果も創出できるよう支援していく計画である。

<表VI-1-3> 大学における知的財産教授教育(短期集中課程)の状況

区分	主要内容	2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年	
		大学	人数	大学	人数	大学	大学	人数	大学	人数	大学	大学	人数	大学	人数
訪問型教育	知的財産権基本	4	108	2	45	8	67	-	-	-	-	-	-	-	-
短期集中教育 (課程別12時間 以上)	知的財産権基本、 特許情報調査分析 等	64	268	88	303	84	350	61	179	54	210	43	145	47	110
合計		68	376	90	348	92	417	61	179	54	210	43	145	47	110

3) 評価及び発展方向

知的財産教育プログラムに参加した教授は、教育内容を本人の研究及び発明に適用するだけでなく、本人が教える学生にも伝え、また、教授教育を受けた教授が自発的に知的財産教育研究学会を設立して運営している。しかし、依然として先進国に比べ知的財産教育に関する認識が普遍化しておらず、大学(院)において知的財産教育を専門的に教える教授のプールが非常に不足している。知的財産教育プログラムを修了した教授は計3,281人(2019年基準)であり、全国における教授65,604人(2019年4年制の専任教員基準)に比べ5%に過ぎず、知的財産創出の中核的人材である大学教授向けの教育を強化する必要がある。

<表VI-1-4> 大学における知的財産教授教育プログラム

先導大学独自の教授教育				短期集中教育		
・(2019年)大学別独自教授教育の状況				・(2019年)教授の知的財産能力向上及び特許活用能力の強化		
区分	運営実績			区分	課程名	教育内容
	教育回数	教育時間	教育人数			
金鳥工科大学	6	24	82	1次	知的財産権 基本	知的財産権の基本
慶熙大学	8	12	100			特許権の理解
国民大学	6	10	141			特許明細書の作成基本
牧園大学	4	6	35	2次	事例で学ぶ 知的財産権 (中級)	知的財産権の理解
安東大学	10	38	242			国内外紛争事例で学ぶ商標/ デザイン
群山大学	8	14	267			事例で学ぶ特許基礎
大真大学	17	28.9	203			特許紛争の最新 이슈 分析
東亜大学	13	27	131	3次	特許情報 を活用した 学生進路設	核心能力と特許
ソウル科技	11	22	112			特許進路教育のポートフォ リオ

大学			
延世大学	2	7.5	36
嶺南大学	37	42.5	962
済州大学	6	18	467
京城大学	3	23	83
成均館大学	8	83	16
漢城大学	10	23.5	83
崇実大学	2	4	40
安養大学	2	2	171
合計	153	385.4	3,171

計	
IP-R&Dを活用したビジネス戦略	市場及び産業分析の予測 IPR&D戦略の策定

知的財産教授教育を受けた感想

公共機関において実施する教育の中で最も満足度が高い教育です。知的財産に関する重要度も高くなっている中、未だ大学はIPとの距離が遠く感じます。短期課程ではあるが、集中的に研修を受けたことで、実際の研究及び講義を行う上で大きく役立ちました。年間教育の回数を増やして頂ければと思います。【H大学 ジョン・〇〇教授】

特許明細書の理解及び実習課程を通じ、これまで具体的な知識がなく特許明細書を参照するだけのレベルであったが、請求項の構成及び作成方法に関する内容を学習したことで、一段階レベルアップさせることができました。継続的に特許関連の教授教育に参加したいと思います 【D大学 イム・〇〇教授】

より多くの教授が教育に参加できるよう誘導するためには、知的財産に関する認識を広範囲にまで拡大する方策を講じる必要があり、教育対象を理・工系教授以外にも他専攻(デザイン等)の教授へと拡大する必要がある。特許庁主導の教育プログラムの運営だけでなく、先導大学等の独自教育を奨励する一方、学会等で専門研究を基盤にした知的財産教育を実施することが望ましいと言える。

技術分野別、レベル別、専攻別プログラムをシステム化、多様化にし、教授が容易に参加できるようにするとともに、知的財産教育研究会等の多様な知的財産関連の学会との協力を拡大して知的財産に関する認識向上を図り、知的財産に関する教授同士のネットワーク構築を推進し、知的財産教育に対する情報と教案の共有、研究活動の活性化等を誘導する予定である。

3. 企業・大学間の産学協力プロジェクトの推進

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 キム・キョンナン

イ. キャンパス特許戦略ユニバーシアード

1) 推進背景及び概要

キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、大学における特許教育の関心を高めるとともに、大学の実用的な特許教育を拡大することにより、企業が求める特許に強い人材を育成し、大学の斬新なアイデアを産業界に供給する目的で推進された。企業は問題の出題及び審査、賞金を負担、大学(院)生は指導教授とともに特許ビッグデータを分析し、将来の有望産業と技術に対する特許獲得戦略を提示、特許庁は大会の運営を支援する。キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、企業、大学、政府の実質的な産、学、官の協力事例である。企業が大学のアイデアを選択して企業経営に適用することは、企業内部に限られたR&Dから果敢に脱し、外部の技術やアイデアを積極的に活用して内部の革新につなげる開放型革新(Open Innovation)の事例である。

イ) 競合部門

キャンパス特許戦略ユニバーシアードの競合部門は、特許戦略策定部門、先行技術調査部門の2部門である。特許戦略策定部門は、細部的な技術主題に対し国内外の特許データを分析し、研究開発戦略及び特許獲得の方向を策定する。先行技術調査部門

は、産業別に仮想の出願書または発明要約書に対し関連のある先行技術を調査した後、特許可能性の判断や出願書の作成・補正を行う。

但し、2018年からは関連予算の削減により特許戦略策定部門だけ運営している。今後理工系列のみならず、経商、デザイン、社会系列等でも特許等の知的財産に強い人材が育成できるよう、企業・研究機関等と協力して新規競合部門を発掘して推進する予定である。

ロ)参加資格

韓国国内の大学(院)生対象の特許戦略策定部門は、3人以内のチームまたは個人で参加することができ、必ず指導教授1人が一緒に参加しなければならないが、先行技術調査部門は個人で参加することができる。

ハ)審査手続き

審査は書類審査、書面審査、発表審査、最終審査の順で行われる。書類審査は、申請資格の有無、指導教授の確認書、参加確認書等について基礎審査を行い、書面審査は、企業が提出された答案を評価し受賞者数の2倍以内で選抜する。発表審査は、書類審査で選抜された者を対象に、自分で作成した論文を発表することによって最終順位を決める。最終審査では、企業が推薦した最優秀学生を対象に特許庁長官賞以上の受賞者を選定する。

ニ)審査基準

審査基準は競合部門別に書類審査基準と最終審査基準を定めて評価を行う。先行技術調査部門の書面審査基準は、先行技術の検索、請求範囲の作成・補正を中心に細部評価指標を定め、特許戦略策定部門は、先行特許調査及び分析、特許戦略策定を評価項目として評価指標を定めた。

＜表VI-1-5＞競合部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
特許戦略 策定部門	先行特許調査及び分析 等	技術開発及び産業動向等の分析	技術・市場・産業動向分析の適正性等
		先行特許調査(定量、定性分析)等	主要技術に対する先行特許調査等の細部モジュール別、国別、出願人別の分類等、コア特許の導出等
		コア特許の導出、選別、分析等	主要特許の検索レベル、選別・分析の適正性等
	特許戦略策 定等	将来の技術開発方向、戦略等の提示	将来の技術開発に向けた基本方向、戦略提示の適正性等
技術獲得戦略策定の具体性・適正性等		コア特許確保のための特許戦略の提示等、回避技術設計方案等独自開発、外部導入戦略等の判断	

＜表VI-1-6＞競合部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標	細部内容
特許戦略策定部門	先行特許調査及び分析等	技術開発及び産業動向等の分析	技術・市場・産業動向分析の適正性等
		先行特許調査(定量・定性分析)等	主要技術に対する先行特許調査等 細部モジュール別、国別、出願人別分類等 コア・基本特許の導出等
		コア特許の導出、選別、分析等	重要特許の検索程度、選別・分析の適正性等
	特許戦略策定等	将来の技術開発方向・戦略等の提示	将来の技術開発に向けた基本方向・戦略提示の適正性等
		技術獲得戦略策定の具体性・適正性等	コア特許の確保に向けた特許戦略の提示等

		回避(空白)技術の設計方策等 独自開発、外部導入戦略等の判断 短期、中・長期開発の可否判断等
特許分析と戦略策定(回避設計)間の論理的な関係性等		

ホ)2019年の授賞内訳

2019年におけるキャンパス特許戦略ユニバーシアードの授賞は、特許戦略策定部門では特許庁長官賞以上の上位の賞に学生4チームと指導教授4人、後援機関の優秀賞は27チーム、奨励賞は54チームが各々選定され、全体で81チーム(210人)が選定された。団体賞には最多受賞大学賞に崇実大学、最多応募大学は漢陽大学(エリカ)が受賞した。授賞式には大学総長、企業CEO等の社会的に著名な有職者200人余りを含め計400人余りが出席した。

<表VI-1-7>2019年の授賞内訳

区分	特許戦略策定	
	学生	指導教授
産業通商資源部長官賞	1チーム(1千万ウォン)	1人(250万ウォン)
韓国工学翰林院会長賞	1チーム(1千万ウォン)	1人(250万ウォン)
特許庁長賞	2チーム(各1千万ウォン)	2人(各250万ウォン)
後援機関長賞	優秀賞 1問題当たり1チーム (3百万ウォン)	-
	奨励賞 1問題当たり2チーム (1百万ウォン)	-
最多応募大学賞 (韓国発明振興会長賞)	1大学(2百万ウォン)	
最多受賞大学賞 (韓国工科大学長協議会長賞)	1大学(2百万ウォン)	

2) 推進内容及び成果

イ) 参加状況

特許戦略ユニバーシアードには、2010年43企業、2011年46企業等、毎年40余りの企業が参加し(2017年まで2つの競合部門)、2019年は28企業が参加(特許戦略部門のみ運営し、受賞者の就業優遇企業10社)した。

※2019年のキャンパス特許戦略ユニバーシアード参加企業(28社)

サムスン電子(株)、現代自動車、ロッテケミカル株式会社、(株)LG化学、(株)LGディスプレイ、POSCO、ソウル半導体、DOOSANインフラコア、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、現代三湖重工業、現代尾浦造船、ソンドン造船海洋、韓進重工業(韓進TMS)、テソン造船、現代製鉄株式会社、SKハイニックス、SKシリトロン、サムスンディスプレイ、サムスン電気株式会社、韓国科学技術研究院(KIST)、韓国機械研究院(KIMM)、韓国原子力研究院(KAEIR)、高麗亜鉛(株)、(株)サムスンSDI、ユニーク、ユーシン精密工業(株)

※受賞者に対する就職優遇企業(10社)

現代自動車、(株)LG化学、(株)LGディスプレイ、ソウル半導体、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、SKシリトロン、(株)ユニーク、ユーシン精密工業(株)

一方、大学の積極的な参加によって、2012年は101の大学から3,423チーム、2013年は106の大学から3,844チーム、2014年は109の大学から3,757チーム、2015年は113の大学から3,572チーム、2016年は147の大学から3,415チーム、2017年は154の大学から3,608チームが参加を申込んだ。

また、特許戦略部門のみ運営した2018年には57の大学から956チームが参加を申込み、2019年には59大学1,195チームが参加申込みをした。このうち46の大学285チームが論文を提出し、28の大学85チームが受賞者として選定された。

＜表VI-1-8＞参加及び受賞状況

区分	特許戦略の策定	
	大学	チーム(人)
参加申込	59	1,195(1,798)
論文提出	46	285(665)
発表審査	36	131(340)
受賞者	28	85(222)

ロ) 大学別の受賞者状況

2019年におけるキャンパス特許戦略ユニバーシアードで受賞者を出した大学は28大学(85チーム、222人)である。最多受賞大学賞は崇実大学、最多応募大学賞は 漢陽大学(エリカ)であった。

＜表VI-1-9＞最多受賞大学及び最多応募大学

最多受賞大学	最多応募大学
崇実大学	漢陽大学(エリカ)

3) 評価及び発展方向

2019年におけるキャンパス特許戦略ユニバーシアードに参加した企業及び学生は、同大会について肯定的な評価をした。後援企業は「コア特許に対する分析技法が優れ、知的財産確保のための戦略提示が具体的であり、結果物が該当分野の特許専門家も参考にするほど優秀であった」、「技術に対する理解度が高く、論理的な受賞者の答案は実務に活用する計画だ」と評価した。また、主催・主管機関は後援企業の参加を誘導し、次世代の知的財産リーダープログラム等を運営して受賞者が大会参加後も多様な思考と知識を交流するとともに、知的財産教育を持続的に受けられるよう努めた。

参加した学生たちは「大会を通じて特許データを分析し、技術の発展方向を予測する経験ができただけでなく、専攻に対する深度ある勉強ができた」、「就職または創業する際に大会で学んだ知識が役に立った」と述べ、大会に参加した主体全てがキャンパス特許戦略ユニバーシアードに対し肯定的な評価をした。

ロ. D2Bデザインフェア

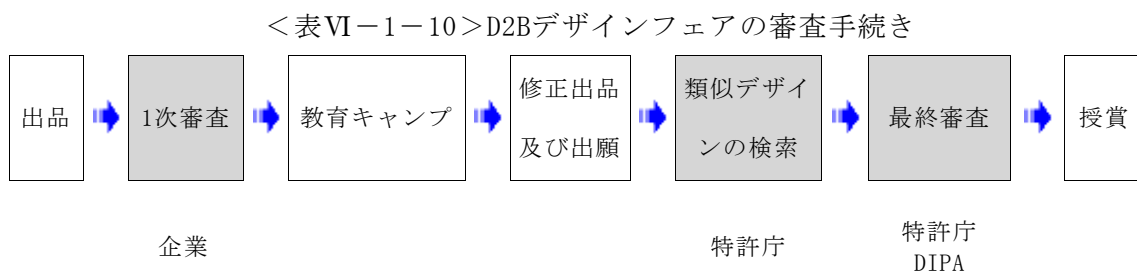
1) 推進背景及び概要

「D2Bデザインフェア」は、デザイン権に関する認識向上を通じた国家産業競争力の強化に向け、2006年に開催された大学生デザイン公募展(Design & Right)からスタートした。2008年にその対象と運営方法を画期的に変えるとともに、大会の名称もデザイン権公募展(Design Right Fair)に変え、出品資格を大学生から一般人にまで拡大した。韓国貿易協会と共同で主催し、輸出企業のデザインを支援している。

他デザイン公募展は各企業の広報と安価な費用で優秀なデザインとアイデアを得ることが目的であるため、出品者はすべての知的財産権を主催側に引き渡し、所定の賞金だけを受け取ることが現状であった。しかし、「D2Bデザインフェア」出品作のデザイン権等は、知的財産権の創作者であるデザイナーが所有し、デザイン権を媒介に企業がデザイナーから創意的なデザインを得るオープンイノベーション(Open Innovation)という最も大きな特徴がある。

この公募展は新しいデザインが必要な物品について企業側から提示されると、デザイナーはこの物品のデザインについて出品する方法で行われる。企業の1次審査を通過したデザイナーらはD2Bサマースクールに参加し、企業のデザイナーと意見を交換してデザイン権に関する教育を履修する。このような過程を通じてデザイナーらは本人が制作したデザインの問題点を修正して2次出品する一方、自らデザイン登録の出席を終える。2次審査後、特許庁の類似デザイン検索が終われば、デザイン知的財産権協会(DIPA)所属デザインの教授で構成される審査委員団が最終受賞作を選定するが、

この過程において企業の意見を最大限に反映する。企業が受賞作を商品化する場合、受賞者と企業はライセンス契約を締結し、受賞者は製品売り上げによるロイヤリティを受けることになる。



2) 推進内容及び成果

2019年における「D2Bデザインフェア」は25企業が出品課題を提示し、65大学から5,484品及び一般人から119品で計5,603品が出品され、デザイン権136件を出願した。このうち、2件に対してライセンスを締結する予定である。

＜表VI-1-11＞2019年D2Bデザインフェアの受賞者状況

区分		出品者	作品名
大賞	産業通商資源部長官賞	ジョン・ジホン	Air Tray, DIYオブジェ空気清浄機
		ファン・ヘキョン	AIR TROLLEY
金賞	特許長官賞	イ・ホジュン、 チョウ・ジョンハン	ミルクィー (スマート哺乳瓶)
		韓国貿易協会長賞	チョウ・ソンウク、 キム・インス
銀賞	デザイナー知的財産権 協会長賞	ビョン・ジェヒョク	SELF-case
		イ・ユ・ジン	PICK PICK
		ハン・ギュヒョン	Sticky bowl

	イ・ソンウク	Vibrato
	イ・ダヘ	Drawer cooker
	ジョン・スミン	My Own Sky Cleaner
韓国発明振興会長賞	ハン・ソンジュ	Free ruler
	ヤン・ヒヨン	成長型ベビーベット
	カン・スンワン	インテリア環境に合わせてデザイン を変えられる電線モルディング
参加企業賞	キム・イエヒョン	エアーフライヤー専用のベーキング 型
	ソン・ワンソ	野外サービス職労働者のための空気 清浄機マスク
	イ・ボヒョン	Swing Bottle
	グァク・イエウオン	Memories with you
	キム・ジェヨン ヤン・ダヘ	Rolling Draining Board
	オム・テウオン	Forwon

<図VI-1-2>2019年の大賞(Air Tray、DIYオブジェ空気清浄機、左)及び金賞(AIR TROLLEY、右)受賞作



3) 評価及び発展方向

2019年の出品作は5,603品であり、大会開催以来の最も多い数が出品された。持続的な企業対象のライセンスング及び商品化に関する相談を通じ、25企業が参加する等着実な成長ぶりを見せた。また、銀賞を受賞した「エアーフライヤー専用のベーキング型」と「Memories with you」は、企業とライセンスの契約及び商品化が進められ実質的な成果を収めた。この他にも、ソウルを始め11圏域、18大学の産業デザイン学科と視覚デザイン学科の専攻者1,200人余りを対象に全国大学巡回説明会を開催し、優秀なアイデア及び作品を募集するために積極的な広報を実施した。

特に、既存の参加者の中から大学生のサポーターズを選抜して、D2Bデザインフェアに参加した経験をオンラインの空間で広報及び共有することによって、同年代の公募展参加を促した。

今後は企業に対する広報戦略の多角化を通じて参加企業を拡大し、出品作に対する企業のデザイン品目を多様化する計画である。

また、知的財産権に関する教育と企業・専門家のマンタリングを通じ、参加者のデザインに関する知的財産の権利化及び活用能力をより強化し、受賞作品に対するライセンスングの管理及び試作品の製作と販路開拓等を通じた創業支援も拡大する計画である。

ハ. 大学における創意発明大会の開催

1) 推進背景及び概要

知的財産戦争時代において勝つためには、特定分野における工学的知識と創造力、知的財産に関する能力を兼ね備えた人材が必要である。学生たちが工学的知識を基に技術課題に対して創意的な解決策を講じる過程、知的財産と連携した研究計画の策定及び発明の事業化等のR&D過程を総合的に経験できれば、研究開発人材、青年起業人材としての能力を高めることに大きく役立てるはずである。

このような認識の下で知的財産に強い創意的な発明人材を育成し、大学における発明活動の活性化及び大学生発明の権利化・事業化のため、2002年から行ってきた学部生及び発明サークル中心の「全国大学発明競合大会」と、2009年に開催された大学院生中心の「大学IPオーシャン公募展」を統合し、2010年から「大学創意発明大会」を運営している。

2013年からは「発明研究部門」、「発明特許部門」、「発明公募部門」の3部門に分けて開催していた大会を、周辺問題を解決するための「自由部門」と参加企業の課題解決のための「公募部門」に簡素化させ、誰もが簡単に参加できるようにした。

また、韓国科学技術団体総連合会と共催し、科学技術に関心のある発明人材の参加機会の幅を広げるとともに、科学技術情報通信部、産業通商資源部のみならず、韓国科学創意財団を始め、大韓機械学会、大韓電気・電子学会等7つの工学専門学会及び中小企業技術イノベーション協会が後援機関として参加し、成功的な大会の基盤を構築した。

<表VI-1-12>大会の主要日程及びプロセス

[大会公告]	[オンライン申込 受付]	[基礎及び 1次2次書類審査]	[特許出願支援]
大会公告	参加申込 1. 発明提案書(自由) 2. 課題解決案(公募)	審査(60チーム程度を選定)	メンタリング及び コンサルティングの支援 知的財産権出願支援
3月	3月～4月	4月～5月	7月
[授賞式及び展示]	[最終審査]	[オンライン公衆 審査]	[最終結果物の提出]

授賞式及び 展示会	⇐	受賞作の 最終選定	⇐	オンライン 公衆審査	⇐	1. 修正・補完された発明提 案書(自由) 2. 修正・補完された課題解 決案(公募)
11月		9月		9月		8月

特に書類審査を通過した作品に対しては、知的財産専門家による先行技術調査及び特許明細書の作成教育等を提供し、参加者のアイデアが知的財産権として出願できるよう積極的に支援する。また、優秀作品に対しては特許費用、事業化等の支援を行う。

2) 推進内容及び成果

2019年の大会では計123大学から5,087件が出品され、その中から計38件を選定して授賞した。大統領賞は「携帯用の点字入力装置」を出品した 崇実大学のシン・ジンヒ学生が、最多申込み及び最多受賞サークル賞には金鳥工科大学の「甲船神話」が受賞した。

3) 評価及び発展方向

大学創意発明大会を通じて大学内における発明文化の拡大基盤を構築し、参加者らは発明特許教育、メンタリング、試作品製作、チームワーク等の過程を通じて、R&D及び知的財産の創出・活用方法を直接経験することができた。また、大学発明サークル活動を支援することにより、大学生の自発的な発明活動を促し、発明ノウハウと知識を共有することができた。

2020年からは大学創意発明大会とキャンパス特許戦略ユニバーシアードを統合運営し、新しい知的財産大会として発展させていく計画である。

＜表VI-1-13＞大学創意発明大会の出品状況

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
申込件数	3,030	3,442	3,961	4,284	4,636	5,006	4,959	5,087
参加大学	115	94	124	127	134	135	125	123

＜表VI-1-14＞2019年大学創意発明大会における優秀発明受賞作の状況

賞名	発明の名称	名前	所属
大統領賞	携帯用の展示入力装置	シン・ジンヒ	崇実大学
国務総理賞	棚型の人体模型救急箱	ユ・カヒ チェ・ホンイル キム・ゲン	牧園大学
科学技術情報 通信部	並列ロボット	キム・デン ホ・スンチャン チェ・ドンヒョク	韓国ポリテック7
	ハンマに変形できる車両用内部手すり	チェ・ンソク パク・オンユ	金烏工科大学
産業通商資源部	センサー感知を通じた電子制御式開閉自動調節装置	キム・ソンファン キム・キョンハ カン・ドンウク	中部大学
	スマートフォン画面のプリンター	パク・グンオ パク・スヒョン リュウ・ジェヒョン	慶北大学
特許庁	果物の皮むき装置	キム・ヨハン	成均館大学
	3次元静質多孔性構造体及びその製造方法	キム・キョンミン イ・サンジェ ハン・スンウク	金烏工科大学

4. 中小・中堅企業における知的財産専門人材の育成

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 キム・リョウオン

イ. 推進背景及び概要

第4次産業革命時代には新技術を早期に開発して権利化できる知的財産人材の確保が企業の競争力を左右し、国のイノベーションを促進する重要な要素であると認識されている。

最近知的財産を取り巻く企業間の紛争が急増していることから、知的財産の創出、活用、保護に向けた総合的な対応戦略の策定が求められ、このような業務がますます高度化・専門化となっている。そこで知的財産に関する専門知識を備え、企業の知的財産業務を円滑に遂行できる知的財産専門人材の育成が急がれる。

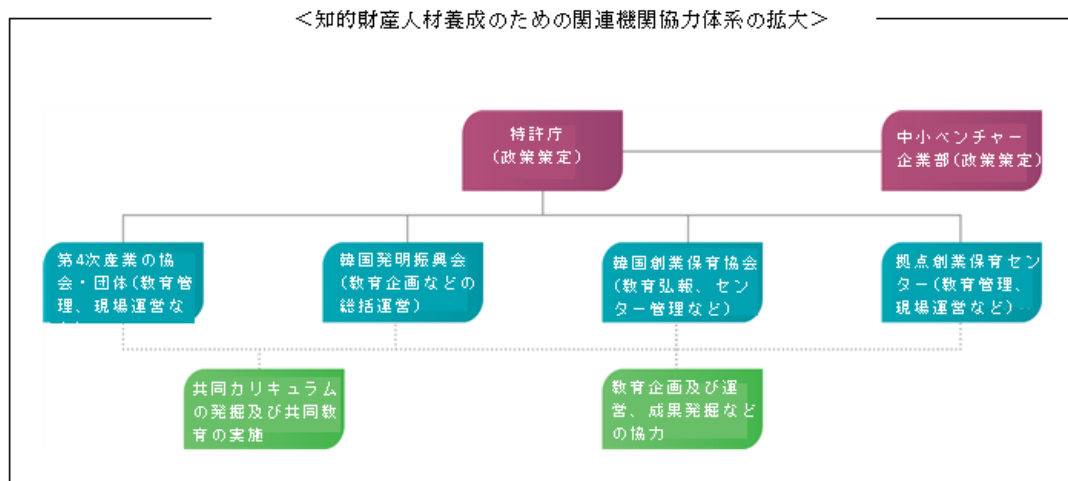
しかし、現実の一部の大企業を除いた大半の韓国内企業は、知的財産の人材基盤が弱く、急変する知的財産環境に適切に対処できていないのが実情である。

2019年の知的財産活動に関するアンケート調査によると、知的財産専門担当組織を保有している企業の割合が5.5%に過ぎず、この割合も前年比0.5%減少したものである。知的財産専門担当人材を保有している企業の割合も30.8%であり、前年度の25.4%より小幅増加したが、依然として不足な状況である。²¹資金と人材が不足する中小企業の場合は、知的財産紛争において無防備に露出されているため、知的財産専門人材育成のための基盤構築が切実な状況である。

これを受けて特許庁はスタートアップ及び中小・中堅企業を支援する関係機関との協力システムの構築を通じ、企業現場内における知的財産教育の需要を発掘し、需要カスタマイズ型の知的財産教育を提供する等、IP専門人材育成のための政策を推進し

²¹ 2019年度の知的財産活動実態調査(韓国特許庁)

ている。



ロ. 推進内容及び成果

1) 創業保育センター連携のスタートアップカスタマイズ型知的財産教育の運営

創業保育センター連携のスタートアップカスタマイズ型知的財産教育は、創業の過程において必要な実例を中心に知的財産教育を提供し、創業企業の知的財産活用及び知的財産基盤の企業経営文化の拡散に寄与するため、2019年度にモデル事業として推進された。全国拠点の創業保育センターを対象に、中小ベンチャー企業部と韓国創業保育協会の協力により需要調査を実施し、6のセンターを選定して教育を実施した。

6つの拠点センター別に3回ずつ計18回の教育を実施して計496人の教育修了生を輩出した。事業認識度の向上及び教育効果の最大化のために、創業教育マネージャー及びセンター長等を対象に別途の教育も実施した。

6つのセンターで3回の教育に参加した参加者に対してアンケート調査を実施した結果、知的財産の重要性に対する認知度のレベル、知的財産関連の知識レベル、実務適用のレベルが向上した。

また、企業現場内で増加する知的財産紛争に備えるため、初期創業者を対象に知的財産教育時に活用できる教育コンテンツを発掘し、「スタートアップのためのイノベーション企業の知的財産経営事例集」を発刊した。また、予備創業者及び初期創業企業関係者が事業推進時に参考にできる「知的財産実務ガイドブック」を制作して配布した。

＜表VI-1-15＞創業保育センター連携のカスタマイズ型知的財産教育のプロセス

区分	準備	診断	教育	評価/ フィードバック
主な活動	韓国創業保育協会と 前協議	◦教育需要の発掘 ◦教育企画及び設計	◦教育プログラムの開発 ◦教育企画及び運営	◦満足度調査等 ◦教育運営の点検

2) 協会・団体協力型の海外知的財産実務教育の運営

第4次産業革命の技術分野における国内中小・中堅企業の人材を対象に、国内外の出願戦略、紛争事例及び交渉の提示等、グローバル知的財産紛争対応能力の強化のため、「協会・団体への協力向け知的財産実務カスタマイズ型の教育課程」を開設して運営した。

第4次産業革命の技術分野における協会・団体と連携し、共同採用の公告支援及び知的財産集合型教育を設計して運営した。また、トラック別の海外知的財産実務教育を運営し、グローバル知的財産紛争対応能力を強化する基盤を造成した。

2019年には、無人機(ドローン)分野及び先端素材(ナノ)分野の専門協会・団体を選定し、技術(業種)別の協会・団体と事前に協議を行い、差別化されたカリキュラムを設計し、知的財産の出願、紛争及び訴訟等の実務経験のある弁理士、弁護士及び実務を備えた企業の役職員を講師として構成し運営した。

企業内の新規流入人材、入社初期者等を対象に教育需要を発掘し、知的財産基盤集合型の教育を各々の技術分野別に1回ずつ(3泊4日)運営した。また、在職者を対象に国内外の知的財産実務教育を技術分野別に3つのトラックで構成して運営する等、集合型の教育を計2回、トラック型の教育を計19課程について設計及び運営した。

同課程は技術カスタマイズ型で設計されたカリキュラムと専門家を招聘して行った講演を通じ、特許事業化のための知的財産戦略、海外特許の紛争事例・対応戦略、交渉方法論の実習、海外ライセンス及び商標の保護等の実例を中心に教育を行い、教育生の海外知的財産制度に対する理解を高め、企業の国内外における知的財産紛争に備えた知的財産管理人材の能力を強化する機会となった。

＜表VI-1-16＞2019年創業保育センター連携のカスタマイズ型知的財産教育運営
の実績

区分	課程名	教育日	全体教育生数
1	済州地域の創業保育センター第1回目の教育	06.20(木)	29名
2	釜山地域の創業保育センター第1回目の教育	06.21(金)	33名
3	江原地域の創業保育センター第1回目の教育	06.24(月)	18名
4	慶南地域の創業保育センター第1回目の教育	07.24(水)	33名
5	慶南地域の創業保育センター第2回目の教育	08.28(水)	28名
6	全北地域の創業保育センター第1回目の教育	08.30(金)	51名
7	大田地域の創業保育センター第1回目の教育	08.08(木)	20名
8	大田地域の創業保育センター第2回目の教育	08.09(金)	16名
9	慶南地域の創業保育センター第3回目の教育	09.26(木)	35名
10	創業保育基本教育課程(マネジャー)	09.27(金)	45名
11	江原地域の創業保育センター第2回目の教育	09.30(月)	15名
12	釜山地域の創業保育センター第2回目の教育	10.10(木)	33名
13	釜山地域の創業保育センター第3回目の教育	10.11(金)	30名

14	済州地域の創業保育センター第2回目の教育	10.17(木)	23名
15	済州地域の創業保育センター第3回目の教育	10.18(金)	20名
16	江原地域の創業保育センター第3回目の教育	10.22(火)	23名
17	全北地域の創業保育センター第2回目の教育	10.31(木)	32名
18	全北地域の創業保育センター第3回目の教育	11.13(水)	32名
19	大田地域の創業保育センター入居企業の教育	11.15(金)	16名
20	慶南地域の創業保育センター第3回目の教育	11.28(木)	38名
21	大田地域の創業保育センター第3回目の教育	12.04(水)	25名

<表VI-1-17> 2019年協会・団体協力型の海外知的財産実務教育運営の実績

区分		連携機関	教育日時	地域	教育生数
無人機 (ドローン 分野)	集合型の教育 (3泊4日運営)	韓国航空 宇宙産業 振興協会	11月5日～8日	仁川	30名
	トラック型の教育 (各トラック別に 3回ずつ運営)		10月23日～25日 10月30日～31日 11月12日～15日 12月6日	ソウル	271名
			先端素材 (ナノ)分 野	ナノ融合 産業研究 組合	10月16日～18日 10月23日～25日 10月30日～11月1 日
計					607名

5. 生涯教育に向けた知的財産単位銀行制度の運営

国際知識財産研修院 教育企画課 行政事務官 キム・サンミン

イ. 推進背景及び概要

科学技術の高度化、国家間競争の熾烈化によって知的財産の重要性もますます増大している。これに伴って知的財産専門人材の育成及び知的財産大衆化の実現に向け、知的財産分野における生涯教育制度の導入が必要となった。

また、これまでの知的財産教育は部分的・散発的に行われ、具体的で体系的に実施されなかった。特に、研究所、企業等と関連する業務の従事者中心の教育が行われていたため、一般大衆が体系的に関連知識を習得することに限界があった。従って、最近の傾向に合わせてパラダイムを国民向けの教育にシフトさせ、知的財産の創出・活用・管理・保護教育のための体系的な知的財産専門家育成の教育プログラムが求められるようになった。

韓国特許庁が2013年1月に発表した「第2次国家知的財産人材育成の総合計画」によると、2013年から2017年までの5年間で約93万人に知的財産に関する教育需要が発生し、その中で知的財産の管理及びサービス等の専門分野に8万人の人材が必要になると推定した。それにもかかわらず、国内の知的財産に関する教育課程は、忠南大学、光云大学、京畿大学等一部の大学でしか運営されておらず、教育カリキュラムもまた、理工系科目と法学科目を融合しているわけでもなく、理工系または法学中心の科目に偏っているため、市場で求める人材を育成するには限界があった。

これを受けて国際知識財産研修院では国家生涯教育制度である単位銀行制度の標準教育課程に「知的財産学」専攻の34科目を新設し、知的財産分野に関心のある国民であれば誰でも「知的財産学士号」を取得できるようにした。

ロ. 推進内容と成果

単位銀行制度は大学と同様に1科目(30時間)修了時に3単位が認められ、計140単位

を履修すれば、単位取得の所要年数と関係なく「知的財産学学士号」が取得できる。他専攻学士号は、専攻科目48単位を取得すれば同学位を取得することができ、弁理士資格証を持っている者はより簡単に学位を獲得することができる。

2012年に「知的財産教育に関する生涯教育制度の導入方策」を設け、2014年5月に標準教育課程に専攻必須10科目、専攻選択21科目の計31科目で構成された「知的財産学」専攻を新設し、その後3科目を追加で承認を受けて計34科目を順次に開発・提供中である。

<表VI-1-18> 知的財産単位銀行制度の知的財産一般科目

区分	科目名	主な内容	他専攻との連携
専攻 必須	知的財産概論	－産業財産権及び著作権の基本概念	法学史
専攻 選択	発明の理解	－発明のための理解及び創意的な発想技法	
	デザイン論	－デザイン理論の概念、傾向、歴史等	産業デザイン等 10科目
	インターネットと知的 財産権法	－インターネットと商標・著作権・特許・ パブリシティ権	
	特許明細書の作成実務	－特許明細書作成実務の教育	
	特許情報の調査と分析	－先行技術調査及び特許分析	
	知的財産出願の実務	－産業財産権出願実務の教育	
	知的財産審判訴訟の実 務	－知的財産権審判・訴訟制度の実務	
	国際出願の実務	－主要国の出願実務	
	国際知的財産権	－主要国の制度及び国際条約	
	文化産業法	－映画、講演、音楽、ゲーム等における知 的財産権	
デザイン経営とブラン	－ブランドとデザインを通じた経営戦略	産業デザイン等	

	ト戦略		3科目
--	-----	--	-----

＜表VI-1-19＞知的財産単位銀行制度の法学科目

区分	科目名	主な内容	他専攻との連携
専攻 必須	特許法	－特許制度の基本的理解	
	商標法	－商標制度の基本的理解	
	デザイン保護法	－デザイン保護制度の基本的理解	
	著作権法	－著作権制度の基本的理解	
	法学概論	－法学に対する基本的理解	法学史
専攻 選択	民法総則	－民法に対する基本的理解	法学史
	知的財産と競争法	－独占と独占禁止の相互関係	
	不正競争防止及び営業 秘密保護法	－法の基本的理解	

＜表VI-1-20＞知的財産単位銀行制度の理工系基礎科目

区分	科目名	主な内容	他専攻との連携
専攻 必須	自然科学概論	－現代科学に対する基本的理解	－
専攻 選択	物理学概論	－大学物理	物理治療学等3科目
	化学概論	－大学化学	化学工学等7科目
	生物学概論	－大学生物学	臨床病理学等5科目
	地球科学概論	－大学地球科学	教養科目
	工業設計	－大学機械構造設計一般	機械設計工学
	材料科学	－大学材料科学概論	金属工学等3科目
	生物資源保護論	－新品種保護制度、生物資源保 護・活用	－

	遺伝子と遺伝工学	－大学遺伝工学概論	教養科目
	電機電子工学概論	－大学電気電子工学概論	機械工学4科目

＜表VI-1-21＞知的財産単位銀行制度の研究開発・経営に関する科目

区分	科目名	主な内容	他専攻との連携
専攻 必須	技術経営論	－工学と経営学の統合、技術開発及び管理	
	研究開発と知的財産	－研究者が知るべき知的財産権	
	知的財産権管理論	－知的財産管理戦略	
専攻 選択	技術移転とライセンスの理解	－技術の事業化戦略、交渉手続き・戦略	

上記の知的財産単位銀行制度の施行によって、「知的財産概論」科目は国際知識財産研修院の教育場で2014年8月に開設され、2015年には初めて、遠隔基盤の知的財産学単位銀行制度を通じて運営された「知的財産概論」科目が新設された。その後も毎年運営科目を追加し、2019年には2科目を追加し、1学期に4,683人、2学期に3,324人が受講した。また、知的財産単位銀行の拡大に向け、忠南大学、東明大学、仁済大学、韓国産業技術大学、啓明大学、全北大学、漢城大学、慶一大学、済州大学、漢拏大学、カトリック関東大学、建陽大学、成均館大学等の13大学と単位交流のための業務協約を締結し、開設を希望する大学と持続的に協議するなど、協力大学の増加に向けて努力を傾けている。

その結果、2019年には単位銀行制度運営初の大学卒業生学士を輩出する等、2015年からこれまで計88人の知的財産学の学士が輩出された。

ハ．評価及び発展方向

単位銀行制度の導入により、知的財産に関心のある国民であれば誰でも簡単に教育を受けることができ、知的財産と関連した理工系、法学科目及びこれらの融合科目まで含んだ課程設計により、総合的な解決能力を有する知的財産人材を育成することが

できると期待される。

2020年には遠隔基盤単位銀行制度を通じ、専攻必須10科目（「知的財産概論」、「法学概論」、「特許法」、「商標法」、「デザイン保護法」、「著作権法」、「自然科学概論」、「研究開発と知的財産」、「知的財産権管理論」、「技術経営論」）及び専攻選択7科目（「不正競争防止及び営業秘密保護法」、「インターネットと知的財産権法」、「特許明細書作成の実務」、「特許情報調査と分析」、「技術移転とライセンスの理解」、「知的財産審判訴訟の実務」、「デザイン経営とブランド戦略」）を開設し、知的財産単位銀行制度を通じて受講できる科目を拡大する計画である。

また、2020年には「知的財産と競争法」、「民法総則」科目を開発し、知的財産学受講生の知的財産権能力強化に力を入れる予定であり、他専攻学士輩出のために最低16科目(48単位)が必要であるが、すでに17科目を運営しているので、今後さらに多くの知的財産学の学士が輩出される見通しである。

今後も引き続き単位交流大学を拡大し、全国市道の生涯教育振興院、大学の生涯教育院等、国内の教育専門機関に「知的財産学」科目等の単位銀行制度の科目開設を支援し、一般大衆の「知的財産学」学位取得が容易にできるように取り組む予定である。

6. 弁理士の専門性強化に向けた制度改善

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ジンファ

イ. 推進背景及び概要

2019年には、第56回の弁理士試験から施行される実務型の問題に対し異見が提起され、利害関係者らとともに実務型問題出題の維持可否について検討した。また、弁理士義務研修を履行していない弁理士に対し過料を賦課し、弁理士の実務能力強化のために弁理士実務見習の改善方向を検討する等、幾つかの弁理士関連制度を改善した。

ロ. 主要内容及び成果

1) 実務型問題出題の廃止

2019年の弁理士2次試験から実務型の問題が出題されたが、出題賛否に対する利害関係者らの異見が提起された。そのため利害関係者らの意見を反映した公正な政策を決定するため、民間委員を中心に「弁理士試験制度の改善委員会」を構成した。委員会は、6月から5回にわたり実務型問題の存続賛否、弁理士試験制度の改善策、実務見習の改善策について議論を行った。委員会において実務型問題の廃止を勧告することにより、勧告案を弁理士資格懲戒委員会案件として上程し、最終的に委員会において実務型問題の出題廃止が決まった。

実務型問題の出題に対し、弁理士試験の受験生、弁理士会、産業界等の複数の利害関係者の立場が互いに相異なっていたが、民間中心の委員会構成、会議録の公開等、公正かつ透明に意見が議論され、政策が執行できるように努力した。

2) 義務研修未履修の弁理士に対し過料を賦課

弁理士法と弁理士施行令等の下位法令では、弁理士の専門性と倫理意識を高めるため、一定期間の義務研修を履修しなければならない制度があり、これを違反した弁理士には過料を賦課すると規定している。

上記の規定によって義務研修を履修しなかった弁理士には、過料を賦課できることを事前に通知及び意見提出の機会を与えるとともに、義務研修の履修案内を行い、このような過程を経た後も、正当な理由なしに義務研修を履修しない弁理士を対象に過料を賦課した。

3) 弁理士実務見習規定の改訂について議論

弁理士法及び下位法令により弁理士試験に合格した者は、集合教育と現場研修による実務見習課程を経なければ弁理士資格は付与されない。

弁理士実務見習制度の改善に向け、見習弁理士を対象にアンケート調査を実施するとともに、現場研修機関を対象にした現場点検を通じ、弁理士実務見習課程の改善の必要事項を多角度から検討した。これを基に、弁理士の実務能力強化に向けて集合教育における実習強化と現場研修の専門家等の多様な意見が、弁理士試験制度の改善委員会において議論され、今後研究用役等を通じてさらに深く検討を行う予定である。

ハ. 評価及び発展方向

2019年に行われた弁理士制度の改善は、弁理士の専門性強化と教育履修中である見習弁理士及び弁理士試験の受験生の満足度を高め、これにより究極的には、知的財産における法律消費者の満足度が高くなる見通しである。

ただし、2017年に発議された弁理士でない者が、産業財産権に関する鑑定や海外出願等の諮問・斡旋する行為に対し処罰できる条項と、2018年に発議された弁理士の業務範囲を産業財産権の相談、諮問、仲介、斡旋にまで拡大する条項が、未だ国会に係留中であるため、これを早急に処理する必要がある、また、実務見習制度及び試験制度の改善方案も構築すべきである。

7. 弁理士実務見習のための集合教育課程の運営

国際知識財産研修院 知的財産教育課 行政事務官 ファン・イエウォン

イ. 推進背景及び概要

2016年1月27日に弁理士法(法律第13843号)が改正され、2016年8月29日に弁理士法施行令(大統領令第27466号)、2016年9月1日に弁理士法施行規則(産業

通商資源部令第 214 号)が改正・施行されたことにより、国際知識財産研修院は、改正「弁理士法施行規則」第 2 条に基づき集合教育を実施している。

弁理士実務見習制度は弁理士としての専門性及び資質を培養し、弁理業務に関する実務経験を蓄積できる機会を与えるため、法律で制定・施行している制度である。弁理士実務見習集合教育の目的は、弁理士試験合格者及び弁護士資格者が実務・実習中心の教育を受けて弁理業務を円滑に遂行できるようにすることである。

これを受けて、国際知識財産研修院は法律改正後に、弁理士試験の合格者及び弁護士資格を取得した者を中心に、2017 年度から弁理士実務見習集合教育を実施している。

集合教育の内容は「弁理士法施行規則」第 2 条第 1 項で規定しており、具体的には素養教育 10 時間、産業財産権法実務 50 時間、産業財産権出願実務 120 時間(以上共通科目)、審判・訴訟実務又は科学技術の理解 70 時間(以上選択科目)で構成されている。素養教育では弁理士法・制度、弁理士職業の理解、企業の知的財産戦略・支援制度等について教育を行い、産業財産権法実務教育では国内外産業財産権関連の法制度等について教育する。産業財産権出願実務教育では先行技術検索の実習、特許・商標・デザイン出願の実習及び国際出願関連の手続き等について教育を行い、審判・訴訟実務教育では審判及び審決取消訴訟の実習、侵害訴訟制度、国際紛争、交渉及び契約等について教育するが、出願実務教育と審判・訴訟実務教育は主に実習中心で行われる。また、科学技術の理解教育は非理工系出身弁護士に対する科学技術の理解を深めるために、自然科学概論及び最新技術動向等で構成されている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 弁理士試験合格者向けの教育

2019年上半期に実施した弁理士実務見習集合教育は、2018年の弁理士試験合格者を中心に2019年1月2日から2月15日まで集合教育を実施した。本教育には、2018年の弁理士試験合格者206人及び2017年以前の弁理士試験合格者11人、2017年の弁護士試験合格者4人(全員理工系)等計221人が教育に参加した。参加者は機械分野が40人、電気電子分野が80人、化学生命分野が101人等技術分野別にクラスを分けて進行した。教育の結果、221人中219人が全科目を終了し、2人は部分終了した。また、教育期間中に産業財産権制度、特許請求範囲の作成及び意見書・補正書の作成、特許模擬審判の評価等を実施し、14人の教育生に対して褒賞を実施した(学業評価優秀者13人、教育運営支援功労者1人)。

上半期の弁理士実務見習集合教育は、実際の弁理業務中に活用できる内容で、実務中心に教育を運営し、弁理士の実務能力を培うことに重点を置いた。よって参加者の実習講義に対する満足度が高く、特許・商標・デザイン関連の出願書・明細書及び意見書・補正書の作成に関する実習時間を十分に確保した。

2) 弁護士資格者を対象にした教育

2019年下半期の弁理士実務見習集合教育は、2019年の弁護士試験合格者を中心に、2019年11月1日から12月13日まで集合教育を実施した。本教育には、2019年の弁護士試験合格者41人、2017年の弁護士試験合格者1人及び2018年の司法研修院修了者1人等計47人が終了した。特に弁護士向けの教育時に、参加者の大半が産業財産権教育に対する履修経験が不足(理工系出身が18人、非理工系出身が29人)している点を考慮して、特許法、商標法、デザイン保護法等の産業財産権法に関する理論教育を行った。教育期間中に産業財産権法、特許請求範囲の作成及び意見書・補正書の作成評価、特許模擬審判又は自然科学概論の評価を実施し、計5人の参加者に対して褒賞を実施した(学業評価優秀者4人、教育運営支援功労者1人)。

下半期の弁理士実務見習集合教育は、特許・商標・デザイン別に出願書・明細書の

作成から意見書・補正書の作成まで全般的な出願手続について段階的に実習を行い、口述審理経験のための模擬審判(模擬口述審理)の実習を行う等、実務中心の教育を強化して業務の活用度を高められるようにした。

ハ. 評価及び発展方向

弁理士実務見習集合教育には、弁理士、弁護士、審査官、審判官、判事等、実際に関連業務を遂行する講師を招いて、現場のリアルな感覚が垣間見る教育を行うことで、業務に対する理解を深めた。また、参加者の懇談会等により、参加者との持続的な疎通を通じ、教育課程の運営に対する要求を随時に反映することによって、参加者の満足度を高めることができた。

ただ残念なことは、教育修了の唯一な基準が出席時間であり、学業評価の結果が終了に影響されないため、教育への参加度が若干落ちた点である。今後は、参加者の教育に対する関心及び参加を高められるよう、全体教育課程を実習・討論・発表等の参加型の授業を中心に拡大編成し、評価制度を導入する等、より充実した教育運営を実施する計画である。

第2節 創意的な発明人材育成に向けたインフラの拡大

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ヨム・ミョンファン

第20代国会において第1号の法律案として制定された「発明教育の活性化及び支援に関する法律(2017.9.15.施行、以下、発明教育法という。)は、新たな産業革命に対応し、個人の創意力を高めるための教育イノベーションが必要な時期において、大きな価値を持つ。過去の概念の習得に傾いていた教育から、現在の創意的な活動に基盤を置き、学ぶことを楽しむ幸せな教育へと教育のパラダイムが変わった。特定分野への知識偏重現象を減らし、社会現象に対する統合的な理解ができるよう、各分野と細部な技術知識がまたがる統合と融合教育が必要である。

韓国特許庁が80年代からスタートした発明教育は、科学的な思考方式と知識を基盤とする人文学的な素養を培うとともに、発明の活用価値を計るための経営学的な判断力等を備える複合的な融合教育である。特定教科目間の境界に縛られず、科学・数学・工学・芸術分野の融合を通じて拡散的な思考訓練ができ、創意性及び共同精神を高める教育である。

海外先進国も未来人材の育成において発明教育の重要性を認知し、国レベルで多様な発明教育に対する支援とプログラムを提供している。

米国は米国特許庁のプロジェクトを基盤に、小・中学生向けの標準教材を開発して普及し、融合教育を全国的に実施する中で、プロジェクトと実習中心のアイデア創出、発明教育等を実施している。これにより融合、発明、起業家精神教育が混合したSTEMIE(STEM融合教育+Invention発明教育+Entrepreneurship起業家精神教育)教育が活発に行われている。また、発明教育を新しい国家標準(Standards)にただけではなく、次世代の科学技術標準(NGSS)と州立核心教育の標準(CCSS)等に含ませ、未来の職業、科学と工学的設計、問題解決力の強化において創意教育の重要性を強調した。

イギリスは知的財産権の重要性に対する理解増進のために、知的財産権個人教師 (IP Tutor) と知的財産権教育施行キット (Think Kit) を支援し、知的財産権の理解・保護及び未来進路との連携性を教師が直接指導できるよう総合学習資料の普及を行い、知的財産権の重要性を伝播するために努力している。

シンガポールは教育部の「2017年～2019年STEM応用学習プログラムの導入に向けた3ヵ年計画案」を中心に、実生活の問題を解決する地域・学校・企業の連携学習プログラムを運営しており、オランダは、創意的な能力強化に向けたさまざまな実験を行い、問題発見及び共感能力の強化のため、創意的工作所 (Ontdek Fabriek) において多様な発明教育プログラムを運営している。

日本は知的財産戦略推進事務局を中心に、国が知的財産教育の必要性と重要性を提示し、これを地域社会と連携して発明教育を実施しており、発明協会は少年少女発明クラブを運営している。

韓国は全国で206の発明教育センターを運営し、全体の小中校の10.34%である56万人に創意発明教育を提供するとともに、全国における学校の14.3%で校内発明クラスを運営している。また、次世代英才起業家の育成事業を通じ、発明に優れた発明英才を育成しているだけでなく、職業系の高校でも専門的な職務発明教育を提供している。技術教育学会紙(2016年)によると、発明教育を受けた学生は創意性、学習動機が平均23%増加すると示している。このように発明教育は、未来社会が要求する創意・融合的思考の向上に重大な役割を果たしており、今後の需用も持続的に増加すると見込まれる。

2. 発明教育の活性化基盤構築

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ヨム・ミョンファン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、未来社会をけん引する将来の発明家たちの潜在能力を引き出し、韓国の将来を担う優秀発明人材の発掘及び育成に向けて発明教育の基盤を構築するために発明教育の正規教科への反映を推進し、発明教育センターの運営、発明体験教育館の建立等に力を入れている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 発明教育の正規化

これまで発明教育は正規教育ではない特別活動の形態で運営されていたため、父兄及び学生の関心不足、発明教師の意欲低下等で、発明教育の底辺拡大に限界があった。しかし、関連の学界や教育機関及び教員の努力によって、教育部の「2007年の教育課程」に発明教育が中等学校の正規教育課程として反映され、2015年には小学校5～6年生の実生活課程(必須)に「生活と技術」が反映された。また、「2015年の文系・理系の統合型教育課程」において、「知的財産一般」科目が高等学校の独立教科目として新設され、2018年の編成教育課程からは、発明のアイデア導出技法から知的財産紛争・事業化までのレベル別カスタマイズ型教育を小・中・高等学校に提供するようになった。

知的財産一般教科の拡散に向けて特許庁は教科優秀事例を発掘し、これを全国の高等学校へ拡散するために知的財産一般先導学校を育成している。2019年には計23の高校を先導学校に指定し、指導教師の職務能力強化に向け、教科専門家によるコンサルティングを支援し、教授学習資料の提供及び教員職務研修を実施した。また、知的財産一般進路選択科目の優秀事例集を発刊して採択学校への拡散に努めている。

<表VI-1-22> 教育課程への反映状況

<2009年の教育課程編成「発明単元」の反映状況>

- 小学校の実生活課程(必須)5～6年生課程:生活と技術(大単元)(2015年適用)
- 中学校技術・家庭(必須)1～3年生課程:技術と発明(大単元)(2010年適用)

□高等学校技術・家庭(選択)1～3年生科目:技術革新と設計(大単元)(2013年適用)

□高等学校工学技術(選択)課程:工学と創意的な問題解決(中単元)(2012年適用)

<2015年の編成教育課程の新規反映及び先導学校支援状況>

□高等学校知的財産一般(選択)(2018年以降適用): (2018年)先導学校22校、

(2019年)23校運営

2) 発明教師の専門性向上及び教育機会の拡大

発明教育の品質を担う教師の役割は、発明教育において非常に重要である。そこで、韓国特許庁は、発明指導教師の専門能力及び政策満足度の向上に向けて多様な政策を展開している。発明教師のオン・オフライン職務研修、発明教師の研究能力を高めるための研究大会及び研究会の支援、発明教師ワークショップの実施等を支援している。2009年には発明教師の職務研修を大幅に拡大することで、発明教育の正規教科への反映に備えて発明教育のクオリティを高めた。

3) 発明教師の教育センター運営

これまで発明教育指導教師は、発明教育に関心のある小・中・高の現職教師が、特許庁の職務研修課程、市・道教育庁の教育研修院及び一部大学における発明教育職務研修を通じて発明教育の指導教師となった。

教育課程の編成、自由学期制度のような発明教育の需要に備え、教師の教育システム総括管理機能の強化に向け、韓国発明振興会を(民間)総合教育研修院として指定(2015年12月)し、専門的な発明教師を育成した。また、3つの大学を発明教員育成の拠点大学に選定して発明講座等を提供する「発明教師教育センター」を運営している。

イ) 予備教師向け発明教科の開設

予備教師向け発明教育は、学部課程に発明教育の理論及び実習等各々2単位以上の

正規講座を運営している。

ロ) 現職教師向け職務研修課程の運営

各3大圏域別の地域における現職教師向けに、学校の休み期間中に発明教師基礎課程(30時間)と発明教師上級課程(30時間)等の教師職務研修課程を運営した。

ハ) 発明教育文化の拡散に向けて独自のプログラム運営

地域の発明教育文化を活性化するため、地域教育庁、各学校の教育管理者(奨学官、奨学士、校長、教頭等)向けに、発明教育優秀事例の発表会、小・中・高校の学生発明大会の開催、大学内の発明サークルの運営及び発明教育のプロボノ等を実施した。

また、9つの学術協力学会が参加して発明教育関係者(学生、父兄、発明教育指導教師、学界関係者等)向けに創意発明教育に関する連合学術際を運営し、各学会の定期学術大会と連携して発明教育をテーマとする学術活動(講演、コロキウム、教師ワークショップ等)を通じ、発明教育の認識を高めるために努力している。

ニ) 発明教師認証制度の施行

一方、教師の専門性を高め、発明教育活動を続ける動機付けのために、教師の専門性と能力を認証する「発明教師認証制度」を施行することになった。2014年1月から施行した発明教師認証制度は、教育・研修の実績や発明関連大会の指導経歴等の一定基準を満たした教師に対し、等級による資格を付与することであり、これまで1,308人の発明教育認証教師が排出された(マスター15人、1級106人、2級1,187人)。

<表VI-1-23> 発明教師認証制度における等級別の認証基準

区分	必須領域		選択領域(2項目選択)			検定試験
	単位/研修履修	発明教育	発明教育講	発明大会入	研究・	

		実務経歴	義実績	賞指導	特許実績	
2級	4単位/研修60時間以上	-		-	-	2級検定試験
1級	研修120時間以上	3年	20時間	5件	150%	1級検定試験
マスター	研修180時間以上	7年	40時間	10件	300%	1級検定試験、深層面接

4) 発明教育体験館の新規設置・運営

小・中・高の正規教科(実生活、技術・家政等)に発明関連の内容が反映されているが、教育の与件等により理論中心で構成され、また、全国の学校等に設置された発明教育センター(全国206センター)は、教室が2つ程度の小規模施設で運営されているので、体験・実習教育において限界があった。

特許庁はこのような限界を克服するために、地域に広域別の拠点発明教育機関(発明体験教育館)の設立を推進した。2018年10月に発明体験教育館の設置・運営の公募を通じて選定された慶尚北道教育庁とともに、第1号の発明体験教育館建立に取り組むことになった。その後、2019年2月に特許庁と慶尚北道教育庁間で教務協約を締結され、タスクフォースの構成等、活発な協議が進められている。

慶尚北道慶州(旧)ファンナム小学校の敷地に開館する第1号発明体験教育館は、青少年たちが発明に対する原理と実物を直接体験し、創意力・問題解決能力・挑戦精神等を育てることができるようにする計画である。創意性が優れている学生には体験、上級型発明教育を提供して次世代の革新家に育て、教員には新規・上級教授法、指導事例の研究、最新の機資材・教具材の活用技法等、体験中心の発明教育研修を提供して専門性を高める計画である。

特許庁は施設の設置、機資材の購入等に必要な国費を支援し、教育庁は発明教育に

必要な施設と環境構築を支援している。

今後「発明体験教育館」の圏域別の拡大を目標に、市・道の教育庁と協議を持続的に行う計画である。

5) 訪問型の発明体験教室

2018年の地域児童センター中央支援団との業務協約をスタートに、本格的に教育疎外階層の学生にも発明教育を提供するために努め、島嶼地域である荏子島内の小・中学生と地域児童センターの児童を対象に、訪問型発明キャンプを運営する等、発明教育の死角地帯を積極的に解消しようとした。

このような教育の全国的拡大に向けて、特許庁は2019年に国民参画予算制度を通じて「訪問型発明体験教室」の提案を行い、1次予備選で経済分科課題18の中で1位に上がり、教育疎外階層の青少年発明教育の必要性に対する国民のコンセンサスと支持を得た。

これにより2020年は新規で予算を確保することができ、特許庁は、今後毎年約400回の訪問型発明体験教室の運営を企画している。同事業の推進により、発明教育の死角地帯の解消にともなう社会的な価値実現が期待される。

3. 学生の特性別・学校のレベル別カスタマイズ型発明教育の推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ヨム・ミョンファン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は1995年から教育庁と共同で設置した全国206の発明教室センター(旧発明教室)を通じ、全国の小・中・高校生を対象に発明教育を実施している。

また、個別発明教育センターで自主的に行っていた発明英才教育が、本格的に実施できるように関係省庁との協力を強化した。教育部が中心となって策定した「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」及び「第3次英才教育振興総合計画(2013～2017)」に積極的に参画し、発明教育センターを活用した発明英才教育拡大への推進等、発明英才の育成に向けた推進根拠及び基盤を整え、2008年から発明英才選抜ツール及び発明英才の教授学習資料を毎年開発して普及している。特に、2017年からは英才教育と関連のある全ての行政関係省庁と英才教育機関が参加する定期協議体が構成された。特許庁は発明英才教育担当機関として「第4次英才教育振興総合計画(2018～2022)」の策定のような懸案問題に対する対策議論及び英才教育ネットワーク構築に積極的に参画している。

一方、政府レベルで推進している「政府省庁による特性化専門系高校の育成」事業の一環として、2008年の発明特許特性化高校として4校を選定し、本格的な支援に突入した。また、2016年には計6校を対象に支援を行った。同事業を通じて、高校段階において体系的な発明及び特許分野の専門教育を行い、創意的かつ問題解決力の優れた学生を育成することにより、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待される。

ロ. 推進内容及び成果

1) 発明教育センター(旧発明教室)の運営支援

発明教育センターは、1995年にソウル・奉天中学校(現、仁峴中学校)において試験的に設置された後、全国市・郡・区の教育庁別に1ヵ所ずつの設置を目標に事業が推進された。各市・道教育庁と連携して毎年平均16のセンターを設置し、2006年には24の発明教育センターが設置され、計182の発明教育センターを設置することで、第1次事業が完了した。

特許庁は2006年まで発明教育センター設置事業を完了し、その後は発明教育センターの充実した運営のために運営費支援を持続的に行っている。しかし、それにもかか

ならず、市・道教育庁において、地域の学生たちに持続的な発明教育を提供する必要性を感じ、内部予算で発明教育センターを追加で開所している。2019年には忠南に5つの発明教育センターを追加で開所した。

＜表VI-1-24＞年度別発明教育センターの設置状況

年度	1995～ 2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	計
設置数(センター)	189	1	3	1	2	-	3	-	2	5	206

発明教育センター設置等のインフラ構築だけでなく、充実した教育課程の運営のためにも力を入れている。発明教育センターの設置初期には、1回2～3時間の教育を通じて発明に対する認識転換を中心に教育課程を運営したが、最近では、初級、中級、上級の3段階教育課程を10～40時間程度で運営することにより、教育の品質を一層高めた。また、学生だけではなく父兄等一般人向けの教育にまで拡大し、地域における発明教育と知的財産権に対する認識向上にも大きく寄与している。

＜表VI-1-25＞発明教育センターの利用者状況

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
学生	151,896	191,661	230,284	216,143	338,492	486,753	556,670	564,085
父兄・一般	6,715	21,344	16,804	17,720	15,875	10,182	13,903	6,650
教師	12,334	16,569	12,410	9,780	8,729	5,162	8,047	11,100
利用者の合計	170,945	229,574	259,498	243,643	363,096	502,097	578,620	581,835

*調査期間(前年12月～当該年度、11月末基準)

発明教育センターは、単純な理論教育だけではなく体験と実習中心の教育方法を行っており、変わりつつある教育トレンドを反映するために、教育施設及び機資材等の

改善が求められている。

よって、2006年～2009年まで1次発明教育センターの現代化が、特許庁と教育部、並びに市・道教育庁の協力で行われ、その後2014年から新たに現代化事業が再開され、2018年までに計76ヵ所における発明教育センターで現代化の支援が行われた。今後も持続的に施設及び機資材の改善に向けて努力する予定である。

2) 発明(英才)教育プログラムの教材開発と拡散

韓国特許庁は、学生向けに発明に対する創意力の開発と発明を日常的なものにするため、数年間にわたり学校向けの多様な教授・学習資料を開発して発明教育の拡散に貢献している。小・中・高校生が、学校の現場で発明活動を通じて創意・融合的な思考及び問題解決の能力が高められるよう、認定教科書、正規教科との連携プログラム、政府の教育政策との連携教材等、様々な形態の教材及びプログラムを開発し普及している。

イ) 認定教科書の開発及び拡散

2007年から2009年まで発明・特許特性化高校における効果的な発明、知的財産教育のための発明と特許特性化高校の共通教材を開発した。この共通教材は、各市道教育庁において認定審議及び承認を受けて正規教科教育のための教科書として使用されている。

また、2015年には小学校の実生活教科に発明内容が反映・活用された。また、2015年の編成教育課程において技術・家政群に知的財産一般教科目が新たに追加され、2018年から高校で正規科目の一つとして教育が行われ始めた。

教科目の指導教師による授業効果を高めるために、教師用の指導書、多様な形態のマルチメディア教授・学習資料、教授・学習活動事例集等を開発し、知的財産一般の先導学校を中心に配布を行い、教科目の拡散を支援している。また、教科目指導教師

の能力増進のために能力基盤の教師教育課程(2018年)の開発と、「発明と知的財産基盤の創業」教員研修標準教材(2019年)を開発し、指導教師の授業専門性を強化している。

ロ) 正規教科等学校との連携プログラム

一方、2015年から科学及び進路教科等の正規教科と連携した発明教育プログラムを開発してきた。代表的には、科学教科と連携した発明教育プログラムの一環として開発された科学発明王、科学の中の発明は、科学的な知識と理解を基に創意性と課題解決力が高まるように体系的に考案されたプログラムであり、教師用の指導書と学生用の教材で構成されている。

また、「将来の発明CEO探索」プログラムは、知的財産を基盤とする将来の発明CEOの育成を目的に、企業のCEOに要求される能力分析を基盤に、その能力を体系的に強化させる各々の能力別のプログラムを開発した。

そして、2019年には異種分野における特許を活用した問題解決プログラムを開発・普及することによって、特許情報を既存の先行技術調査以外の問題解決、発明品開発のためのアイデア創出の根拠として活用され、教師と学生たちの特許情報活用の重要性及び有用性に対する認識向上に寄与している。

これらのプログラムは、全国における正規科目の授業、小・中・高校の英才クラス(例：発明もしくは科学)、発明サークル及び中・高校の進路授業等に普及されて活発に活用されている。また、教員研修も併行して進行することにより発明教育の拡散に寄与している。

ハ) 政府の教育政策と連携した教材及びモジュール

発明教育センター共通教材(2018年初級、2019年中級)を含むプログラムが、順次に全国の発明教育センターへ開発・普及され、学校レベル別(小・中・高)、段階別(基

礎、上級、応用)、専門領域別(リーダーシップ、情報通信技術、工学的設計、知的財産権、研究学習)に連携された教育を提供している。

その他にも政府の主要教育政策である「自由学期制度」の教材として活用するため、様々な教育カリキュラムを策定及び開発し、これを市・道教育庁に伝え、教育の必要性を提案した。

また、国家職務能力標準(NCS)項目の中で、3つの分類である「知的財産管理」、「知的財産情報調査分析」、「知的財産評価取引」の学習モジュールを開発し、知的財産と関連する特性化高等学校及び高等教育の現場において、必要な職務を指導することができる教授学習資料として配布している。

<表VI-1-26>主要発明(英才)教育プログラムの教材

年度	教材類型	対象	資料名	遂行処
2010	ワークブック	幼児	幼児用の発明ワークブック5種類	大邱教大
	指導書	中・高・大学生	次世代の知的財産基盤英才起業家共通プログラム及び運営ガイド	ソウル大
	ワークブック	小・中学生	創意と遊ぼう:3テーマ別のチームプロジェクト	忠南大
	ワークブック	中学生	問題解決(人文社会/数理学/発明):チームプロジェクト中心の創意的な問題解決プログラム3種類	崇実大
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	発明設計との出会い/探求/拡張3.0の3種類	光州教大
	認定教科書	高校生	発明とデザイン	忠南大
	認定教科書	高校生	発明と問題解決	忠南大
2011	指導書	小・中・高校生	発明英才教育指導ガイドの3種類	光州教大
	ワークブック	小・中・高校生	創意と発明:問題発見を通じた発明問題	忠南大

			の解決の3種類	
	認定教科書	高校生	高校の特許情報調査分析	(株)アイピープル
2013	ワークブック &指導書	小・中・高校生	体験中心の発明教育プログラム11種類	韓国発明振興会
	指導書	小・中・高校生	発明英才の対人関係増進プログラム	韓国相談学会
2014	ワークブック &指導書	小学生	発明王ポロロ:生活素材の発明を通じた 問題解決8種類	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	TRIZ技法を利用したトントン博士の面 白い発明物語2種類	韓国発明振興会
2015	ワークブック &指導書	小・中・高校生	科学+発明(How to make GREAT Ideas for INVENTIONS)4種類	WIPO、韓国発明 振興会
	ワークブック &指導書	中学生	自由学期制度と連携の創意発明プログ ラムABCD4種類	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	成人	国家職務能力標準(NCS)学習モジュー ル:知的財産管理、知的財産情報調査分 析2種類	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	中学生	科学教科連携の発明教育プログラム4種 類	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(I)プログラム	韓国発明振興 会、KAIST、 POSTECH
2016	ワークブック &指導書	成人	国家職務能力標準(NCS)学習モジュー ル:知的財産評価取引	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(II)プログラム4種 類	韓国発明振興会 KAIST, POSTECH
	ワークブック &指導書	小学生	科学発明王(小学校):科学教科連携の発 明教育プログラム教師用教材2種類	韓国発明振興 会、京畿教育庁 等

2017	ワークブック & 指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(Ⅲ)プログラム4種	韓国発明振興会
	ワークブック & 指導書&事 例集	小・中・高校生	小・中・高校生のための発明進路探索 プログラム3種	崇実大
	認定教科書教 師用指導書	高校生	知的財産一般教科書、教師用指導書、 マルチメディア教授・学習資料	韓国発明振興会
2018	ワークブック & 指導書	小学生	発明教育センターの共通教材:初級	韓国発明振興会
	ワークブック & 指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(Ⅱ)プログラム4種 類	韓国発明振興会
	教授・学習活 動事例集	発明及び知的財 産教師	「知的財産一般」教授学習活動事例 集:科学教科基盤の融合教育	韓国発明振興会
2019	ワークブック & 指導書&動 画像	小・中・高校生	KIPRISの海で問題解決アイデア探しプ ログラム2種類	韓国発明振興会
	ワークブック & 指導書	中学生	発明教育共通教材:中級	韓国発明振興会

3) 発明英才教育

特許庁は「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」、「第3次英才教育振興総合計画(2013～2017)」に引き続き、2018年からスタートした「第4次英才教育振興総合計画(2018～2022)」の策定に積極的に参画し、発明英才を含む英才概念の再定立に関する論文寄稿等で、今後の英才教育の計画を提示した。

イ) 市・道教育庁における発明英才教育の支援

2008年から発明英才の選抜ツールを開発して市・道教育庁に配布することで発明英

才の選抜を支援し、選抜された発明英才を指導できる教授・学習プログラムも開発し普及した。

2010年にソウル、大邱、慶南において発明英才クラスを運営し、世宗市を除く16の市・道において発明英才クラスを運営している。2019年の発明英才学生数は前年度の4,118人から4,066人に減少したものと把握された。

＜表VI-1-27＞発明英才教育の状況

年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
発明英才クラス数	242	237	230	243	240	243	270	238	246
発明英才学生数	4,650	4,568	4,361	4,474	4,548	4,410	4,536	4,118	4,066

発明英才学生の教育プログラムとして、2008年は小・中学の初級レベルプログラム各1種類(計2種類)を開発・普及し、その後も毎年、小、中、高向け発明英才教育プログラムを開発して普及した。2015年から2018年までシリーズ型として開発された8種類のプログラムである「将来の発明CEO探索(I～IV)」を基盤に、学校の適用性を高めるために教師の研修も並行して実施した。

＜表VI-1-28＞教師研修の状況

年度	2016年	2017年	2018年	2019年
教師研修に参加した教員数	150	276	174	194

2008年からは発明英才の選抜を支援するために発明英才選抜ツールとして教師観察・推薦チェックリスト2種類、筆記問題4種類、深層面接問題4種類を開発して配布した。2019年の選抜ツールの活用率は79%で、全体発明英才機関157機関中の124機関が選抜ツールを活用した。

特に、2017年からプログラムを拡大して適用できるよう、全国17の市・道教育庁と

協業して教師研修を実施した。2019年には京畿・仁川教育庁と協業して教師研究会とプログラムの研修及び適用を結合して実施したことによって、学校におけるプログラムの適用を図るとともに、プログラムの適用のために各地域別ネットワークの構築とコンテンツを共有する機会を提供した。

また、全国200ヵ所にある発明教育センターの選抜問題の開発について、現場の要求を取りまとめて2018年に試験的に普及した。2019年にも4つの学年別に2つの筆記問題セットを開発し普及した。

ロ) 知的財産基盤の次世代英才起業家の育成

韓国特許庁は創意性に優れた小数精鋭の中・高校生の発明英才を、今後新成長産業を創出できる知的財産基盤の英才起業家として育成するため、KAISTとPOSTECを次世代英才起業家教育院として指定し運営している。

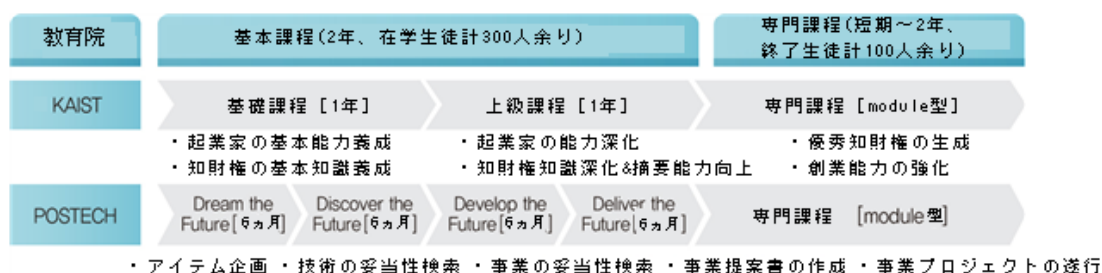
次世代の英才起業家教育院は、2009年から書面審査と選抜キャンプを通じ、中・高校生を教育対象者として(第1期の教育生徒181人)選抜し、2010年から2年を基本課程とする教育を運営している。2019年には第11期の教育生徒168人を選抜し運営中である。

両教育院を通じて、創意的な問題解決力・未来技術・起業家精神・知的財産専門性等を兼ね備えさせるために多様な教育プログラムを提供している。特に選抜された学生が未来社会で求める融合型人材に成長できるよう、工学・人文学・芸術等の多岐にわたる教育を提供し、心理・情緒的領域における健康的な成長及び英才性の開発のための相談・コーチングサービスを支援している。

2019年は本事業に取組み始めてから10年になる年であり、これまで取組んだ事業成果を見直して、今後の方向性を再設定する時期である。事業を開始した初期は、破格的な教育の試みにより事業の持続可能性に対する議論があったが、教育課程に参加した学生たちの高い意欲と事業関係者の努力により10年も事業が続き、名実共に第4次

産業革命時代の人材育成において最も適合した教育であると評価を受けている。2019年8月に開かれた「知的財産基盤の次世代英才起業家育成事業の10周年記念イベント」では、1～10期の学生、父兄、教師等が集まり、これまでの教育成果を振り返り、今後のビジョンを共有する時間を持った。これを通じて、今後10年間のビジョンを「学生の生涯段階を考慮した全周期的な創業教育の提供」に設定した。2年の正規教育課程以降から創業するまでの教育の空白期に、終了後の専門課程を提供する計画である。このようなビジョン提示により、次世代英才起業家育成事業は、未来知的財産基盤のCEOを育成することにおいて最も適合した教育であり、発明英才教育をけん引する見通しである。

<図VI-1-3> KAIST・POSTECHの次世代英才起業家教育院の教育システム



<表VI-1-29> 次世代英才起業家教育院の教育課程

	KAIST教育院	POSTECH教育院
教育目標	・ 価値あるIPを創り出し、時代の流れを先導する創造的な起業家の育成	・ 将来の市場を創り出す破壊的な技術革新を主導する起業家の育成
方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン講座受講後、課題提出及び提出課題に対する意見提示(2週間単位) ※未来通信環境に馴染むようツイッター、グーグルBuzz、グーグルDocs等を通じた討論及びフィードバックを同時に運営 ・ オフラインキャンプの運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週省察日誌等課題提出及び学習結果物に対するフィードバック(1週間単位) ※学習メンターによる個人別学習結果物に対する持続的なフィードバック及び動機付けを通じて円滑な自己主導的な学習支援 ・ オンオフラインキャンプの運営(学期休み中6泊7日、年2回)

	(週末に年3回、学期休み中4泊5日、年2回)	
教育内容	<p>(在学生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未来の技術変化に対するビジョンを育てる未来技術教育、企業発達史等の人文学教育、知的財産権教育、企業を設立のリーダーシップを培う企業家精神の教育等 <p>(修了生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続的な動機付けのためのIP-CEO Bridge program、英才起業家ネットワークの強化のためのIP-CEO Startup Challenger等 	<p>(在学生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未来技術の先見及びアイテム企画(Dream the Future)、アイテムの実現に向けた技術検索・開発(Discover the Future)、ビジネス ・ スポートフォリオの作成(Develop the Future)、技術基盤の事業提案(Deliver The Future) <p>(修了生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業性のあるビジネスアイデアの発見を通じたビジネスアイデアの創出教育、ビジネス開発に必要な技術実習課程の教育等

4) 知的財産創出能力を備えた産業技術実務人材の育成

韓国特許庁は高校レベルでの体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じ、関連産業界の技術開発及び特許管理分野における実務人材として育成するため、「発明・特許特性化高校」と「IPマイスタープログラム」を運営している。

2008年から5年単位で支援している発明・特許特性化高校は、2018年に第3次支援事業(2018～2022)として6校を選定して運営している。

発明・特許特許化高校は、体系的な発明・特許の専門教育を提供するため、学科当たり12単位以上の発明・特許の正規教科目を編成し、企業連携の職務発明プログラム及び産業機能要員制度の運営、校内外の発明大会への参加、発明サークル、知的財産権の創出・技術移転等様々な活動を行っている。

特に、企業連携職務発明プログラムは、企業の懸案課題について学生たちがアイデアを出して出願をすることにより、知的財産創出能力と職務発明能力を備えた創意的技術人材を育成することができる。また、学生たちの安定的な就業基盤を整えるために産業機能要員制度も運営している。2019年には同プログラムに963人の学生たちが参加し、119人の発明・特許特許化高校の学生たちが協力企業に就職することができ、そのうち74人が産業機能要員に選抜された。

また、教育部・中小ベンチャー企業部と協業し、職業系高校の卒業生が就業後に、企業において単純な機能人材ではなく、職務発明能力を備えた技術専門家及び知識勤労者として成長できるようにIPマイスタープログラムを運営している。IPマイスタープログラムの申請課題は、自由課題、テーマ課題、現場連携課題に区分され、2019年には1,238件のアイデアが受け付けられ、このうち50チームを選定した。選定されたチームを対象に、発明入門から知的財産の権利化まで経験できるように素養キャンプと訪問型知的財産コンサルティングを支援し、体系的な職務発明教育課程を提供した。また、プログラム終了後に参加チーム全員に対する知的財産権の出願を支援し、2019年に提案された優秀アイデアの中で10件が企業に技術移転する成果を収め、プログラムの優秀性が認められた。

<表VI-1-30>2019年の企業連携職務発明プログラムの参加状況

区分		2019年参加企業状況	
産業機能要員	3者協約締結	企業(社)	77
		学生(人)	107
	兵役企業指定	企業(社)	52
		人数割当(人)	74

企業連携プログラム	参加企業(社)	107
	参加学生(人)	963
	就業連携(人)	119

ハ. 評価及び発展方向

発明教育センターを通じた発明教育の拡大と多様な学生を対象とする発明教育事業は、発明教育の正規教科への反映に寄与し、発明教育法の制定と「第1次発明教育基本計画(2018～2022)」の策定につながり、発明教育の振興領域を広げることにも貢献した。今後も発明教師教育、発明英才教育、特性化高校の発明教育を遂行し、発明教育を拡大するために市・道教育庁と関係機関と緊密に協力して、学生レベル別・学校レベル別・地域別の体系的な発明教育を提供する計画である。また、訪問型の発明体験教室、発明体験教育館等の様々な発明教育インフラを構築し、国民なら誰でも発明教育を受けられる環境造成に尽力したい。

4. 優秀な発明活動を行った学生及び教員の発掘・拡大

産業財産政策局 地域産業財産課 技術書記官 キム・ゾンヒョク
産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ヨム・ミョンファン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は創意力の優れた優秀発明人材を発掘して発明意識を高め、望ましい発明人材像を定立するためにさまざまな発明・創意性大会を運営し、優秀な発明活動を行った学生と教員を選抜して支援を行っている。

これまで分離して運営されていた「大韓民国学生発明展示会」と「大韓民国学生創意力チャンピオン本選大会」、「青少年発明家プログラム」を、2014年から「青少年発明フェスティバル」として同時に開催し、発明教育体験等創意的な活動により発明教育の拡大にシナジー効果を生み出した。

大韓民国学生発明展示会は創意性のある発明品の考案及び製作を通じ、学生の発明に対する創意性を啓発し、発明を身近の日常的なものにすることで、知識基盤社会の主役となる将来の発明家を発掘・育成することを目的に1988年から開催している。

大韓民国学生創意力チャンピオン大会は共同による問題解決の過程を通じ、青少年の幅広い思考力と創意力の向上を目的に、2002年から韓国特許庁が開催している。この大会は4～6人の学生がチームを組み、事前に与えられた課題(表現課題、製作課題)と、大会現場で与えられる課題(即席課題)の解決過程において、学生の創意性について評価することが特徴である。

青少年発明家プログラム(YIP)は発明能力を備えた青少年を対象に、IP創出に向けた特許教育及びコンサルティングの支援により知的財産の権利化を行い、これに加えて、IP活用に向けて創業能力を備えられるように支援する教育プログラムである。この教育プログラムにより、創造力、協同精神、起業家精神を基盤に将来の技術価値を創造する青少年発明家を育成している。

2011年度からは発明教育の拡大及び発明文化の造成に貢献した教育者を発掘し、発明教育者の志気と自負心を高めるために授賞する大韓民国発明教育大賞を新設して運営している。

<表VI-1-31> 優秀な発明活動を行った学生及び教員の発掘・拡大活動

発明・創意性大会	優秀な発明活動を行った学生及び教員の 選抜・支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明フェスティバル* ・ 大韓民国学生発明展示会 ・ 大韓民国学生創意力チャンピオン大会 ・ 青少年発明家プログラム(YIP) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大韓民国発明教育大賞

* 「大韓民国学生展示会」及び「大韓民国学生創意力チャンピオン本選大会」を同時開催

ロ．推進内容及び成果

1) 青少年発明フェスティバル

これまで分離して開催した大韓民国学生発明展示会、大韓民国学生創意力チャンピオン大会、青少年発明家プログラムを2014年からは同時に開催し、発明トークコンサート、発明体験プログラム、青少年対象の教育コンテンツ提供、発明e-ラーニング広報館等多様な見どころを提供することによって、3万人余りの観覧客が参加する等、発明教育の大衆化に寄与した。

イ) 大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は小・中・高校生の優秀な発明品に対するアイデアを発掘・授賞・展示する大会であり、2019年で32回目を迎えた。

同大会の出品対象は小・中・高校生の発明及び考案品であり、予備審査→1次類似作品審査→書類審査→先行技術審査→公衆審査→作品審査→深層先行技術調査→2次類似作品審査→総合審査の過程を経て受賞作が選定される。

優秀な発明品に対し大統領賞、国務総理賞、教育部長官賞等を授賞し、上位受賞者には賞状及び賞金の他にも海外研修プログラム等の機会が与えられる。

2019年に開催された第32回の大韓民国学生発明展示会では9,530件の出品作が受付られた。審査過程を経て選抜された273件の出品作の中で主な受賞作は171件で、2019年7月25日から7月27日までに京畿KINTEXにて展示された。そして、大統領賞、国務総理賞及び特別賞を受賞した学生には受賞者キャンプを支援し、発明文化の学習、学生発明の活性化を図り、発明に対する意欲を高めた。

＜表VI-1-32＞大韓民国学生発明展示会の出品件数

年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
受付作品 (件)	9,768	8,485	9,538	8,466	7,884	8,010	9,445	9,119	9,530

ロ)大韓民国学生創意力チャンピオン大会(旧大韓民国学生創意力オリンピックアード)

2002年から特許庁で主催している大韓民国学生創意力チャンピオン大会は、青少年の問題解決能力、意思疎通能力等創意的なコア・コンピタンスを育成し、知識基盤社会を先導する人材育成を目標にしている。2019年には一山KINTEXにおいて実施し、1,012チームが参加した。

参加したチーム全体の中から、書面審査及び6月に開催された全国市・道予選大会を実施した後、7月23日から25日までに一山KINTEXにおいて本選大会を開催した。各チームは4～6人の構成で、指導教師1人が同伴して表現課題と製作課題、即席課題を解決する。

本選大会はさまざまな発明アイデアの展示及び発明体験プログラム等で構成し、学生と父兄、教師が楽しめる発明フェスティバルの場として運営した。

＜表VI-1-33＞大韓民国学生創意力チャンピオン大会の参加チーム数

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
参加チーム	1,273	1,256	1,132	898	839	913	1,054	1,012

ハ)YIP(Young Inventors Program:青少年発明家プログラム)

YIPが初めてスタートした2009年にはDUOBACKコリア等2社、134人の学生が参加したが、2017年にはLGディスプレイ等12社、838人の学生が参加し、飛躍的な事業参加の成果を上げた。選定されたチームのアイデアは、教育とコンサルティング、アイデア

の改善過程を経て特許出願を完了した。

このように、発展と成長を重ねて同事業形態の変化を試み、2018年から優秀人材に対する知財権・事業化能力を高める教育プログラムへと全面的に改編を行い、創意的アイデア創出の能力を備えた青少年に、もう一ランク成長させて予備青少年発明家・創業家に育成している。

<表VI-1-34>YIP(青少年発明家プログラム)の状況

年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
後援企業数	2社	6社	8社	8社	9社	11社	11社	10社	12社	-	-
申込チーム数	134 チーム	386 チーム	586 チーム	822 チーム	1,087 チーム	1,123 チーム	928 チーム	947 チーム	838 チーム	185人	85人 /206チ ーム
参加チーム数	10 チーム	30 チーム	40 チーム	50 チーム	80 チーム	66 チーム	70 チーム	70 チーム	70 チーム	50人	30人 /30チ ーム

*2018年からは、発明能力を備えた青少年の新規アイデアを提案する個人参加形態に事業内容を変更したが、事業参加率を高めるために2019年以降からは、個人及びチームによる参加単位でそれぞれ選抜、

2) 大韓民国の発明教育大賞

2011年に新設された大韓民国発明教育大賞は、教育現場において発明教育に献身する優秀な発明教員を発掘し、そのモデルを広め励ますために行われた。

受賞者は候補者の推薦を受けて書類審査と公開検証、面接審査を経て選定されるが、2019年には計8人の受賞者が選ばれた。選抜基準は、教育活動の実績及び貢献度、教育方法の優秀性、現場波及性、教育への熱意及び持続性等であり、直近5年間の功績を対象に評価した。

大韓民国発明教育大賞を通じてこれまで発掘された計67人の優秀発明教員は、発明教育の拡大のために2015年からさまざまなプロボノ活動を広げている。2019年には、坡州DMZ地域と慶尚北道地域へ歴代受賞者が訪問し、疎外学生たちに発明教育を通じたプロボノ活動を行った。

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁は発明・創意性大会の運営を通じて、国民を対象とする発明認識の拡散と発明文化の活性化に向けて多様な努力を傾けている。

また、毎年大会の制度改善と褒賞の拡大に取組み、大会への参加動機を高めるために努力した。

今後は、発明教育に対する教育界と社会の関心に対応するとともに、増加する大会参加ニーズに合わせて、これまで成し遂げた量的拡大とともに、質的な面においても充実度を高める計画である。また、より公正かつ透明な大会運営のために多様な努力を傾けていく計画である。

5. 知的財産スマート教育²²を通じた国民向け知的財産の認識向上

国際知識財産研修院 教育企画課 行政事務官 キム・サンミン

イ．推進背景及び概要

韓国政府は2011年に知的財産基本法の制定以降、「第3次国家知的財産人材育成総合計画(2018～2022年)」を策定し、具体的な教育実行計画を行っている。これを受けて、知的財産に関する教育の一軸を担当している国際知識財産研修院では、知的財産スマ

²² 最上の情報通信技術を基盤に、人間中心のソーシャルランニング、カスタマイズ型の学習を取り入れたオンライン学習形態

ート教育(e-ラーニング)を通じ、より多くの国民が知的財産教育を受けられるように運営しており、知的財産社会をリードする優秀な知的財産の人材育成に力を入れている。

国際知識財産研修院は、知的財産スマート教育事業を通じ、需要者カスタマイズ型コンテンツを開発して実務中心の知的財産教育を拡大し、小・中・高校生を創意的な知的財産の将来の主役として育成する等、知的財産分野の中核人材を育成している。知的財産スマート教育事業は、e-ラーニング教育を通じて急増する教育需要に効率的に対応しつつ、多様な階層に知的財産の学習機会を提供している。

ロ. 推進内容及び成果

国際知識財産研修院は知的財産教育が必要な6つの分野を支援してきた。①創意力中心の青少年、②発明教育を指導する教員、③知的財産権に関心のある大学生、④実務人材中心の企業の役職員、⑤発明の拡大に取り組むべき特許関連機関、⑥審査・審判の専門性が必要な特許庁公務員等を対象に生涯周期別の生涯教育を行っている。これを通じて2019年には、企業の在職者、研究員、大学生、青少年、教員等約40万2千人を教育した。

インターネット基盤のフラッシュアニメーションや動画で作られた272個の学習コンテンツを提供するとともに、教育効果を高めるために必要に応じて集合教育等を併行するFLIPPED-LEARNING教育を行っている。

このような教育は、国家知的財産教育ポータル([www. IP-Academy. net](http://www.IP-Academy.net))を通じて行われ、一般人の知財権教育、教員の発明研修、青少年の発明教育システムを運営している。名実共に国内知的財産教育総合ポータルの役割を果たすことで、教育の信頼性と知的財産教育の民間活用度を高めた。

また、ポータル内に「知的財産ストーリーセンター」を構築し、国民なら誰でも手軽に楽しく知的財産関連の主要 이슈や時宜を得たコンテンツにアクセスできるよ

う、知的財産情報と感性が融合した知的財産ストーリーコンテンツ79個をサービスした。また、国内最大規模のポータルサイトであるNAVERのTVキャストに開設された「IPストーリーセンター」を通じて、「スペックUP、成功GET特許情報調査」のような時宜を得た内容を、全国民がアクセスできるように普及した。

また、ストーリー映像コンテンツの拡散に向け、SNSチャンネル(Youtube、Facebook等)を運営し、新規コンテンツを提供することによって、多くの人々が視聴するように誘導した。

大学には知的財産スマート教育サービスを通じて265講座を開設し、47,103人に対して良質な知的財産教育を提供した。

また、小学生から高校生まで、発明に関心のある青少年向けに発明記者団を運営したことにより、計686件の発明記事が作成された。発明体験活動とこれに関する作文等を通じ、発明の原理と理論的な思考を培っている。また、このような発明記者団の活動は、オンライン運営とオフライン支援(取材、教育)により行われ、多くの父兄や青少年から反響を呼んでいる。

一方、発明教師の職務教育は2,151人が研修を受けた。この課程は発明教育の必須的な履修課程として認識され、発明教師の参加率が高い。特に、15時間と30時間課程の「遠隔職務研修」は、発明教師が必要な単位を無理せず取得できるように支援している。

社内の職務教育を希望する企業や役職員の知的財産教育が必要な企業向けに、需要者が希望する知財権コンテンツを団体教育向けに提供した。計317機関及び企業、205,260人を対象に企業団体教育(B2B)を行い、内部にオンライン教育システムを備えている企業や機関にはコンテンツを貸すことで、知的財産eラーニングコンテンツの活用を拡散した。

ハ．評価及び発展方向

多様な階層が参加できる知的財産スマート教育の常時学習システムは、青少年から大学生、教員、中小企業等企業体の従事者、一般国民に至るまで、ライフサイクルに合わせた教育を提供することで、知識基盤社会に対応できる社会的な能力を高めることに一翼を担っている。

特に、教育環境が相対的に劣悪な中小企業向けに、カスタマイズ型の知的財産スマート教育を提供することで、中小企業の知的財産競争力の向上に寄与した。

青少年発明教育分野では、オンライン先行学習の後に、オフラインで創意的思考力を育てる学習法である、FLIPPED-LEARNING技法を初めて活用した発明教育コンテンツを「知的財産e-ランニング先導学校」6校と共に開発した。開発されたコンテンツと学習資料は、オンラインを通じて全国の学校へ普及することにより、オン・オフラインで連携した学校現場における発明教育の新しい地平を開いた。

発明と知的財産に関心のある小・中・高校生の青少年向けに発明記者団活動を展開し、発明と関連のある関係機関を探訪する等多彩な取材活動と記者教育を支援した。取材した内容を記者団のカフェに自分の記事として作成して共有する経験は、発明記者にとっては創意的な人材として成長できる原動力に作用するはずである。

これとともに障害者も知的財産教育にアクセスできるよう、手語と字幕を挿入した「障害者用の発明教育コンテンツ」を韓国障害者雇用公団と協力して開発してサービスを行った。これは、障害者と非障害者の発明教育に対する格差を解消することに役立つものと見込まれる。

2020年には中小企業の経営者や中核人材向けに、オン・オフラインが混合されたIPリーダFLIPPED-LEARNING課程を2回運営し、企業の知的財産創出に寄与した。また、知的財産e-ランニング先導学校を4校運営し、これと関連する優秀コンテンツの制作を支援することで、青少年の発明能力向上に寄与するものと見込まれる。

そして、知的財産スマート教育の活性化に向け、優秀受講生の支援、SNS広報の拡大等多様な教育支援を推進する予定である。

また、企業体と一般人の需要者向けに、実用的な知的財産教育コンテンツの開発を目指して、スタートアップが必ず知るべき知的財産コンテンツ等を開発して普及し、大韓民国の知的財産人材育成の基盤拡大に寄与するものと見込まれる。

<表VI-1-35> 知的財産スマート教育の対象別運営状況

(単位：人)

教育対象	教育形態		教育運営状況		
			教育課程形態	運営方法	受講者数 (2018年基準)
企業体	B2C	一般人	開かれた教育	知的財産の認識向上	15,259
	B2B	大企業	団体教育	基礎、企業職務教育	1,674 (24社)
		中小・中堅企業	団体教育	基礎、企業職務教育	33,087 (177社)
		公共機関	団体教育	基礎、職務教育	8,697 (34機関)
		公共機関 ー弁理士及び職員	団体教育	見習弁理士職務教育 と連携(集合教育2 期、下半期)	2,682 (1機関)
		地域知識財産センタ ー連携企業、機関	団体教育	基礎、職務教育	30 (23地域センター)
		産学協力団	団体教育	基礎、職務教育	483 (6産学協力団)
		研究機関(政府出資 (研)含む)	団体教育	基礎、職務教育	149,318 (24研究機関)

		コンテンツ貸出	団体教育	基礎、職務教育	5,453 (6機関貸出)
		その他(特許法律事務所、社団法人等)	団体教育	基礎、職務教育	3,836 (22機関)
大学生	B2B	理工系	団体教育	単位課程と連携	32,539 (187講座)
		デザイン	団体教育		0 (1講座)
		教大/師範大	団体教育		701 (9講座)
		人文大/法大/経商大/貸出等	団体教育/コンテンツレンタル		13,863 (68講座)
青少年	B2C	青少年	開かれた教育	自律受講	7,949
	B2B	小学生	団体教育	正規授業、放課後活動、裁量活動、学生生活指導等と連携	19,635 (69校)
		中学生	団体教育		3,579 (30校)
		高校生	団体教育		16,891 (59校)
		地域教育庁等 その他	団体教育		68,977 (44教育機関)
発明教員	B2B	小学生	教育庁団体教育	年5期数、職務教育	1,374
		中学生			684
		幼稚園/その他			93
単位銀行制度	B2C	一般人	開かれた教育	年2学期、単位課程	5,275
		大学生			2,732
公務員	B2B	特許庁	個別教育	年中常時、特別課程	7,913
計		コンテンツ272個			402,724

		(オンライン教育受 講者)
--	--	------------------

*B2B(Business to business)、B2C(Business to consumer)

6. 社会的弱者に対する知的財産教育の強化

国際知識財産研修院 知識財産教育課 行政事務官 キム・キジョン
国際知識財産研修院 教育企画課 施設事務官 イ・ジョンユン

イ. 推進背景及び概要

国際知識財産研修院は「知的財産基本法」第 32 条第 3 項に基づき、社会的弱者に対する知的財産教育の支援を強化するため、低所得層、多文化家庭等社会的配慮階層の学生向けに「The 共にする発明教室」を運営している。日頃接することができない発明に対する知識と作る体験を社会的弱者にも積極的に支援することによって、発明に対する底辺を拡大し、相対的格差を緩和することに焦点を置いて教育を行っている。

また、10 万人余りの特殊教育対象者である障害のある学生向けに、これまで空白状態であった発明教育の機会を均等に提供することにより、「作りと発明の楽しさ」を経験できるようにした。これを通じて体験の幅を広げて多様な動機を誘発し、自己開発の機会を拡大できるように支援する必要がある。また、一般教師とは異なる、障害のある学生向けにカスタマイズ型の教材及び教具開発のため、既に発明活動に取り組んでいる特殊教師にも、体系的な発明マインドを高め、能力強化を支援する必要がある。

研修院は発明教育において、障害者と非障害者間の教育格差があってはならないという問題意識をもって、社会脆弱階層である特殊教育対象者の発明教育を支援する必要があることについて、特殊教育関連機関(国立特集教育院、特殊教育支援センター、特殊学校(クラス)等)と認識を共にした。これにより、障害のある学生にも発明教育の機会を均等に提供して自己開発の機会を拡大するとともに、特殊教育一線の教師を

発明教育拡散の主体として育成し、発明教育活性化の先頭に立てるよう、学生向けの「直接教育」と教師向けの「間接教育」を行うことにした。

ロ. 推進内容と成果

国際知識財産研修院は 2013 年度から毎年、地域児童センターの学生向けに「The 共にする発明教室」を運営し、発明に対する基本的な理解伝達とともに、体験教室を開く等社会的弱者の発明に対する認識向上に尽力した。

2019 年は地域児童センター大田広域市支援団を通じて「The 共にする発明教室」の参加を希望する児童センター募集し、内部における審議過程を経て禮讚地域の児童センターを始め、計 4 ヲ所の地域児童センターが最終的に選定され、発明教室の課程が計 4 回運営された。

教育に参加した学生は大半が低所得層や一人親家庭の学生であったが、児童センターの指導先生とともに参加し、学生の自発的な参加を誘導して体験・実習中心の講義を行った結果、授業に対する関心と反響が相当高かった。「協力と疎通」を主題に、自由な雰囲気の中で互いに協力することで疎通し、与えられた課題を完成することによって学生の自負心と成就感を高めた。

相対的に参加人数が少なかった「夢見る子供たちの児童センター」では、招聘講師と協議をして研修院 3D プリンターで玩具を出力し、エコパックと一緒に分けてあげる等、児童センター別にカスタマイズ型の発明教室を成功的に遂行した。

一方、特殊発明教育の運営のため、まず特殊教師向けに特殊発明教育セミナーを開催し、障害のある学生向けの発明教育の必要性、効果等について、一線の特教教師、研究者等既存の特殊教育分野における実務者、専門家の意見をまとめてコンセンサスを得た。

これを通じて特殊学校所属の障害のある学生向けカスタマイズ型の発明体験教育課程を開発し、大田所在の国・公立特殊学校の学生向けに、2月にモデル運営を始め計9回の教育を行った。研修院の「創意発明体験館」を活用して体験館施設(VR、インタラクティブメディア機器の体験)を利用しつつ、新しい経験と多様な発明に関する展示物を観覧することによって、「発明」に対し親しみを感じる機会を提供し、非障害の学生用に開発された発明体験教育の教材を障害のある学生の目の高さに合わせて難易度を調整することによって、効果的な授業を進められるように開発した。また、作る授業の結果物を用いて学生同士でゲームを行い相互競争させることによって、興味を無くさず授業に自然に集中できるようにした。

この他にも一般学校における特殊クラス所属の障害のある学生向けに、プロジェクト方式の特殊発明教育を行った。一般学校特殊クラスの学生の場合、特殊学校の学生に比べ障害程度が軽症であるため、既存の科学・美術教科課程と連携し、参加した学生の中で複数のチームを構成し、与えられたプロジェクト課題を協働して解決する学習方式を試みた。計14週間で構成されたプロジェクト課程は、前半は簡単な作る実習を通じて動機を誘発し、後半は実際に製品開発チームプロジェクトを遂行できるように課程を構成した。

国立特殊教育院の担当者が特殊発明教育セミナーだけでなく、特殊発明体験の教育課程にもオブザーバーやパネルとして参加する等、持続的に関連機関と研修院が交流・協力を行った。このような協力を基に、特殊学校1級正規教師の資格研修課程にも参加し、特殊教師向けに発明及び知的財産権教育を試験的に行った。2020年からは特殊教師向けの特殊発明教育が資格研修課程として認められるように制度化した。

ハ. 評価及び発展方向

幼稚園生から高校生まで参加した地域児童センターは、小学生だけで構成された児童センターより集中度が低かった。そして、初めて接する発明づくり体験で学生たちが高い関心を見せ楽しく参加したが、体験時間が2時間という短い時間であったのが残念であったという評価が多かった。今後、小中高校生別にクラスを分けてレベル別

に授業を進行させることで、学習効果をさらに高める予定である。そして、学生の発明体験時間に対する高い関心度を反映し、体験時間の拡大を積極的に検討していく予定である。

そして、2019年に実施した「The 共にする発明教室」の高い関心と反響を反映し、2020年度は1回を増やして計5回の発明教室を実施する予定である。

特殊発明教育においては発明教育と特殊教育の各々に対する専門家や参考資料は比較的豊富であるが、これを体系的に結合した先行事例や研究、障害のある学生向けの発明教育プログラムが、国内外では事例を探すのが難しく、実務を進行するにあたりかなり困難であった。特に、特殊教育分野を含む中等教育の場合は、細部教育課程がかなり精巧に編まれており、新しい教育の試みが容易でなく、実行においても保守的な雰囲気と激務に苦しんでいる一線の特殊教育現場の協力を得ることが難しかった。また、一般の発明教育と違い、特殊発明教育はこれまで試みたことのない分野であるため、授業を実質的に進行できる専門講師陣の招聘も難しい課題であった。

これを克服するためにまず特殊発明教育に関するセミナーを開催して一線現場の関心を誘導した。既存の編れた教育課程の枠の中で、ある程度新たに試みが可能な中学校の自由学期制度、高校の特殊学習科学教科の分班授業等を利用して特殊発明教育の授業を進行した。聞き込みにより確保したネットワークを通じ、関心を見せた一線の特殊教師、研究士、研究官、特殊教育支援センター奨学士、奨学官等を個別に訪ねて意見を求め助けてもらう等、現場の意見を基に政策を設計した。また、特殊発明教育の講義のために、既存の一般学生向けの発明教育講師を説得し、教科の難易度を調節して講義を依頼し、また、過去に関連分野の講義を行った経験のある研修院の実務者が直接講義を行う等、自救索で講義を行った。

このような多様な経験を基にこれからも特殊発明教育の拡大に向けて関連教育を持続的に行い、自由学期(年)を活用した特殊教師の発明教育職務研修課程を運営する予定である。また、特殊発明教育の基礎・上級課程のカリキュラムに対する後続研究の必要性を認識し、障害のある学生の参加利便性、運営方法、教育効果等を考慮した標準

カリキュラムの開発にも取り組む計画である。これを通じて発明教育分野における障害者と非障害者の教育格差を徐々に解消していく計画である。

<図VI-1-4>2019年「The共にする発明教室」の活動写真



<図VI-1-5>特殊発明教育課程の運営関連

作る実習	創意発明体験館の体験
A photograph showing hands working on a small robot or device on a table. The robot is orange and black, and the hands are wearing orange gloves.	A photograph showing people sitting in a futuristic, illuminated booth or simulator. The booth is white and blue, and the people are wearing headsets.
プロジェクト方式の授業	特殊教師のセミナー
A photograph showing a person working on a large, flat, rectangular object on the floor. The object is white and has a grid pattern.	A photograph showing a group of people sitting around a table in a classroom or meeting room. They are engaged in a discussion or activity.

第3節 発明振興イベントの開催を通じた発明活動の促進及び国民の認識向上

1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 技術事務官 キム・ゾンヒョク

「発明の日」の記念式は、優秀発明家及び発明功労者を表彰することで、発明家と科学技術者の士気を高め、国民向けに発明ムードを広げるために開催するイベントである。2019年には「大韓民国のこれからの100年、発明で切り開く」というテーマで、COEXオーディトリウム(ソウル市江南区三成洞所在)にて開催した。

2019年の「発明の日」記念式では、金塔産業勲章を含む政府褒賞等79個の授賞が行われ、この中で今年の発明王の受賞者には、褒賞金の支給、トロフィーの授与、「発明家の殿堂」の献納等の副賞が授賞された。

国内に登録された特許及びデザインを対象に優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞は、2018年には12個の発明と2個のデザインを選定し、ルメルディアンソウルホテルにおいて特許庁と中央日報が共同で授賞した。全体で226件の応募で16:1の競争率を記録し、計14件の受賞作の中で個人及び中小企業が10件を占めた。

2011年度から統合して実施している大韓民国発明特許大典及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展示会は、国内の優秀特許と商標・デザインだけでなく、世界各国の発明品を展示する国内最大規模の知的財産権展示会である。2019年には27,776人以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内94社(人)から94品目、国内外27ヵ国から625品目を出品及び展示し、国内外発明家の交流拡大や国際ネットワーク構築の機会を提供した。

2. 第54回「発明の日」記念式の開催

産業財産政策局 地域産業財産課 技術書記官 キム・ゾンヒョク

イ. 推進背景及び概要

知識情報化社会における知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産好循環構造の確立有無は、国と企業の競争力において重要な基盤となっている。

このような循環のスタート時点である知的財産の創出を促すためには、社会における各界各層へと知的財産創出の底辺を拡大する、法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない。そのためには発明家に対する尊重とともに、発明と知的財産の重要性に対するコンセンサスを拡大し、国民の間で発明ムードを作り上げていくことが必要である。

政府は知的財産に対する認識の重要性を高め、発明の生活化を定着させるため、1957年に世宗大王が世界初の測雨器を発明した日(1441年5月19日)を記念し、5月19日を「発明の日」と定めて法定記念日に指定した。発明の日の記念式典では、発明家の士気を高めるために功労者に対する褒賞、記念パフォーマンス、優秀発明品の展示等多様なイベントを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2019年の第54回「発明の日」記念式典は、「大韓民国のこれからの100年、発明で切り開く」というテーマで、主要人事及び発明功労者、優秀発明企業、発明学生及び指導教師等約600人余りが参加した中で、5月27日にCOEXオーディトリウムで開催された。

イ・ナギョン国務総理は祝辞を通して、韓国経済発展を共にしてきた発明家の苦労を称え、将来も多くの発明創出を祈願した。

記念式典では発明及び特許分野に貢献してきた功労者に対して、清朝勤政勲章等政府褒賞を国務総理が行い、大韓民国を代表する発明家 1 人を今年の発明王として選定して証書とともにトロフィーを授与した。

特に、第 54 回発明の日では、お祝いムードを盛り上げるため、一人舞台の公演と俳優のイ・シウォン氏が「3 分発電所(発明で伝える音)」等多様なプログラムを運営した。

ハ. 評価及び発展方向

2019 年第 54 回の発明の日記念式典では、臨時政府樹立 100 年を迎え、韓国産業の発展に寄与するとともに、国民の実生活の変化に大きな寄与をした時代別の代表発明品を照明し、大韓民国のこれからの 100 年を切り開く最先端発明品を特別展示した。また、子供発明家による愛犬の習性を理解して発明したスマート安全マスク、今年の発明王のスマートスタイラー、銅搭受賞者の浮遊型加湿器、産業褒賞を受賞した化粧品、車両自律走行用レーダー等を展示した。

1 部の褒賞者の場合は、家族(夫人)と共同受賞を通じて受賞者の士気を高めることに寄与し、芸能人、学生、元老発明家、市民等の祝賀映像、俳優であり発明家であるイ・シウォン氏の発明ストーリーの発表等、各界各層が参加した発明の日であったと評価を受けた。

<図VI-1-6> 国務総理の授賞



<図VI-1-7> 記念公演



<図VI-1-8>2019年今年の発明王授賞

<図VI-1-9>3分発電所



3. 2019年特許技術賞の授賞

特許審査企画局 特許審査制度課 工業主事 ユ・ホンロク

イ. 推進背景及び概要

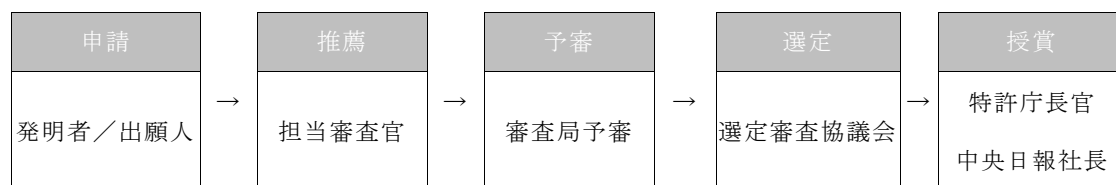
特許庁と中央日報は1992年から発明者と創作者の士気を高め、国民全体に発明ムードを広げることで産業の技術競争力を高め、さらに、国民経済発展に貢献するため、毎年上・下半期2回にわたって特許庁に登録された発明・考案またはデザインの中から優秀な発明等を発掘し、特許技術賞を授賞している(発明振興法第6条第6号に基づく)。

特に、2014年には予算不足、事業化に対する専門性不足等により、可視的な事業成果を収めることができず、各種発明関連授賞において頭角を現し難い、個人や小企業の優秀な特許技術に対し、技術の死蔵を防ぎ、事業の活性化を誘導するために「洪大容賞」を新設した(個人・中小企業等特許手数料の減免を受ける者のみ対象、「機械式渾天儀」等を発明し、地球自転説を主張した朝鮮時代の発明家であり、実学者である洪大容の名を取ったもの)。

特許技術賞は世宗大王賞(1件)、忠武公賞(1件)、池錫永賞(2件)、丁若鏞賞(デザイ

ン、1件)、洪大容賞(2件)で構成され、受賞者には賞金とともに体系的な創業支援プログラムへの参加機会と特許技術賞受賞マークを提供し、受賞発明の事業化マーケティングを支援している。

＜表VI-1-36＞特許技術賞の施行日程



ロ. 推進内容及び成果

従来は世宗大王部門と洪大容部門に区分して申込みを受付けて別途の審査を進めたが、2つの部門において重複する申込みが多く、審査の区分が不必要と考え、2019年からは2つの部門を統合して申込みと審査を行った。また、特許技術賞受賞作の質的向上を図るために申込み期間(1ヵ月←3ヵ月)及び申込資格を拡大するとともに評価基準を改善した。

2019年上半期は(株)C&C新薬研究所のホ・ピルス代表理事等が発明した「新規のヘテロサイクル誘導体及びその用途」が世宗大王賞に選定された。当該発明は、アトピー皮膚炎、かゆみ、広範囲な炎症性疾患等の治療に有用な新規ヘテロサイクル化合物に関するものであり、動物を対象にした実験においてかゆみを押さえ、炎症を緩和させる優秀な効果を見せた。

2019年下半期はデジュ電子材料(株)のオ・ソンミン専務理事等が発明した「リチウム二次電池陰極材用のシリコン複合酸化物及びこれの製造方法」が世宗大王賞に選定された。当該発明は、リチウム二次電池陰極材に関するもので、シリコン素材はリチウム二次電子に主に使用される黒鉛素材より容量が大きい。それで、次世代リチウム二次電池陰極材として有名である。シリコン素材を二次電子陰極材に使用する場合、大きな体積変化の特性により電子の容量維持率が著しく減少する問題があったが、当該特許によりこれを克服し、初期の充電・放電効率を高める等高容量のリチウム二次

電子の確保が可能となった。

<図VI-1-10>2019年上半期受賞作
の試演



<図VI-1-11>2019年上半期授賞式



<図VI-1-12>2019年下半期受賞作
の試演



<図VI-1-13>2019年下半期授賞式



ハ．評価及び発展方向

特許庁は、特許技術賞制度を通じて1992年から2019年下半期までに計386件の優秀発明・デザインに対して授賞し、優秀な特許技術が事業成果を出せるように持続的な支援を提供している。

2019年からは既存の1ヵ月前後であった申込み期間を3ヵ月までに拡大して申込み部門を統合する一方、審査官の推薦手続きを改善してより多様な候補作を公募することができ、特許技術賞の趣旨に合わせて評価項目・指標を整備したことで、最終受賞作の質が向上されたという評価を受けた。今後も優秀な発明・デザインが発掘・選定さ

れるよう運営する予定である。

4. 2019年大韓民国知的財産大典の開催

産業財産政策局 地域産業財産課 技術書記官 キム・ゾンヒョク

イ. 推進背景及び概要

大韓民国発明特許大典、商標・デザイン権展及びソウル国際発明展示会を「2019大韓民国知的財産大典」という名称に統合して開催した。大韓民国知的財産大典は、知的財産権に対する国民の認識を高め、発明ムードを広め、国内外発明家の交流を拡大して国際的なネットワークを構築することに、その目的がある。さらに、展示会を通じて優秀発明品を一般国民に広く知らせ、販路を切り開くことで流通の活性化を図る。また、技術先進国への跳躍に向けて1年間の発明と特許を決算して授賞することで新技術を発掘でき、ますますその価値が重要となっている商標とデザインの発展を図る効果もある。

これまで大韓民国発明特許大典は1982年から毎年開催され、今年で第37回目を迎え、商標・デザイン権展は2006年から毎年開催され、第13回目を迎えた。また、ソウル国際発明展示会は2002年から2008年まで隔年開催であったが、2009年からは毎年開催となって15回目を迎えた。

ロ. 推進内容及び成果

2010年から大韓民国発明特許大典及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展示会を同時に開催し、国内の優秀な特許と商標及びデザインのみならず、世界各国の発明品を共に展示することで、名実共に韓国における最大規模の知的財産権展示会となった。これを通じて国内外発明特許イベントのプレゼンス及び国際的イメージの向上に大きく貢献した。

大韓民国発明特許大典は受賞作94社94品目の製品展示と共に、多様な見どころを提供することで一般国民の関心を引き起こし、展示会のプレゼンスを高めた。受賞作がメインの展示館の他に、19企業の展示館で構成された素材部品館の運営、民間合同の採用説明会を開催した。また、IR・IP BIZ館の運営を通じ、受賞企業の販路開拓及び資金誘致の機会を提供した。また、ソウル市優秀製品ゾーン、中小企業振興団館、創業移民人材育成館、職務発明広報館、国民安全チャレンジ館等多様な付帯展示館を運営し、参加者に製品(技術)に対する評価と販路拡大の機会と職務発明制度の相談も行った。

商標・デザイン権展は、商標・デザイン権受賞作展示館、ビジョン型商標館、ラバ館、BTS関連商品(アイドルグッズ)館等様々な構成を通じ、多様な年齢層の観客のために様々な工夫を行った。

ソウル国際発明展示会は10年連続で30ヵ国以上の参加と、直近3年間の平均600件が超える出品作を紹介し、世界的な発明展示会として位置づけられた。2019年には国内205点を含め、世界27ヵ国から625点を出品及び展示し、世界的な発明展示会として国内外発明家の交流拡大及び国際ネットワークの構築のための機会を提供した。また、1人クリエイターライブチャンネルの運営等ブランデッド広報コンテンツの製作によりIP基盤企業の広報成果を成し遂げた。

<図VI-1-14>大韓民国知的財産大典の開催



<図VI-1-15>先端体験館の全景



<図VI-1-16>授賞式の授与場面



<図VI-1-17>素材部品館の全景



<図VI-1-18>知的財産の説明会場



<図VI-1-19>ソウル展授賞式の全
景



ハ. 評価及び発展方向

今回の知的財産大典は、歴代初の国際素材部品館の運営及び官・民合同による採用説明会を開催する等社会的な懸案内容を盛り込んだ。受賞企業製品の広報コンテンツ(YouTube)の制作及びIR・IP BIZ館の運営により、受賞企業の販路開拓及び資金誘致の機会を提供する等受賞者プログラムを拡大した。

今後は受賞・物品展示を中心に実質的なビジネス機会の創出ができるよう、新しい展示モデルの構築及び国民に対する広報を拡大する。また、観覧客が直接発明品を体験してみることができるプログラムと休める休憩空間を拡大して、観覧客の利便性及び満足度を高める予定である。

ソウル国際発明展示会では、海外の発明特許関連機関(GCC(湾岸協力会議)Patent

Office等中東の参加を誘致したことにより、湾岸地域の様々な国々(バーレーン、オマーン、UAE等)が参加する成果を収めた。また、既存の広報方式に加え、海外広報も積極的に施行して1,024件の国内外の報道(国内316件、海外680件)が行われた。従来
の参加国の他に、米国及びヨーロッパ諸国の出品誘致の増大のために、外国で実施する国際発
明展示会の参加企業を対象に積極的に広報する予定である。

5. 2019国民安全発明チャレンジの開催

産業財産政策局 地域産業財産課 技術書記官 キム・ゾンヒョク

イ. 推進背景及び概要

セウォル号、堤川火災等、国民の生命と財産に膨大な被害を及ぼす大型災難に効果
的に対応するため、災難現場の意見を反映した設備・技術開発の必要性が高まった。
特許庁は災難現場公務員の創意的なアイデアを発掘し、そのアイデアが知的財産権コ
ンサルティングを通じて価値ある技術となり、その優秀技術が現場において実際に活
用されるとともに、零細な民間安全産業体に技術移転され、安全産業市場が活性化と
なるよう、積極的に支援している。

韓国特許庁は2016年から海洋警察庁と「海洋警察発明展事業」を運営した。海洋安
全に関するアイデアを海洋公務員及び国民を対象に発掘し、そのアイデアに対する知
的財産コンサルティング及び現場活用・民間技術移転を支援した。海洋警察発明展の
成功的な運営を基盤に、国民安全を担当する警察庁と消防庁において関心を持って、
災難、治安分野公務員にまで含めて運営することを提案され、国民安全を担当する警
察、消防、海洋警察公務員までに対象を拡大して国民安全発明チャレンジを2018年
に拡大開催した。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2018年2月に、政府ソウル庁舎において警察庁、消防庁、海洋警察庁

と国民安全発明チャレンジの運営及び知的財産協力増進に向けて業務協約を締結した。

業務協約の結果、特許庁は国民安全に向けた現場アイデアの持続的な発掘基盤造成のために、警察庁、消防庁、海洋警察庁の公務員を対象に、知財権訪問教育及びオンライン研修課程を開設した。2019年には消防及び海洋警察関連機関を対象に4回の訪問教育を行い、計304人が訪問教育を受講した。このような知的財産権訪問教育を通じて、国民安全分野における公務員の職務発明に対する認識及びアイデアのレベルを高めた。また、国家知的財産教育ポータル(IPアカデミー)にオンライン教育課程を新設し、非弾力的な日程に置かれている現場公務員が知財権教育を常時受講できるよう支援した。

また、事業広報会、SNS広報を行って第1回国民安全発明チャレンジを公報し、現場のアイデアを積極的に収集した。

2019年の国民安全発明チャレンジには、現場公務員が関心と熱意を持って支援したことにより、計725件のアイデアを受付けた。受け付けられたアイデアは、安全及び知的財産専門家の公正な審査を経て優秀アイデア24件を発掘し、専門遂行企業の高度化及び権利化の支援により、優秀技術として育成し、特許出願を支援した。また、韓国発明振興会の知的財産仲介所を通して、受賞作の中から3件を民間企業に技術移転し、技術事業化を成し遂げた。本大会の授賞式は、仁川松島コンベンシアにおいて第1回国際治安産業博覧会と連携して開催した。大賞受賞者には国会議長賞を初めて授賞し、受賞者の自負心を鼓吹させた。続く受賞作は、特許庁発明家の殿堂、行政安全部主管の「第1回政府革新博覧会」、特許庁主管の「2019年大韓民国知的財産大典」を通じて国民向けに展示を行い、現場公務員の職務発明活動及び国民安全のための努力を知らせた。

また、国内だけではなく海外市場への販路開拓のため、大賞受賞作に対しPCT出願を新規で支援した。

<図VI-1-20> 国民安全発明チャレンジの最優秀受賞作

机型安全はしご(消防)	スマート盾(警察)	多機能の救助ハーネス(海洋警察)
		

ハ. 評価及び発展方向

国民安全発明チャレンジは、国民の安全のために勤務する公務員が自分の勤務経験を基に直接アイデアを出し、安全に役立つ製品を開発するという点において意味深いイベントと言える。また、特許庁は、これらのアイデアが具体化されるように手助け、知的財産に対する教育を提供することによって、省庁間の良い協業事例として大きな意味がある。

韓国特許庁は2019年国民安全発明チャレンジの成果を基盤に、今後国内だけでなく国外の技術移転も推進し、韓国の優秀国民安全技術を海外に知らせて治安韓流を造成する予定である。これを受けて、2019年には大賞受賞作にだけ支援したPCT出願を2020年には警察、消防、海洋警察の各々1等賞に対し支援する予定である。

第4節 女性発明教育及び女性発明振興活動の展開

1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 技術書記官 キム・ゾンヒョク

2001年に女性発明振興政策を遂行して以来、女性の知的財産出願件数は持続的に増加勢を見せており、2018年度には40,852件で全体出願件数の25.2%であった。

韓国の女性経済活動参加率は2018年基準で59.0%であり、OECD会員国の平均である64.0%と比べると依然と低いレベルである。高い教育水準と優れた才能を持つ女性人材を適材適所にうまく活用できないことは、国家的に大きな損失である。また、韓国は急速な少子高齢化と出産率の低下によってますます労働力が不足していく状況の中で、女性の経済活動参加を促すために、多様な女性発明振興事業に取り組むべき必要性が提起された。

韓国特許庁は韓国女性発明協会の支援事業を通じて、全国において女性向けの知的財産権教育を実施している。女性の発明アイデアが死蔵されず、産業界で積極的に活用されるよう、世界女性発明大会、生活発明発掘支援、女性発明品博覧会等多様な支援政策を推進している。

女性の潜在力と創意力の開発は、国家産業発展の新しいエンジンであるだけに、女性特有の創意性とアイデアが特許として具体化され、その特許が商品化に繋がることで、女性発明・女性起業家の成功事例がより多く誕生するよう、積極的に取り組む計画である。

2. 女性発明の底辺拡大及び知的財産認識の向上

産業財産政策局 地域産業財産課 技術書記官 キム・ゾンヒョク

イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、韓国の女性の経済活動参加人口は着実に増加している。しかし、それにもかかわらず、女性経済活動参加率は依然としてOECD会員国の中で最下位にとどまっている。出産と育児の時期である30代に発生する経歴断絶現象も未だに続いており、女性の経済活動促進に向けて多様な女性発明振興事業を積極的に推進する必要性があると提起された。

これを受けて政府は女性特有の創意性と創造力の開発のために、女性向けの体系的な知的財産権教育及び情報提供、生活発明発掘支援等を通じて女性発明の底辺拡大及び発明人材の育成に取り組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

1) 女性向けの知的財産権教育

特許庁は女性の発明に対する社会的な関心とムードを呼び起こし、潜在力のある女性発明家の発掘や育成のため、各地方自治体、地域女性団体等と協力し、発明に関心のある主婦、就職・創業を準備している女性、父兄、女子大生等を対象に、知的財産権教育である「女性発明創意教室」を運営している。

弁理士、発明教育現場の専門家、成功した女性発明家等を講師として招いて運営する女性発明創意教室は、知的財産権に関する概要及び事例、女性の創意性及び潜在力開発の価値、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例等を主な内容に講義を行う。講義を通じて知的財産権に関する認識を高めるとともに、発明の底辺を広げる上で大きく貢献している。2018年には、知的財産に対する認識度のレベルと就業・創業、職業、進路等教育対象の特徴によって、カスタマイズ型のカリキュラムを編成して教育を行った。

女性発明創意教室の教育は2008年から2019年までに計674回実施し、40,513人が参

加した。

2) 生活発明コリアの運営

2014年から知的財産を基盤とする女性創業促進のために「生活発明コリア(www.womanidea.net)」システムを新たに構築し、女性の生活発明発掘支援事業を推進している。2019年には、1月31日から4月8日まで女性の生活の中のアイデアを公募した結果、計1,731件のアイデアが受け付けられた。受け付けられたアイデアに対しては、オンライン書類審査、先行技術調査、アイデアの発表及び面接等3段階の審査を行い、最終支援大賞作として39件を選定した。

未出願アイデアに該当する<参加部門1>の選定作は、カスタマイズ型のメンタリングを通じ、知的財産権の出願、技術及びデザイン開発等を体系的に支援した後、試作品を製作して11月6日にオンライン上で公開し、11月20日まで予備消費者の評価を実施した。そして、11月22日にCOEXにて生活発明コリアの最終審査及び授賞式を開催した。公開オーディション形態で行われた最終審査では、関連分野の専門家で審査委員会を構成し、25人の提案者が自分の開発製品について説明・紹介した後、現場の審査委員会の点数に、事前に実施されたオンラインユーザー評価の点数を合算して最終順位を決める。最高の賞である大統領賞受賞者には発明奨励金として1千万ウォン、国会議長賞と国務総理賞には各々2百万ウォンを授与した。出願発明に該当する<参加部門2>の選定作は、試作品の製作支援後、創業及び事業化に関するカスタマイズ型のコンサルティングを提供した。この他に、2018年度の選定作のうち、22件に対して展示博覧会への参加支援を行い、5件に対して個人別カスタマイズ型のコンサルティングを行うことで、女性発明起業家として成長できるように支援した。

3) 女性発明情報ウェブマガジンの発刊

女性発明イベント及び支援情報、発明界の各種ニュース、政府の知的財産権創出促進事業の紹介等のため、ウェブマガジン「発明する人たち」を毎月発刊してEメールニュースレター形式で配布した。女性発明振興事業への参加案内、特許庁や関係機関

のニュース、生活発明コリアイベントの成果、女性発明起業家インタビュー等新しい情報と多様なニュースを発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関係機関、全国大学発明サークル、女性出願人及び登録者等に提供した。

ハ. 評価及び発展方向

女性発明振興事業はより多くの女性が知的財産権を有し、経済活動に参加することによって、韓国の産業発展を促進するという目標の下で展開された。また、創意的な女性発明家を育成・活用し、優秀な女性発明の出願及び事業化を支援するため、体系的な女性発明教育と多様な振興事業を推進してきた。特に、2019年には女性発明創意教室が15の広域市・道において70回開催され、経歴断絶の女性だけではなく多様な階層の女性3千人余りが参加し、教育の回数と参加者の規模が増大した。2019年に6回目を迎えた生活発明コリアは、志願者の経歴断絶の克服と女性発明家の主婦CEOの成功事例がマスコミに報道され、大衆的な関心が高まり、アイデアの受付件数が前年に比べ22.8%の増加(1,731件)となった。

3. 女性発明の事業化支援

産業財産政策局 地域産業財産課 技術書記官 キム・ゾンヒョク

イ. 推進背景及び概要

第4次産業革命時代は、融合・複合型思考を持つ創意的な人材育成が何よりも重要であるので、女性特有の繊細と柔軟な思考を強みとして活用する必要がある。特に、低出産・少子高齢化社会に入った韓国の場合、女性の経済活動は、新しい活動主体としてその重要性はますます増大している。

そこで、女性発明の事業化を通じた国際競争力の向上に向けて、製品化支援、販路開拓及びビジネスマッチングの機会提供のため、世界女性発明大会及び試作品製作、女性発明品博覧会等を通じた支援が求められるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

1) 女性発明品博覧会及び世界女性発明大会の開催(女性発明王EXPO)

女性発明品の販路開拓及びブランド認知度の向上を通じ、女性の企業活動の活性化に寄与するため、女性発明品博覧会と世界女性発明大会を開催している。2018年からは統合イベントとして「女性発明王EXPO」という新しいネーミングとロゴを開発し、効率的に広報活動を展開した。

第19回女性発明品博覧会は2019年6月20日～6月23日まで4日間KINTEXにて開催し、国内の女性発明家・企業89社が94ブース規模で参加した。展示場内に事業化支援館を運営し、参加企業を対象に4日間で技術取引・金融連携及び流通戦略相談サービスを121回提供した。

博覧会と同時に開催される世界女性発明大会は、2008年から世界知的所有権機関(WIPO)の後援でスタートし、韓国が知的財産強国として国際的なリーダーの役割を果たす上で大きく貢献した。また、国内女性発明家に国際大会の受賞及び幅広い海外ビジネスマッチングの機会を提供しシナジー効果を出した。2019年には海外29カ国で166品、国内で181品が出品され、グランプリを始め本賞281品に対して授賞した。

2) 世界女性発明フォーラム、アカデミーの開催

世界女性発明大会と連携して、2008年から世界女性発明フォーラムと2009年からグローバル女性IPリーダーシップアカデミーを開催している。女性発明起業家の国際交流の拡大及びビジネスマッチングを通じ、グローバルIP女性企業を育成することに貢献してきた。

2019年には世界知的所有権機関(WIPO)の支援で、世界知的所有権機関の中小企業局諮問官、タイ特許庁の次長、ボツワナ公共事業の教授、セルビア・マレーシア・オラン

ダ・フィンランド大学の知的財産教授等を講師に招いてフォーラムを開催した。

アカデミーは6月24日と25日にティーマークグランドホテルで開催し、国内外の女性発明起業家及び理工系大学生等118人余りが参加した。WIPOの後援で海外の専門講師を招いて、ビジネスのためのIPシステムの活用、ライセンス・フランチャイズ・マーチャンダイジングを通じたIP資産の活用等をテーマに理論講義及び討論、体験学習を提供した。

<図VI-1-21>女性発明王EXPO



<図VI-1-22>グローバル女性IPリーダーシップアカデミー



ハ. 評価及び発展方向

世界知的所有権機関(WIPO)との緊密な協力を通じ、世界的規模の唯一な女性発明大会を韓国で開催することで、特許強国としての大韓民国のプレゼンスを高めることに寄与し、国内外の女性発明品を国際的に広報することで、販路開拓及び海外進出の機会を提供した。

特に、2019年は世界女性発明大会に30カ国の347品が出品され、外国人の出品作及び参加国数が史上最大の参加規模を記録した。また、イベント開催以来、開幕日に初めて国務総理が展示会を訪問しイベント参観が行われ、女性発明に対する国民的な関心が高まり、今後政策拡大に肯定的な影響を及ぼす契機となった。

女性の潜在力と創意力の開発は国家産業発展の新しいエンジンであるだけに、女性

特有の創意性とアイデアが特許として具体化され、その特許が商品化につながって女性発明・女性起業家の成功事例がより多く誕生するよう、女性発明振興に向けて多様かつ積極的な努力を傾けていく計画である。

第2章 知的財産行政サービスの改善

第1節 特許行政情報システムの高度化

1. 概観

情報顧客支援局 情報顧客政策課 電算事務官 カン・ソンホン

韓国特許庁は1999年に、世界初インターネット基盤の特許出願システムを開通した。2005年からは通年24時間体制の電子出願サービスを運営している。2013年にはクラウド技術を基盤に第3世代特許ネットシステムの開発を完了した。特許ネットシステムは、出願・審査・審判・公報の発刊等、全ての特許行政業務を電算化した知的財産総合情報システムである。知的財産法・制度改正事項の反映等、特許ネットシステムを持続的に改善することで、特許行政業務の効率的・安定的な運営を図っている。

また、世界最高レベルの迅速・正確な審査・審判サービスの提供を目指し、特許ネットシステムを持続的に発展させている。サービスの内容は、知的財産情報の活用と拡散のため、国内における特許・実用新案・デザイン・商標の情報を始め、米国とヨーロッパ、日本等海外の特許情報も迅速かつ正確に検索・閲覧できるサービス、特許庁内部の審査官・審判官が利用する審査官用の検索サービス(KOMPASS)、誰でも簡単・便利に検索できる一般向け検索サービス(KIPRIS、www.kipris.or.kr)を提供している。また、特許庁が保有している国内外の知的財産情報を民間企業等で積極的に活用できるよう、特許情報活用サービス(KIPRIS^{Plus})を通じ、大容量データ(Bulk Data)、開放型共有体制(Open API)、リンクトオープンデータ(LOD)等の多様なサービス方法で開放している。

同時に、特許ネットシステムの開発や運営における豊富な経験を基に、知的財産権分野における情報化システムの海外拡散にも力を入れている。2016年2月には、450万ドル規模の費用をアラブ首長国連邦(UAE)政府が負担する条件で、UAE特許行政全過程におけるオンライン特許行政情報システムの輸出契約を締結した。当該の輸出契約件

はシステムの構築とともに、韓国特許庁情報化専門家の派遣等の内容が含まれ、韓国の電子政府輸出の優秀事例として挙げられる。また、それだけではなく、韓国の先進情報通信技術を基に、アジアとアフリカ地域の主な開発途上国の特許行政情報システム構築を手助けする等、韓国型特許行政情報システムの拡散と開発途上国の特許行政先進化にも寄与している。

特許庁は、知的財産を取り巻く環境が急変する中、米国、ヨーロッパ、日本、中国等主要国の特許庁や世界知的所有権機関(WIPO:The World Intellectual Property Organization)と特許情報化分野における協力を強化している。特に、主要国の特許庁(米国、ヨーロッパ、日本、中国)とは、定期的に二国間及び多国間の情報化専門家会議を開催し、世界特許情報化分野をけん引する国家間の主要情報化イシューに対する共同対応策について議論を行っている。

2. 特許行政分野別情報化中長期計画の策定

情報顧客支援局 情報顧客政策課 電算事務官 カン・ソンホン

イ. 推進背景及び概要

第4次産業革命時代において、新しい付加価値の創出を促進する電子政府エコシステムを作り上げるため、高付加価値情報を取り扱う特許庁の情報化未来モデルの設計は、何よりも重要であると言える。そこで特許庁は、庁内外の多様な特許ネット使用者の意見収集と過程を経て、2018年8月に「特許行政情報化のビジョン及び方向性」を策定した。その後、中長期情報化戦略計画の策定に向けて外部の専門家コンサルティングを実施し、より具体化させ、2018年12月に次世代スマート特許ネット構築の5ヵ年計画を最終的に策定した。

次世代スマート特許ネット構築の計画は、2019年から2023年までの5年間推進する情報化総合計画であり、特許行政の品質と効率性、民間サービスの利便性を高めるため、特許ネット人工知能を基盤とする智能型システムへと世代交代するものである。

ロ. スマート特許ネットの方向性

今回の次世代スマート特許ネット構築の計画は、知的財産を取り巻く国内外における政策環境を綿密に分析し、ユーザーの要求事項を反映して構築した。

まず内部的には、審査・審判官が参照すべき国内外の先行技術文献が急速に増加するにつれ、迅速かつ正確な審査・審判サービスを維持するための負担がますます加重している。また、代表的な国民に対するサービスである電子出願の場合、ユーザーが自分のPCに電子出願用ソフトウェアを必ず設置しなければならず、書式改訂とシステムの変更ごとにアップデートしなければならない不便な事項があった。

外部的には、米国等主要先進特許庁はAI基盤の特許検索、自動分類、機械翻訳サービス等の知能情報技術を活用して特許行政を知能化、効率化する政策を積極的に取り組んでいる。

そこで次世代スマート特許ネットの構築計画は、「スマート特許ネットと共に開く、より良い特許強国をつくる」というビジョンを掲げ、第4大推進戦略の下に次の26の細部推進課題が含まれている。

第一の戦略は、知能情報技術を活用して特許行政を知能化することである。技術の成熟度が高いAI機械翻訳、商標イメージ検索及びチャットボット相談を優先的に導入して審査の品質を高め、中断なしの24時間相談サービスを提供して接近性と利便性を高める計画である。一方、技術の成熟度が低いAI特許検索、自動分類、ビッグデータ基盤の統合管制システムは、十分な研究と実証を経た後で段階的に推進していく計画である。

第二の戦略は、システムを改善して特許行政を効率化することである。迅速かつ正確な審査を支えるために検索システムと欠陥点検機能を強化し、化学発明の化学式と合金発明の組成比検索システムを新たに構築し、検索の正確度を高めていく予定であ

る。

第三の戦略は、サービスとの連携や標準化を通じてユーザーの利便性を高めることである。スマートフォン等でいつでも特許・商標等の出願ができ、進行結果の照会と手数料の納付も可能にするモバイル電子出願システムを構築する計画である。また、公認認証書以外に指紋、虹彩、イメール等の多様な政府標準認証システムを電子出願サービスに適用し、アクセスの利便性を高めていくとともに、国民が簡素化した書式で便利に出願できる電子出願サービスをウェブ基盤システムに再構築し、出願書作成の際の先行技術存在有無の確認と各種誤謬等を自動に点検できる機能も取り入れる計画である。

一方、知的財産情報サービス企業がAI基盤の高付加価値サービスを開発できるよう、活用価値の高い機械翻訳学習データ、特許図面符号等を加工と構築し、民間と共有する計画である。

最後に、インフラ拡充を通じてシステムの性能を高度化することである。膨大なデータの高速処理が要求されるAI学習、ビッグデータ分析等を円滑に支援できる電算資源を高速コンピューティング環境に構築する計画である。また、民間で開発した最新技術と公開ソフトウェア等をシステムに適用して活用できるよう、特許ネットをオープンアーキテクチャーに転換していく予定である。

2019年は次世代特許ネットの構築計画に従って、1次年度の開発に取り組むとともに、それぞれの分野におけるトレンドと成熟度を鑑み、2020年に取り組むべき細部課題と段階的実現策を導出した。今後特許庁は、出願人、審査官、知的財産情報サービス企業等、ユーザー全体が満足するスマート特許ネットの成功的な構築に向けて持続的に努力していく予定である。

3. 特許ネットシステムの構築・運営

(1) 次世代特許ネットの開発

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 キム・ジンクック

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は1999年1月2日に、特許行政情報化において記念すべきことである特許ネットシステムの開通により、書面による手作業の業務処理方法から電子文書による自動化業務処理方法に変わった。

その後、社会環境の変化と政策的なニーズに応じて特許ネットシステムを高度化した。いつ(Anytime)どこでも(Anywhere)利用可能な「U-特許庁(Ubiquitous 特許庁)の実現」を目指し、2003年から2005年までの3年間、特許ネットⅡを構築した。法制度の変化等で複雑となった特許ネットシステムのモジュール化と軽量化を目標に特許ネットⅢを構築した。これにより世界最高レベルの特許審査や国民サービスを提供できる基盤を整えた。

しかし、第4次産業革命、超知能、超連結の知能情報社会の突入により、AI、ビッグデータ等の新技術が急速に進展する時代のニーズに対応するためには、現在の特許ネットシステムに限界があり、次世代スマート特許ネットシステムの開発への取り組みが必要となった。

ロ. 主要推進内容及び成果

2019年は老朽サーバー、業務用PCの交替及びIEII、Window10の支援等のインフラ改善を通じ、特許ネットサービスの安定性と保安性を強化した。電子出願、諸証明交付等の知的財産関連の電子サービス業務を支援する特許路サイトを、プログラムのダウンロードやアップグレードの必要のないウェブ出願サービスに再構築し、出願人の特許行政アクセスの利便性を高めた。

また、職権補正、請求項の点検、決裁段階の簡素化等の審査事務処理の業務環境改

善を通じ、審査業務の所要時間を短縮させ、非特許文献、化学、合金分野に最適化された検索システムを実現することによって、検索の効率性や正確度を高めた。

同時に、AI基盤イメージ学習のアルゴリズム研究を通じ、商標のイメージ検索に最適化した実現方策を導出し、従来のイメージ検索が持っている技術的限界の克服可能性を確認でき、AI商標イメージ検索システム開発環境の基盤を整えた。

ハ．評価及び発展方向

次世代特許ネットシステムの開発事業は、特許ネットⅠ、Ⅱ、Ⅲシステムに引き続き、世界最高レベルの特許行政情報システムのプレゼンスを維持するため、出願・審査環境を構築する意欲的な事業であり、知的財産権環境の急変に対応して情報システムの高度化に取り組んでいる。今後はユーザーからの多様なニーズに応じたカスタマイズ型のサービス提供により、顧客を満足させ、国際競争力を高めていく計画である。

(2)特許ネットシステムの運営

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 チャ・ゴンスク

イ．推進背景及び概要

特許ネットシステムの運営を民間の情報技術企業に委託した目的は、民間専門企業の情報技術のノウハウを活用して特許ネット運営の効率を図り、最新の情報技術を適時にシステムへ反映させ、庁内外におけるユーザーのニーズに迅速に対応することで、特許行政業務処理の効率と顧客満足度の向上を図ることにある。特許ネットシステムの民間委託運営は、1998年3月当時、企画予算処の情報システム運営に対する民間委託指針に基づき、公共機関としては初めて、特許庁が1999年1月に特許ネットの開通と同時にスタートした。しかし、特許ネットシステムの公共性、保安性の側面において安定的な維持管理を行うため、特許ネットシステムの中の基盤システム部門は2012年に、応用システム部門は2016年に公共機関である特許情報院へそれぞれ移管し委託

運営している。

特許ネット応用システム部門は、出願・登録・審査・審判等の特許行政22システムで構成され、一般行政システム部門は、知識管理・成果管理・ホームページ等の12システムで構成されている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 特許行政応用システム部門

特許ネット応用システムの運営部門は、特許行政分野における22の応用システムを安定的かつ効率的に運営するとともに、知的財産権法制度の改正や業務プロセス変更に伴う機能改善を特許ネットシステムに適時反映することで、特許ネットが世界最高レベルの特許行政情報システムとして評価される上で重要な役割を果たしている。

2012年からは従来の特許ネットを全面改編した第3世代特許ネットの開通を支援し、持続的な機能テストの実施を通じてシステムの品質を高め、2016年には商標法の全面改正に伴うシステム改善(2016年7月施行)とウェブ基盤の商標審査点検表の構築等、商標審査システムの高度化に取り組んだ。また、特許取消申請制度の導入のための改正特許法(2017年3月施行)及び韓米特許共同審査制度の支援のためのCSPシステムの構築等、特許行政サービスの向上に向けて法制度の変更事項を反映した特許ネットシステムの改善を充実に行った。2017年には特許出願書及び審決文上の誤謬を自動検証するスマート審査・審判機能を構築した。そして、国民の不便を解消するために、別途の電子出願プログラムソフトウェアの設置なしでも、出願人が商用ワードプログラムで作成した明細書をウェブ環境で変換及び検証できるXML(Extensible Markup Language)変換機を開発した。2018年にはウェブ基盤(HTML) PCT通知書の開発を通じてPCT審査業務の効率性を高め、また、ePCTと特許路との連携を通じ、一つのサイトにおいて出願書の作成と提出サービスを提供することによって、PCT出願手続の段階を縮小した。

2019年には特許法及び施行規則(4月)、商標法(7月)、デザイン保護法(10月)、手数料徴収規則(12月)等の法改正事項及び特許キウミ(キウミ：育てるという意味)リワード制度、PCT共同審査(CS&E)等の新規制度を導入し、受付、審査、手数料システム等を改善した。

2) 一般行政システム部門

一般行政システム運営部門は、12の一般行政システムを効率的に運営・メンテナンスを行い、法制度の改正及び業務プロセスの変更による改善事項をシステムに適時反映することで、行政業務の効果的な遂行と職員同士の意思疎通の改善に重要な役割を果たしている。

主要業務はオンナラ電子文書システム、知識管理システム、メッセージャー、成果管理システム等の内部行政業務用システムの運営と、代表ウェブサイト、ユーザーサービス窓口、特許顧客相談センターウェブサイト等の外部サービス用システム運営に分けられる。

2019年にはユーザーによるニーズ事項の分析を通じ、代表ウェブサイトのメイン画面を新たに衣替えし、多様なIP情報を簡単に探せるように検索の利便性を高めた。また、従前の文字メッセージを利用したお知らせサービスをカカオトークに転換し、予算の節減とともにユーザーの利便性を高めた。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は特許行政情報システムの単純な運営から脱し、一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業ではない委託運営事業で遂行した。また、特許庁内部の情報化人材による運営管理システムを強化し、特許ネット委託運営事業の効率性を一層改善していく計画である。

また、高品質の特許ネット運営サービスを提供するため、既存サービスレベルの指

標を大幅に改正して新規指標を新たに発掘する等、成果中心の特許ネット運営サービスの提供により、サービスのレベルを高めるとともに、基盤システムとの協業を通じてハードウェア部分のシステム構成を改善して反応速度を高め、システムの安定性と性能向上に向けて持続的に努力していく計画である。

(3)特許ネット基盤システムの運営及びインフラの高度化

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 キム・イルグオン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、韓国知的財産分野の中核インフラである特許ネットの安定的な運営及び利用環境の改善に向け、特許ネットシステムインフラの高度化を持続的に推進している。

物理的な構成観点から見た特許ネットインフラについて説明をすると、現在、電子出願、審査、登録、審判、検索等の大半の特許行政情報システムは、光州統合電算センターで稼動している。災害復旧センターは、国家情報資源管理院の大田センターに構築され、災害・災害に備えたリアルタイムのデータバックアップが行われており、災害が発生した場合は、3時間以内に自動転換できる復旧システムを構築している。また、特許庁電算センターには、国家情報資源管理院で運営している特許ネットサービス支援に必要な統合サービスの管制、品質管理・メンテナンス・開発システム等の運営支援及び開発に必要な最小限の情報システムがある。

<表VI-2-1>特許ネットシステムの稼動時間

区分	平日	土曜日	日曜日	公休日
既存の運営時間	08:00～23:00	08:00～23:00	運営しない	運営しない
現在	07:00～24:00	07:00～18:00	13:00～20:00	07:00～24:00

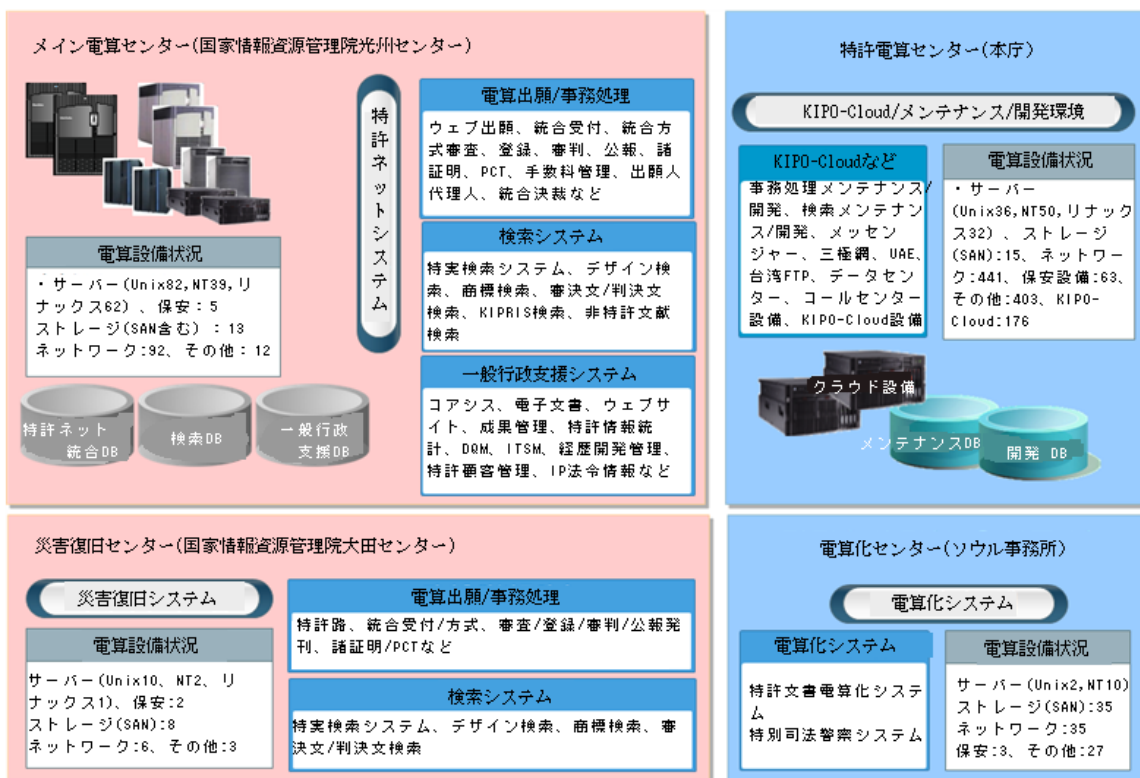
*公休日の特許ネットサービス利用者数は平均141人であり、平日対比12.2%が利用中

ロ. 推進内容及び成果

審査・審判業務の生産性を最大に引き上げるため、2011年から特許ネット稼働時間を大幅に延長した。また、特許ネットのユーザー業務環境をサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境に構築し、特許ネット異常兆候に早期に対応できる24時間×365日のサービス管制システムの構築、法制度改善に伴う特許ネットシステムの高度化等、運営における安定性を高めるための改善を持続的に取組んできた。

2019年には老朽サーバーの交替(48台)とウィンドウズセブンの技術支援終了に備え、ユーザーPCウィンドウズ10のアップグレードを通じて業務処理の効率性を増進させ、審査官検索DB管理システムの最新化、AI学習、ビッグデータの分析等、知能情報技術の適用が可能な高速コンピューティング環境に新規構築することで電算運営環境を改善した。

<図VI-2-1>特許情報システムインフラの構成図



＜表VI-2-2＞電算設備の運用状況

(2019年12月末基準)

区分	主要施設及び設備
*サーバー471台、ディスク51台、ネットワーク設備574台、バックアップ設備3台	
特許電算センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー (UNIX:37台、NT:56台、Linux:170台) ◦ストレージ28台 (DISK 24台、SAN 4台) ◦ネットワーク設備 441台、その他 421台 (コールセンター75台、コンソール等 346台)
統合保安管制センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> ◦侵入遮断システム 20台、侵入探知システム 3台、侵入防止システム 3台 ◦その他保安設備 (VPN、CONTENTSFILTER 等) 37台
国家情報資源管理院 光州センター	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー (UNIX:82台、NT:39台、Linux:62台) ◦ストレージ 13台 (DISK:7台、SAN:6台) ◦ネットワーク設備 92台 ◦その他 17台 (バックアップ設備:2台、保安設備:15台)
災害復旧センター (国家情報資源管理院 大田センター)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー (UNIX:10台、NT等 3台) ◦ストレージ 8台 (DISK:6台、SAN:2台) ◦ネットワーク設備 6台、その他 5台 (スーパードームコンソール:3台、保安設備:2台)
特許文書電子化センター (ソウル事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー (UNIX:2台、NT:10台) ◦ストレージ 2台 (DISK:1台、SAN:1台) ◦ネットワーク設備 35台、その他 30台 (バックアップ設備:1台、コールセンター交換機:1台、保安設備:3台、特別司法警察設備:25台)
特許行政用ユーザー PC及びプリンター	<ul style="list-style-type: none"> ◦パソコン 2,839台、モニター4,720台、ノートパソコン 145台 ◦プリンター485台、スキャナー112台、バーコードリーダー/プリンター34台

ハ. 評価及び発展方向

2019年までに特許庁は、情報システム運営環境の安定化と快適な特許行政サービスの提供に向け、電算環境の最適化、電算資源の増設、審査協力型の先行技術調査環境の構築等の多様なインフラ改善活動に取り組んできた。特に、ウィンドウズセブンの技術支援終了に備え運営体制をアップグレードし、システムの保安性を強化した。

2020年には審査官や先行技術調査員の増員に備え、持続的に基盤環境を拡充する予定であり、検索業務の効率を高めるためにインターネットクラウドシステムを拡大構

築し、審査効率性を高めることに力を入れる予定である。また、今後も特許庁情報システムの安定性及び利便性向上に向けて持続的なインフラの改善活動を行う予定であり、ハードウェアやソフトウェアを段階的にアップグレードし、AI等の新技術を活用した相談、翻訳サービスの構築等、国民・審査官が安定的に利用できる特許ネットを作るために努力する計画である。

4. 知的財産検索システムの構築・運営

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 キム・ヨンテ

イ. 推進背景及び概要

審査官用検索システム(KOMAPASS)は、国内及び世界各国の特許、商標、デザイン、審判決文や非特許文献等を迅速・正確・便利に検索できるように構築された情報検索システムであり、特許庁の審査官や審判官、外部の先行技術調査機関が利用している。

正確な審査・審判を支えるために、KOMPASSを通じて検索可能な文献を持続的に拡充している。現在、国内の特許公報だけでなく、23ヵ国及び機関の特許公報及び国内外の商標・デザイン文献を提供している。

これまで特許庁は、品質の高い審査・審判を支えるためにKOMPASSを持続的に改善してきた。審査官の情報アクセスにおける言語の壁を解消するため、英・日・中→韓の機械翻訳サービスの提供及び持続的な翻訳品質の改善を進めており、情報アクセシビリティを高めるために、全体図面及び専門照会サービス対象国の拡大及び商標の名称検索拡大、デザイン検索システムのUI改善等を通じ、高品質の審査・審判の基盤を整えた。

<表VI-2-3>2008年～2019年における検索システム高度化推進の経過

年度	内容
2008年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来型検索システム構築事業の推進(1年目) - 英→韓自動翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化

	<ul style="list-style-type: none"> - 特許及び非特許文献の一括検索が可能なワンクリック検索サービスを実現 - 国内及び海外検索データの標準化及び再構築
2009年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来型検索システム構築事業の推進(2年目) - 検索システムの検索性能及びユーザー利便性の改善を通じたサービスの高度化 - 公開・未公開 DB の分離等、DB セキュリティの強化及び国民に対する検索セキュリティの強化
2010年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 英韓、日韓機械翻訳品質の高度化 - THOMSON INNOVATION 等の有料 DB 構築範囲の拡大
2011年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 標準文書(3GPP) DB 一部を構築
2012年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 商標イメージ及び日韓機械翻訳照会スピードの改善 - 中国特許公報の照会及び中国デザイン検索サービスの構築
2013年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 中→韓機械翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化 - 標準技術文書(3GPP、IETF)DBの拡大構築(731,000件)、非特許文献統合検索システムの構築
2014年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 最新検索技術が反映された次世代検索エンジンの交替 - スーパー引用文献検索、IPCシソーラス検索の提供 - 先行技術調査機関用の検索システムの構築
2015年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 審査対象、後出願件の検索除外機能、既閲覧図面の一括照会機能の提供 - 米国、日本の過去の特実文献に対するOCRデータの提供 - 次世代UIプラットフォームの導入によりカスタマイズ型ユーザー検索環境の提供
2016年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 中国特実文献に対する参証保存の改善、中国文献代表図面サービスの提供 - ロシア特許文献の全文照会、イメージ公報サービスの開始 - 次世代検索システムの先行技術調査機関への開放
2017年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 類似特許とキーワード検索メリットを結合したハイブリッド検索の提供 - 引用情報グラフィックビューサービスの提供、代表化学式の照会機能の提供 - 米国、EP、WO特許文献に対する国文検索の提供
2018年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 非特許文献活用の利便性向上及び提供範囲の拡大、有害物質及び禁止食品自動点検機能の実現 - 代理人による技術盗用疑いの案件を自動検出する機能の実現
2019年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 全体図面照会サービス国の拡大(US)及び図面照会機能の強化 - 専門照会サービス対象国の拡大(台湾) - 医薬品等商品品目名称の照会を追加及びデザイン検索システムのUI改善

ロ. 推進内容及び成果

1) 検索性能・利便性の改善

審査官の検索業務における正確性及び効率性を高めるため、審査対象の後出願件の検索除外機能、既閲覧図面の一括照会機能の提供及び米国・日本のイメージ公報のキーワード検索の拡大等を提供した。また、検索業務の効率化を図るため、次世代UIプラットフォームを導入した。

2014年に新しい検索技術を反映した次世代検索エンジンを導入した。これを基に、検索の正確度や利便性が改善され、新しい検索機能を備えた次世代審査官用の検索システムを2015～2016年に構築した。また、2017年には類似特許とキーワード検索を結合したハイブリッド検索機能と引用情報グラフィックビュー、代表化学式照会機能を提供し、また、米国、ヨーロッパ、WIPOの英文特許文献に対する韓国文検索サービスを開始した。

2018年には非特許文献の重要性が増したことにより、自動添付等の非特許文献の活用性を高め、通信標準分野のEメール情報を追加する等DBを拡充した。また、有害物質及び禁止食品の自動点検機能を実現させ、審査官が特許対象の安全性を容易に検討できるようにした。

2019年には特許・実用新案の専門照会サービス国に台湾を追加し、全体図面の照会サービスを既存の韓国・日本の公報から米国の公報にまで拡大した。また、商標名称の検索時に医薬品や農薬登録品目の名称も検索できるように改善し、デザイン検索のUI改善により審査の利便性を増大した。

2) KOMPASSの先行技術調査機関への開放

先行技術調査報告書の品質向上のため、KOMPASSと同じDB、検索エンジンで構成された先行技術調査機関用の検索システムを構築し、先行技術調査機関に全面開放した。

3) 資源利用の最適化

商標・デザイン・審判決文の検索DBであるKOMPASS及びKIPRIS(国民向け特許検索システム)の共同活用システムを構築することで、データの重複解消、整合性の確保、データ搭載プロセスの簡素化等を実現し、電算資源の再配置を通じた資源利用の最適化を実現した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は、先行技術調査の迅速かつ正確性を高めるために持続的に機能の高度化を図っている。品質の高い審査を支援するため、検索項目の加重値の適用、予約検索、検索式の共有等、検索サービスを持続的に高度化することで利便性を強化してきた。その結果、2019年のKOMPASS利用件数は791万件余りで、2018年に比べて7.1%増加した。今後も高品質の審査・審判に向けた先行技術調査の重要性が増加するものと見込まれる。そのために、審査・審判官が簡単かつ迅速に希望する検索ができるシステムを持続的に改善していく計画である。

5. 情報保護システムの強化

情報顧客支援局 情報顧客政策課 放送通信事務官 イ・サンユン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁はサイバー攻撃への対応レベルを強化するため、多角的な保安全管理業務を行っている。2005年に特許部門保安管制センターを構築して以来、24時間365日サイバー攻撃をリアルタイムで監視しており、2006年には情報保安国際認証であるISO27001を獲得した。2013年から傘下機関に対する情報保安全管理実態評価を実施し、2014年からその対象を先行技術調査機関にまで拡大することにより、国家知的財産である特許情報をより体系的に保護する基盤を整えた。このような持続的な努力の結果

として、「情報保安有功」の大統領機関表彰を2009年、2010年、2016年に受賞する等、特許庁の情報保安能力に対するプレゼンスを高めている。

特許庁は現在も行政機関最高の情報保安レベルを維持するため、情報保安政策、組織及び技術等の各分野において、情報保安業務が有機的につながるよう多角的な努力を続けている。

ロ．推進内容及び成果

まず、第一にハッキング等のサイバー攻撃から業務資料の流出防止や業務の効率性を高めるためにネットワーク環境を整備した。2018年には従来構造のメリット(クラウドを利用した審査業務の便宜、在宅勤務者等のためのモバイルオフィス環境、データの中央管理等)を維持しつつ、これまでの構造的な限界(特許行政業務の処理性能、政府協業サービス参加困難等)を克服するため、ネットワークを内部の業務ネットと外部のインターネットを統合して改編した。これにより情報保安とともに多様な側面で業務の利便性を同時に強化した。2019年には業務及びインターネットPCを最新のOS環境にアップグレードし、ユーザーが最新のブラウザから特許行政サービスを利用できるよう、サーバー環境を改善した。

第二に、サイバーの侵害事故を予防し、リアルタイムで探知・対応するため、2005年に特許部門保安管制センターを設立した。2009年にはこのセンターを侵害事故対応専門担当チームであるKIPO-CERTに拡大改編し、現在まで運営している。2018年には保安管制及び弱点を点検する専任人材を補充し、弱点要素の発掘等保安管制能力を一層強化する基盤を構築した。専任人材を通じて2019年に、ウェブサービスや情報システムの脆弱点を発掘して改善した。

第三に、庁職員の情報保安に対する認識を高めるとともに、サイバー攻撃に対する対応手続きを熟知させるため、政府レベルのサイバー攻撃対応訓練とは別に、ハッキングメールの対応訓練、侵害事故の対応訓練、個人情報流出事故の対応訓練等、独自の模擬訓練を2019年にも行い、国家情報保安政策の共有及び最新サイバー攻撃の動向

に対応するため、ユーザー注意事項を「情報保安及び個人情報保護政策説明会」を通じて共有した。

最後に、改正された「個人情報保護法」義務事項の遵守及び政府レベルの個人情報保護努力に積極的に参画している。特許ネットサーバーに保存されている出願人の住民登録番号に対する暗号化措置を完了し、個人情報処理システムに対する権限やアクセスを技術的に統制できるシステムを構築することで、個人情報保護システムを強化した。また、個人情報の露出・誤用・乱用等を予防するための点検及び整備を周期的に実施している。2017年から毎年職員の業務用PCに保存されている個人情報に対する一斉点検及び整備を実施し、法的保有根拠のない個人情報に対しては破棄措置を完了し、個人情報処理システムに対する災難・災害時の対応訓練も実施している。特に、特許庁は最近急増している個人情報流出事故を予防するため、本庁のみならず傘下機関の個人情報保護改善にも努めている。傘下機関を対象に個人情報の管理実態に対する一斉点検及び現場実査を行い、個人情報保護責任官会議を開催し、個人情報に対する責任意識を高めた。また、個人情報を取り扱う職員のために、特許庁は個人情報保護ガイドラインを別途作成し、個人情報保護・管理強化に万全を期している。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は最高の情報保安レベルを維持するために多角的な努力を傾けた結果、中央行政機関を対象とする、国家情報院及び行政安全部の2019年「情報保安及び国民サービス情報保護」分野の政府業務評価において、最上位圏の優秀な成績を達成した。しかし、最近のサイバー攻撃がますます知能化・多角化しているだけに、現在の成果に満足せず、情報保安管理システムを持続的に強化し、特許情報が安全に保存・処理できるよう最善を尽くす予定である。

第2節 ユーザー中心のサービスシステム体制の構築

1. 概観

情報顧客支援局 情報顧客政策課 書記官 パク・ソンチョル

イ. 概要

特許庁は、ユーザーのニーズに応じた知的財産行政サービスシステムの構築、ユーザーの不満や隘路事項の解消に向けた制度改善、高品質相談サービスの拡大、出願・登録サービスの改善、ユーザーの負担緩和及び納付利便性の向上に向けた手数料システムの改善等に取り組んできた。

特許庁は毎年ユーザーサービス総合推進計画の策定・施行を通じ、国民の不満を体系的に改善・是正している。また、特許キウムリワード制度によって知的財産ポイントを付与し、誤って納付した特許手数料の職権による払戻制度の施行、手数料減免制度の持続的な拡大、手数料納付の利便性向上等、ユーザーの利便性を高めるために努力を重ねている。

また、特許庁はユーザー行政サービスを高めるため、特許顧客満足度調査を毎年実施しており、知的財産(IP)関連の業務従事者、韓国知的財産研究院、大学生、教授等の外部専門家が参加して全般を点検するモニター団も運営している。

同時に、特許庁は何時何処でも手軽にサービスの利用ができるよう、24時間電子ユーザーサービスの「特許路」システムを提供している。24時間提供されるサービスは、書類の受付、特許庁発送の通知書閲覧、登録原簿等の各種証明書の申込みや発行、審査進行情報の閲覧、出願番号や提出書類処理過程の通知等で、大半の電子ユーザーサービスが該当し、それに対するサービスは当日即時処理で提供している。

今後特許庁はユーザーの利用満足度及び利便性の拡大、効率的なサービスを提供す

るため、今後も申込書類の簡素化等の各種サービス制度を改善し、合理的な手数料システムを構築するとともに、システム整備を持続的に行っていく計画である。

2. ユーザー指向的な手数料システムの改編

情報顧客支援局 情報顧客政策課 書記官 パク・ソンチョル

イ. 推進概要及び概要

特許庁は、中小企業等の知的財産ユーザーの知的財産創出活動に関する行政的・経済的負担を軽減するため、ユーザーの立場に立って改善事項を常に発掘し、適期に制度と慣行を改善するために手数料政策を策定・施行している。

ロ. 推進内容及び成果

これまで特許庁は、経済力のない個人・中小企業等のため、出願及び登録手続き手数料の減免を拡大する等、ユーザーの実質的な負担を軽くするために尽力してきた。

2019年に特許庁は、過誤納手数料の払戻手続きに対する制度改善を行った。従前は手数料の過誤納金額が発生した場合、納付者による請求があった時のみに対し払戻するという手続的な障壁があって、個人・中小企業で手数料払戻が受けられない問題点があった。よって、特許庁は2019年1月に、「職権による払戻制度」を導入し、既存の納付者による請求のみ過誤納の手数料払戻ができる不便を改善した。

また、払戻対象金額を特許等の手数料として再度納付できるように利便性を提供し、知的財産ユーザーがこれを希望しない場合には、払戻手数料を受け取れる「申請解除(OPT-OUT)方式」を2019年5月に導入し、ユーザーの選択権を拡大した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁、ユーザーの立場からより便利にサービスの利用ができる、サービス基盤を持続的に改善した。手数料減免制度をさらに拡大して経済的弱者の負担を緩和し、各種証憑書類の提出負担を緩和することで権利者の行政的負担も減らした。今後も特許庁は、ユーザーの立場から権利維持の負担を緩和する等の手数料関連制度を策定し、制度と慣行を改善する努力を続けていく計画である。

3. ユーザーと共にするサービス・制度の改善

情報顧客支援局 情報顧客政策課 書記官 パク・ソンチョル

イ. ユーザーサービス総合推進計画の策定

特許庁はユーザー中心のカスタマイズ型サービスの強化に向け、毎年ユーザーサービス総合推進計画を策定し施行している。2019年には、需要調査、懇談会等を通じ、政策及び制度改善の需要者意見を取りまとめ、審査・審判強化、出願・登録手続きの改善、手数料の整備、知財権の保護・活用、情報化機能改善の4大分野19の細部課題を策定して推進した。ユーザーサービス向上推進計画の成果は、外部リサーチ専門機関が実施する顧客満足度調査を通じて点検を行い、ユーザー満足度が下落、低迷している分野に関しては、ユーザー類型別の懇談会やモニター団のモニタリング活動を通じて集中的に点検する等、ユーザー中心のサービス提供レベルを持続的に高めている。

ロ. ユーザーと共にするサービス制度の改善

1) 推進背景及び概要

特許庁は知的財産行政に対する知的財産ユーザーの積極的な参加を誘導し、制度改善課題を発掘するため、2019年5月に知的財産のユーザーを対象に制度改善に関する提案公募を行った。

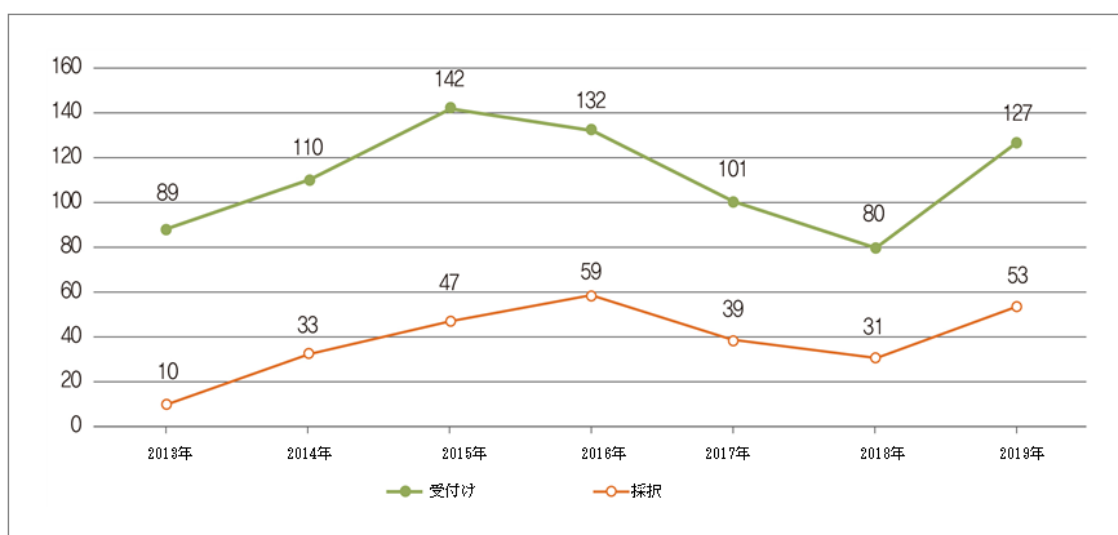
2) 推進内容及び成果

国民提案公募を通じて計127件の提案を受け付け、この中から53件の制度改善課題を採択した。2008年から実施している提案公募は、毎年提案件数と採択率が上昇している。採択された課題は、所管部署の検討を経て即時施行可能な提案なのかどうか、中・長期的な検討が必要な案件なのかどうかを判断して実施の時期を決め、実施が完了した後は国民シムンゴ(苦情申立窓口)等を通じて実施結果を提案者に通知した。

3) 評価及び発展方向

制度改善の提案公募を通じ、出願・登録・手数料等の多様な部門において制度改善事項が発掘され、一般国民の知的財産行政へのアクセシビリティ向上と利便性の向上に寄与した。今後も特許庁はユーザーからの提案を拡大するため、公募提案及びモニター団の運営を更に活性化する計画であり、単純に採否だけを決定するのではなく、一度提案されたユーザーからの意見は大切に管理できるよう、多様な管理方策を講じる予定である。

<図VI-2-2>直近6年間の提案件数及び採択件数の推移



ハ. 知的財産行政モニター団の運営

知的財産行政モニター団は、需要者中心の知的財産行政サービスの実現に向け、専門性と参加度の高い外部ユーザーをモニター団として選定し、知的財産行政全般にわたるモニタリング等を行い、ユーザーからの現場の声を反映するコミュニケーションの窓口役割を果たしている。

2019年には企業、公共機関、傘下機関、学生、教授、一般人等、一般ユーザー参加型のモニター団として20人で構成された第5期知的財産行政モニター団が、活発なモニタリング活動を行った。

第5期知的財産行政モニター団は、与えられた課題を特定期間の間にモニタリングする課題付与方法と、自由課題に対し常時モニタリングする方法を併行した。また、庁内部における部署別のモニタリング課題需要調査を通じて充実した政策モニタリングを行った結果、計92件の提案を受け付け、所管部署の検討を経て45件を採択し、措置を取った成果を収めた。

二. ユーザーサービスの常時モニタリング及びモニタリング結果のフィードバック

1) ユーザー満足度調査

特許庁は分野別のサービスレベルを正確に診断し、ユーザーの意見を取り入れて制度改善に反映するため、毎年1回の満足度調査を実施している。出願・登録・審査・審判等全分野において、出願人、代理人、請願人等約3,600人余りを対象に、知的財産行政全般に対する満足度調査を行っている。評価の公正性を確保するため、外部リサーチ専門機関に評価を委託して施行しており、評価結果はユーザーサービスを改善するための基礎資料として活用している。2019年度の特許ユーザー満足度は80.78点であった。

<表VI-2-4>直近5年間の特許ユーザー満足度推移

(単位：点)

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年

満足度	79.16	78.46	79.72	79.48	80.78
-----	-------	-------	-------	-------	-------

2) 国民に対する行政サービスの評価

行政安全部と国民権益委員会は2019年に、44の中央行政機関を対象に、国民に対する行政サービスの評価及び国民シムンゴ(苦情申立窓口)の運営評価を合同で実施した。行政サービスシステム分野は、行政サービス戦略及び遂行システムと制度運営の状況の評価し、国民シムンゴ(苦情申立窓口)運営評価は、サービス満足度の向上、苦情受付の迅速対応程度、処理期間の遵守等の指標について評価した。サービス総合評価は、全体中央行政機関に対するサービスの品質を測定し、競争的かつ国民指向的な行政サービスの実現を通じ、国民に対する行政サービスの質的向上を図るためのものである。特許庁はユーザー満足サービス推進計画の策定、毎月のサービス状況の分析・報告等、ユーザーの満足に応じるために多様な内部点検システムを運営している。今後も特許庁は、需要者中心の知的財産行政サービスの実現に向け、多様なユーザー満足度の向上策を講じて施行する計画である。

4. 24時間電子ユーザーサービスの提供

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 チャ・ゴンスク

イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年から世界初のインターネット基盤の電子出願サービスを提供し始めたが、電子出願サービスの時間が勤務時間内に限られていたため、ユーザーからサービス時間に対する拡大要請が多く寄せられた。

そこで特許庁はユーザーの要望に応じて、24時間365日いつ、どこでも電子ユーザーサービスの利用ができるように特許ネットシステムを改善することに決め、まず24時間365日Non-stopの電子出願サービスを提供するためのマスタープランを策定した。

2002年に策定されたマスタープランに基づき、2003年から特許ネットシステムをリアルタイムサービスシステムに切り替える作業に着手するとともに関連法制度を改善し、2005年11月から24時間電子ユーザーサービスを提供することになった。

また、オンライン出願支援システムである「特許路」は、ユーザーのコンピューティング環境の変化に敏感に反応するため、運営体制(OS)のアップグレード、ウェブブラウザ(IE、Chrome、Firefox等)の多様化等、国内外におけるユーザーのコンピューティング環境変化による特許路システムへのアクセシビリティの改善が求められるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

2019年には、商標のモバイル出願サービスを提供することで、場所の制約なしでどこでも出願できるようにした。また、無中断オンライン受付システムにより、平日だけでなく日曜日を含む休日にも24時間365日出願できるようにした。特許路の場合はインターフェースを全面改編し、手数料の納付案内等の特許と関連する日程をスマートフォンで簡単に確認することができるようにし、ウェブ出願書式を拡大する等の特許路を全面的に改編した。

ハ. 評価及び発展方向

これまでの電子出願中心の電子ユーザーサービスの高度化によって、特許ユーザーの電子出願満足度や電子出願率が持続的に上昇している。今後は、ユーザーカスタマイズ型の電子ユーザーサービスだけでなく、高付加価値特許情報の活用を最大化するため、特許情報普及インフラの拡大及びその情報提供の範囲を持続的に拡大していく計画である。

<表VI-2-5>24時間電子ユーザーサービスの段階別開通時期

区分	夜間サービス	休日サービス	24時間サービス(3段階)
----	--------	--------	---------------

	(1段階)	(2段階)		
時期	2005. 2～2005. 6	2005. 7～2005. 10	2005. 11～2017. 11	2017. 11～
サービス 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日：08～24時 ・ 土曜日：08～24時 ・ 公休日：なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日：06～24時 ・ 土曜日：06～24時 ・ 公休日：09～21時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日：00～24時 ・ と曜日：00～24時 ・ 公休日：09～21時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日：00～24時 ・ 土曜日：00～24時 ・ 公休日：10～24時

＜表VI-2-6＞電算出願の主要改善事項

年度	推進内容
2018年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁専用の明細書作成プログラムを設置しなくても、商用ワードで明細書を簡単に作成できるように「明細書提出ファイルの変換機」を提供 ・ WIPOウェブ方式のPCT電算出願システムであるe-PCTと特許路の連結により、PCT出願書をクリッカー一回で提出できるように提出方法を簡素化 ・ 行政安全部の政府24と特許路サービス2種類(特許出願情報の照会、特許登録原簿写本の照会)を連携してサービスのアクセシビリティを向上 ・ PDFフォーマットの電子ファイルで発給を受けられる電子登録証サービスを開発
2019年	<ul style="list-style-type: none"> ・ モバイル端末機で特許路利用サービスを提供(証明書の発給等26メニュー) ・ 商標モバイル出願システムを新規でサービスを提供 ・ ウェブ出願書式の拡大(89種類→100種類)及び便宜機能の強化(臨時保存及び呼び出し機能の追加、文字商標のサンプルイメージ自動生成等) ・ 認証関連サービス機能の改善(ウェブ標準無設置方式のブラウザ公認認証書サービスの提供、デジタルワンパスを利用した認証サービスの提供) ・ 共同出願の電子署名(出願人が複数である場合、各自のPCから電子署名機能を提供) ・ KEAPSを利用した24時×365日、無中断新規出願サービスの提供

第3節 特許情報DBの構築

1. 概観

情報顧客支援局 情報管理局 電算事務官 イ・ウォンソク

特許庁は国民と特許庁の審査官が必要な知的財産情報を簡単に活用できるよう、様々な特許情報DBを構築して提供している。民間からは公共機関が保有している情報の開放及び共有を持続的に要求されており、特許庁はこれに応じて、知的財産情報の民間への開放・共有を拡大し、国内外における知的財産情報の活用促進に向けて持続的な努力を傾けている。

特許庁は国際協力の強化により、米国、日本等IP5国の特許情報だけでなく、新興国の特許情報の入手及びDB構築に取り組んでおり、海外の特許情報DB構築と共に、国内の特許情報の国内外における活用強化に向けてインターネット特許公報を発刊し、審査官及び一般向け検索システムを通じ、海外の特許情報と統合検索を提供している。また、海外において韓国特許を迅速かつ正確に活用できるよう、韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

さらに、書面で受け付けられる全ての書類を電子文書に転換し、特許行政の全過程を紙のない(PAPERLESS)行政を目指している。このような特許行政の過程において発生する全てのデータは、品質管理過程を経てデータの誤謬を整備しており、品質管理過程を通じて国民が信頼して使用できる特許データ構築のために努力している。

特許庁は多様な特許ユーザーの要求事項を分析・取りまとめ、今後、より有用かつ高品質の特許情報を持続的に提供する予定であり、開放された特許情報の民間活用促進のためにも持続的に力を入れていく計画である。

2. 知的財産権データの拡充及び管理・活用

情報顧客支援局 情報管理課 電算事務官 イ・ウォンソク

イ. 知的財産権のデータ構築

1) 推進背景及び概要

特許庁は国民と審査官が先行技術検索のために活用できるよう、1999年から国内及び海外の知的財産権検索DBを構築している。現在、米国特許商標庁等IP5国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本、中国)を含め、海外56カ国から知的財産権データを入手しており、その中で米国、ヨーロッパ、日本等の主要知的財産先進国の特許技術データを検索DBに搭載して検索に活用している。2017年にはユーラシア、スペイン等の新規13カ国のデータを拡大して搭載し、計26カ国のデータをサービスしている。2019年12月末基準で、検索DBに搭載された国内及び海外の知的財産権データは44,599万件に達し、これは前年比3,499万件が増加したもので、毎年3千万件以上増加している。

2007年には世界各国の特許庁が、国際特許審査過程において調査が義務付けられているPCT最小限文献に韓国特許文献を含めることにより、韓国の検索DB品質が重要な事項として台頭した。これを受けて、韓国特許庁は2009年に事前検証DBを構築することで、国内外から入手したデータを検索DBに搭載する前にデータエラー等を体系的に整備・加工するシステムを整えた。また、2009年には「データ品質管理システム」を構築し、エラーデータの発生を未然に防ぎ、既存のデータエラーを自動的に探知して整備できるシステムも整えた。2012年にはデータフローを統制し、システム間の連携を通じてエラーの発生原因をより簡単に追跡・分析できる「データフローを管理する情報システム」を構築した。

このように体系的なデータ品質管理システムにより、行政安全部主管の公共データ品質管理評価において、2017年は全体受検機関(41機関)の中で最高点(4.88)を獲得し、2018年は公共データ管理優秀機関に選定され、2019年には国内最高のデータ品質管理機関に与えられるデータ品質大賞を受賞し、知的財産権データの対外信頼度を高めた。

2) 検索DBの構築状況

＜表VI-2-7＞特許及び実用新案検索DBの構築状況

(2019年12月末基準、単位：件)

区分	資料種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内 特許	書誌	1983～1998	Text	8,459	9,145,806
	公開情報	1983～1998	Image	826,196	
		1983～2005	SGML	1,090,296	
		2005～	XML	2,046,132	
	公告公報	1948～1998	Image	288,934	
		1979～2005	SGML	459,910	
		2005～	XML	1,563,891	
	英文抄録(KPA)	1979～	SGML/XML	2,861,688	
国内 実用	書誌	1950～1998	Text	155,963	2,047,030
	公開情報	1983～1998	Image	746,336	
		1983～2005	SGML	278,841	
		2005～	XML	90,211	
	公告公報	1948～1998	Image	285,758	
		1979～2005	SGML	376,786	
2005～		XML	113,135		
日本	書誌	1975～1998	Text	8,305,366	68,891,765
	特許公報	1971～1982	Text	2,760,296	
		1983～2003	SGML	10,061,023	
		2004	XML	9,048,023	
		1950～1996	Image	22,570,113	
	特許抄録イメージ	1975～1996	Image	5,159,434	

	特許英文抄録(PAJ)	1976～	SGML	10,987,510	
ヨーロッパ	DOCDB 2.0	1974～	Text	132,935,167	140,023,569
	ヨーロッパ公開 (ESPACE-A)	1978～1999	Image	914,126	
		1975～2004	SGML	1,477,250	
		2004～	XML	2,484,235	
	ヨーロッパ公告 (ESPACE-B)	1980～1999	Image	350,841	
		1980～2004	SGML	713,331	
		2004～	XML	1,148,619	
WIPO	国際公開パンフレット (ESPACE-WORLD)	1978～	Text	442,421	4,939,077
		2000～2002	SGML	346,683	
		1978～1999	Image	458,235	
	国際公開パンフレット (IMPACT RULE87)	2002	XML	3,691,738	
米国	特許公告	1790～	Image	18,067,969	45,027,413
		1920～1975	OCR Text	2,496,451	
		1976～2004	SGML	3,060,706	
		2005～	XML	3,677,927	
	特許公開	2001～	Image	11,813,453	
		2001～2004	SGML	760,961	
		2005～	XML	5,149,946	
台湾	特許公開書誌/抄録	2003～	XML	729,733	5,007,984
	特許公開書誌/抄録	1993～	XML	605,624	
	実用書誌/抄録	1997～	XML	469,447	
	登録公報イメージ (書誌/抄録)	2003～	Image	740,182	
	登録公報イメージ	2001～	Image	932,519	

	(書誌/抄録)				
	公開明細イメージ (請求項、明細書)	2003～	Image	734,860	
	登録明細イメージ (請求項、明細書)	1988～	Image	795,619	
英国	特許公開	1991～2007	SGML	197,827	300,615
		2007～	XML	102,788	
中国	特許公開/公告 (英文抄録)	1985～	Text	12,559,068	60,019,460
	特許公開	1985～	Image	10,432,119	
		1985～	XML	10,509,525	
	特許登録	1985～	Image	3,539,663	
		1985～	XML	3,563,770	
	実用登録	1985～	Image	9,662,783	
1985～		XML	9,752,532		
カナダ	特許公開/公告	1999～2007	SGML	410,104	2,271,362
		1969～	XML	1,861,258	
オーストラリア	特許公開/公告	1946～	SGML	2,130,414	3,480,955
		1946～	Image	1,350,541	
ドイツ	特実公報	1877～	XML	6,853,270	13,974,195
		1877～	Image	7,120,925	
フランス	特許公報	1981～	XML	1,067,209	1,592,845
		1981～	Image	525,636	
ロシア	特実公報	1997～	XML	1,003,844	1,865,682
		2005～	Image	861,838	
ユーラシア	特許公報	2010～	XML	51,867	103,589

2019年度知的財産白書

			Image	51,722	
スペイン	特実公報	2010～	XML	130,004	206,983
			Image	76,979	
イスラエル	特許公報	1970～	XML	211,492	211,492
ポルトガル	特実公報	2006～	XML	16,051	32,102
		2006～	Image	16,051	
オーストリア	特実公報	1992～1999	Image	15,565	66,385
		1997～2006	SGML	15,296	
		2007～	XML	35,524	
デンマーク	特実公報	2014～	XML	4,006	8,012
			Image	4,006	
ポーランド	特実公報	1924～	XML	233,987	467,974
			Image	233,987	
コロンビア	特実公報	1995～	XML	12,800	25,083
			Image	12,283	
スロベニア	特許公報	1998～	SGML	6,090	6,090
フィリピン	特実公報	2014～	XML	28,226	28,226
スイス	特許公報	2014～	Image	13,315	20,836
		2000～2006	SGML	6,231	
		2007～2008	XML	1,290	
スウェーデン	特許公報	2014～	XML	10,986	10,986
セルビア	特実公報	1921～	XML	97,638	195,276
			Image	97,638	
計				359,970,792	359,970,792

＜表VI-2-8＞デザイン検索DBの構築状況

(2019年12月末基準、単位：件)

区分	資料種類	構築年度	資料形態	累計	国家別件数
国内	先出願	1960～	Image (JPG, TIFF)	6,921,606	32,681,449
	先出願全文イメージ	1960～1998	Image (TIFF)	169,017	
	国内公報	1966～	Text	1,158,060	
			Image (JPG, TIFF)	7,491,040	
	国内公報全文イメージ	1966～1998	Image (TIFF)	244,616	
	拒絶包装袋全文イメージ	1992～1998	Image (TIFF)	36,073	
	登録書類綴全文イメージ	1966～1999	Image (TIFF)	236,700	
	登録原簿全文イメージ	1948～1991	Image (TIFF)	132,542	
	カタログ(全文イメージを含む)	1980～	Text	4,776,101	
			Image (JPG)	7,691,760	
	画像デザイン	2003～	Text	183,912	
			Image (JPG)	183,912	
	フォント(typeface)	2004～	Text	35,168	
			Image (JPG)	79,407	
	実用新案デザイン	1970～	Text	493,408	
			Image (JPG, TIFF)	2,592,619	
平面デザイン	1976～	Text	127,754		
		Image (JPG)	127,754		
日本		1965～1999	Text	898,235	8,456,162
		1997～	SGML	586,230	
		1965～	Image (TIFF)	6,971,697	
ドイツ	1988～	Text	776,111	2,114,826	
		Image (JPG)	1,338,715		
WIPO		1999～	Text	249,621	1,077,534

		Image (JPG)	827, 913	
EUIPO	2003～	Text	1, 162, 134	5, 753, 744
		Image (JPG)	4, 591, 610	
過去の海外デザイン (米国、ベネルクス等)	1975～2004	Text	798, 076	1, 867, 684
		Image (JPG)	1, 069, 608	
米国デザイン	1997～	Text	411, 667	823, 333
		Image (JPG)	411, 666	
中国デザイン	2010～	Text	451, 720	3, 230, 562
		Image (JPG)	2, 778, 842	
海外平面デザイン	1960～	Text	89, 739	179, 478
		Image (JPG)	89, 739	
計			56, 184, 772	56, 184, 772

<表VI-2-9> 商標検索DBの構築状況

(2019年12月末基準、単位：件)

区分	資料種類	構築年度	資料形態	累計	国家別件数
国内	書誌	1950～	Text	4, 073, 841	11, 159, 759
	見本イメージ	1950～	Image (JPG)	3, 931, 633	
	出願公告全文イメージ	1998～	PDF	1, 946, 782	
	登録公報全文イメージ	2016～	PDF	397, 708	
	拒絶包袋全文イメージ	1989～1998	Image (TIFF)	151, 147	
	登録書類綴全文イメージ	1974～1999	Image	452, 273	
	登録原簿全文イメージ	1952～1991	Image	206, 375	
海外	米国	1823～	Text	10, 043, 193	10, 043, 193
	カナダ	1872～2012	Text	1, 274, 897	1, 274, 897
	日本	1969～	Text	4, 277, 023	4, 277, 023

	オーストラリア	1906～	Text	1,267,513	1,267,513
	EUIPO	1996～	Text	1,817,346	1,817,346
計				29,839,731	29,839,731

3) 評価及び発展方向

世界最高レベルの特許情報サービスシステムの実現に向け、国内外から入手している特許データを持続的に拡充する一方、高品質のデータを対外に提供するため、サービスを実施する前にデータの1次的な検証ができる「事前検証DB」と、体系的なデータ品質管理のための「データ品質管理システム」を新設し、国内外の特許データ品質管理基盤を構築した。これを基盤にデータ品質管理システムを持続的に整備及び高度化し、高品質の特許情報サービスの提供及びユーザー満足度向上のために持続的に努力している。

今後も特許庁は国民と審査官がより膨大かつ品質の高い知的財産権データを活用できるよう、検索DBに搭載する海外のデータを拡充しつつ、7千個余り構築されている特許データの検証式(Business Rule)を通じ、データの監視範囲の拡大とデータの重要度を反映した品質整合度の向上を図りつつ、持続的にデータ品質管理システムを高度化していく計画である。一方、外国特許庁が自国の検索DBに韓国のデータを搭載して活用する際に不都合が発生しないよう、データ普及及び技術支援システムも強化していく計画である。

ロ. データ管理専門担当組織の運営

1) 推進背景及び概要

1999年1月から本格的に稼動した特許ネットシステムが安定化され、特許情報データを一元化されたデータ管理組織を通じて体系的に生産・整備・分析・加工し、データエラーを検証・整備するため、2002年5月にデータ管理専門担当組織を構成した。

専担組織は知的財産情報DBの構築、普及、交換、データ整備、データ品質管理業務を遂行している。

2) 推進内容及び成果

データ連携の複雑性が増し、開放データの重要度が高まっていることから、特許庁内・外における連携データの品質強化に向け、連携データ管理システム3ヵ年計画を策定・推進した。また、知的財産データ保有量とデータ複雑度の増加によって、データの重要度を考慮した新規品質管理評価指標を設け、事前検証DBとデータ普及用DBを品質管理対象として拡大した。

2019年には連携データ管理システムを基盤に連携情報の照会システムを構築し、特許庁内部と外部のデータの連携関係を簡単に把握し、知的財産データを効率的に管理できるようにした。

このような努力により特許ネットのデータエラーが減少し、データ品質の正確度は毎年増加して99.84%となった。

＜表VI-2-10＞2019年度の教育及び広報状況

教育対象	情報化事業者		システム開発者		データ担当官 会議	外部機関 ベンチマーク
	回数	人数	回数	人数		
実績	1回	26人	2回	40人	2回	6回

＜表VI-2-11＞年度別データ品質の正確度

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
データ品質正確度(%)	99.35	99.41	99.56	99.63	99.70	99.75	99.80	99.84	99.84	99.84

＜表VI-2-12＞2019年度データ管理業務処理の状況

(単位：千件)

区分	データ品質管理		特許情報DB構築		
	エラーデータ整備	ユーザー要請処理	国内	国外	計
実績	1,384,913件	33件	2,390千件	32,605千件	34,995千件

3) 評価及び発展方向

品質の高い知的財産情報は特許審査の品質向上につながり、信頼度の高いサービスのための礎石となる。特許庁はデータ管理専門担当組織を中心に、データ品質管理自動化システムの持続的な高度化を通じ、データ標準及び構造管理等の活動を展開し、エラーデータの流入を遮断するために特許データを常時監視している。また、データにオーナーシップ(OWNERSHIP)を付与し、現業部署と情報化部署の協力の下でデータを管理することで、特許庁全体のデータ品質重視文化を作り上げ、データ品質管理を活性化していく予定である。

今後もデータ管理専門担当組織を通じ、特許データの構築・加工・普及等の管理システムを改善するとともに、持続的なデータ品質管理システムを高度化し、データの制作、制度及び手続きを持続的に先進化していくことで、世界最高レベルのサービス実現に向けた基盤を提供する計画である。

3. 韓国特許英文抄録の構築

情報顧客支援局 情報管理課 電算事務官 キム・ヘス

イ. 推進背景及び概要

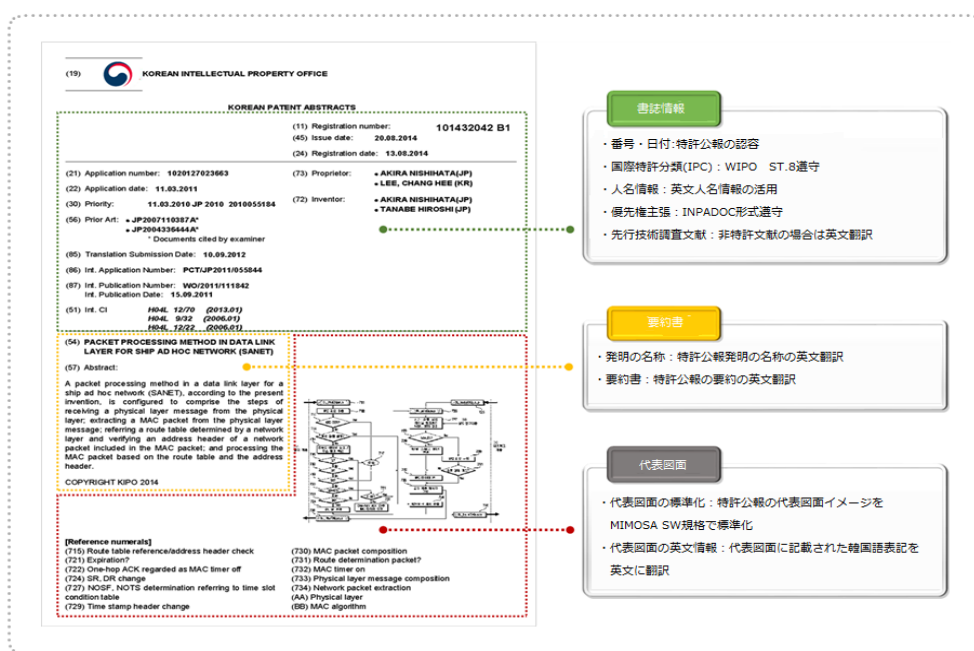
特許庁は海外で国内の知的財産を保護し、特許最多出願国としてのプレゼンスを高めるため、国内で出願された特許技術の内容を英文で記載した韓国特許英文抄録

KPA(KOREAN PATENT ABSTRACTS)を発刊している。発刊された韓国特許英文抄録は、海外における韓国の特許技術を保護するため、特許技術調査及び技術動向の把握資料として、海外特許庁及び国際調査機関に迅速に普及している。

韓国特許文献がWIPO総会でPCT最小限文献に含まれたことで、韓国は2007年4月から韓国特許英文抄録を国際調査機関にPCT最小限文献として提供している。

韓国特許英文抄録は、特許公報に記述されている発明の主要内容について、海外の審査官及びユーザーが迅速かつ正確に理解できるように英文で記載した英文要約書であり、書誌事項、要約書及び代表図面で構成されている。

<図VI-2-3>韓国特許英文抄録の構成項目



ロ. 推進内容及び成果

特許庁は1979年から登録特許を対象に冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊し、1997年からは特許3極(米国・ヨーロッパ・日本)が共同で開発したMIMOSAソフトウェアを活用して検索照会が可能なCD-ROM形態で普及している。2000年から国内出願技術の海

外保護機能を強化するために発刊対象を公開特許までに拡大し、2010年にはデータ形式標準をSGMLから国際的なデータ形式標準であるXMLに変更した。これまで登録特許の先行技術調査文献情報(2011年)、代表図面に存在する韓国語に対する英文翻訳(2013年)、PCT国際出願書誌情報及び出願人国籍情報(2014年)、新規CPC書誌情報の追加提供(2016年)等を追加し、可読性の低い文章短文化(2017年)等を通じて韓国特許英文抄録の活用度を高め、ユーザーが求めるコンテンツを持続的に拡大した。特許庁はこれまで韓国特許英文抄録の発刊及びDB構築のために計764億ウォンを投入し、2019年に発刊した109,980件を含めて計2,827,660件の英文抄録を発刊した。

＜表VI-2-13＞韓国特許英文抄録のDB構築状況(2019年12月末基準)

(単位：件)

区分	1979～ 1999年	2000～ 20012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
登録特許	82,086	277,910	28,936	35,471	33,391	40,367	35,744	34,884	27,172	595,961
公開特許	-	1,481,327	127,653	100,737	102,817	135,904	103,526	96,927	82,808	2,231,699
小計	82,086	1,759,237	156,589	136,208	136,208	176,271	139,270	131,811	109,980	2,827,660

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作し、61の海外特許庁と国際調査機関及び国立中央図書館等国内11機関に無料で普及している。そして、迅速な普及のためにオンライン(FTP)普及先を2012年から中国(1カ国)をはじめ、2019年までに米国、ヨーロッパ、日本、台湾、ロシア等32カ国に順次に拡大した。

＜表VI-2-14＞韓国特許英文抄録の国内外配布機関の状況(2019年12月末基準)

区分	内容
海外 (61カ所)	特許庁 (54カ国)
	グリース(FTP)、南アジア共和国、台湾(FTP)、デンマーク(FTP)、ドイツ(FTP)、ロシア(FTP)、ルーマニア、マレーシア、メキシコ、米国(FTP)、ミャンマー(FTP)、バングラデシュ(FTP)、ベネズエラ、ベトナム、ベラルーシ(FTP)、ブラジル(FTP)、セルビア、スリランカ、スウェーデン(FTP)、スペイン(FTP)、スロバキア

	(FTP)、シンガポール、アルゼンチン(FTP)、アゼルバイジャン(FTP)、アンゴラ、エチオピア、エルサルバドル、英国、イエメン、オーストリア、ヨルダン、ウルグァイ(FTP)、ウクライナ、イスラエル、エジプト、イタリア、インド、日本(FTP)、中国(FTP)、チェコ、チリ、カンボジア(FTP)、コスタリカ、コロンビア(FTP)、クロアチア(FTP)、キルギスタン、タイ、トルコ、パナマ、ペルー、ポーランド、フランス、フィリピン(FTP)、ハンガリー(FTP)
関係機関 (7カ所)	APCTT, CIPTC, INPIT(FTP), WIPO(FTP), ARIPO(FTP), EAPO(FTP), EPO(FTP)
国内(11カ所)	国家情報院、国立中央図書館、国会図書館 等11カ所

また、外国審査官と外国人が韓国特許英文抄録を無料で利用できるよう、特許情報ネットKIPRISとK-PION(韓国特許情報照会サービス)で検索サービスを提供している。2014年からは製作工程の簡素化及び出願人の意図を反映するために出願人提出要約書を翻訳・製作しており、書誌情報の提供周期の短縮及びオンライン(FTP)普及先の拡大を通じ、迅速に海外へ英文抄録を普及している。最近このような努力や韓国特許英文抄録に対する需要の増加により、外国審査官は持続的に韓国特許英文抄録を活用しており、直近3年間で平均7万回を検索した。

<表VI-2-15>直近5年間の韓国特許英文抄録の検索状況(2019年12月末基準)

(単位：回)

区分	2014	2015	2016	2017	2018	2019
KIPRIS	1,887,137	5,108,439	1,575,660	1,535,332	1,271,032	1,313,088
K-PION	189,167	161,200	127,046	104,288	63,160	52,453

*外部リンク：PatentScope等他の検索サービスとのリンクサービス

<表VI-2-16>各国における韓国特許英文抄録の活用状況

(2019年12月末基準)

区分	対象国家
----	------

自国検索システム活用	審査官用	(15カ国)米国、日本、EPO、中国、ロシア、エジプト、台湾、ベラルーシ、ドイツ、ポーランド、ハンガリー、キルギス共和国、スウェーデン、フィンランド、バングラデシュ (1機関)ユーラシアン特許機構(EAPO)
	一般用	(7カ国)日本(IPDL)、中国(CNIPR)、ヨーロッパ(Esdacenet)、ドイツ(DEPATISnet)、ロシア、ハンガリー、台湾(GPSS) (1機関)WIPO(Patentscope)
海外検索システム*活用		ギリシャ、ノールウェー、オランダ、台湾、ドイツ、ルーマニア、リトアニア、メキシコ、米国、ブルガリア、ベルギー、セルビア、スイス、スペイン、スロバキア、オーストリア、ヨルダン、ウクライナ、イラン、イスラエル、イタリア、インドネシア、日本、中国、チリ、カナダ、ケニア、コスタリカ、クロアチア、タイ、フィンランド、フィリピン、ハンガリー、オーストラリア等180カ国余り
特許庁検索システム活用	KIPRIS	米国、ヨーロッパ、日本、中国、台湾等100カ国余り
	K-PION	米国、ヨーロッパ、日本、中国等40カ国余り

*海外検索システム：Patentscope、Espacenet、EPOQUE、EAPATIS等

ハ．評価及び発展方向

国際競争力の中核要素として知的財産の重要性が増しており、グローバル特許紛争が激化していることから、米国、日本等の主要先進国は知的財産政策を国の最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として日本、中国、台湾、ロシア等非英語圏の国は自国の特許に対する英文抄録を持続的に発刊して海外普及に努めている。

これまで韓国も外国審査官と外国人が韓国特許技術情報を活用できるように韓国特許公報に対する英文抄録を適期に発刊して迅速に普及し、海外における韓国特許技術の保護に貢献した。

今後も外国審査官等が特許審査の際に韓国特許英文抄録を積極的に活用し、韓国の特許技術を先行技術として引用できるようにユーザーが求めるコンテンツを持続的に拡大し、迅速な普及に向けてオンライン(FTP)普及先を拡大する等、多様な取組みを持続的に展開する計画である。

4. 知的財産権公報の発刊

情報顧客支援局 情報管理課 行政事務官 キム・ギョンテ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は発明の技術内容を公衆に公開することで発明者の産業財産権を保護し、技術の進歩促進に向けて1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月から公報をCD-ROMとして発刊し、2001年7月からは世界初のインターネット公報サービスを提供した。誰でもインターネット公報サービス(特許庁ホームページwww.kipo.go.kr)を通じ、公開公報及び登録公報の発刊と同時に無料で閲覧できる。プログラムを別途に設置する必要もなく、インターネット環境で閲覧できるようにPDF文書形式で発刊している。また、毎月定期的にDVD及びFTPで16ヵ国及び機関(国内3、海外13)に配布している。

ロ. 推進内容及び成果

2019年には約614千件余りの公報を発刊し、出願人の権利保障及び海外における韓国知的財産権の保護に寄与した。また、インターネット公報メールサービスを利用する加入者数は約1万2千人、発送したメール件数は約850万件に至る等、毎年公報サービスを利用する規模が持続的に増加している。

<表VI-2-17>2019年度の公報発刊件数

(2019年12月末基準、単位：件)

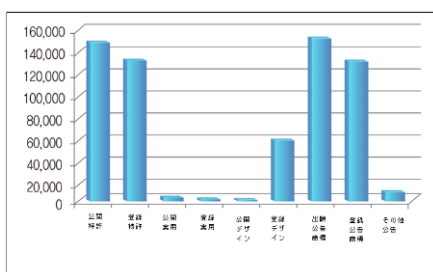
公開特許	登録特許	公開実用	登録実用	公開 デザイン	登録 デザイン	出願公告 商標	登録公告 商標	その他 広告	計
143,831	126,748	3,280	2,440	1,592	54,770	146,955	126,571	8,250	614,437

<表VI-2-18>インターネット公報のメーリングサービス加入者及びメール配信件数

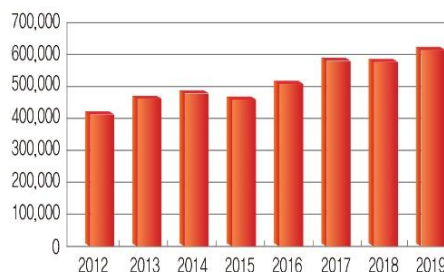
(2019年12月末基準、単位：名/件)

区分	2002～ 2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
加入者数	11,080	11,240	11,425	11,548	11,748	11,819	11,906	11,949	12,054	12,085
配信件数	1,550,592	6,083,659	6,827,983	7,597,503	7,965,950	8,051,153	8,129,960	8,252,361	8,403,438	8,549,871

<図VI-2-4>種類別の公報発刊件数



<図VI-2-5>年度別公報発刊の動き



ハ. 評価及び発展方向

現在特許庁は発明家、企業及び研究員、弁理士等特定分野の最新特許技術情報が必要なユーザーのため、新たに発刊した公報と関心分野の情報リストを電子メールで配信する「関心分野のメールサービス」を実施している。出願人には自分の産業財産権公報に対する発刊予定日をメールで事前に通知する「公報発刊予告サービス」を導入してサービスを行い、ユーザーが公報サービスを理解して活用しやすくするために公報書式を改正する等、便宜を図るために持続的に努めてきた。

韓国特許庁は今後も出願人を始め、ユーザーの利便性向上及び権益保護、韓国知的財産権国際競争力の向上に向け、国際標準とIT新技術が反映された世界最高レベルの公報サービスを提供するために引き続き努めていく計画である。

5. 特許文書電子化センターの運営

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 チャ・ゴンスク

1) 推進背景及び概要

特許庁は紙のない(Paperless)特許行政を目指して、すべての産業財産権関連の書面書類を電子化した。このために特許法に基づき、1997年10月に韓国特許情報院を特許文書電子化機関に指定し、2001年1月に特許文書電子化センター(以下、電子化センター)を設立して電子化事業を委託している。電子化センターでは、特許庁に提出される全ての産業財産権に関する書面書類(出願書、補正書、登録申請書、審判請求書等)及び電子書類(商用ワード明細書、審決文等)を特許ネットで活用できるように迅速・正確に電子化しており、特許情報の疎外階層を対象に無料特許情報検索及び電子出願教育を実施することで、特許情報の活用及び電子出願の利用拡大に貢献している。

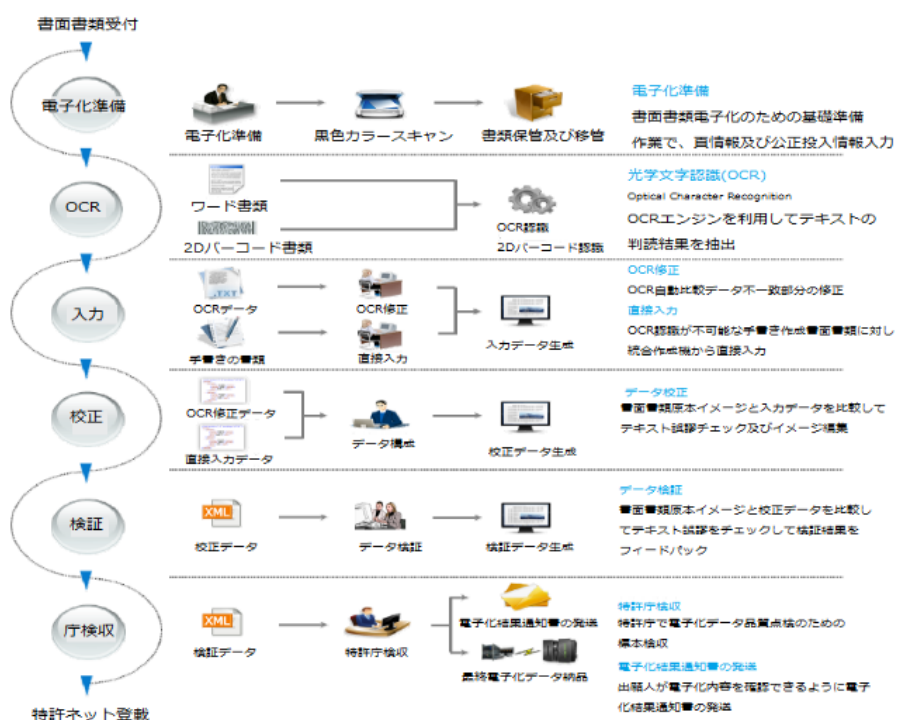
2) 推進内容及び成果

これまで17年間の電子化により、紙文書の保管及び公報制作費等に必要な所要費用を約442億ウォン節減した経済効果とともに、紙の無い特許行政処理で約131トンの炭素排出量が減少した環境改善の効果をもたらした。

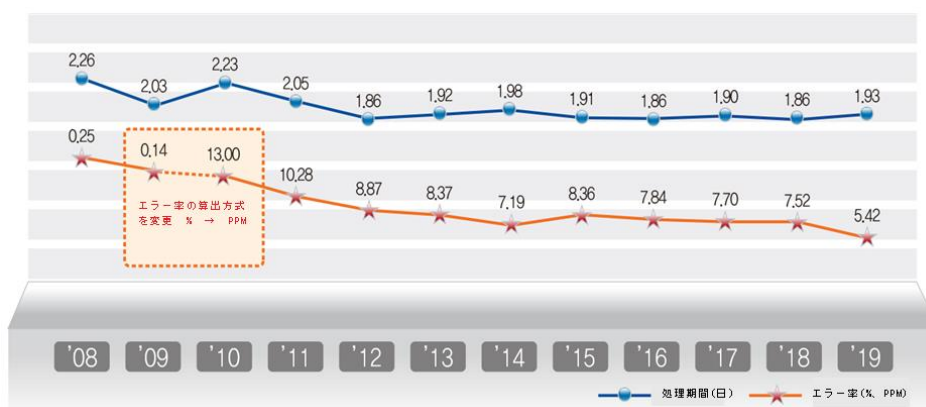
特に2014年には、特許文書電子化システム高度化事業の推進により導入した新規電子化システムで、未公開書面書類に対する情報セキュリティを強化し、OCR認識率の向上等電子化業務の効率を高めた。

これを基に2019年は1,100種余りに至る電子化対象書類334,497件を電子化にし、品質の高い審査・審判業務の基盤を提供するため、電子化処理期間及びエラー率を重要成果指標(KPI)として管理することで、処理期間1.93日、エラー率5.42ppm²³を達成した。

<図VI-2-6>電子化処理工程フロー



<図VI-2-7>年度別の電子化処理期間及びエラー率の状況



²³ PPM(PPM, Parts Per Million):百万分率、電子化データ100万ライン(line)当たり発生したエラーラインの割合

また、個人を始め大学、中小企業、創業インキュベーションセンター等の機関のIP需要者を対象に訪問型出願支援教育を実施している。2019年には116回(3,930人)の教育を通じて需要者中心のカスタマイズ型教育サービスを実施した。

<図VI-2-8>年度別のカスタマイズ型特許情報検索・電子出願教育の教育回数・受講者数



3) 評価及び発展方向

1999年にインターネット基盤の電子出願システムである特許ネットの開通以来、電子出願率が持続的に上昇し、2019年には97.7%を達成したが、高齢層及び情報化疎外階層が存在する限り書面による出願が一定水準で維持されるものと見込まれ、書面出願に関する電子化作業は今後も続くものと見られる。2014年ウェブ基盤の電子化システム高度化を基にシステムユーザー環境の最適化を持続的に推進し、今後も電子化処理期間の安定的な維持と無欠点電子化データの確保に向けて持続的に努力する計画である。

また、知的財産権大衆化に向け、地域知的財産センター等を通じた地域別の拠点教育システムを構築し、創造経済革新センター等の外部機関との協業を通じ、カスタマイズ型の出願支援教育サービスを拡大していく予定である。

第4節 知的財産情報サービスのレベル向上

1. 概観

情報顧客政策局 情報管理課 電算事務官 キム・ヘス

最近第4次産業革命時代に対応した民間活用の向上及び新しいサービス市場の創出を支援するため、公共情報の民間開放・共有拡大が重要となっている。これを受けて特許庁も知的財産情報の民間開放・共有拡大を通じ、国内知的財産情報の国内外における利用活性化及び新サービス市場の創出に向けて持続的に力を入れている。特に知的財産情報の開放・共有の拡大に向け、「特許情報DBの構築」と「知的財産情報サービスのレベル向上」を重点的に推進している。

特許庁は全世界における特許出願件数の80%を占めるIP5の一員として、出願量だけでなく特許審査品質の向上にも努力を重ねている。そのために「審査支援の再創造」を宣言（2014.4）し、特許審査官に良質の多様な特許・非特許情報を提供するために努めており、R&D研究人材、個人発明家等の出願前の先行技術調査及びIP戦略策定支援等のため、国民向け検索サービスを拡大し提供している。

国際協力の強化を通じて米国、日本等IP5国の特許情報だけでなく、ロシア、ポーランド等の新興国特許情報の入手及びDB構築を拡大しており、論文、標準技術文書、アイデア公募展の受賞作等多様な非特許文献のDBも持続的に拡充している。非特許文献を特許審査に活用するため、2013年には審査官向けの非特許統合検索システムを構築し、2014年からサービスを開始して審査品質の向上に寄与している。

海外特許情報のDB構築だけでなく、国内特許情報の国内外における活用強化のためにインターネット特許公報を発刊し、審査官及び国民向け検索システムを通じて海外特許情報と統合検索を提供している。また、海外で韓国特許を迅速かつ正確に活用できるように、韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

また、人工知能時代を迎え、AIサービスの開発に活用価値が高い機会翻訳の学習データ、特許図面符号、商標イメージの特性情報等のデータを構築して普及する計画である。

DB構築とともに一般国民向けにモバイル検索サービス及び海外特許検索サービスの拡大、知的財産統合検索の支援等を行い、特許情報オンライン検索サービス活用の活性化にも力を傾けている。

特許庁は高品質の審査・審判を支援するために海外文献の言語障壁を最小化し、海外特許に対する国民のアクセシビリティ向上及び国内企業の国際競争力強化のために多様な翻訳サービスを提供しており、翻訳の品質向上に向けて持続的に努力を傾けている。

特許庁は多様な特許ユーザーからのニーズを分析して取り入れることで、今後より良質で便利な特許情報サービスを提供し続ける予定であり、韓国特許情報の海外における保護強化のためにも持続的に努める計画である。

2. ユーザー指向型の特許情報検索サービス (KIPRIS) の運営

情報顧客支援局 情報管理課 行政事務官 ノ・ホチョル

イ. 推進背景及び概要

特許制度は国が一定期間発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに、出願内容を一般人に公開して技術発展を促進することで、産業発展に貢献する制度である。米国、日本、ヨーロッパ等の先進特許庁は、自国技術の保護及び技術活用の増大のために特許情報の普及に努めている。韓国特許庁は、2000年1月1日から特許情報ネットキプリス (KIPRIS : Korea Intellectual Property Rights Information Service) を通じ、国内外の特許情報を一般国民に無料でサービスしている。また、多様な情報連携及びユーザーカスタマイズ型サービスを提供することで、国民の知的財産情報の活用強化に

努めている。

ロ．推進内容及び成果

1) 特許情報普及の促進

特許庁は特許情報の活用拡大に重点をおいた多様な政策を持続的に展開している。2006年から中小企業、研究機関等のウェブサイトにKIPRIS検索窓を生成する「訪問型の特許検索サービス」を実施し、2019年現在、特許事務所、中小企業、研究所、学校等計616機関で活用している。また、2012年には、多様な階層が特許情報に手軽にアクセスできるよう、KIPRISのウェブサイトや機能を全面的に改編した。また、2013年にはKIPRISモバイルウェブサービスを開始してサービスを行っている。

2) 検索及び照会情報の拡大

特許情報ネットキプリス(KIPRIS)が提供する情報は、初期は国内特許に限られていたが、2002年から国内商標、デザイン情報を追加で提供し、2003年には海外特許、2011年には国内審判及びインターネット技術告示、2013年には海外商標及びNDSL、非特許情報、IP-NAVI紛争情報、2014年には海外デザイン、アイデア公募展等、持続的にサービスの提供範囲を拡大して、2019年には27カ国の産業財産権情報と非特許文献情報を提供している。

これに加え、2018年には商標の国際的な法的状態情報であるTM5の共通状態指標情報を提供し、2019年には国内特許・実用新案文献に提供していたDOI識別子・QRコード情報を商標・デザインを含む全ての権利に拡大した。これにより持続的に一般国民の産業財産権及び関連情報に対するアクセシビリティを高めている。

3) 普及及び使用方法の改善

このようなデータ提供範囲の拡大とともに、ユーザーの利便性を考慮したサービス

政策及び機能改善を持続的に推進した。

2018年には中国語・日本語PCT文献に対する機械翻訳の提供及び英語・日本語・中国語を除外した13ヵ国10の言語で作成した要約に対するグーグル無料翻訳サービスの提供により、海外特許文献に対する利用利便性を強化した。また、2019年には利用者が直感的にキプリス(KIPRIS)サービスを把握できるようにメイン画面のUIを改善し、検索項目を細分化する等知的財産情報のアクセシビリティ及び利便性を強化している。

また、キプリス(KIPRIS)活用方法の案内を強化するために、2017年には検索類型及び初歩ユーザーを考慮した利用案内の動画を製作・配布し、2018年には初歩ユーザーの検索サービス用ガイドブックを制作し配布してサービス案内のコンテンツを拡大した。また、2019年には韓国語と英語で提供していたキプリス・ブroschアをフランス語、中国語、日本語に作成して提供している。

<表VI-2-19> KIPRISの利用状況

(2019年12月現在)

区分		2001～ 2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
KIPRIS検索 回数(千回)	期間別 実績(増 加率)	37,575	16,107	18,699 (16%)	23,785 (27%)	27,675 (16%)	27,361 (-1%)	33,085 (21%)	40,805 (23%)	49,053 (20%)	50,170 (2%)	51,173 (2%)	52,742 (3%)	56,257 (3%)	62,170 (11%)

<表VI-2-20> モバイル検索サービスの利用状況

(2019年12月現在)

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
モバイル KIPRIS検索 件数(千回)	1,828	2,801	4,037	5,685	5,891	6,884	9,857

<図VI-2-9> KIPRISの画面

<キプリスウェブサイト>



<モバイルキプリス>



4) これまでの成果

このような特許情報の活用及び拡大政策によって特許情報ネットKIPRISの利用実績も毎年順調に増加している。KIPRISの主要利用指標である年間検索回数を調べて見ると、2001年88万回に過ぎなかったのが、2002年203万回、2004年686万回、2006年11月に史上初の年間検索回数1,000万回を超え、2019年には6,217万回に達した。また、全世界217ヵ国でKIPRISを活用するほど、KIPRISは知的財産権情報検索分野における韓国の代表サービスである。特許情報の普及により国と産業界が進むべき産業発展の方向性を提示する指針となり、研究開発の重複を未然に防げるツールとして、その比重と重要度が日増しに増加していることから、KIPRIS利用者は今後も持続的に増加するものと期待される。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は一般国民が知的財産権情報を迅速・正確・簡単・便利に利用できるよう、常にユーザーの声に耳を傾けてきた。2012年には、国民向け特許情報検索サービスであるKIPRISを初心者等多様な階層がより便利に利用できるように大幅な改善を行い、その結果として「2012年インターネットエコアワードサービス革新大賞」を受賞した。

また、情報脆弱階層(障害者、高齢者)のために毎年ウェブアクセシビリティの再認証を行っている。今後も特許庁はより多様な情報を国民が便利に閲覧できるよう最善を尽くし、持続的なサービス改善を通じ、国民が知的財産権情報を簡単で便利に活用できるように最善を尽す予定である。

3. 特許文献自動翻訳サービスの拡大

情報顧客政策局 情報管理課 電算事務官 キム・ヘス

イ. 推進背景及び概要

特許庁は高品質の審査・審判を支援するために海外引用文献の言語障壁を最小化し、国民の海外特許に対するアクセシビリティの向上及び国内企業の国際競争力強化のために翻訳サービスを提供している。審査品質の強化と審査期間の短縮及び業務効率化のため、海外特許文献翻訳サービスの翻訳品質の高度化事業を推進し、国民向けサービスである特許情報ネットKIPRISの海外技術文献翻訳サービスについて、審査官と同品質の翻訳サービスを提供するための基盤を構築した。

主要5ヵ国特許庁であるIP5特許庁間における審査情報の共有拡大及び審査品質向上を目指して、海外特許文献機械翻訳の活用が広がりつつある。韓国特許に対する世界的関心の増加及び国内特許の保護強化のためには、特許公報の言語的アクセシビリティ向上及び翻訳品質の管理が非常に重要である。

<表VI-2-21> 翻訳サービスの提供状況

区分	審査官用	国民用	連携検索サービス
日→韓機械翻訳	2001～	2008～	KOMPASS、KIPRIS
韓→英機械翻訳	2006～	2007～2014(有料)、2014～(無料)	K-PION ²⁴ 、KIPRIS
英→韓機械翻訳	2008～	2008～	KOMPASS、KIPRIS

²⁴ K-PION(Korean Patent Information Online Network) : 韓国特許情報照会サービス

中→韓機械翻訳	2013～	2015～	KOMPASS、KIPRIS
---------	-------	-------	----------------

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は審査官の外国特許文献へのアクセシビリティを高め、審査品質を改善できるよう、高品質の人工知能機械翻訳システムを導入し、従前の規則基盤機械翻訳と人工知能機械翻訳を同時に運営している。2019年は英→韓翻訳に対し人工知能商用エンジンを導入し、その他の言語(ドイツ語、フランス語、ロシア語)は民間の翻訳サービスと連携して翻訳を提供できるように開発した。また、韓→英の人工知能機械翻訳は、2017年にWIPOとMOUを締結して関連技術確保のための内部研究に取り組んでいる最中であり、翻訳の品質向上のために学習用データを持続的に拡充している。

このように機械翻訳サービスの品質を高めることにより、海外特許文献の引用文献活用件数は、2012年に比べ現在は英語、日本語、中国語が各々65.1%、36.0%、4,950%で大幅に増加した。

<表VI-2-22>海外特許文献の引用文献活用推移

(単位：件)

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
英語圏	27,476	33,146	31,767	35,709	43,165	42,361	42,346	45,354
日本語圏	78,194	88,264	88,580	104,425	120,185	111,935	104,711	106,382
中国語圏	86	197	436	1,213	2,666	3,446	3,560	4,343

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は英韓、韓英、その他言語(ドイツ語、フランス語、ロシア語)の人工知能基盤の機械翻訳サービスを全面的に導入し、審査・審判の品質を高めるために基盤構築に努力している。内部における研究と定期的な品質評価等を通じ、人工知能機械翻訳そのものの技術力確保に力を入れてきている。

また、2020年度には中韓の人工知能機械翻訳を導入する予定であり、2021年以降の日韓人工知能機械翻訳の導入に向けて検討を始めた。

4. 知的財産情報統合検索の支援

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 キム・イルグォン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は知的財産情報が国家経済の成長と技術革新のエンジンとして認識されることにより、国民が簡単にアクセスして活用できるよう、多様な分野の知的財産関連サイトを構築して提供している。ユーザーは知的財産サイトにアクセスして良質の特化された情報を簡単に手に入れることができる。しかし、多数のサイトを個別的にアクセスして情報を得なければならない不便があって、情報間相互連携性の確保及び融合情報への活用が困難であった。

そこで、特許庁は国民に役立つ有用な知的財産情報をより簡単で総合的にアクセスできるよう、知的財産分野のポータルサイトである知的財産情報統合サービス (IPIS、www.ipis.or.kr/ipis) を構築した。現在ユーザーが求める知的財産情報とともに、利用度の高い非特許文献を持続的に発掘して追加連携し、検索機能を高度化してカスタマイズ型のサービスを提供している。

<表VI-2-23> 知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携状況

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
連携IP情報数 (個)	24	25	25	25	25	24	24
連携データ件数 (件)	143,984,269	156,959,303	168,031,648	175,739,192	186,328,846	200,158,962	215,323,886

＜図VI-2-10＞知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携拡大



ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産情報統合・連携サービスの拡大

多様な知的財産情報をワンストップで提供するため、従来(2013年)提供していたIP情報サービス(特許分析報告書、知的財産政策情報、伝統知的情報等)に公共データポータルサイト(data.go.kr)を通じ、活用度の高い非特許文献である著作権登録情報サービスを追加で連携し、計24個のIP情報の統合検索ができるようにサービスしている。

2) 検索品質向上のための改善

既存サービスからデータ連携方法と検索エンジンを再整備して検索結果の正確性と検索速度をより高め、連携されたデータの定期的な最適化を通じ、ユーザーが複雑で難しい情報を一度アクセスするだけで簡単にアクセスできるように改善した。

5. オープンプラットフォーム方法の公共データ開放の拡大

情報顧客支援局 情報管理課 電算事務官 キム・ヘス

イ. 推進背景及び概要

国内外における公共データの開放政策によって、活用価値の高い知的財産データに対する民間からの開放要求が益々増加しており、産業的な波及効果の高い未来戦略産業として知的財産情報産業が注目されている。

しかし、国内の知的財産情報産業は成長初期段階に止まっており、企業特許戦略の策定、特許紛争への対応等活用価値の高い特許情報に対する民間への開放の需要は、持続的に増加している一方、これまでの特許情報の開放についての努力が、供給者中心の特許情報DB開放、断片的な民間活用支援等であったため、民間活用には限界があった。

そこで、特許庁は第4次産業革命時代を迎え、雇用誘発効果が大きい知的財産サービス業を集中的に育成するため、付加価値の高い知的財産データを開放し、開放ロードマップ(インフラの高度化及び意見収集のシステム)に従って、特許情報の商品開発から創業、マーケティング・広報まで雇用創出のため、段階別に民間活用支援政策を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 計画策定及び開放インフラの整備

特許庁は民間からの需要に基づいた特許情報の開放・段階別に民間活用支援のための開放計画を策定(2019年2月)し、特許・実用の非引用文献、存続期間延長登録の公表、TM5共通状態指標等の民間から需要の多い行政・加工データを開放した。

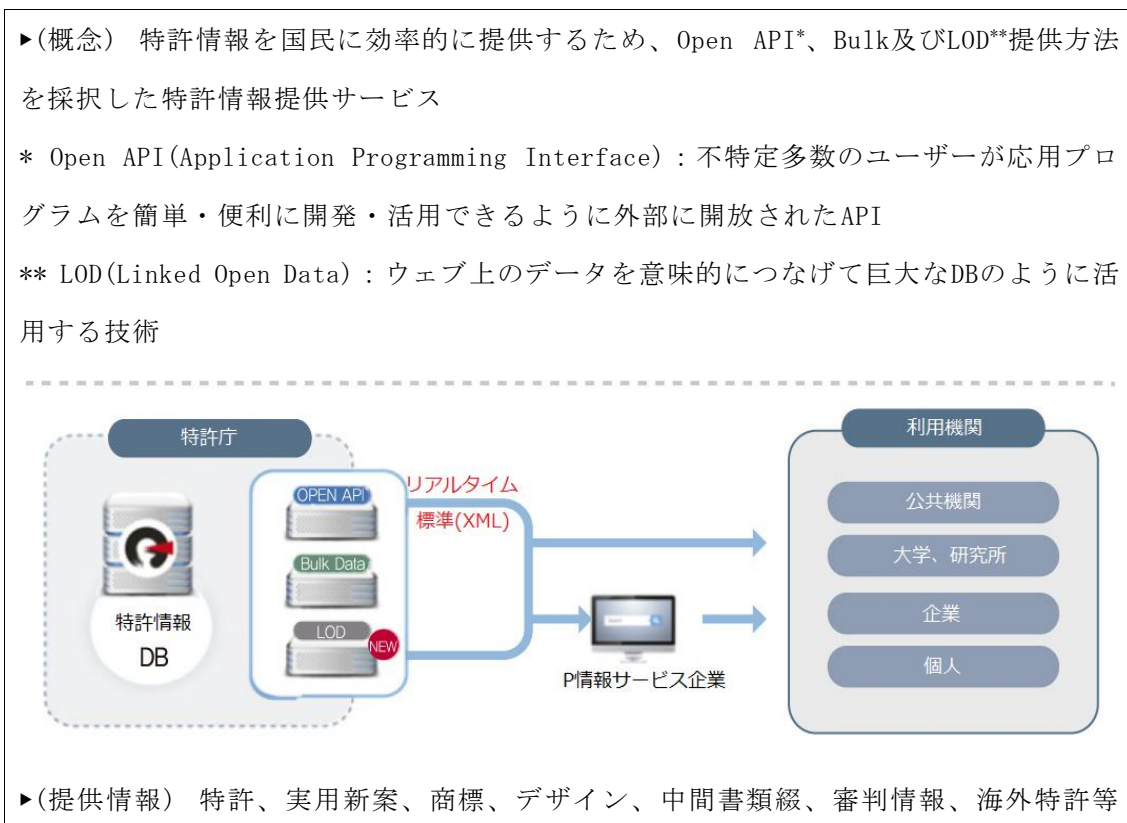
また、産業財産権情報のアクセシビリティ・活用性の増大に向け、伝送スピードの速いRest方法のOpen APIを追加で開発(2019年末累計333個)した。

2) 段階別に民間活用の支援

知的財産情報の活用を通じた創業促進に向け、中小ベンチャー企業部(創業振興院)、発明振興会との協力の下で創業支援プログラムを拡大運営し、特許権利化の支援、創業教育、試作品の製作、市場の検証及び事業化に至るまでの全周期における創業支援が行われるように拡大した。

また、知的財産分野の創業促進及び成長支援のため、初期(予備)創業企業を対象に最大5年間IPデータを無償で提供する「IPデータギフト制度」を構築(2017年5月施行)・運営(常時)し、創業・事業化の成長支援を強化した。2019年には改善計画を策定して後続支援の拡大及び延長審査の手続きを簡素化した。

<図VI-2-11> KIPRISPlus(Plus.kipris.or.kr)の概要



を提供

* IP情報開放商品数(個) : (2017年)90→(2018年)94→(2019年)98

** Open API提供件数(オペレーション数) : (2017年)744→(2018年)805→(2019年)816

3)意見反映システムの構築及び広報の強化

特許庁は「IP情報サービス利用機関の統合懇談会」、「IP情報活用の諮問委員会」、「KIPRIS^{Plus}利用実態及び満足度調査」等を通じてVOC及び政策諮問を求め、現場訪問を通じて民間活用時の問題点をモニタリングするために積極的に取り組んだ。

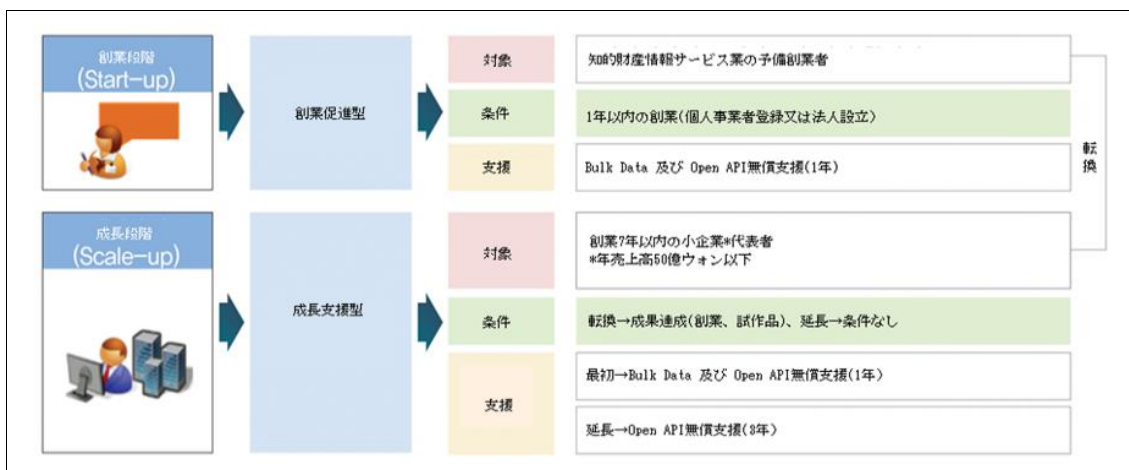
また、特許情報の開放・流通ポータル(KIPRIS^{Plus})内のオンラインIP Help-Deskを通じて透明かつ迅速にデータクレームに対応している。

ハ. 評価及び発展方向

このような知的財産情報の開放・活用支援に向けた努力を通じ、2018年のKIPRIS^{Plus}サービス有料利用機関数が、2018年の201機関から2019年の283機関に約41%増加し、Open API利用件数も2018年の958百万件から2019年の1,040百万件に増加した。また、IP情報商品の活用件数は2018年の1,075件から2019年の1,402件に30%増加した。

<図VI-2-12>知的財産(IP)データギフト制度

- ▶(概念) 初期(予備)創業者を対象に、IP情報サービス分野の商品開発に必要なIPデータを創業型及び成長型に区分して最大5年まで無償で提供
 - (創業促進型) 予備創業者を対象に、1年間無償で提供(創業の際は成長型に連携)
 - (成長支援型) 創業7年以内の小企業を対象に、最大4年間無償で提供



<表VI-2-24> 機関協業の後続支援プログラム

協業機関	プログラム名	支援内容
中小ベンチャー企業部 (創業振興院)	実践創業教育	教育+試作品製作(最大1千万ウォン相当)
	初期創業パッケージ	資金(最大1億ウォン)
	創業跳躍パッケージ	資金(最大3億ウォン)
	予備創業パッケージ	資金(最大1億ウォン)
技術保証基金	基本ベンチャーキャンプ	投資(最大10億保証)+コンサルティング
特許庁 (発明振興会)	IP礎(デディムドル)	IP創出+製品化支援

<表VI-2-25> IP情報活用エコシステム造成のための官・民協力活動

イベント名(主管)	イベントの概要	支援内容
公共データ活用 コンペティション	-行政部主管で公共データを活用した創意的なアイデアと公共データビジネスモデルの発掘及び創業支援のための優秀アイデアを公募 (2019. 3. 11~2019. 4. 17)	-IPデータ活用アイデアコンペティションの大賞受賞作を本選に推薦
国際特許情報	-毎年国内外の最新特許情報を活用して付加価値	-スタートアップ企業

コンファレンス (PATINEX)	値を創出するために国内外企業戦略の共有及び 展示広報ブースの運営等(2019. 9月)	共同広報館の運営支 援
----------------------	--	----------------

また、開放ロードマップの策定を通じた体系的な知的財産データ開放の拡大によって、開放データの商品種類を2018年94種から2019年98種に拡大した。

2019年に知的財産情報を活用して新規サービスを開発しようとしている36の予備/初期創業者(企業)に対してIPデータを無償で支援し、新規創業2企業、投資誘致8件、産業財産権創出29件の成果を挙げた。それにより230名余りの雇用創出があった。

2018年からは全体特許情報の商品を購入する時に86%値下げした手数料で利用できるよう手数料の告示を改正(2017. 11)し、民間企業のデータ購入費用を緩和した。

特許庁では今後も政府の基調に符合する知的財産情報の開放・流通活性化に向けて多様な支援政策を推進する予定である。

第一に、需要者カスタマイズ型の知的財産情報商品を持続的に拡大して開放する予定である。国内特許情報サービス企業の技術開発を促進するため、特許分野の学習用データ(請求項分析データ等)を含む国内外の特許データを開放し、民間の新規IP商品の発掘を支援する計画である。

第二に、現在の国内における特・実公報等一部のデータのみに提要されたオンラインデータダウンロードサービスを全てのデータに拡大適用し、ユーザーがウェブ環境から希望するデータをより簡単に利用できるようにする計画である。

第三に、KIPRIS^{PLUS}を通じてサービスする知的財産情報に対するデータ整合性の検証等、IP情報開放データの品質改善、開放データに対する意見反映、Open API技術支援等ユーザーに便利な機能の改善及び高品質の知的財産データの提供に向けて力を入れる計画である。

6. 知的財産統計サービスの提供

情報顧客支援局	情報顧客政策課	工業事務官	シン・ソンチャン
	情報顧客政策課	施設主事	ソン・レシン

イ. 推進背景及び概要

知的財産情報は国や企業の未来技術競争力を支える中核要素である。そこで、特許庁は知的財産及び科学技術分野の政策策定と特許技術動向の把握を支援するため、迅速・正確な統計の生産・分析・普及業務を行っている。

ロ. 主要推進成果

特許庁は国内外の知的財産データを基に統計刊行物を周期的に発刊・普及している。「知的財産統計年報(国家統計第138001号)」は1976年8月に初めて作成され、毎年1回発刊し、現在まで知的財産統計に関する中心的な役割を果たしている。2018年の年報は国家間の比較が可能な統計指標等44指標を追加し、23の主要統計指標に対するインフォグラフィックを適用して可読性を強化した。

また、統計ユーザーの立場から知的財産統計情報を誰もが理解しやすくするため、デザイン側面を強化した「知的財産統計FOCUS」を2013年から年2回発刊しており、また、知的財産に対する深みのある統計分析情報を提供するため、「統計で見る特許動向」を年1回発刊している。特許動向は年度別、地域別、技術分野別に細部的な統計分析情報を提供して知的財産権に対する戦略的なアプローチを支援した。

一方、特許庁は知的財産統計の普及システムを強化するための活動として、多様な加工が可能な基礎統計データのオンラインサービスを運営・管理している。また、知的財産と産業・経済情報の連携点を見つけるための努力として、2012年から製造業を中心に韓国標準産業分類(KSIC)と国際特許分類(IPC)の連携表を構築し、知的財産と

産業・経済を連携した研究の活性化に寄与した。

最後に、韓国の知的財産統計の品質を高めるために国際協力を強化している。韓国、米国、中国、日本、ヨーロッパ等特許先進5カ国(IP5)では、各々の庁の特許出願、登録、審査関連の統計と行政情報等を含む「IP5統計報告書」を毎年共同で発刊しており、このためにIP5では統計実務グループを構成・運営している。2012年に韓国における第1次実務会議をスタートに、中国、日本、米国、ヨーロッパの順で開催し、特許統計の発展策について議論を行っている。特に2019年の第8回統計実務会議では、統計報告書にIP5の交差出願についての統計を追加し、統計メタデータを活用した交換統計の標準化議論に合意する等の注目すべき成果を収めた。

ハ. 今後の発展策

特許庁は一貫性のある統計のための統計算出及び生産システムを構築し、国内外の出願人類型別統計算出の基盤を構築するための研究を続ける等、知的財産統計サービスの先進化に向けて多様な政策に取り組む予定である。

第7編 産業財産権における出願・登録及び審査・審判の統計状況

第1章 国内出願分野の状況

第1節 産業財産権における出願全般

1. 産業財産権における出願動向

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

2019年の産業財産権における全体出願件数は510,968件(PCT、マドリード、ハーグ等国際出願を含む)であり、2018年の480,245件に比べ6.4%(30,723件)の増加であった。

各権利別の出願動向を見ると、実用新案登録出願は5,447件で前年度に比べ△12.6%の減少となったのに対し、特許登録出願は218,975件、デザイン登録出願は65,039件、商標登録出願は221,507件で前年度に比べそれぞれ4.3%、2.1%、10.6%の増加であった。

<表Ⅶ-1-1>直近5年間の権利別出願状況

(単位：件、%)

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
特許	213,694	208,830	204,775	209,992	218,975
増減率	(1.6)	(△2.3)	(△1.9)	(2.5)	(4.3)
実用新案	8,711	7,767	6,809	6,232	5,447
増減率	(△5.2)	(△10.8)	(△12.3)	(△8.5)	(△12.6)
デザイン	67,954	65,659	63,453	63,680	65,039
増減率	(5.5)	(△3.4)	(△3.4)	(0.4)	(2.1)
商標	185,443	181,606	182,918	200,341	221,507
増減率	(15.4)	(△2.1)	(0.7)	(9.5)	(10.6)

合計	475,802	463,862	457,955	480,245	510,968
増減率	(7.0)	(△2.5)	(△1.3)	(4.9)	(6.4)

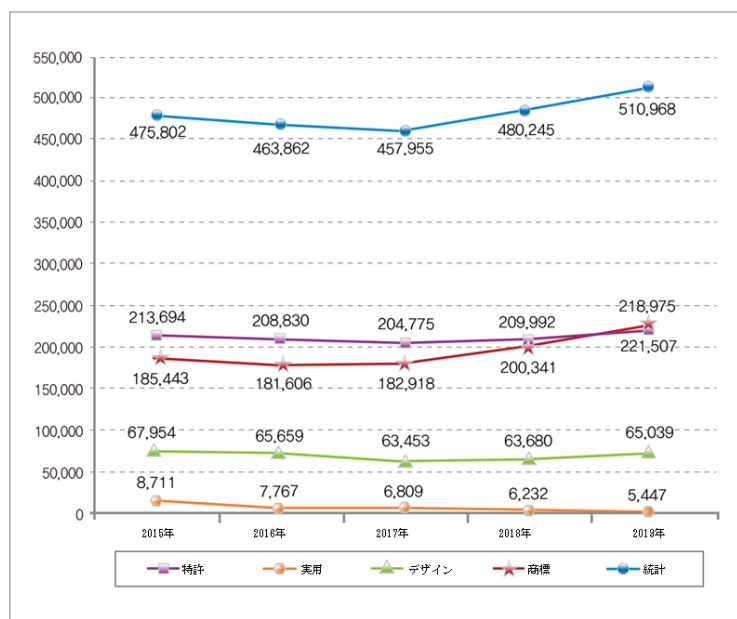
* 出願書受付基準

* PCT、マドリッド、ハーグ等国際出願(指定官庁・指定国基準)を含む。

産業財産権における年度別出願動向は、2015年の47万6千件から2016年は46万4千件、2017年は45万8千件に減少したが、2018年は48万件、2019年は51万1千件に増加した。

その原因は2015年の下半期から始まった大企業における出願活動の減少が続いたが、2017年に入ってから中小企業と個人の出願活動が増加し始め、出願件数の割合が大きい企業と個人の出願件数の増加により、全体の出願件数が増加へと転じたものと判断される。

< 図Ⅶ-1-1 > 直近5年間の権利別出願推移



2. 外国人による出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

2019年の外国人による全体出願件数は66,863件であり、産業財産権の全体出願件数493,530件に対し13.5%を占め、前年度に比べ0.9%の減少であった。

権利別に前年比の増減率を見ると、特許登録出願は0.1%、商標登録出願は4.2%の減少であり、実用新案登録出願は1.7%、デザイン登録出願は2.7%の増加で前年度に比べ小幅な増加となった。

<表Ⅶ-1-2>内国人・外国人別の出願状況

(単位：件、%)

区分		2018年		2019年		前年比 増加率
		件数	比率	件数	比率	
特許	内国人	162,566	77.4	171,609	78.4	5.6
	外国人	47,426	22.6	47,366	21.6	△0.1
	計	209,992	100.0	218,975	100.0	4.3
実用新案	内国人	5,768	92.6	4,975	91.3	△13.7
	外国人	464	7.4	472	8.7	1.7
	計	6,232	100.0	5,447	100.0	△12.6
デザイン	内国人	58,700	93.4	59,875	93.4	2.0
	外国人	4,123	6.6	4,236	6.6	2.7
	計	62,823	100.0	64,111	100.0	2.1
商標	内国人	170,536	91.7	190,208	92.8	11.5
	外国人	15,432	8.3	14,789	7.2	△4.2
	計	185,968	100.0	204,997	100.0	10.2
合計	内国人	397,570	85.5	426,667	85.5	7.3
	外国人	67,445	14.5	66,863	13.5	△0.9
	計	465,015	100.0	493,530	100.0	6.1

*国内出願対象(ハーグ、マドリードは含まない)

3. 法人及び個人による出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

2019年の法人による出願件数は315,721件、個人による出願は177,809件で前年度に比べそれぞれ5.4%、7.4%の増加であった。

2019年の個人による出願の割合は36.0%で、2018年の35.6%に比べ0.4%p増加したが、その原因は商標登録出願における個人による出願の割合が相対的に大きく増加したためと見られる。

<表Ⅶ-1-3>法人、個人別の出願状況

(単位：件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2018年	2019年	増減率	2018年	2019年	増減率	2018年	2019年	増減率
特許	167,505 (79.8)	174,240 (79.6)	4.0	42,487 (20.2)	44,735 (20.4)	5.3	209,992	218,975	4.3
実用 新案	2,081 (33.4)	1,856 (34.1)	△10.8	4,151 (66.6)	3,591 (65.9)	△13.6	6,232	5,447	△12.6
デザ イン	32,767 (52.2)	34,443 (53.7)	5.1	30,056 (47.8)	29,668 (46.3)	△1.3	62,823	64,111	2.1
商標	96,103 (52.2)	105,182 (51.3)	8.3	88,865 (47.8)	99,815 (48.7)	12.3	185,968	204,997	10.2
計	299,456 (64.4)	315,721 (64.0)	5.4	165,559 (35.6)	177,809 (36.0)	7.4	465,015	493,530	6.1

* ()は法人・個人別の構成比である。

4. 女性及び学生による出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

2019年の女性による出願は47,346件で前年度に比べ15.9%の増加であり、学生による出願は2,852件で前年度に比べ13.1%の減少であった。

特許庁は女性出願の拡大のために女性だけを対象とする知的財産権教育を全国において実施し、女性の発明アイデアが死蔵されず産業に積極的に活用できるよう、世界女性発明大会、生活発明コリア、試作品の製作支援、女性発明品博覧会等の多様な支援政策を継続して取り組んでいる。

学生の場合はこれまでの出願手数料の減免において変化があった。これまで出願件数50件に対し出願手数料100%の減免を受けていたものを、2009年からは年間10件に対してのみ減免が受けられ、2014年からは学生の減免対象から大学生は除外した。これにより学生による出願件数は、2015年以降から毎年減少している。

＜表Ⅶ－1－4＞女性及び学生による出願状況

(単位：件、%)

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
女性	37,053 (13.9)	35,959 (△3.0)	36,734 (2.2)	40,857 (11.2)	47,346 (15.9)
学生	3,889 (1.3)	3,655 (△6.0)	3,524 (△3.6)	3,281 (△6.9)	2,852 (△13.1)

* ()は前年比の増減率

5. 代理人有無別の出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

2019年の代理人による全体出願件数は413,383件であり、産業財産権の全体出願件数の493,530件に比べ83.8%を占め、出願人による直接出願の全体件数は80,147件であり、全体出願件数の16.2%を占めた。また、代理人による出願は直近5年間で82%から84%台を維持する動きを見せ、2015年からは小幅増加したが、2019年は0.7%pの減少であった。

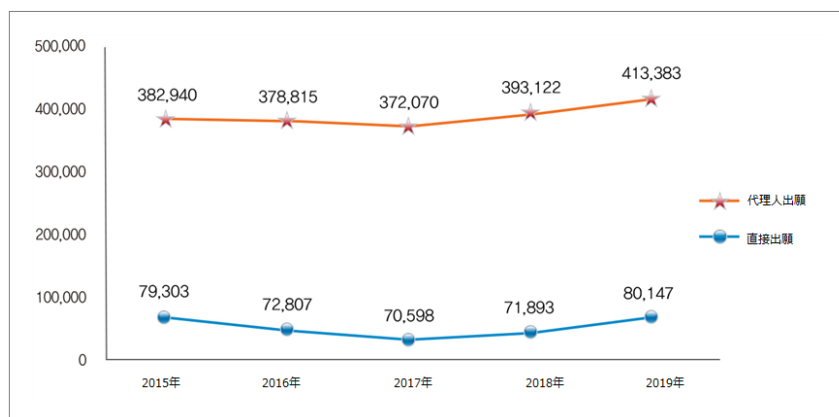
<表Ⅶ-1-5>代理人有無別の出願件数

(単位：件、%)

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
代理人出願	382,940 (82.8)	378,815 (83.9)	372,082 (84.1)	393,122 (84.5)	413,383 (83.8)
直接出願	79,303 (17.2)	72,807 (16.1)	70,596 (15.9)	71,893 (15.5)	80,147 (16.2)
計	462,243 (100)	451,622 (100)	442,668 (100)	465,015 (100)	493,530 (100)

* ()は代理人有無別の構成比である。

<図Ⅶ-1-2>代理人有無別の出願推移



6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)による特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 工業主査 ベ・ミンジュ

産業財産権主要4カ国(米・日・中・ヨーロッパ)の直近5年間の特許出願を見ると、2018年に最も多い特許出願件数を記録した国/地域は中国であり、直近5年間(2014年～2018年)の全体出願件数は6,292,140件であった。その次に多い国が米国、日本、ヨーロッパ(EPO)の順であった。

特に、中国の場合は開放化及び産業化の影響により急激な出願増加率が続いており、8年連続で、世界特許出願件数の基準で1位を占めた。2015年には世界初の年間出願件数100万件以上を記録し、その以降も増加が続き高い出願件数を維持している。その反面、米国と日本は2017年に比べ2018年は特許出願が漸減し、中国と対照をなした。

＜表Ⅶ-1-6＞主要国による直近5年間の特許出願状況

(単位：件、%)

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
中国	928,177 (12.5)	1,101,864 (18.7)	1,338,503 (21.5)	1,381,594 (3.2)	1,542,002 (11.6)
米国	578,802 (1.3)	589,410 (1.8)	605,571 (2.7)	606,956 (0.2)	597,141 (△1.6)
日本	325,989 (△0.7)	318,721 (△2.2)	318,381 (△0.1)	318,479 (0.0)	318,479 (△1.5)
ヨーロッパ (EPO)	152,662 (3.1)	160,028 (4.8)	159,358 (△0.4)	166,585 (4.5)	174,397 (4.7)

*WIPOホームページ参考

*()は前年比の増減率

7. 韓国における主要国(米国、日本、中国、ヨーロッパ)への特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 工業主査 ベ・ミンジュ

＜表Ⅶ-1-7＞直近5年間の韓国における主要国への特許出願状況

(単位：件、%)

区分		2014年	2015年	2016年	2017年	2017年	平均 増加率 ²⁵
中国	内国人 出願	11,528 (6.1)	12,907 (1 2.0)	13,764 (6 .6)	13,180 (△4.2)	13,875 (5.3)	5.2%
	中国 全体出願	928,177 (12.5)	1,101,864 (18.7)	1,338,503 (21.5)	1,381,594 (3.2)	1,542,002 (11.6)	13.5%
米国	内国人 出願	36,744 (9.7)	38,205 (4 .0)	37,341 (△ 2.3)	35,565 (△4.8)	33,961 (△4.5)	0.4%
	米国全体 出願	578,802 (1.3)	589,410 (△ 1.8)	605,571 (△ 2.7)	606,956 (0.2)	597,141 (△1.6)	0.9%
日本	内国人 出願	5,682 (△7.4)	5,222 (△ 8.1)	5,216 (△ 0.1)	4,735 (△9.2)	5,070 (7.1)	-3.5%
	日本全体 出願	325,989 (△0.7)	318,721 (△ 2.2)	318,381 (△ 0.1)	318,479 (0.0)	318,479 (△1.5)	-0.9%
ヨー ロッ パ (EP O)	内国人 出願	6,162 (△2.8)	6,410 (4.0)	6,824 (6.5)	6,455 (△5.4)	7,280 (12.8)	3.0%
	ヨーロッ パ(EPO)全 体出願	152,662 (3.2)	160,028 (△ 4.8)	159,358 (△ 0.4)	166,585 (4.5)	174,397 (4.7)	3.4%

*WIPOホームページ参考

*()は前年比の増減率

²⁵ 2014～2018年の5年間の増減率平均

第2節 権利別・産業部門別の出願

1. 特許・実用新案登録の出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

特許出願における産業部門別の構成割合を見ると、内国人はコンピュータプログラミング、情報サービス業(9.2%)、事務用以外の一般機械製造業(6.8%)分野の順で出願の割合が高く、外国人の場合は医療用物質及び医薬品製造業(10.6%)、半導体製造業(9.0%)、通信及び放送設備製造業(7.3%)分野の順で出願の割合が高かった。

また、実用新案登録出願における産業部門別の構成割合を見ると、内国人は家庭用機器製造業(9.6%)、その他製品製造業(8.3%)分野の順で出願の割合が高く、外国人の場合は事務用以外の一般機械製造業(14.4%)、家庭用機器製造業(10.8%)、医療用機器(眼鏡、レンズを含む)製造業(10.0%)分野の順で出願の割合が高かった。

<表VII-1-8> 産業部門別の特許、実用新案登録出願状況

(単位：件、%)

区分(特許)	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
農林漁業	2,822	1.6	264	0.6	3,086	1.4
鉱業	270	0.2	37	0.1	307	0.1
食料品製造業	3,839	2.2	264	0.6	4,103	1.9
飲料製造業	139	0.1	16	0.0	155	0.1
タバコ製造業	338	0.2	436	0.9	774	0.4
繊維製品製造業	479	0.3	137	0.3	616	0.3
衣服、アクセサリー及び毛皮製品製造業	632	0.4	56	0.1	688	0.3
皮、ガパン及び履物製造業	717	0.4	92	0.2	809	0.4

木材及び木の製品製造業：家具除外	664	0.4	33	0.1	697	0.3
パルプ、紙及び紙製品製造業	146	0.1	64	0.1	210	0.1
印刷及び記録媒体複製業	202	0.1	62	0.1	264	0.1
コークス、練炭及び石油精製品製造業	188	0.1	150	0.3	338	0.2
基礎化学物質製造業	1,346	0.8	959	2.0	2,305	1.1
肥料及び窒素化学物質製造業	176	0.1	12	0.0	188	0.1
合成ゴム及びプラスチック物質製造業	2,517	1.5	2,173	4.6	4,690	2.1
殺虫剤及びその他農薬製造業	240	0.1	115	0.2	355	0.2
インク、ペイント、コーティング及び類似製品製造業	753	0.4	339	0.7	1,092	0.5
洗剤、化粧品及び光沢剤製造業	2,096	1.2	510	1.1	2,606	1.2
その他化学製品製造業	2,122	1.2	1,327	2.8	3,449	1.6
化学繊維製造業	214	0.1	71	0.1	285	0.1
医療用物質及び医薬品製造業	6,902	4.0	5,025	10.6	11,927	5.4
ゴム製品及びプラスチック	4,452	2.6	1,059	2.2	5,511	2.5
非金属鉱物製品製造業	4,742	2.8	1,442	3.0	6,184	2.8
1次鉄鋼製造業	973	0.6	646	1.4	1,619	0.7
1次非鉄金属製造業	16	0.0	14	0.0	30	0.0
金属鑄造業	228	0.1	62	0.1	290	0.1
救助用金属製品、タンク、蒸気発生器製造業	740	0.4	120	0.3	860	0.4
武器及び銃砲弾製造業	278	0.2	44	0.1	322	0.1
その他金属加工製品製造業	2,240	1.3	743	1.6	2,983	1.4
半導体製造業	7,839	4.6	4,279	9.0	12,118	5.5
電子部品製造業	2,963	1.7	1,347	2.8	4,310	2.0
コンピュータ及び周辺装置製造業	3,119	1.8	926	2.0	4,045	1.8
通信及び放送装備製造業	10,365	6.0	3,475	7.3	13,840	6.3

映像及び音響機器製造業	4,360	2.5	1,289	2.7	5,649	2.6
マグネチック及び光学媒体製造業	38	0.0	16	0.0	54	0.0
医療用機器製造業	9,422	5.5	2,170	4.6	11,592	5.3
測定、試験、航海、制御及びその他精密製造業	7,564	4.4	2,076	4.4	9,640	4.4
眼鏡、写真装備及びその他光学機器製造業	1,963	1.1	1,686	3.6	3,649	1.7
時計及び時計部品製造業	79	0.0	47	0.1	126	0.1
電動機、発電機及び電気変換、供給、制御装置製造業	2,495	1.5	522	1.1	3,017	1.4
一次電池及び蓄電池製造業	3,387	2.0	1,003	2.1	4,390	2.0
絶縁線及びケーブル製造業	2,367	1.4	487	1.0	2,854	1.3
電球及び照明装置製造業	1,393	0.8	194	0.4	1,587	0.7
家庭用機器製造業	4,919	2.9	510	1.1	5,429	2.5
その他電気装備製造業	2,469	1.4	275	0.6	2,744	1.3
事務用機械及び装備製造業	479	0.3	181	0.4	660	0.3
事務用以外の一般機械製造業	11,749	6.8	2,831	6.0	14,580	6.7
特殊機械製造業	8,160	4.8	2,523	5.3	10,683	4.9
自動車製造業	6,167	3.6	1,127	2.4	7,294	3.3
船舶製造業	1,521	0.9	140	0.3	1,661	0.8
鉄道装備製造業	296	0.2	43	0.1	339	0.2
航空機製造業	621	0.4	100	0.2	721	0.3
戦闘用車両製造業	1	0.0		0.0	1	0.0
モーターサイクル製造業	09	0.1	13	0.0	122	0.1
その他分類されない運送装備製造業	43	0.2	39	0.1	382	0.2
家具製造業	1,517	0.9	74	0.2	1,591	0.7
その他製品製造業	4,610	2.7	61	1.0	5,071	2.3

電気、ガス、重機、水道	985	0.6	137	0.3	1,122	0.5
下水、廃棄物処理、原料再生、環境復元	1,567	0.9	143	0.3	1,710	0.8
建設業、建築技術サービス	5,407	3.2	182	0.4	5,589	2.6
コンピュータプログラミング、情報サービス業	15,762	9.2	1,909	4.0	17,671	8.1
その他	7,100	4.1	891	1.9	7,991	3.6
合計	171,607	100.0	47,368	100.0	218,975	100.0

*特許出願の取下げ・放棄、IPC未分類の件数を含む。

区分(実用新案)	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
農林漁業	230	4.6	5	1.1	235	4.3
鉱業	1	0.0		0.0	1	0.0
食料品製造業	24	0.5	4	0.8	28	0.5
飲料製造業	2	0.0		0.0	2	0.0
タバコ製造業	9	0.2		0.0	9	0.2
繊維製品製造業	6	0.1	1	0.2	7	0.1
衣服、アクセサリー及び毛皮製品製造業	116	2.3	3	0.6	119	2.2
皮、ガバン及び履物製造業	134	2.7	8	1.7	142	2.6
木材及び木の製品製造業： 家具除外	72	1.4	1	0.2	73	1.3
パルプ、紙及び紙製品製造業	22	0.4		0.0	22	0.4
印刷及び記録媒体複製業	28	0.6		0.0	28	0.5
コークス、練炭及び石油精製品製造業	1	0.0		0.0	1	0.0

基礎化学物質製造業	1	0.0		0.0	1	0.0
肥料及び窒素化学物製造業	3	0.1		0.0	3	0.1
合成ゴム及びプラスチック物質製造業	1	0.0		0.0	1	0.0
殺虫剤及びその他農薬製造業	1	0.0		0.0	1	0.0
インク、ペイント、コーティング及び類似製品製造業	2	0.0		0.0	2	0.0
洗剤、化粧品及び光沢剤製造業	1	0.0		0.0	1	0.0
その他化学製品製造業	13	0.3	4	0.8	17	0.3
化学繊維製造業		0.0	1	0.2	1	0.0
医療用物質及び医薬品製造業	338	6.8	25	5.3	363	6.7
ゴム製品及びプラスチック	156	3.1	5	1.1	161	3.0
非金属鉱物製品製造業	16	0.3	2	0.4	18	0.3
1次鉄鋼製造業	2	0.0		0.0	2	0.0
1次非鉄金属製造業	28	0.6	7	1.5	35	0.6
金属鑄造業	12	0.2	1	0.2	13	0.2
救助用金属製品、タンク、蒸気発生器製造業	137	2.8	11	2.3	148	2.7
武器及び銃砲弾製造業	9	0.2	6	1.3	15	0.3
その他金属加工製品製造業	20	0.4	11	2.3	31	0.6
半導体製造業	39	0.8	12	2.5	51	0.9
電子部品製造業	51	1.0	4	0.8	55	1.0
コンピュータ及び周辺装置	46	0.9	2	0.4	48	0.9

製造業						
通信及び放送装備製造業	349	7.0	47	10.0	396	7.3
映像及び音響機器製造業	81	1.6	10	2.1	91	1.7
マグネチック及び光学媒体製造業	31	0.6	16	3.4	47	0.9
医療用機器製造業	8	0.2		0.0	8	0.1
測定、試験、航海、制御及びその他精密製造業	36	0.7	5	1.1	41	0.8
眼鏡、写真装備及びその他光学機器製造業	14	0.3	3	0.6	17	0.3
時計及び時計部品製造業	100	2.0	24	5.1	124	2.3
電動機、発電機及び電気変換、供給、制御装置製造業	116	2.3	5	1.1	121	2.2
一次電池及び蓄電池製造業	478	9.6	51	10.8	529	9.7
絶縁線及びケーブル製造業	40	0.8	2	0.4	42	0.8
電球及び照明装置製造業	10	0.2		0.0	10	0.2
家庭用機器製造業	1	0.0		0.0	1	0.0
その他電気装備製造業	2	0.0		0.0	2	0.0
事務用機械及び装備製造業	1	0.0		0.0	1	0.0
事務用以外の一般機械製造業	316	6.4	68	14.4	384	7.0
特殊機械製造業	249	5.0	41	8.7	290	5.3
自動車製造業	181	3.6	11	2.3	192	3.5
船舶製造業	67	1.3		0.0	67	1.2
鉄道装備製造業	11	0.2		0.0	11	0.2
航空機製造業	12	0.2		0.0	12	0.2

モーターサイクル製造業	6	0.1	1	0.2	7	0.1
その他分類されない運送装 備製造業	29	0.6	5	1.1	34	0.6
家具製造業	223	4.5	10	2.1	233	4.3
その他製品製造業	413	8.3	32	6.8	445	8.2
電気、ガス、重機、水道	11	0.2		0.0	11	0.2
下水、廃棄物処理、原料再 生、環境復元	41	0.8	2	0.4	43	0.8
建設業、建築技術サービス	298	6.0	8	1.7	306	5.6
コンピュータプログラミング、 情報サービス業	33	0.7	6	1.3	39	0.7
その他	302	6.1	12	2.5	314	5.8
合計	4,975	100.0	472	100.0	5,447	100.0

* 実用新案出願の取下げ・放棄、IPC未分類の件数を含む。

2. 商標登録の出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

NICE分類による2019年の商標登録の出願状況を見ると、内国人による出願はサービス業が43.0%で最も高い出願の割合を記録し、化学品・薬剤・化粧品13.0%、機械・電気機械・輸送機械機具と菓子、食品、飲料がそれぞれ12.4%、12.0%で出願の割合が比較的に高かった。

外国人による出願の場合もサービス業が26.9%で最も高く、その次に機械・電気機械・輸送機械機具20.0%、化学品・薬剤・化粧品16.0%の順で出願の割合が比較的に高かった。

＜表Ⅶ－1－9＞NICE分類別の商標登録出願状況

(単位：件、%)

区分	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
化学品、薬剤、化粧品	29,749	13.0	3,800	16.0	33,549	13.3
一般金属材、建築材料、手動利器類、非 金属製建築材料	2,945	1.3	455	1.9	3,400	1.3
機械、電気機械、輸送機械器具	28,283	12.4	4,770	20.0	33,053	13.1
繊維、繊維製品、衣類	13,993	6.1	1,928	8.1	15,921	6.3
家具、敷物類、台所用品	9,291	4.1	1,099	4.6	10,390	4.1
貴金属、時計、皮革、カバン類	7,149	3.1	1,156	4.9	8,305	3.3
楽器、玩具、運動器具、タバコ	5,157	2.3	1,204	5.1	6,361	2.5
紙、文房具、印刷物	5,154	2.3	642	2.7	5,796	2.3
菓子、食品、飲み物	27,355	12.0	2,203	9.3	29,558	11.7
ゴム、プラスチック材料	595	0.3	122	0.5	717	0.3
サービス業	98,312	43.0	6,411	26.9	104,723	41.5
その他	535	0.2	2	0.0	537	0.2
計	228,518	100.0	23,792	100.0	252,310	100.0

*国内出願対象(マドリードは含まない)、多類基準(出願1件当たり複数の類で集計)

3. デザイン登録の出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

2019年のデザイン登録の出願状況を見ると、内国人は衣服及び身の回り品14.1%、事務用品及び販売用品13.4%、住宅設備用品12.0%で出願の割合が比較的に高く、外国人は電気・電子・通信機械器具分野が23.4%で最も高い割合を見せた。また、内国

人・外国人を含む全体の衣服及び身の回り品が14.2%、事務用品及び販売用品が13.1%、住宅設備用品が11.7%の順で出願の割合が高かった。

<表Ⅶ-1-10> デザイン部門別のデザイン登録出願状況

(単位：件、%)

区分	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数
加工食品及び嗜好品	231	0.4	8	0.19	239	0.4
衣服及び身の回り品	8,413	14.1	690	16.3	9,103	14.2
生活用品	6,430	10.7	496	11.7	6,926	10.8
住宅設備用品	7,190	12.0	341	8.1	7,531	11.7
趣味・娯楽用品及び 運動競技用品	2,604	4.3	229	5.4	2,833	4.4
事務用品及び販売用品	8,026	13.4	357	8.4	8,383	13.1
運輸及び運搬機械	1,804	3.0	259	6.1	2,063	3.2
電気・電子機械器具及び 通信機械器具	5,666	9.5	989	23.4	6,655	10.4
一般機械器具	3,219	5.4	401	9.5	3,620	5.6
産業用機械器具	3,467	5.8	286	6.8	3,753	5.9
土木、建築用品	5,677	9.5	31	0.7	5,708	8.9
その他基礎製品	5,001	8.4	99	2.3	5,100	8.0
その他物品	142	0.2		0.0	142	0.2
その他	2,007	3.4	48	1.1	2,055	3.2
計	59,877	100.0	4,234	100.0	64,111	100.0

* 国内出願対象(ハグ、マドリードは含まれてない)、単類基準

第3節 公共機関及び大学における特許出願

1. 公共機関における特許出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

公共機関における特許出願は、2019年は11,186件で前年度に比べ1.8%の増加であった。2015年から2019年までに、公共機関の中で特許最多出願1位の機関は10,522件を出願した韓国電子通信研究院で公共機関における全体出願件数の19.1%を占め、その次の機関が韓国科学技術研究院、韓国生産技術研究院、国防科学研究所、電子部品研究院の順であった。

<表VII-1-11> 公共機関における特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
公共機関の特許出願	10,714	11,212	11,017	10,988	11,186
前年比の増減率	△2.0	4.6	△1.7	△0.3	1.8

* 出願番号基準

<表VII-1-12> 公共機関における特許最多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	2015～2019年の出願件数	特許占有率
1	韓国電子通信研究院	10,522	19.1
2	韓国科学技術研究院	3,010	5.5
3	韓国生産技術研究院	2,848	5.2
4	国防科学研究所	2,670	4.8
5	電子部品研究院	2,291	4.2
その他	その他	33,776	61.3

合計	-	55,117	100.0
----	---	--------	-------

* 共同出願は各々の出願人ごとに1件として処理

* 公共機関：公共機関、研究機関、公的企業等を含む。

2. 大学における特許出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

大学における2019年の特許出願件数は19,866件で前年に比べ0.8%の増加であった。2015年から2019年までの大学における最多出願一位の大学は5,571件を出願した韓国科学技術院で大学の全体出願に対し5.6%を占め、ソウル大学、延世大学がそれぞれ2位と3位を占めている。

上位5位までの大学が占める割合は22.5%であり、知名度の高い一部の理工系大学の特許出願の割合が比較的に高かった。

<表Ⅶ-1-13> 大学における特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
大学の特許出願	19,652	20,330	19,528	19,726	19,866
前年比増加率	10.9	3.5	△3.9	1.0	0.8

* 出願番号基準

<表Ⅶ-1-14> 大学における特許最多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	2015年～2019年出願件数	占有率
1	韓国科学技術院	5,571	5.6
2	ソウル大学産学協力団	4,804	4.8
3	延世大学産学協力団	4,264	4.3

4	高麗大学産学協力団	4,199	4.2
5	漢陽大学産学協力団	3,451	3.5
その他	その他	76,833	77.5
合計	-	99,122	100.0

* 共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

* 大学：大学、学校法人等を含む。

第4節 内国人・外国人による地域別・企業別の出願

1. 内国人による出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

イ. 地域別の出願状況

2019年の内国人による全体出願は426,667件であり、このうちのソウル、仁川、京畿等の首都圏が295,554件で全体出願の69.3%を占め、その他の地域は131,113件で30.7%を占めている。これは、大半の国内企業が首都圏に本社を置き、本社の住所地から出願をしているので、首都圏に出願件数が集中していると判断される。

＜表Ⅶ-1-15＞内国人による地域別の出願状況

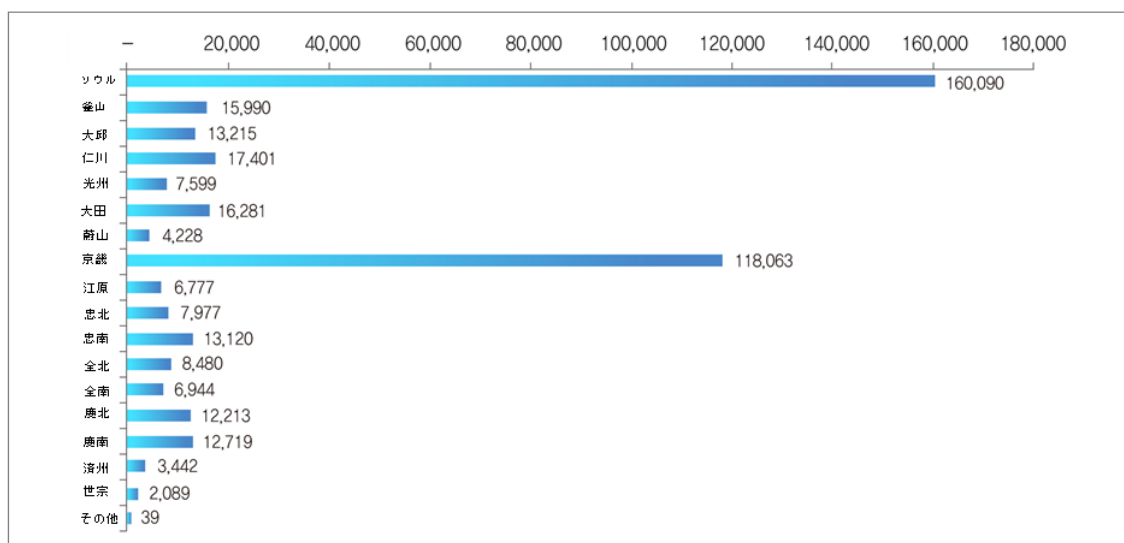
(単位：件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年
ソウル	47,149	52,570	1,400	1,137	18,713	18,752	79,357	87,631	146,619	160,090	36.9	37.5
釜山	6,167	6,054	293	222	2,648	2,729	6,314	6,985	15,422	15,990	3.9	3.7
大邱	4,627	4,774	195	188	3,543	3,447	4,409	4,806	12,774	13,215	3.2	3.1
仁川	6,245	6,427	360	341	3,440	3,390	6,688	7,243	16,733	17,401	4.2	4.1
光州	3,442	3,485	102	82	1,133	1,660	2,452	2,372	7,129	7,599	1.8	1.8
大田	10,805	10,612	194	179	1,457	1,244	4,050	4,246	16,506	16,281	4.2	3.8
蔚山	2,351	2,282	102	91	485	503	1,103	1,352	4,041	4,228	1.0	1.0
世宗	47,161	49,446	1,989	1,810	18,829	18,912	41,621	47,895	109,600	118,063	27.6	27.7
京畿	2,671	2,606	104	77	806	825	2,809	3,269	6,390	6,777	1.6	1.6
江原	3,498	3,675	138	100	1,016	1,084	3,049	3,118	7,701	7,977	1.9	1.9
忠北	6,481	6,891	136	157	1,540	1,673	3,780	4,399	11,937	13,120	3.0	3.1

忠南	3,980	4,338	114	84	940	1,000	2,870	3,058	7,904	8,480	2.0	2.0
全北	3,220	3,425	144	82	748	883	2,370	2,554	6,482	6,944	1.6	1.6
全南	6,612	6,624	152	123	1,245	1,396	3,281	4,070	11,290	12,213	2.8	2.9
慶北	6,521	6,680	266	240	1,630	1,775	3,623	4,024	12,040	12,719	3.0	3.0
慶南	830	891	22	35	381	370	1,819	2,146	3,052	3,442	0.8	0.8
済州	793	810	30	27	139	231	914	1,021	1,876	2,089	0.5	0.5
その他	13	19	27	-	7	1	27	19	74	39	0.0	0.0
計	162,566	171,609	5,768	4,975	58,700	59,875	170,536	190,208	397,570	426,667	100.0	100.0

< 図Ⅶ-1-3 > 2019年内国人による地域別の出願推移

(単位：件)



ロ. 国内における最多出願企業別の出願状況

2019年の国内における最多出願企業のうち、上位10位圏内企業の全体出願件数は31,613件であり、企業全体の出願件数に対し14.5%を占めている。特に、特許出願の場合は10位圏の最多出願企業の出願件数が国内における企業全体の出願件数99,481件

のうちの27,109件で27.3%を占めている。

多出願企業を見ると、LG電子、サムスン電子、LG化学、現代自動車、サムスンディスプレイがそれぞれ1～5位を占めた。

<表Ⅶ-1-16>国内における10位圏内の最多出願企業の出願状況

(単位：件、%)

順位	企業名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	LG電子	7,797		990	213	9,000
2	サムスン電子株式会社	6,313		741	231	7,285
3	LG化学	4,314			12	4,326
4	現代自動車株式会社	2,889		216	70	3,175
5	サムスンディスプレイ株式会社	2,319		44	2	2,365
6	LGディスプレイ株式会社	1,403		4	1	1,408
7	LG生活健康	200	14	135	946	1,295
8	CJ	158	2	506	259	925
9	SKハイニックス	906			16	922
10	ポスコ	810		3	99	912
	小計 (企業全体出願中の占有率)	27,109 (27.3)	16 (1.2)	2,639 (9.0)	1,849 (2.1)	31,613 (14.5)
	全体企業の出願合計	99,481	1,327	29,168	88,599	218,575

* 共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

2. 外国人による出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

イ. 出願人の国籍別出願状況

2019年の多出願国を見ると、2018年に続いて米国と日本がそれぞれ1位と2位を占め、外国人(法人含む)全体出願の49.3%を占め、依然として強みを見せた。主な上位最多出願国の順位は2018年と同様の順位を維持している。

権利別では、デザインは米国、特許は日本、実用新案と商標は中国が優位を見せている。

<表Ⅶ-1-17>外国(法)人による国籍別出願状況

(単位：件、%)

順位	区分		特許	実用	デザイン	商標	計		2017年 の順位
							件数	占有率	
1	米国	2019年	13,103	46	1,487	6,911	21,547	25.6	1
		2018年	13,019	22	1,287	6,860	21,188	25.6	
2	日本	2019年	14,994	30	1,093	3,861	19,978	23.7	2
		2018年	15,606	26	1,043	3,839	20,514	24.8	
3	中国	2019年	3,725	173	884	7,642	12,424	14.7	3
		2018年	3,140	209	781	6,382	10,512	12.7	
4	ドイツ	2019年	4,222	11	223	1,974	6,430	7.6	4
		2018年	4,381	10	155	2,136	6,682	8.1	
5	フランス	2019年	1,543	7	232	1,375	3,157	3.7	5
		2018年	1,701	-	117	1,377	3,195	3.9	
6	スイス	2019年	1,307	3	192	1,187	2,689	3.2	6
		2018年	1,307	-	145	1,132	2,584	3.1	
7	英国	2019年	1,062	3	91	1,259	2,415	2.9	7
		2018年	1,228	7	85	1,213	2,533	3.1	
小計		2019年	40,382	274	3,613	22,939	67,208	79.7	

	2018年	40,382	274	3,613	22,939	67,208	81.3
その他の国	2019年	7,406	199	962	7,085	15,652	18.6
	2018年	7,044	190	1,367	6,866	15,467	18.7
計	2019年	47,362	472	5,164	31,294	84,292	100.0
	2018年	47,426	464	4,980	29,805	82,675	100.0

*デザインはハーグ、商標はマドリッドを含む

ロ. 多出願企業別の出願状況

外国人による10大多出願企業には、米国企業4社、日本企業4社、中国企業1社、台湾企業1社が含まれている。多出願順位を見ると、中国のHuawe Technology Co.,Ltdが1位、米国のアップルインクが2位、日本の東京エレクトロンが3位、米国のクアルコムが4位、台湾の台湾セミコンダクターマニュファクチャリングカンパニーリミテッドが5位を占めた。

<表VII-1-18>外国人による10位圏内最多出願企業別の出願状況

(単位：件)

順位	出願人	国名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	Huawe Technology Co.,Ltd.	中国	653	0	35	52	740
2	アップルインク	米国	312	1	278	16	607
3	東京エレクトロン株式会社	日本	560	0	6	0	566
4	クアルコムインコーポレイテッド	米国	563	0	0	2	565
5	Taiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited	台湾	483	0	0	0	483
6	キヤノン株式会社	日本	435	0	6	0	441
7	株式会社半導体エネルギー研究所	日本	434	0	0	6	440
8	グーグルLLC	米国	367	0	24	42	433

2019年度知的財産白書

9	アブライド マテリアルズインコーポレイテッド	米国	398	5	5	5	413
10	日東電工	日本	383	0	5	0	388

* 共同出願は各々の出願人ごとに1件として処理

第2章 PCT、マドリッド及びハーグ国際出願分野

第1節 PCT国際出願

1. 全世界におけるPCT国際出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 書記官 キム・ギョンオク

WIPOが発表した統計資料(暫定)によると、2019年のPCTシステムを利用した国際特許出願は、2018年の253,000件に比べ5.1%増加した265,800件を記録した。よって、PCT国際出願は1990年以降から30年連続増加率を維持しており、発明の海外特許出願のためのツールとして毎年重要性が増している。

近年のPCT国際出願の推移及び増加率で分かるように、興味深い現象として、全体出願においてアジア諸国が占める割合が持続的に増加している。2019年には、とりわけ中国のPCT出願の増加率が目覚ましく増加し、2018年に1位であった米国を追い越してPCT国際出願1位を占め、全体PCT出願の増加を牽引する役割を果たした。中国は2018年に比べ10.6%増加した58,990件のPCT国際出願実績を記録し、57,840件を出願した米国を追い越して1位を占めた。日本のPCT出願は2018年に比べ6.0%増加した52,660件を記録、韓国は19,085件の出願実績を記録して5位を維持し、4位であるドイツとのPCT出願件数の差が、2018年の2,869件から2019年の268件に急激に減った。また、2019年の上位10ヵ国の中で最も高い増加率である12.2%を記録した。

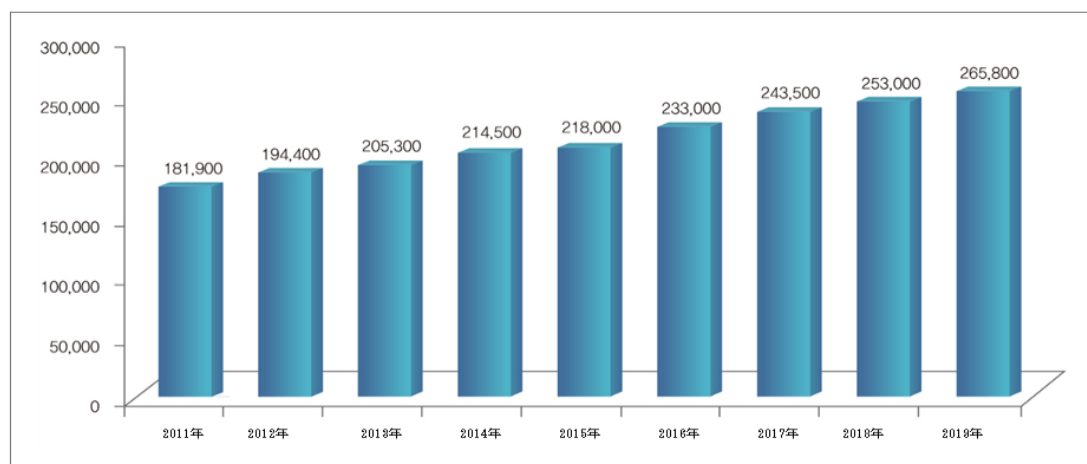
一方、米国は2018年に比べ3.0%増加した57,840件の出願件数を記録し、全体PCT出願件数の増加率より低い伸び率を見せた。フランスも同様に出願件数の増加率が0.3%を記録し、アジア諸国の増加率に及ばない傾向を見せた。

大陸別に占める出願の割合を見ると、2019年の全体PCT出願において、アジア諸国は50.9%を占めて全体出願件数の過半数を占めた。その反面ヨーロッパは20.7%、北米は22.0%を占め、2018年の24.5%、23.1%と比べてそれぞれ小幅の減少となった。

このようなアジア諸国のPCT出願割合増加の傾向は、中国における目覚ましい増加率と共に一定期間は継続するものと見込まれる。

<図VII-2-1>全世界におけるPCT国際出願状況

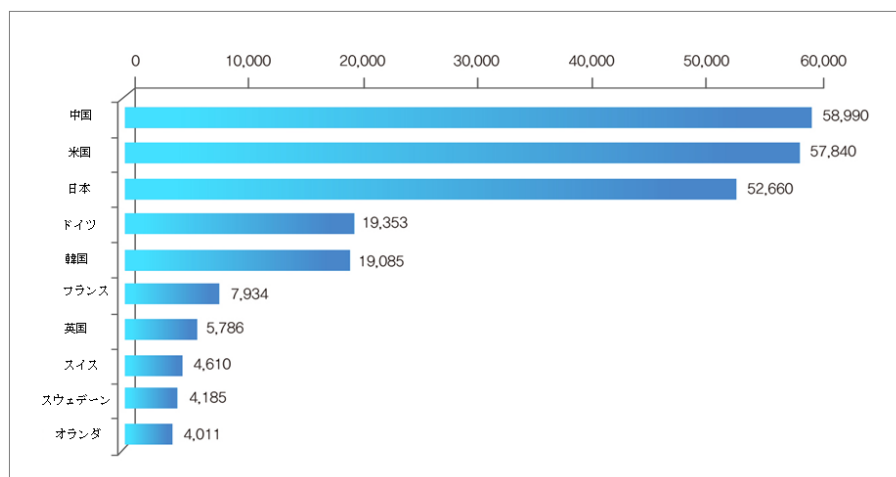
(単位:件)



*資料出所：PCT Yearly Review(2019年の数値はWIPO発表(暫定)資料)

<図VII-2-2>2019年の全世界PCT多出願国の順位

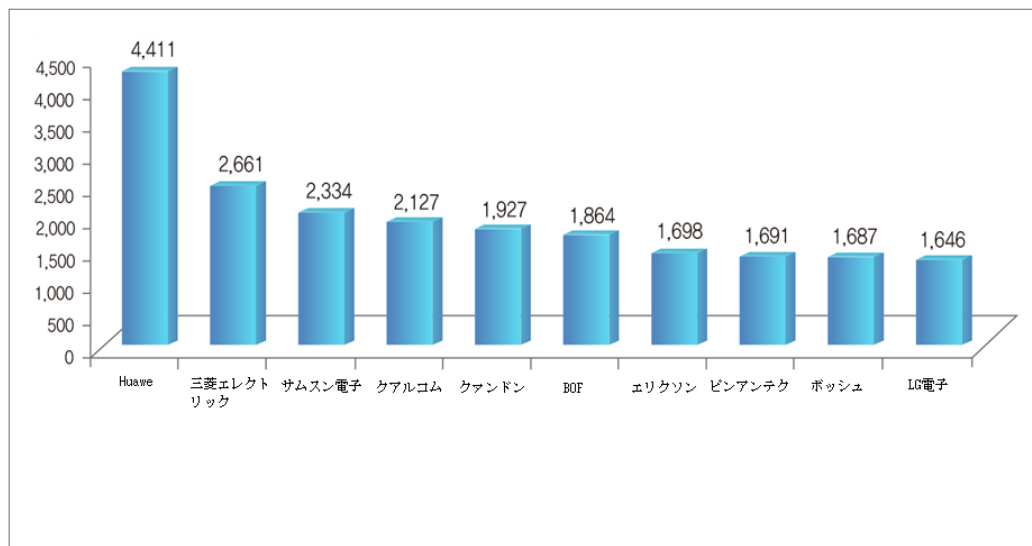
(単位:件)



*資料出所：2020年4月のWIPO発表(暫定)資料)

<図Ⅶ-2-3> 2019年の全世界PCT多出願企業の順位

(単位:件)



* 出所：2020年4月のWIPO発表(暫定)資料

2. 韓国におけるPCT国際出願状況及び見通し

情報顧客支援局 国際出願課 書記官 キム・ギョンオク

イ. 内国人のPCTによる海外出願(受理官庁)

2019年に韓国特許庁が受理官庁²⁶として受理したPCT国際出願は18,885²⁷件であり、2018年の16,991件に比べ1,894件が増えた11.1%の増加率を記録した。これは、2019年の全体PCT出願における多数の国に比べ大幅に増加した数値であり、持続的な増加傾向を維持している。

韓国が増加傾向を保っているのは、海外への特許出願方法として、PCT制度が持つメリットに対する認識拡大と、それに加え、世界経済の不況の中でも海外において特

²⁶ 国際出願を受理する国内(又は地域)官庁であり、韓国出願人の場合は通常韓国特許庁、国際事務局も受理官庁として役割を果たす。

²⁷ 韓国特許庁受付日基準の統計であり、WIPO統計(国際事務局の受付日基準)との差が生じる可能性がある。

許権を確保して競争力を高めるために最善を尽くす韓国企業と研究所、大学等の努力の結果であるといえる。ただし、近年の韓国における特許出願及び特許権確保の傾向を見ると、必須的な特許だけを選別して出願を行って確保する傾向にあり、そのため、PCT国際出願もある程度の影響を受けるものと予想される。よって、特許庁は、今後このような増加傾向を維持できるよう、水準の高い国際調査及び国際予備審査機関としての役割を果し、PCT国際出願制度を簡単かつ便利に利用できるようにサービスとシステムを持続的に整備・改善する一方、PCT国際出願の説明会及び企業訪問コンサルティングのような政策的努力を傾ける計画である。

＜表Ⅶ-2-1＞韓国におけるPCT国際出願件数

(単位：件、%)

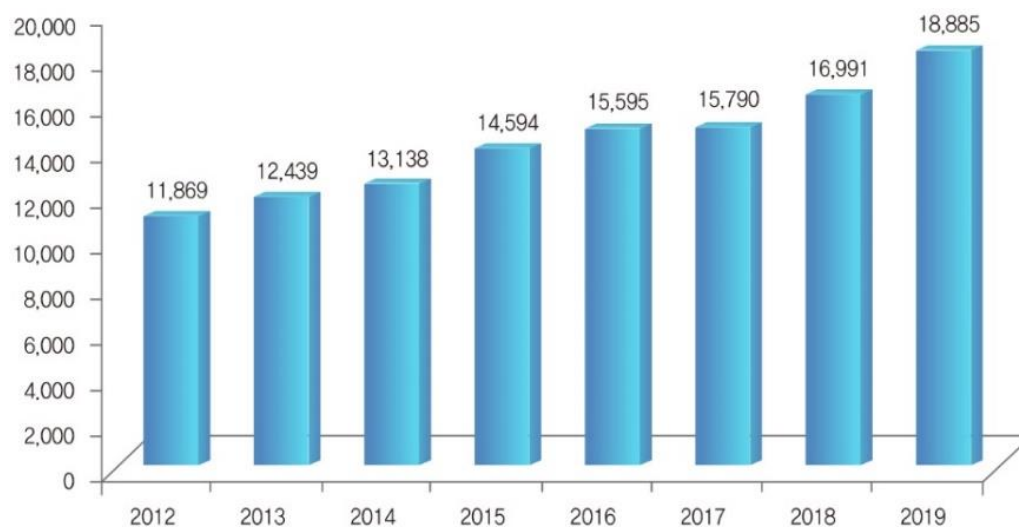
年度 区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
出願件数	11,869	12,439	13,138	14,594	15,595	15,790	16,991	18,885
増加率	14.0	4.8	5.6	11.1	6.8	1.2	7.6	11.1

* 韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務所の受付日基準)と若干の差が発生する可能性がある。

** 資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

＜図Ⅶ-2-4＞韓国におけるPCT国際出願状況

(単位：件)



* 韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務所の受付日基準)と若干の差が発生する可能性がある。

** 資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

ロ. 韓国国内10位圏内のPCT最多出願法人(企業)の状況

2019年の韓国内PCT最多出願法人(企業)別の状況を見ると、LG電子が1位(2,895件)を占め、サムスン電子がその後に続いて2位(2,816件)であった。2018年に1位であったサムスン電子は、2018年の2,221件に比べ26.8%の増加であったが、LG電子は2018年の1,759件に比べ64.6%増加した2,895件を出願し、国内PCT国際出願において最多出願企業となった。一方、10位圏内の8企業の出願は前年に比べ増加傾向を見せ、その中でも2018年に33件を出願したサムスンディスプレイが457.6%増加した184件を出願して6位となった。

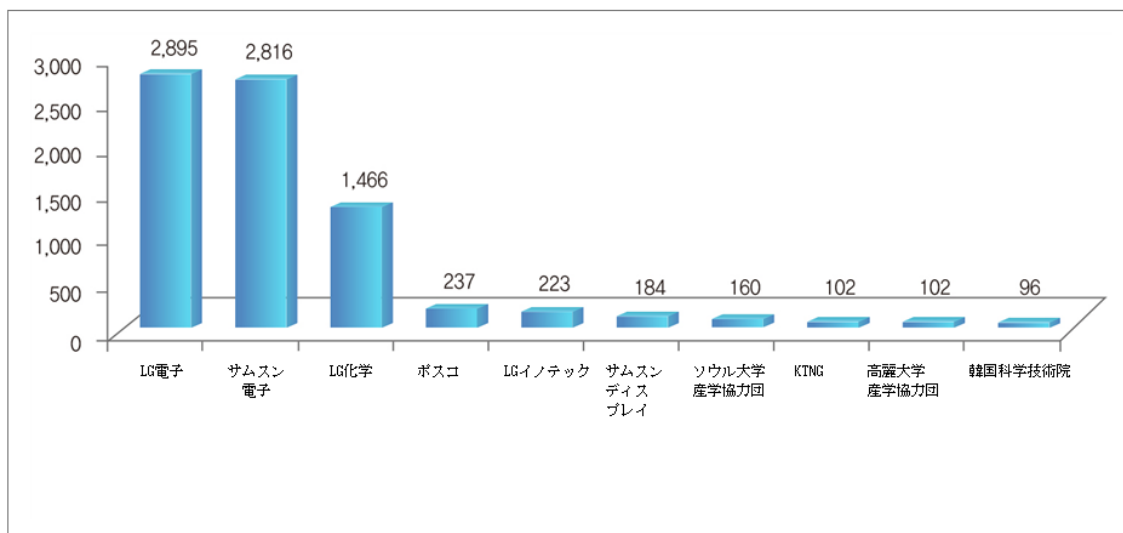
大学及び研究所分野においては、ソウル大学産学協力団が160件で7位、高麗大学協力団が102件で8位となった。ソウル大学産学協力団は2018年に比べ15%増加し、高麗大学産学協力団は7%で小幅上昇した。

また、韓国科学技術院が96件で4段階上昇し10位となった。韓国科学技術院は1994年に国内の大学で初めてPCT出願を行った後、着実に最多出願の順位に名を入れたが、2018年には10位圏内の順位に入れなかった。しかし、2019年は小幅上昇し10位件内に再進入した。

10大多出願企業の出願件数は8,281件であり、全体出願件数の43.8%の割合を占め、前年度の39.1%に比べ増加しており、サムスン電子、LG電子等の大企業がPCT出願のほとんどの部分を占める現象が続いている。

＜図Ⅶ－2－5＞2019年の国内多出願法人(企業)別のPCT国際出願状況

(単位：件)



* 資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

ハ．個人対法人のPCT国際出願状況

2019年のPCT国際出願件数は18,885件で、そのうち個人のPCT国際出願件数は1,959件を占め、2018年の2,031件に比べ小幅ながら減少した。全体出願において占める割合も12.0%から10.4%に減少した。しかし、依然と法人出願がPCT出願の多数を占めており、これは、言語、手続き、費用の面において、個人がPCT制度を利用するにあたり、不便が解消されてないということである。

しかし、韓国語がPCT国際公開語として適用されて以降、PCT国際出願書類の作成等を韓国語で行うことができ、言語に対する負担が軽くなった。特許庁で提供するPCT出願説明会等の広報及び教育と地域知識財産センター支援事業の政策が持続的に拡大され、個人も創意的なアイデアや技術さえあれば、PCT出願制度を利用して幾らでも外国において特許権を確保することができる道が開かれている。

<表Ⅶ-2-2> 個人対法人のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
個人	2,102	1,986	1,982	2,234	2,186	2,077	2,031	1,959
(割合)	(17.7)	(16.0)	(15.1)	(15.3)	(14.0)	(13.2)	(12.0)	(10.4)
法人	9,767	10,453	11,156	12,360	13,409	13,713	14,960	16,926
(割合)	(82.3)	(84.0)	(84.9)	(84.7)	(86.0)	(86.8)	(88.0)	(89.6)
計	11,869	12,439	13,138	14,594	15,595	15,790	16,991	18,885
(割合)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

*資料出所:韓国特許庁 特許情報統計システム

二. 出願方式別のPCT国際出願状況

2019年のPCT出願の中で書面による出願の割合は3.5%であり、2015年から書面の割合は約3~4%を維持している。これは、2015年7月から PCT-EASYモード(出願書・要約書を電子媒体に保存して提出する過渡期的な電子出願方式)を利用した出願方法が終了し、書面による出願の割合が、2015年から約1%から約3~4%増加したものと判断される。2017年には既存のOn-line受付方式に加え、ウェブ基盤提出方式であるePCTの受付が開始され、2019年の書面出願の割合が2018年に比べ小幅減少したものと見られる。

<表Ⅶ-2-3> 媒体別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
On-Line (割合)	10,936 (92.1)	11,228 (90.3)	11,979 (91.2)	13,660 (93.6)	15,003 (96.2)	15,191 (96.2)	16,278 (95.8)	18,216 (96.5)
FD(PCT-EASY) (割合)	757 (6.4)	998 (8.0)	977 (7.4)	478 (3.3)	-	-	-	-

その他(書面等)(割合)	176 (1.5)	213 (1.7)	182 (1.4)	456 (3.1)	592 (3.8)	599 (3.8)	713 (4.2)	669 (3.5)
計(割合)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)	15,595 (100.0)	15,790 (100.0)	16,991 (100.0)	18,885 (100.0)

*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

*2005年2月からオンライン出願施行(PCT-SAFE、ePCT含む)

因みにPCT国際出願を電子出願方式で出願する場合には、国際出願手数料のうちの300スイスフラン(約340,000ウォン)の減免が受けられるので、手数料の節減効果が期待できる。

*2020.4.6. スイスフラン売買基準率1,261ウォン基準

ホ. 言語別のPCT国際出願状況

2019年のPCT国際出願の中で、韓国語による出願は16,640件で全体の88.1%を占め、英語による出願は2,245件で全体の11.9%を占めた。韓国語による出願の割合は2008年までは60%を若干上回ったが、2009年に70%を超え、2011年からは80%を維持している。これは、2009年から韓国語がPCT国際公開語に適用されることとなり、すべての国際出願関連の書類を韓国語で作成して出願することが可能となったからと判断される。韓国語の国際公開言語の採択により、韓国語出願後の優先日から14ヵ月以内に英語翻訳文を提出していた手続きがなくなったことによって、国内の出願人の負担が大きく緩和された。

<表VII-2-4> 言語別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
区分								

韓国語 (割合)	9,628 (81.1)	10,227 (82.2)	10,890 (82.9)	12,522 (85.8)	13,760 (88.2)	14,129 (89.5)	15,086 (88.8)	16,640 (88.1)
英語 (割合)	2,241 (18.9)	2,209 (17.8)	2,243 (17.1)	2,070 (14.1)	1,832 (11.8)	1,661 (10.5)	1,904 (11.2)	2,245 (11.9)
日本語 (割合)	- (-)	3 (-)	5 (-)	2 (-)	3 (-)	0 (-)	1 (-)	0 (-)
計 (割合)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)	15,595 (100.0)	15,790 (100.0)	16,991 (100)	18,885 (100)

*資料出所:韓国特許庁 特許情報統計システム

3. 国際調査・国際予備審査の状況及び見通し

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 ムン・ヨンジュン

イ. 韓国特許庁に対するPCT国際調査及び国際予備審査の請求状況

韓国特許庁は、1997年にPCT総会で国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務に取り組んできた。2019年末基準で米国を始めとする18カ国の特許庁と業務協定を締結し、これらの国の出願人のPCT国際調査及び国際予備審査業務に取り組んでいる。

※業務協定締結国(18カ国):フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、ニュージーランド(2005)、シンガポール(2006)、マレーシア(2006)、米国(2006)、スリランカ(2009)、オーストラリア(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)、サウジアラビア(2015)、メキシコ(2016)、コロンビア(2017)、UAE(2018)、ブルネイ(2019)

2019年に韓国特許庁で受付けた国際調査は全体で27,270件であり、2018年の25,915件に比べ5.2%の増加であった。その中で韓国出願人が申請した件数は18,064件で

2018年に比べ11.1%の増加、米国を始めとする外国の出願人が申請した件数は9,206件で2018年に比べ4.6%の減少であった。

また、米国出願人は2019年基準で8,632件の国際調査を依頼し、韓国特許庁で受けた全体国際調査の31.7%で、外国出願人が申請した国際調査物量の93.8%を占め、外国出願人の件数の中で米国出願人の割合が圧倒的である。

特に、インテル、Applied Materials、GE、3M等の多数の米国グローバル企業が、PCT国際出願を韓国特許庁に国際調査を依頼している。これは、韓国特許庁の国際調査報告書の品質に満足しているという意味である。

<表Ⅶ-2-5>PCT国際調査用写本の受付状況

(単位：件、%)

年度 区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
韓国 (割合)	9,950 (38.8)	10,736 (39.6)	11,971 (40.5)	12,442 (41.3)	13,579 (47.7)	15,016 (53.8)	14,798 (58.8)	16,264 (62.8)	18,064 (66.2)
米国 (割合)	15,167 (59.1)	15,778 (58.3)	16,968 (57.5)	17,162 (56.9)	14,480 (50.9)	12,491 (44.8)	9,992 (39.7)	9,119 (35.2)	8,632 (31.7)
その他の国 (割合)	549 (2.1)	566 (2.1)	592 (2.0)	556 (1.8)	409 (1.4)	397 (1.4)	369 (1.5)	532 (2.1)	574 (2.1)
計	25,666	27,080	29,531	30,160	28,468	27,904	25,159	25,915	27,270

*資料出所:韓国特許庁 特許情報統計システム

2019年に韓国特許庁で受けた国際予備審査は130件で、2018年の124件に比べ4.8%の増加であった。その理由は、韓国に依頼されたPCT国際調査の件数が全般的に増加したからであると見られる。

＜表Ⅶ-2-6＞PCT国際予備審査の請求状況

(単位：件、%)

区分 \ 年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
国際予備審査 請求書受付	226	302	253	236	208	179	163	124	130
増減率	△16.3	33.6	△16.2	△6.7	△11.9	△13.9	△8.9	△23.9	4.8

*資料出所:韓国特許庁 特許情報統計システム

ロ. 韓国における出願人の国際調査機関指定状況

韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は、韓国特許庁 (ISA/KR) 以外に、オーストリア特許庁 (ISA/AT)、オーストラリア特許庁 (ISA/AU)、日本特許庁 (ISA/JP) を国際調査機関 (ISA) に指定して国際調査を受けることができる。

2019年に韓国特許庁を受理官庁とするPCT国際出願において、韓国特許庁を国際調査機関に指定した件数は18,878件で、全体件数に比べ99.9%に達しているのに対し、外国特許庁を国際調査機関に指定した件数は7件 (0.04%) に過ぎない。

これは、オーストリアやオーストラリアより手数料が安く、国際調査報告書の品質に対する満足度が高いからであると見られる。

＜表Ⅶ-2-7＞PCT国際調査機関の指定状況

(単位：件、%)

区分 \ 年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
大韓民国 (KR) (割合)	10,334 (99.24)	11,828 (99.65)	12,386 (99.57)	13,068 (99.47)	14,537 (99.62)	15,549 (99.71)	15,758 (99.80)	16,969 (99.88)	18,878 (99.96)
その他の国 (割合)	78 (0.76)	41 (0.35)	53 (0.43)	69 (0.53)	55 (0.38)	46 (0.29)	31 (0.20)	21 (0.12)	7 (0.04)

計	10,412	11,869	12,439	13,137	14,592	15,595	15,789	16,990	18,885
---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

*資料出所: WIPO IP statistics database

4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行状況

情報顧客支援局 国際出願課 書記官 キム・ギョンオク

イ. PCT韓国国内段階(指定官庁)への移行(出願)件数

PCT国際出願を通じて大韓民国で特許権(実用新案権)を獲得するために韓国国内段階へ移行するPCT国際出願件数は2019年39,115件で、2018年の38,340件に比べて2.0%増加した。

<表Ⅶ-2-8>PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数

(単位: 件、%)

分析	年度							
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
出願件数	31,007	31,729	33,405	34,080	37,158	37,325	38,340	39,115
増減率(%)	6.3	2.3	5.3	2.0	9.0	0.4	2.7	2.0

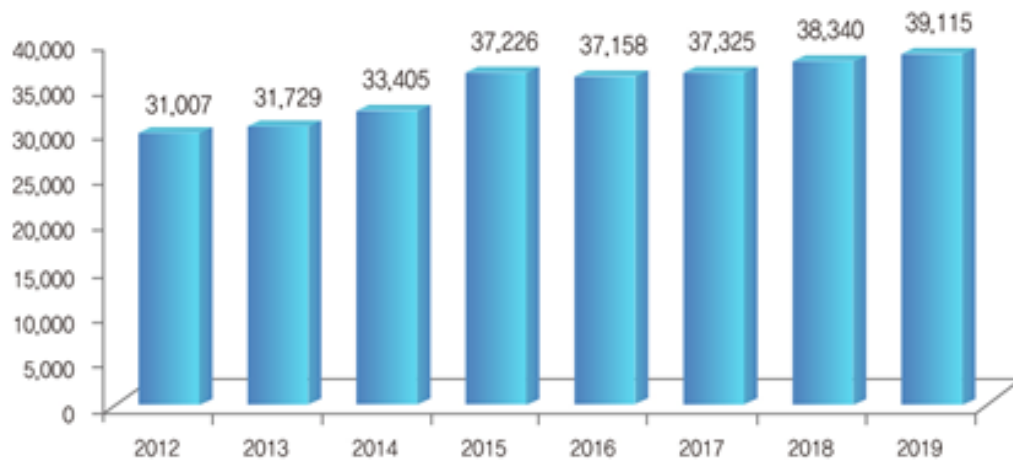
*資料出所: 韓国特許庁 特許情報統計システム

ロ. 韓国国内段階(指定官庁)への移行動向

2009年は韓国へ移行されたPCT国際出願がグローバル景気低迷の影響により25,685件で、2008年に比べ14.5%と急減したが、その後回復を見せて国内への移行件数が持続的に増加している。2015年から2017年までは、移行件数が約37,000件に留まっていたが、2018年に38,000件、2019年に39,000件を突破した。

< 図Ⅶ-2-6 > PCT国内段階(指定官庁)移行状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

第2節 マドリード国際商標出願

1. 世界における国際商標出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 工業主事補 パク・ウンビ

イ. 世界におけるマドリード国際商標出願の状況

WIPOが発表した資料(暫定)によると、2019年の世界マドリード国際商標出願件数は64,400件であり、2018年の61,200件に比べ5.2%の増加となっており、2009年以降からは持続的な増加傾向にある。

<図Ⅶ-2-7> 年度別の世界マドリード国際商標出願状況

(単位：件)

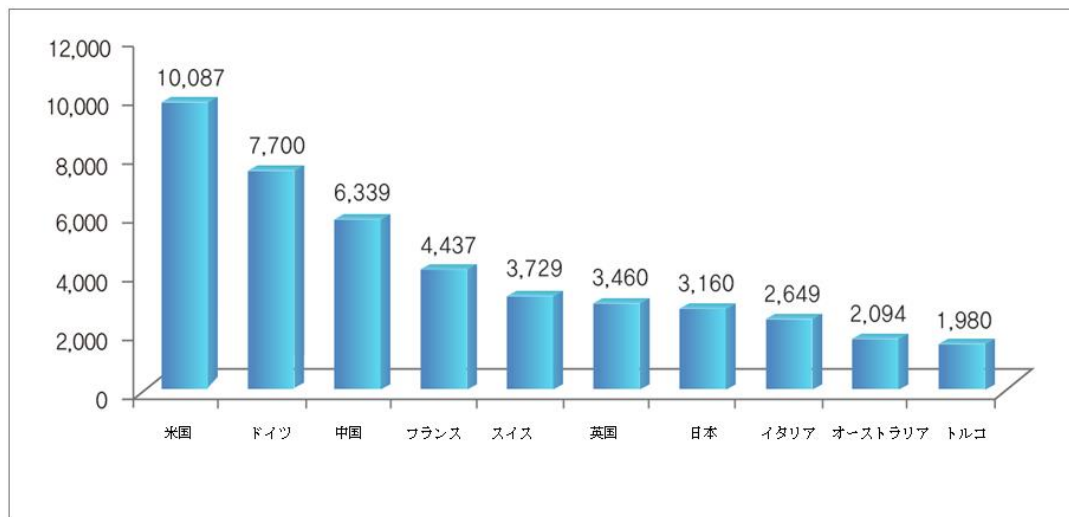


*資料出所:Madrid Yearly Review (2019年の統計は2020.4. WIPO発表(暫定)資料)

2019年のマドリード国際出願において最も大きな割合を占めている出願人の国籍は米国で15.7%(10,087件)を占め、その後に続いて、ドイツ12.0%(7,700件)、中国9.8%(6,339件)である。韓国は1,392件で2018年(1,305件、14位)に比べ87件(2.2%)の増加となり、順位は2018年より一ランク上がった13位を占めた。

<図Ⅶ-2-8>2019年の世界マドリード国際商標10位圏内最多出願国の状況

(単位：件)



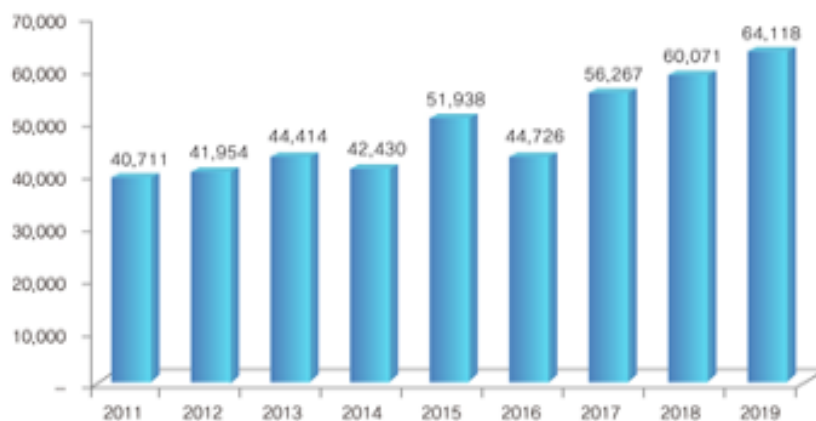
*資料出所：2020年4月、WIPO発表(暫定)資料

ロ．世界における国際商標登録状況

2019年のマドリード国際登録商標の全体件数は64,118件であった。この中で、韓国を本国官庁とするマドリード国際出願は、1,368件が国際登録された。

<図Ⅶ-2-9>年度別の世界国際商標登録状況

(単位：件)



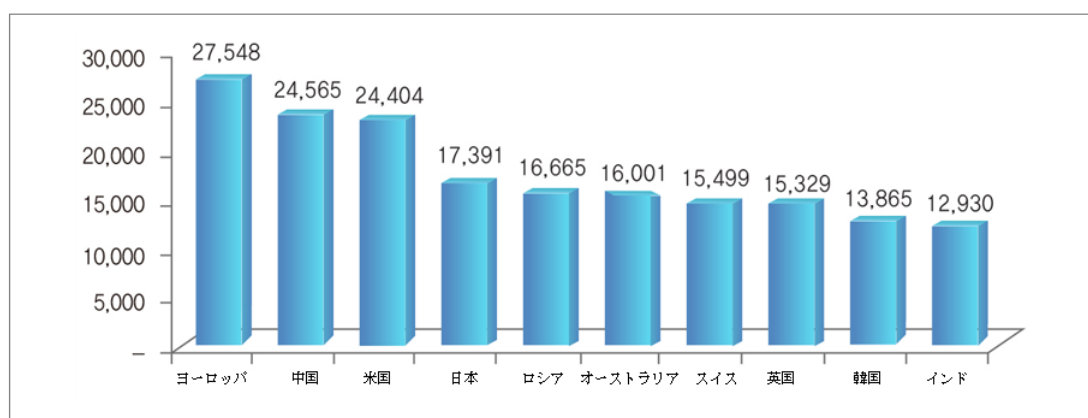
*資料出所：WIPO統計システム(暫定)

ハ. 世界10位圏内の指定国状況

2019年のマドリード国際商標出願を通じて指定した国の順位は、ヨーロッパ連合が27,548件で1位を占め、中国24,565件、米国24,404件、日本17,391件等がその後に続いた。外国出願人が韓国を指定した件数は13,865件で世界9位を記録した。

<図VII-2-10> 2019年の世界10位圏内の指定国状況

(単位：件)



*資料出所:WIPO統計システム(暫定)

2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況

情報顧客支援局 国際出願課 工業主査補 パク・ウンビ

イ. 韓国における出願人の国際商標出願状況

2019年の韓国特許庁を本国官庁として受付けたマドリード国際商標出願は1,419件であり、2018年の1,322件に比べて7.3%増加した。

＜図Ⅶ－2－11＞年度別の韓国における国際商標出願状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

*韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務局の受付日基準)と差が発生する可能性がある。

ロ．韓国における出願人の国際商標電子出願状況

2003年4月にマドリードシステム制度の施行時から実施したオンライン電子出願は、施行初期の利用率が30%台に過ぎなかったが、マドリード国際出願書の書式作成機であるMM書式機及び関連プログラムを持続的に改善した結果、2014年以降からは着実に95%以上を維持し、2019年には98.7%が電子出願を利用した。

＜表Ⅶ－2－9＞年度別の韓国における国際商標電子出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
電子出願 (占有率)	510 (95.1)	544 (98.7)	583 (94.6)	688 (97.5)	959 (96.7)	930 (98.7)	1,032 (98.0)	1,315 (99.5)	1,400 (98.7)
書面出願	26 (4.9)	7 (1.3)	33 (5.4)	18 (2.5)	31 (3.3)	12 (1.3)	21 (2.0)	7 (0.5)	19 (1.3)

(占有率)									
計	536	551	616	706	990	942	1,053	1,322	1,419

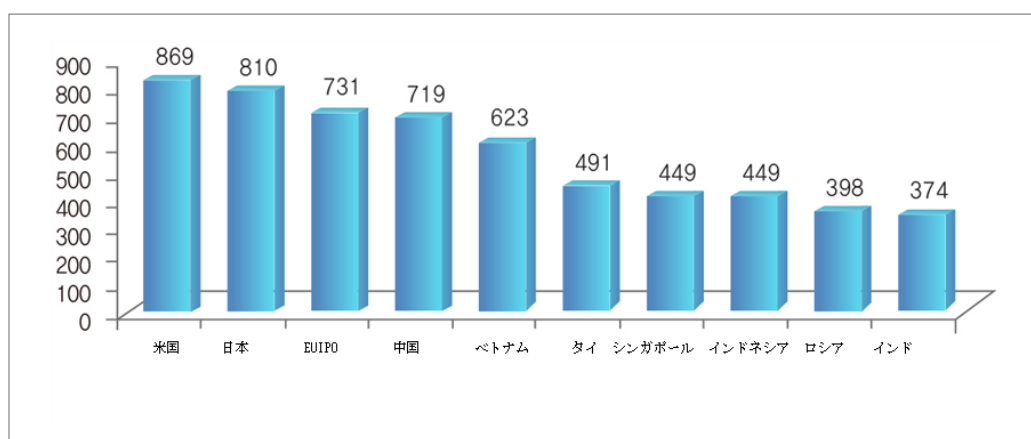
*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

ハ．韓国における出願人の国際商標出願10位圏内の指定国状況

2019年にマドリード国際商標出願による韓国における出願人の外国指定件数は10,662件で、2018年の9,437件に比べ13%が増加した中、米国(869件)、日本(810件)、EUIPO(731件)、中国(719件)等を多く指定した。

<図Ⅶ-2-12>2019年の韓国における出願人10位圏内の指定国状況

(単位：件)



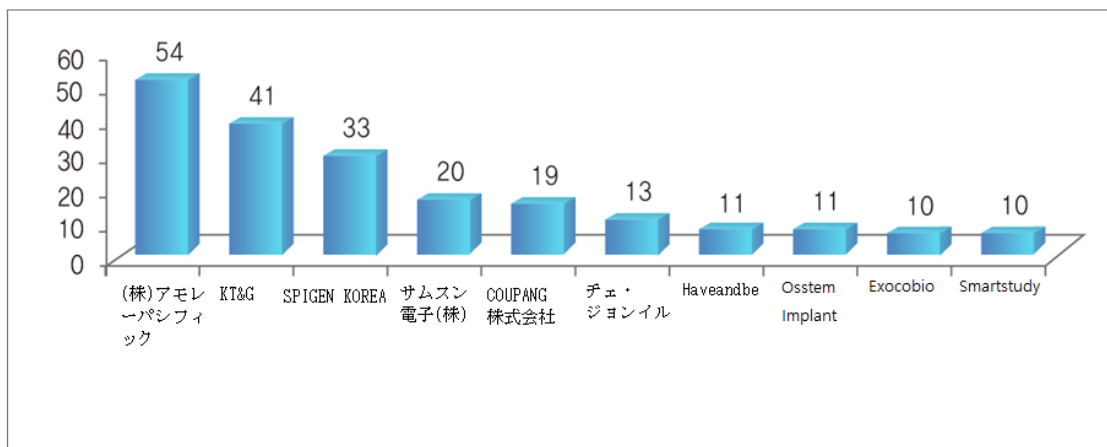
*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

二．韓国における10大国際商標多出願企業の状況

2019年の韓国マドリード国際商標最多出願企業は、(株)アモレーパシフィック、KT&G、SPIGEN KOREA、サムスン電子(株)、COUPANG株式会社の順であった。

<図Ⅶ-2-13> 2019年の韓国における10位圏内の国際商標最多出願企業状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

3. 韓国を指定国の官庁にした国際商標登録の出願状況

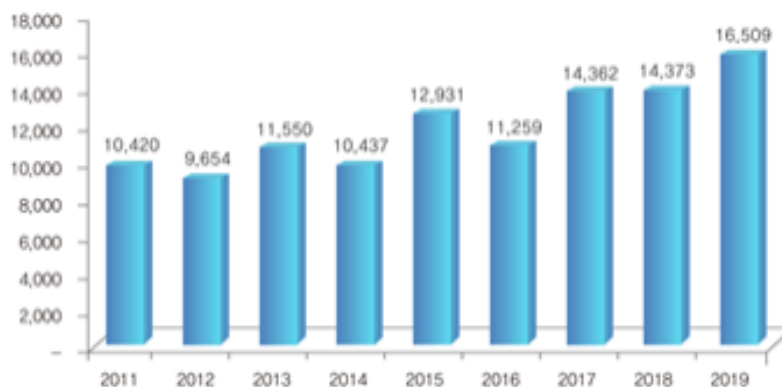
情報顧客支援局 国際出願課 工業主査補 パク・ウンピ

イ. 外国人が韓国を指定した国際商標登録の出願状況

2019年の外国人が韓国を指定したマドリッド国際商標登録出願は16,509件で、2018年の14,373件に比べて14.9%増加した。

<図Ⅶ-2-14> 年度別の外国人が韓国を指定した国際商標登録の出願状況

(単位：件)



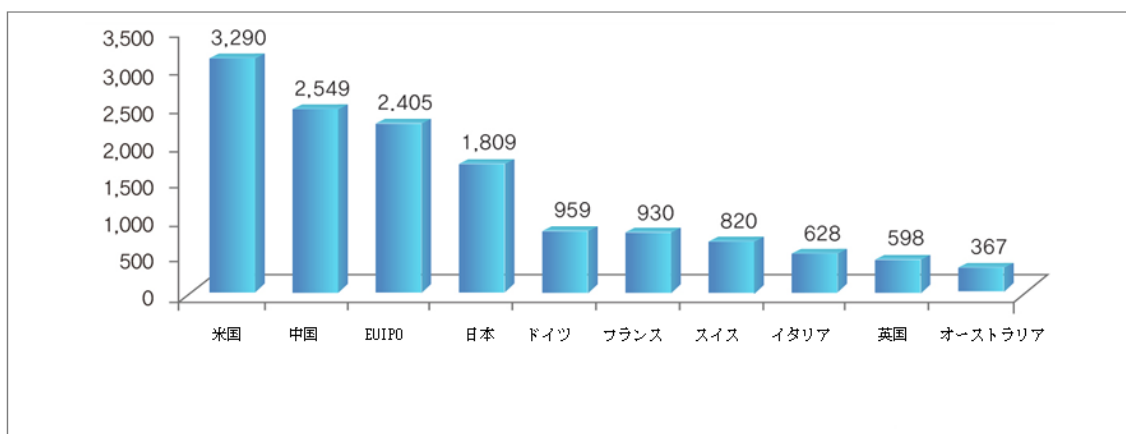
*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム(韓国特許庁の受付日基準)

ロ. 韓国を指定した10位圏内国の状況

2019年のマドリード国際商標登録出願を通じて韓国を指定した10位圏内の国は、米国(3,290件)、中国(2,549件)、EUIPO(2,405件)、日本(1,809件)の順であった。

<図Ⅶ-2-15> 2019年の韓国を指定した10位圏内締約国の状況

(単位：件)



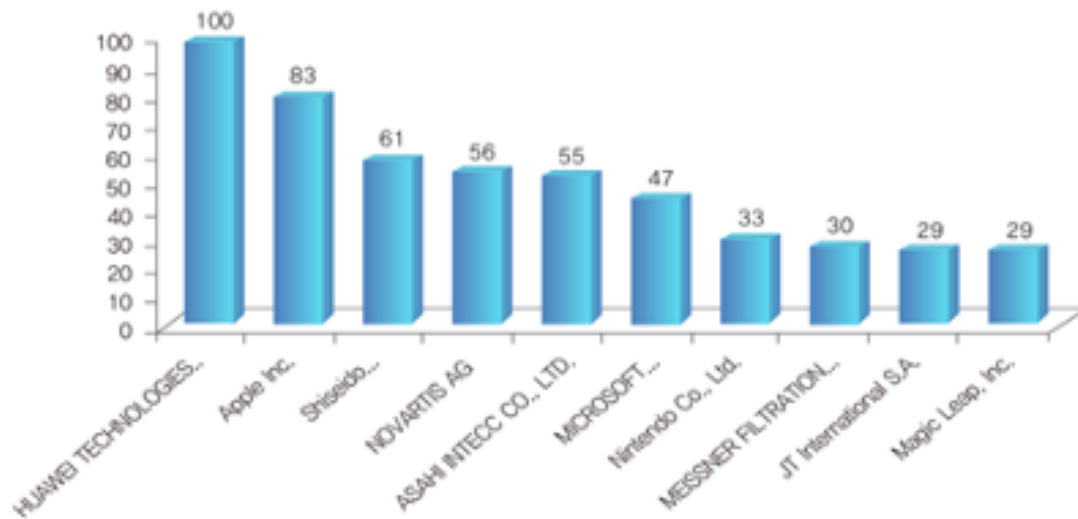
*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

ハ. 韓国を指定した10大外国多出願企業の状況

2019年のマドリード国際商標登録出願を通じて海外で韓国を指定した外国企業の中で、HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTDが100件、Apple Inc. が83件の順で多く出願した。

<図Ⅶ-2-16> 2019年の韓国を指定した10位圏内外国最多出願企業の状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

第3節 ハーグ国際デザイン登録出願

1. 世界における国際デザイン登録出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 工業主査補 パク・ウンピ

WIPOが発表した資料(暫定)によると、ハーグ国際デザイン出願は着実に増加しており、2019年(5,886件)は、2018年(5,429件)に比べ増加(8.4%)であった。一方、2019年のハーグ協定を通じて出願されたデザイン件数は計21,807件であり、1出願あたりの平均デザイン件数は約3.7件である。

<図Ⅶ-2-17>年度別の世界ハーグ国際デザイン出願状況

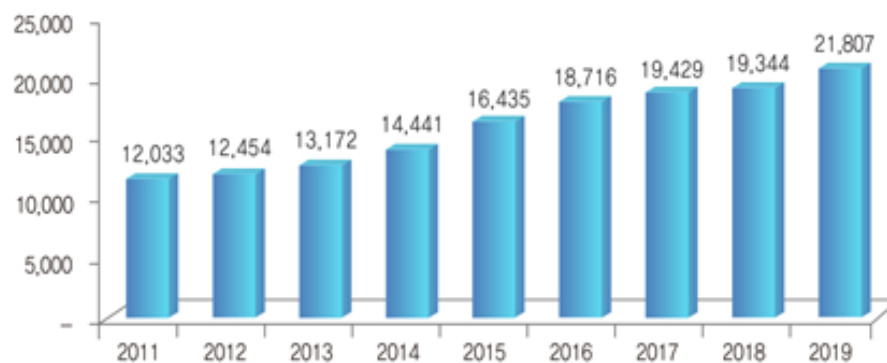
(単位:件)



*資料出所: Hague Yearly Review

<図Ⅶ-2-18>年度別の世界ハーグ国際出願デザイン件数の状況

(単位:件)



*資料出所：Hague Yearly Review

2019年のハーグ国際出願における最多出願国の順位は、国際出願件数を基準に韓国が1位を占め、ドイツ、スイスがその後に続き、デザイン件数の基準ではドイツ、韓国、スイス、の順であった。特に、韓国は2014年7月にハーグ協定が施行された後、2018年から連続して国際出願件数の基準で1位、デザイン件数では昨年比パーセント上昇して2位を占めたことは注目すべきことである。

<図Ⅶ-2-19> 2019年の世界ハーグ国際出願10位圏内の最多出願国(国際出願件数基準)

(単位:件)

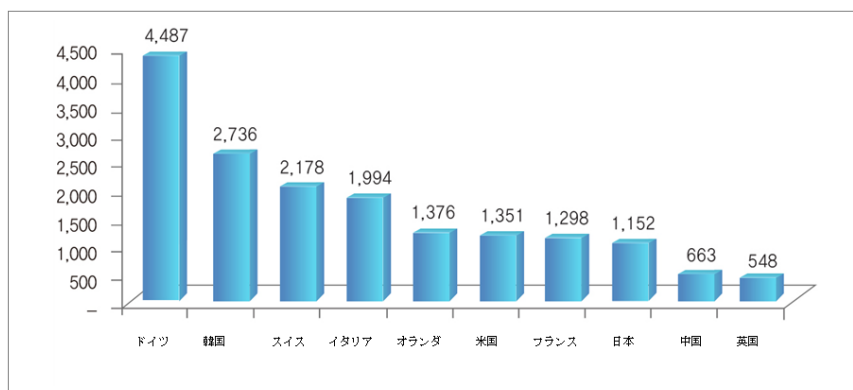


*資料出所：WIPO 統計システム(暫定)

** 国は出願人の住所基準

<図Ⅶ-2-20> 2019年のハーグ国際出願10位圏内の最多出願国(デザイン件数基準)

(単位:件)



*出処：WIPO 統計システム(暫定)

**国は出願人の住所基準

2. 韓国を指定官庁にした国際デザイン登録出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 工業主査補 パク・ウンピ

イ. 韓国を指定官庁にした出願状況

2019年に外国人が韓国特許庁を受理官庁として指定したハーグ国際デザイン登録出願件数は928件で、2018年の857件に比べ8.3%の増加であった。国別にはイタリア(136件)、日本(114件)、ドイツ(110件)の順で韓国を多く指定した。

<表Ⅶ-2-10>年度別の外国人が韓国を指定した国際デザイン登録出願状況(出願件数基準)

(単位:件)

年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
件数	628	980	925	857	928

*出処：韓国特許庁 特許情報統計システム

<表Ⅶ-2-11>2019年の海外国別韓国指定状況(出願件数基準)

(単位:件)

イタリア	日本	ドイツ	米国	フランス	その他	合計
136	114	110	101	97	370	928

*出処：韓国特許庁 特許情報統計システム

第3章 登録分野

第1節 産業財産権全般

1. 産業財産権登録動向の概要

2019年の産業財産権設定登録の全体件数は306,522件で、2018年の286,657件に比べ6.9%の増加であった。特に商標は、2018年に比べ1.4%減少したが、2019年には9.2%に大幅増加した。

2. 2019年の登録細部状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 ソ・ジェチョン

イ. 直近5年間の設定登録状況

2019年の新規設定登録は306,522件で、前年比6.9%の増加であった。権利別に見ると、特許、デザイン、商標は前年に比べそれぞれ5.6%、5.9%、9.2%増加したが、実用新案は11.0%減少した。

<表Ⅶ-3-1> 直近5年間の設定登録状況

(単位：件、%)

年度別 権利別	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
特許	101,873 (△21.5)	108,876 (6.9)	120,662 (10.8)	119,012 (△1.4)	125,661 (5.6)
実用新案	3,253 (△34.3)	2,854 (△12.3)	2,993 (4.9)	2,715 (△9.3)	2,417 (△11.0)
デザイン	54,551 (1.0)	55,603 (1.9)	49,293 (△11.3)	49,905 (1.2)	52,850 (5.9)
商標	114,747	119,256	116,705	115,025	125,594

	(15.0)	(3.9)	(△2.1)	(△1.4)	(9.2)
合計	274,424 (△4.9)	286,589 (4.4)	289,653 (1.1)	286,657 (△1.0)	306,522 (6.9)

* ()は前年比の増減率

ロ. 権利別の設定登録状況

1) 産業部門別の特許・実用新案設定登録状況

2019年の特許・実用新案の新規設定登録件数は128,078件であった。産業部門別の特許・実用新案の設定登録状況を見ると、2018年と同様に電気通信分野41.2%、機械分野17.0%で、占有率が他産業分野に比べて高い割合を占めている。その次に化学12.7%、飲料衛生10.1%、土木建設5.9%等の順で高い割合を占めた。

<表Ⅶ-3-2> 2019年の産業部門別特許・実用新案設定登録状況

(単位：件、%)

区分	機械	化学 一般	繊維	電気 通信	土木 建設	採鉱 金属	飲料 衛生	事務用品 印刷	農林 水産	雑貨	その他	合計	
2019年	件数	21,759	16,237	1,894	52,728	7,562	4,240	12,881	576	2,036	5,310	2,855	128,078
	占有率	17.0	12.7	1.5	41.2	5.9	3.3	10.1	0.4	1.6	4.1	2.2	100.0
2018年	件数	20,976	15,875	1,905	48,318	7,572	3,972	13,027	437	2,216	5,030	2,399	121,727
	占有率	17.2	13.0	1.6	39.7	6.2	3.3	10.7	0.4	1.8	4.1	2.0	100.0
前年比の増減率	3.7	2.3	△0.6	9.1	△0.1	6.7	△1.1	31.8	△8.1	5.6	19.0	5.2	

2) 物品群別のデザイン登録状況

2019年のデザイン新規設定登録の全体件数は52,850件であった。物品群別の登録占有率を見ると、衣服身の回り品15.2%、事務用品及び販売用品12.2%、電機電子機械器具及び通信機械器具12.1%、生活用品11.0%、住宅設備用品10.9%等であった。前年比の増減率を見ると、生活用品が28.2%で最も高いものと分析された。

＜表Ⅶ－3－3＞2019年の物品群別デザイン登録状況

(単位：件、%)

区分		加工嗜好食品	衣服・身辺用品	生活用品	住宅設備用品	趣味娯楽及び運動競技用品	事務用品及び販売用品	運輸又は運搬機械	電機電子機械器具及び通信機械器具	一般機械機具	産業用機械機具	土木及び建築用品	その他	計
		2019年	件数	111	8,035	5,806	5,774	2,012	6,448	1,873	6,404	3,263	3,516	4,651
	占有率	0.2	15.2	11.0	10.9	3.8	12.2	3.5	12.1	6.2	6.7	8.8	9.2	100.0
2018年	件数	144	7,287	4,529	5,341	2,173	6,077	2,044	6,294	3,039	3,428	4,238	5,311	49,905
	占有率	0.3	14.6	9.1	10.7	4.4	12.2	4.1	12.6	6.1	8.5	10.4	0.2	100.0
前年比	増減率	△22.9	10.3	28.2	8.1	△7.4	6.1	△8.4	1.7	7.4	2.6	9.7	△6.7	5.9

3) 部門別の商標登録状況 (NICE分類)

2019年の商標設定登録件数は125,594件であり、部門別の登録占有率を見ると、サービス業24.4%、機械・電気機械17.5%、化学品・薬剤17.0%、菓子・食品・飲料11.5%等の順であった。部門別の前年比登録増減率を見ると、サービス業が17.1%で最も高かった。

＜表Ⅶ－3－4＞2019年の部門別商標登録状況

(単位：件、%)

区分	化学品 ・薬剤	一般金 属材、 建築材 料	機械、 電気機 械	繊維、 衣類	家具、 厨房用 品	貴金 属、時 計、ガ パン類	楽器、 玩具、 たばこ	紙、文 具	菓子、 食品、 飲料	ゴム、 プラス チック 材料	サービ ス業	その他	計
20 年 有 率	21,360	2,316	21,927	7,347	4,616	4,375	3,233	2,993	14,429	432	30,659	11,907	125,594
19 年 有 率	17.0	1.8	17.5	5.8	3.7	3.5	2.6	2.4	11.5	0.3	24.4	9.5	100.0
20 年 有 率	20,565	2,097	19,207	7,162	4,718	4,250	3,087	2,741	13,416	464	26,181	11,137	115,025
18 年 有 率	17.9	1.8	16.7	6.2	4.1	3.7	2.7	2.4	11.7	0.4	22.8	9.7	100.0
前年比 増減率	3.9	10.4	14.2	2.6	△2.2	2.9	4.7	9.2	7.6	△6.9	17.1	6.9	9.2

ハ. 個人・法人別の登録状況

2019年の設定登録件数を個人・法人で区分すると、個人27.9%、法人72.1%の割合であった。

権利別に区分すると、特許の場合は個人15.2%、法人84.8%であり、法人登録の割合が相当高いことが分かった。これは、産業の高度化と構造的な変化・調整により資本力と体系的な研究基盤が整った大企業の研究所等が産業財産権の発展を主導しているからである。デザインと商標も同様に開発能力を整えた法人登録の割合が目立つが、個人の産業財産権に対する認識の変化と、個人出願人に対する出願登録料の各種手数料

料に対する減免拡大等により、個人登録も一定の割合を維持している。

但し、実用新案の場合、個人登録(52.1%)が法人登録(47.9%)より多いが、これは特許に比べ相対的にハイレベルでない発明の登録が相対的に容易であるためである。

<表Ⅶ-3-5>2019年の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

区分	個人		法人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	19,162	15.2	106,499	84.8	125,661	100
実用新案	1,260	52.1	1,157	47.9	2,417	100
特・実小計	20,422	15.9	107,656	84.1	128,078	100
デザイン	20,726	39.2	32,124	60.8	52,850	100
商標	44,378	35.3	81,216	64.7	125,594	100
計	85,526	27.9	220,996	72.1	306,522	100

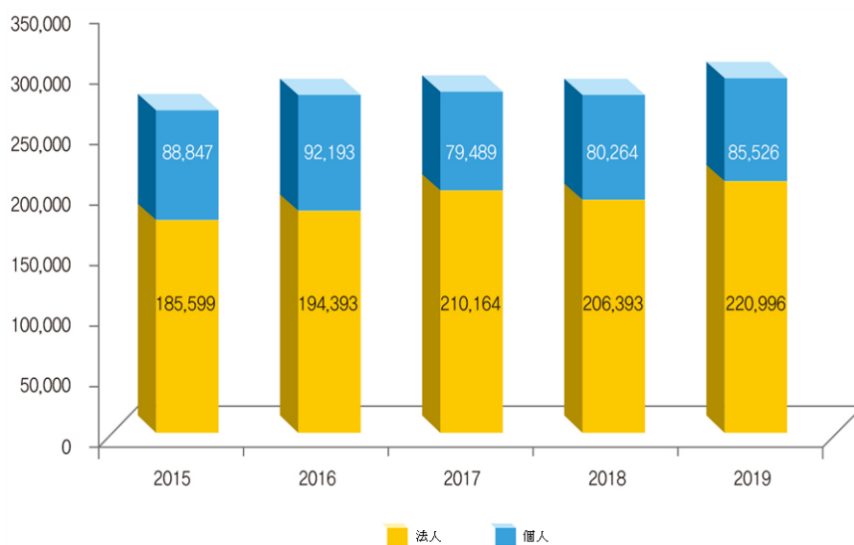
直近の個人・法人別の登録推移を見ると、個人・法人ともに増加しており、2019年には前年に比べ個人は6.2%、法人は6.6%増加した。

<表Ⅶ-3-6>直近5年間の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	前年比 増減率
個人	88,847 (32.4)	92,193 (32.2)	79,489 (27.4)	80,264 (28.0)	85,526 (27.9)	6.2
法人	185,599 (67.6)	194,393 (67.8)	210,164 (72.6)	206,393 (72.0)	220,996 (72.1)	6.6

直近5年間の個人・法人別登録状況(単位:件)



二. 代理人有無別の登録状況

2019年の場合、代理人が登録手続きを行った割合が86.0%、権利者が直接登録手続きを行った割合が14.0%であった。権利別に見ると、特許が98.3%で他の権利に比べて代理人を選任した登録の割合が高く、デザインと商標はそれぞれ77.2%で低いことが分かった。

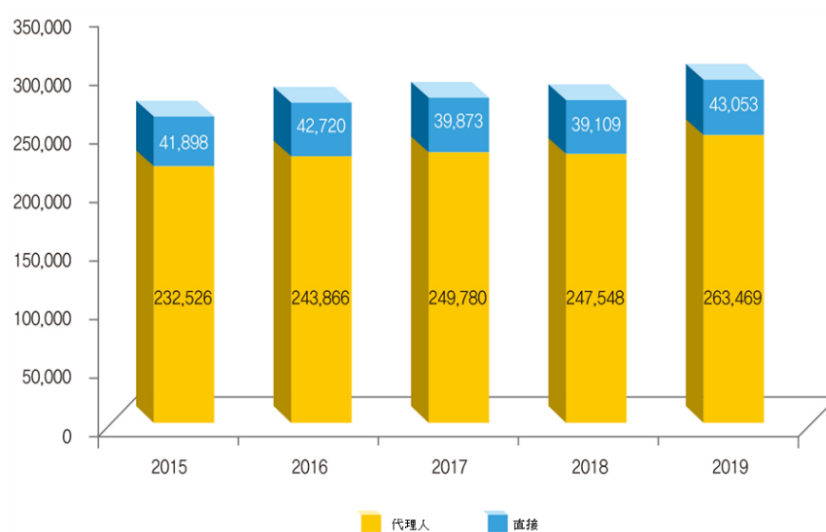
<表Ⅶ-3-7>年度別の代理人有無別登録状況

(単位:件、%)

区分		特許		実用新案		デザイン		商標		計	
		代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録
2019年	件数	123,472	2,189	2,256	161	40,820	12,030	96,921	28,673	263,469	43,053
	構成比	98.3	1.7	93.3	6.7	77.2	22.8	77.2	22.8	86.0	14.0
2018年	件数	116,549	2,463	2,538	177	38,732	11,173	89,729	25,296	247,548	39,109
	構成比	97.9	2.1	93.5	6.5	77.6	22.4	78.0	22.0	86.4	13.6
2017年	件数	118,139	2,523	2,804	189	37,759	11,534	91,078	25,627	249,780	39,873

年	構成比	97.9	2.1	93.7	6.3	76.6	23.4	78.0	22.0	86.2	13.8
2016年	件数	106,534	2,341	2,657	197	42,235	13,367	92,440	26,815	243,866	42,720
	構成比	97.8	2.2	93.1	6.9	76.0	24.0	77.5	22.5	85.1	14.9
2015年	件数	99,288	2,585	3,015	238	40,868	13,683	89,355	25,392	232,526	41,898
	構成比	97.5	2.5	92.7	7.3	74.9	25.1	77.9	22.1	84.7	15.3

直近5年間の代理人有無別登録状況(単位:件)



ホ. 内国人・外国人別の登録状況

2019年の設定登録状況を内国人と外国人別に区分して見ると、内国人は245,434件(80.1%)で前年度より6.5%増加し、外国人は61,088件(19.9%)で前年度より8.6%増加した。

<表Ⅶ-3-8>直近5年間の内国人・外国人登録状況

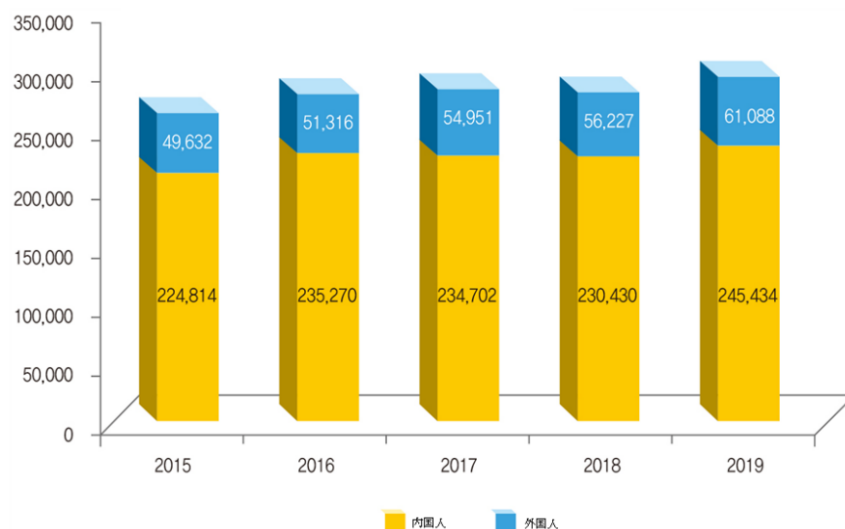
(単位:件、%)

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	前年比増減率
内国人	224,814 (81.9)	235,270 (82.1)	234,702 (81.0)	230,430 (80.4)	245,434 (80.1)	6.5

外国人	49,632 (18.1)	51,316 (17.9)	54,951 (19.0)	56,227 (19.6)	61,088 (19.9)	8.6
合計	274,446 (100.0)	286,586 (100.0)	289,653 (100.0)	286,657 (100.0)	306,522 (100.0)	6.9

* ()は占有率

直近5年間の内国人・外国人登録状況(単位：件)



へ. 内国人による地域別登録状況

2019年の内国人登録状況を市・道別住民登録上の住居地基準で見ると、ソウル37.4%、京畿27.4%であり、ソウル・京畿地域の居住者が64.8%で最も高く、ソウル・京畿以外の地方自治体の中では、仁川市4.1%、大田市4.0%、釜山市3.6%の順で高かった。

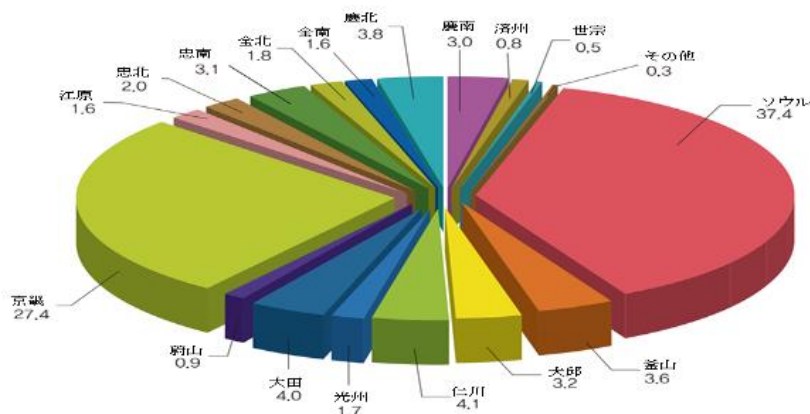
<表Ⅶ-3-9> 2019年の市・道別登録状況

(単位：件、%)

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原
件数	91,849	8,755	7,901	9,971	4,210	9,852	2,323	67,237	3,904
構成比	37.4	3.6	3.2	4.1	1.7	4.0	0.9	27.4	1.6
区分	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	世宗	その他

件数	4,804	7,550	4,495	3,899	7,393	7,515	1,892	1,148	736
構成比	2.0	3.1	1.8	1.6	3.8	3.0	0.8	0.5	0.3

2019年の市・道別登録状況



ト. 外国人による国別設定登録状況

2019年の新規設定登録件数において、外国人による登録を国別に見ると、全体登録件数の61,088件のうち、日本が16,055件(26.3%)、米国が15,648件(25.6%)を占め、これら2カ国の登録件数が51.9%を占めている。

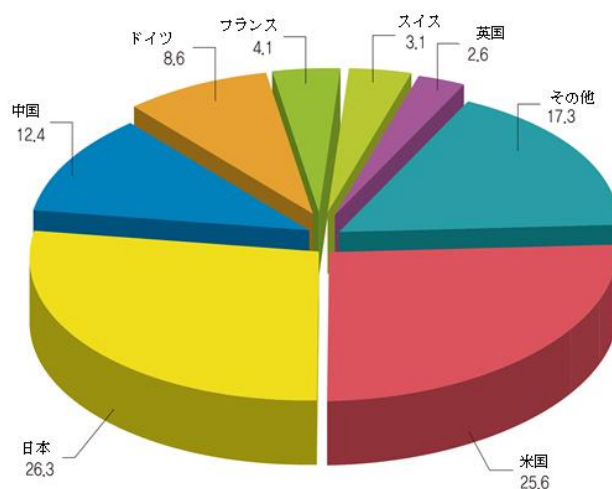
<表Ⅶ-3-10> 2019年外国国家別の設定登録状況

(単位：件、%)

区分	米国	日本	中国	ドイツ	フランス	スイス	英国	その他	合計
特許	8,171	11,351	2,032	2,858	1,095	670	569	4,063	30,809
実用新案	30	14	34	3	2	1	3	92	179
特・実小計	8,201	11,365	2,066	2,861	1,097	671	572	4,155	30,988
デザイン	2,059	1,553	793	558	280	318	135	1,143	6,839
商標	5,388	3,137	4,687	1,827	1,119	923	905	5,275	23,261
合計	15,648	16,055	7,546	5,246	2,496	1,912	1,612	10,573	61,088
構成比	25.6	26.3	12.4	8.6	4.1	3.1	2.6	17.3	100

* 商標は国際商標(マドリッド)を含み、デザインは国際デザイン(ハーグ)を含む。

2019年 国家別の設定登録状況（構成比）



チ. 多登録法人の状況

2019年の内国人多登録法人は、サムスン電子(株)、LG電子(株)等の順であった。最多登録順位20位圏内の電子・自動車分野の法人は主に特許権の割合が高く、生活密着形用品分野の法人は主にデザイン・商標権に相対的に登録の割合が高かった。これは、法人が注力する製品分野と密接な関連があると分析される。

<表VII-3-11> 2019年の韓国内多登録法人の状況

(単位：件)

順位	法人名	特許	実用新案	デザイン	商標	計
1	サムスン電子	26,140	13	6,976	3,619	36,748
2	LG電子	23,003	1	4,146	6,185	33,335
3	現代自動車	19,253	0	2,230	1,415	22,898
4	POSCO	15,379	0	32	891	16,302
5	LGディスプレイ	14,736	4	208	48	14,996
6	AMORE PACIFIC	1,659	437	1,013	11,577	14,686
7	LG生活健康	1,235	58	1,400	11,555	14,248
8	LG化学	11,626	2	138	320	12,086

9	サムスンディスプレイ	9,235	4	165	47	9,451
10	KIA自動車	4,837	0	1,999	1,134	7,970
11	KT	4,498	3	240	3,186	7,927
12	CJ	684	45	3,367	3,763	7,859
13	サムスン重工業	6,321	242	219	228	7,010
14	LGイノテック	5,122	0	545	32	5,699
15	大韓民国	4,837	142	583	0	5,562
16	韓国科学技術院	5,082	3	17	157	5,259
17	SKテレコム	3,132	2	93	1,742	4,969
18	韓国電子通信研究院	4,609	0	58	86	4,753
19	ソウル大学産学協力団	4,232	2	47	363	4,644
20	LG UPLUS	1,739	6	147	2,324	4,216

*内国法人を対象とする。共同権利者基準。

第2節 年次登録の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 ソ・ジェクション

産業財産権は新規設定登録の後も、権利存続期間の間は所定の年次登録料を納付することにより権利が存続できる。権利者の産業財産権保有・活用意志を表す指標の年次登録件数は、2019年は845,926件で前年比5.7%増加し、権利別には特許、デザインがそれぞれ5.1%、9.2%増加したのに対し、実用新案は11.4%減少した。

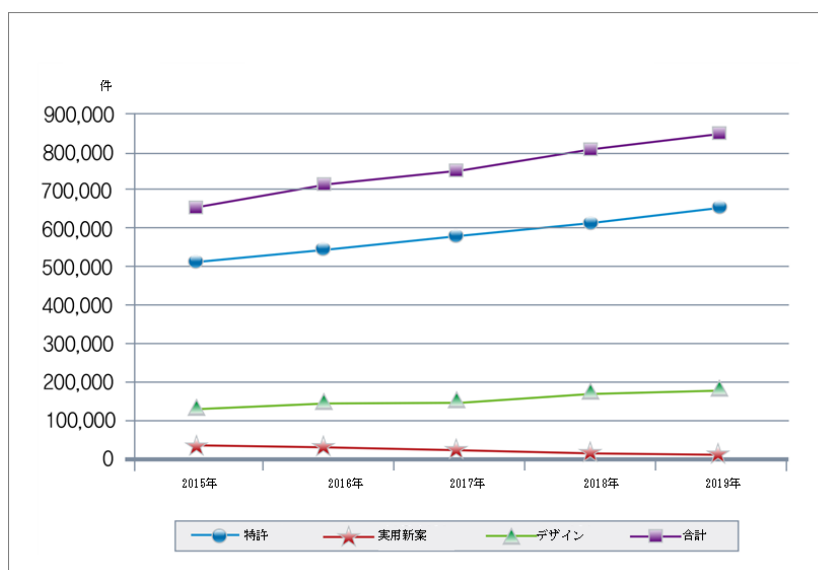
＜表Ⅶ－3－12＞直近5年間の権利別年次登録状況

(単位：件、%)

権利別 年度別	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
特許	500,471 (9.3)	549,893 (9.9)	590,768 (7.4)	612,701 (3.7)	644,189 (5.1)
実用新案	21,065 (△12.6)	18,536 (△12.0)	17,839 (△3.8)	15,844 (△11.2)	14,036 (△11.4)
デザイン	135,439 (8.3)	144,932 (7.0)	158,394 (9.3)	171,812 (8.5)	187,701 (9.2)
合計	656,975 (8.2)	713,361 (8.6)	767,001 (3.3)	800,357 (4.3)	845,926 (5.7)

* ()は前年比の増減率

直近5年間の権利別年次登録状況



第3節 存続権利の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 ソ・ジェチョン

韓国の産業財産権登録は1948年に11件(特許4件、実用新案2件、デザイン5件)であったのが、2019年末現在は全体で5,483,446件が登録され、このうち存続期間満了、登録料の未納、権利放棄、無効審決等で消滅した権利は2,731,333件であり、存続権利件数は2,752,113件である。

内国人と外国人を区別すると、内国人は全体件数4,361,169件のうちの2,162,323件であり、外国人は全体件数1,122,277件のうち589,790件を維持している。

＜表Ⅶ-3-13＞2019年現在の存続権利状況

(単位：件、%)

区 分		内国人		外国人		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	登録	1,443,798	100	570,648	100	2,014,446	100
	消滅	646,179	44.8	311,459	54.6	957,638	47.5
	存続	797,619	55.2	259,189	45.4	1,056,808	52.5
実用新案	登録	446,272	100	15,824	100	462,096	100
	消滅	424,213	95.1	14,742	93.2	438,955	95.0
	存続	22,059	5.2	1,082	7.3	23,141	5.0
デザイン	登録	930,097	100	86,941	100	1,017,038	100
	消滅	606,635	65.2	47,042	54.1	653,677	64.3
	存続	323,462	34.8	39,899	45.9	363,361	35.7
商標	登録	1,541,002	100	448,864	100	1,989,866	100
	消滅	521,819	33.9	159,244	35.5	681,063	34.2

2019年度知的財産白書

	存続	1,019,183	66.1	289,620	64.5	1,308,803	65.8
合計	登録	4,361,169	100	1,122,277	100	5,483,446	100
	消滅	2,198,846	50.4	532,487	47.4	2,731,333	49.8
	存続	2,162,323	49.6	589,790	52.647.5	2,752,113	50.2

第4節 マドリード国際商標登録の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 ソ・ジェチョン

韓国は2003年4月10日にマドリード議定書に加入した後、2004年4月27日に初めて国際商標が登録され、2019年末現在の全体の登録件数は112,634件である。国別の国際商標最多登録国は米国、ドイツ、日本、中国、フランス等の順であった。

2004年には新規設定登録業務だけ行ったが、2005年以降からは国際商標登録と関連した商標権の移転、変更、放棄等の諸般登録業務も併行している。

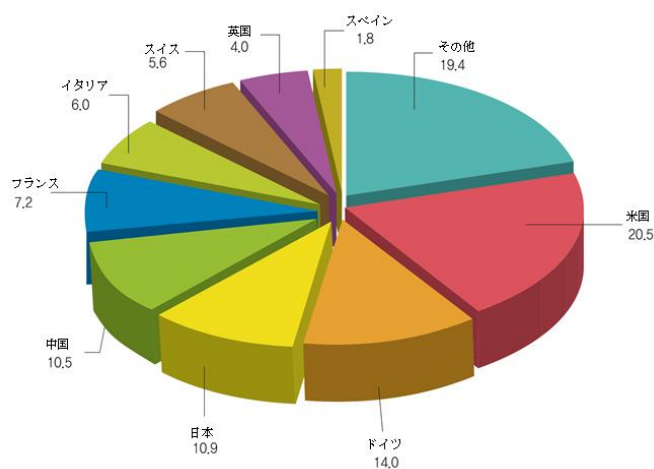
2019年の国際商標登録件数を見ると、全体件数11,686件のうち、米国2,401件(20.5%)、ドイツ1,632件(14.0%)、日本1,277件(10.9%)であった。

<表Ⅶ-3-14>2019年の国別国際商標(マドリード)登録状況

(単位：件、%)

区分	米国	ドイツ	日本	フランス	中国	スイス	イタリア	英国	スペイン	その他	合計
登録	2,401	1,632	1,277	1,222	847	704	653	471	216	2,263	11,686
構成比	20.5	14.0	10.9	10.5	7.2	6.0	5.6	4.0	1.8	19.4	100.0

2019年の国別国際商標(マドリード)登録状況(構成比)



第5節 ハーグ国際デザイン登録の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 ソ・ジェチョン

2014年に韓国はハーグ協定に加入以降、2014年7月1日から2018年末まで登録された国際デザイン出願件数は、全体で7,058件であった。国別の国際デザイン最多登録国はドイツ、米国、日本の順であった。

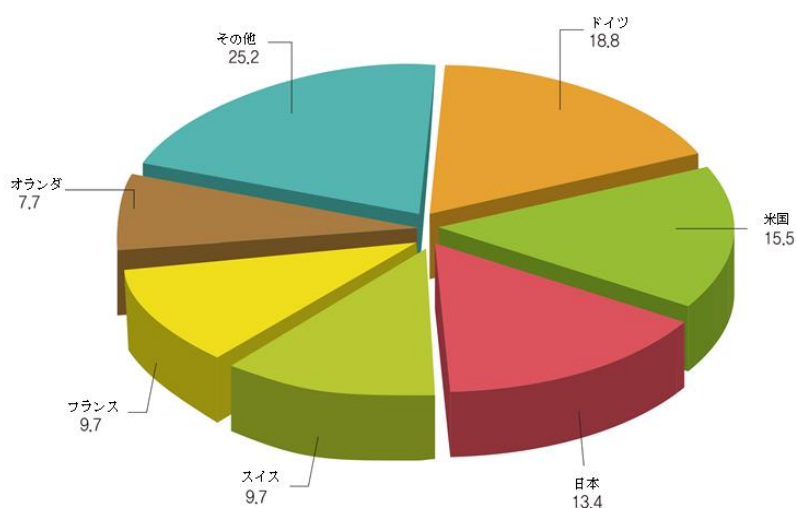
2019年の国際デザイン登録件数を見ると、全体登録件数1,894件のうち、ドイツ357件(18.8%)、米国294件(15.5%)、日本253件(13.4%)であった。

<表Ⅶ-3-15> 2019年の国別国際デザイン(ハーグ)登録状況

(単位：件、%)

区分	ドイツ	米国	日本	スイス	フランス	オランダ	その他	合計
登録	357	294	253	184	183	145	478	1,894
構成比	18.8	15.5	13.4	9.7	9.7	7.7	25.2	100.0

2019年の国別国際デザイン(ハーグ)登録状況(構成比)



第4章 審査分野

第1節 総括

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 コン・ヨングァン

2019年の産業財産権1次審査処理の全体件数は47万件余りで、2018年に比べ小幅増加した。権利別に見ると、特許17万2,371件、実用新案5,094件、商標22万8,542件、デザイン6万3,996件を処理し、特許、実用新案の審査処理件数が前年度に比べ6.3%の増加したのに比べて、商標、デザインは審査処理件数が5.4%増加した。

PCT国際調査申請件数は前年度に比べ3.0%増加し、PCT国際調査報告書の作成件数は24,104件で、前年度の25,920件に比べて7.0%減少した。

一方、審査処理期間については、特許・実用新案10.8ヵ月、商標6.8ヵ月、デザイン5.4ヵ月を達成し、前年度に比べやや減少した。

<表Ⅶ-4-1> 権利別の審査処理状況

(単位：件)

区分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
2005年	131,115	49,317	180,432	40,820 (41,987)	124,892 (171,000)	346,144 (393,419)
2006年	195,395	45,270	240,665	46,381 (48,369)	128,457 (172,045)	415,503 (461,079)
2007年	129,147	14,407	143,554	56,584 (58,587)	127,709 (171,858)	327,847 (373,999)
2008年	95,504	13,824	109,328	50,117 (51,492)	117,796 (162,697)	277,241 (323,517)
2009年	94,300	11,208	105,508	41,484	89,638	236,630

				(43,769)	(109,245)	(258,522)
2010年	125,633	12,307	137,940	48,023 (49,778)	106,945 (133,212)	292,908 (320,930)
2011年	174,283	17,953	192,236	55,081 (60,550)	123,773 (153,322)	371,090 (406,108)
2012年	163,246	13,615	176,861	62,834 (65,039)	113,136 (137,674)	352,831 (379,574)
2013年	181,871	12,063	193,934	64,421 (67,021)	145,072 (172,607)	403,427 (433,562)
2014年	166,915	9,341	176,256	68,847 (71,851)	147,602 (178,240)	392,705 (426,347)
2015年	164,773	7,569	172,342	65,284 (69,399)	164,583 (198,981)	402,209 (440,722)
2016年	174,717	7,320	182,037	62,938 (66,706)	160,035 (192,422)	405,010 (441,165)
2017年	170,532	6,613	177,145	59,728 (63,245)	163,883 (204,689)	400,756 (445,079)
2018年	161,290	5,618	166,908	57,213 (60,670)	169,612 (216,961)	393,733 (444,539)
2019年	172,371	5,094	177,465	60,332 (63,996)	176,180 (228,542)	413,977 (470,003)

*1次審査処理基準である。

*デザイン・商標の場合、()は複数デザイン・多類商標の基準である。

*特・実は、その他処分(審査請求前の取下げ、放棄、無効等)含み、デザイン・商標は、取下げ、放棄、無効は含まない。

第2節 特許及び実用新案の審査

1. 特許出願の審査状況

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 コン・ヨングァン

2019年の特許出願1次審査処理件数は17万2,371件で、2018年に比べ6.9%の増加であった。その中で5.6%に該当する9,637件が1次審査と同時に登録決定され、92.0%に該当する15万8,527件に対し意見提出通知書が通知された。審査請求した日から1次審査まで必要とされた特許審査処理期間は主要国レベルである10.8ヵ月を維持した。

<表Ⅶ-4-2> 特許1次審査の処理状況

(単位：件)

区分	計	登録決定	意見提出の 通知	その他の通知	取下げ・放棄	審査処理 期間
2011年	174,283 (100%)	17,280 (9.9%)	153,326 (88.0%)	676 (0.4%)	3,001 (1.7%)	16.8ヵ月
2012年	163,246 (100%)	17,115 (10.5%)	141,890 (86.9%)	477 (0.3%)	3,764 (2.3%)	14.8ヵ月
2013年	181,871 (100%)	18,713 (10.3%)	158,828 (87.3%)	431 (0.2%)	3,899 (2.1%)	13.2ヵ月
2014年	166,915 (100%)	15,798 (9.5%)	146,913 (88.0%)	879 (0.5%)	3,325 (2.0%)	11.0ヵ月
2015年	164,773 (100%)	10,433 (6.3%)	149,484 (90.7%)	947 (0.6%)	3,909 (2.4%)	10.0ヵ月
2016年	174,717 (100%)	7,855 (4.5%)	163,281 (93.5%)	991 (0.6%)	2,590 (1.5%)	10.6ヵ月
2017年	170,532 (100%)	9,712 (5.7%)	157,603 (92.4%)	1,007 (0.6%)	2,210 (1.3%)	10.4ヵ月
2018年	161,290 (100%)	9,126 (5.7%)	148,772 (92.2%)	1,202 (0.7%)	2,190 (1.4%)	10.3ヵ月

2019年	172,371 (100%)	9,637 (5.6%)	158,527 (92.0%)	1,613 (0.9%)	2,594 (1.5%)	10.8カ月
-------	-------------------	-----------------	--------------------	-----------------	-----------------	--------

1次審査処理時に意見提出の通知なしで登録決定される割合は、2005年以降は約20%台を維持していたが、2013年10.3%、2014年9.5%、2015年6.3%、2016年4.5%、2017年5.7%、2018年5.7%、2019年5.6%の減少傾向を維持している。これは、2008年6月に世界的な審査品質重視の基調に合わせ、審査品質中心の特許審査政策のパラダイムへと転じた後、さまざまな審査品質向上に向けた政策を施行した結果と分析される。

2019年の特許出願における審査終結処理の全体件数は17万160件であり、2018年に比べ2.9%の増加となった。このうちの67.8%に該当する11万5,302件が登録査定となり、29.9%に該当する5万944件が拒絶査定となった。これは、前年に比べ登録査定の割合が8.6%増加し、拒絶査定の割合が8.4%減少したのである。出願の取下げ・放棄・無効は3,914件で、全審査終結処理の全体件数の2.3%に該当し、2018年に比べ7.6%の増加となった。

<表Ⅶ-4-3>特許審査終結処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄・無効
2011年	151,184 (100%)	98,979 (65.5%)	49,204 (32.5%)	3,001 (2.0%)
2012年	163,912 (100%)	108,236 (66.0%)	51,912 (31.7%)	3,764 (2.3%)
2013年	179,794 (100%)	121,866 (67.8%)	54,029 (30.1%)	3,899 (2.1%)
2014年	177,289 (100%)	120,353 (67.9%)	53,611 (30.2%)	3,325 (1.9%)
2015年	149,620 (100%)	92,748 (62.0%)	52,963 (35.4%)	3,909 (2.6%)

2016年	172,024 (100%)	101,641 (59.1%)	66,046 (38.4%)	4,337 (2.5%)
2017年	176,712 (100%)	110,063 (62.3%)	62,781 (35.5%)	3,868 (2.2%)
2018年	165,378 (100%)	106,129 (64.2%)	55,613 (33.6%)	3,636 (2.2%)
2019年	170,160 (100%)	115,302 (67.8%)	50,944 (29.9%)	3,914 (2.3%)

2. 実用新案登録出願の審査状況

実用新案登録出願の1次審査処理件数は、1999年7月に実用新案先登録制度の施行前に出願された出願量の審査請求が減少したことで、2005年17件、2006年10件と審査処理件数が減少したが、2006年10月に実用新案先登録制度が廃止され、実用新案審査主義に転換したことで、実用新案の審査請求件数が増加し、2017年には6,613件、2018年は5,648件が審査処理された。

<表Ⅶ-4-4> 実用新案の1次審査処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	意見提出通知	その他通知	取下・放棄
2011年	17,796 (100%)	2,220 (12.5%)	14,968 (84.1%)	72 (0.4%)	536 (3.0%)
2012年	13,549 (100%)	1,714 (12.7%)	11,352 (83.8%)	51 (0.4%)	432 (3.2%)
2013年	12,018 (100%)	1,451 (12.1%)	10,085 (83.9%)	41 (0.3%)	441 (3.7%)
2014年	9,329 (100%)	874 (9.4%)	8,015 (86.0%)	45 (0.5%)	395 (4.2%)
2015年	7,569 (100%)	425 (5.6%)	6,856 (90.6%)	39 (0.5%)	249 (3.3%)
2016年	7,320	316	6,847	25	132

	(100%)	(4.3%)	(93.5%)	(0.3%)	(1.8%)
2017年	6,613 (100%)	328 (5.0%)	6,149 (93.0%)	13 (0.2%)	123 (1.9%)
2018年	5,618 (100%)	235 (4.2%)	5,258 (93.6%)	12 (0.2%)	113 (2.0%)
2019年	5,094 (100%)	225 (4.4%)	4,739 (93.0%)	21 (0.4%)	109 (2.1%)

実用新案の審査終結処理件数も2005年158件、2006年7件と減少が続いたが、2019年には5,361件を記録した。実用新案の登録査定率は2005年53.2%、2006年42.9%に減少したが、2007年の74.7%を除外すると2011年45.1%、その後2019年に43.4%となり、40%台を維持している。

<表Ⅶ-4-5> 実用新案の審査終結処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄
2011年	15,559 (100%)	7,013 (45.1%)	8,010 (51.5%)	536 (3.4%)
2012年	14,894 (100%)	7,003 (47.0%)	7,459 (50.1%)	432 (2.9%)
2013年	12,719 (100%)	6,086 (47.8%)	6,192 (48.7%)	441 (3.5%)
2014年	10,398 (100%)	5,067 (48.7%)	4,936 (47.5%)	395 (3.8%)
2015年	7,228 (100%)	3,204 (44.3%)	3,775 (52.2%)	249 (3.5%)
2016年	7,417 (100%)	2,934 (39.6%)	4,214 (56.8%)	269 (3.6%)
2017年	6,992 (100%)	3,031 (43.3%)	3,726 (53.3%)	235 (3.4%)
2018年	6,097	2,619	3,282	196

	(100%)	(43.0%)	(53.8%)	(3.2%)
2019年	5,361 (100%)	2,329 (43.4%)	2,815 (52.5%)	217 (4.0%)

3. PCT国際調査及び予備審査状況

2019年のPCT国際特許出願の国際調査報告書は、2018年に比べ12.7%増加した27,154件を作成し、PCT予備審査報告書は、2018年と同じ件数である131件を作成した。

<表Ⅶ-4-6> PCT国際調査及び予備審査状況

(単位：件)

区分	PCT国際調査		PCT予備審査
	国際調査報告書	不作成宣言書	予備審査報告書
2011年	22,986	180	224
2012年	29,704	215	253
2013年	34,234	197	263
2014年	30,128	95	250
2015年	27,958	89	232
2016年	28,107	69	209
2017年	25,920	35	169
2018年	24,104	19	131
2019年	27,154	13	131

第3節 商標及びデザイン審査

1. 商標登録の出願審査状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 主務官 チョ・ムンサン

イ. 韓国における商標審査

2019年の商標登録出願1次審査処理件数は198,639件であり、この中で53.3%に該当する105,875件は出願公告決定、46.7%に該当する92,764件は意見提出の通知を行った。1次審査の処理期間は、2019年は6.5ヵ月で、2018年の5.3ヵ月より1.2ヵ月増加した。

<表VII-4-7> 商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	審査処理期間
2013年	172,579 (100)	81,630 (47.3)	90,949 (52.7)	7.9ヵ月
2014年	178,237 (100)	94,109 (52.8)	84,128 (47.2)	6.5ヵ月
2015年	198,981 (100)	108,445 (54.5)	90,536 (45.5)	4.6ヵ月
2016年	192,422 (100)	107,564 (55.9)	84,858 (44.1)	4.9ヵ月
2017年	182,396 (100)	102,507 (56.2)	79,889 (43.8)	4.8ヵ月
2018年	188,161 (100)	104,053 (55.3)	84,108 (44.7)	5.3ヵ月
2019年	198,639 (100)	105,875 (53.3)	92,764 (46.7)	6.5ヵ月

* 多類商標基準、審査処理期間は12月末基準

* ()は構成比

最終的な審査処理件数は199,152件で、この中で82.0%である163,252件が登録査定、18.0%である35,900件が拒絶となり、前年度に比べ登録査定率が小幅増加した。

<表Ⅶ-4-8> 商標登録出願審査の終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2013年	168,759 (100)	130,158 (77.1)	38,601 (22.9)
2014年	168,837 (100)	134,745 (79.8)	34,092 (20.2)
2015年	193,023 (100)	154,615 (80.1)	38,408 (19.9)
2016年	191,980 (100)	155,726 (81.1)	36,254 (18.9)
2017年	181,596 (100)	147,387 (81.2)	34,209 (18.8)
2018年	181,209 (100)	149,050 (82.3)	32,159 (17.7)
2019年	199,152 (100)	163,252 (82.0)	35,900 (18.0)

*多類商標基準、()は構成比

ロ. 国際商標審査

国際商標の1次審査処理件数は29,903件で、この中で21.5%に該当する6,249件は出願公告決定、78.5%に該当する23,654件は意見提出の通知を行った。2019年の1次審査処理期間は8.9ヵ月であった。

<表Ⅶ-4-9> 国際商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	審査処理期間
2013年	20,692 (100)	5,838 (28.2)	14,854 (71.8)	5.4ヵ月
2014年	24,447 (100)	6,450 (26.4)	17,997 (73.6)	5.8ヵ月
2015年	22,621 (100)	4,858 (21.5)	17,763 (78.5)	5.5ヵ月
2016年	26,431 (100)	4,935 (18.7)	21,496 (81.3)	4.7ヵ月
2017年	22,293 (100)	4,474 (20.1)	17,819 (79.9)	6.7ヵ月
2018年	28,800 (100)	5,848 (20.3)	22,952 (79.7)	6.4ヵ月
2019年	29,903 (100)	6,249 (21.5)	23,654 (78.5)	8.9ヵ月

*多類商標基準、審査処理期間は12月末基準

* ()は構成比

最終的な審査処理件数は30,331件で、この中で80.1%である24,493件が登録査定され、19.9%である5,838件が拒絶された。

<表VII-4-10> 国際商標登録出願の審査終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2013年	21,143 (100)	15,878 (75.1)	5,265 (24.9)
2014年	21,667 (100)	16,650 (76.8)	5,017 (23.2)
2015年	21,078 (100)	15,866 (75.3)	5,212 (24.7)
2016年	22,857 (100)	17,298 (75.7)	5,559 (24.3)

2017年	24,781 (100)	19,576 (79.0)	5,205 (21.0)
2018年	23,725 (100)	19,187 (80.9)	4,538 (19.1)
2019年	30,331 (100)	24,493 (80.1)	5,838 (19.9)

*多類商標基準、()は構成比

2. デザイン登録出願の審査状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 主務官 チョ・ムンサン

デザイン登録出願1次審査処理件数は63,996件で、この中で50.3%に該当する32,190件は登録査定、49.7%に該当する31,806件は意見提出の通知を行った。

2019年の1次審査処理期間は5.4ヵ月であった。

<表Ⅶ-4-11>デザイン登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	意見提出	審査処理期間
2013年	67,021 (100)	30,757 (45.9)	36,264 (54.1)	7.3ヵ月
2014年	71,851 (100)	34,149 (47.5)	37,702 (52.5)	6.5ヵ月
2015年	69,399 (100)	29,000 (41.8)	40,399 (58.2)	4.4ヵ月
2016年	66,706 (100)	32,755 (49.1)	33,951 (50.9)	4.7ヵ月
2017年	63,245 (100)	30,598 (51.6)	32,647 (51.6)	4.9ヵ月
2018年	60,670 (100)	28,708 (47.3)	31,962 (52.7)	4.9ヵ月

2019年	63,996 (100)	32,190 (50.3)	31,806 (49.7)	5.4ヵ月
-------	-----------------	------------------	------------------	-------

*複数デザイン基準、審査処理期間は2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

* ()は構成比

最終的な審査処理件数は65,044件で、この中で87.6%に該当する56,989件は登録査定、12.4%に該当する8,055件は拒絶査定となった。

<表Ⅶ-4-12>デザイン登録出願の審査最終処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2013年	64,919 (100)	53,538 (82.5)	11,381 (17.5)
2014年	73,036 (100)	61,323 (84.0)	11,713 (16.0)
2015年	69,139 (100)	59,067 (85.4)	10,072 (14.6)
2016年	67,800 (100)	58,304 (86.0)	9,496 (14.0)
2017年	61,458 (100)	53,480 (87.0)	7,978 (13.0)
2018年	60,839 (100)	52,750 (86.7)	8,089 (13.3)
2019年	65,044 (100)	56,989 (87.6)	8,055 (12.4)

*複数デザイン基準、()は構成比

3. 異議審査の状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 主務官 チョ・ムンサン

商標登録出願、デザイン登録出願及び国際商標登録出願に対する異議申立件数及び異議申立率、異議認容率等は、以下の表のとおりである。商標登録出願を基準として見ると、2019年の商標登録異議申立件数は1,804件で出願公告件数の1.9%に該当し、異議決定件数のうち、異議申立に理由があると認容された割合は31.1%であった。

<表Ⅶ - 4 - 13> 異議申立件数、異議申立率及び異議認容率

(単位：件、%、ヵ月)

区分	2017年			2018年			2019年		
	商標	国際 商標	デザ イン	商標	国際 商標	デザ イン	商標	国際 商標	デザ イン
公告/登録件(A)	102,559	4,474	9,732	104,135	5,848	9,746	93,684	4,873	9,920
異議申立件(B)	1,712	44	35	1,552	45	34	1,804	47	28
異議申立率(B/A)	1.7	1.0	0.4	1.5	0.8	0.4	1.9	1.0	0.3
異議決定件(C)	1,985	39	39	1460	43	44	1,470	51	23
異議認容件(D)	849	9	21	537	4	32	457	11	34
異議認容率(D/C)	45.3	10.0	53.9	36.8	9.3	72.7	31.1	21.6	67.6

第5章 審判分野

第1節 審判請求及び処理状況

1. 権利別の審判請求及び処理件数状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 チェ・ヨンヒ

審判請求件数は2019年9,008件であり、前年に比べて11.3%減少した。これは拒絶決定不服審判請求が前年度の5,300件余りから2019年4,300件余りに減少したからである。権利別に見ると、特許、実用新案、デザイン、商標がそれぞれ19.1%、19.3%、13.8%、2.4%減少した。

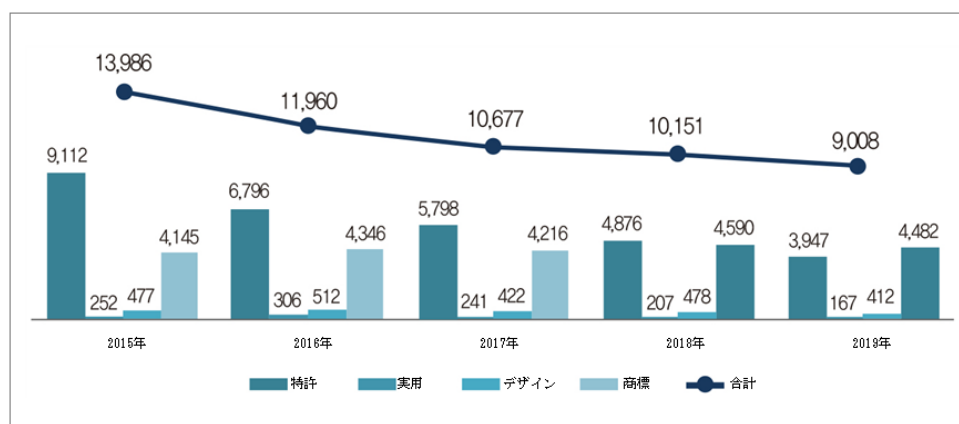
<表Ⅶ-5-1> 権利別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度		2015	2016	2017	2018	2019
請求 (増加率)	特許	9,112 (24.2)	6,796 (△25.4)	5,798 (△14.7)	4,876 (△15.9)	3,947 (△19.1)
	実用	252 (0.4)	306 (21.4)	241 (△21.2)	207 (△14.1)	167 (△19.3)
	デザイン	477 (△16.6)	512 (7.3)	422 (△17.6)	478 (13.3)	412 (△13.8)
	商標	4,145 (8.4)	4,346 (4.8)	4,216 (△3.0)	4,590 (8.9)	4,482 (△2.4)
	計	13,986 (16.7)	11,960 (△14.5)	10,677 (△10.7)	10,151 (△4.9)	9,008 (△11.3)

*2017年3月に施行された特許取消申請440件を含む。(2017年請求111件、2018年請求154件、2019年請求175件)

<図Ⅶ-5-1> 権利別の審判請求状況



審判処理件数は2019年12,858件で、前年度に比べて21.9%増加した。権利別に見ると、実用新案とデザインはそれぞれ2.4%、26.7%減少し、特許20.7%、商標30.8%増加した。

<表Ⅶ-5-2> 権利別の審判処理及び審査前置登録状況

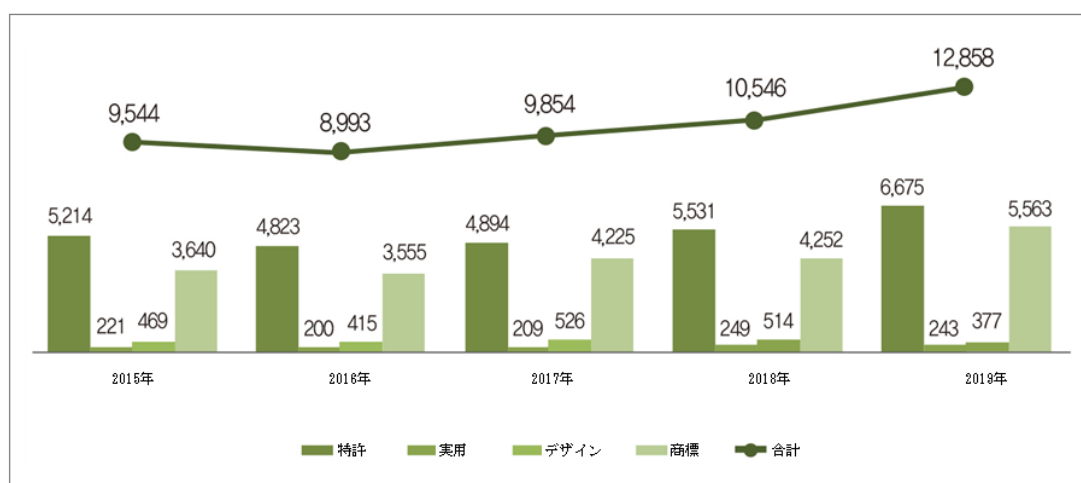
(単位：件、%)

年度		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
処理 (増加率)	特許	5,214 (0.5)	4,823 (△7.5)	4,894 (1.5)	5,531 (13.0)	6,675 (20.7)
	実用	221 (△11.6)	200 (△9.5)	209 (4.5)	249 (19.1)	243 (△2.4)
	デザイン	469 (△3.1)	415 (△11.5)	526 (26.7)	514 (△2.3)	377 (△26.7)
	商標	3,640 (0.4)	3,555 (△2.3)	4,225 (18.8)	4,252 (0.6)	5,563 (30.8)
	計	9,544 (△0.1)	8,993 (△5.8)	9,854 (9.6)	10,546 (7.0)	12,858 (21.9)
審査 前置登録 (増加率)	特許	1,786 (△27.9)	1,122 (△37.2)	257 (△77.1)	71 (△72.4)	34 (△52.1)
	実用	0 (△100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

	デザイン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	商標	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	計	1,786 (△27.9)	1,122 (△37.2)	257 (△77.1)	71 (△72.4)	34 (△52.1)

*処理は無効処分及び前置登録件数は除外

<図Ⅶ-5-2>年度別の審判処理状況



2. 審判請求人別の審判請求状況

2019年の請求人別審判請求件数の割合を見ると、国内企業38.5%、外国企業32.2%であり、内国人・外国人を合わせた個人が26.8%を占めた。

<表Ⅶ-5-3>審判請求人別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
韓国 個人	特許	805	832	901	910	821
	実用	147	192	153	122	120
	デザイン	194	224	170	176	146

	商標	933	974	1,052	1,287	1,258
	計	2,079 (14.9)	2,222(18.6)	2,276(21.3)	2,495(24.6)	2,345(26.0)
外国 個人	特許	50	41	42	31	21
	実用	1	1	-	-	-
	デザイン	1	-	1	2	1
	商標	50	50	55	49	51
	計	102(0.7)	92(0.8)	98(0.9)	82(0.8)	73(0.8)
韓国 企業	特許	4,706	2,754	2,425	1,992	1,565
	実用	93	108	84	73	43
	デザイン	234	235	202	240	235
	商標	1,615	1,619	1,620	1,748	1,622
	計	6,648 (47.5)	4,716(39.4)	4,331(40.6)	4,053(39.9)	3,465(38.5)
外国 企業	特許	3,952	3,253	2,864	2,148	1,381
	実用	7	11	4	3	3
	デザイン	45	45	53	47	30
	商標	1,511	1,523	1,676	1,458	1,491
	計	5,515(42.4)	4,832(34.5)	4,597(38.4)	3,656(34.2)	2,905(32.2)
公共 研究 機関	特許	113	145	111	93	59
	実用	-	-	-	-	-
	デザイン	-	1	-	1	-
	商標	12	3	10	9	49
	計	125(1.0)	149(1.1)	121(1.0)	103(1.0)	108(1.2)
大学	特許	129	147	180	177	95
	実用	1	-	1	1	-
	デザイン	2	2	-	-	-
	商標	12	14	6	6	5

	計	144 (1.1)	163 (1.2)	187(1.6)	184(1.7)	100(1.1)
その他	特許	22	6	14	12	5
	実用	-	-	-	-	1
	デザイン	-	-	-	1	-
	商標	11	7	11	16	6
	計	33(0.3)	13(0.1)	25(0.2)	29(0.3)	12(0.1)

*その他:国、自治団体等

* () は構成比(%)

3. 内国人・外国人間での当事者系審判請求の状況

2019年の当事者系審判は全体で4,362件が請求され、この中で内国人と内国人間での審判請求は2,876件(66.0%)、内国人と外国人間での審判請求は1,310件(30.0%)、外国人と外国人間での審判請求は176件(4.0%)であった。

<表Ⅶ-5-4>内国人・外国人間での当事者系審判請求の状況

(単位:件)

年度		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
内国人 と 内国人	特許	889	795	771	741	660
	実用	127	97	55	41	36
	デザイン	320	370	309	360	329
	商標	1,474	1,413	1,502	1,921	1,851
	計	2,810	2,675	2,637	3,063	2,876
内国人 と 外国人	特許	1,970	359	401	213	135
	実用	2	-	1	-	-
	デザイン	8	6	-	3	2
	商標	194	184	211	223	195

	計	2,174	549	613	439	332
外国人 と 内国人	特許	15	19	9	15	20
	実用	2	-	-	-	-
	デザイン	19	20	21	12	18
	商標	750	939	739	839	940
	計	786	978	769	866	978
外国人 と 外国人	特許	11	7	20	4	11
	実用	2	-	-	-	-
	デザイン	-	-	-	-	2
	商標	162	179	195	170	163
	計	175	186	215	174	176
合計	特許	2,885	1,180	1,201	973	826
	実用	133	97	56	41	36
	デザイン	347	396	330	375	351
	商標	2,580	2,715	2,647	3,153	3,149
	計	5,945	4,388	4,234	4,542	4,362

*内国人と内国人:請求人が内国人・被請求人が内国人

*内国人と外国人:請求人が内国人・被請求人が外国人

*外国人と内国人:請求人が外国人・被請求人が内国人

*外国人と外国人:請求人が外国人・被請求人が外国人

4. 韓国企業・外国企業間での審判請求状況

2019年の韓国企業と外国企業間での審判請求全体件数は765件であり、前年度に比べ11.0%の減少であった。外国企業の審判請求は523件(68.4%)で、韓国企業の審判請求の242件(31.6%)より高く、外国企業が審判請求した523件の中には、商標事件が500件(95.6%)で多数を占め、韓国企業が請求した242件の中には、特許事件が138件

(57.0%)で多数を占めている。

<表Ⅶ-5-5> 韓国企業・外国企業間での審判請求状況

(単位：件)

区分			2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
請求人	被請求人	権利別					
韓国 企業	外国 企業	特許	1,939	341	395	212	138
		実用	-	-	1	-	-
		デザイン	8	4	-	3	2
		商標	119	118	114	133	102
		計	2,066	463	510	348	242
外国 企業	韓国 企業	特許	15	17	8	12	18
		実用	-	-	-	-	-
		デザイン	6	7	5	2	5
		商標	425	600	414	498	500
		計	446	624	427	512	523
合計		特許	1,954	358	403	224	156
		実用	-	0	1	-	-
		デザイン	14	11	5	5	7
		商標	544	718	528	631	602
		計	2,512	1,087	937	860	765

5. 中小企業・大企業間での審判請求状況

中小企業と大企業間での審判請求件数は、2019年は全体で103件であり、前年度に比べ12.0%の減少であった。権利別には商標が86件で83.5%を占め、中小企業と大企業間の商標分野において最も紛争が多く発生している。

＜表Ⅶ－5－6＞中小企業・大企業間での審判請求状況

(単位：件)

年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
特許	26	31	24	27	16
実用	-	2	-	-	-
デザイン	-	2	3	3	1
商標	79	90	73	87	86
計	105	125	100	117	103

* 中小企業：中小企業基本法に基づく企業(2015年以降からは大企業において中堅企業を除外)

6. 審判処理期間の状況

審判処理期間は、2019年は9.6ヵ月で前年比2.4ヵ月が短縮され、特許と実用新案は平均11.4ヵ月、商標デザインは7.8ヵ月かかることがわかった。これは、2019年は処理期間遅延を解消するために処理期間の短縮と待機物量の解消に集中したためである。

＜表Ⅶ－5－7＞年度別審判処理期間の状況

(単位：ヵ月)

年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
特許・実用	7.2	10.0	11.9	15.6	11.4
商標・デザイン	6.4	8.9	9.1	9.0	7.8
計	6.9	9.5	10.5	12.0	9.6

第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

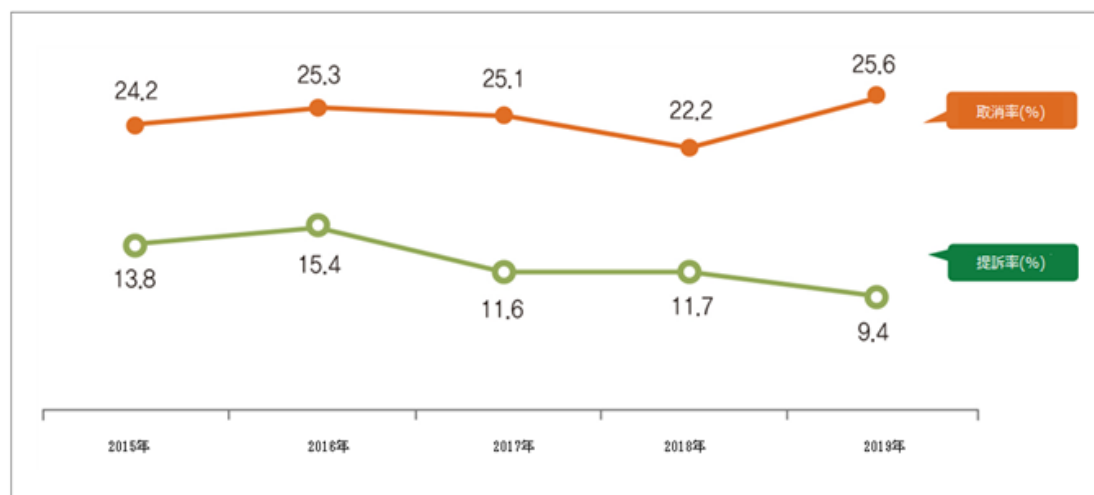
特許審判院 審判政策課 工業事務官 チェ・ヨンヒ

1998年に特許裁判所が設立されて以来、特許審判院の審決に対し特許裁判所に訴を提起した割合は15%台を維持してきたが、2017年以降大幅に減り11%台に減少した。特許裁判所の判決の中で特許審判院の審決を取消した割合である審決取消率は2019年25.6%で、前年度に比べ3.4p増加した。

＜表Ⅶ－5－8＞特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

(単位：件、%)

年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
訴訟提起可能審決	6,347	6,417	7,389	7,473	8,992
訴訟提起	873	987	859	877	841
提訴率(%)	13.8	15.4	11.6	11.7	9.4
判決件数	817	889	971	887	798
取消判決	198	225	244	197	204
取消率(%)	24.2	25.3	25.1	22.2	25.6



第3節 最高裁判所への上告提起及び宣告状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 チェ・ヨンヒ

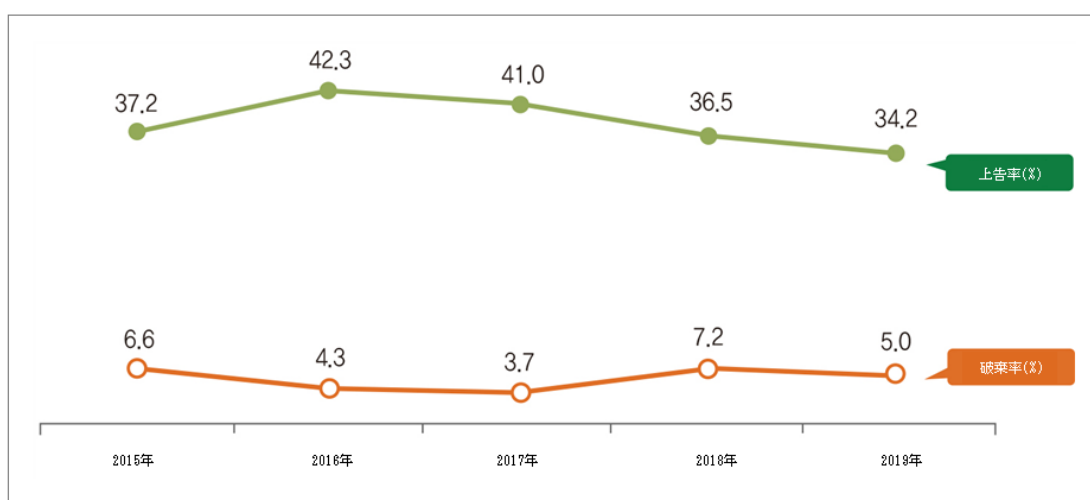
2019年の特許裁判所判決に不服して最高裁判所に上告した割合は、前年度に比べ2.3%p減少した34.2%を記録し、上告審で特許裁判所の判決を破棄した割合は2019年5.0%で、前年度に比べ2.2%p減少したことがわかった。

＜表Ⅶ-5-9＞最高裁判所への上告提起及び宣告状況

(単位：件、%)

年度		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
特許裁判所判決		646	755	788	684	643
上告	件数	240	319	323	250	220
	上告率(%)	37.2	42.3	41.0	36.5	34.2
高裁判所宣告		257	278	297	276	242
破棄	件数	17	12	11	20	12
	上告率(%)	6.6	4.3	3.7	7.2	5.0

*特許裁判所の判決件数：全体判決件数のうち、認容、棄却、却下を意味する。



付録

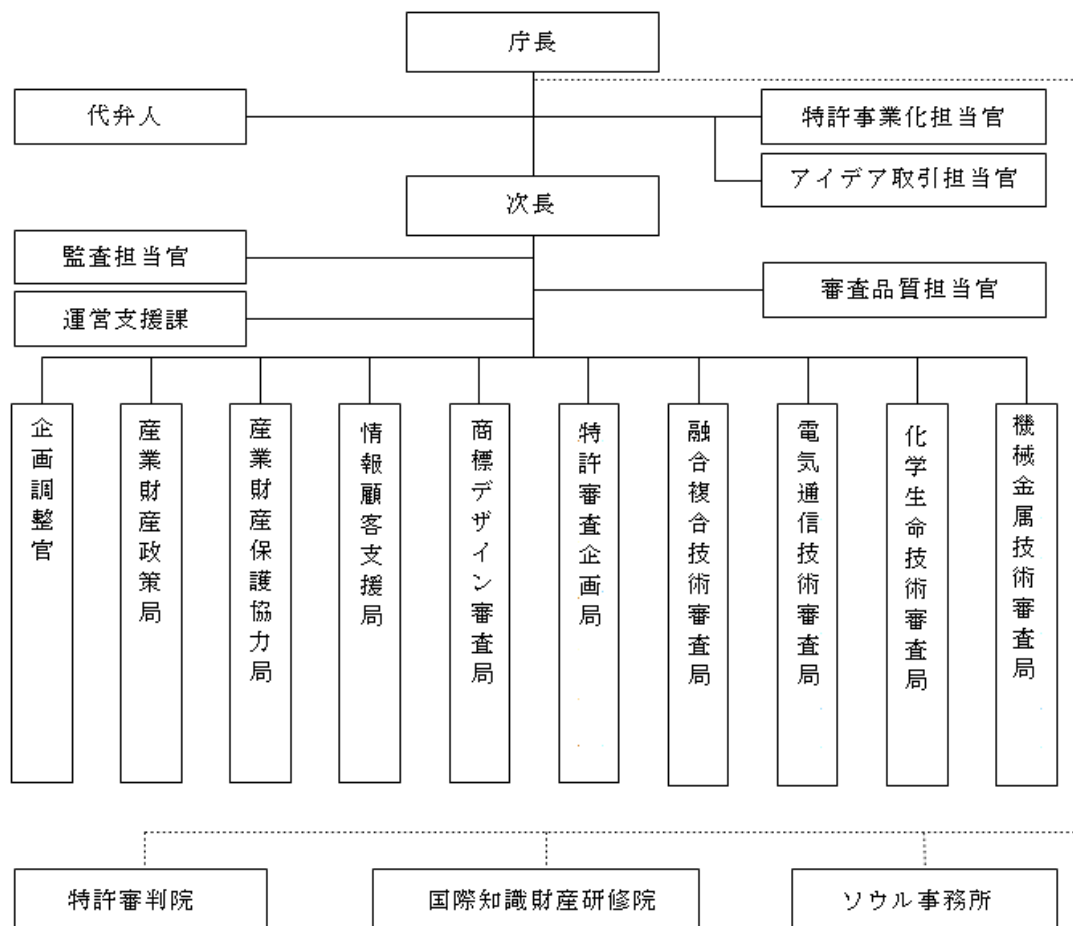
1. 歴代庁長

歴代	氏名(漢字)	任期期間	任命前の直前経歴
初代	裴相穢	1977. 3. 12～1977. 12. 23	工業団地管理庁長
2代	安永哲	1977. 12. 23～1978. 12. 30	特許庁次長
3代	李相燮	1978. 12. 30～1982. 12. 18	商工部次官補
4代	洪性佐	1982. 12. 28～1985. 10. 19	商工部第1次官補
5代	車秀明	1985. 10. 19～1988. 3. 4	商工部第1次官補
6代	朴弘植	1988. 3. 5～1990. 3. 19	特許庁次長
7代	金喆寿	1990. 3. 20～1991. 9. 18	商工部第1次官補
8代	金泰俊	1991. 9. 20～1993. 3. 3	商工部第2次官補
9代	安光吞	1993. 3. 4～1995. 12. 25	商工部第2次官補
10代	鄭海滸	1995. 12. 26～1996. 12. 23	通産部次官補
11代	韓憲洙	1996. 12. 24～1997. 3. 6	通産部通商貿易室長
12代	崔弘建	1997. 3. 7～1998. 3. 8	通産部企画管理室長
13代	金守東	1998. 3. 9～1999. 5. 26	特許庁次長
14代	吳剛鉉	1999. 5. 26～2000. 8. 11	産業資源部次官補
15代	林来圭	2000. 8. 11～2002. 2. 4	特許庁次長
16代	金光琳	2002. 2. 5～2003. 3. 3	予算決算委首席専門委員

17代	河東万	2003. 3. 3～2004. 9. 3	国務調整室経済調整官
18代	金鍾甲	2004. 9. 3～2006. 1. 31	産業資源部次官補
19代	全湘雨	2006. 2. 1～2008. 4. 30	特許庁次長
20代	高廷植	2008. 5. 1～2010. 4. 30	産業資源部 エネルギー 資源政策本部長
21代	李秀元	2010. 5. 1～2012. 4. 30	大統領室非常経済状況室長
22代	金昊源	2012. 5. 1～2013. 3. 17	国務総理室国政運営2室長
23代	金榮敏	2013. 3. 18～2015. 3. 17	特許庁次長
24代	崔東圭	2015. 5. 12～2017. 5. 11	駐ガーナ韓国大使館特命全権大使
25代	成允模	2017. 7. 27～2018. 9. 20	国務調整室経済調整室長
26代	朴原住	2018. 9. 28～現在	産業資源部 エネルギー 資源室長

2. 機構・定員・予算状況

イ. 機構：1官9局56課15チーム、3所属機関



ロ. 定員：1,741人(本庁1,529人、所属機関212人)

(2019. 12. 31. 基準、単位：人)

区分	政務職	高位公務員団	3・4～4級	4・5～5級	6級以下	管理運営	計
計	1	24	102	1,088	485	41	1,741
本庁	1	11	57	992	434	34	1,529
特許審判院	-	12	41	84	16	-	153
研修院	-	1	3	9	19	3	35
ソウル事務所	-	-	1	3	16	4	24

ハ. 予算：2019年の歳入・歳出予算は6,616億ウォン(2018年対比5.8%減少)

(百万ウォン、%)

区分		2018年 予算(A)	2019年 予算(B)	増減 (B-A)	増加率
合計		702,278	661,550	△40,728	△5.8
歳入	○手数料収入	505,617	494,211	△11,406	△2.3
	○その他収入	196,661	167,339	△29,322	△14.9
歳出	○主要事業費	279,758	289,746	9,988	3.6
	■審査・審判サービスの提供	81,782	78,575	△3,207	△3.9
	■知的財産創出基盤の強化	91,498	98,619	7,121	7.8
	■知的財産権保護及び活用促進	69,951	68,489	△1,462	△2.1
	■知的財産行政の情報化	31,811	39,118	7,307	23.0
	■知的財産行政の総合支援	4,716	4,945	229	4.9
	○公共資金管理基金預託金	52,967	42,826	△10,141	△19.1
	○機関運営経費	151,459	154,486	3,027	2.0
○公務員年金等	218,094	174,492	△43,602	△20.0	

3. 特許庁所管の法令状況

法律(9)	大統領令(12)	付属令(9)	所管部署
特許法	特許法施行令	特許法施行規則	特許審査制度課
	特許権等の登録令	特許権等の登録令施行規則	登録課
	特許権の受容実施等に関する規定		産業財産政策課
		特許料等の徴収規則	情報顧客政策課
		特許審判院先代理人の 先任及び運営に関する 規則	審判政策課
実用新案法	実用新案法施行令	実用新案法施行規則	特許審査制度課

デザイン保護法	デザイン保護法施行令	デザイン保護法施行規則	デザイン審査政策課
商標法	商標法施行令	商標法施行規則	商標審査政策課
発明振興法	発明振興法施行令		産業財産政策課
	公務員職務発明の処分・管理及び補償等に関する規定	公務員職務発明の処分・管理及び補償等に関する規定施行規則	産業財産政策課
不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令		産業財産保護政策課
半導体集積回路の配置設計に関する法律	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則	産業財産創出戦略チーム
弁理士法	弁理士法施行令	弁理士法施行規則	産業財産人材課
発明教育の活性化及び支援に関する法律	発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令		産業財産人材課

4. 2019年長官のマスコミ広報活動

報道日付	報道内容	報道媒体	備考
1. 14	職業を発明する時代	ネイル新聞	寄稿
1. 16	「IP価値が正当に認められる市場をつくる」	電子新聞	インタビュー
1. 17	米・中貿易紛争は知財権保護の3番目の波	毎日経済	寄稿
1. 18	知的財産豊年を迎え、イノベーション成長の蔵を詰める	東亜日報	寄稿
1. 28	懲罰賠償と知的財産金融	ソウル経済	寄稿

1.30	アイデアだけあれば事業成功	ネイル新聞	寄稿
2.27	1882年、ある実学者の上訴	ネイル新聞	寄稿
3.12	懲罰的賠償の導入により少額で終えようとする特許侵害の悪習を根絶	edaily	インタビュー
3.13	ライスクレイ、手足口病ワクチンの特徴	ネイル新聞	寄稿
3.28	特許ビッグデータを見ると、韓国OLEDが5年後に中国に追い越される	中央日報	インタビュー
4.3	米国228年ぶりに1000万目の特許	ネイル新聞	寄稿
4.4	「知的財産競争力は未来の競争力」	Moneytoday	インタビュー
4.4	海外で適正価額の「強い知的財産」で産業イノベーションを牽引	ファイナンシャルニュース	インタビュー
4.4	「知的財産の適正価額が受けられるエコシステムをつくる」	連合ニュースマガジン	インタビュー
4.15	「見た目良くないデザイン」も保護受けられるのか	東亜日報	寄稿
4.22	米中日は特許戦争中であるが…韓国は産業政策R&DにIP戦略が不在	ソウル経済	インタビュー
4.25	Korea aims to go global with IP system	ソウル経済	寄稿
4.25	ドバイ警察庁長のプレゼント	ネイル新聞	寄稿
4.26	イノベーション成長時代、知的財産制度の在り方	電子新聞	寄稿
5.2	創意的なアイデアが成功の特許に繋がる環境を作る	東亜日報	インタビュー
5.7	発明の月に考える「AI時代と子供」	デジタルタイムズ	寄稿
5.8	特許ビッグデータをよく見るとイノベーション成長の変化が見える	毎日経済	寄稿
5.10	特許登録だけするところ？ 特許保護でイノベーション	韓国日報	インタビュー

	ンに力を添える		ー
5.14	直流(DC)、エジソンに傷と光栄を	ネイル新聞	寄稿
5.16	韓国の特許システムを輸入したサウジ	中央日報	寄稿
5.17	発明の日…世界を揺るがした「セロンディフィティ」を期待しながら	文化日報	寄稿ー
5.18	大韓民国特許を世界へ進出	MBN	放送出演
5.27	「知的財産」時代…韓国の現住所の見通しは	KBS	放送出演
5.27	海外進出の国内企業、現地で特許を確保するためのカスタマイズ型支援を強化	朝鮮日報	インタビューー
5.27	発明家がイノベーション成長の主役…海外特許も支援	中央日報	インタビューー
6.4	海外進出を夢見るスタートアップ、R&D費用の20～30%の特許に使い	韓国経済	インタビューー
6.10	中小企業の命綱、特許を保護できなければイノベーションは不可能	国民日報	インタビューー
6.11	百年商標、誰もが夢見ることができる	ネイル新聞	寄稿
6.14	KIPO chief vows to create user friendly patent system	Korea Herald	インタビューー
6.22	有名商標の落とし穴	ソウル新聞	寄稿
6.28	特許5強、コリア	電子新聞	寄稿
7.3	心、特許そして人工知能	ネイル新聞	寄稿
7.12	海外IPは現地攻略の鍵、輸出時に重要性を認識すべき	ソウル経済	インタビューー
7.18	発明、世界を変える良い影響力	ネイル新聞	寄稿
7.24	イノベーション成長に寄与するには「特許」の用語から変えよう	中央日報	寄稿
8.9	韓国のビルゲイツ、世界の舞台を駆け回る	Moneytoday	インタビュー

			ー
8.12	新南方市場への進出、知財権の確保から	ファイナンシャルニュース	寄稿
8.19	韓国人1号特許「馬尾毛の帽子」が独立運動の資金源であった？	KBSラジオ	放送出演
8.19	素材・部品の「国産化」のために必要な努力は？	KBS	放送出演
9.10	馬尾毛帽子の特許	毎日経済	寄稿
9.16	特許ビッグデータで産業界のイノベーション成長、特許庁が主導する	アジア経済	インタビュー
9.20	大統領の署名	毎日経済	インタビュー
9.26	特許200万号、世界7番目に大記録…知的財産強国の現実化	Moneytoday	インタビュー
9.27	AI時代に備えて準備	ネイル新聞	寄稿
9.28	スマートウォッチ	毎日経済	寄稿
10.5	特許は追い越し車線進む	KBS	インタビュー
10.7	匠人精神と特許	毎日経済	寄稿
10.15	傾いた運動場	毎日経済	寄稿
10.23	KIPO Pursues ‘Qualitative & Innovative Patent Administration’	News World	インタビュー
10.23	朝鮮清心丸	毎日経済	寄稿
10.24	KIPO to enhance IP protection abroad	The Korea Times	インタビュー
10.31	ディケンズの産業革命	毎日経済	寄稿
11.1	BTSニセグッズ・日本の輸出規制と共に解決できる方法は	CBS	放送出演

11.11	特許技術の本当の発明者はだれ	ネイル新聞	寄稿
11.15	特許先取り、経済戦争の勝敗左右する…未来優位確保のために全力	国民日報	インタビュー
11.15	Korea should expedite knowledge-based asset development	Korea Herald	インタビュー
11.15	知的財産基盤の技術強国へと跳躍…特許庁の役割拡大について悩む	電子新聞	インタビュー
11.15	激化する技術覇権戦争…特許の先取りが生きる道	edaily	インタビュー
11.15	知的財産で技術覇権を克服	デジタルタイムズ	インタビュー
11.19	知的財産基盤の技術自立により世界市場を主導	アジア経済	インタビュー
11.21	知的財産基盤の技術覇権に対応すべき	Moneytoday	インタビュー
11.28	韓・アセアン特許庁長が一堂に…知的財産共同宣言文の採択	連合ニュースTV	放送出演
12.3	韓国の特許効力、アセアンの国境を超える	毎日経済	寄稿
12.27	サウナと伝統知的財産	ネイル新聞	寄稿

5. 2019年長官の現場とのコミュニケーション活動

日付	場所	内容	報道媒体
1.9	シグニエルホテル	韓・サウジ、知的財産権分野の首脳会談	韓国日報
1.10	韓国知識財産センター	発明特許人の新年挨拶会	ニュース1
1.11	韓国科学技術会館	特許庁支援事業の合同説明会	ニュース1
1.15	政府大田庁舎	特許庁・慶北教育庁、発明教育体験館設置	ニュース1

		のためのMOU	
1. 17	韓国知的財産保護院	営業秘密保護センターの開所式	中央日報
1. 23	ジュンリ市場	伝統市場を訪問し激励	連合ニュース
1. 24	救済軍へセン院	社会福祉施設を訪問し激励	enewstoday
1. 24	特許庁ソウル事務所	特許庁-崇実大学・安養大学とMOU	ソウル経済
1. 28	蒋英実科学技術支援センター	世宗知的財産センターの開所式	連合ニュース
2. 8	韓国知識財産センター	特許ギャップファンド運営のために選定した6大学・公共機関と協約	ニュース1
2. 19	UAE	特許庁-UAE、特許審査代行範囲拡大のためのMOU	ニュース1
2. 22	エルタワー	大韓弁理士会の総会	ニューシス
3. 5	ロッテシティールホテル大田	知的財産とイノベーション経済のフォーラム	デジタルタイムズ
3. 6	特許庁ソウル事務所	ユミ科学文化賞の授賞式	ニュース1
3. 6	政府ソウル庁舎	第2ベンチャーブーム拡散戦略の発表	連合ニュース
3. 7	板橋テクノバレー	輸出中小企業と政策懇談会	ニュース1
3. 7	インフォーバンク	輸出優秀企業現場の訪問	ニューシス
3. 8	63スクエア	特許共済事業推進団の発足式	連合ニュース
3. 11	ブルネイ	韓-ブルネイ、特許協力条約国際調査機関指定についてMOU	連合ニュース
3. 19	ディキャンプ宣陵センター	特許庁-銀行圏、青年創業財団と知的財産創業についてMOU	連合ニュース
3. 19	ディキャンプ宣陵	エクセラレーター投資家との懇談会	ニューシス

	センター		
3. 21	特許庁ソウル事務所	知的財産政策記者団の発足式	ファイナンシャルニュース
3. 22	グランドハイヤット	能率協会最高経営者向け特別講演	ニュース1
3. 25	ホテルインターブルゴ大邱	地域知的財産センター運営機関長と懇談会	edaily
3. 27	ウェスティン朝鮮ソウル	第1回知的財産戦略協議会	連合ニュース
3. 29	香港	香港IP-DESKの開所式	ニュース1
3. 29	香港	香港税関の訪問	ニューシス
3. 29	香港	韓-香港特許庁長の会談	ニュース1
4. 1	サウジアラビア	韓-サウジ、知的財産エコシステム造成事業のMOU	連合ニュース
4. 9	政府大田庁舎	国有特許政策協議会	アジア経済
4. 9	政府大田庁舎	産業財産特別司法警察の看板上掲式	ニューシス
4. 11	国際知識財産研修院	開発途上国向け知財権紛争解決教育課程の開設	Moneytoday
4. 16	インテレクチュアル・ディスカバリー	海外出願の活性化に向けた懇談会	連合ニュース
4. 17	ウェスティン朝鮮ソウル	知的財産金融活性化に向けたMOU	連合ニュース
4. 18	特許庁ソウル事務所	モンゴル特許庁長と面談	enewstoday
4. 24	KINTEX	ナラ市場エキスポの優秀発明品展示館弘報	ニューシス
4. 24	パワーレイン	特許基盤企業を訪問し懇談会	ニューシス
4. 24	ラマダプラザ済州	国家イノベーション成長に向けた知的財産	enewstoday

		エコシステムイノベーション戦略について 特別講演	
4. 24	済州松竹園	IP企業人との懇談会	連合ニュース
4. 25	ラマダプラザ済州	特許庁長-全国大学産学協力団長との懇談会	連合ニュース
4. 25	韓国BMI	IP金融資連携支援事業の参加企業へ訪問し 懇談会	ソウル経済
4. 25	済州大学	知的財産教育先導大学を訪問し懇談会	enewstoday
4. 26	ドンアンベンチャー センター	中小企業営業秘密保護について懇談会	ファイナンシャル ニュース
4. 26	(株)バルメックス	中小企業現場を訪問	enewstoday
4. 30	(株)タップエンジニアリング	知的財産先導企業と懇談会	アジア経済
5. 2	光州知的財産セン ター	IP経営人クラブの中小企業知的財産政策懇 談会	ニューシス
5. 2	光州ドリームシー エヌジー	光州ドリームシーエヌジーの現場訪問	ニューシス
5. 10	国会	キム・チャンジュン政経アカデミーで特別 講演	edaily
5. 16	弘益大学校	国家イノベーション成長のための知的財産 エコシステムイノベーション戦略について 特別講演	ニュース1
5. 16	ソウル大学サムス ンコンベンション センター	特許庁-韓国毒性学界有害物質と交流協約	ニュース1
5. 23	特許庁ソウル事務 所	特許庁-成均館大学と業務協約	ニューシス
5. 27	COEX	第54回発明の日の記念式	連合ニュース

5.30	ディキャンプ宣陵センター	特許庁-ディキャンプ D. Day	ソウル経済
5.30	KT チェンバーホール	青少年発明記者団フェスティバル	enewstoday
5.31	特許庁ソウル事務所	韓-米特許審査協力について論議	ニュース1
6.4	COEX インターコンチネンタル	韓・中・日・ヨーロッパの特許審判院長会議	ニューシス
6.4	東国大学	国家イノベーション成長のための知的財産エコシステムイノベーション戦略について特別講演	enewstoday
6.4	東国大学	特許庁-東国大学と知的財産専門学位課程のMOU	ニュース1
6.5	韓国知識財産センター	国際知識財産保護協会会長団との面談	ニューシス
6.5	ソウル回生法院	特許庁-ソウル回生法院と業務協約	連合ニュース
6.10	JW マリオット	2019 知的財産国際シンポジウム	東亜日報
6.11	シェラトングランド仁川	韓-米特許庁長の会談	ニュース1
6.11	シェラトングランド仁川	韓-ヨーロッパの特許庁長会談	enewstoday
6.12	シェラトングランド仁川	IP5 庁長及び産業界代表との会議	ニュース1
6.13	シェラトングランド仁川	IP5 庁長会談	連合ニュース
6.13	シェラトングランド仁川	特許庁-WIPO事務総長の面談	ニュース1

6.14	ウェスティン朝鮮 ソウル	特許庁-KDI-世宗市-WIPOとの業務協約	連合ニュース
6.14	ウェスティン朝鮮 ソウル	国際知的財産権及び産業保安カンファレンス	ファイナンシャルニュース
6.18	特許庁ソウル事務所	韓-キルギスタン特許庁と業務協約	連合ニュース
6.19	漢陽大学	「国家イノベーション成長に向けた知的財産エコシステムイノベーション戦略」について特別講演	ニューシス
6.20	KINTEX	2019女性発明王エキスポ	ニューシス
6.20	ソウルGベリー	デザイン・製造支援及び知的財産権保護センターの開所式	ソウル経済
6.21	韓国繊維技術研究所	「国家イノベーション成長に向けた知的財産エコシステムイノベーション戦略」について特別講演	ニューシス
6.21	特許庁ソウル事務所	韓-UAEの高位レベル面談及び業務協約	連合ニュース
6.25	全北大学	全北における知的財産創業フェスティバル	ニュース1
6.26	青瓦台	韓-サウジ国家知的財産戦略プログラムの締結	連合ニュース
6.27	特許庁ソウル事務所	国際知財権紛争コンサルティング支援政策の懇談会	ニュース1
6.28	マル180	知的財産スタートアップロードデー	毎日経済
7.3	ウェスティン朝鮮 ソウル	IP戦略フォーラム	edaily
7.11	韓国貿易協会	特許庁-韓国貿易協会の業務協約	連合ニュース
7.11	インターコンチネ	第1回知的財産通商フォーラム	国民日報

	ンタルホテル		
7.15	政府大田庁舎	特許庁労使協議会、勤務与件の改善協約	ニュース1
7.16	大田コンベンションセンター	2019大田国際IPフェスティバル	ソウル経済
7.16	大田コンベンションセンター	IPスケッチブックトークコンサートの開催	ニュース1
7.18	中小企業中央会	特許庁-中小企業中央会の中小企業におけるIP競争力強化のための懇談会	アジア経済
7.18	特許庁ソウル事務所	米国知的財産執行調整官と面談	ニューシス
7.24	珍風亭	IP基盤の次世代起業家育成諮問会議	ソウル経済
7.25	KINTEX	2019青少年発明フェスティバル	Money today
7.25	KINTEX	2019発明サマーキャンプの参加	edaily
7.26	特許庁ソウル事務所	Start-up Start IP キャンペーンの業務協約	ソウル経済
7.29	政府大田庁舎	特許庁-調達庁、イノベーション指向の公共調達推進に関する業務協約	ニュース1
8.8	The-K ホテル	知的財産基盤の次世代英才起業家10周年記念式	ニュース1
8.12	ポイントエンジニアリング	半導体装備の核心部品企業現場を訪問	ファイナンシャルニュース
8.13	国立大田顕忠院	韓国語特許第1号の主人公、ジョン・インホ 愛国志士の追悼行事	ニュース1
8.15	カンボジア	韓-カンボジア、知財権の包括協力の MOU	ニュース1
8.16	カンボジア	韓-カンボジア、特許効力認定協力のMOU	ニューシス
8.23	京畿テクノパーク	日本の輸出規制による中小企業との懇談会	edaily
8.27	大田創造経済革新	IPスタートアップロードデー	ニュース1

	センター		
8. 27	(株)エムプラス	2次電池組立設備製造企業現場を訪問	edaily
8. 27	KAIST学術文化館	特許庁・女性科学技術人会の知財権アカデミー	edaily
9. 4	国国立葉川科学館	第2回知的財産の日の記念式	連合ニュース
9. 6	江原情報文化振興院	江原知的財産フェスティバル	ニュース1
9. 9	特許共済運営センター	特許共済発足式	連合ニュース
9. 10	ジュンリ市場	伝統市場を訪問し激励	連合ニュース
9. 19	青瓦台	200万号の特許証、100万号のデザイン登録証の授与式	ニュース1
9. 20	特許庁ソウル事務所	カンボジア・ラオス、知財権最高責任者と面談	ニュース1
9. 20	特許庁ソウル事務所	特許庁、10のオンライン事業者と知的財産保護協約	連合ニュース
9. 24	ウェスティン朝鮮ソウル	IP戦略フォーラム	ニュース1
9. 24	全国銀行連合会	特許庁・韓国信用情報院、知的財産金融活性化の MOU	ニュース1
10. 11	済州大学	2019青年Dream就業博覧会& 済州IPフェスティバル	連合ニュース
10. 14	政府大田庁舎	2019技術イノベーション試作品の特別展示展	連合ニュース
10. 15	中小企業中央会	特許法改正案の公聴会	edaily
10. 23	松島コンベンシア	2019国民安全発明チャレンジの授賞式	連合ニュース
10. 24	特許審判院	特許審判院の商標・デザイン審判部の看板	連合ニュース

		上掲式	
10.29	グランドインター コンチネンタル	第37回立法政策フォーラム	ニューシス
10.31	慶南創造経済革新 センター	IPスタートアップロードデー	連合ニュース
11.6	仁川セントラルパ ークホテル	仁川知的財産フェスティバル	連合ニュース
11.6	仁川セントラルパ ークホテル	2019知的財産才能プロボノの成果報告書	連合ニュース
11.21	新羅ホテル	韓-カンボジア、国際調査機関指定の MOU	連合ニュース
11.21	ウェスティン朝鮮 ソウル	韓国女性経済人フォーラム	ニューシス
11.21	ウェスティン朝鮮 ソウル	2019 キャンパス特許戦略ユニバーシアート	ニューシス
11.22	COEX	2019 生活発明코리아	連合ニュース
11.25	新羅ホテル	韓-タイ特許庁長の会談	ニューシス
11.25	新羅ホテル	韓-ベトナム特許庁長の会談	edaily
11.25	新羅ホテル	韓-フィリピン特許庁長の会談	連合ニュース
11.25	新羅ホテル	韓-ブルネイ特許庁長の会談	連合ニュース
11.25	新羅ホテル	韓-アセアン特許庁長の会談	連合ニュース
11.26	ウェスティン朝鮮 釜山	韓-ラオス知的財産権包括協力の協定	ニューシス
11.26	新羅ホテル	韓-カンボジア特許庁長の会談	edaily
11.26	新羅ホテル	2019 適正技術グランドシンポジウム	ニュース1
11.28	ソウル三井ホテル	特許庁-WIPO、国際商標出願コンファレンス	edaily
11.28	63 コンベンション センター	地域中小・ベンチャー企業のIP金融支援に ついて業務協約	連合ニュース

11. 29	Two IFC	イノベーションベンチャー団体協議会と知的財産保護について懇談会	ソウル経済
11. 29	シェラトンパレス ソウル	知的財産イノベーション企業協議会の総会	連合ニュース
12. 3	日本神戸	韓-中特許庁長の会談	ニューシス
12. 3	日本神戸	日本神戸ケミカルシューズ工業組合の訪問	ニュース1
12. 4	日本神戸	韓中日特許庁長会談	連合ニュース
12. 4	日本神戸	韓中日ユーザーシンポジウム	連合ニュース
12. 5	日本東京	特許庁-日本駐在企業と現場疎通の懇談会	ニューシス
12. 6	特許庁ソウル事務所	BTS 所属会社の知的財産保護活動に対し授賞	ニューシス
12. 11	銀行連合	国家経営戦略研究院の水曜フォーラム	連合ニュース
12. 13	ウェスティン朝鮮 ソウル	第2回知的財産戦略協議会	毎日経済
12. 16	ホテルインターブ ルゴ大邱	小中高校の管理者向けに特別講演	ニュース1
12. 27	特許庁ソウル事務所	産業財産権登録マークデザインの選定・褒賞	ニュース1

2019年度知的財産白書

発行日：2020年6月

発行人：朴原住(パク・ウォンジュ)

発行処：特許庁

〒35208

大田広域市西区庁舎路189

(政府大田庁舎4棟)

- ◆本冊子は著作権法により保護される著作物であり、無断転載や複製は禁じております。
- ◆本冊子に関する問い合わせなどがありましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。
 - － 特許庁企画財政担当官室、電話：042-481-5288